

平成 25 年度

博士論文（指導教授：田中 寛）

日本語とインドネシア語の条件文の対照研究
－用法と主節のモダリティを中心に－

大東文化大学大学院外国語学研究科

日本語文化学専攻博士課程後期課程

学籍番号：11233101

ARI ARTADI

（アリ アルタディ）

【章立て目次】

章立て目次	i
細目目次	iii
表目次	vi
図目次	viii
凡例	ix
第1章 序論	1
1.1 本研究の背景と目的	1
1.2 日本語の条件文の定義とその範囲	9
1.3 日本語の条件文とインドネシア語の条件文に関する先行研究	12
1.4 先行研究の問題点と本研究の課題	26
1.5 研究方法と分析の枠組み	32
1.6 本論文の構成	43
第2章 日本語の典型的な条件形式の用法と主節のモダリティについて	44
2.1 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法の使用分布	44
2.2 日本語の典型的な条件形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	48
2.3 日本語の典型的な条件形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ	106
2.4 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法と主節のモダリティのまとめ	125
第3章 日本語の条件文の周辺形式の用法と主節のモダリティについて	135
3.1 「テハ」形式の条件文の用法と主節のモダリティ	135
3.2 「場合」形式の条件文の用法と主節のモダリティ	147
3.3 「次第」形式の条件文の用法と主節のモダリティ	160
3.4 「ナイコトニハ」形式の条件文の用法と主節のモダリティ	168
3.5 「限り」形式の条件文の用法と主節のモダリティ	179
3.6 「テミロ」形式の条件文の用法と主節のモダリティ	196
3.7 日本語の条件文の周辺形式の用法と主節のモダリティのまとめ	202
第4章 インドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティについて	209
4.1 インドネシア語の概要	210
4.2 インドネシア語の接続詞	212
4.3 インドネシア語の複文と条件文について	213
4.4 インドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティ	219
4.5 インドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティのまとめ	251

第5章 日本語とインドネシア語の条件文の共通点と相違点について	260
5.1 日本語の条件文の典型的な条件形式と周辺形式の共通点と相違点	260
5.2 日本語とインドネシア語の条件文の共通点と相違点	278
第6章 結論	307
6.1 日本語とインドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティの結論	307
6.2 日本語とインドネシア語の条件形式に関する今後の研究課題	317
参考文献	330
用例出典	342
日本語条件文研究文献目録	344
既発表論文と各章の関係	369
謝辞	370

【細目目次】

章立て目次	i
細目目次	iii
表目次	vi
図目次	viii
凡例	ix
第1章 序論	1
1.1 本研究の背景と目的	1
1.2 日本語の条件文の定義とその範囲	9
1.3 日本語の条件文とインドネシア語の条件文に関する先行研究	12
1.3.1 日本語の典型的な条件形式「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」の先行研究	12
1.3.2 日本語の条件文の周辺形式の先行研究	18
1.3.3 インドネシア語の条件文の先行研究	22
1.4 先行研究の問題点と本研究の課題	26
1.5 研究方法と分析の枠組み	32
1.5.1 研究方法	32
1.5.2 条件文の分類基準	34
1.5.3 モダリティの基準	39
1.6 本論文の構成	43
第2章 日本語の典型的な条件形式の用法と主節のモダリティについて	44
2.1 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法の使用分布	44
2.2 日本語の典型的な条件形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	48
2.2.1 「ト」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	48
2.2.2 「タラ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	58
2.2.3 「レバ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	71
2.2.4 「ナラ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	85
2.2.5 日本語の典型的な条件形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティのまとめ	100
2.3 日本語の典型的な条件形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ	106
2.3.1 「ト」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ	107
2.3.2 「タラ」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ	113
2.3.3 「レバ」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ	117
2.3.4 「ナラ」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ	120
2.3.5 日本語の典型的な条件形式の恒常条件文・事実条件文 と主節のモダリティのまとめ	121
2.4 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法と主節のモダリティのまとめ	125

第3章 日本語の条件文の周辺形式の用法と主節のモダリティについて	135
3.1 「テハ」形式の条件文の用法と主節のモダリティ	135
3.1.1 「テハ」形式の用法の使用分布	136
3.1.2 「テハ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	137
3.1.3 「テハ」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ	143
3.1.4 「テハ」形式の条件文のまとめ	146
3.2 「場合」形式の条件文の用法と主節のモダリティ	147
3.2.1 「場合」形式の用法の使用分布	149
3.2.2 「場合」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	150
3.2.3 「場合」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ	156
3.2.4 「場合」形式の条件文のまとめ	159
3.3 「次第」形式の条件文の用法と主節のモダリティ	160
3.3.1 「次第」形式の用法の使用分布	161
3.3.2 「次第」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	161
3.3.3 「次第」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ	165
3.3.4 「次第」形式の条件文のまとめ	167
3.4 「ナイコトニハ」形式の条件文の用法と主節のモダリティ	168
3.4.1 「ナイコトニハ」形式の用法の使用分布	169
3.4.2 「ナイコトニハ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ.....	170
3.4.3 「ナイコトニハ」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ....	175
3.4.4 「ナイコトニハ」形式の条件文のまとめ	178
3.5 「限り」形式の条件文の用法と主節のモダリティ	179
3.5.1 「限り」形式の用法の使用分布	184
3.5.2 「限り」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	185
3.5.3 「限り」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ	192
3.5.4 「限り」形式の条件文のまとめ	195
3.6 「テミロ」形式の条件文の用法と主節のモダリティ	196
3.6.1 「テミロ」形式の用法の使用分布	198
3.6.2 「テミロ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	199
3.6.3 「テミロ」形式の条件文のまとめ	201
3.7 日本語の条件文の周辺形式の用法と主節のモダリティのまとめ	202
第4章 インドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティについて	209
4.1 インドネシア語の概要	210
4.2 インドネシア語の接続詞	212
4.3 インドネシア語の複文と条件文について	213
4.4 インドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティ	219
4.4.1 kalau 形式の用法と主節のモダリティ	221

4.4.2 jika 形式の用法と主節のモダリティ	231
4.4.3 (apa)bila 形式の用法と主節のモダリティ	239
4.4.4 asal(kan)形式の用法と主節のモダリティ	246
4.5 インドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティのまとめ	251
第5章 日本語とインドネシア語の条件文の共通点と相違点について	260
5.1 日本語の条件文の典型的な条件形式と周辺形式の共通点と相違点	260
5.2 日本語とインドネシア語の条件文の共通点と相違点	278
5.2.1 日本語の典型的な条件形式とインドネシア語の条件文の共通点と相違点 ...	279
5.2.2 日本語の条件文の周辺形式とインドネシア語の条件文の共通点と相違点 ...	294
第6章 結論	307
6.1 日本語とインドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティの結論	307
6.2 日本語とインドネシア語の条件形式に関する今後の研究課題	317
参考文献	330
用例出典	342
日本語条件文研究文献目録	344
既発表論文と各章の関係	369
謝辞	370

【表目次】

【表 1】	条件文の範囲	10
【表 2】	先行研究による「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」の用法とモダリティ	16
【表 3】	条件接続辞と主節モダリティ成立制約	17
【表 4】	先行研究による「テハ」・「場合」・「限り」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」 の用法とモダリティ	22
【表 5】	インドネシア語と英語の接続詞	23
【表 6】	インドネシア語の条件文の用法	26
【表 7】	日本語の典型的な条件形式と周辺形式の例文の収集数	33
【表 8】	インドネシア語の条件文の収集した例文の収集数	33
【表 9】	発見を表す条件文の前件と後件の述語	38
【表 10】	日本語のモダリティ分類	42
【表 11】	「ト」の用法を分析した結果と使用分布	44
【表 12】	「タラ」の用法を分析した結果と使用分布	45
【表 13】	「レバ」の用法を分析した結果と使用分布	46
【表 14】	「ナラ」の用法を分析した結果と使用分布	46
【表 15】	「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法の使用分布の比較	47
【表 16】	「ト」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	58
【表 17】	「タラ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	71
【表 18】	「レバ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	85
【表 19】	「ナラ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ	100
【表 20】	「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」形式の仮定条件文の用法	101
【表 21】	「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の主節の モダリティについて分析した結果	104
【表 22】	「ト」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ	112
【表 23】	「タラ」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ	117
【表 24】	「レバ」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ	120
【表 25】	「ナラ」形式の恒常条件文の用法と主節のモダリティ	121
【表 26】	「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の恒常条件文・事実条件文の 用法と主節のモダリティ	122
【表 27】	「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の条件文の用法	129
【表 28】	「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の 主節のモダリティの分析した結果	130
【表 29】	「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の恒常条件文の主節の モダリティの分析した結果	132
【表 30】	「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の事実条件文の 主節のモダリティの分析した結果	133

【表 31】	先行研究による「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」の用法とモダリティ	133
【第 32】	「テハ」形式の用法を分析した結果と使用分布	137
【表 33】	「テハ」形式の用法と主節のモダリティ	146
【第 34】	「場合」形式の用法を分析した結果と使用分布	149
【表 35】	「場合」形式の用法と主節のモダリティ	159
【表 36】	「次第」形式の用法を分析した結果と使用分布	161
【表 37】	「次第」形式の用法と主節のモダリティ	168
【表 38】	「ナイコトニハ」形式の用法を分析した結果と使用分布	170
【表 39】	「ナイコトニハ」形式の用法と主節のモダリティ	179
【第 40】	「限り」形式の用法を分析した結果と使用分布	185
【表 41】	「限り」形式の用法と主節のモダリティ	196
【第 42】	「テミロ」形式の用法を分析した結果と使用分布	198
【表 43】	「テミロ」形式の用法と主節のモダリティ	202
【表 44】	周辺形式の条件文の用法	204
【表 45】	日本語の条件文の周辺形式の典型的な仮定条件文の主節のモダリティ について分析した結果	206
【表 46】	日本語の条件文の周辺形式の恒常条件文・事実条件文の用法 と主節のモダリティ	207
【表 47】	先行研究による日本語の条件文の周辺形式の用法とモダリティ	208
【表 48】	インドネシア語の条件文の収集した例文の数	209
【表 49】	kalau 形式の用法を分析した結果と使用分布	221
【表 50】	kalau 形式の用法と主節のモダリティ	231
【表 51】	jika 形式の用法を分析した結果と使用分布	232
【表 52】	jika 形式の用法と主節のモダリティ	239
【表 53】	(apa)bila の用法を分析した結果と使用分布	240
【表 54】	(apa)bila 形式の用法と主節のモダリティ	245
【表 55】	asal(kan) 形式の用法を分析した結果と使用分布	246
【表 56】	asal(kan)形式の用法と主節のモダリティ	251
【表 57】	kalau・jika・(apa)bila・asal(kan) 条件形式の用法	253
【表 58】	kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)の典型的な仮定条件文の 主節のモダリティの分析した結果	258
【表 59】	日本語の典型的な条件形式の用法	260
【表 60】	日本語の周辺形式の条件文の用法	262
【表 61】	日本語の典型的な条件形式と周辺形式の条件文の用法	263
【表 62】	典型的な条件形式と周辺形式の仮定条件文のモダリティ	266
【表 63】	典型的な条件形式と周辺形式の恒常条件文・事実条件文 の用法と主節のモダリティ	272
【表 64】	典型的な条件形式と周辺形式の恒常条件文のモダリティ	273

【表 65】	日本語の典型的な条件形式とインドネシア語の条件形式の用法	280
【表 66】	日本語の典型的な条件形式とインドネシア語の条件文の仮定条件文のモダリティ	287
【表 67】	日本語の条件文の周辺形式とインドネシア語の条件形式の用法	294
【表 68】	日本語の周辺形式とインドネシア語の条件文の仮定条件文のモダリティ	301
【表 69】	日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の用法	310
【表 70】	日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の仮定条件文のモダリティ	316
【表 71】	日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の今後の研究課題	329

【図目次】

【図 1】	接続助詞の体系	11
【図 2】	典型的な仮定条件文	35
【図 3】	既定条件文	36
【図 4】	反事実条件文	36
【図 5】	恒常条件文	37
【図 6】	事実条件文	38
【図 7】	発見の構成	38
【図 8】	発現の構成	39
【図 9】	「ナラ」の基本的な流れ	86
【図 10】	インドネシア語の接続詞	212
【図 11】	インドネシア語の等位関係の複文の構造	213
【図 12】	インドネシア語の従位関係の複文の構造	215
【図 13】	インドネシア語の条件文の構造	220
【図 14】	日本語の条件文の構造	279
【図 15】	インドネシア語の条件文の構造	279

凡例

- その例文が文法的に正しくて自然な文である。
 - ? その例文が文法的に正しくないわけではないが、やや不自然であることを表す。文として用いられにくいと考える。表中では“△”という記号で表示されている。
 - ?? その例文が一部の例外を除き、非常に不自然であることを表す。用法の観点から考えるとほぼ用いられないと考える。表中では“×”という記号で表示されている。
 - * その例文が非文法的な文（非文）であることを表す。表中では“×”という記号で表示されている。
- 下線（ 実線 ） 例文の従属節の部分である。または、その例文で取り上げている形式と共起する部分を表す。
- 下線（ 破線 ） 例文の主節の部分である。

インドネシア語の例文の説明で用いた記号

NEG	:	Negative	否定詞
PERF	:	Perfect	完了を表す語
FUT	:	Future	未来を表す語
PRO	:	Pronoun	3人称の代名詞
REL	:	Relative	関係詞
COMP	:	Complementizer	補文を導く語
COPU	:	Copula	判断詞
PART	:	Particle	文末語

日本語とインドネシア語の条件文の対照研究

－用法と主節のモダリティを中心に－

第1章 序論

本章は本研究の導入の部分である。本章は6つの部分に分けられる。1.1節では、本研究の背景と目的を説明する。1.2節では、日本語条件文の定義と範囲を説明する。1.3節では、日本語とインドネシア語の条件文に関する先行研究を紹介し、既に明らかになった部分を説明する。1.4節では先行研究の問題点と本研究の課題を説明する。1.5節では研究方法と分析の枠組みを説明する。1.6節では本論文の構成である。

1.1 本研究の背景と目的

言語というものは魅力的なものである。言語は人間の間で円滑なコミュニケーションを取るためのものだけではなく、知識や知恵などを伝える最も重要な道具である。従って、言語は人間の文化の進歩や文明化に欠かせない要素である。他の社会や国の人間と接触する時、又はその社会の文化や価値観をより理解しようとする時に重要な要素の一つは、その社会やその国の言語を理解することである。なぜならば、言語には、その社会や人、或いはその国の性格や特徴が表れると言われており、現実もその通りである。

世界には多くの言語があり、それぞれの言語は独自の文法や規則を持っている。従って、その言語の環境で育てられた人間（母語話者）以外、その言語の文法や規則を理解するためには時間がかかる。言語というものは語彙や様々な文法から成り立つ。しかし、人間は別の社会や別の国に住んだとしても、生活の場面では同じような場面、或いは習慣を持つ場合が多い。そのために、同じ生活の場面で同じような言語の形式を使用する可能性が高い。例えば、質問する場面において、各言語は語彙や文法が違っても、質問という目的は変わらない。つまり、語彙や文法が違っても、質問の場面では同じように疑問文が用いられる。また同じように、事実と反する仮定の場合、日本語もインドネシア語も条件文が用いられる。条件文の構造は複文の中でも複雑な体系を持っている。従って、条件文の研究にはまだ明らかになっていない部分が少なくない。また、インドネシア語の条件文の研究はほとんど未開拓の領域である。本研究が日本語とインドネシア語の条件文に注目するのはそのためである。

条件文或いは条件表現、英語で言えば *conditional sentence* はどんな言語にも存在する文法形式である。世界の言語には様々な条件文の形式がある。一般に条件文は複文の形で現れる。ある言語では、2つの条件形式を持ち、またはある言語は2つ以上の条件文の形式を持っている。例えば、英語は *if* と *when* という形式が条件文の代表として知られている。フィリピン語には条件文の代表形式として *kapag* と *kung* という2つの形式がある。また、韓国語では条件文と言えば、*-umyen*、*-ketun*、*-eya* という3つの形式が代表的である。さらに、日本語の条件文は、「ト」・

「タラ」・「レバ」・「ナラ」の4つが代表的な形式として知られている。この事実を見ると、どんな言語でもあらゆる形式であることがわかる。従って言語教育、特に外国語教育におけるケースでは、条件文が一つの重要な課題としてよく取り上げられる。但し、言語によって様々な用法と特徴を持っている。単純な使い方もあれば複雑な使い方もある。このような理由で、条件文の用法と特徴に関する研究は興味深い研究である。日本語の条件文も例外ではない。

外国語教育における日本語の条件文と言えば、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」この4つの典型的な形式は一般的に初級段階（初級の後半から）で提出されている¹。日本語の初級と中級段階では条件文は主に仮定的な用法と反復的用法が中心に紹介されている。例えば、以下のような文章が用例としてよく出てくる。

- (1) もし お金があれば、わたしはテレビを買います。 (日本語初歩:273)
- (2) お金がたくさんあったら、自動車を買いたいです。 (しんにほんごのきそI:209)
- (3) テレビを買うなら、駅前の店が安いですよ。 (日本語初歩:275)
- (4) このボタンをおすと、機械が止まります。 (しんにほんごのきそI:190)

以上の文は外国人のための日本語初級の教科書の例文である。これらの例文を見ると、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の形式は仮定的と反復的な用法しか取り上げられていない。なぜ日本語教育の初級の段階には、仮定的と反復的な用法しか現れないのだろうか。それはおそらく、他の言語でも条件文の形式といえ、この仮定的な条件文と反復的な用法が中心として用いられるからであると考えられる。(1) から (4) までの例文は学習者の母語と同じ用法であるから、より理解しやすいという利点が挙げられる。しかし、学習者にとって一番気になることは、この4つの形式がどんな特徴を持っているか、また、各形式が同じ用法に置き換えられるかという点である。

さらに、中級段階に進むと、初級と同じように主に仮定的と反復的な条件文が現れるが、過去一回起こった出来事を表す条件文が紹介され始める。過去一回起こった出来事を表す条件文を本研究では事実条件文と呼ぶことにする。事実条件文とは、前件と後件の事態が既に実現したことである、という時間的な順序関係の条件文のことを指す。前件と後件の事態は個別的なものであり、どちらも過去一回だけ起こったものであるとする。

- (5) 家に帰ったら、母から荷物が届いていた。 (みんなの日本語中級I:16)

(5) の例文では、「タラ」形式は事実条件文であり、既に実現した出来事を表す。従って、このような例文は仮定でも、反復でもない条件文である。(5) の例文を見ると、次のような疑問が浮かぶ。この事実条件文は「タラ」形式しか現れないのか。他の形式には同じような文が現れるのだろうか。また、以下のような形も中級の教科書に現れる。

¹ 本研究で「ト」「タラ」「レバ」「ナラ」形式は日本語の典型的な条件文の形式と呼ぶことにする。この「ト」「タラ」「レバ」「ナラ」の順は一般的な日本語の教育順である。そして、「レバ」は「バ」でも表記することが可能である。

(6) 頭の中に具体的に理想の自分がイメージできたら、立っている位置を変えて、今の、つまりイメージの中では過去の自分と向き合うのです。そうすれば、将来の理想の自分から見て、現在の自分に何が足りないのか、何をしなければならないかがわかってきます。

(みんなの日本語中級 I : 82)

(7) そこで、みんなはおもしろがって、男を怖がらせるために、まんじゅうをたくさん買って来た。すると、男はまんじゅうを見て、震え出した。(みんなの日本語中級 I : 96)

(6) と (7) で線を引いた部分は、「ソウスレバ」と「スルト」であるが、これは初級で学習した「レバ」と「ト」形式とは少し違い、「シカシ」、「ソシテ」のような接続詞と似ている形である。この形は他の、「タラ」形式にも「ナラ」形式にも存在しているのか、そして、どんな用法または機能を持っているのかという疑問が浮かんでくる。

以上の (1) から (7) までの例文から考えて見ると、日本語の条件文には仮定的と反復的な出来事だけではなく、その他の用法と形が存在しているという現実が見えてくる。しかし、これはあくまでも教科書に載せているものである。そうすると、日本の社会で実際に使われている条件文の“本当の姿”がどう現れているのかが興味深い。

日本の新聞、雑誌、小説などを調べた結果、日本語の条件文の 4 つの形式は、仮定的と反復的な出来事の用法が多く表れていることが判明した。事例は以下の通りである。

(8) 民主党はガタガタで、自民党も、他の新党も政権を担う力が足りない。この問題を解決しないと、日本という国はだんだんと衰退していくだろう。 (アエラ 2010/06/14)

(9) もし、竹中氏の得票が予想されているよりかなり少なければ、そんな強硬策は見送られるかもしれない。 (週刊朝日 2004/07/30)

(10) 死ぬ前日おれを呼んで坊っちゃん後生だから清が死んだら、坊っちゃんのお寺へ埋めてください。 (夏目漱石『坊っちゃん』)

(11) パソコンでつぶやくなら、外に出て、おはようといいたい。 (朝日新聞 2010/04/24)

(8) から (11) までの例文の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」は仮定的な出来事を表している。前件と後件は仮にその出来事が実現する場合という話か、将来に起こりうる出来事か、予想される出来事である。つまり、文全体が非実現的な出来事を表している。また、次のような事例も見られる。

(12) あんな無茶なことさえしなかったら、こんなことには絶対になっていません。

(松本清張『死の枝』)

(13) 男のアパートからは、大量の株式投資の本や、株価の動きを記したメモが見つかった。「これだけ勉強したなら、自分で株で稼げばいいのに」と捜査員も苦笑い。

(朝日新聞 2009/05/30)

(12) の例文は、前件と後件の事態が既に起こってしまった後で、遡及的にそれとは反対の出来

事を仮定してきている。(13)の例文は基本的に(12)と同じであるが、少し違う部分がある。それは、前件は実際に起こった事態であるという点である。しかし、(12)も(13)も例文は間違いなく事実に反する仮定的な条件文であり、(8)から(11)までの普通の仮定条件文と比べると違う性格が見られる。この実例を見ると、日本語の条件文の仮定条件文にも種類が存在するということが分かる。また、収集した実例には反復的な出来事もある。

(14) よく知られているのは、海溝沿いで巨大地震が起こると、その前後の期間に内陸の地震も起こりやすくなるということだ。 (アエラ 2004/12/13)

(15) 金利が高ければ借金しにくくなって市中に流通する通貨の量が減り、価値が上がる。 (週刊朝日 2008/6/13)

(16) 仕事で夜中3時に帰っても、お風呂に最後に入ったら、風呂掃除は必ずする。 (アエラ 2009/04/20)

(17) 韓国では母親を象徴するアイコンのような人で、彼女を撮るなら母親についての話になる。 (アエラ 2009/11/02)

(14)から(17)までの反復的な例文も、仮定的な条件文と同じようにいくつかの種類が見られる。(14)は自然現象を述べている条件文であり、(15)は経済的観点からの一般的考えの条件文であり、(16)は個人の習慣であり、(17)はある国の習慣を描いている条件文である。この仮定的な条件文と反復的な条件文はよく表れるので、日本語の条件形式の主な用法として捉えられるだろう。しかし、日本語の条件文には仮定的と反復的な条件文だけではなく、以下のような例文もよく見ることができる。

(18) 階段を駆け上がると、朝の陽光を浴びた白い車体が目を覆った。(田中寛『母といた夏』)

(19) ばあちゃんが来たら、俺が恥ずかしい思いをすると考えている様子だった。
(島田洋七『佐賀のがばいばあちゃん』)

(18)と(19)は仮定的な出来事でもなく、反復的な出来事でもなく、過去に一回限り起こった出来事である。このような場合は「ト」と「タラ」条件形式で現れる。ここで改めて「ト」と「タラ」形式以外の、他の条件文の形式にも同じ用法を用いるのかという疑問が浮かんでくる。

以上の(8)から(11)までの例文は仮定的条件文、(12)と(13)の例文は仮定の反事実条件文、(14)から(17)までの例文は反復的な条件文、そして(18)と(19)の例文は過去に一回限り起こった出来事を表す例文である。仮定・反事実・反復・過去に一回限り起こった出来事という用法は、これらの「ト」「タラ」「レバ」「ナラ」形式には必ず現れるのかという疑問が生じる。

さらに、もっと調べると、日本語の条件文の4つの形式には変異形がよく見られる。

(20) そのときは向こうの大型車も停まっていて、中から運転していた男があわてて出てくるのが見えました。すると、その男が横から赤いセーターの女が走ってくるのが見えました。 (松本清張『死の枝』)

- (21) 一般の人は投票できません。そんな意味のない選挙のためにまた、何日間もの政治空白ができるのです。だったら一刻も早く解散して、普通の人が投票できる選挙をやってほしいものです。(週刊朝日 09/03/06)
- (22) 「夢は大きければ大きいほど実現できると思っています」(アエラ 09/06/08)
- (23) 事実関係が違うならともかく、インタビューのどの部分を読者に届けるかは、言論の自由にもかかわる問題だ。(週刊朝日 10/01/29)
- (24) 省エネというと、室温を2度上げるとか数字の話になりやすい。(朝日新聞 07/07/29)
- (25) 障害者と健常者がスキー技術の交流をすることが出来たら。そんな夢がある。(朝日新聞 06/03/11)

上の(20)から(25)までの例文には、4つの形式が変異形現れている。(20)と(21)の例文では「ト」と「タラ」は、「スルト」と「ダッタラ」という接続詞/接続表現²のような形である。(22)と(23)の「～レバ～ホド」と「ナラトモカク」という特殊な形である。(24)は「トイウト」という複合辞³であり、さらに、(25)では「タラ」が文末に、終助詞⁴のような形で現れる。この現象を考えると、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式に多種の形が現れることによって、より多くの特徴と用法が存在しているはずと考えるのが自然であろう。

以上の現象を考えると、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の形式の用法と多種の形式の問題に関して、外国人の日本語学習者だけでなく、日本人でさえも悩ませることのある問題であろう。それだけでなく、日本語には、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の意味、機能、用法と似ている文型形式が存在している。例えば、以下の例文を見てみよう。

- (26) 前回は故郷・盛岡を目指し、うまくいかなかった。それが脳裏にあったから、今度はとっさに進路を北へ。当てがあったわけではない。最寄りの能代駅から電車に乗っては、関係者に見つかるかもしれない。(朝日新聞 2009/10/1)
- (27) 同じ学校で転出入が多い場合には、学校全体の雰囲気も変わるかもしれない。(朝日新聞 2011/07/26)
- (28) もし、2人で共謀したとしても、密室内の相談だから、松山容疑者が美代容疑者を完全に裏切って、謀議の過程を話さない限り、美代容疑者を共犯として有罪にするのは難しいかもしれない。(アエラ 2010/08/30)
- (29) 改革派のエコノミスト、シュミリョフ国会議員は「ヤミ経済に流れるホットマネーの規模は2000億ルーブルから2500億ルーブルで、これを吸収することが先決。それ

² 日本語記述文法研究会(2009:49)によれば、接続表現は、後続部の内容が談話の先行部や談話全体とどのような関係あるかを示す言語的要素である。

³ 松木正恵(1990:27)によれば、いくつかの語が複合して、ひとまとまりの形で辞的機能を果たすもの「複合辞」という。例えば、助詞・助動詞のみが二つ以上複合した形-「からには」「ては」等である。

⁴ 日本語記述文法研究会(2003:239)によれば、話し手が発話状況をどのように認識し、聞き手にどのように示そうとしているのかを終助詞によって表すものである。終助詞には、伝達に関わる「よ」「ぞ」「ぜ」「さ」「わ」、確認・詠嘆に関わる「ね」「な」「なあ」「よね」がある。さらに、「とも」「もの」「もん」「の」「つけ」「ってば」のような終助詞相当形式もある。

を急がないことには改革をつぶしかねない。数年単位でなく数カ月単位でやらねばならない」と記者に言った。(朝日新聞 1990/09/05)

(30) 浜田市の宇津徹男市長は会合後の取材で、「わかりやすい資料がそろい次第、5月中には住民に説明できるようにしたい」と話した。(朝日新聞 2012/04/17)

(31) 泉忠夫さんの父は生前、泉さんのきょうだいに「自分が被爆者だと言ってみる、嫁にいけなくなる」と口をすっぱくして話していた。(朝日新聞 2011/03/03)

上の(26)の「～テハ」、(27)の「～場合」、(28)の「～限り」、(29)「～ナイコトニハ」、(30)「～次第」、(31)「～テミロ」の形式を見ると、これらの形式は「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の主な用法と同じように仮定的条件文を表している。従って、日本語の条件文には「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」以外にも、似ている意味や用法の文法形式がいくつか存在する。これらの形式を多くの日本語学者は条件文の周辺と呼んでいる。

この条件文の周辺の現象に対して二つの疑問が出てくる。まず、この周辺の形式の意味、特徴、用法などのことである。「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式に比べると、この周辺の形式の意味、特徴、用法に関する研究は多くない。そして、主節に表われるモダリティのと、条件文の周辺形式の間に共通点と相違点、及び置き換えの可能性を明らかにする研究はまだ少ない。

以上の説明に基づいて考えると、日本語の条件文には2つ大きな問題が存在していると言える。それは、用法と共通点・相違点の問題である。この2つの問題を解決するためには、用法の分類基準を定める必要がある。そして最も重要なのは各形式の文末に表れるモダリティに注目することである。なぜ、文を分析するためにモダリティを見るのが重要なのか。日本語記述文法研究会(2003)によれば、文は意味的な側面から成り立つために命題とモダリティが必要である。命題は、文が伝える事柄的な内容を担うものであり、モダリティはその文の述べ方を担うものである。つまり、モダリティには文の内容に対する話し手の判断、発話状況と聞き手に対するとらえ方だけでなく、その文の時制とアスペクトも含まれると考えられる。例えば、条件文の場合は、先ほどの(8)から(11)までの「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式は、同じ仮定的用法を表す例文でも文末に現れるモダリティが異なる。(8)から(11)までの例文の文末のモダリティを見ると、推量の「だろう」、蓋然性の「～かもしれない」、依頼の「～ください」、意志の「～たい」という異なるモダリティが出てくる。推量・蓋然性・依頼・意志のモダリティによって、この文は将来に起こり得る、話し手が予測されている出来事を表している。そのため、これらの文は反復的条件文や、過去一回限り起こった条件文ではないと確認できて、この文章は仮定的な条件文であるということが出来る。すなわち、モダリティによって条件文を分類することができるのだ。

さらに、条件文の各形式の共通点と相違点及び置き換えの問題に関しても、モダリティが重要な役割を担っている。例えば、先行研究によって、「ト」形式には意志・願望・命令・依頼・要求・勧誘という話し手の意志を表すモダリティは現れない、ということが分かっている。そして、「レバ」形式にもモダリティの制約があり、従属節の述語が動作性の場合、主節に「ト」形式と同じように意志・願望・依頼・要求・勧誘という話し手の意志を表すモダリティは現れない。例えば、蓮沼ら(2001)は以下の例文をあげている。

- (32) *台風が来ると帰りなさい。 (蓮沼ら、2001 : 29)
 (33) *講師の先生が来れば、すぐに手をあげて質問しなさい。 (蓮沼ら、2001 : 5)

(32) と (33) の例文からわかるように働きかけの命令モダリティの「～なさい」は「ト」と「レバ」に用いることができない。従って、「タラ」と「ナラ」のような他の条件形式、意志を表すモダリティが現れると、「ト」と「レバ」の形式に置き換えられないということになる。この例を見ると、条件文を分析するときに主節のモダリティに注目すべきものである。

では、日本語の条件文において、条件文の4つの形式の用法、形などの問題と、条件文の周辺の形式の意味、用法などの問題以外で、最も外国人の研究者の興味を引くことはと言えば、日本語の条件文と自分の母語との対照である。なぜなら、説明してきた通り日本語の条件文には様々な用法や形式が存在するので、これらを他の言語の条件文と対照することで、日本語の条件文の複雑さ、特徴、注意すべきことなどもはっきり見えるし、対応する部分と対応しない部分（共通点と相違点）も明確にできたなら、その結果が言語教育の場においても翻訳・通訳の作業の問題にも、解決方法と対策の基礎として利用できると考えられるからである。

本研究において日本語と対照する言語はインドネシア語である。インドネシア語には日本語と同じく条件文を表すのにいくつかの形式が存在している。条件文には *kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* という代表的な形式が用いられる。日本語と同じく、この4つの形式は仮定的な出来事を表すためによく用いられる。例えば、

- (34) Kalau pernikahan itu terwujud, Syekh Puji memiliki empat istri.
 タラ/レバと/ナラ 結婚 その 実現 シェックプジさん 持つ 四 奥さん
もし、その結婚式が実現すればしたら、シェックプジさんは4人の奥さんを持つことになる。

(Kompas 2008/10/24) (筆者訳)

- (35) Jika rencana PBB gagal, Suriah terancam perang sipil.
 タラ/レバと/ナラ 計画 国連 失敗 シリア 恐れがある 内戦

国連の計画が失敗した場合、シリアでは内戦が勃発する恐れがある。

(Republika 2012/04/12) (筆者訳)

- (36) Bila tak hemat energy, Indonesia terancam musibah besar 2050.
 タラ/レバと/ナラ NEG 節約 エネルギー インドネシア 恐れがある 災害 大きい 2050

エネルギーを節約しなければ、2050年にインドネシアで大規模な災害が発生する。

(Tempo 2008/05/16) (筆者訳)

- (37) Asalkan menerima uang, saya mau bekerja sampai malam.
 さえ～レバ もらう お金 私 ～たい 働く まで 夜

お金さえもらえば、夜まで働きます。

(作例) (筆者訳)

(34) から (37) までの例文を見ると、すべて仮定的な条件文である。そして、これらの条件文は反復的な出来事についても用いられることがある。

- (38) Kalau sedang enak hati kami saling bercerita tentang
 ト/タラ/レバ/ナラ ~ている 気が向く 私たち お互い 話 について
 keseharian dan universitas kami, tetapi itu hanya sepotong-sepotong
 日常 と 大学 私たち しかし それ ただ 部分的
 tidak berkembang. (Norwegian Wood : 47)
 NEG 広がる

気が向くとお互いの生活や大学の話をしたが、どれもこれも断片的な話で、それが何かにつながっていくというようなことはなかった。 (ノルウェイの森 上 : 56)

- (39) Jika hujan turun, kami membuka payung dan terus berjalan.
 ト/タラ/レバ/ナラ 雨 降る 私たち 開ける 傘 と ずっと 歩く
雨が降れば傘をさして歩いた。 (ノルウェイの森 上 : 58) (Norwegian Wood:49)

以上の (34) から (39) までの例文を見ると、これらの例文は日本語の条件文と同じようにインドネシア語の条件文にも仮定的と反復的な出来事が現れることがわかる。さらに、

- (40) “kalau begitu di kertas jawaban mu tulis saja `saya orang Jepang`”
 では に 紙 答案 あなた 書く だけ 私は 日本人
 (Nenek Hebat Dari Saga :166)

「じゃあ答案用紙に『私は日本人です』って書いとけ」(佐賀のがばいばあちゃん : 144)

- (41) Hei, bagaimana kalau kita jalan-jalan sebentar di luar.
 ねえ、 どう ト/タラ/レバ/ナラ 私たち 散歩 ちょっと に 外
 (Norwegian Wood:217)

「ねえ、そのあいだ私と二人で少し外を散歩しない?」 (ノルウェイの森 上 : 234)

上の (40) の例文の「kalau+ begitu」は日本語の原文の接続表現の「じゃあ」=「では」の翻訳である。この kalau begitu は非条件文の用法で言えば、「接続表現の用法」と似ていると考えられる。一方、(41) の例文は日本語の原文には条件の形式が見当たらないが、このような相手を誘う文はインドネシア語に翻訳すると、必ず kalau が出てくる。この kalau の用法は (25) のような「レバ」と「タラ」の終助詞的な用法と似ていると考えられる。

インドネシア語の条件文の例文を見ると、インドネシア語の条件文にも日本語と同じように様々な特徴と用法が存在することが分かる。但し、このインドネシア語の条件文の形式の先行研究は非常に少ない。従って、インドネシア語の条件文の分類用法を明確にするために、本研究では日本語と同じ基準で分析を行うことにする。

以上の説明から、日本の条件文には多くの問題が存在するということは事実と言ってよいだろう。これは、条件文の4つの形式の意味、特徴、用法、主節のモダリティ、形などの問題だけでなく、条件文の周辺の問題、さらに、他の言語と対照する問題も研究課題としてよく取り上げられている。日本語の条件文に関する問題を考えてみれば、議論する余地はまだ多い。日本語の条件文には、数多くの先行研究がある。しかし、日本語の条件文にある問題を全て解決できて

いるとは言えないので、条件文の研究は継続され、新たな議論と成果も次から次へと出てきている。この状況から考えると、日本語の条件文は複雑だからこそ、言語研究者にとって興味深い研究対象であることは間違いない。

本研究における最大の目的は、日本語の典型的な条件文とその周辺形式の用法と主節のモダリティを明確にし、整理することである。この分析した結果に基づき、日本語の条件文とその周辺の各形式の共通点と相違点、及び置き換え可能性と、インドネシア語の各条件文の共通点と相違点、及び置き換え可能性を論じる。さらに、日本語の条件文とインドネシア語の条件文の特徴と用法の共通点と相違点を明らかにする。

1.2 日本語の条件文の定義とその範囲

“日本語の条件文とは何か”という質問に対して論じている研究はさほど多くはない。したがって条件文の意味や用法などを論じる前に、条件文の定義と範囲を理解すべきだと考えられる。日本語の場合、条件文と条件表現という言葉は同じものであるという見方が多い。例えば、『日本語学キーワード事典』(1997: 221)によれば、条件表現は順接条件と逆接条件の二つに大きく分けられている。順接条件は日本語の教育において、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」という四つが代表的な形式として知られている。多くの学者はこの四つの形式を「条件表現」／「条件文」と呼ぶ。また、逆接条件にあたるものを「譲歩表現」／「譲歩文」と呼んでおり、代表的なものは「テモ」と「ノニ」の形式であると述べている。以上の定義に基づいて、条件表現或いは条件文といえ、一般に順接条件文の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」という4つの形式を指すこととする。

条件表現／条件文の定義と使用範囲について、田中寛(2004)は次のように説明している。田中(2004: 41)によれば、条件表現とは「後件(主節)で表される事態の成立が前件(条件節)で表される事態の成立に依存し、かつ前件が非現実の事態を表すもの」のように規定される。「非現実」世界には未出現の事態も含まれる。この依存関係という把握、あるいは前件が後件の「引き金」となる意味構成については、広く複文に共通する論理関係を解明していく必要がある。ただ、「現実」と「非現実」世界の意味設定の問題をめぐるのは、文の前件が既出の内容の反復において、または時間的前後関係において、つねに厳密な意味での「非現実」の事態のみを表すとはかぎらない。実際の使用状況を見れば、「非現実」世界の中に目前の未出現の事態が言い含まれていることも少なくない。例えば、「窓を開けると、外は雪が降っていた。」「駆け込みますと危険ですから、おやめください。」という例文があげられる。条件の設定における前提的事態の所在、行為の意味づけには、時間関係、因果関係などの要素も視野に入れざるを得ない。

上の二つの意見に基づいて、条件表現/条件文とは二つの事態の間の依存関係を表し、順接条件に当たるものである、という定義が成り立つ。その代表的な形式は「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」という4つの形式であり、使用範囲に関して、非現実だけの事態が表すことではなく、目の前に現れる事実、因果関係を表す事態も条件表現の範囲と言えらる。条件文の代表的な「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」という4形式の使用範囲に関して、鈴木義和(2009: 69-94)の説も採用する。鈴木(2009)によれば、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の使用範囲は、A、B、C、D、という4つのタイプの範囲に分けられている。

1. A の意見は、条件文とは仮定、一般、事実、原因という4つのタイプの文が条件文であるという意見である⁵。このA の意見は、古典文法で言うところの条件表現、すなわち未然形+バの仮定条件法と已然形+バの確実条件法に対応するものを全て条件文と呼ぶ立場である。
2. B の意見は、条件文とは仮定、一般、事実という3つのタイプの文が条件文であるという意見である。B の意見は「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」で2句が接続されている文を条件文と呼ぶ、という立場である。従来の条件文研究では、特に条件文とは何かということ厳密に規定せず、一応の目安、一時的な適用として、範囲のものを条件文ないし条件表現と呼んできたという事情がある。
3. C の意見は、条件文とは仮定と一般という2つのタイプの文が条件文であるという意見である。C の意見は、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の用法から、既定の事実間の事態関係を表す事実タイプを除いたものを条件文とする立場である。これは、英語の if 文に訳すことができる範囲のものを条件文とする立場である。
4. D の意見は、条件文とは仮定の文のみであるという意見である。D の意見は、「モシ」を使って「もし～したら」などということができるものだけを条件文であるとする立場であり、仮定的なものだけを条件文と考える立場である。

以上をまとめると、表1のようになる。

表1 条件文の範囲

	A	B	C	D
仮定	○	○	○	○
一般	○	○	○	×
事実	○	○	×	×
原因	○	×	×	×

(鈴木 2009 : p 71)

⁵ 鈴木 (2009 : 70) は条件文に関わるいくつかのタイプの文の中で、典型的に重要であると考ええるものとして、次の①～④を取り上げている。

- ① 仮定 (前句事態が成立するか否かが未定・未知である場合と前句事態が反事実である場合)
 - (1) この試合に勝てば、決勝進出が決まる。
 - (2) もし山田さんが来たら、この本を渡してください。
 - (3) あの試合に勝っていれば、決勝に進出していたのに。
- ② 一般 (恒常的・一般的に後句事態が前句事態に伴って成立する場合)
 - (4) ガラスのコップをコンクリートの床に落とせば、割れてしまう。
 - (5) アンモニア水にフェノールフタレインを加えると、赤紫色になる。
- ③ 事実 (前句事態の成立に伴って後句事態が成立することが過去に一回生じた場合)
 - (6) 家に帰ると、親戚の人が集まっている。
 - (7) 窓を開けたら、蚊が入ってきた。
- ④ 原因 (前句事態の成立に伴って後句事態が成立することが過去に一回生じた場合)
 - (8) 雨が降ったので、試合は中止になった。
 - (9) お腹が減ったから、カレーを食べた。

本研究はA、B、C、Dという4つの意見の中ではBの立場である。但し、A、B、C、Dの意見には、条件文というものは仮定的な条件文さえ持っていれば、条件文の形式として認定されるといえるだろう。そう考えると、条件文というものは、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式のことだけでなく、1.1.で述べた「場合」、「テハ」、「限り」、「次第」、「ナイコトニハ」、「テミロ」など仮定的に出来事を表す形式の文も条件文と言えるだろう。従って、本研究ではこれらを条件文の研究対象に含めることとする。

では、そもそも「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」とは何であろうか。多くの意見は「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」は日本語の品詞の中で接続助詞のグループである。接続助詞の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」は付属語であり、それ自体語彙的な意味を持たないので、常に他の自立語について文の成分を構成する品詞である。従って、前に必ず動詞・形容詞・名詞が付いている。この接続助詞はどんな役割であるのか。加藤重広(2006:112)によれば、接続助詞は語・句・節・文・複数の文(段落)などをつなぐもので制約がないのに対して、接続助詞は一般に節と節をつなぐためにのみ用いる。つまり、基本的に接続助詞は複文の構成でしか用いられない。さらに、加藤氏は、接続助詞を論理関係と事態の関係づけという二つの種類に分けている。

1. 論理関係は、「そこに行けば、太郎に会える」のような仮定と帰結の関係、「そこに行ったので、太郎に会えた」という原因理由と結果、「そこに行っても、太郎に会えない」という譲歩と帰結の関係に分けることができる。
2. 事態の関係づけは、「そこに行って太郎に会った」のように特段の関係づけを行わずに続ける単純な接続、「そこに行ったが、太郎はいなかった」のように前件からの推論と後件の対照性がある接続(=逆接に相当する)、「歌を歌いつつ、太郎を見た」のように2つの事態が同時に成立する接続、「そこに行ったところ、太郎に会えた」のように前件からの推論を遮断して後件を展開される接続に分けることができる。「そこに行ったけれども、太郎に会えない」は逆接に含まれる。

以上をまとめると、図1のようになる。

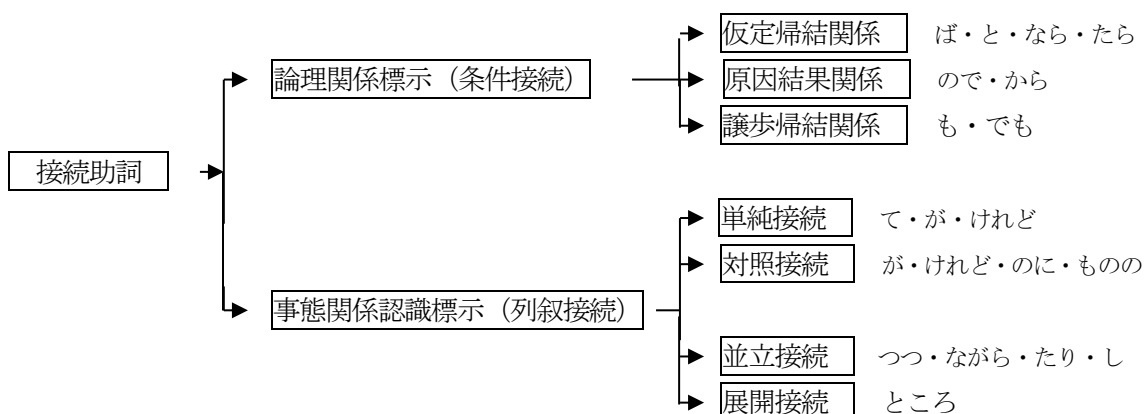


図1 接続助詞の体系(加藤重広、2006:112)

以上の説明に基づいて、一般に「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」は接続助詞として論理的な関係を表す複文の構成に用いられる。

条件文の周辺形式に関して、田中寛（1985）は「条件表現における提題化機能」という論文の中で、順接条件文の周辺として「テハ」・「ニハ」・「限り」という形式を取り上げている。また、庵功雄・高梨信乃・中西久美子・山田敏弘（2001）『中上級を教える人のための日本語文法ハンドブック』には「モノナラ」、「テミロ」、「ナイコトニハ」、「トシタラ・トスルト・トスレバ」、「テハ」、「テモシタラ」、「場合（二）ハ」、「とき（二）ハ」、「際（二）ハ」という条件文の周辺的な形式を示している。そして、日本語記述文法研究会（2008）『複文』には「テハ」、「場合」、「限り」、「ナイコトニハ」が順接条件文の周辺の形式として取り上げられている。本研究では、全ての条件文の周辺形式については取り上げることはできないが、「テハ」・「場合」・「限り」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」という6つの形式を研究の対象として挙げる。この6つの周辺形式は「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」条件文形式と同様、接続助詞として働く。接続助詞はそれ自体語彙的な意味を持たず、常に他の自立語について文の成分を構成する品詞なので前に必ず動詞・形容詞・名詞が付く性質があるが、この6つの周辺形式もまた、論理的な関係を表す複文の構成に用いられている。

1.3 日本語の条件文とインドネシア語の条件文に関する先行研究

条件文の研究では、各条件形式の用法についてしばしば取り上げられている。各形式が構成されている要素にどのような規則が働いているのか、ということがそこでの主な論点である。それは具体的には、条件文の従属節と主節の関係と、主節のモダリティのことである。以下では、先行研究の日本語の典型的な条件形式とその周辺の形式の特徴、用法、モダリティ、置き替えの可能性に関する結論をまとめて、問題点を論じる。

1.3.1 日本語の典型的な条件形式「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」の先行研究

日本語の典型的な条件形式の「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」には、仮定的、反復的、過去に一回限り起こった事実的な用法などが存在している。従って、条件文を理解するために、各形式の特徴と用法を明確することは第一段階として最も重要なことである。この各形式の特徴と用法分類については数多くの先行研究が存在している。重要な先行研究には、有田節子（2007）、久野暲（1973）、鈴木義和（1994）田中寛（1994、2000、2004、2010）益岡隆志（1993a、1993b、2000、2007）、蓮沼昭子・有田節子・前田直子（2001）、前田直子（2009）がある。これらの先行研究をもとにして「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」の特徴と用法を以下のようにまとめる。

まず、「ト」形式の特徴と用法についてのまとめをみる。田中（2004：43）は、「ト」形式はとくに話し手が事実として認識している立場での依存関係を定立される機能を担うところに特徴が見られると述べている。そのため、「ト」形式では文末の部分に話し手の意図（意志・命令・許可・希望・依頼・忠告・誘いかけなど）は一般的に現れにくい⁶。従って、「ト」形式の用法は仮定的な事態より、一般的／反復的な事態と事実的な事態（事実を伝える）の場合に圧倒的に多く使用

⁶ 久野暲（1973：144）をはじめ、田中寛、蓮沼昭子、有田節子、前田直子も同じ意見を述べている。

される⁷。反復的な「ト」の出来事と事実的な「ト」の出来事の後件(主節)の事態は、話し手が自分の意志でコントロールできない事態である。「ト」の事実的な出来事の後件は過去の一回限りの出来事を表す⁸。「ト」の例文は以下のようである。

(42) たいていの教授は、いったん教授になってしまうと研究などしなくなり、本も買わなくなる。 (益岡 2003 : 15)

(43) ドアを開けると、父が倒れていた。 (蓮沼ら 2001 : 31)

上の (42) の例文は反復的な条件文であり、(43) の例文は事実的な条件文である。(42) の前件の「教授になってしまう」ことも後件の「研究などしなくなり、本も買わなくなる」ことも既に実現した出来事であり、反復的に起こるものである。(43) の前件の「ドアを開けること」も後件の「父が倒れる」ことも過去の一回限りの出来事を表す。これらの条件文の種類は「ト」形式によく表れる例文である。

次に、「レバ」形式の特徴と用法をあげる。益岡 (1993 : 7) によれば、「レバ」形式の特徴は、従属節 (前件) と主節 (後件) の間の一般的な因果関係 (general causal) 或いは必然的な因果関係を表すことである。さらに、田中 (2004 : 47) によれば、一般的な因果関係、必然的な関係を表す「レバ」形式文は、一般的に後件の事態が“論理性が高い”という特徴を持っている。そのため、「レバ」形式では前件 (従属節) の事態が起こると後件 (主節) の事態の起こる可能性もまた高くなるという考えが一般である。つまり、後件 (主節) の事態の発生率が高いということである。論理性が高い「レバ」の形式は“説得力が高い”と言えるだろう。納得させる力が高いということは、話し手が「レバ」形式を使用するときに、できるだけ客観的な立場を見せることが大事である。そのため、「レバ」形式では文末の意志的な発言が制限されている。この件に関して、蓮沼ら (2001 : 5) は、次のように整理している。「レバ」前件の述語が状態性の場合、主節 (後件) に意志・希望・命令・依頼などの表現がくる。しかし、前件の述語が動作性の場合、主節 (後件) に意志・希望・命令・依頼などの表現は現れない。さらに、もう一つの「レバ」形式の特徴は後件の部分の述語に過去形が現れにくいことであると述べている。そのため、「レバ」形式の用法は主として、仮定的な事態と一般的／反復的な事態と考えられる。「レバ」形式の例文は以下のようである。

(44) もし公共料金があがれば、景気がますます悪くなるでしょう。 (蓮沼ら 2001 : 2)

(45) 柔道の立ち技では組んではまえば、日本選手が有利だ。 (田中 2010 : 168)

上の (44) は仮定的な条件文であり、(45) は一般的な／反復的な例文である。この仮定的な条件文と一般的な条件文は「レバ」形式にしばしば現れる。(44) の前件の「公共料金が上がる」ことと後件の「景気がますます悪くなる」ことは必然的な因果関係を表しており、しかも、発話

⁷ 益岡隆志 (1993 : 14) の意見をまとめるものである。

⁸ 久野暲 (1973 : 144) はじめ、益岡隆志 (199 : 14-15)、蓮沼昭子・有田節子・前田直子 (2001 : 34) も同じ意見を述べている。

時点から考えると両方とも未実現の出来事である。(45)の前件の「柔道の立ち技では組んでしまう」ということと「日本選手が有利」ということは一般的な考えとして捉えられている。

次に、「タラ」形式の特徴と用法である。「タラ」形式の特徴に関しては、益岡隆志(1993、2007)の“個別的事態の時間依存関係”と田中寛(2004)の“偶発的な関係”が重要なキーワードである。益岡(1993:4・2007:201)によれば、「タラ」形式の条件文は前件で未実現の個別的な事態を表し、後件でその実現に依存して生起する別の個別的な事態を表す。その特徴を一言で表すならば個別事態間の時間依存関係(temporal dependency)ということになる。つまり、個別事態間の時間依存関係の「タラ」形式は前件の事態と後件の事態が主に一回性の依存関係であるという意味に解釈できるだろう。そのために、「タラ」形式には偶発的な依存関係が表されて、一回限りの帰結に導くことが多い。田中(2004:45-47)は、「タラ」形式も「ト」形式と同様に偶発的な依存関係をあらわすが、事態想定の結果、とくに後件の事態発生に重点を置いた言い方であり、事態想定には仮定的な意味と既定的な意味とがあると述べている。また、田中によれば、「タラ」形式の顕著な特徴の一つに、予定された動作行為の完了を表す言い方がある。「て」に見られる継起的叙述の類型といえる。

以上は「タラ」形式の特徴である。蓮沼ら(2001:9-34)の意見をまとめると、「タラ」形式は一般的に仮定的な出来事、そして「ト」形式と同じように事実的な出来事を示すために使用される。「タラ」の事実的な出来事に関して、「ト」形式と同じように、前件と後件の関係は過去の一回限りの関係である。後件に現れる事態は話し手が自分の意志でコントロールできない事態である。但し、話し手が実際に直接体験した事実で、話し手しか分からない出来事であるという意味が強い場合には、「～ト」形式が使われることは少ない。この場合は「～タラ」のみが使用可能である。また、話し手が自分の体験を直接伝える話しことばや会話の場合にも「～タラ」の方が好まれると蓮沼らは述べている。そして、「タラ」形式の仮定的出来事に関しては、「ト」と「レバ」と異なって、モダリティの制限(話し手の意志を表す表現が限られること)はないという規則が、多くの先行研究で指摘されている。「タラ」形式の例文は以下のようなものである。

(46) 雨が降ったら、練習はやめなさい。 (有田 2007:106)

(47) 本を読んだら、電話が鳴った。 (蓮沼ら 2001:32)

上の(46)は仮定的条件文であり、(47)は「ト」形式と同じように過去の一回限りの出来事である。この2つの仮定的条件文と過去の一回限りの出来事は「タラ」形式によく表れるものである。

最後は、「ナラ」形式の特徴を述べる。「ナラ」形式には「ト」・「レバ」・「タラ」形式と比べてやや異なっている点がある。久野暲(1973:102-108)の意見をまとめると、「ナラ」形式の重要なキーワードとして“判断発現”というものがある。話し手は相手から話題・情報・状況を受けて、その話題・情報・状況を判断し、自分の意見を述べる。そのため、「ナラ」形式の後件(主節)は過去の事態の叙述を述べることができないが、判断・意志・命令・要求・提案、

評価など、話し手の主観的な程度を表す表現を使用しなければならない⁹。従って、「ナラ」形式には、仮定的な出来事を一般的に表し、モダリティに関して制約がない。後件（主節）の事態には過去の出来事が現れない。つまり、過去一回かぎり起こった出来事は用いられないというのが先行研究の結論である。「ナラ」形式の例文は以下のようである。

- (48) 「明日のコンサートに行くことにしたよ」
「あなたが行くなら、私も行くわ」 (蓮沼ら 2001 : 46)

さらに、「ナラ」形式の特徴として、久野 (1973) をはじめ、鈴木 (1993)、蓮沼 (1985、2001) 等は「ト」、「レバ」、「タラ」と違って、事態の時間的順序が「前件 → 後件」となるだけでなく、「後件 → 前件」の時間的順序も可能であるとしている。

- (49) 村山さんに会うなら、そう言いなさい。(会う→言う) (朝日新聞、1995/02/09)
(50) たばこを吸うなら煙を出すな。(吸う→出す) (週刊朝日、2002/04/26)
(51) フランスへ行くなら、フランス語を勉強しなさい。(勉強する→行く) (作例)
(52) たばこを吸うならドア閉めて。(ドア閉める→吸う) (朝日新聞、2000/04/14)

上の (49) と (50) の「ナラ」形式の例文は「ト」・「レバ」・「タラ」の形式と時間的順序は同じである。つまり、実際に事態が起こる時間的順序は「前件 → 後件」になる。しかし、(51) と (52) の例文は前件の事態が予定・予想することを前提として、後件のことを判断として発言する。そうすると、実際に事態が起こる時間的順序は「後件 → 前件」になる。この逆時間順序は「ナラ」形式の一つの特徴であり、「ト」・「レバ」・「タラ」形式には起こらないケースである。

以上は先行研究に基づいた日本語の「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」形式の特徴、用法、モダリティの制約のまとめである。用法に関して、「ト」形式は一般的／反復的条文と過去の一回限りの出来事が用いられる。「レバ」形式は仮定的条件文と一般的／反復的条文が用いられる。「タラ」の形式は仮定的な条件文と過去の一回限りの出来事が用いられる。そして、「ナラ」形式は仮定的条件文がよく用いられる。モダリティに関して、「ト」形式と「レバ」形式の条件文はモダリティの制約がある。「ト」形式は話し手の意図（意志・命令・許可・希望・依頼・忠告・誘いかけなど）は一般的に現れない。そして、「レバ」形式は前件の述語が状態性の場合、主節（後件）に意志・希望・命令・依頼などの表現がくる。しかし、前件の述語が動作性の場合、主節（後件）に意志・希望・命令・依頼などの表現は現れないというのが先行研究の結論である。「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」の用法とモダリティの制約は以下の 2 のようにまとめる。

⁹ 久野 (1973) をはじめ、他の先行研究も同じ意見を述べている。例えば、益岡 (2007:202) は、「ナラ」形式の条件文は、前件においてある事態が真であると仮定し、それに基づき後件において話し手の判断・態度を表すものである。それを特徴づけるキーワードは「仮定性」(hypotheticality) である。

表2 先行研究による「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」の用法とモダリティ

		仮定条件文	一般的/反復的	過去の一回限り	モダリティ
1	ト	?	○	○	制約がある
2	レバ	○	○	?	制約がある
3	タラ	○	?	○	制約がない
4	ナラ	○	?	×	制約がない

(先行研究の結論を基にして筆者作成)

○：使用が可能 ?：まだはっきりしていない/説明は不十分である ×：使用不可能

それに続いて、「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」のモダリティの制約と関連して、置き替えの問題に関する先行研究を紹介する。「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」形式の置き替えの問題を論じている研究は数多くあるが、置き替えのアンケート調査を行った研究は管見の限り二つしか見つからない。その研究は豊田豊子（1985：51-64）とソルヴァンハリー・前田直子（2005：28-36）である。豊田豊子（1985）とソルヴァンハリー・前田直子（2005）の研究における調査の対象は母語話者である。豊田（1985）では調査に協力した者は31人の日本語教師であり、ソルヴァン・前田（2005）では調査に協力した者は161人の日本人の私立大学生である。従って、二つの研究は信頼性が高いと判断できる。

豊田豊子（1985）のアンケート調査の結果を見ると、「ト」形式の仮定条件文には話し手の意志を表すモダリティ（意志・願望・勧誘・命令）が現れにくいという結果が出ている。そして、「ト」形式には反実条件文を表すことができないという結果も見られる。そして「ト」の同じ主語による連続的動作を示す事実的条件文は「レバ」に置き替えられる可能性はゼロであり、「タラ」形式に置き替えにくいという事実がある。しかし、「ト」の事実を表す出来事ではほとんど「タラ」に置き替えることが可能である。

豊田によれば、「レバ」形式は主に仮定を表す用法で用いられる。仮定を表す「レバ」形式はほとんど「タラ」に置き替えが可能であるという事実も見られる。事実を表す出来事には「レバ」形式が現れにくいという特徴も確認できる。そして、仮定条件文の「レバ」形式には従属節の述語が動作性を表す場合、主節に意志を表すモダリティが現れにくいという結果が見られる。

「タラ」形式の使用範囲は他の形式に比べると、最も広いという事実がアンケート調査から見られる。仮定的出来事、反復的出来事、一回限りを表す過去の出来事が現れることが可能であり、幅広く様々なモダリティも用いられる。従って、「ト」・「レバ」・「ナラ」の形式は「タラ」形式にほとんど置き替えが可能である。しかし、「ト」の同じ主語による連続的動作を示す事実を表す出来事と「ナラ」の仮定的出来事の前後と後件の時間順序が逆となるものは「タラ」に置き替える確率が低いという事実が、アンケート調査の数字で示されている。

「ナラ」形式は「ト」・「レバ」・「タラ」に比べて、不十分な調査であると豊田（1985）は述べている。「ナラ」の仮定的出来事は「タラ」または「レバ」に置き替えができるが、「ナラ」の仮定の時間順序逆となるものは「ト」・「タラ」・「レバ」に置き替えられない。

ソルヴァン,ハリー・前田直子 (2005) は再び「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」の置き替えのアンケート調査を行った。ソルヴァン・前田 (2005) によれば、モダリティ制約については、「ト」は明らかに制約を受けており、また「タラ」形式は制約を受けず、主節末がどのようなモダリティであっても成立することが確認された。従って、「ト」は意志・希望・許容・許可・命令・依頼・禁止・忠告・願望のモダリティが用いられる「タラ」・「レバ」・「ナラ」の仮定的を表す条件文とは置き替えることができない。一方、「レバ」条件文については、先行研究と異なる結果が出た。「レバ」は前件の述語が動作性であっても「表出」(意志・希望・許容・許可)のモダリティが用いられる。従って、「レバ」は意志・希望・許容・許可のモダリティを用いる仮定的出来事を表す「タラ」と置き替えが可能である。

- (53) 仕事が早く終われば、デパートへ行こうと思います。(ソルヴァン・前田 2005 : 34)
 (54) 仕事が早く終われば、デパートへ行きたい。(ソルヴァン・前田 2005 : 35)
 (55) 一緒に飲みに行ってくれば、おごってもいいよ。(ソルヴァン・前田 2005 : 31)

上の (53) の例文には「～おう」という意志を表すモダリティが現れ、(54) の例文には「～たい」という希望を表すモダリティが現れ、そして、(55) の例文には「～てもいい」という許容を表すモダリティが現れる。従って、ソルヴァン・前田 (2005) の調査結果は上記の先行研究の結論と豊田 (1985) の調査結果と異なることが分かる。つまり、「レバ」形式に関して、新たな傾向が見られる。ソルヴァン・前田 (2005) の調査結果は以下の 3 表である。

表 3 条件接続辞と主節モダリティ成立制約

		タラ	状態性述語+バ	動作性述語+バ	ト	ナラ
モ ダ リ テ ィ	述べ立て	○	○	○	○	○
	表出 (意志・希望・許容)	○	○	○	×	○
	働 き	○	○	○	×	○
	か け					

(ソルヴァン,ハリー・前田直子 2005 : 31)

上記 2 つの置き替えの可能性についての先行研究を参考にすると、「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」の置き替え可能性については次の 4 つのポイントにまとめることができる。①「タラ」形式はモダリティの制限がないので、使用範囲が最も広い。仮定的出来事の「レバ」、「ナラ」の仮定的出来事と事実的出来事の「ト」形式は「タラ」に置き替えられる。しかし、同じ主語が連続動作を表す事実的出来事の「ト」と、前件と後件の時間順序が逆になる仮定的出来事の「ナラ」は「タラ」に置き替えられにくい。②「レバ」形式はモダリティ制約を受けるので、「タラ」と「ナ

ラ」の仮定的出来事は「レバ」に置き換えられるが、「タラ」と「ナラ」の仮定的出来事には前件の述語が動作性を表す場合、「レバ」に置き換えられる可能性が低くなる。しかし、ソルヴァン・前田（2005）の調査によれば、「タラ」と「ナラ」の仮定的出来事には前件の述語が動作性を表すものも「レバ」に置き換えることが可能になる¹⁰。③「ト」形式は「タラ」の事実を表す出来事と「レバ」の反復的出来事を置き換えできる。④「ナラ」形式は、「タラ」・「レバ」の仮定的出来事と置き換えられるが、このことに関して、どちらの先行研究も説明が不十分である。

以上は先行研究に基づく、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の特徴、用法、モダリティ、置き換えの可能性をまとめたものである。特徴、用法、モダリティに関して多くのことが明らかになった。しかし、置き換えのアンケート調査結果に面白い現象が見られる。ソルヴァン・前田（2005）によれば、「レバ」形式には変化が起こっている。従来、「レバ」形式にはモダリティの制約があり、従属節（前件）の述語が動作性の場合、主節に意志、または働きかけを表すモダリティが現れないという制約があるとされていた。しかし、アンケート調査の結果では、「レバ」の従属節が動作性を表しても、表出の意志、願望、許容のモダリティ、働きかけの許可を表すモダリティを用いることが可能である。この矛盾の結果が現れたことによって、「レバ」形式について改めて考える必要が出てきた。

1.3.2 日本語の条件文の周辺形式の先行研究

日本語の条件文の周辺形式の先行研究は、代表的な条件文の「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」の先行研究より数が少ない。条件文には様々な周辺形式が存在しているが、そのほとんどは順接条件文¹¹である。例えば、庵功雄・高梨信乃・中西久美子・山田敏弘（2001）『中上級を教える人のための日本語文法ハンドブック』には条件文の周辺の形式として、「モノナラ」・「テミロ」・「ナイコトニハ」・「トシタラ」・「トスルト」・「トスレバ」・「テハ」・「テモシタラ」・「場合（に）は」・「トキ（二）ハ」・「際（に）は」が挙げられている。そして、日本語記述文法研究（2008）順接条件文節として、「ては」・「場合」・「限り」・「ナイコトニハ」を取り上げている。本研究では、「テハ」・「場合」・「限り」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」という6つの形式を研究の対象として取り上げる。この6つの形式を選ぶ理由は、日本語の条件文に関する視野を広げるために適切な選択だと考えており、この6つの形式の先行研究は「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の比べると数は多くないので、議論する余地が十分残されていると考えるからである。

この6つの形式を論じるまえに、これらの先行研究の結論をまとめる。本研究では、田中寛（1985・1997・2004・2010）、蓮沼昭子（1987）、森田良行・松木正恵（1989）、塩入すみ（1993）、金子尚一（1994）、中里理子（1997）、長野ゆり（1998）、グループ・ジャマシ（1998）、北澤尚（2001）、仁田円（2004）有田節子（2007）、日本記述文法研究会（2008）、前田直子（2009）、菊田千春（2012）の論文を主な先行研究として取り上げる。以下には条件文の各周辺形式のうち、「テハ」・「場合」・「限り」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」を順番に説明している。

まず、「テハ」の特徴と用法についてまとめる。「テハ」形式について、既にいくつかの先行研

¹⁰ 「タラ」と「ナラ」の仮定的出来事に意志・希望・許容・許可のモダリティが現れる場合。

¹¹ 小林賢治（1996）によれば、順接条件表現とは二つの事態を論理的、情緒的に素直で順当な関係で接続されているものとなる。順接条件の代表的な形は「ト」「レバ」「タラ」「ナラ」である。

究が存在している。本研究では、森田良行・松木正恵（1989）、田中寛（1985・1997・2004）、蓮沼昭子（1987）、塩入しおり（1993）、金子尚一（1994）、有田節子（2007）、前田節子（2009）という先行研究に基づいて、「テハ」の特徴と用法をまとめると次のようになる。①「テハ」形式の特徴として、「テハ」の主節が「望ましくない」（森田・松木 1989:90）・「反期待性」（蓮沼 1987:2）・「不定的・消極的な意味内容」（田中 2004:100）の意味を表す。つまり、ある出来事に対して話し手の不満・不愉快な気持ちを表している場合には「テハ」の形式が用いられる¹²。②「テハ」形式には、仮定的条件文と反復的な出来事が現れる。しかし、「テハ」の主節は過去の1回の出来事を表すことはできない¹³。そして、モダリティの点からみると、主節の文末はモダリティが限定されており、意志のモダリティが現れないという特徴も持っている。「テハ」形式の条件文の例文は以下の通りである。(56)は仮定的条件文であり、(57)は反復的条件文である。

(56) 全て家族のいいなりになって従っているは手間がかかるし、患者に差別をつけることにもなりかねない。(田中 1997:82 『麻』により)

(57) 毎日その店に行ってはコーヒーを飲んだ。(塩入 1993:67)

上の(56)は、前件の事態が成立する場合、後件も成立するという因果関係を表す。発話時点から見ると、前件の「全て家族のいいなりになって従っている」ことも後件の「手間がかかるし、患者に差別をつける」ことも未成立であり、後件は望ましくない事態である。(57)は前件の「毎日その店に行く」ことも、後件の「コーヒーを飲む」ことも既に成立した事態であり、反復的に起こった出来事である。

次に、「場合」の特徴と用法についてまとめる。「場合」の条件形式の特徴と用法について、仁田円（2004:40-45）と前田直子（2009:109-112）による先行研究がある。これらの先行研究の「場合」形式の結論をまとめると以下のようになる。①前田（2009）によれば、「場合」の特徴については、前件が後件にとって原因となっており、前件が後件を引き起こすという起因的な関係を表す。前節述語が「た」形式になると、「場合」は仮定的な出来事を表しやすくなる。「した場合」の前節述語の「た」形式は、過去ではなく完了を表している。②仁田円（2004）と前田（2009）によれば、「場合」の順接条件文の形式の用法には仮定的条件文、一般的条件文、過去の習慣を述べる事実条件を示すことができるが、反事実条件文、確定条件、発見を述べる事実条件を示すことはできない。③仁田円（2004）によれば、「Nの場合（には）」は主題ではなく「Nの立場からするとNにとって」という意味を表す。「場合」形式の例文は以下のようである。(58)は仮定的条件文であり、(59)は一般的／反復的条件文である。「場合」形式の条件文の例は以下の通りである。

(58) 「あとの二篇についてはいかがでしょうか、推す方はおられませんか」「持て来て、もし『猫屋敷』が落ちた場合には、私は『ベッドタイムアイズ』を推すよ……残しておいて

¹² 全ての先行研究は同じような意見を述べている。

¹³ 前田直子（2009:99）によれば、本来、「ては」は次のような一回性の事実的事態を表すことができないと述べている。例えば、(347) *暗いところで本で読んでは、眼が悪くなりました。(前田 2009:99)

くれ

(仁田円 (2004 : 41 『文学』より)

(59) 副部長です。部員が書いた原稿を見て、それを取りあげて新聞記事にするかどうかを判断し、記事として取り上げる場合は、その文章を直したり、誤りを訂正したりします。

(前田 2009 : 111 『崖』より)

上の (58) の例文は前件の「『猫屋敷』が落ちた」ことも、後件の「『ベッドタイムエイズ』を推す」ことも未成立の事態であり、文全体が未実現の出来事である。(59) の例文は前件の「新聞記事にするかどうかを判断し、記事として取り上げる」ことも、後件の「その文章を直したり、誤りを訂正したりする」ことも反復的に起こった事態である。

次に、「限り」の特徴と用法についてまとめる。「限り」の条件形式に関しては、田中寛 (1985)、中山英治 (1997)、北澤尚 (2001)、仁田円 (2004) らによる先行研究がある。これらの先行研究の「限り」形式の結論をまとめると次のようになる。①田中 (1985 : 108-109) によれば、「限り」は接続助詞的に用いられた場合、後件に対する条件の時間的、空間的な範囲を限定する意味を表すようになる。その条件が存在しなければ、後件の命題は成立しないという判断、気持ちを強く表した言い方である。また、「限り」は、一定の時間の幅を限定する意味であるため、「うちは」、「あいだは」を使って言い換えることもできる。②「限り」の条件文の用法について異なる意見が現れる。田中寛 (1985)、中山英治 (1997 : 47-54)、北澤尚 (2001 : 37-45)、仁田円 (2004 : 45-49) らは「限り」形式の条件文の用法を基本的に仮定条件文と反復的な条件文として捉えている。しかし、仮定条件文の反事実条件文に関して、北澤 (2001) と仁田 (2004) の見解は異なっている。北澤 (2001) によれば、「限り」形式は反事実条件文として使うことが可能であるが他方、仁田 (2004) は、「限り」形式では反事実条件文が現れないと述べている。「限り」形式の例文は以下のものである。(60) は仮定的条件文であり、(61) は一般的／反復的条件文である。

(60) 事故の責任の所在があいまいに見過ごされる限り、炭鉱事故はあとを絶たないだろう。

(田中 1985 : 108 『朝日 1984.10.17 朝』より)

(61) 空はまっくらにみえました。学校にいるかぎり、いつもまっくらでした。

(仁田円 2004 : 46 『聖少女』より)

上の (60) は前件の「事故の責任の所在があいまいに見過ごされる」ことも、後件の「炭鉱事故はあとを絶たない」ことも未成立の事態あり、仮定的条件文である。(61) は前件の「学校にいる」ことも、後件の「いつもまっくら」ということも既に成立した事態であり、反復的に起こる。

次に、「次第」の特徴と用法についてまとめる。「次第」の条件形式についての先行研究は少ない。本研究では、グループ・ジャマシイ (1998 : 139-140) と田中寛 (2010 : 253) のものを取り上げる。この二つの先行研究のまとめると次のようになる。①「次第」は「...したらすぐに」の意味で、前件が現実したらすぐに、後件が実現することを表す。前件の文は自然の経過で起こることを表す場合が多いが、後件の文は自然の経過で起こることには使えず、話し手の意味的な行為を表す文が続く。つまり、前件の事態が完成したら、すぐに後件の事態を起こすという時間的に順序のある出来事を表す。②「次第」は「したらすぐに」という意味であるので、ほとんど

仮定的な出来事として用いられる。「次第」形式の例文は以下である。

(62) こちらの警察の方との話がすみしだい、私もなるべく早く帰京します。

(田中 2010 : 254「松本清張『ゼロの焦点』より)

(63) 資料が手に入り次第、すぐに公表するつもりだ。(グルプ・ジャマシイ 1998 : 139)

上の(62)と(63)の例文は前件のも後件の事態も未成立の事態であり、文全体が仮定的な出来事として捉えられる。

次に、「ナイコトニハ」の特徴と用法について、田中寛(1985 : 106-107)、中里理子(1997 : 115-122)、日本記述文法研究会(2008 : 114-115)による先行研究がある。この3つの先行研究に基づいて、「ナイコトニハ」形式の総合的な特徴と用法をまとめると、次のようになる。①「ナイコトニハ」条件文の構成は「前件が～ナイコトニハ、後件は～ナイ」という構成が一般的であり、「前件は成立していなければ、後件も成立していない」という意味を表す。前件の述語も後件の述語も否定形という構成であり、前件は後件が成立するための最低限必要な条件を示して、後件には望まれない事態を表す。② 日本記述文法研究会(2008 : 114)によれば、「ナイコトニハ」の用法は仮定的条件文と一般的／反復的条件文である。③ 後件には疑問文、意志・勧誘・行為要求のモダリティ形式が現れない。「ナイコトニハ」形式の例文は以下のようになる。

(64) 結局、満腹の目盛りの問題をどうにかしないことには事態の解決には結びつかないのだ。

(中里 1997 : 117『秘湯』より)

(65) 花嫁がこないことには、結婚式が始められない。(日本語記述文法研究会 2008 : 114)

上の(64)は仮定的な条件文であり、(65)は一般的／反復的な条件文である。(64)の前件も後件も未成立の事態であり、文全体が仮定的な出来事として捉えられる。(65)の前件の「花嫁がこない」、そして、後件の「結婚式が始められない」という事態は一般的な出来事として考えられる。(64)と(65)の後件はいずれも望ましくない事態である。

最後に、「テミロ」形式について、長野ゆり(1996 : 123-130)(1998 : 143-153)と菊田千春(2012 : 59-66)による先行研究がある。長野(1996)(1998)は「テミロ」の意味用法について簡潔に説明している。長野によれば、「テミロ」の条件形式では用法に関して仮定条件文しか現れない。しかし、すべての「テミロ」の形式が仮定条件文を表すわけではない。本動詞が命令を表さないときは、「～テミロ」を条件表現に置き換えることができると述べている。そして、「テミロ」の文末のモード(モダリティ)に関しては、述べ立て¹⁴の判断(判定)文と意志の文(スル形)の二種類に限定される。一方、菊田(2012)は、どのように「テミロ」形式が条件になるかというプロセスを説明している。菊田によれば、否定的な意味をもつ「テミロ」命令文の放任

¹⁴ 仁田義雄(1989:33)によれば、述べ立てモダリティとは話し手の視覚と聴覚など通じて捉えられた世界やある事柄についての話し手の判断と解説を述べ伝えるといった、話し手の発話・伝達態度である。例えば、① 雨がしとしと降っています。(光村5下)② 美樹は、常識家だった。(甲虫)＝仁田義雄(1989 : 31-62)「述べ立てモダリティと人称表現」大阪日本語研究。

用法と後続文が並列連結文構造をなす定型表現が広がり、「命令文+結果予告文」が「条件文の前件+後件」と解釈され、「テミル」条件文の下位構文と位置付けられるようになって初めて、警告・脅迫型が成立する。その後、独自に進行した「テミル」条件文の変化の結果、非意図的な出来事を表す「テミル」条件文が誕生し、さらにこの性質を継承して、非現実仮定型が成立した。典型的な「テミロ」形式の例文は以下の通りである。

- (66) あのことが世間に知られてみる、大変なことになる。 (長野 1998 : 143)
 (67) もしそれが見つかってみる、我々はおしまいだぞ。 (菊田 2012 : 59)

上の (66) と (67) は前件の「あのことが世間に知られる」・「それが見つかる」ことという事態も、後件の「大変なことになる」・「我々はおしまい」ということも未成立の事態であり、仮定的な条件文であると、捉えることができる。

以上が6つの条件文の周辺形式の先行研究をまとめた結果である。これらの先行研究から特徴と用法に関して多くのことが明確になった。しかし、モダリティに関してはまだ十分に考察されていないと考えられる。さらに、分類用法に関して、より簡単に理解するために統一の基準で整理する作業が必要であると思われる。6つの条件文の周辺形式の先行研究をまとめた結果は表4の通りである。

表4 先行研究による「テハ」・「場合」・「限り」・「次第」
 ・「ナイコトニハ」・「テミロ」の用法とモダリティ

		仮定 ¹⁵	一般的・反復的	過去の一回限り	モダリティ
1	テハ	○	○	? ¹⁶	制約がある
2	場合	○	○	×	?
3	限り	○	○	×	?
4	次第	○	○	×	?
5	ナイコトニハ	○	○	×	制限がある
6	テミロ	○	×	×	?

(先行研究の結論を基にして筆者作成)

○ : 用いることができる ? : まだはっきりしていない/説明は不十分である × : 使用不可能

1.3.3 インドネシア語の条件文の先行研究

意味、用法、機能から見ると、日本語の条件文と他の言語の条件文には共通点と相違点が存在している。日本語の条件文の特徴と複雑さを考えると、翻訳する際に、他の言語の条件文の形式では対応できないことも少なくない。そのため、日本語の条件文と他の言語との対照研究は多く

¹⁵ 仮定の場合、6つの形式全てにおいて反事実条件文は用いられないというのが、先行研究の結論である。

¹⁶ 先行研究は「テハ」の過去一回限りの出来事を表すことについては、研究者の間でも結論が分かれている。

見られる。例えば、2006年に出版された益岡隆志（編）『条件表現の対照』という本の中には、日本語と英語の対照研究、日本語と韓国語の対照研究、日本語とタイ語の対照研究、そして、日本語とスペイン語の対照研究など、様々な言語との対照研究が含まれている。しかし、インドネシア語条件文との対照研究は見られない。以下では、インドネシア語の条件文の先行研究を紹介する。（インドネシア語の概要については第4章の4.1を参照）

インドネシア語の条件文について、Sneddon（以下、スネドン）（2010：351－352）の説明をまとめると次のようである。インドネシア語の条件文を成立させるためには、*kalau・jika・jikalau・bila・apabila・bilamana・asal (kan)・seandainya・andaikata・sekiranya* などの接続詞が必要である。スネドンによれば、これらのインドネシア語の接続詞は英語に訳すと以下の表5のようになる。

表5 インドネシア語と英語の接続詞

インドネシア語	英語
<i>kalau, jika, jikalau</i>	<i>if, when</i>
<i>bila, apabila, bilamana</i>	<i>when, whenever, if</i>
<i>asal, asalkan</i>	<i>provided that</i>
<i>seandainya, andaikata, sekiranya</i>	<i>supposing that, if</i>

(Sneddon 2010 : 351)

先のインドネシア語の条件節を表す接続詞は英語に訳すと、主に *if* または *when* という英語の条件節を表す言葉であることが分かった。英語の条件節を表す言葉の用法に関して、仮定的出来事と反復的な出来事を示す場合は、*if* または *when* が用いられる。但し、未来の出来事に関して、未来にその出来事が必ず起こるという確信を持っている場合は、*when* を用いる。そして、未来にその出来事が起こらない可能性がある場合は、*if* を用いる。つまり、仮定的な出来事に関して、*if* と *when* の使い分けがはっきりしている。さらに、過去の反復的／習慣的出来事についてはつねに *when* が用いられる。

一方、インドネシア語ではそのような使い分け方はしない。仮定的な出来事と反復的な出来事に関して、*kalau・jika・bila* の英語のような使い分け方はない。スネドンの意見に基づくならば、インドネシア語においては仮定的条件文であろうが反復的条件文であろうが *kalau・jika・bila* は使い分けなく自由に置き替えることができると言えるだろう。例えば、以下の例文の内(68)は仮定的条件文であり、(69)は反復的な条件文である。

- (68) Malaysia bersedia mengurangi produksi minyak, kalau/apabila
マレーシア 用意 減らす 生産 石油 トレバ/タラ/ナラ
negara lain juga berbuat demikian.
国 他 も やる そう

Malaysia is prepared to lower oil production if other countries are prepared to do the same. (Sneddon 2010 : 351)

もし、他の国も同じことをやるなら、マレーシアは石油の生産を減らす用意がある。

(筆者訳)

(69) Kalau Lebaran ia selalu pulang ke Jawa.

ト/レバタラ/なら レバラン¹⁷ 彼 いつも 帰る へ ジャワ

When it's Lebaran he always returns to Java. (Sneddon 2010 : 351)

レバランになると彼はいつもジャワに帰る。 (筆者訳)

さらに、スネドンによれば、インドネシア語の *seandainya, andaikata, sekiranya* は仮定的出来事の実現不可能、または比喩的な条件文において用いられる。

(70) *seandainya/ andaikata/ sekiranya musafir itu kembali, ia tetap*

ト/レバタラ/ナラ 旅人 その 戻る 彼 以前

tidak akan mendapatkan air minum.

ではない FUT もらう 水 飲む

Supposing / if that traveler returned he still wouldn't be given water to drink.

(Sneddon 2010 : 352)

もしあの旅人が戻ったとしても、依然飲み水は得られないだろう。 (筆者訳)

以上はスネドンによるインドネシア語の条件文の総合的な説明である。

次は、日本語とインドネシア語との対照研究について、筆者アリ アルタディの(2011)の先行研究に沿って説明する。

アリ(2011)は、*kalau・jika・apabila・asalkan* という4つの形式をインドネシア語の条件文の代表として取り上げた。この4つの形式の用法は主に仮定的な出来事と一般的/反復的な出来事を示すことである。この4つの形式の中で*kalau*形式は口語的な傾向があり、書き言葉にも話し言葉にも使用される範囲が最も広い。*kalau*形式の例文を以下に示す。(71) 仮定条件文、(72) 既定条件文、(73) 反事実条件文、(74) 恒常条件文の例文である。

(71) Saya akan merantau kalau diizinkan ibu.

私 FUT 出稼ぎする ト/レバタラ/ナラ ゆるされる 母

母が許してくれれば、出稼ぎする。 (アリ 2011 : 356)

(72) Kalau kamu makan seperti itu, perut mu akan sakit loh.

ト/レバタラ/ナラ あなた 食べる そんなに お腹 あなた FUT 痛い よ

そんなに食べたら、お腹がいたくなるよ。 (アリ 2011 : 357)

¹⁷ イスラム教の中でも一番大きな行事である。

- (73) Kalau lebih hati-hati kecelakaan ini mungkin tidak terjadi.
 ト/レバ/タラ/ナラ もっと 気をつける 事故 この たぶん おこらない
もっと気をつければ、この事故は起こらなかった。 (アリ 2011:357)
- (74) Kalau ada di penjara, dia tidur nya di bawah.
 ト/レバ/タラ/ナラ ある に 刑務所 彼 寝る PRO に 下
刑務所にいると、彼は床に寝ている。 (アリ 2011:359)

一方で、*jika* 形式も同様話し言葉にも書き言葉にも広く使用できるが、*kalau* 形式に比べると、やや文語的な傾向がある。

- (75) Jika ekspor meningkat, perekonomian semakin baik.
 ト/レバ/タラ/ナラ 輸出 上がる 景気 だんだん 良い
輸出が増えれば、景気がだんだん良くなる。 (アリ 2011:360)
- (76) Jika musim kering datang pohon jati meranggas.
 ト/レバ/タラ/ナラ 乾季 来る 木 チーク 枯れる
乾季になると、チークの木が枯れる。 (アリ 2011:361)

(*apa*)*bila* 形式は主に文語として使用される形式であり、その使用範囲は *jika* と類似している。*(apa)**bila* は一般に法律やルールの記述などによく使用されているので、仮定条件文より恒常的な雰囲気強い。従って、(*apa*)*bila* はやや硬い表現形式であるといえる。

- (77) Apabila Presiden mangkat tugasnya digantikan Wakil Presiden. (作例)
 ト/レバ/タラ/ナラ 大統領 なくなる 職務 引き継がれる 副大統領
大統領が亡くなった場合、その職務は副大統領に引き継がれる。 (アリ 2011:362)

asalkan 形式は仮定条件文の最低条件を表すために使用されている。

- (78) Asalkan ada kemauan pasti ada jalan keluar. (作例)
 さえあれば ある 意志 きっと ある 出口
意志さえあれば、きっと出口がある。 (アリ 2011:363)

以上はアリ (2011) の日本語の条件文の分類からみたインドネシア語の条件文の用法の研究結果である。この結果に基づいて、4つのインドネシア語の条件文の形式の用法については仮定的出来事と恒常的出来事しか現れない、という結論に至った。この結果はスネドン (2010) の説明と共通点が多い。アリ (2011) のインドネシア語の条件文の用法に関して、以下の表6のようである。

表 6 インドネシア語の条件文の用法

用法の分類		用法	kalau	jika	(apa)bila	asal(kan)
仮定条件文	1	仮定条件文	○	○	○	?
	2	最低条件を表す事態	?	?	?	○
	3	反事実条件文	○	?	?	?
	4	判断条件文	○	?	?	?
	5	あり得ない条件文	○	?	?	?
	6	忠告	○	?	?	?
既定条件文	7	既定条件文	○	○	?	?
恒常条件文	8	一般条件文	○	○	○ ¹⁸	?
	9	習慣表す事態	○	○	?	?

(アリ 2011 : 364 の表を基にして修正したもの)

○ : 使用可能 ? : まだはっきりしていない / 説明は不十分である

以上がスネドン (2010) とアリの (2011) のインドネシア語の条件文の用法についてのまとめである。しかし、いずれの論考にしても4つの形式のモダリティについては触れていない。従って、本研究では、インドネシア語の条件文の用法を再考察し、モダリティを明らかにするのは重要なことであると考えられる。

1.4 先行研究の問題点と本研究の課題

1.3.では日本語とインドネシア語の条件文の先行研究をまとめた。日本語の条件文は、典型的な形式と周辺形式の二つに分けられている。日本語の典型的な条件形式の用法とモダリティについては多くのことが明らかにされている。しかし、言語は静的なものではなく、時間とともに様々な影響を受けることによって、変化が起こる。従って、従来の法則と矛盾するケースが現れることもあるので、常に再考察する余地がある。

まず、「レバ」の形式の変化について、多くの先行研究の内、例えば、蓮沼ら (2001 : 5) は、「レバ」形式の文末の制限については、次のように指摘している。「レバ」前件の述語が状態性の場合、主節 (後件) には意志・希望・命令・依頼などの表現がくる。しかし、前件の述語が動作性の場合、主節 (後件) には意志・希望・命令・依頼などの表現は現れない。

(79) *都会に引っ越せば、カルチャーセンターで何か習ってもいいよ。 (蓮沼ら 2001 : 5)

(80) *講師の先生が来れば、すぐに手をあげて質問しなさい。 (蓮沼ら 2001 : 5)

しかし、ソルヴァン・前田 (2005) がアンケート調査の結果を元に指摘しているように、「レバ」形式の従属節が動作性を表しても、表出の意志、願望、許容のモダリティ、そして働きかけの許

¹⁸ apabila 形式は主に法律やルールを表す時によく使用される。

可を表すモダリティを用いることは可能である。

(81) 一緒に飲みに行ってくれば、おごってもいいよ。 (ソルヴァン・前田 2005 : 31)

(82) もしあの人がここに来れば、思い切って告白したいわ。 (ソルヴァン・前田 2005 : 31)

筆者が収集したデータの中にも、ソルヴァン・前田 (2005) の結論と一致する以下のような例文が見られる。

(83) 観戦した祖父の佐々木信一さん (84) は「いつも良くない1セット目をすぐにとってくれ、安心した。できればメダルにつながってくればとは思いますが、悔いのない試合をしてくれば、それでいい」と話した。 (朝日新聞 2012/08/11)

(84) 何かをあなたに負っている人々に対しても「これまでの借りを返すためにも、自分を応援してほしい」と言うのを忘れずに。一方、そうでない人々にも「自分を支持してくれば、恩義に感じ、報いるつもりだ」と伝えるのです。 (朝日新聞 2012/06/08)

上の (83) と (84) までの例文は、前件の述語は動作性を表していても、後件に「～でいい」という許容を表すモダリティ、「～つもり」という希望を表すモダリティを用いることは可能である。これらの例文は先行研究の「レバ」形式の原則と一見矛盾するものである。そこで、これらの例文の用法は真に先行研究の結果と矛盾しているのか、そして、もし矛盾するものであれば、どんな原則が働いているのかを明確にしてみたい。

次に、「ト」形式の問題である。「ト」形式にも、先行研究で述べられている「ト」形式のモダリティの原則と矛盾するような例文が存在する。久野 (1973)、益岡 (1993、2007)、田中 (2004)、蓮沼ら (2001)、前田 (2009) によれば、「ト」形式のモダリティの場合、後件の文末には判断・評価・意志・要求・決意のいずれも現れないという原則が見られる。例えば、久野 (1973 : 120) は「S1 ト S2」構文の S2 には、命令・要求・決意を表わすことが出来ないと述べている。さらに、蓮沼ら (2001 : 29) は、「ト」形式の後件には、働きかけの表現 (命令・依頼) や意志の表現は使われないと説明している。

(85) *夏になると、ニューヨークに行ってください。 (久野 1973 : 116)

(86) *台風が来ると、帰ろう。 (蓮沼 2001 : 29)

しかし、収集した実例の中には意志モダリティを用いる例文が見つかった。

(87) 開門調査に反対する農漁業者や住民団体でつくる諫早湾防災干拓事業推進連絡本部長の栗林英雄・前諫早商工会議所会頭は「干拓事業はもうでき上がったもの。諫早に住んでいる住民のことを考えると、もういい加減にしてほしい」と、やはり原告が控訴しないことを望んだ。 (朝日新聞 2011/06/08)

- (88) もし私が手術を受けるとすると、やはり執刀医が腕のいい医師かどうかを知りたい。
(朝日新聞 2003/12/07)

上の (87) と (88) の例文は、後件に「～してほしい」と「～たい」という意志を表すモダリティが用いられている。この例文は「ト」形式の原則と矛盾するものである。しかし、前述のようにこれらが本当に矛盾するものであるのか、そして、矛盾するものであれば、どんな法則が働いているかという点については検討の余地がある。

さらに、「ト」の反事実の用法に関して、学者の意見は分かれている。前田 (2009 : 57) によると、「ト」が反事実的条件文を作り得るかについては否定的な判断が多い (豊田豊子 1985、北條淳子 1964) 一方で、「ト」による反事実的条件文を認める立場も少数ではあるが存在する (寺村秀夫 1981、鈴木重幸 1972)。前田 (2009) 自身は「ト」の反事実的仮定条件は可能であるが、前件 (前節) 述語には制限があるとし、「ト」による反事実的条件文が見られるのは、前件が動作性や意志性のない事態である場合であると説明している。例えば、

- (89) 私はもっと若いと、今度のマラソン大会に参加するのだが。
(前田 2009 : 57 「寺村 1981 : 69」より)

さらに、前田の説を補う事例として、本研究の収集した以下の例文を挙げておく。

- (90) ところが、登記上「雑種地」である男性の土地は、木造平屋の直売所が建つと、本来は課税上「宅地」となるはずなのに、「雑種地」のままとされた。 (朝日新聞 2010/07/23)

(89) と (90) は前件も後件も現実に反する事態である。但し、この二つの例文をもとに「ト」形式が反事実条件文として用いられることを決定するためにはさらに証拠と説明が必要だと考える。

以上のように仮定的条件文の「レバ」で、前件に動作性を表す述語が現れても、後件の文末に話し手の意志を表すモダリティが現れることが可能であること、また、「ト」形式の主節に意志モダリティが現れることや反事実条件文が用いられること、これらの現象は先行研究の結論と矛盾するものか、矛盾ではないものか、明確にするために説明が必要である。従って、「ト」「レバ」「タラ」「ナラ」形式の用法とモダリティについて、本研究で再考察することは意義がある作業であると考えている。

最後に、本研究では多くの日本語の条件文の周辺形式の内、「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」・「テミロ」・という 6 つの形式を中心として分析していく。これらの条件文の周辺形式の特徴と用法について、先行研究は多くの部分を明らかにした。しかし、この 6 つの形式の用法と主節のモダリティに関しては明確ではない部分が十分にあると考えられる。

まず、「テハ」の用法とモダリティについて次の問題がある。先行研究によれば、「テハ」の形式では、後件において望ましくない事態が起こる場合に用いられることが分かっている。だがこの形式が、反事実条件文を表すことができるかどうかについては、まだ明確になっていない。

さらに、本来、過去の一回限りの出来事が現れない。先行研究の結論に対する反証として、筆者が収集したデータから以下の例文を挙げておく。

- (91) 「読書の秋」には少し早いですが、この夏、私は久しぶりに夏目漱石を読み返している。「吾輩（わがはい）は猫である」を読んで、猫を見かけるたびに、なんだか自分が「苦沙弥先生」のように見られているのではないかと感じたり、「坊っちゃん」を読んで、職業柄、妙に共感したりしてしまう。（朝日新聞 2011/09/04）
- (92) 彼の足を引っ張ったモンテシノス元顧問は、軍とのパイプ役だった。フジモリ政権の初期に軍は三度、クーデター未遂を起こした。モンテシノス氏がいないては、フジモリ政権は十年もたなかつたらう。薬は毒でもあったのだ。（アエラ 2000/12/04）
- (93) 県は、18カ所の小学校や幼稚園、保育所、公園で測定を実施。なんと、1カ所をのぞいては、単純計算で年1ミリシーベルトを上回ってしまったのだ。（週刊朝日 2011/06/24）

上の(91)は「テハ」の反復的な条件文であり、(92)は反事実条件文であり、そして、(93)は過去の一回限りの出来事である。また、(91)の後件は望ましくない事態ではないこと、(92)では反事実条件文が現れること、そして、(93)が過去一回かぎり起こった出来事であることが、それぞれ「テハ」原則と矛盾するかどうかについてはまだ明確になっていない。特に、過去一回限りに起こった出来事が可能であるかどうかに関しては、意見が分かれている。多くの先行研究が過去一回限りの出来事は現れないとしている一方、塩入（1993）は（93）のような例文をあげながらも、この問題に関して明確に論じてはいない¹⁹。従って、この点に関してより詳しく調べる必要がある。そして、「テハ」の反事実条件文についても、先行研究ではほとんど論じられていない²⁰。

さらに、「テハ」の主節の文末ではモダリティが限定されており、意志のモダリティは現れないという結論に対して、以下の例文を見てみよう。

- (94) 福島原子力発電所から放射線が放出されています。つきましては、各研究室において、ご注意ください。特に換気扇やエアコンを停止し、窓を開けないよう宜しくお願いします。（アエラ 2011/03/28）

(94) では主節に「～ください」という働きかけのモダリティが現れている。このような例文は「テハ」形式のものなのか、別のものなのかという疑問に対して説明する必要がある。もし、この例文が「テハ」形式のものであるならば、これまでの原則についても再考察することは重要である。

次に、「限り」形式についての問題点は、仮定条件文の反事実条件文に関して、北澤（2001）

¹⁹ 塩入（1993）は過去一回限りの問題を取り上げているが、この問題を明確にする説明はなかった。

²⁰ 前田（2009：98）は反事実的な条件は用例としては見つからなかったが、不可能ではないだろう。（339）私が断つては、母が困つただろう。（340）君があの時来ていては、みんな迷惑だろう。という簡単に説明されている。

と仁田（2004）の見解が異なっていることである。北澤（2001）によれば、「限り」形式は反事実条件文を表すことが可能であるが、仁田（2004）は、「限り」形式では反事実条件文は表せないと述べている。そして、多くの先行研究は、「限り」形式では過去の一回限りの出来事を表すことはできないとしている。しかし、以下のような例文ではどうだろうか。

- (95) つまり、勝負の相手は常に自分自身である。同じ条件ならば、コンピューターマシンのような正確さで同じフォームを繰り返す限り、同じように飛ぶはずなのに、そうはいかないのが人間だ。（朝日新聞 1993/08/17）
- (96) 売り上げの低迷は今も止まらない。昨年度は184億円と、ピークの年の15%に満たなかった。ファンの高齢化も悩みの一つだ。6日の競艇場は見渡す限り、客のほとんどは中高年の男性だった。（朝日新聞 2011/11/11）

上の（95）は反事実的条件文であり、（96）は過去の一回限りの出来事を表しているように見える。どちらも先行研究の結論と矛盾しているように見えるが、果たしてそうなのか。注意深く見ていく必要がある。

次に、「ナイコトニハ」の形式について、日本記述文法研究会（2008：114-155）によれば、「ナイコトニハ」形式の後件には疑問文、意志・勧誘・行為要求のモダリティ形式が現れないという。従属節に事態の不定表現「しない」を含んでおり、それが原因となってある事態の生起が不可能、あるいは困難である、という事態が主節で述べられるという構造になっている。しかし、以下の例文を見てみよう。

- (97) 「安全な牛肉」の具体的な姿が画面から見えてこないことには、好感度アップはおぼつかないのではないか。（朝日新聞 2001/11/02）
- (98) 言論への暴力を受けた柳川喜郎町長は「正しくないことには、敢然と立ち向かう勇気をもって欲しい」と言葉を贈った。（朝日新聞 1998/01/16）
- (99) はさき漁協幹部は「一日も早く漁に出たかった。検査をして状況を確認しないことには何も始まらないのに、県は悪い値が出るのを恐れた」と憤る。（朝日新聞 2011/04/08）

上の（97）では「～ナイコトニハ、～のではないか」という疑問文、（98）では「～ナイコトニハ、～してほしい」という意志モダリティが現れる。（99）は前件と後件の事態が事実と反する事態なので、反事実条件文と思われる。（97）と（98）の例文は「ナイコトニハ」の条件文の原則と矛盾するものなのか、あるいは、他の「ナイコトニハ」の文法形式なのかという疑問が出てくる。また、（99）のような「ナイコトニハ」の反事実条件文の可能性について触れている先行研究もまだない。従って、「ナイコトニハ」条件形式についてももう一度考える必要がある。

以上に挙げた様々な実例はどれも先行研究が述べた結論と矛盾しているもののように見える。しかし、これらの矛盾するものは本当に矛盾するものなのか、そうではないのかということに関して、断言はできない部分、あるいは異なる意見が存在する。さらに、6つの周辺形式の主節のモダリティの問題に関して、先行研究がまだ詳しく論じていないのも事実である。従って、典型

的な条件文の形式とその条件文の周辺形式の用法と主節のモダリティに関して再考察する必要があると考える。再考察の後に、各形式の用法と主節をモダリティ、または共通点と相違点が分かりやすいのに整理する。そのためには、「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」形式と「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」・「限り」形式は同じ基準で分析することが必要である。

なお本研究では、前述の変異形的／非条件的な用法、例えば、「ト」「タラ」「レバ」「ナラ」の特殊な形式、複合辞、後置詞的、接続詞/接続表現の形式は考察の対象外とした。これらの課題は今後の研究の対象とする。

インドネシア語の条件文について、スネドン (2010) とアリ (2011) によれば、インドネシア語の *kalau*・*jika*・(apa)bila・asal(kan) という 4 つの条件形式には仮定条件文、既定条件文、恒常条件文が用いられる。しかし、より詳細に調べていくと、特に *kalau* 形式の条件文の中で、接続詞的な用法で使われていることが分かってきた。例えば、

- (100) kalau begitu aku akan pergi ke tempat Hatsumi. Boleh? (Norwegian Wood)
 では 私 FUT 行く へ ところ ハツミ いいかな
じゃあ俺はハツミのところに行くよ。いいかな? (ノルウェイの森 (上))
- (101) “Kalau basket, bagaimana?” (Norwegian Wood)
 ト/レバ/タラ/ナラ バスケットボール どう
 バスケットボールは? (ノルウェイの森 (上))

(100) の例文の、「*kalau+* 指示詞の *begitu*」は日本語の原文の接続詞の「じゃあ」＝「では」の翻訳である。この“*kalau begitu*”は非条件文の用法で言えば、「接続詞的用法」と似ていると考える。そして、(101) の例文の *kalau* は元の原文の話題を示す助詞の「は」の翻訳である。この用法は「ナラ」の形式の提題助詞的用法と似ている。

さらに、インドネシア語の条件文のモダリティについてまだ明らかになっていない点がある。

- (102) a. Kalau musim hujan datang wilayah ini banjir. (作例)
 ト/レバ/タラ/ナラ 雨季 来る 地方 この 洪水
雨季になると、この辺は洪水が起こる。 (筆者訳)
- b. ○ Jika musim hujan datang wilayah ini banjir.
 c. ○ Bila musim hujan datang wilayah ini banjir.
 d. ?? Asal (kan) musim hujan datang wilayah ini banjir.

(102) a は *kalau* の反復的な条件文であり、主節には叙述モダリティが用いられている。このような反復的な条件文の場合、*kalau*・*jika*・(apa)bila は用いられるが、*asal (kan)* はやや不自然であり、用いられにくい。次に以下のような例文を検討する。

- (103) a. Kalau sudah selesai belajar, ayo main bola. (作例)
 ト/レバ/タラ/ナラ PERF 終わる 勉強する ~ましょう 遊び サッカー

勉強が終わったら、サッカーをやります。 (筆者訳)

- b.○ Jika sudah selesai belajar, ayo main bola.
- c. ? Bila sudah selesai belajar, ayo main bola.
- d. ?? Asal(kan) sudah selesai belajar, ayo main bola.

(103) a は *kalau* の仮定的な条件文の例文であり、主節に勧誘モダリティが現れる。このような仮定条件文では主に *kalau* と *jika* は用いられるが、(apa) *bila* を用いるのはやや不自然であり、*asal(kan)* は用いられにくい。

以上の説明を基に、本研究の課題として次の2つを挙げておく。まず、日本語の条件文とインドネシア語の条件文の用法とモダリティについて再考察して、整理すること。日本語の条件文の分析と整理が完成した後、同じ基準でインドネシア語の条件文の *kalau*・*jika*・(apa) *bila*・*asal(kan)* という4つの形式を分析する。次に、日本語の条件文について分析した結果をインドネシア語の条件文の結果と対照して、共通点と相違点を明らかにする。これらの対照分析の結果から得られた知見が、インドネシアにおける日本語教育の現場および教材作成時の一助となることは、本研究の目的の一つでもある。

1.5 研究方法と分析の枠組み

1.5.1 研究方法

上述の研究問題を明確にするために、本研究は例文を中心として分析を行う。分析対象とするのは書き言葉の例文である。一般に、人が書き言葉を用いるときは、話し言葉の時よりも慎重に考え、より正確に表そうとするものである。従って、書き言葉は話し言葉より信頼できると考えられる。本研究における書き言葉の例文のデータは主に新聞や雑誌から収集した。また、小説からの例文も採用している。日本語の条件文の例文は主に「聞蔵Ⅱのビジュアル」の『朝日新聞』、『アエラ』、『週刊朝日』から収集した。

新聞と雑誌の例文を分析する対象として選択した理由は、小説に比べて、使われている言葉遣いが現代の日本の社会で標準的に使用されている言語と最も近く、幅広い層に理解できるものであると考えたからである。小説の文は作家の個性的な文としての傾向が強いので、小説より新聞と雑誌の方を重点的に使用した。本研究で数ある新聞・雑誌の中でも特に『朝日新聞』、『アエラ』、『週刊朝日』から例文を収集した理由は、朝日新聞は日本では最も読まれている一つの新聞であるからである。地域的なかたよりもない。また、アエラと週刊朝日も読者が多く、日本を代表的な一つの雑誌であるからである。

今回の研究で収集した例文は、①「動詞+条件形式のト・レバ・タラ・ナラ、等」の例文、②「形容詞+条件形式のト・レバ・タラ・ナラ、等」の例文、③「名詞+条件形式のト・レバ・タラ・ナラ・等」の例文である。①の動詞は五段動詞の(う・つ・る・く・ぐ・す・ぶ・む・ぬ)・一段動詞(える・いる)・変格動詞(する・来る)の肯定形と否定形である。②はイ形容詞とナ形容詞の肯定形と否定形である。③は名詞の「だ」・「ではない」である。収集した例文の数は以下の表7である。

表 7 日本語の典型的な条件形式と周辺形式の例文の収集数

no	形式	朝日新聞	アエラ	週刊朝日	小説・本	合計
1	ト	2573	786	401	121	3881
2	レバ	1811	522	419	68	2820
3	タラ	1896	468	336	63	2781
4	ナラ	1602	491	321	48	2462
5	テハ	605	303	219	32	1231
6	場合	613	377	276	37	1303
7	限り	642	311	203	11	1167
8	次第	135	25	10	5	175
9	ナイコトニハ	247	41	17	2	307
10	テミロ	49	5	3	0	57
						16192

インドネシア語の条件文の kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)の分析資料としては、インドネシアの新聞記事(電子版)、および『佐賀のがばいばあちゃん』、『ノルウェイの森』、『坊っちゃん』、『風林火山』、『上杉謙信』というインドネシア語に翻訳された5つの日本の小説から収集した例文を使用している。収集した例文の数は以下の表8である。

表 8 インドネシア語の条件文の収集した例文の収集数

No	用例出典	kalau	jika	(apa)bila	asal(kan)
1	www.kompas.com	50	50	50	25
2	www.republika.co.id	25	25	25	15
3	www.mediaindonesia.com	25	25	25	10
4	Botcha	281	15	10	0
5	Uesugi Kenshin	77	59	13	0
6	Furin Kazan	21	107	2	0
7	Norwegian Wood	417	71	10	0
8	Saga no Gabai Bachan	70	3	27	0
		966	355	262	50
1623					

以上の日本語の条件文とインドネシア語の条件文の例文は以下に示す条件文の分類基準とモダリティで分析する。

1.5.2 条件文の分類基準

先行研究を見る限りでは、日本語条件文の分類は一様ではない。例えば、小林賢治（1996：11-12）は松下大三郎（1930）と阪倉篤義（1975）の分類に基づき、順接条件表現（条件文）を、仮定条件文・恒常条件文・確定条件文の三種類に分類している²¹。また、有田節子（2007）は、既定性と二種類の不確定性の観点から、予測条件文・認識的条件文・反事実条件文に分類している²²。一方で、前田直子（2009）は、レアリティーの概念から条件文を、仮定条件文と非仮定条件文の2種類に分類している²³。前田の指摘によると、仮定条件文には仮定条件文（仮説）と反事実条件文が含まれ、非仮定条件文には、多回的条件文（反復的に起こること）と一回的的条件文（事実として一回だけ起こること）が含まれるという。つまり、仮定条件文は未実現の出来事を示す一方で、非仮定条件文はほぼ実現した出来事を示すこと（事実として捉えていること）と定義されるのである。

以上は、日本の学者による3つの日本語の条件文分類の基準である。この3つの分類基準の中に本研究では前田（2009）のレアリティーの概念に基づく分類基準を採用する。理由は、1.2.の日本語の条件文の定義と範囲を考えると、条件文は仮定的な出来事だけでなく、既に起こっている

²¹ 小林賢治（1996：11-12）は、条件文の3つの分類である仮定条件、恒常条件、仮定条件について以下のよう
に解説している。

1. 仮定条件は話し手が予想する条件関係の一つであり、完了性と非完了性になる。
 - 完了性仮定条件は未来時において、動作・作用の完了した場合を仮定するもの。
 - 非完了仮定条件は現在の事実に関する仮定や、現在あるいは過去の事実に反する仮定（反実仮想）など、完了性以外の一切の仮定をさす。
2. 恒常条件は、ある条件が成立する際にはいつでも次の帰結句の事態が成立するという、恒常的・普遍的性格をもったものとして提示される。
3. 確定条件（既定条件）は二つに分けられ、必然確定と偶然確定になる。
 - 必然確定条件は条件句が原因・理由を表し、条件句と帰結句とが必然的な因果関係で結びつくものである。
 - 偶然確定条件は条件句が帰結句の事態の成立する単なるきっかけであったり、帰結句の事態を認識する前提であったりするものである。

²² 有田節子（2007：3）は、既定とは、真偽が定まっていることを意味すると述べている。冒頭に述べた二種類の不確定性は、既定性という概念を用いると以下のように再定義できる。事態が実現していないことによる不確定性とは、既定でない命題が持つ不確定性である。一方、事態の真偽を知らないことによる不確定性とは、仮定的な命題が持つ不確定性である。既定性と二種類の不確定の観点から、条件文は次の三種類に分類される。

- 第一は、前件が既定ではない命題であるような条件文で、それを予測的条件文と呼ぶ。
- 第二は、前件が仮定的な命題で、話し手がその命題の真偽を知らないような条件文である。それを認識的条件文と呼ぶ。
- 第三は、前件が仮定的な命題で、かつ、話し手がその命題が偽であることを知っているような条件文である。それを反事実条件文と呼ぶ。

²³ 前田直子（2009：18）によれば、レアリティーとは、言語によって表された事態と、現実との事実関係である。言語と事態の関係であるが、条件文とは、このレアリティーが様々に表現される文であると言える。原因・理由文やいわゆる譲歩文までを含めて、因果関係を持つ文を「論理文」として一括して扱う際、条件文の占める位置は、「仮定的・順接」という特徴を持っていたが、条件文の表すレアリティーは「仮定的」のみではなく、「事實的」な場合もある。

る／既に起こった出来事を表すことも可能であると考えからである。従って、条件文を仮定条件文と非仮定条件文の二つに大きく分けるのは妥当であり、簡潔に説明できると考えている。但し、非仮定条件文は多回的条件文と一回的条件文の2種類に分けている。多回的条件文は前件（従属節）と後件（主節）関係がほとんど必然的な関係である。一方、一回的条件文は前件（従属節）と後件（主節）関係がほとんど偶発的な関係である。この特徴から、多回的な条件文と一回的な条件文を区別する必要があると考える。ここでは多回的条件文を恒常条件文、一回的条件文を事実条件文と呼ぶことにする。従って、本研究では、仮定条件文、恒常条件文、事実条件文という三種類の分類に基づいて日本語とインドネシア語の条件文を分析する。以下はその三つの分類基準の説明である。

まず、仮定条件文である。仮定条件文とは、現実には生じていない事態を仮定し、その結果として生じるだろう事態を予想するものである。つまり、文全体は実現していない事態を指している。日本語の複文では、主節（後件の事態）が文の中心となる²⁴ので、従属節（前件）は事実であっても未実現であっても、主節（後件の事態）が未実現しない限り、文全体は未実現を意味していることになる。よって、仮定条件文は典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文という3つの用法に分類できる。

1. 典型的な仮定条件文は前件も後件も未実現あるいは未成立の事態である。文全体は、まだ未成立或いは未実現の出来事である。図示すると次のとおりである。

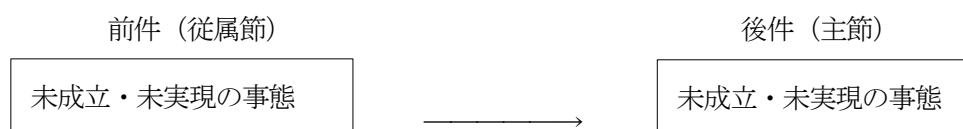


図2 典型的な仮定条件文

以下が典型的な仮定条件文の実例である。

(104) もし核戦争が起こったら、日本はあっという間に消えてしまうだろう。（蓮沼ら：8）

(105) 子供が女の子であれば、バレエを習わせたい。（日本語記述文法研究会：101）

(106) 今月末に引っ越しするなら、そろそろ挨拶にくるはずだ。（蓮沼ら：45）

以上の(104)から(106)は典型的な仮定条件文の実例であり、(104)は「タラ」形式、(105)は「レバ」形式、(106)は「ナラ」形式である。いずれの文も前件、後件共に未実現な事態であり、予想されていることである。そして、蓮沼ら(2001:2)によれば、これらは「もし」を文頭につけて、仮定性が高いことをさらに強調することができる。ただし、確実に起こることを表

²⁴ 益岡隆志(1997:1)によれば、日本語では、一般に主節は文の末尾に置かれ、従属節がそれに先行する、という語順を取る。従属節の述語は主節の述語に依存する。

す場合には「もし」は使わないので、「もし」が含まれている文は確実に典型的仮定条件文であるということが分かる。

2. 既定条件文とは、ある現在の状況を認識するか、或いは既に起こっている／既に起こった事態を認識して、次の事態が生じることを予想するという仮定条件表現法の一つである²⁵。つまり、従属節の部分で既に起こった事態あるいは起こっている事態について記述し、それを基にして、主節の事態を予想するということであり、文全体は未成立／未実現の事態である。既定条件文は図で表すと以下のようなようであるとえられる。



図3 既定条件文

既定条件文の実例は以下の通りである。

(107) そんなに暑ければ、窓を開けてください。 (森田 2002 : 306)

(108) ここまでくれば、あと一週間ほどで、花を開くだろう。 (前田 2009 : 46『崖』より)

(107) と (108) の例文を見ると、「そんな」「ここ」の指示詞が示唆するように、従属節の事態は既に起こった事態であること、そして主節は未実現していない事態であることが分かる。主節が未実現・未成立であることから、文全体は未実現な事態であり、仮定条件文の一つの種類或いは用法であると言える。

3. 反事実条件文は 2 つ種類がある。前件も後件も事実とは反対の事態というパターンで、前件は事実で後件は事実とは反対の事態というパターンもある。但し、どちらも後件が反事実であり、文全体が示しているのは予想される出来事として捉えられる。従って、反事実条件文は仮定条件文の一つの種類あるいは用法であると言える。反事実条件文は図で表すと以下のようになる。

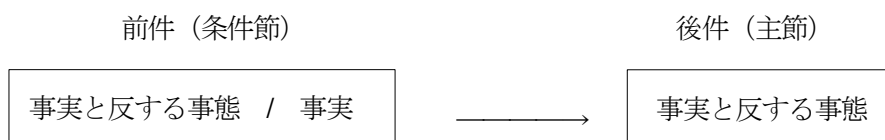


図4 反事実条件文

²⁵ 森田良行 (2002 : 303-305) によれば、既定とは、現在の状況を認識して、話者の意見・態度を述べるという条件文の一つの用法である。例えば、「きみがそんなことを言うなら、僕も言い訳がある。」「ここまで来たら、もう帰れます。」

反事実条件文の実例は以下の通りである。

(109) もし私が鳥だったら、すぐに飛んで行けるのに。 (田中 2004 : 52)

(110) こんなところへ来るのなら聖書を持って来ればよかったのに。
(前田 2009 : 46 『夫婦の情景』より)

以上の (109) 例文では、前件も後件も事実と反する事態である。一方、(110) の例文では、前件は事実で、後件は事実と反する事態である。

次に、恒常条件文について述べる。小林賢治 (1996) によれば、恒常条件文とはある条件が成立する際にはいつでも次の帰結句の事態が成立するという、恒常的・普遍適性格をもった文のことである。前件と後件の事態は必然的關係にあるので、従属節の事態が成立する場合は必ず主節の事態も成立し、しかも多回的に起こる。恒常条件文は図で表すと以下の通りである。

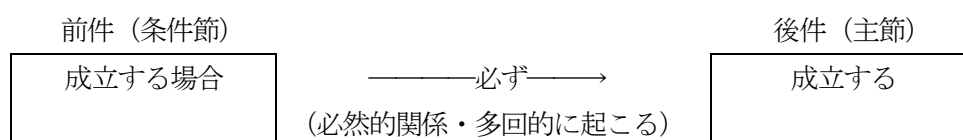


図5 恒常条件文

本研究では、恒常条件文を一般的条件文と、習慣を表す条件文という2つの用法に分ける。

1. 一般条件文は、日本語文法記述研究会 (2008 : 106) によれば、自然の法則や科学的法則、法律のように、従属節の事態が成立した場合に必ず主節の事態が成立するという関係が、過去、現在、未来の時間に関わらず成立している文である。前田 (2009 : 48) によれば、一般条件文では、後節に「た」形が現れず、「る」しか現れない。つまり、「～すれば～する」のような文型を取る。この文末の「る」形が、通常の動詞の場合と異なって「超時」というべきである。一般条件文の実例は以下の通りである。

(111) 女だって、能力と希望があれば、男と同じように遇してもらえる。
(前田 2009 : 48 『贈る言葉』より)

(112) 100メートル上昇すると気温が0.6度下がる。 (日本語記述文法研究会 2008 : 106)

(113) 製品を混合する過程で酸が混じると、猛毒ガスが発生しやすい。
(田中 2004 : 43 「朝日新聞 1994/6/29」より)

2. 習慣を表す条件文とは、ある人の習わし或いはくせ、そして、ある社会・ある地方・ある国での習慣的な出来事を表す。この習慣を表す条件文は前件も後件も多回的に起こる事態である。

(114) そして今では、私とカンちゃんは、顔を合わせると、こんにちわ、の代わりに、たとえ
ばこんなことを言いあう。 (前田 2009 : 48 『窓を開けますか?』)

以上は恒常条件文の種類とその実例である。(112) から (115) までの例文をみると、いずれの文も前件と後件は必然的な関係で結ばれており、多回的に起こる出来事であることが分かる。

最後は、事実条件文である。事実条件文、過去に一回だけ起こった出来事を指し、一般に文末の述語は過去形である。前件も後件もすでに成立した一回的な出来事である。一般的に前件と後件の関係は偶発的な関係を表す出来事であるので、条件関係を示すより、時間関係を示したという解釈のほうが強いと考えられる。

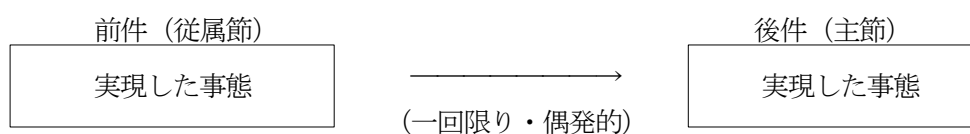


図 6 事実条件文

事実条件文にはいくつかの種類或いは用法が存在している。それは、発見を表す出来事、発現を表す出来事、きっかけを表す出来事、同じ主語が連続動作を表す出来事の 4 つである。

1. 発見を表す出来事の用法とは、前田 (2009 : 80) によれば、前件に発見するための具体的な動作が来て発話の状況を表し、後件に発見された物事の状態が述べられるという形を取る。

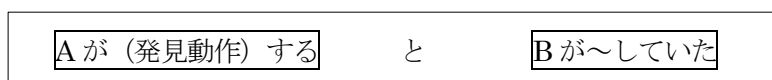


図 7 発見の構成 (前田 : 2009 : 79)

主語は前件 (発見主体。基本的には話し手) と後件 (発見される事物) で異なり、前件と後件の述語および意味内容には、次のような事態が現れる。

表 9 発見を表す条件文の前件と後件の述語

前節述語	後件
① 視覚動作「見る」他	I 存在、状態
② 移動動作「行く」	II 主体の知覚
③ 思考動作	

(前田 2009 : 80)

発見を表す条件文の例文は以下のようである。

(115) ホテル窓から見ると、東京も案外丘陵が多い。 (前田 2009 : 80 『女の小箱』より)

(116) いまから考えると、変な客でしたね。 (前田 2009 : 81 『人間の証明』より)

2. 発見を表す出来事とは、前田 (2009 : 85) によれば前件に継続中の動作が来て、その最中に一回性の後件が偶発的に起こることを示す出来事である。前件と後件には基本的には因果関係がなく、「～している時」と置き換えられる。つまり、発見では前件と後件の事態がほぼ同時的に起こる。発見を表す条件文は図式で表すと以下のようである。

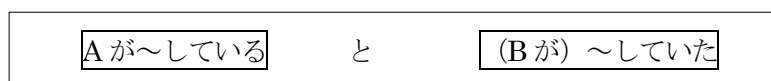


図8 発見の構成 (前田 : 2009 : 85)

発見を表す条件文の例文は以下のようである。

(117) 夜、お袋と食事していたら、電話があつた。 (前田 2009 : 86)

3. きっかけを表す出来事とは、蓮沼ら (2001 : 33) によれば、過去の出来事をつなぐ場合、前件が後件のきっかけ・原因となるものである。この時、前件と後件の主語は異なり、また後件には話し手以外の動作や出来事がくる。

(118) カメラを向けると、みんなにこにこした。 (蓮沼ら 2001 : 33)

4. 同じ主語が連続動作を表す出来事とは、同一主語の連続した動作をつないだものである。

(119) 客は足を組み、たばこをくわえると、雑誌をめくった。 (蓮沼ら 2003 : 35)

以上は本研究の条件文の分類基準である。この分類基準に当てはまらないものは非条件文であるとし、特別な用法に分類する。この分類法を基にして、日本語の条件文とその周辺形式、そしてインドネシア語の条件文を分析する。

さらにこの分類の基準に加えて、本論文におけるもう一つの重要な要素は、モダリティである。以下に本研究で扱うモダリティの基準に関して説明する。

1.5.3 モダリティの基準

日本語記述文法研究会 (2003 : 1) によれば、文は、命題とモダリティという 2 つの意味的な側面から成り立っている。命題は、その文が伝える事柄的な内容を担うものであり、モダリティはその文の述べ方を担うものである。つまり、文の内容の述べ方は、情報として示すものであ

たり、意志を示すものであったり、依頼を示すものである。そこには様々な意図を表すことが可能である。その内容の意図を伝えるためには、モダリティが必要である。この原則は条件文でも例外ではない。条件文の用法をより理解するためには、その条件文のモダリティを見ることが必要である。各形式の条件文のモダリティを考察することで、その条件文がどの分類のタイプに入るのか、そして、どのように使用されるのかを明確にできる。

日本語のモダリティの分類については多くの研究が行われている。例えば、仁田義雄 (1991)、益岡隆志 (1991)、野田尚史・益岡隆志・佐久間まゆみ・田窪行則 (2002)、日本語記述文法研究会 (2003) などによる様々なモダリティの分類がある。本研究では、日本語記述文法研究会 (2003) のモダリティの分類を基準にして、分析を行っていく。日本語記述文法研究会 (2003) のモダリティの分類を用いる理由は、他のモダリティに関する研究よりも、分類が明確で、理解しやすいものであると考えるからである。日本語記述文法研究会 (2003) によれば、モダリティは4つのタイプに分けられる。表現類型のモダリティ、評価と認識モダリティ、説明のモダリティ、そして、伝達のモダリティである。日本語記述文法研究会 (2003) によるモダリティの4つの分類について以下のようにまとめる。

- I. 表現類型のモダリティ：表現類型のモダリティとは、その文がどのような伝達的な機能を担うのかという、文の基本的な性質を決定するものであり、表現類型のモダリティと呼ばれている。表現類型のモダリティはさらに情報系と行為系（意志のモダリティ）と感嘆という3つのタイプに分けられている。
 1. 情報系のモダリティとは話し手と聞き手の情報のやりとりに関わるモダリティであり、叙述と疑問に分類できる。
 - (a) 叙述モダリティとは、その文が表す内容、話し手の判断を聞き手に伝えるという伝達的な機能をもつモダリティである。叙述を担う文を平叙文という。叙述には、動詞述語の辞書形・過去形の「る」・「ている」・「た」、存在動詞の「いる」と「ある」、性質の形容詞「大きい」、「危険」、「面白い」などの表現がある。
 - (b) 疑問モダリティとは、話し手にとって不明なことがあるために、その命題に対して話し手の判断が成り立たないということを表すモダリティである。疑問には、「か」・「でしょ」、「かな」・「でしょうか」・「だろう」等という表現がある。
 2. 行為系のモダリティとは、話し手や聞き手の行為の実行に関わる機能を担うモダリティであり、意志と勧誘と行為要求の3つのタイプがある。
 - (a) 意志モダリティとは、話し手が自分自身の行為を決定したことを表すものである。意志のモダリティには「しよう」・「つもり」・「たい」・「まい」などというモダリティ表現がある。
 - (b) 勧誘モダリティとは、話し手の行為を前提として、聞き手に行為の実行を誘いかけることを表すものである。勧誘には、「よう・～ようか」、「しよう・しようか」、「～ませんか」、「しないか」というモダリティ表現がある。
 - (c) 行為要求のモダリティとは、話し手が行為の実行を聞き手に求めることを表すものである。行為要求には、命令の「しろ」・「しなさい」、依頼の「てくれ」・「てください」・「くれるか・くれないか」・「～もらえるか・もらえないか」、許可・勧め・助言の「お～ください」・「たら？」・「といい」・「方がいい」、禁止の「するな」というモダリティ表現がある。

3. 感嘆のモダリティとは何らかの誘因によって引き起こされる、驚きを伴った感動を表すモダリティである。感嘆のモダリティを伴う文を感嘆文という。感嘆文の特徴は、名詞を中心として文が構成されていることである。例えば、「あ、きれいな色!」「なんてかわいい花だろう!」である。
- II. 評価と認識モダリティ：評価と認識モダリティとは、命題によって表される事態に対する話し手の捉え方を表しており、評価と認識の2つに分けられる。
1. 評価のモダリティとは、話し手が何らかの事態を述べ伝える時に、その事態に対する話し手の評価的な捉え方を表すものである。評価のモダリティは必要、許可・許容、不必要、不許可・非許容という4つのモダリティに分類される。
- (a) 必要のモダリティには「といい」、「ばいい」、「たらしい」、「方がいい」、「なくては行けない」、「べきだ」、「ものだ」、「ざるを得ない」「なければならぬ」というモダリティ表現がある。
- (b) 許可・許容のモダリティには「てもいい」「てもかまいません」というモダリティ表現がある。
- (c) 不必要のモダリティは「なくてもいい」、「ことはない」というモダリティ表現がある。
- (d) 不許可・非許容のモダリティは「ては行けない」、「てはならぬ」というモダリティ表現がある。
2. 認識のモダリティとは、事態に対する話し手の認識的な捉え方を表すものである。認識のモダリティには、断定・推量・蓋然性・証拠性という4つのタイプがある。断定と推量は、いずれも話し手が事態の成立を主張する文である。
- (a) 断定とは、事態を経験・知識によって直接的に把握するモダリティである。断定には、動詞の辞書形の「る」「ない」と過去形の「た」「なかった」と丁寧形の「ます」「ません」、形容詞の辞書形と過去形、コプラの「です」「ではありません」「でした」「ではありませんでした」などというモダリティ表現がある。
- (b) 推量とは、事態を想像・思考によって間接的に把握するモダリティである。推量には「だろう・でしょう」というモダリティ表現がある。
- (c) 蓋然性とは、事態を可能性や必要性があることとして把握するという認識的な意味である。蓋然性には「かもしれない」「可能性がある」「おそれがある」「かねない」などの事態が成立する可能性を表すモダリティと、「にちがいない」、「はずだ」など、必然性の認識を表すモダリティがある。
- (d) 証拠性のモダリティとは何らかの証拠に基づく確認を表すモダリティである。証拠には「ようだ」「みただ」「らしい」という話し手の観察や推定と、「そうだ」「という」という伝聞を表すことがある。
- III. 説明モダリティ：説明モダリティとは、文と先行文脈との関係づけを表すもので、主に「のだ」「わけだ」「からだ」によって表される。話し手が、すでに知っていた事実を、論理的な帰結として納得していることを表すときには、「わけだ」と「はずだ」が使用される。「のだ」「わけだ」と成り立ちが類似した助動詞に「ものだ」「ことだ」がある。「もの」「こと」に「だ」が加わって助動詞化したもので、それぞれ複数の用法をもつ。

IV. 伝達のモダリティ：伝達のモダリティとは、話し手がその文をどのように聞き手に伝えようとしているかに関わるモダリティである。伝達には、普通形と丁寧形の選択による丁寧さのモダリティと、終助詞によって表される伝達態度のモダリティがある。

1. 丁寧さのモダリティとは、聞き手に対して何かを伝えようとするとき、聞き手と自分との関係や状況などから、どのようなスタイルの文を選ぶかと言う選択を行わなければならない場合である。例えば、「みんな集まった。出発しよう。(普通形)」・「みんな集まりました。出発しましょう。(丁寧形)」。
2. 伝達態度のモダリティとは、話し手が発話状況をどのように認識し、聞き手にどのように示そうとしているかを終助詞によって表すものである。伝達態度のモダリティには伝達に関わる「よ」「ぞ」「ぜ」「さ」「わ」と認識・詠嘆に関わる「ね」「な」「なあ」「よね」がある。例えば、「あ、バスは来ましたよ。」・「見てみるよ。雨が降っているらしいぞ。」

以上は日本語記述文法研究会（2003）によるモダリティの分類のまとめた説明である。そのモダリティの分類は表にすると次のとおりである。

表 10 日本語のモダリティ分類

日本語のモダリティの分類					
I	表現類型のモダリティ	1	情報系のモダリティ	a	叙述
				b	疑問
		2	行為系のモダリティ	a	意志
				b	勧誘
				c	行為要求
		3	感嘆のモダリティ		きれい！・なんて～
		II	評価と認識のモダリティ	1	評価のモダリティ
b	許可/許容				
c	不必要				
d	不許可/非許容				
2	認識のモダリティ			a	断定
				b	推量
				c	蓋然性
				d	証拠性
III	説明のモダリティ		相手に納得するためのモダリティ		「から」「のだ」「わけだ」「もの」等
IV	伝達のモダリティ	1	丁寧さのモダリティ	a	る形・ます形
		2	伝達態度のモダリティ	b	よ・ぞ・わ 等

(日本語記述文法研究会(2003)に基づく筆者作成)

以上のモダリティとそのタイプ分類の説明から分かるように、日本語のモダリティは種類が豊富だけでなく、非常に複雑なものである。しかし、日本語の文を研究する際、特に条件文の用法を考察する場合、モダリティの問題は避けられない要素である。本論文では、条件文の各形式の特徴と用法をモダリティの観点から見ていくが、その際には、日本語の条件文の仮定条件文、恒常条件文、事実条件文という3つの分類と日本語の表現類型のモダリティ、評価と認識のモダリティ、説明のモダリティ、伝達のモダリティという4つのモダリティの分類を、本研究の分析の枠組みとして定めることとする。

1.6 本論文の構成

本論文では、上記の問題意識を根底にしつつ、本研究は、日本語の条件文についての分析、インドネシア語条件文についての分析、そして、日本語とインドネシア語の条件文の共通点と相違点という3つの論点に大きく分かれる。日本語の条件文については第2章と第3章、インドネシア語の条件文については第4章、そして、日本語とインドネシア語の条件文の共通点と相違点については第5章で論じる。本論文の各章の内容について以下に説明する。

第2章では日本語の条件文の典型的な形式の「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」の用法の主節のモダリティについて分析を行う。4つの形式の仮定条件文、恒常条件文、事実条件文の用法と主節のモダリティを分析してから、各形式の共通点と相違点を説明する。

第3章では条件文の周辺形式の「テハ」・「場合」・「限り」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」の用法の主節のモダリティについて分析を行う。6つの形式の仮定条件文、恒常条件文、事実条件文の用法と主節のモダリティを分析してから、各形式の共通点と相違点を説明する。

第4章ではインドネシア語の *kalau*・*jika*・*(apa)bila*・*asal(kan)*、の用法と主節のモダリティについて分析を行う。インドネシア語の条件文の4つの形式の用法と主節のモダリティを分析してから、各形式の共通点と相違点を説明する。

第5章では第2章、第3章、第4章の分析結果を基にして、日本語の条件文の典型的な形式と周辺的な形式の用法と主節のモダリティの共通点と相違点を明らかにして、各形式の置き換えの可能性を検討する。また、日本語の条件文の（典型的な形式と周辺形式）とインドネシア語の条件文の用法とモダリティの共通点と相違点について説明する。

第6章では日本語の条件文の典型的な形式と周辺形式、及びインドネシア語の条件形式の用法とモダリティに関して明らかになった点とまだ明らかになっていない点を説明する。また、日本語とインドネシア語の条件文に関する今後の新たな研究課題を説明する。

第2章

日本語の典型的な条件形式の用法と主節のモダリティについて

第2章では日本語の典型的な条件形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」条件文の用法と主節モダリティについて説明する。本章は、大きく4つの部分に分けられる。2.1節では、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の用法の使用分布を説明する。2.2節では、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の仮定条件文の用法とモダリティを分析した結果を説明する。2.3節では、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の恒常条件文と事実条件文の用法とモダリティを分析した結果を説明する。2.4節では、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」条件文の用法とモダリティのまとめと各形式の共通点と相違点を説明する。

2.1 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法の使用分布

この部分では第1.5の説に条件文の分類とモダリティの基準に基づいて、収集した例文のデータを分析した各形式の使用分布の結果を説明する。

1. 「ト」形式の用法と使用分布である。本研究で収集した「ト」形式の例文は3881例文である。分析した結果、3881の例文の中で1091件(28.1%)は仮定条件文の例文であり、1794件(46.2%)は恒常条件文の例文であり、996件(25.7%)は事実条件文である。「ト」形式の仮定条件文の中では典型的な仮定条件文の例文が最も多い。恒常条件文の中では一般条件文の例文が最も多い。そして、事実条件文の中にきっかけを表す例文は発見、発現、連続動作を表す例文に比べると、数が多い。「ト」を分析した結果を表にすると以下の表11になる。

表11 「ト」の用法を分析した結果と使用分布

	分類	用法	数	割合	合計
1	仮定条件文	典型的な仮定	1080	27.8%	1091 (28.1%)
		既定条件文	8	0.2%	
		反事実条件文	3	0.1%	
2	恒常条件文	一般条件文	1596	41.1%	1794 (46.2%)
		習慣を表す条件文	198	5.1%	
3	事実条件文	発見	214	5.6%	996 (25.7%)
		発現	331	8.5%	
		きっかけ	334	8.6%	
		連続動作	117	3%	
			3881	100%	100%

(筆者作成)

上の表11を見ると、「ト」形式では、仮定条件文より非仮定条件文(恒常条件文と事実条件

文) の数は多い。特に恒常条件文の数が最も多い。「ト」形式の条件文では従属節が肯定形の場合、仮定条件文の例文の割合は非仮定条件文の例文より少ない。しかし、従属節が否定形の場合、仮定条件文の数が2倍以上なると見られる。この現象は、文の中の従属節が否定形の「ナイ」である場合、主節の述語には同じ否定形の「～ナイ」、変化を表す動詞「なる」「しまう」、推量を表す「だろう・でしょう」、蓋然性を表す「かもしれない」、「かねない」が共起しやすくなるためであると思われる。

- 「タラ」形式の用法と使用分布である。本研究で収集した「タラ」形式の例文は2781例文である。分析した結果、2781の例文の中で2310件(83.1%)は仮定条件文の例文であり、180件(6.5%)は恒常条件文の例文であり、そして291件(10.4%)は事実条件文である。「タラ」形式の仮定条件文の中で典型的な仮定条件文の例文が最も多い。恒常条件文の中に一般条件文の例文は習慣を表す条件文より数が多い。そして、事実条件文の中にきっかけを表す例文は発見、発現を表す例文に比べると、数が多い。「タラ」形式では、連続動作を表す例文は見当たらなかった。この「タラ」を分析した結果を表にすると以下の表12になる。

表12 「タラ」の用法を分析した結果と使用分布

	分類	用法	数	割合	合計
1	仮定条件文	典型的な仮定	2273	81.7%	2310 (83.1%)
		既定条件文	20	1.0%	
		反事実条件文	17	0.6%	
2	恒常条件文	一般条件文	142	5.1%	180 (6.5%)
		習慣を表す条件文	38	1.4%	
3	事実条件文	発見	78	2.8%	291 (10.4%)
		発現	67	2.4%	
		きっかけ	136	5.2%	
		連続動作	0	0%	
			2781	100%	100%

(筆者作成)

上の表12を見ると、「タラ」形式は一般的に典型的な仮定条件文という用法として用いられる。「タラ」形式の条件文では従属節は肯定形の場合も否定形の場合も仮定条件文の用法が最も多く見られる。

- 「レバ」形式の用法とその使用分布である。本研究では収集した「レバ」形式の例文は2820例文である。分析した結果、2820の例文の中に2435件(86%)は仮定条件文の例文であり、387件(13.8%)は恒常条件文の例文であり、7件(0.2%)は事実条件文である。「レバ」形式の仮定条件文の中では典型的な仮定条件文の例文が最も多い。恒常条件文の中では一般条件文の例文は習慣を表す条件文より数が多い。そして、事実条件文の中では発見の用法しか用いられない。この「レバ」の分析した結果を表にすると以下の表になる。

表 13 「レバ」の用法を分析した結果と使用分布

	分類	用法	数	割合	合計
1	仮定条件文	典型的な仮定	2401	85.1%	2435 (86%)
		既定条件文	11	0.4%	
		反事実条件文	14	0.5%	
2	恒常条件文	一般条件文	351	12.5%	387 (13.8%)
		習慣を表す条件文	36	1.3%	
3	事実条件文	発見	7	0.2%	7 (0.2%)
		発現	0	0%	
		きっかけ	0	0%	
		連続動作	0	0%	
			2820	100%	100%

(筆者作成)

上の表 24 を見ると、「レバ」形式は「タラ」形式と同様で一般的に典型的な仮定条件文という用法として用いられる。さらに、「タラ」形式と同じように「レバ」形式の条件文では従属節は肯定形の場合も否定形の場合も、仮定条件文の用法が最も多く見られる。しかし、「タラ」形式と異なり、「レバ」形式は事実条件文として用いられにくいと考える。

4. 「ナラ」形式の用法とその使用分布である。本研究で収集した「ナラ」形式の例文は 2462 例文である。分析した結果、2462 の例文の中に 2347 件 (96.7%) は仮定条件文の例文であり、35 件 (1.5%) は恒常条件文の例文であるが、事実条件文の例文は見つからなかった。「ナラ」形式の仮定条件文の中に典型的な仮定条件文の例文は最も多い。恒常条件文の中に一般条件文の例文は習慣を表す条件文より数が多い。この「ナラ」を分析した結果を表にすると以下の表 14 になる。

表 14 「ナラ」の用法を分析した結果と使用分布

	分類	用法	数	割合	合計
1	仮定条件文	典型的な仮定	2381	96.7%	2427 (98.5%)
		既定条件文	31	1.3%	
		反事実条件文	15	0.5%	
2	恒常条件文	一般条件文	29	1.2%	35 (1.5%)
		習慣を表す条件文	6	0.3%	
3	事実条件文		0	0%	0 (0%)
			2462	100%	100%

(筆者作成)

上の表 14 を見ると、「ナラ」形式は主に仮定条件文として用いられる。仮定条件文の中に典型的な仮定条件文は最も多い。恒常条件文の中に一般条件文は習慣を表す条件文より数が多い。

以上は「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法の使用分布の分析した結果である。以下には、各形式の結果に基づいて比較するものである。この比較した結果はいくつの「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法のことについて明らかになった。

表 15 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法の使用分布の比較

用法		ト		タラ		レバ		ナラ	
		数	%	数	%	数	%	数	%
仮定 条件文	典型的な仮定	1080	27.8%	2273	81.7%	2401	85.1%	2381	96.7%
	既定条件文	8	0.2%	20	1%	11	0.4%	31	1.3%
	反事実条件文	3	0.1%	17	0.6%	14	0.5%	15	0.5%
恒常 条件文	一般条件文	1596	41.1%	142	5.1%	351	12.5%	29	1.2%
	習慣	198	5.1%	38	1.4%	36	1.3%	6	0.3%
事実 条件文	発見	214	5.1%	78	2.8%	7	0.2%	0	0%
	発現	331	8.5%	67	2.4%	0	0%	0	0%
	きっかけ	334	8.6%	136	5.2%	0	0%	0	0%
	連続動作	117	3%	0	0%	0	0%	0	0%
		3881	100%	2781	100%	2820	100%	2462	100%

(筆者作成)

以上の表 15 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の使用分布を分析した結果をみると、次のことが明らかになった。

まず、仮定条件文の用法である。仮定条件文に関して、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式では、いずれも仮定条件文が用いられる。この4つの形式の中で仮定条件文の用法の割合は98.6%と「ナラ」形式が最も高い。一方、「ナラ」形式と逆に「ト」形式の割合は28.1%と最も低い。但し、「ト」形式の仮定条件文の割合が低くても、数から判断すると十分に用いることが可能である。しかし、反事実条件文の用法の場合、「ト」形式の例文の数が非常に少ないので、用いられにくいと考える。

次は、恒常条件文の用法である。恒常条件文に関しては4つの形式の中で「ト」形式の割合は46.2%と最も高い。一方、「ト」形式の逆に「ナラ」形式の割合は1.5%と最も低く、例文の数も少ないので、特に習慣を表す用法が用いられにくい。

最後は、事実条件文の用法である。事実条件文に関しては4つの形式の中で「ト」形式の割合は25.7%と最も高い。一方、「ト」形式の逆に「レバ」形式例文の割合は0.2%と非常に少ない。また、事実条件文の例文は「ナラ」形式には見たらなかった。この結果を見ると、「レバ」形式や

「ナラ」形式と似ているように事実条件文が用いられにくい、または用いられないといえるだろう。この部分の結果は各形式の用法と主節のモダリティについてはより具体的に説明すると次の以下の2.2節である。

2.2 日本語の典型的な条件形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

序章第1.5節で述べたように、仮定条件文は一般に、従属節の事態（前件）も主節の事態（後件）も未実現の事態である。しかしどちらかといえば、仮定条件文の最も重要な特徴といえるのは、主節が未実現的な事態である。主節の事態が未実現的な事態かどうかという判断は、主節に現れるモダリティによって判断することができると思う。従って、前件と後件の事態の関係だけでなく、主節に現れるモダリティにも注目すべきである。

日本語の条件文の「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」形式の仮定的用法について、先行研究によれば、仮定条件文を表す形式として最も多いのは「レバ」と「ナラ」の2つである。「レバ」形式は一般的に仮定条件を表す事態が中心的な用法として用いられる。そして、「ナラ」形式は将来生じる出来事について話し手の判断を基に予想を述べる、というのが中心的な用法である。但し、「レバ」にはモダリティの制約が働いているが「ナラ」には、それはない。一方、最も非仮定的な性質を持っている形式は「ト」である。益岡隆志（1993）は、「ト」形式の文の中心的な用法は、非現実の事態ではなく、現実を観察された事態を表現するものであると述べている。さらに、「ト」形式には意志を表すモダリティも用いられない。「タラ」形式といえば、仮定的用法としても非仮定的用法としても用いられ、モダリティの制約がない。これらの先行研究の結論に対して、再考察した結果が以下の通りである。以下の節では、「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」条件文の仮定条件文の用法と主節のモダリティを分析する。そして、その分析の結果を基に用法と主節のモダリティの共通点と相違点について論じていく。

2.2.1 「ト」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

1.3の節で述べたように、「ト」形式の用法は仮定的な事態よりも、一般的／反復的な事態と事実に事実に（事実を伝える）の場合に圧倒的に多く使用される。従って、「ト」の条件文は「タラ」「レバ」「ナラ」の形式に比べると、仮定条件文として使用される確率は低いのが形式の特徴である。新聞と雑誌から収集したデータを見ると、仮定条件文の用法は非仮定条件文（恒常条件文と事実条件文）に比べて数が少ない。しかし、従属節の述語が否定形の場合は仮定条件文の使用率は大幅に増える。但し、小説では、「ト」形式の用法のほとんどは非仮定条件文（特に事実条件文）として用いられる。このデータに基づいて、「ト」形式は仮定条件文として用いられる可能性も十分あり得るが、非仮定条件文の用法に比べると少ない。そんな中でも、仮定条件文にはどんな用法が現れるのか、どんなモダリティが用いられるのかについて以下に考察し、明確にする。

「ト」の典型的な仮定条件文は話し手が未来に起こり得ることを予測、或いは予想することである。モダリティの点から見ると、出来事に対する話し手の認識を示しているというのが一般的な捉え方である。そのため、文末には、情報系の叙述と疑問のモダリティ、評価のモダリティ、認識のモダリティ、説明のモダリティを用いることが可能である。例えば次の例文である。

- (1) 携帯電話しかない家庭が将来増えると、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻になる。 (アエラ 2010/12/20)
- (2) もし、それを許してしまうと、指定弁護士が検察官の権限を行使できることになり、被疑者の逮捕や家宅捜索を行うことも可能になるのです。 それはあまりに不当だと思います。 (週刊朝日 2010/10/22)
- (3) 塔を囲む覆い屋の工法を再検討する必要がある、解体延期を決めた。来年4月以降に覆い屋が建つと、約8年間は外観が見られなくなる。 (朝日新聞 2010/12/23)

(1) - (3) の例文は典型的な仮定条件文である。条件文の文型は「～と、～なる」という形であり、文末には「なる」という変化を表す動詞が現れる²⁶。このような仮定条件文は話し手の経験や知識によって間接的に認識されている事態である。さらに、話し手は将来この事態は現実になるという確信を持っている。この典型的な仮定条件は全てが「～と、～なる」という形であるとは限らず、以下のような例も同じタイプであると考えられる。

- (4) この先も連絡先がわからないと、必要な生活情報を知らせることができない。 (朝日新聞 2011/04/09)
- (5) 大臣になって本当に驚いたんですが、厚労省という組織は、これまで明確な組織目標を定めたことがなかった。省の目的がないから、局や課の目標があるわけがない。組織目標が定まらないと、個々の職員も自分の目標を立てられません。 (週刊朝日 2010/05/07)
- (6) 04年春、古くからのサポーターが白血病で亡くなった。彼は死の前日、溝畑氏にこう伝えた。「あなたが社長にならないと、日本一のチームにはなれない」3カ月後、溝畑氏は総務省を退職し、ついに社長のいすに座った。とはいえ、チームが急に強くなるわけではない。 (週刊朝日 2008/10/17)

(4) から (6) までの例文は従属節と主節の述語が否定形「～ないと、～ない／ません」であり、話し手は将来に起こる事態を確信している。つまり、このような典型的な仮定条件文の場合、予想される事態が現実になる可能性は高い。さらに、以下にも同じニュアンスを表す仮定条件文の例がある。

- (7) 2月6日の戦いを勝ち抜かないと、統一選、国政選挙に甚大な影響がある。 (朝日新聞 2011/01/07)
- (8) 低価格志向は1年で終わるようなトレンドではないですし、原材料価格は高止まりしています。今後は、先に動かないと、一緒になる相手がいなくなってしまうという状況です。 (アエラ 2009/07/27)
- (9) 企業と社員が折半で負担する厚生年金の保険料率が下がり、企業負担は軽減されるが、その分

²⁶ 「～と、～なる」の形は必ずしも仮定条件文ということではなく、条件文の「ト」形式の恒常条件文にも現れることがある。

は消費税などの形で国民に転嫁される。年金の財源をすべて消費税でまかなうと、今後膨らんでいく高齢者の医療・介護費に回す財源がなくなってしまう。（朝日新聞 2008/04/22）

(10) 石川は、うちの拠点がある地域の中で一番生活コストが安い。だから、(賃金の安い海外へ拠点を移す動きが加速すれば) 石川に人を集めておかないと、国内の拠点を守れないという日がくる。（朝日新聞 2011/01/01）

(11) 松井さんは「食材の買い出しから、車を返すまでが活動。若い人たちにもそこまで担ってもらえると、活動が続いていく。」と若い世代への期待を語る。（朝日新聞 2011/03/24）

上の (7) の「2月6日」という未来の具体的な時間設定や (8)、(9) の「今後」のような未来の抽象的な時間、そして、(10) の文末「～てくる」や (11) 「～ていく」などが文中に現れると、これらの文は仮説として捉えられ、将来、文に示されたような事態の変化が成立する可能性が高いと見られる。さらに、以下のような文末に状況を表す形容詞が現れることもある。

(12) 業界全体の今後の見通しがないと、JAL再建の判断をつけるのは難しい。（アエラ 2010/08/30）

但し、文末に「と思う」という表現が現れると、確信が弱いということもある。

(13) ラジオやネットがあるから、被災地の人にも音楽を届けられる。CDもいいけど、リアルタイムの演奏を送らないと、本当のメッセージにはならないと思う。（朝日新聞 2011/04/23）

(14) 佐賀市は、玄海原発から約50キロ離れ、防災対策重点地域（EPZ）圏外に位置する。だが、秀島市長は「何かあったときに区域内の人をカバー、支援するのは、その外の自治体。まずは、九電が情報をきちっと出してほしい」と指摘。一方で、「安全性があれば動かしていかないと、社会的な混乱や経済的なダメージが大きすぎるんじゃないかと思ふ。」と述べた。（朝日新聞 2011/06/07）

(13) と (14) の例文の場合、文末に「～と思う」という表現が現れているので、話し手が自分の意見にやや不信感を持っていることになり、確信の程度は弱いと考えられる。

これまで見てきた (1) から (14) までの例文は「ト」の典型的な仮定条件文である。主節に表すモダリティの種類は、聞き手の側から見ると叙述モダリティとして捉えることができるし、話し手の側から見ると、断定モダリティとして捉えることもできる。理由は、(1) から (14) までの例文が平叙文だからである。平叙文とは、話し手が経験や知識に基づいて、将来に起こり得る出来事を断定的に述べているが、聞き手にとっては新たな情報であるという叙述の文である。

また、「ト」の典型的な仮定条件文では疑問モダリティを用いることも可能である。

(15) ペットを飼うと、お金はどのくらい必要なのでしょうか。（朝日新聞 2011/02/22）

(16) 縦割りの組織が連携を欠くと、どんな悲劇が起こりうるのか。（朝日新聞 2008/05/28）

(17) A子さんは今年、ちょうど27歳になる。30歳を前に病を治さないと、慢性患者にな

ってしまうのではないか。

(アエラ 2010/02/01)

(18) 夫に見つかった時は手遅れになるかもしれない。どちらかが死なないと、恐怖は終わらないのだろうか。

(朝日新聞 2002/11/24)

(19) 現在、四日市医師会長を務め、採算重視の最近の医療の方向性に異を唱える。美杉町から一番近い総合病院の県立一志病院も民間移譲される方向だ。「へき地医療は、コストを度外視してもやらなければならない。医療ってある程度そういうところがないと、だめなんじゃないかなあ」

(朝日新聞 2010/01/13)

(15) - (19) の例文には「～でしょうか」、「～のか」、「～のではないか」、「～だろうか」、「～じゃないかなあ」という疑問モダリティが用いられる。しかし、同じ疑問モダリティが用いられ、これら4つの例文の性質は異なる。(15) と (16) の例文は相手に答えを要求する疑問文である。一方、(17) と (18) は、確認要求する疑問文である。話し手に何らかの判断が成立しているということを前提として、聞き手にその判断を問いかけて、確認を求める²⁷。(17) と (18) の「～のではないか」と「～ないのだろうか」は疑問形式でありながら、情報提供の役割も果たしているので、推量形式として解釈することもできる。そして、(19) の文の、「～じゃないかなあ」という疑問の「～じゃないか」+終助詞の「～なあ」モダリティは、話し手にとって不明の点があることを表すものであり、文全体は独話や内的発話のような非対話的な疑問文である。従って、このような疑問文は聞き手に問いかける機能を持たないといえるだろう。

また、「ト」の典型的な仮定条件文には評価のモダリティが用いられることも可能である。以下の例文は話し手が事態を伝える時の、その事態に対する評価的な捉え方を表している。

(20) 手足が冷えると、末端までに血液を送ろうと、心臓や内臓が常に激しく動かざるを得ない。

(アエラ 1999/12/13)

(21) 20年後、積立金を自分たちの年金給付にまわせば、負担は183万円で済む。ただ、事前積立方式に変えると、まず現役世代の負担額を上げなければならない。

(週刊朝日 2011/03/11)

(22) 金融機関で等価で入手できることも踏まえると、需要をより慎重に考えるべきだ。

(朝日新聞 2010/12/09)

(23) 第3次内閣改造をただちにやって、自民、公明、社民、在野にも手を突っ込む。そして菅さんが会見し、「とにかく挙国一致で国難を乗り越えよう」と訴えるんだ。それに対して自民や公明が「党としては協力できない」と返答すれば、じゃあ、自民からはこの人をもらう、公明からはこの人だと、優秀な人を一本釣りして閣僚にすればいい。

(週間朝日 2011/03/04)

(24) 福島第一原発周辺を襲った過去の大雨を分析すると、3日間で40.0ミリ程度の雨量は想定したほうがいい。

(週刊朝日 2011/06/03)

²⁷ 確認要求の疑問は、何らかの判断が成立するにしているということを前提として、聞き手にその判断を問いかけて、確認を求めるという機能をもっているものである。(日本記述文法研究会 2003: 38)

上の (20) から (24) までの例文の文末には評価の必要モダリティが用いられている。(20) から (22) までは、「～ざるを得ない」、「～なければならない」、「～べきだ」という必要モダリティが現れる場合、その事態が妥当であることを示す。また、(23) と (24) 例文は、「～ればいい」と「～ほうがいい」という許可を表すモダリティが用いられることによって、事態が望ましいものであることを示す。さらに、以下のような不許可・不許容モダリティも用いられる。

(25) 渡辺幹事長は「笠原氏に県連として話を聞く。行動を正してもらわないと、仲間としてやっていけない」と指摘した。(朝日新聞 2011/06/03)

(25) の例文には「～ていけない」という不許容のモダリティが用いられるが、筆者が調べた限り、このような実例は一つしか見つからなかった。

また、典型的な「ト」形式の仮定条件文では、認識のモダリティがしばしば用いられる。例えば、以下の例文には、認識の推量モダリティが用いられる。

(26) 民主党はガタガタで、自民党も、他の新党も政権を担う力が足りない。この問題を解決しないと、日本という国はだんだんと衰退していくだろう。(アエラ 2010/06/14)

(27) 日本農業の明日が危うい。再生に向けて思い切った手を打たないと、荒廃への坂を転げ落ちるだろう。(朝日新聞 2009/08/09)

(28) 金子さんからは「世の中のみんがこの詩のような心をもつと、あらずいなくなるでしょう」と返事が来た。(朝日新聞 2009/12/28)

(29) 財源確保以上に難しい問題は、高台の確保と被災者の合意形成です。住民にとって身近な存在で、街を隅々まで知る市町村がこれらの計画を立てて、合意形成に当たらないと、高地移転は進まないでしょう。(週刊朝日 2011/05/06)

上の (26) から (29) までの例文の「～だろう/でしょう」という形式は話し手の想像や思考によって、未来においてその事態が実現する可能性が高いと認識し、聞き手にも同じ認識を持たせる工夫と見られる。そして、「ト」形式の中で最も仮定条件文らしい文の形は、文末に「～かもしれない」、「～可能性がある」、「～恐れがある」、「～かねない」、「～はず」という蓋然性モダリティが用いられる文である。話し手が、起こりうる事態をほとんど確信している場合の文である。

(30) 会社は組織であり、個人のスキルだけが高くなってもしかたがない。組織がどこを目指しているのか、自分が属する『組織の論理』を理解できないと、いずれリストラ対象とされるかもしれません。(アエラ 2010/02/01)

(31) 浜岡原発のような沸騰水型の制御棒は四つのブレードを持つ十字型で、燃料体のすき間に下から挿入する。縦揺れと横揺れが同時に襲ってくると、周囲にぶつかって正常に挿入できなくなる可能性がある。(週刊朝日 2010/11/26)

(32) 市場の暴走が終わったと、市場経済が改革されたと、世論は早く納得したいのに、そうではないと、激しい反応を示すことが起こりうる。(朝日新聞 2009/03/21)

- (33) 今回の首脳会談実現に向けて影響力を行使したのは主に中国とアメリカで、日本の貢献もできなかった。奇想天外かもしれませんが、ここは金大中氏と金正日氏にノーベル平和賞を取らせるような派手なロビー活動をするしかないでしょう。そのくらいの一発逆転を狙わないと、日本は言われるままカネだけ出すことになりかねない。

(週刊朝日 2000/06/30)

- (34) 妊娠可能年齢の女性や子どもは活発に細胞分裂をしているので、被曝は避けたい。放射線に当たると、卵子の中で染色体異常が蓄積される恐れがある。(アエラ 2011/03/28)

- (35) 9日から練習を再開。氏家規元主将は「勝ち進むしかない。いくら元気にしていても、負けては意味がない。僕たちが勝つと、町の人たちもうれしいはず」

(朝日新聞 2011/04/26)

上の(30)から(35)まで例文には蓋然性のモダリティが用いられる。(30)－(32)例文の場合、主節には「～かもしれない」、「可能性がある」、「～起こり得る」というモダリティが用いられており、話し手は後件の事態の起こる可能性について予想している。(33)と(34)の「～かねない」と「～おそれがある」というモダリティが用いられる場合は、後件に望ましくない事態が起こり得るという意味である。さらに、(35)例文の後件に「～はず」という表現が用いられる。話し手は何らかの根拠(前件に表す事態)に基づいて、後件の事態の成立を当然起こるものとして想定する。「～はず」を使うことによって、話し手の持つ論理的推論を表すことができる。

蓋然性モダリティ以外の、「ト」形式の典型的な仮定条件文にも認識の証拠性モダリティを用いることが可能である。

- (36) 電気代が上がるかもしれない。買い取った電気の割高な部分は、電力会社が電気代に上乘せする。標準的な家庭だと、制度開始10年後には月150～200円値上げになりそうだ。

(朝日新聞 2011/07/12)

- (37) 今回のアンケートでも、親に育児を頼っている人は、非常に多かった。地方出身などで親のサポートが得られにくいと、両立も厳しそうだ。

(アエラ 2006/09/04)

上の例文には文末に「～(し) そうだ」という証拠性を表すモダリティが用いられる。話し手が観察したことや証拠に基づく推定を表す文である。事実として確定していない事柄について述べているので、このようなタイプの文も典型的な仮定条件文として認定される。日本語記述文法研究会(2003)によれば、証拠性のモダリティの中では「～そうだ」しか仮定条件の帰結には用いられないが、「～ようだ」、「～らしい」、「～みたいだ」という表現を用いることはできない。

それから、典型的な仮定条件文の「ト」形式では、説明のモダリティが現れることも可能である。例えば、「～からだ」、「～わけだ」、「～ため」、「～のだ」という、聞き手に納得させるモダリティも用いられる。「～からだ」、「～わけだ」、「～ため」、「～のだ」というモダリティが用いられる場合、その文の前件と後件の関係は論理性が高く、必然的な関係を示す。話し手は聞き手を納得させるために、何らかの根拠に基づいて、論理性が高い条件文を述べている。

- (38) 大学は、授業、研究などで年間を通して大量の電力を消費している。震災後に授業開始を遅らせたところもあり、電力消費が高まる真夏に授業を消化しないと、年間のスケジュールが消化できない恐れも出てきたからだ。 (アエラ 2011/05/16)
- (39) 08年の五輪が来なくなった以上は、景気の波を見ながら進めていく。しかし、白紙に戻すのは大変な無駄をすることになる。地下鉄が通る夢洲トンネルは国の事業であり、予算がついている。今何もしないでおくと、将来もっと金がかかるかもしれない。基盤整備だけはやっってしまうないと、土地を使うブームが来た時に、商売にならんわけです。 (朝日新聞 2002/04/05)
- (40) 市消防局は「災害時に行政が機能しないと、地域のスムーズな復旧につながらないため、なるべく早くBCPを整えたい」としている。7月1日付で市消防局地域防災課に、BCPの策定と地域防災計画の担当係を新設する。 (朝日新聞 2011/06/29)
- (41) カテーテル治療の最大の欠点である「再狭窄」を防ぐため、薬を塗り込んだステントが登場したことは前述したが、今秋行われた循環器系の学術集会で、異例の注意喚起があった。新しいステントによるカテーテル治療後、長期にわたり特殊な薬を服用しないと、突然死を招くおそれもあるというのだ。 (週刊朝日 2005/11/25)

また、「ト」の典型的な仮定条件文では、将来に望ましくない出来事が発生する可能性があるという警告文として現れるタイプもある。このタイプの典型的な仮定条件は文末では、伝達態度モダリティの伝達に関わる終助詞「～よ」、「～ぞ」、「～わ」等が用いられる。話し手は、将来の状況を認識して、予想されうる望ましくない事態を聞き手に対し、警告として述べている。そのため、一般的に後件ではあまり望ましくない結果が示されている。

- (42) 青木さんは重い決断をするのだから、「約束手形」は落とさなければダメだ。そうしないと、内閣は倒れるぞ。 (週刊朝日 2003/09/12)
- (43) 2大政党というのは間違いです。理想はね、3大政党があつてね、もうちょっと幅の広い議論が微妙な差で出てこないと、政策はブラッシュアップさて合理化されませんよ。 (朝日新聞 2009/09/01)
- (44) 先の予定があると、目標になるから回復が早いよ。 (アエラ 2010/08/09)
- (45) 「減税」の勢力をつくらないと、日本は破綻してしまうわ。 (アエラ 2010/11/08)

上の(42) - (45)の例文では、伝達態度の伝達に関わる終助詞のモダリティが用いられる。さらに、以下の例文では、伝達態度モダリティの確認・詠嘆を表すモダリティも用いられている。

- (46) バラエティー番組のイメージが定着すると、シリアスな現場での撮影はやりにくくなるでしょうね。 (週刊朝日 2011/05/06)
- (47) 最近、中国はレアアース(希土類)の禁輸措置をとって、政治ばかりか経済まで雲行きが怪しくなった。中国とは今後もいろんな摩擦が起きそうだ。両国のリーダーが互恵をはかる強い意志を持たないと、言葉だけになりかねないね。 (朝日新聞 2010/10/13)

- (48) 老朽化が進んでいるなあ。今後の見通しが立たないと、塗り替えるかどうかもわからないですよね。(朝日新聞 2010/10/24)

上の(46)と(47)では後件の認識モダリティ、推量の「~でしょう」と蓋然性の「~かねない」の後ろに「~ね」という終助詞が付加されることによって、内容を話し手の認識として確認しながら聞き手に示している。日本語記述文法研究会(2003:256)によれば、「ね」の用法は、話し手の認識を聞き手に示す用法、話し手の認識を聞き手に示すことによって聞き手に確認を求める用法、話し手が聞き手を意識していることを示すにとどまる用法の3つに大別される。この分類を基にすると、(46)と(47)の「ね」は話し手の認識を聞き手に示す用法であると言える。また、例文(48)の後件には、「~よね」とう終助詞が用いられる。日本語記述文法研究会(2003:256)によれば、「よね」の用法は、話し手に認識として聞き手に示すもの、話し手より聞き手の方が優位にある認識を示すことで確認を求めるものの、2つの用法がある。第1の用法は、聞き手に受け入れられることが見込まれる話し手の認識を表すものである。第2の用法は、聞き手に直接関わることや、聞き手の方が確かな情報をもっていると見込まれる事柄に対して、確認を求めるものである。(48)の「よね」の用法は第1の用法である。

さらに、「ト」の仮定条件文の文末には様々なモダリティが現れることによって今までの「ト」の特徴の分析した結果と矛盾する事例も散見される。

- (49) 開門調査に反対する農漁業者や住民団体でつくる諫早湾防災干拓事業推進連絡本部長の栗林英雄・前諫早商工会議所会頭は「干拓事業はもうでき上がったもの。諫早に住んでいる住民のことを考えると、もういい加減にしてほしい」と、やはり原告が控訴しないことを望んだ。(朝日新聞 2011/06/08)
- (50) 人生のチャンスや出会いを風に例えると、私はいつ風が吹いてもいいように帆をあげて待っていたい。(週刊朝日 2003/01/31)
- (51) 写真は多くが札幌などで撮ったもの。ありふれた自然でも、視点を変えると、初めて見た物ばかりなることを伝えたい。(朝日新聞 2011/03/29)
- (52) 震災対応では社員一丸となって生産を急回復させ、さすがだと感じた。その上であえて一言申し上げると、われわれ販売会社への愛を、もっと感じたい。(朝日新聞 2011/06/26)
- (53) 結婚はいずれしたい。でも今じゃない。「自信を持って『お前のこと幸せにするから』って言えないと、結婚したくない」。(朝日新聞 2011/04/23)

上は、文末に(49)の「~て欲しい」という聞き手への依頼、(50)から(52)までの「~たい」と(53)の「~たくない」という聞き手への意思の伝達が現れた例文である。モダリティの観点から見ると、(49)には「~て欲しい」という依頼を表すモダリティが現れている。これは聞き手に行為の実行を求めるという行為要求モダリティである。(50)から(53)までは主節に意志のモダリティを用いることによって、どちらも先行研究の結論と矛盾している例文である。そうになると、「ト」形式には話し手の意志が現れることが可能である。しかし、全ての意志、勧誘、行為要求のモダリティが現れるわけではない。上に示した通り、「~てほしい」と「~たい」という

話し手の意志を表す表現以外は現れず、勧誘の表現、行為要求の表現は用いられない。

次に、「ト」仮定条件文には、既定条件文の用法を用いることができる。以下の文では、前件はすでに実現した事態あるいは実現している状況であるが、後件は未実現の事態である。さらに、前件の文頭は指示詞がよく表れる。

- (54) 「縄文時代は今に比べ、1、2度平均気温が高かった。今年のように暑いと、また縄文当時みたいになるのでしょうか。」 (朝日新聞 2010/09/15)
- (55) 日本の経済やエネルギー政策が根幹から揺さぶられています。ここまでくると、単に復旧・復興というだけでなく、「新生日本」として生まれ変わる必要があると認識すべきです。 (週刊朝日 2011/05/06)
- (56) 小沢氏の元秘書の川島智太郎衆院議員は、「造反して除名されたら、新党を立ち上げる覚悟でやっている。国会議員が5人以上いれば政党として扱われますから」とまで語るのだ。ここまでくると、民主党の分裂、いや溶解は必至と言わざるを得ない。 (週刊朝日 2011/03/04)
- (57) 病院では医師にも看護師にも良くしてもらったとの思いはあるものの、遠慮もあり、自分の聞きたいことや伝えたいことを言えずじまいだった。家では違った。一道さんの食欲が落ち、体もやせ細ってくると、もう少し食べたり飲んだりしてほしいと思う。 (朝日新聞 2009/08/12)

以上の(54) - (57)の例文では、前件の既に成立している事態に基づいて、後件には(54)の「～でしょうか」という疑問を表すモダリティ、(55)の「～べきだ」と(56)の「～ざるを得ない」という評価モダリティの必要を表すモダリティ、そして、(57)の「～ほしい(と思う)」という依頼モダリティが現れている。それによって、後件の事態は未成立あるいは未実現な事態になる。従って、文全体は未成立の事態であるから、これらの文については仮定条件文として認定できる。

最後に、「ト」の形式について今でも議論が続く、反事実条件文について触れておきたい。「ト」の反事実条件文に関する手元のデータを見ると、反事実条件文と思われる例文は、以下の3つのみである。

- (58) 青柳さんは、乳牛25 - 26頭を飼い、1町3反の田んぼを持っている。「2年前は、よくて、4 - 5万円。少しさがると3万円くらいだったのに、10万円から15万円で購入したいといってくるんだから。特に高齢化して後継者のない農家を狙っているようだ」と自宅の牛舎の前で話した。 (アエラ 1990/02/20)
- (59) 病気のことを知っている友人は、「少し休もうか?」と気づかってくれる。でも、だれに、どこまで話していいのか。バイト先などでは、ついつい無理をして、あとでぐったりしてしまう。「周りの人にも分かるように、痛いと、全身の色が緑に変わればいいのに」 (朝日新聞 2009/01/04)
- (60) ところが、登記上「雑種地」である男性の土地は、木造平屋の直売所が建つと、本来は課税上「宅地」となるはずなのに、「雑種地」のままとされた。 (朝日新聞 2010/07/23)

(58) - (60) の例文は、反事実条件文であると考えられる。理由は、前件の事態も後件の事態も事実と反する事態であり、後件の文末には「～だったのに」、「～ればいいのに」、「～はずなのに」という評価モダリティの反事実を表す表現が現れているからである。前述のように、前田(2009)自身も「ト」の反事実的仮定条件は可能ではあるが、前件(前節)述語に制限があり、それは、前件が動作性や意志性のない事態である場合であると説明している。(58) から(60)までの例文は、前件の述語が動作性ではない。これらの例文は前田の言う「ト」の反事実条件文の用いる条件と合致する。このように、考察した結果、例文全体に占める割合から考えて、「ト」形式には反事実的条件文が用いられにくい、用いることは可能であるという結論になる。その証拠は上の(58) から(60)までの例文である。

以上の「ト」の仮定条件文の用法と主節モダリティを分析してきた結果、結論として次の2点について述べたい。

1. 「ト」形式の仮定条件文の用法に関して、「ト」形式には典型的な仮定条件文と既定条件文と反事実条件文という3つの用法が用いられる。例文の総数に占める割合から見ると、実際に使われていることが多いのは典型的な仮定条件文である。既定条件文と反事実条件文の数は非常に少ない。本研究に際して筆者が集めたデータの中でも特に、反事実条件文と思われるものの実例は3つしか現れない。このことからやはり、「ト」形式は反事実条件文という用法が全く用いられないというわけではないが、用いられにくいと考えるのが適切である。
2. 「ト」形式の仮定条件文のモダリティに関して、考察した結果は次のようである。
 - (1) 「ト」形式の典型的な仮定条件文では、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志モダリティ、評価の必要や断定モダリティ、認識の断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティ、丁寧さのモダリティ、終助詞のモダリティが用いられる。意志モダリティを用いることが可能であることに関して、これは先行研究の結論と矛盾した結果であるように見えるが、「ト」形式の典型的な仮定条件文においては、意志モダリティの「～たい」と「～てほしい」という形のみ用いられる。さらに、実例の数も非常に少ないということがわかった。「ト」形式の典型的な仮定条件文には、勧誘の「～ましょうか、～ませんか」・命令「～なさい」・依頼「～てください」・許可の「～てもいい」・禁止の「～てはいけません」、行為要求あるいは聞き手に働きかけを表すモダリティは用いられない。従って、「ト」形式の仮定条件文では、意志を表すモダリティは全く用いられないということではなく、用いられにくいと言える。
 - (2) 「ト」形式の既定条件文のモダリティについては、基本的に典型的な仮定条件文と同じモダリティを用いることが可能であると考えられる。本研究において収集したデータから見ると、既定条件文には疑問、必要、依頼モダリティが用いられる。
 - (3) 「ト」形式の反事実条件文では評価モダリティが用いられる。

以上が「ト」の仮定条件文の用法と主節のモダリティの分析の結果についてのまとめである。これを、表で示すと以下のようなになる。

表 16 「ト」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

	用法	主節のモダリティ
1	典型的な仮定条件文	(1) 情報系の叙述と疑問 (2) 行為系の意志「～たい」、「～てほしい」 (3) 評価の必要・不必要・許可・不許可 (4) 認識の断定・推量・蓋然性・証拠性 (5) 説明モダリティ (6) 伝達の丁寧さと伝達態度（終助詞）
2	既定条件文	(1) 情報系の疑問モダリティ (2) 評価の必要モダリティ (3) 意志の依頼モダリティ
3	反事実条件文	(4) 評価モダリティ

(筆者作成)

2.2.2 「タラ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

1.3.の節で述べたように、益岡（1993・1997・2001）「タラ」形式の特徴は個別事態間の時間的依存関係（temporal dependency）と田中（2004）の“偶発的な関係”というキーワードが重要である。そのため「タラ」形式には、仮定条件文というより、事実条件文の方がよく用いられるはずだと考えることができる。しかし、収集した例文のデータを見ると、仮定条件文の方が圧倒的に多く用いられているのである。さらに、「タラ」形式の例文では、前件と後件の関係は必然的または論理的結ばれているものも少なくない。

個別事態間の時間的依存関係と偶発的な関係の「タラ」形式は、多くの先行研究によれば、仮定条件文の主節に表すモダリティに関して制約がなく、ほとんど全てのモダリティの類型が用いられる。そして、「タラ」形式の仮定条件文では、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が用いられる。主節にモダリティの制約がない「タラ」形式が口語的な表現としてよく用いられる。以下に「タラ」仮定条件文の用法と主節のモダリティを説明する。

まず、「タラ」形式の典型的な仮定条件文では、将来に起こる可能性がある出来事を予想していることと、前件も後件も未成立あるいは未実現の事態なので、文全体も未実現のことを示している。「タラ」形式の典型的な仮定条件文では、ほとんど全てのモダリティが用いられる。例えば、叙述モダリティ或いは断定モダリティが用いられる。以下の例文をあげる。

- (61) 赤字で診療所が66年に廃止された後、「私が去ったら、今まで支えてくれた人たちを裏切ることになる」と建物を譲り受けて開業した。（朝日新聞 2002/04/29）
- (62) 円相場が60円台になったら、日本株の下落に一段と拍車がかかることになる。（アエラ 2010/09/06）
- (63) これ以上、年金保険料の負担を重くしたら、企業が日本で人を雇わなくなります。

(週刊朝日 2002/08/02)

(64) 協議会構成団体である嵐山保勝会の石川暢之介会長は「火事が起こったら、嵐山のすばらしい景観が失われてしまう」と危機感を表す。(朝日新聞 2009/04/20)

(65) 独自性をまったく認めていないわけではないが、本部としてはその商品の品質、安全性、継続的に供給できるかなどをチェックする義務がある。仮に一店舗で事故が起こったら、全店舗に影響が出る。そこまで責任が持てるかどうか、と問いたいのです。

(アエラ 2000/03/06)

(66) 不況は学生の「夢」にも影を落とす。3年生の頃から公認会計士試験に向けて勉強してきた新潟大4年の男子学生(22)はここに来て「資格を目指すのはリスクが高すぎる」と迷い始めた。合格率8%の難関だ。来年の試験に落ちたら、その後も勉強を続けるのは経済的に難しい。(朝日新聞 2010/12/03)

上の(61)－(66)の例文は未実現の出来事である。話し手は、将来に前件の事態が実現する場合、後件に変化を示す事態も起こるという確信を持っている。前件と後件の因果関係は論理的かつ必然的である。例文(61)－(64)の主節(後件)には、「～なる・～しまう」という変化を表す動詞が用いられる。さらに、(66)の例文のように、主節に「～難しい」という状況を表す形容詞が用いられることもある。これらの例文は、話し手が経験や知識に基づいて、将来に起こり得る事態を客観的に予想して、聞き手に新たな情報として伝えるというものである。そのために、話し手の側から見ると、断定的な述べ方であるが、聞き手(第三者)側から見ると、新たな情報として捉えられる。データから見ると、「タラ」形式の仮定条件文にはこのような断定・叙述モダリティを用いる例文の数はわずかである。

叙述モダリティの他に、疑問モダリティを用いる文もしばしば現れる。「タラ」形式の典型的な仮定条件文には様々な疑問モダリティが用いられることが可能である。例えば、以下の(67)と(68)の例文は、その文の中にある情報の真偽が不明であることを表す真偽疑問文²⁸である。このような疑問文は「はい」、「ええ」、「うん」、や「いいえ」などの表現によって真偽を伝えることで応答するのが一般である。

(67) その男の顔を見たら、すぐに分かりますか? (松本清張『鬼畜』)

(68) 与党が過半数割れしたら、野党政権に参加すべきですか。 (朝日新聞 2003/10/31)

真偽疑問文の他に、以下の(69)と(70)は補充疑問文であり、命題の中に不明な情報が含まれていることを表す疑問文である。このような疑問文は「はい」か「いいえ」という応答ではなく、相手に説明を求める疑問形式である。

(69) もしあの時、日本の国旗か天皇の写真を燃やしたら、日本人の反応はどうだったでしょう。

²⁸ 真偽疑問文 (yes-no question) は、その情報の真偽が不明であることを表す疑問文である。(日本記述文法研究会 2003 : 23)

うか。

(朝日新聞 1988/06/25)

(70) さらに、「今日は台風で祝島航路が欠航している。こんな時にもし(原発事故など)何かあったら、祝島の人はどこに逃げるのか」との問いに、中電側は「今後の検討課題」と回答。「工事を止めてそっちを先にすべきじゃないのか」との声があがった。

(朝日新聞 2010/09/08)

また、否定疑問文²⁹を用いることも可能である。

(71) 期待が大きいだけに、外務省に対する国民の失望は生半可じゃないのだ。しかし、これから明らかにする実態を知ったら、失望どころではないのではないのか。

(朝日新聞 2001/09/14)

上の(71)には「～のではないか」³⁰という疑問モダリティが用いられることによって、話し手と聞き手が同一の知識状態にある事柄を聞き手に想起させたり、気付かせたりする機能を持っている。さらに、聞き手に問いかける機能をもたない疑問モダリティも用いることが可能である。これは一般に「～だろうか」、「～かな」という疑問モダリティが用いられる。このような疑問文は聞き手への問いかける機能を持たないので、独話的な用法が基本である。

(72) もしも、ロンドンに行かなかつたら、僕はどうしていたのだろうか。

(田中寛『母といた夏』)

(73) 世の中に林田庄平ひとりが居なかつたら、どんなに明るく平和であらうか。

(松本清張『死の枝』)

(74) 直属の部下は近すぎて勇気が出ないけど、彼女が自分の部署に来なかつたら誘ってしま
うかなあ。

(アエラ 2008/03/17)

(75) 一万円札で扇子のように風をあおげたらどんな気分かしら。(朝日新聞 2008/06/19)

上の(72) - (75) 例文は、話し手が前件に対して、まったく見当がつかない状況にいることを表すものであり、当惑を感じるといったニュアンスがある。

また、「タラ」形式の典型的な仮定条件文では、感嘆モダリティが用いられる。日本語記述文法研究会(2003: 82)は、感嘆のモダリティは、何らかの誘因によって引き起こされる、驚きを伴った感動を表すものであると述べている。調査した結果、以下のような例文が見つかった。

²⁹ 不定疑問文は、真偽疑問文の1つであり、述語の不定形に「か」が付加されるものである。不定疑問文の機能の特徴は、命題の真偽を尋ねるといった質問の中心的な機能以外のところにある。(日本語記述文法研究会 2003: 29-30)

³⁰ 「～のではないか」が対話で用いられるときの用法には、以下の3つがある。①話し手だけではなく聞き手も知ることのできないことを述べる場合は、推量的な用法になる。②話し手から聞き手に持ちかけるような発話の場合には、話し手の推量判断を示しつつ、同時に、聞き手はどう思うかということをおかしているニュアンスになる。③聞き手の知っていることを述べる場合には、推量的な意味に積極的な問いかけ性が加わり、話し手の推量判断の妥当性を聞き手に確認する用法。(日本語記述文法研究会 2003: 180)

(76) 日本人の弱点として語学の問題は強く感じます。ルディエールの何げないひと言が分かっていたら、どんなに素晴らしいか! (アエラ 2005/03/28)

(77) もし自分の思い通りにお菓子が作れたら、どんなに楽しいだろう。 (アエラ 2005/03/21)

(76) と (77) 例文の主節には、「どんなに～(気持ちを表す形容詞)か!」と「どんなに～(気持ちを表す形容詞)だろう」という形式が用いられる。日本語文法記述研究会(2003:82)によれば、このような詠嘆を表す疑いの文や驚きを表す文も、感嘆文に近い機能を持っているので、感嘆文の周辺と呼ばれている。

次に、「タラ」の典型的な仮定条件文には意志・勧誘・命令・依頼など行為要求あるいは働きかけを表すモダリティがよく用いられる。意志モダリティは「～しよう」、「～たい」、「～つもり」、「～ます」などが代表的な表現であり、話し手が自分自身の行為の実行を決定したことを表すものである。つまり、話し手が動作主である。以下の(78)－(81)の例文がそれである。

(78) おれはたった一杯しか飲まなかったから一銭五厘しか払わしちゃない。然し一銭だろうが五厘だろうが、詐欺師の恩になっては、死ぬまで心持ちがよくない。あした学校へ行ったら、一銭五厘返して置こう。 (夏目礎石『坊ちゃん』)

(79) いまお金を稼げば、成功に近づくための自分への投資ができて、劣等感を抱かなくて済むと考えた。お金を稼いだら、英語のマンツーマンのレッスンを受けたい。そしてできればMBAを取りたい。 (アエラ 2009/02/02)

(80) もし車内に畳敷きの居間のような部屋を造ってくださったら、みんなで貸し切ります。 (朝日新聞 2010/06/04)

(81) お前たちが夏に甲子園に行けなかったら、オレは監督を辞めるつもりだ。 (朝日新聞 2009/07/06)

または、一般的な「タラ」形式の仮定条件文の主節には、勧誘のモダリティが現れる。勧誘のモダリティが用いられることによって、話し手の行為を前提として、聞き手に行為の実行を誘いかけるという文の内容が現れる。その実例が以下の(82)と(83)である。

(82) もし容体がよっぽど悪かったら、明日にでもわたしの本家に行きましょう。 (松本清張『死の枝』)

(83) がんで告げられたら、ホリスティック医学でやってみませんか。(帯津良一「本の題目」)

上の(82)と(83)の例文には、「～ましょう」と「～ませんか」という勧誘モダリティが現れている。この勧誘モダリティが用いられることで、(82)と(83)のような文は勧誘文と呼ばれている。日本語記述文法研究会(2003:63)によれば、「しよう」による勧誘文には、話し手と聞き手の関係によって、グループ型の勧誘と引き込み型の勧誘という2つのタイプが存在する。グループ型の勧誘とは、話し手と聞き手が1つのグループとして共同して行う行為の実行を聞き手に提案することによって、聞き手をその行為に誘うものである。そして、引き込み型の勧誘と

は、話し手が実行している、或いは実行しようとしている行為に聞き手を引き込もうとするものである。この説明に基づくならば、(82)と(83)の例文はグルブ型の勧誘文であり、その行為を実行する動作主は話し手と聞き手の両方であると考えられる。

「タラ」の典型的な仮定条件文では、意志と勧誘モダリティ以外に行為要求のモダリティもよく用いられる。行為要求のモダリティには、命令モダリティの「～しろ」「～なさい」、依頼モダリティの「～てくれ」「～てください」というモダリティが含まれている。

- (84) もし本作がお気に召したら、尾道へ行って路地を歩いてごらんなさい。
(朝日新聞 1998/11/19)
- (85) 発表によると、中島容疑者は今年3～5月、平塚市に住む大学2年生の男性(21)に「若い衆になれ。できなかつたら金を持ってこい」などと因縁をつけ、4回にわたり計363万円を脅し取った疑いがある。
(朝日新聞 2010/09/01)
- (86) もし皆さんが大学に入るくらいの年齢になってナボコフという名前を覚えていられたら、かれの自伝を読んでみてください。 (大江健三郎『「自分の木」の下で』)
- (87) 現場に着いたら、船を沈めないことを最優先にしてくれ。 (週刊朝日 2010/04/02)
- (88) 池波正太郎は道具をホテルに預け、滞在中に絵を描いた。「いちいち支払いするのもなんだから」とチェックインの時にフロントに100万円を預け、「足りなかつたら言ってちょうだい」と申し出たという。
(アエラ 2010/02/18)
- (90) 大学に入れば研究の情報もある。1年ぐらいかけて同級生や先輩と語り、悩む。自ら進む道を決めたら、責任を持った生き方をしてほしい。 (朝日新聞 2010/12/03)

上の(84)の「～なさい」と(85)の「～てこい」という命令モダリティ、(86)の「～ください」、(87)の「～てくれ」、(88)の「～てちょうだい」という依頼モダリティ、そして、(89)には「～してほしい」という願望モダリティが現れている。これら話し手が聞き手に行為の実行を求める文であり、動作主は聞き手なので、働きかけ文とすることができる。

また、典型的な仮定条件文では以下のような許可・勧め・助言を表すモダリティも用いることができる。以下がその例文である。

- (90) この七つのスモールステップは、決して絶対のマニュアルではありません。各家庭の事情に合わせて工夫し、作り替えることが大切です。うまくいかなかったら、一つ前のステップに戻ればいいのです。感情的に子どもをしからず、あまり力まずに続けることで効果が上がります。
(朝日新聞 2007/05/19)
- (91) 先生に会いたかったら、コイケヤのCMを見るといい。 (朝日新聞 2009/04/02)
- (92) もし、子どもにゲームをねだられたら……。千葉大教育学部の藤川大祐教授(44)は「遊ぶ時間や費用のことなど、まず子どもとよく話し合うことが大事。もし買ったら、ダラダラと遊ばせないためにも親の目が届かない個室ではゲームをさせないこと」と話す。
(朝日新聞 2010/04/14)

上の (90) と (91) の主節には、「～ばいい」と「～といい」という、許可と勧めを表すモダリティが現れている。この場合、話し手がある行為の実現を望ましいことであると考え、聞き手にその行為の実行を勧めるという意味内容である。また、(92) の例文の後件では、「～こと」という表現が用いられることによって、話し手は相手の状態を心配しており、相手にとって必要だと思われる行為を助言するという言い方になっている。(90) と (91) の許可と勧めの言い方、そして、(92) の助言はどちらも話し手がある事態に対して評価をしているとも言えるので、これらの例文は評価を表す文としても捉えることができる。

また、「タラ」典型的な仮定条件文では、禁止を表すモダリティも用いることができる。以下がその例である。

- (93) 鴨川に戻ってからは浜まで馬を飛ばして波を観察し、躍動感あふれる波を彫りあげた。波を彫らせたなら日本一といわれ、上方の彫り師は「関東に行ったら波だけは彫るな」と恐れたほど。(朝日新聞 2010/11/14)
- (94) リーグ戦で優勝したいと思ったら、4月の試合で6失点もするようなことがあってはいけない。(朝日新聞 2011/04/25)

(93) と (94) 例文の主節に、「～るな」と「～てはいけない」という禁止を表すモダリティが現れるので、(93) と (94) は禁止文になる。禁止文は、後件に表す行為をしないよう命令したり、依頼したりする文である。この二つの例文もある事態に対して話し手の評価を表すものであるので、評価文の不許可を表す文として捉えることが可能である。

以上の (78) - (81) の例文の主節に意志モダリティ、(82) と (83) の例文に勧誘モダリティ、(84) - (94) の例文には、行為要求の命令・依頼・許可・勧め・助言・禁止モダリティが用いられることによって、「タラ」形式の典型的な仮定条件文には全ての行為系のモダリティが現れ得るということが分かった。

「タラ」典型的な仮定条件文の主節には、評価と認識のモダリティを用いることも可能である。評価のモダリティにも必要・許可・許容・不必要・不許可・非許容というモダリティ、そして、認識のモダリティの断定・推量・蓋然性・証拠性というモダリティを用いることができる。

まず、評価のモダリティの必要モダリティについても見てみよう。必要モダリティは広い意味で事態の必要性を表す。従って、必要モダリティを用いている文は、将来的にその文の述べている事態（内容）が実現することは望ましいという考えを伝える。必要モダリティが用いられる場合、話し手はそのことの実現が望ましいという意見を聞き手に伝える。聞き手は話し手が発言した通りの行為をすればよいという意味で捉えられる。そのために、文は相手に働きかける文であり、動作主は聞き手であることが分かる。以下は「タラ」形式の典型的な仮定条件文の主節に必要モダリティが用いられる実際の例である。

- (95) 国民がお金を使わないから不況になっている。だから、政府が代わりにお金を有効に使ってやるべきだ。所得になって民間に返ってくる。国民が消費を増やして雇用が上向いたら、民間の邪魔をしないように減税して政府事業を減らすと確約すればよい。

(朝日新聞 2010/05/09)

- (96) 神社が有名になったのは3年ほど前。理由については、ある経営コンサルタントが雑誌のインタビューで発言したとされる「お金に困りたくなかったら、富士山の新屋山神社に行くといい」という言葉が、ネット上で頻繁に紹介されたため、参拝客が押し寄せるようになったという。
(朝日新聞 2008/09/18)

(95) と (96) の例文のように「～ばいい」や「～といい」というモダリティが現れる場合、その事態が望ましいものであることを表す。または、その事態が行為である場合には、その行為が望ましいという判断を表す。そして、以下のような実例もある。

- (97) 候補を選んだら、使用規則をもらおう。いろいろ理由をつけて渡さないような霊園だったら、どんなに魅力的に見えてもやめた方がよい。
(アエラ 2010/12/06)
- (98) 田中家の新潟人脈は深く、だれが真紀子さんを指したのか、相手がどの程度の話をもっているのか、つかむ力があるだろう。真紀子さんの首を取りたかったら、相手も顔や名前を明かし、物証を出すべきだ。
(週刊朝日 2002/04/19)

(97) と (98) のような典型的な仮定条件文には「～方がよい」と「～べきだ」というモダリティが現れている。(97) の「～方がよい」の表現は、主節の内容(事態)が、他の事態との比べると、望ましいものであることを表している。つまり、いくつかの選択の中でも特に、その事態が適切だと考えられている。そして、(98) のように主節に「～べき」というモダリティが現れる場合は、主節にある事態は妥当であるという話し手の評価を表す。さらに、以下のモダリティを用いることも可能である。

- (99) 11月中に決まらなかったら、事務職でなく営業や工場の生産ラインだって考えなきゃならない、とは思う。
(アエラ 2003/11/17)
- (100) 民主党関係者は「自民党が150議席に届かなかつたら、国会内の場所なども含め民主党の言うことを全部自民党がのまないといけない」と言う。(朝日新聞 2009/08/28)
- (101) もし、子どもにゲームをねだられたら……。千葉大教育学部の藤川大祐教授(44)は「遊ぶ時間や費用のことなど、まず子どもとよく話し合うことが大事。もし買ったら、ダラダラと遊ばせないためにも親の目が届かない個室ではゲームをさせないこと」と話す。
(朝日新聞 2010/04/14)

(99) - (101) の例文をみると、(99) と (100) 主節には「～なきゃならない」と「～ないといけない」というモダリティが現れ、主節の事態の実現が不可欠であることを表している。そして、(101) の主節に「～こと」というモダリティが用いられ、主節の事態の内容は聞き手が目的を達成するため、あるいは、悪い状況にとどまらないためにはその行為の実行が必要であり、重要だという話し手の適切な判断を表す。また、以下のモダリティを用いることも可能である。

(102) 森を再生しなければ人類の未来はない、みんなで木を植えようという著者の本気のメッセージを読み取ったら、本書を紹介せざるを得ない。 (朝日新聞 2010/08/22)

(103) 自動車産業が派遣や期間工をゼロにしたら、生産拠点を海外に移すしかない。
(週刊朝日 2009/02/20)

(102) と (103) の例文のように「～ざるを得ない」と「～しかない」というモダリティが現れる場合、主節の事態は前件の事態との必然的な因果関係を示し、実現が避けられないものである。このように「タラ」形式の典型的な仮定条件文には、必要性を表すモダリティのほとんどを用いることができる。そして、前述のように必要モダリティと正反対、不必要を表すモダリティも用いられる。

(104) 4月4日、メジャーデビュー当日の東京・渋谷公会堂ライブには、白いシミーズ姿で登場。客に「あなたたちはあたしの財布だから言うのよ。うちらがつまらなかつたら買わなくてもいいのよ」と言い、「規制ばかりであれもダメ、これもダメだっていうなら、さっさとあたしインディーズに戻るから」と、レコード会社に“宣戦布告”した。
(朝日新聞 2002/05/17)

(104) の例文の主節に「～なくてもいい」という不必要を表すモダリティが現れることによって、主節のある事態が実現しないことが許容できるものであり、不必要なものであることを表す。

必要と不必要モダリティだけでなく、「タラ」形式の典型的な仮定条件文の主節には以下のような評価モダリティの許可・許容と不許可・非許容モダリティも用いられる。

(105) 記者会見で「自民党が次の参院選で、農水省や建設省の官僚から候補者を出さなかつたら、信用してもいい」とも述べた。
(朝日新聞 2000/08/20)

(106) また、銀行や病院などちょっとした待ち時間が想定される場合は、割とあります。バッグの中に新書か文庫本を1冊どうぞ。ゆったりお風呂で読むという方もいます。そして、これから読み始めたいという方に一番お伝えしておきたいことは、無理して読破を目指さないということです。その本に今入り込めなかつたら、別の本に取りかえてもかまいません。どんなに学びになろうと、得るものが大きかろうと、読書は娯楽でもあるのですから。
(朝日新聞 2010/02/17)

(107) リーグ戦で優勝したいと思ったら、4月の試合で6失点もするようなことがあってはいけない。
(朝日新聞 2011/04/25)

上の (105) と (106) の例文のように、「～でもいい」と「～てもかまいません」というモダリティが用いられる場合、主節の事態が許容できるものであることを表す。一方、(107) の例文に現れているような「～てはいけない」というモダリティは、主節の事態は実現が許容できないものであり、聞き手にその行為を禁止するという機能を持っている。

以上の (95) - (107) の「タラ」形式の典型的な仮定条件文には評価のモダリティの必要、

不必要、許可・許容、不許可・非許容というモダリティが用いられることが可能である。評価のモダリティの他には、認識モダリティも用いられる。認識のモダリティとは、前述のように、事態に対して話し手の認識的な捉え方を表すものである。認識的な捉え方としては、経験・知識によって把握する「断定」、想像・思考によって把握する「推量」、成立する可能性・必然性について認識である「蓋然性」、そして、観察・推定・伝聞などに基づくことを表す「証拠性」のモダリティの4つが用いられる。

この認識のモダリティの中でも蓋然性モダリティが「タラ」形式の典型的な仮定条件文にはよく用いられる。一方、断定モダリティはあまり用いられない。基本的に断定モダリティは聞き手に対して既に知っている事実を提示したり、認識した事実を述べる用法であるからである。従って、仮定条件文というより、事実条件文ではよく現れる。但し、話し手が未来にその事態が必ず実現することを知っている場合は、断定モダリティを用いることができる。例えば、以下のような場合である。

- (108) 最近の観測によると、大陸本体の西南極の氷床も薄くなり、氷の流れが加速しているようだ。西南極の氷床が全部解けたら、海面を5～6メートル押し上げることになる。
(朝日新聞 2008/04/15)

上の(108)例文は断定形であり、話し手は自分の知識に基づいてその事態が実現することを確信している。このような例文は叙述モダリティの文と似ており、聞き手に新たな情報を伝える機能として捉えられる。

断定モダリティの次は、推量モダリティである。推量モダリティは「タラ」形式の一般仮定条件文にはしばしば現る。推量モダリティの代表的な形式は「～だろう」というモダリティである。

- (109) 金閣が焼けたら……、金閣が焼けたら、こいつらの世界は変貌し、生活の金科玉条はくつがえされ、列車時刻表は混乱し、こいつらの法律は無効になるだろう。
(三島由紀夫『金閣寺』)

- (110) もし将来日本のソニーのプレステ2やNTTドコモのiモードなどの次世代ITが世界の優位に立ったら、孫はサッサと今度は日本モデルをアメリカに売り込むだろう。
(アエラ 2000/05/29)

(109) と (110) のよう「～だろう」というモダリティが現れると、話し手の想像・思考を述べているという事態であり、独断的なニュアンスが入りやすい。推量モダリティの次に、蓋然性モダリティについて説明する。例えば、以下の例文である。

- (111) おれが敬愛するうらなり君はこの町内に住んでいる。うらなり君は土地の人で先祖代々の屋敷を控えている位だから、この辺の事情には通じているに相違ない。あの人を尋ねて聞いたら、よさそうな下宿を教えてくれるかも知れない。(夏目礎石『坊っちゃん』)
- (112) 決済用預金は利息がつかないぶん、いつでも引き出せる。現状では無利息であること

のデメリットはあまりありませんが、ひとたびゼロ金利が解除されて金利が上がったら、安全な他行の有利子預金に逃げ出す可能性が高い。(週刊朝日 2005/04/01)

(113) 柳沢さんがこぼしたように、ここ数年、銀行決算を控えた3月と9月に年中行事のように危機が叫ばれてきた。しかし、今後は変わるだろう。今回の3月末を乗り切ったら、次は9月ではなく、実際に銀行の決算が出る5月ごろに『危機』が前倒しされかねない。(アエラ 2002/03/04)

(114) もし、万が一、そうしたときに残しておいたものが一枚の絵であったとしたら、その絵は僕を周囲に語り続けるにちがいない。(田中寛『母といた夏』)

上の(111) - (114)の例文の主節には、「～かもしれない」、「～可能性が高い」、そして、「～にちがいない」という蓋然性モダリティが現れている。この中でも「～かもしれない」という蓋然性モダリティはよく用いられる。(111)と(112)の例文の場合、話し手は主節の事態が実現する可能性を認識している。(113)の例文では「～かねない」というモダリティが現れることによって、話し手は主節の望ましくない事態の実現する可能性について述べている。また、(114)の例文の場合、話し手は主節の事態について断定はできないが、その判断が間違いのないものであることに確信を持っている。つまり、「～にちがいない」は、蓋然性モダリティ表現の中でも、最も確信度が高いモダリティ表現であると言える。田中(2010:328)によれば、「～にちがいない」は対象となる事態、存在や現象・行為に対して、それが話し手主体にとってほぼ実現的なもの、実存的なものと確信できる状況にあることを示す表現形式である。さらに、日本語記述文法研究会(2003)は、「～にちがいない」は、書きことばや独語的な文脈で用いられることが多く、話し言葉で用いられることはあまり多くないと述べている。

蓋然性モダリティの他に、「タラ」の典型的な仮定条件文の主節に用いることが可能なのは証拠性モダリティである。

(115) 退職を決意した神奈川の女性には、迷いもある。これまでは、子がいない理由を聞かれても「仕事が忙しいから」と言えた。落ち込んでも、会社に行けば気が紛れた。「仕事を辞めても妊娠できなかったら、夫に八つ当たりし、精神的に不安定になりそう」(朝日新聞 2010/10/26)

(115)の例文は何らかの根拠に基づいて、話し手が起こり得る事態を予想しているものである。この例文は「タラ」の典型的な仮定条件文のものである。但し、このような例文は収集したデータの中でも数は多くない。

上の(108) - (115)の例文には、断定、推量、蓋然性、証拠性という認識のモダリティが用いられる。これらの例文は前件も後件も未実現の事態である。さらに、「タラ」形式の典型的な仮定条件文には説明のモダリティを用いることも可能である。説明モダリティの代表的な形式は例えば、「～わけだ」、「～はずだ」、「～からだ」、「～ものだ」、「～ことだ」などである。話し手が、既に知っていた事実を論文的帰結として納得することを表すときに用いる。従って、もし条件文にこの説明モダリティが現れる場合、その文は主に非仮定的な出来事として捉えることができる

が、そうではないものもあり得る。つまり、仮定条件文も用いることが可能である。以下の例文を検討しよう。

- (116) 洋子さんは3カ月ほど前からせきが止まらないが、かかりつけ医に相談していない。「もし大病で貯金を使い果たしたら、住む所がなくなるから」 (朝日新聞 2010/08/09)
- (117) 状況は厳しいが、応援を続けたい。チームが去ったら、プロ野球を見る機会そのものがなくなりますから。 (朝日新聞 2006/12/17)
- (118) 私も若いころ、ノーベル賞を取るつもりで研究に励んだ。大学に残ろうが、企業に就職しようが、技術や研究の道を目指したら、一度や二度はそんな思いで励んだことのある人は多いはず。サラリーマンになった田中さんは、その夢をかなえてくれた。
(アエラ 2002/10/11)

以上の(116)と(117)の例文は前件も後件も未実現の事態であり、主節に「～から」という説明モダリティが現れる。「～から」を用いることによって、話し手が聞き手に、前件の事態が実現する場合、後件も必ず実現するという強い因果関係の理由を説明して、聞き手を納得させる工夫である。そして、(118)の例文については二つの見方がある。仮定として捉える見方と反復的事態として捉える見方である。(118)の例文の場合は「～はず」が現れることから、仮定として捉えられる。もし、「～はず」がなければ、この文は事実として捉えられることができる。

また、「タラ」典型的な仮定条件文には、「ト」形式と同様警告・脅迫的な仮定条件文もしばしば見られる。このタイプの典型的な仮定条件は、文末に伝達態度モダリティの伝達に関わる終助詞「～よ」、「～ぞ」、「～わ」等が用いられる。話し手は、将来の状況を認識して、予想された望ましくない事態を聞き手に対して、警告として述べる。そのため、一般的に後件では望ましくない結果が起こりうることを示す。

- (119) この際はっきり言うておくけど、あなたがもし勉強がきらいだったら、義務教育の中学校終了時点で働いてもらうわ。 (朝日新聞 1990/09/24)
- (120) 男子生徒は前日の24日、2人が通う市内の中学校内で「4千円持ってこなかったら殴るぞ」と同級生を脅していたという。 (朝日新聞 2010/09/26)
- (121) もし船が前を横切って、われわれがそれを見たら、しかも昼間にだね、そして病院船かそのたぐいの船だったら、攻撃しないさ。 (朝日新聞 1990/10/31)
- (122) 伊東正義総務会長が、「青森県の衆議院議員は、7人が全員自民党とは、感心しますね」と何げなくいうと、北村正哉(きたむら・まさや)青森県知事は、「新幹線の工事費がつかなかったら、今度の選挙はわかりませんよ」と、半ば脅すような返事をした。
(アエラ 1989/01/24)

(119)－(122)の例文では前件も後件も未実現の事態である。そして、主節に「～わ」、「～ぞ」、「～さ」、「～よ」という終助詞が現れることから、これらの文の役割は、話し手が聞き手に対してあまりよくないことが起こり得るといふ忠告、あるいは脅かしであると見ることができる。そ

して、伝達態度モダリティの確認・詠嘆を表すモダリティも用いられることがある。それが、以下の例文である。

- (123) 私たちが死んだら、誰も儀式を引き継げないでしょうね。 (朝日新聞 2009/04/21)
(124) あなたと組んだら、きっと優勝できたらうね。 (朝日新聞 2009/04/10)
(125) お酒をおいしくいただくのが、健康のもとになっています。結局、人間っていうものは頂くもんがおいしかったら、健康でいられるんですよ。 (アエラ 2007/04/27)

上の例文の、(123) と (124) では後件に認識モダリティの推量の「~でしょう」と「~だろう」が現れ、その後ろに「~ね」という終助詞が付加されることによって、内容を確認しながら、話し手の認識として聞き手に示している。話し手の認識を聞き手に示すことによって聞き手に認識を求める用法である。また、例文 (125) の後件には、「~よね」が現れている。話し手より聞き手の方が優位にある認識を示しつつ確認を求めるものである。聞き手に受け入れられると見込まれる話し手の認識を表すものである。

次に、「タラ」形式の仮定条件文の既定条件文も用いられる。「ト」形式と同じように、「タラ」形式の既定条件文は前件が実現した事態あるいは実現している状況であるが、後件は未実現の事態である。主節が未実現であることから、文全体が未実現な出来事になる。さらに、一般的に文頭には指示詞が用いられる。その実例は以下の通りである。

- (126) 携帯電話だけではない。次から次へと出てくる新商品には、「便利さ」が詰まっている。中には購入したはいいが、「勉強」が嫌で、機能を十分に活用してない物も多い。このまま進んだら、そのうち時代についていけなくなるのでは。 たかが i モードだが、そんな不安をかきたてられた。 (朝日新聞 2000/10/05)
(127) 橋下知事は、これまでの知事が先送りしてきた問題に手をつけた。これだけ大なたを振るったら、返り血を浴びるでしょう。 その覚悟でやっていただきたい。妥協して整合性が崩れれば、政治不信が強まる。 (朝日新聞 2008/06/06)
(128) 二十余年余前の高校時代のことを振り返ると、恥ずかしい思いでいっぱいです。小説を書いたり映画を撮ったり、勉強は全くせず、成績は惨たんたるもの。大学に入るのに二浪もしてしまいました。放任主義の高校だったので、やってこられただけで、今のように受験指導が厳しかったら、中退していたかもしれません。 (朝日新聞 1998/05/13)
(129) 友達が次々にブラジルに帰っている。このまま仕事が見つからなかったら、僕も帰らなくちゃいけない。 (朝日新聞 2009/01/30)
(130) 金融庁は、法案を近く国会に提出する構えだ。事がここまで進んでしまったら、制度の是非はともかく、いかにして身を守るかを知りたい。 (週刊朝日 2003/05/30)
(131) こんな文書作る暇があったら、国のために仕事しろ。 (週刊朝日 2008/03/21)

上の (126) - (131) の例文において前件の事態は既に実現した状況として確認できる。後件には「~のでは (ないか)」という独話的な疑問のモダリティ、「~でしょう」という推量モダリテ

イ、「～かもしれない」という蓋然性のモダリティ、「～なくちゃいけない」という必要モダリティ、「～たい」という意志モダリティ、そして、「～る」という行為要求の命令モダリティが用いられており、未実現あるいは仮定する事態ととれる。

「タラ」形式の仮定条件文の反事実仮定条件文という用法もしばしば現れる。これは事実あるいは既に実現したことで反する出来事を予想するものである。一般的に前件の事態も後件の事態も事実と反する事態であり、従って文全体が事実と反することとなる。

- (132) 彼は、もし、小説がこんな大受けを取らなかつたら、恐喝罪として林田庄平を警察に訴えたかった。 (松本清張『死の枝』)
- (133) もし、健一が私に見せる一種の敵意を除いたら、これくらい煩わしくない子はなかつた。 (松本清張『鬼畜』)
- (134) 私とて、弁疏の余地がないわけではない。もし私が女を踏まなかつたら、外人兵は拳銃をとり出して、私の生命をおびやかしたかもしれない。 (三島由紀夫『金閣寺』)
- (135) 内定取り消しなんてしたら、翌年から誰もその会社には応募しなくなるのに。 (朝日新聞 2008/10/29)
- (136) もし病気になるなかつたら、この少女も小学校を卒業後に城南中に入学するはずだった。 (朝日新聞 2009/06/19)
- (137) 民主党はマニフェストが中途半端だったから総選挙で負けました。議員年金もそのひとつ。議員も含めて年金制度を一本化するとマニフェストに書いたら、国民の支持を得られたと思います。 (週刊朝日 2003/11/28)

上の(132)－(137)例文は前件も後件も事実と完全に反する事態であり、文全体は現在の事実、あるいは現実と全く正反対の出来事である。これらは反事実仮定条件文である。「タラ」の形式の条件文には、前件の述語が否定形の場合、文全体は反事実条件文になるという傾向が見られる。「タラ」形式の反事実条件文は「～だっただろう」、「～かもしれない」、「～のに」、「はずだった」という認識の推量、蓋然性モダリティや評価モダリティが用いられ、主節の事態が事実と反する仮定条件文として認定される。

以上が「タラ」形式の仮定条件文についての考察である。まとめると、次のようになる。

1. 「タラ」の仮定条件文に関して、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文に分けられる。収集したデータから見ると、その中でも、典型的な仮定条件文の例文の割合が一番多い。但し、「タラ」形式の条件文の前件の述語が否定形(否定形+タラの形→「～なかつたら、」)であった場合、反事実条件文の用法がよく現れる。既定条件文の使用頻度が一番少ない。
2. 「タラ」形式の仮定条件文のモダリティに関して、考察した結果は次のようである。
 - (1) 「タラ」形式の典型的仮定条件文では、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、評価の必要・不必要・許可・不許可モダリティ、認識の断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティ、説明モダリティ、丁寧さモダリティ、伝達に関わる終助詞のモダリティまで用いることが可能である。そのために、「タラ」の典型的仮

定条件文の使用範囲は広く、丁寧な言い方から忠告または脅かしまで用いられる。

- (2) 「タラ」形式の既定条件文では、基本的に典型的仮定条件文と同じモダリティが用いられる。収集したデータを調べた結果、「タラ」既定条件文では、情報系の疑問モダリティ、評価の必要モダリティ、認識の蓋然性モダリティ、行為系の意志モダリティ、そして、行為要求の命令モダリティを用いることが可能であることが分かった。
- (3) 「タラ」形式の反事実条件文では、一般に評価モダリティや認識モダリティの推量・蓋然性のモダリティが用いられる。

以上が「タラ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティの分析の結果をまとめたものである。以下がそれを表にしたものである。

表 17 「タラ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

	用法	主節のモダリティ
1	典型的な仮定条件文	(1) 情報系の叙述・疑問 (2) 行為系の意志・勧誘・行為要求 (3) 評価の必要・不必要・許可・不許可 (4) 認識の断定・推量・蓋然性・証拠性 (5) 説明モダリティ (6) 伝達の丁寧さと伝達態度（終助詞）
2	既定条件文	(1) 情報系の疑問モダリティ (2) 行為系の意志、行為要求の命令 (3) 評価の必要 (4) 認識の断定・蓋然性
3	反事実条件文	(1) 評価モダリティ (2) 認識の断定・推量・蓋然性モダリティ

(筆者作成)

2.2.3 「レバ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

1.3.の節で述べたように、益岡（1993・1997・2001）によれば、「レバ」形式の条件文は、前件と後件の事態間の一般的因果関係（general causal relation）を表す。そして、田中（2004）は、必然的な関係を表す「レバ」形式文は、後件の事態の“論理性が高い”という特徴を持つと述べている。従って、論理性が高い「レバ」形式には、一般に仮定条件文と恒常条件文の用法が適応される。筆者が収集したデータも、これらの先行研究の結論と一致している。ほとんどの場合は仮定条件文が用いられ、事実条件文は非常に少ない。そして、本来、「レバ」の仮定条件文のモダリティに関しては、制約がある。仮定条件文の前件の述語が動作性の場合、意志、勧誘、行為要求モダリティを用いることはできない。しかし、ソルヴァン・前田（2005）によれば、「レバ」は前件の述語が動作性であっても「表出」（意志・希望・許容・許可）のモダリティを許容するこ

とができる。この節では、この矛盾する問題に関して、収集したデータを基に、明確にしていく。以下、「レバ」形式の仮定条件文の用法とモダリティについての考察である。

「レバ」形式の仮定条件文では、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が用いられることが可能である。例えば、以下の例文をあげる。

(138) 明日になれば、痛みもやわらぐことだろう。 (田中 2010 : 166)

(139) 販売数は1日8千枚だ。事業者側は、7月11日からは通常期と位置づけ、スカイツリーの窓口でも当日券を1日1万枚販売する。この段階に来れば、受け入れ側も慣れて対応がスムーズになると見込んでいる。 (朝日新聞 2012/03/23)

(140) 早川は寝起きのまま、シャツとパンツだけしか身につけていなかった。それでも、暑くもなく寒くもない。空腹も渇きもそれほど感じない。ただ、逃げ遅れたという後悔だけが消えなかった。「なんで、頭を奥にしたまま寝たんかな。いつものように逆に寝とれば、すぐに出られたのに……。」 (週刊朝日 2010/04/02)

上の(138)は仮定条件文、(139)は既定条件文、そして、(140)は反事実条件文である。(138)の文は未来の事態の予想であり、前件も後件も未成立の事態である。(139)の文は前件の事態は成立しているが、後件の事態は予想された事態であり、したがってこれも文全体は未成立の事態である。(140)は前件も後件も事実と反する事態である。これらの例文は「レバ」形式では、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文、という3つの仮定条件文の用法を用いることができるという証拠である。それで、どんなモダリティが用いられるのかを以下に説明する。

まず、典型的な仮定条件文のモダリティについてである。「レバ」形式の典型的な仮定条件文では情報系のモダリティ、行為系のモダリティ、評価のモダリティ、認識のモダリティ、説明のモダリティ、そして、伝達のモダリティが用いられる。その証拠として以下の例文を挙げる。

(141) IAEAが原発安全の分野で主導的役割を果たすのは、不可能だ」と言い切る。また、もしIAEAが各国の原発の安全対策にまで責任を持てば、事故が起きた際の責任を追及されるという問題も出てくる。 (朝日新聞 2011/06/21)

(142) 今後の選挙では、「脱原発」は争点にならない。緑の党は、その「強み」を失ったのか。ベルリン自由大学のオスカー・ニーダーマイヤー教授(政治学)は、『福島』が落ち着いてくれば、緑の党の支持率は1.5%程度になる。と見る。(アエラ 2011/07/18)

(143) 二次災害の火災などで玄関から逃げられない場合も考え、勝手口にも一式を備え付けました。南海地震が起きれば、私が住む大阪府でも大きな被害が予想されます。 (朝日新聞 2012/04/07)

(144) もし空港全体のために使うことができれば、着陸料を下げ、路線を増やすことができる。 (週刊朝日 2009/12/04)

(145) 政権にとって、敗者からの批判にとどまるなら、まだまだ。20万台の監視カメラを据えて目指した「公正な選挙」に市民の疑念が膨らめば、打撃は大きい。 (朝日新聞 2012/03/06)

上の(141)－(145)の「レバ」形式の典型的な仮定条件文では、主節の「～てくる」、「～なる」、「～予想される」、「～できる」、「～大きい」という表現は、ある出来事に対して、それが未来に成立する可能性が高いと強調する話し手の確信的な判断が現れている。文の内容は、聞き手に情報として伝えるためのものである。そのため、上記のような「～てくる」、「～なる」、「～予想される」、「～できる」、「～大きい」というモダリティが主節に現れる例文は、聞き手(第三者)の側からは、叙述モダリティとして捉えることもできるし、話し手の側からは、断定モダリティとしてとらえることも可能である。文末は「～になる」と「～できる」という表現が多く見られる。

「レバ」形式の仮定条件文では、疑問を表すモダリティを用いることも可能である。以下の検討しよう。

- (146) 仮にジャイアンツ戦のような看板番組がBSに移れば、空いた時間に我々は何をするのか。 (アエラ 1997/03/17)
- (147) 今回の地震では、首都圏の道路は無事で、建物倒壊もなく、火災も停電もほとんど起きなかった。これほど恵まれた状況下でも、自宅に帰るのに苦労したわけです。直下型地震があれば、自宅に安全に帰れるでしょうか。 道路は寸断され、破片やガラスが落ちてくるので、歩くのも危険です。 (週刊朝日 2011/03/25)
- (148) この年になれば、同輩にはエールを、後輩には経験知を送ってやりたいものだ。漫才のように、対話のキャッチボールをかけあいたい。言葉のボールを丁寧に返せば、高齢者の思いはきっと、多くの人の胸に届くのではないだろうか。 (朝日新聞 2008/09/20)

上の(146)の主節に「～のか」、(147)の主節に「～でしょうか」、(148)の「～ではないだろうか」という疑問文のモダリティが用いられている。(146)の「～のか」は補充疑問文³¹であり、命題の中に不明な情報が含まれていることを表している。不明な情報を疑問語で表して、その部分を補充することを聞き手に求めている。また、「～のか」の疑問文は非難のニュアンスが現れやすい。(147)の「～でしょうか」は疑いの疑問文³²であり、話し手にとって不明の点があることだけを表し、聞き手に問いかける機能をもたない。命題が真であるか偽であるか、あるいは不十分な情報について話し手が判断不可能な状態にあることを示している。そして、(148)の「～ではないだろうか」は不定疑問文でありながら、情報提供の用法をもち、一種の推量として機能することがある。話し手の推量判断の妥当性を聞き手に確認する用法である。

また、「レバ」形式の典型的な仮定条件文では、「タラ」形式と同様、感嘆モダリティを用いることが可能である。その実例が以下のようなものである。

³¹ 補充疑問は、その命題の中に不明な情報が含まれていることを表す疑問文である。不明な情報を疑問語で表して、その部分を補充することを聞き手に求めるの補充疑問文による質問の機能である。(日本語記述文法研究会 2003: 26)

³² 疑いの疑問文は、話し手にとって不明の点があることだけを表すものであり、聞き手に問いかける機能をもたない。疑いの疑問文には、独話的な用法と対話的な用法である。独話的な疑いの疑問文には、判断不明、思考過程、疑念の3つの用法がある。判断不明の用法は、その命題の真偽や欠けている情報について、話し手がまったく見当がつかない状態にいることを表すものである。思考過去の用法は、疑問の解消に向けてありうる可能性を検討していることを表すものである。疑念の用法は、実際のところはまだわからないが、その命題に対して不定的な方向に傾いているということを表すものである。(日本語記述文法研究会 2003: 35-36)

- (149) このITプロジェクトをきっかけに、全国の学校や友達とつながることができれば、なんてすてきなことだろう。 (朝日新聞 2003/04/03)
- (150) 日本とインドの国交が樹立されてから60年。この記念すべき年に、次の60年を見据えて「第2のインディラ」が日本にやってくれば、どんなにすばらしいことだろうか。 今後も日印関係発展のため、微力だが、尽力していきたい。(週刊朝日 2012/03/02)

上の(149)と(150)例文の主節には、「なんて～(気持ちを表す形容詞)だろう」と「どんなに～(気持ちを表す形容詞)だろう」という形式が現れる。「タラ」形式と同じように、このような文は詠嘆を表す疑いの文や驚きを表す感嘆文に近い機能を持っているので、感嘆文の周辺と呼ばれている。

行為系のモダリティの意志・勧誘・行為要求のモダリティも「レバ」形式の典型的な仮定条件文に現れる。例えば、以下の例文である。

- (151) 妊婦の健康管理は男女雇用機会均等法で会社に義務づけられている。時差出勤や勤務時間の短縮を言い出しにくければ、主治医に「母性健康管理指導事項連絡カード」を書いてもらって提出しよう。 (朝日新聞 2007/06/23)
- (152) 震災・原発事故で正確な数は分からないが、絶対数として南相馬市などへの医師の派遣が減っているのは認識している。県全体の医師の再配置を県主導で決めれば、協力するつもりです。 (アエラ 2011/09/26)
- (153) 石原伸晃幹事長は15日の記者会見で「与野党協議が動かなければ、月内に自民党単独でも法案を出したい」と明言。(朝日新聞 2012/05/16)
- (154) 生活や仕事に支障があれば、ステロイド・パルス療法を検討します。 (朝日新聞 2012/04/10)

上の(151)から(154)までの例文の主節には「～しよう」、「～つもりです」、「～たい」、「～ます」という意志モダリティが現れている。話し手は意志的な行為の実行を聞き手に伝えている。つまり、動作主は話し手である。意志モダリティ以外では、「レバ」形式の典型的な仮定条件文の主節には勧誘モダリティも用いられる。例えば、以下の例文を見よう。

- (155) 自分に思い当たる話がなければ、周りの人や憧れの人が活躍しているシーンを、イメージしてください。それでも浮かばなければ、こんなイメージを繰り返してみましよう。あなたは第1志望の大学の合格発表を見に行くために歩いて向かっています。徐々に、緊張が増してきました。(週刊朝日 2011/02/04)
- (156) A社の非喫煙型で試算し直すと、月額が4620円。当初勧められたものと比べると、10年で約28万円も浮きます。保険は同内容でも、会社やタイプで保険料は大きく異なります。納得して加入するためには、いろいろ比較することが大切です。分りにくければ、複数の保険会社を扱う代理店などに相談してみましよう。 (朝日新聞 2007/02/10)

(155) と (156) の例文の主節には、「～てみましょう」という勧誘モダリティが現れている。これは、話し手と聞き手が共同して行う行為の実行を聞き手に提案し、聞き手をその行為に誘うものである。

また、以下のような行為要求のモダリティを用いることも可能である。

- (157) 君は間違っている。お金持ちになりたければ、欲しがってばかりでなく、与えなさい。
(アエラ 2010/03/22)
- (158) 「おれは逃げも隠れもせん。今夜五時までは浜の港屋に居る。用があるなら巡査なりなんなり、よこせ」と山嵐が云うから、おれも「おれも逃げも隠れもしないぞ。堀田と同じ所に待ってるから警察へ訴えたければ、勝手に訴えろ」と云って、二人してすたすたあるき出した。
(夏目漱石『坊っちゃん』)
- (159) 就職すべきか迷った時、「今就職したくなければ、やりたいことをやれ」という杉村氏のひと言を聞き、心が決まったという。
(朝日新聞 2008/01/20)
- (160) 前夫とは3年前から別居状態だったのに。「別居後も夫と関係したと『推定』するんですか」。返事は「前夫の戸籍に入れたくなければ、調停か裁判をして下さい」。
(朝日新聞 2007/08/12)
- (161) キャンプ監督は「この作品を通じて、多くの犬が虐待されていたり、飼い主に捨てられていたりする実態を知ってもらえれば。犬が欲しければ、買うのではなく、まず保護施設で探して欲しい。販売される犬の数が減れば、悪質なブリーダーも減ると思う」と話す。
(朝日新聞 2006/11/09)

上の (157)、(158)、(159) の例文の主節では、「～なさい」、「～しろ」、「～やれ」という命令モダリティが用いられているので、直接的に聞き手に行為を要求する形式であると言える。また、(160) と (161) の例文の主節では、「～てください」と「～てほしい」という依頼を表すモダリティが現れている。依頼の場合は、行為の実行者である聞き手は、その行為の受諾に関する決定権が与えられている。行為の実行を求めるといっても、実現への期待の気持ちが前面に出ていると言える。

命令、依頼モダリティ以外、「レバ」形式の典型的な仮定条件文では、勧め、助言を表すモダリティを用いることもできる。

- (162) クロロゲン酸には苦味と酸味があり、カテキン類には渋味がある。ほのかなすっぱさと、苦味が欲しければ、コーヒーの方がよい。
(アエラ 1993/03/09)
- (163) 立松さんはこうした妻からの電話相談に、「浮気をくい止めるのは、自己主張しかない。自分が『オフクロ』ではないということを明示し、うまくかみ合わなければ、日々の徹底抗戦で不均衡な関係を改善することです」と回答している。(朝日新聞 1996/11/04)

上の (162) の例文に「～方がよい」とモダリティが用いられることから、前件の事態に対して、

後件は勧めの言い方である。また、(163)の例文に「～ことです」というモダリティが用いられることから、前件の事態に対して、後件は助言を伝える内容である。「レバ」の典型的な仮定条件文では、勧めと助言のモダリティ以外に、禁止モダリティも用いることができる。

- (164) 別居期間中の生活費は「婚姻費用」として相手に請求できるが、当座をしのぐために現金やキャッシュカードは持って出よう。親権を渡したくなければ、子どもと離れてはいけない。 (アエラ 2007/12/24)

例文(164)の主節に「～ていけない」というモダリティが用いられていることによって、後件は聞き手に対する禁止、あるいは不許可の言い方になっている。

以上の(157)－(164)の例文は、行為系のモダリティの意志、勧誘、そして、行為要求の命令・依頼・勧め・助言・禁止モダリティを用いている例である。それ以外に、「レバ」形式の典型的な仮定条件文では評価と認識のモダリティも用いることができる。評価モダリティの内、必要・不必要・許可・不許可を用いることができる。それが以下の例文である。

- (165) 政府は首都圏のM7級地震について、30年以内で70%と発表しており、委員長の阿部勝征東大名誉教授は「仮に4年以内で計算し直せば確率は約20%になる。短期間での確率が知りたいという要望が多ければ、数字の示し方を考え直したらいい」と述べた。 (朝日新聞 2012/02/10)
- (166) 日本の採用市場は、新卒と中途の二本立てで推移してきた。年若い社員が欲しければ、1年に1度、まとめて新卒を採用しなければならない。 (アエラ 2007/06/11)
- (167) 同研究所の久保幸夫所長が話す。「来年、さらに業績が落ち込めば、どの企業もリストラをせざるを得ない。今、雇用創出有効な景気対策に勝る策はない」 (アエラ 2008/12/22)
- (168) 同店によると、扇風機は6月に入る前後から急に売れ始め、6月下旬に品切れの看板を出した。以後、ごく少数が前触れもなく入荷するのを待つしかない状況だ。予約を受けることもできず、「欲しければ、見かけたときにすぐ買うしかない」と売り場の担当者。 (朝日新聞 2011/07/07)
- (169) 今回の原発事故の賠償は、まず東京電力が第一義的に負わなければならない、様々なリストラ策や資産の売却で足りなければ、株主や金融機関も株式の減資や債権放棄で責任を共有すべきです。 (朝日新聞 2011/05/22)

上の(165)－(169)の例文の主節には「～たらいい」、「～なければならない」、「～ざるを得ない」、「～しかない」、「～べき」という必要モダリティが現れている。(165)の「～たらいい」を用いる場合、後件に表われる事態は望ましいものである。または、その指示内容が行為である場合、その行為が望ましいという判断を表す。(166)の「～なければならない」というモダリティが用いられることから、後件が実現する必要である。すなわち、後件が不可欠の事態である。(167)の「～ざるを得ない」と(168)の「～しかない」を用いる場合、後件の事態の実現が避けられないもの、必然的なものを示す。そして、(169)の「～べきです」というモダリティが用

いられる場合、後件の実現化は妥当であるという話し手の評価を表すことである。必要モダリティの他には、不必要・許可・不許可のモダリティが用いられることもある。それが以下の例文である。

(170) JR北松戸駅近くで週4回、正午～午後5時に開かれ、小学生から高校生までの約20人が利用している。手記集には、8人の子どもと不登校の子どもの親12人が体験を寄せている。「学校なんて行きたくなければ行かなくてもいい」という母の言葉に支えられた「Tくん」。
(朝日新聞 2012/03/28)

(171) 新しい販売方法が『対面のみ』で薬剤師が手渡すならともかく、薬剤師や『登録販売者』が店内のどこかにいれば、アルバイトの店員が売ってもいい、という制度。
(アエラ 2009/06/15)

(172) 別居期間中の生活費は「婚姻費用」として相手に請求できるが、当座をしのぐために現金やキャッシュカードは持って出よう。親権を渡したくなければ、子どもと離れてはいけない。
(268の例文と出典同じ)

(170)－(172)の例文の主節には、「～なくてもいい」、「～てもいい」、「～てはいけない」という不必要、許可、不許可のモダリティが現れている。例文(170)の主節のように「～なくてもいい」という不必要モダリティを用いる場合、話し手は後件の事態が実現しないことを許容している。例文(171)の主節のように「～てもいい」という許可モダリティが用いられる場合、話し手は後件の事態の実現を許していると解釈できる。また、例文(172)の主節のように「～てはいけない」という不許可モダリティが現れている場合、話し手にとって後件の事態の実現が許容できないものであることを表す。その事態が聞き手の行為であれば、聞き手に禁止する文として用いられる。

上の(170)－(172)の例文では評価のモダリティを用いていた。次に、「レバ」形式では認識のモダリティについても見ていく。この形式の場合は特に、断定・推量・然性・証拠性というモダリティを用いることができる。例えば、以下は未来の断定を表す文である。

(173) ラジオ局を作るのは難しいと思われるかもしれませんが、仕事を引退した人が何人か集まって知恵とお金を出し合えば、すぐにでも作ることができます。(朝日新聞 2012/01/25)

(174) 政権交代能力のある“いい野党”が育たなければ、日本の政治はよくなりません。
(週刊朝日 2002/12/20)

(173)と(174)の例文では「～ことができます」と「～なりません」という断定モダリティが用いられている。話し手自身が知っていること、経験したことに基づいて、未来に実現できることを聞き手に伝えている。つまりこの文章は、話し手の側から見ると、断定を表す文であるが、聞き手側から見ると、情報文として捉えられる。

または、推量モダリティについて見てみよう。推量モダリティの代表は「～だろう」という表現である。「レバ」形式の典型的な仮定条件文の主節には「～だろう」または「～でしょう」がしばしば現れる。

(175) このまま米中2大国化が進めば、日米中のトライアングルを前提とした既存のパイプは機能しなくなる。中国は朝口と蜜月を深めれば、日本を包囲するだろう。

(週刊朝日 2010/10/11)

(176) たとえば、レアアース（希土類）鉱山の採掘権などを買うことができれば、日本経済の中長期的な安定にもつながるでしょう。

(週刊朝日 2010/11/05)

(175) と (176) の例文では主節に「～だろう」と「～でしょう」という推量モダリティが現れることによって、話し手が未来に起こりうる事態を想像する、あるいは思考するというものになっている。日本語記述文法研究会（2003：148）によれば、「～だろう」文には、独断的なニュアンスが伴いやすく、話しことばよりも、論説文などの書きことばで用いられることが多い。

次に、蓋然性のモダリティについて見ていく。「レバ」形式の典型的な仮定条件文では、蓋然性モダリティがよく用いられる。蓋然性モダリティには、「～かもしれない」や「～可能性がある」や「～恐れがある」、「～はず」等という表現がある。

(177) 私は今、原発は危険だと思っています。放射性廃棄物の処理など問題も多いと思います。でも、もし明日、原発は絶対に必要だと思える説得力のある本と出会えば、考えを変えるかもしれません。

(朝日新聞 2012/03/15)

(178) その放射性物質が、長雨や台風に伴う大雨などで川に押し流され、海へと注ぐ恐れがあるという。特に放射性セシウムは土の表面や浅い場所にとどまり、雨で川へと流されやすい。土壌の粒子とともに海へ流れ込めば、沿岸の海底にたまって新たな海産物汚染につながる可能性がある。

(アエラ 2011/07/18)

(179) 借り換え手続きには1カ月はかかる。いますぐに手続きを始めても、実行月は3月。多くの人が借り換えを望んで手続きが混み合えば、4月になってしまうこともあり得る。

(アエラ 2007/03/05)

上の (177) - (179) の例文には、「～かもしれない」、「～可能性がある」、「～あり得る」といっても蓋然性モダリティが用いられる。話し手は未来に起こり得る事態の実現可能性について述べている。

(180) 気象庁によると、M8程度の東海地震が起これば、浜岡原発近くの御前崎周辺には、5～1.0メートルあるいはそれ以上の津波が押し寄せるおそれがある。(アエラ 2011/03/28)

(181) イラクでは4月に入り、首都バグダッドでテロ攻撃が相次ぐなど治安に再び悪化の兆しが見え始めている。駐留米軍は今年6月末までに都市部から撤収する予定だが、イラク軍によるテロ封じ込めがうまく行かなければ、米軍の撤退日程にも影響を及ぼしかねない。

(朝日新聞 2009/04/18)

上の (180) と (181) の例文には「～おそれがある」と「～かねない」というモダリティが用いられる。基本的にこれらのモダリティは「～かもしれない」と同様、話し手が、後件の事態が実

現する可能性を認識していることを表している。但し、「～おそれがある」と「～かねない」が現れることによって、未来に望ましくない事態が起こり得るというマイナスの意味がある。田中（2010：310）は、レバ節も「～かねない」としばしば共起することがあり、ここでもある種の憂慮、懸念といったマイナス予想値が提示されると述べている。

さらには、「～かもしれない」や「～かねない」の他にも、「レバ」形式の典型的な仮定条件文には、以下の「～に違いない」と「～はず」が用いられる。

(182) 自民党も05年の衆院選公約で「子どもは社会で育てる」と書いていたではないか。今後の衆院委員会の審議で、政府・民主党と自民党が、お互いに大人の対応をすれば、合意できる点は多いに違いない。
(朝日新聞 2012/05/12)

(183) 県の担当者は「県内は町内会活動など、地域活動が盛んな地域。自主防災組織をつくり、きちんと防災を学べば、災害時に強い地域が作れるはず」という。市町村が率先して住民に閲覧してもらおうよう、依頼している。
(朝日新聞 2012/04/18)

上の(182)のように「～に違いない」が用いられる場合、話し手は何らかの根拠に基づいて、後件の事態の実現を確信していると考えられる。田中(2010)によれば、「～に違いない」は対象になる事態や存在、現象・行為に対して、それが話し手主体にとってはほぼ実現的なもの、実存的なものと確信できる状況にあることを示す表現形式である。「～に違いない」は客観や推察の結果、みちびかれる判断でもあると田中氏は述べている。一方(183)の「～はず」というモダリティは「～に違いない」と似た性質を持っている。日本語記述文法研究会(2003：161)によれば、「～はず」は、基本的に、何らかの根拠によって、話し手がその事柄の成立・存在を当然視しているということを表す。従って、「～に違いない」と「～はず」を用いるときに、話し手はただの憶測ではなく、何らかの根拠に基づいて、ほぼ実現するであろう事態について述べていると言える。文の前件と後件が必然的な関係であり、後件が理論性の高い結論に導かれている場合、前件の事態さえ実現すれば、後件の事態は必ず実現するという意味と捉えることができるだろう。但し、「～はず」は、過去形を取ると、反事実条件文の用法になりやすいが、「～に違いない」の方は、その限りではない。

(184) a 学費のあまりかからない大学に行っていれば、母はこんな事件に遭わなかったはず。
(朝日新聞 2012/04/24)

b?? 学費のあまりかからない大学に行っていれば、母はこんな事件に遭わなかったにちがいない。

以上(177)－(184)の例文の主節には認識のモダリティの蓋然性モダリティが用いられている。蓋然性の他に、「レバ」形式の典型的な仮定条件文では証拠性モダリティも用いられる。証拠性モダリティでは、「～ようだ」、「～そうだ」、「～らしい」という表現が代表的なものである。

(185) リビングから上がる階段には、幅2・73メートル、奥行き1・82メートルもある

踊り場がある。小机を置けば、家族の気配を感じながら仕事ができそうだ。

(朝日新聞 2012/02/11)

(186) 現在は春採用が中心だが、秋採用の枠を設けたり、応募を随時受け付ける通年採用に切り替えたりすることを検討している。大学側の準備が順調に進めば、採用時期の分散化が進みそうだ。

(朝日新聞 2012/03/10)

(187) 銀行の利益も資金繰りも、国債の売買を通じて確保している面がある。預金者の間に「あの銀行は国債を持ちすぎて身動きがとれず、預金を満額引き出せないのではないかと」の懸念が広がれば、取り付け騒ぎが起きそうだ。

(アエラ 2010/01/18)

上の (185) - (187) の例文の主節には「～そう」という証拠性モダリティが現れている。日本語記述文法研究会 (2003 : 172) によれば、「～そう」は動詞に接続した場合は、純粹に話し手の予想を表す。何らかの根拠に基づいている場合もあれば、漠然とした予感に過ぎない場合もある。この用法の場合は、仮定条件の帰結として用いることもできる。(186) から (188) までの例文はその実例と言って良いだろう。

続いて、「レバ」形式の典型的な仮定条件文では、説明のモダリティを用いることができる。説明のモダリティの役割は主に聞き手に納得させることである。

(188) 二〇一〇年にはアナログ放送が終了するが、このときに知らん顔をして対応テレビやチューナーを買わなければ、郵政省が「基幹メディア」と位置づけている地上波放送がまったく見られなくなるのだ。

(週刊朝日 2000/08/04)

(189) 値上がり確信できれば、かつてと同じくリートに巨額のお金を投じるはず。いま買えば、リーートの値上がり益と高利回りの両方が期待できるというわけだ。

(週刊朝日 2008/09/05)

上の (188) の例文では「～のだ」というモダリティを用いることによって、前件と後件の関係が論理的であり、必然的な関係であることを表している。話し手は後件の事態が実現することを認識しているか、或いは後件で起こる事態を把握している。聞き手にも認識させるという話し手の工夫である。そして、(189) の例文では、「～わけだ」というモダリティが現れることによって、前件の内容を基にして、論理的必然性のある帰結や結果に提示したり、把握したりする。従って、「～のだ」と「～わけだ」を用いるときに、後件が論理的、必然的な結論を示す。

また、「レバ」形式の典型的な仮定条件文では、伝達態度モダリティの伝達に関わりの終助詞を用いることができる。例えば、以下の例文を見よう。

(190) 3月中に交渉がまとまらなければ、4月は単月で赤字に転落する見込みですよ。

(週刊朝日 2008/03/14)

(191) 同署によると、兼子容疑者は29日午後9時半ごろ、横浜市西区にある都市銀行の横浜支店に「300万円を持ってこなければ、店に火をつけるぞ」と書いたメモを投げ込み、金を脅し取ろうとした疑いがある。

(朝日新聞 2009/07/31)

上の(190)と(191)までの例文は前件も後件も未実現の事態である。そして、主節に現れている終助詞「～よ」や「～ぞ」の役割は、話し手が聞き手に対してあまりよくないことが起こり得るという忠告あるいは脅しをすることである。他には伝達態度モダリティの確認・詠嘆を表すモダリティも用いられる。しかし、「レバ」形式の典型的な仮定条件文では、確認・詠嘆を表すモダリティを用いる例文は非常に少ない。

(192) 衣食住を通して環境問題への気づきになれば、さらにうれしいですね。

(朝日新聞 2012/04/08)

(193) 達川氏も同情的だ。「あの人、おしゃべり好きなんです。でも、誰とでも同じように接するのは得意じゃなかった。監督になれば、一人に話すと言葉に話さないといけな
いよね。

(アエラ 2011/10/31)

上の(192)の例文では後件の断定モダリティの後ろに「～ね」という終助詞を付加することによって、内容を確認しながら、話し手の認識として聞き手に示している。話し手の認識を聞き手に示すことによって聞き手に確認を求める用法である。そして、(193)の例文の後件では、「～ないとはいけない」という評価の必要モダリティの後ろに「～よね」が用いられることから、この文の意味は、ある物・事に対する話し手の意見や感想について、聞き手に同意を求める。話し手は自分の認識が聞き手に受け入れられる(同意される)ことをほぼ確信している場合が多い。「ト」形式と「タラ」形式でもこの2例と同様の用法が現れる。

以上は、「レバ」形式の典型的な仮定条件文の主節のモダリティの説明である。ここで問題になるのは「レバ」形式の主節に意志・勧誘・行為要求のモダリティを用いることについてである。前述のように、本来、「レバ」形式の仮定条件文では、前件の述語が動作性の場合、後件に意志を表すモダリティは用いられないとされている。しかし、ソルヴァン・前田(2005)がアンケート調査で指摘しているように、「レバ」形式の従属節が動作性を表していても、表出の意志、願望、許容のモダリティ、働きかけの許可を表すモダリティを用いることは可能である。筆者が収集したデータからもソルヴァン・前田(2005)の結論と一致する以下の例文が見つかった。

(194) 観戦した祖父の佐々木信一さん(84)は「いつも良くない1セット目をすぐに取り
てくれ、安心した。できればメダルにつながってくれればとは思うが、悔いのない試
合をしてくれれば、それでいい」と話した。

(朝日新聞 2012/08/11)

(195) 何かをあなたに負っている人々に対しても「これまでの借りを返すためにも、自分を
応援してほしい」と言うのを忘れずに。一方、そうでない人々にも「自分を支持して
くれれば、恩義に感じ、報いるつもりだ」と伝えるのです。(朝日新聞 2012/06/08)

上の(194)と(195)の例文の前件においては、第三者が、話し手のために何らかの行為をして
くれていることに対して、後件では「～でいい」という許可を表すモダリティと「～つもりだ」

という意志を表すモダリティが用いられる。この例文のような用法を交換条件と呼ぶ³³。収集したデータを調べると、前件の述語が動作性で、かつ後件で意志を表すモダリティを表す例文は以上の2つしか見つからなかった。

次に、「レバ」形式の仮定条件文の中に、以下のような既定条件文を用いることができる。「レバ」形式の既定条件文は「ト」形式や「タラ」形式と同様、前件が実現した、あるいは実現している状況であるが、後件は未実現の事態である。そして、一般的に前件の文頭には指示詞が現れることが多い。その例が以下の文である。

(196) 蚊帳が一つしか無ければ、せめて子供だけでも一緒に入れさせたらどうですか。

(松本清張『鬼畜』)

(197) 『大事にしないで』と頼んだけど、パトカーが何台も神社に来て、そのまま警察署に連れていかれた」その後は言われるまま麹町署から病院に行き、体液を採取されてから体内を洗浄され、避妊薬を飲まされた。ここまですれば、当然、警察が容疑者の逮捕に向けて捜査するかと思っていた。

(週刊朝日 2009/03/27)

(198) 経済面だけを見て中国との距離が縮まったと楽観していたが、外交ルールは共有できていなかった。このまま米中2大国化が進めば、日米中のトライアングルを前提とした既存のパイプは機能しなくなる。

(アエラ 2010/10/11)

上の(196) - (198)の例文は、前件がすでに成立していることであり、後件の事態は未成立の事態である。(196)の「蚊帳が一つしか無い」、(197)の「ここまですれば」、(198)の「このまま米中2大国化が進めば」では、すでに成立している状況に応じて、後件の事態が予想されている。これらの「レバ」形式の既定条件文の主節のモダリティとしては、(196)の「~たらどうですか」という勧めを表すモダリティ、(197)の「~するかと思っていた」という推量モダリティ、そして(198)の「~なる」という断定モダリティが用いられている。

また、仮定条件文の「レバ」形式では、反事実条件文の用法も用いられる。「レバ」形式の仮定条件文の前件の述語が否定的形式であれば、反事実条件文として成立する確率が高くなる。「レバ」形式の反事実条件文の例文は以下のようなものである。

(199) 菅原監督に会わなければ、この年まで野球にかかわっていなかったらう。

(朝日新聞 1988/07/12)

(200) いろんな病院を5カ所も回ったが、納得できなかった。最初からここに来れば、30分ですんだのに。

(週刊朝日 2003/10/20)

(201) 米国の申し出は原子炉の廃炉を前提としていて、『自分たちで対処できる』と言い張る東電と相いれなかった。あのとき受け入れていれば、現在の深刻な事態を回避できたかもしれなかったのに。

(週刊朝日 2011/04/01)

³³ ソルヴェン・前田(2005:34)によれば、交換条件とは、相手の要求を受け入れる代わりに相手に出される要求であり、その場合、聞き手の望むものを与えることが後件(主節)に現れる。

(202) 橋本多佳子（はしもとたかこ）に出会わなければ、非凡な才能は埋もれたままだったに違いない。（朝日新聞 2011/06/06）

(203) 福島第一原子力発電所は35メートルの崖を10メートルにまで切って造ったんです。それを東京電力は社史で「当社の先見性」と書いているが、もし崖を切り崩さずに丘の上に建てていれば、今回の事故はなかった。（アエラ 2011/11/07）

上の（199）－（203）の例文は反事実条件文である。前件と後件が事実と反する事態であり、両方とも常に未成立のままである。「レバ」形式の反事実条件文のモダリティとしては、（199）の「～だろう」という推量モダリティ、（200）と（201）の「～のに」という評価モダリティ、（202）の「～に違いない」という蓋然性のモダリティ、そして（203）の「～なかった」という断定モダリティが用いられている。但し、「レバ」形式の場合、前件が現実あるいは事実であり、後件が事実と反する事態であるというタイプの反事実条件文も現れる。それが、以下の例文である。

(204) 私が庁舎を出るたった一枚の写真を撮るためだけに日本中のマスコミが集まって、1週間も待ち構えていました。それだけの人と時間があれば、船でもチャーターして尖閣諸島の現場の様子を取材してくればいいのかと思っていました。（週刊朝日 2011/03/04）

上の（204）の例文は、前件が既に実現している事態であり、後件は事実と反する話し手が予想されるものである。このような文は既定条件文として捉えることも可能である。

最後に、もう一つの「レバ」形式の仮定条件文の特徴について述べる。その特徴とは、前件に「さえ～レバ」という構造が現れる場合、前件の事態が最低条件として用いられる、ということである。前件が最低条件の場合、後件が未成立の事態であれば、仮定条件文の用法ということになる。前件「さえ～レバ」の仮定条件文には、典型的仮定条件文と反事実条件文が用いられる。以下の例文を参照し説明する。

(205) 地上波がデジタルに移行する2011年が、アナログ時代の象徴である紅白の終わる時だと見ているんです。NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあれば、すぐにでもやめるつもりですよ。（週刊朝日 2007/12/21）

(206) 春花は「日本の良さを心から感じられる『お仕事』。すごく楽しい」と手応えを口にす。ただ、古町の花柳界にとっては、結婚などで退社し、中堅が欠けているのが悩み。柳都振興社長でもある中野は「いったん結婚しても条件さえ合えば、また働いてもらっていい」と提案する。（朝日新聞 2010/01/11）

(207) もしも私が倒れても家さえあれば家族が路頭に迷わずに済む。でもこういうことって男の人が考えることなんじゃないか。（アエラ 2012/08/13）

上の（205）－（207）の例文は、典型的な仮定条件文である。前件が未成立の最低条件であり、後件も未成立の事態である。後件には、「～つもりです」という意志モダリティ、「～ていい」という許可モダリティ、そして、「～済む」という辞書形の断定モダリティを用いることができる。

また、最低条件の「レバ」形式の反事実条件文は以下の(208)通りである。

- (208) 不景気で親の遺産をあてにする人が増える一方、兄弟で配分を争ったり、連絡が取れない親族がいて手続きが長引いたり……。『遺言さえあれば、簡単に解決するのに』。
(朝日新聞 2012/10/27)

このように前件が最低条件を表すものは一般的に「レバ」形式に現れるが、「タラ」形式にも現れることは可能である。「レバ」形式と同様、前件が最低条件を表す「タラ」形式は、典型的仮定条件文と反事実条件文で用いられる。

- (209) 無視したり、怒ったりする人は、ほとんどいません。大阪のマナーが悪いとよく言われますが、注意する人さえいたら、かなりよくなるんじゃないでしょうか。
(朝日新聞 1991/05/22)
- (210) JR東の東北工事事務所の藤森伸一所長は「4月7日の最大余震さえなかったら、もっと早く復旧できた」。
(朝日新聞 2012/06/12)

上の(209)は典型的仮定条件文であり、(210)は反事実条件文である。前件の最低条件を表す「タラ」形式の仮定条件文は「レバ」形式より、使用頻度が低い。

以上は、「レバ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティについて考察した結果である。その結果をまとめると次のようになる。

1. 「レバ」形式の仮定条件文の用法に関しては、「ト」形式と「タラ」形式と同様、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が現れる。「レバ」形式の述語が否定形になると、反事実条件文はより成立しやすくなる。「レバ」形式の反事実条件文では、前件が事実であり、後件が事実と反する事態という反事実条件文のパターンが適用される。それから、「レバ」形式の仮定条件文では、前件が「～さえ～レバ」という構造になる場合、前件の事態は最低条件として捉えられる。この最低条件のことは、「タラ」形式にも同様な用法が存在するが、「レバ」形式の方がよく用いられる。
2. 「レバ」形式の仮定条件文のモダリティに関して、考察した結果は次の通りである。
 - (1) 「レバ」形式の典型的な仮定条件文では、前件の述語の動作性と状態性のことを除けば、「タラ」形式と同様に、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、評価の必要・不必要・許可・不許可モダリティ、認識の断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティ、説明モダリティ、丁寧さモダリティと伝達に関わる終助詞のモダリティを用いることが可能である。そして、収集したデータを調べた結果、「レバ」形式の仮定条件文では、前件の述語が動作性で、後件に行為系のモダリティが現れたのは3例しか見つからなかった。このことから「レバ」形式の仮定条件文では、前件の述語が動作性の場合、基本的に意志を表すモダリティは用いられにくいと考えられる。しかし、交換条件文の場合、願望と許可を表すモダリティを用いることは可能であると考えられる。

(2) 「レバ」形式の既定条件文では、基本的に典型的な仮定条件文のモダリティと同じモダリティが用いられると考える。但し、収集したデータを調べた結果、「レバ」形式の既定条件文には、行為要求の勧めモダリティ、認識の断定と推量モダリティのみ見つかった。

(3) 「レバ」形式の反事実条件文では、通常、評価のモダリティや認識の断定・推量・蓋然性モダリティが用いられる。

以上が「レバ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティの分析の結果をまとめたものである。この結果を表にすると、以下の表 18 のようになる。

表 18 「レバ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

	仮定条件文	主節のモダリティ
1	典型的な仮定条件文	(1) 情報系の叙述・疑問 (2) 行為系の意志・勧誘・行為要求 (3) 評価の必要・不必要・許可・不許可 (4) 認識の断定・推量・蓋然性・証拠性 (5) 説明モダリティ (6) 伝達の丁寧さと伝達態度（終助詞）
2	既定条件文	(1) 行為要求の勧め (2) 認識の断定と推量
3	反事実条件文	(1) 評価のモダリティ (2) 認識の断定・推量・蓋然性モダリティ

(筆者作成)

2.2.4 「ナラ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

1.3.の節で説明したように、久野（1973）をはじめ、先行研究は「ナラ」形式の重要なキーワードとして判断表現を挙げている。話し手は相手から話題・情報・状況を受けて、その話題・情報・状況を判断し、自分の立場と持っている知識から意見を述べる。そのため、「ナラ」形式の後件の内容は単なる表現ではなく、判断・意志・命令・要求・提案・評価など、話し手の主観の程度を表す表現を使用する傾向が多く見られる。従って判断発言を表す「ナラ」形式は、一般的に仮定条件文として用いられる。一方で非仮定条件文の用法、特に事実条件文（過去一回限りの出来事）の用法は用いられないというのが、先行研究の中でも最も多い意見である。「ナラ」形式の基本的な流れを図にすると以下のようなになる。

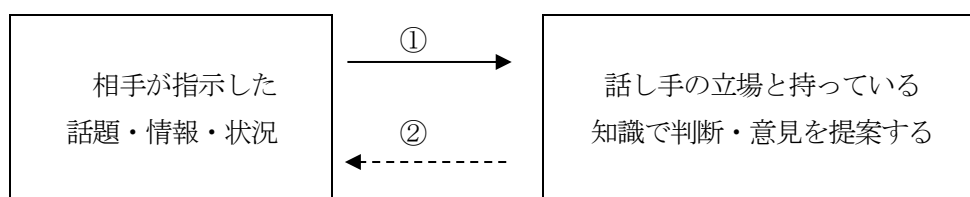


図9 「ナラ」の基本的な流れ

図9を見ると、①の矢印は相手の出された話題・情報・状況を話し手が受け入れ、②の矢印は話し手が持っている知識・経験で判断・意見の提案を意味する。提案を述べる前の話し手の頭の中にはいくつかの選択肢があり、所有している情報や知識を使ってその中から一つ選び、相手に提案として述べる。従って、「ナラ」形式の条件文では前件と後件が論理的に結ばれており、論理的な因果関係を表す文であると言える。「ナラ」形式の仮定条件文では、「ト」、「タラ」、「レバ」と同様に、典型的仮定条件文、既定条件文、反事実条件文という3つの用法が用いられる。以下に、「ナラ」形式の典型的仮定条件文、既定条件文、そして、反事実条件文の用法と主節のモダリティについて、順に分析していく。

まず、「ナラ」形式の典型的仮定条件文である。「ナラ」形式の典型的な仮定条件文は「ト」、「タラ」、「レバ」形式と同様、前件も後件も未成立あるいは未実現の事態である。文の内容は、話し手が将来起こり得ると予想していることである。但し、「ナラ」形式の典型的仮定条件文の前件と後件の時間順序は、「前件 → 後件」だけでなく、「後件 → 前件」という逆の時間順序も可能である。例えば、以下の例文である。

(211) 韓国に来るなら、もっと韓国の歴史を勉強して下さい。 (朝日新聞 2005/02/03)

上の(211)は前件の「韓国に来ること」も後件の「韓国の歴史を勉強すること」も予想した[する]ことであり、未成立の事態である。文の解釈としては「韓国に来る前に、もっと韓国の歴史を勉強するよう要求する」という内容であり、事態の時間順序から見ると、「韓国の歴史を勉強して、韓国に来る」という順序が成り立っているである。この逆時間は「ト」、「タラ」、「レバ」形式には現れない。

「ナラ」形式の典型的な仮定条件文では、情報系の叙述と疑問、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、評価の必要や許可、認識の断定や蓋然性など、様々なモダリティが用いられる。例えば、以下の文章の後件には叙述モダリティが用いられる。

(212) 市が幅広く話し合う場を持つなら県もオブザーバーとして協力できる。

(朝日新聞 2009/02/24)

(213) もし次期政権が対北制裁解除に動くなら、我々は日本政府に決別宣言し、断固闘う。

(アエラ 2007/09/24)

(214) 日本が再侵略戦争を起こすなら、全土が報復打撃の圏内となる。(週刊朝日 2009/06/12)

上の (212) から (214) までの例文は、話し手の側からすると、自身の経験と体験を基に、未来に実現する可能性のある事態を断定的に予測している。但し、聞き手の側からはこれを新たな情報として捉えるので、これらは平常文であり、後件には叙述モダリティが用いられる。典型的な仮定条件文の後件では、様々な疑問のモダリティが用いられる。以下の例文を検討する。

- (215) トキオ君のお父さんは、総合サービス会社の社長です。バブル崩壊後、赤字経営が続き、借金の累積額は六兆円を超えました。もし、あなたが社長なら、経営再建のためにどうしますか。 (朝日新聞 1998/04/14)
- (216) 中学生から「私は宇宙開発を将来やりたいと思っていたが、日本の宇宙開発の将来が暗いなら、遺伝子研究に変えようか」というメールをもらった。(朝日新聞 2003/02/03)

上の (215) と (216) の例文の後件には、「～ますか」と「～ようか」という表現が現れている。この疑問の表現は、話し手が相手あるいは聞き手に対して、答えを要求している。また、以下のように疑問モダリティも用いられる。

- (217) 銀行検査は2～3年に1度だけだ。預金者や投資家は、銀行や企業が3カ月～半年ごとに発表する決算書が頼りなのに、会計士が監査しても後で数字がひっくり返るなら、何を信じればいいのか。 (朝日新聞 2003/12/22)
- (218) 私が知る限り、千葉がA氏からお金を借りたことも覚書を交わしたこともない。第一、A氏からお金の請求を受けたこともありません。契約は02年に結ばれているというのですが、A氏は08年7月までウチの会社で働いていました。もし、本当にそんな契約が存在するなら、なぜ一緒に働いていたときに請求しなかったのでしょうか。 (週刊朝日 2009/04/24)
- (219) 少子化対策あるいは生活支援策であるなら、保育園や幼稚園を増設し、小学校の給食費を無料にすべきではないか。 (朝日新聞 2010/06/18)

上の (217) と (218) の例文は後件に「～のだろうか」と「～のでしょうか」という疑問形が現れることによって、疑いの疑問文になっている。日本語記述文法研究会 (2003: 35) によれば、疑いの疑問文は、話し手にとって不明の点があることだけを表すものであり、聞き手に問いかける機能は持たない。疑いの疑問文には、判断不明、思考過程、疑念の3つの用法がある。(217) のような疑いの疑問文は判断不明の用法であり、(218) の例文は疑念の用法である。一方、(219) の後件には、「～ではないか」という否定疑問文が現れている。「～ではないか」という疑問の表現は、話し手と聞き手が同一の知識状態にある事柄を聞き手に想起させたり、気づかせたりする機能を持っている。

また、「ナラ」典型的な仮定条件文の主節では、「タラ」や「レバ」と同様感嘆モダリティを用いることが可能である。以下がその例文である。

- (220) 自分が音楽に支えられ、背中を押されたように、誰かが私の作る歌を聴いて幸せな気

持ちになってくれたなら、どんなにうれしいことでしょう。 (朝日新聞 2011/09/01)

- (221) 18歳からの空海の軌跡はわからず、「謎の空白時代」と呼ばれているとし、立花さんは書いている。『謎の空白時代』は、空海の青春である。(略)もし、空海の『謎の空白時代』取材して歩くことができたなら、どんなに面白かったろう」平戸島の田浦海岸に立つ空海の碑を見つ、危険な船出は不安だっただろうと、立花さんは続ける。

(週刊朝日 2012/08/31)

上の(220)と(221)例文の主節には、「どんなに～(気持ちを表す形容詞)だろう/でしょう」という形式が現れている。「タラ」形式や「レバ」形式と同様、このような詠嘆を表す疑いの文や驚きを表す文も感嘆文に近い機能を持っているので、感嘆文の周辺と呼ばれている。

次に、「ナラ」形式の典型的な仮定条件文では、行為系のモダリティの意志、勧誘、行為要求の命令、依頼、許可を表すモダリティを用いることが可能である。例えば、以下の例文である。

- (222) 空港でタクシーを拾った。走り出すと運転手は「料金メーターを使わないなら、安くしてあげよう。高速道路の通行料込みで90円でいいよ」と切り出した。(朝日新聞 2005/07/23)

- (223) 私の専門知識が役立つなら、アドバイスはしていくつもりです。(週刊朝日 2005/04/08)

- (224) もう一冊、懐かしく読んだのは、一九九九年の終わりに出た岩波文庫の『降りたく柴の記』でした。本文と同じページに、松村明さんの読みやすい注がついています。皆さんが高校生になってから、新井白石に興味を持たれたなら、すすめたいと思います。

(大江健三郎『「自分の木」の下で』)

- (225) 政権交代で政治主導と言うなら、政策論議をきちんとするためのお手伝いをしたい。

(アエラ 2009/10/26)

- (226) 92年春から中学に通い始めた長女は、いじめに遭った。帰宅する途中に「中国人だ」と言われ、拳で体をたたかれた。校長に訴えたが、全く改善されなかった。「もし、いじめをやめないなら、その子を殺す」。最後には校長にそう言った。(朝日新聞 2006/12/14)

(222) から (226) までの例文の後件(主節)には、「～よう」、「～つもりです」、「～たい」、「～殺す(辞書形の動詞)」という話し手の意志を表す表現が現れている。意志モダリティは、話し手が行為の実行を決定したことを表すものであり、その場合の動作主は当然話し手本人である。また、典型的な仮定条件文では、行為系の勧誘モダリティも用いられる。例えば、以下のような文章がその例である。

- (227) 今後の青木氏の動きについて、岩見氏は、こう続けた。「小泉首相に対して青木氏は、保守政治を守るために役に立つなら使いましょう、というような気持ちではないか。

しかし、政権に無理がきて、小泉首相に降りてもらおうというときは、真っ先に言いだしそうな感じがしますね。」

(週刊朝日 2002/02/22)

- (228) 最新の防衛白書では、そうした「新たな脅威」に備える必要性が強調された。大規模な着上陸侵攻への備えを重視してきた冷戦時代以来の姿勢からの転換である。防衛のための戦略や兵器を時代に合わせて変えることは間違っていない。MDにしても、北

朝鮮への抑止力となり、交渉による核とミサイル問題の解決に役立つのなら、検討に値しよう。(朝日新聞 2003/08/30)

(229) 空港やホテル近くでレンタカーを借りたなら、カウンターで忘れずに地図をもらって、おこう。街の中心部と周辺部が記載された、レンタカー会社がついているオリジナルの地図だ。(アエラ 2005/02/25)

(230) いつも利用するデパートが決まっているなら、そのデパートが実施する積み立てサービスをチェックしよう。(週刊朝日 2008/09/12)

(227) から (230) までの例文は主節に「～ましょう」と「～しよう」という勧誘モダリティが現れていることから、話し手の行為を前提として、聞き手にその行為の実行を誘いかけている文であるといえる。このように勧誘モダリティを担う文は勧誘文と呼ばれている。(227) から (230) までの勧誘文は、いわばグループ型であり、その行為を実行する動作主は話し手と聞き手の両方であると考えられる。話し手と聞き手がグループとして行為を実行する立場にあるものなので、(227) から (230) までの例文は提案を表していると捉えることが可能である。

また、「ナラ」形式の典型的な仮定条件文では、行為要求モダリティがよく用いられる。中でも、命令・依頼・許可など、聞き手に行為を要求するモダリティが用いられる。以下の例文のように主節に命令モダリティが用いられる文章を次にあげる。

(231) 一月三十日夕、衆院を訪れた神戸市議の代表団八人は村山首相と会う前に、土井たか子衆院議長を訪ねた。土井議長は「選挙は延ばすしかない。村山さんに会うなら、そう言いなさい」と助言したという。(朝日新聞 1995/02/09)

(232) 松本さんを誘ってくれた社長は「部下を持つなら、昼間のマンガ喫茶に行ってみろ」とも言った。行ってみると、店内はスーツ姿の若い男性でいっぱい。(アエラ 2008/06/09)

(233) 親は最初「何のために(東京の私立大まで)行くのか」と渋った。国公立より学費が高い上に、一人暮らしの費用もかかる。だが、年末の追い込み時期、遅くまで机に向かう自分の姿に親の態度も和らいでいった。「東京に行くなら、大きいことやってこい」と送り出してくれた。(朝日新聞 2010/01/17)

上の (231) - (233) の例文のように前件に、「～なさい」、「～てみろ」、「～てこい」という命令を表すモダリティが現れる場合、直接的に聞き手に行為を要求しているということである。特に「～しろ」は強制力が強く、高圧的な印象を与えることが多い。

また、命令を表すモダリティ以外では、「ナラ」の典型的な仮定条件文に、依頼を表すモダリティがしばしば見られる。以下はその実例である。

(234) 神国日本は不滅のはずであった。しかし、ある日、突然、戦争は終わった。上官に自決する、と言った。すると上官は諭した。若い君たちは新しい日本をつくってくれ、いま死ぬなら、死んだつもりで新しい日本に命をかけてくれ。(朝日新聞 1999/10/17)

(235) 最近、どうも疲れやすくて仕方がないといった疲労感が続くなら、まず内臓の病気を

チェックしてください。

(週刊朝日 2002/02/22)

(236) 国民に選ばれた政治家なら、もっと精力的に動いてほしい。 (朝日新聞 2009/10/20)

(234) - (236) の例文の後件 (主節) には、「～てくれ」、「～てください」、「～て欲しい」という依頼を表すモダリティが現れている。(234) 例文の後件に「～てくれ」というモダリティが現れるのは、話し手が直接聞き手に依頼している言い方である。但し、「～てくれ」は強制力が強いので、依頼というより命令として捉えられることもある。(235) の「～てください」は「～てくれ」と同じ機能であるが、より丁寧な依頼の述べ方である。また、(236) のように後件に「～てほしい」というモダリティが用いられる場合、話し手がその行為の実現を望んでいるという意味が表されている。

「ナラ」形式の典型的な仮定条件文では、依頼モダリティ以外に許可・勧め・助言を表すモダリティも用いられる。

(237) 大手企業なら担当者に任せっぱなしにする場面だ。しかし、社長自ら腕まくりして黒板に工場の図面を描き、熱っぽく説明した。「カネが要るなら大手に行けばいい。でも、ウチは技術指導をきちんとやる」。この会談が決め手になり、進出の要請がきた。

(朝日新聞 2005/10/18)

(238) 買い手が現れるか、いくら値がつくかは不透明だが、同課は「立地条件が良いので売れる可能性はある。地価が下落傾向なので、売るなら早い方がいい。」と話している。

(朝日新聞 2010/04/20)

(239) 大組織で働いていると、どうしても仕事や上司の愚痴になる。その延長で不満型の転職をすると、ベンチャーでは悲惨な結果になります。経営幹部を目指すなら、目頃から高い視点で仕事や会社を考えることです。

(アエラ 2006/12/11)

(237) - (239) の例文の後件には、「～ばいい」、「～ほうがいい」、「～ことです」という勧め、許可、助言を表すモダリティが現れている。(237) と (238) のように、「～ばいい」と「～ほうがいい」というモダリティが用いられる場合、話し手は後件にある行為を実現すれば望ましいことである、と聞き手に勧めていることになる。そして、(239) の例文の後件では「～ことです」という表現が用いられており、話し手は相手の状態を気にしながら、相手にとって必要だと思われる行為への助言である。

また、許可・勧め・助言のモダリティ以外に、「ナラ」形式では禁止を表すモダリティも用いられる。日本語記述文法研究科 (2003 : 79) によれば、聞き手にその行為をしないことを命令したり、依頼したりするのが禁止文である。禁止文では、文末に動詞の禁止形「～するな」や「～てはいけない」というモダリティが用いられる。その実例が以下のようなものである。

(240) 前田社長は、50年間巨人ファンを続け、「たばこを吸うなら煙を出すな」と公言するほどの嫌煙家 (下)

(週刊朝日 2002/04/26)

(241) 今回も、メキシコでは政府がマスク着用を推奨したが、アメリカではほとんどマスク

姿は見られなかった。「マスクで感染を防ぐなら、顔に完璧にフィットさせ、ずれを直すとときも表面に触ってはいけない。食事などで外すたびに捨てなければいけない。現実、そんなことができますか」。

(朝日新聞 2009/05/23)

上の(240)の「～出すな」というモダリティが聞き手の行為の実行を禁止する形式である。禁止の意味が直接的に表され、強圧的な印象を与える。そして、(241)の「～てはいけない」というモダリティは、その状況においてある行為の実行が不可能だと述べることで、予防的な禁止を表している。

以上の(222)から(241)の例文の主節では、行為要求モダリティの命令・勧誘・依頼・禁止・許可・進め・助言というモダリティが用いられている。そして、「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の主節では、評価と認識のモダリティを用いることも可能である。評価のモダリティの中でも必要・不必要・許可・不許可を表すモダリティがしばしば見られる。認識モダリティからは断定・推量・蓋然性・証拠性を表すモダリティが用いられる。

では、以下にまず評価モダリティを用いる「ナラ」形式の典型的な仮定条件文を説明する。「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の主節では必要・不必要・許可・不許可モダリティが用いられる。必要モダリティでは様々な表現が存在する。例えば、「～といい」、「～たらいい」、「～ばいい」その事態が望ましいものであることを表すモダリティ、「～方がいい」その事態がほかの事態に比べると望ましいものであることを表すモダリティ、「～べきだ」その事態が妥当であるということを表すモダリティ、「～なくてはいいけない」その事態が実現しないことは許されないことを表すモダリティ、そして、「～なければならぬ」、「～ざるを得ない」、「～しかない」その事態が避けられないあるいは必然的なものであるということを表すモダリティが用いられる。以下はその実例である。

- (242) ドアを開けて妻と娘を居間に呼び、揺れが収まるのを待った。消火栓が役立たないなら、井戸水を見直したらいい。
(朝日新聞 1995/01/31)
- (243) 暴力団が座っていたことについてどう思いますか。「暴力団関係者に渡ってしまう恐れがあるなら、そもそも親方が口利きしなければいい。」
(アエラ 2010/06/07)
- (244) 小説は同じテーマを描くなら、短い方がいい。
(朝日新聞 2010/05/24)
- (245) 今後の金融政策は、政府系は民営化を進め、業務の垣根は低くし、ルールをきちんと定め、ディスクロージャーを徹底し、違反には厳しく対処する一方、活動は極力自由にさせるべきだ。転換の過程で万々が、公的資金が要るなら、必要な犠牲と考えるべきだ。
(アエラ 1995/03/20)
- (246) 一方、三菱銀行の首脳は「日本信託の傷がばんそうこうを張るだけで済むならいいが、それでは済まないなら、抜本的なことを検討しなくてはいいけない。まずは、日本信託の人がどう考えているかだ」と距離を置いてみせるが、今後の展開に含みをのぞかせる。
(朝日新聞 1994/06/16)
- (247) 政府は今の税収を手放したくないため、税率維持を盛り込んだ。07年度の期限が来ても増税をやめないなら、政府はその理由をきちんと納税者に説明しなければならぬ。
(朝日新聞 2006/12/07)

- (248) 国民の視線が首相の資質、指導力に及ぶなら、参院選に勝利する最善の方法は、党の顔・首相の交代しかない。 (朝日新聞 2010/06/02)

上の (242) から (248) までの例文の主節には、様々な必要モダリティが用いられる。これらの例文では、従属節（前件）で示されているような、これから起こり得る事態に対する話し手の評価的な捉え方を主節（後件）で表している。必要モダリティ以外に、不必要を表すモダリティも用いることが可能である。不必要を表すモダリティの代表は「～でもいい」という表現モダリティである。「～でもいい」というモダリティは、その事態が実現しなくても許されるということを表す。但し、必要モダリティに比べると、不必要モダリティを用いる例文は少ない。例えば、以下の例文 (249) である。

- (249) 前出の武田さんに保険の見直しポイントを教えてもらった。シングル女性で死亡保障が必要なのはシングルマザーだけ。結婚しても大黒柱にならないなら、プランを変えなくてもいい。 (アエラ 2005/10/24)

以上の (242) から (248) までの例文の主節では必要モダリティ、そして (249) の例文の主節では不必要モダリティが用いられている。また、必要と不必要モダリティ以外に、許可と不許可を表すモダリティも用いられる。例えば、以下の (250) から (252) までの例文の主節では「～でもいい」という許可モダリティが用いられている。

- (250) また、「教師の目が届きにくいと、部活動内ではいじめが起きる危険が大きい。先生が忙しいなら、地域住民に指導を頼んでもいい。」と話している。(朝日新聞 1999/06/09)
- (251) 7年前のあのとき以来、毎日意識している。もし出場できたなら、サッカーを辞めてもいい。 (アエラ 2005/06/13)
- (252) 北朝鮮であんなにしんどい生活を送っていた拉致被害者が、帰国後に十分報われているのか、と私は問いかけたい。拉致被害者は北朝鮮政府に対し、失われた年月を償うよう賠償請求すべきだと思う。北朝鮮が賠償しないなら、まず日本が肩代わりしてもいい。 (週刊朝日 2013/02/22)

上の (250) - (252) の例文は、主節（後件）の事態の実現を許すと認める意志を、表している。従って、これらの例文は勧めを表す文であるという捉え方もできる。許可モダリティの他は、不許可あるいは非許容を表すモダリティも用いられる。不許可・非許容を表す代表的なモダリティは「～てはいけない」というものである。「～てはいけない」というモダリティで表すことによって、主節（後件）の事態に対して、その実現が許容できないという意味内容の文になる。これは禁止文として捉えることもできる。その実例は以下の (253) と (254) の例文である。

- (253) 今回も、メキシコでは政府がマスク着用を推奨したが、アメリカではほとんどマスク姿は見られなかった。マスクで感染を防ぐなら、顔に完璧にフィットさせ、ずれを直

ずときも表面に触ってはいけない。食事などで外すたびに捨てなければいけない。 現実に、そんなことができますか。(朝日新聞 2009/05/23)

- (254) 38度以上の熱があり、せきやのどの痛みなどがある場合は、24時間以内にかかりつけ医や急病診療所を受診するよう勧めます。夜発症したなら翌朝受診することです。金曜の夜に発症したなら、月曜の朝まで待つてはいけません。(朝日新聞 2009/12/26)

以上の(242)－(248)の例文には必要モダリティ、(249)の例文には不必要モダリティ、(250)－(252)例文には許可モダリティ、(253)と(254)の例文には不許可・非許容のモダリティが現れている。これらのモダリティは評価モダリティ類と呼ばれる。「ナラ」形式の典型的な仮定条件文には、評価モダリティ以外に認識のモダリティも現れることがある。

「ナラ」形式の典型的な仮定条件文には、様々な認識のモダリティ類が用いられる。中でも断定・推量・蓋然性・証拠性というモダリティを用いることが可能である。まず、以下の(255)から(258)までの例文では、断定を表すモダリティが用いられている。前述のように、断定のモダリティは、話し手は自分の経験・知識による認識を基に、将来に起こるであろう事態に確信を持っている。断定のモダリティが用いられる文は平常文である。従って、「ト」、「タラ」、「レバ」形式と同様、以下の例文は、話し手の側から見ると、断定として捉えられるが、相手あるいは聞き手の側からは情報の叙述文と捉えることも可能である。

- (255) もし政府が拉致問題を安易に切り捨て国交を急ぐなら、それは国が、国民の安全保護という最低限の義務さえ放棄したことになる。(アエラ 2004/07/05)
- (256) (北朝鮮が第2段階の義務を果たさない場合) 米国は他の6者協議の参加国と対応を協議する。制裁措置は単独ではなく、複数の国が参加することになる。ただ、北朝鮮はすでに多くの制裁を受けている。もし、彼らが合意通りに動かないなら、さらなる孤立を招くだけだ。(朝日新聞 2008/07/03)
- (257) 東大は多様な学生を集めるという目標を掲げていますが、最近首都圏出身の学生が多数を占めて“関東ローカル化”し、出身校も私立の中高一貫校に偏っている。全国から学生を集められないなら、グローバル化どころではありません。推薦入試は、こうした事態を打開する学内活性化策のひとつでしょう。(週刊朝日 2013/03/29)
- (258) 迎撃ミサイルを同一目標に連続発射する『サルボー発射』や、SM3とPAC3の組み合わせなどで、命中率はさらに高まります。仮に1発目が9割の命中率で、2発目も9割なら、合わせて99%の命中率です。(週刊朝日 2013/03/01)

上の(255)－(258)の例文の主節には断定のモダリティが用いられている。また、以下の(259)と(260)の例文には推量を表すモダリティが用いられる。推量モダリティの代表的な表現は「～だろう」である。「～だろう」という表現は、話し手の想像や思考を表すものである。

- (259) 慶応大教授の榊原英資氏「1ドル＝102～103円で止まるなら、日本経済は壊滅的な打撃を受けないだろう。心配なのは米政権が大統領選目当てのドル安政策に走る

- ないかだ。火遊びのつもりが大火事になる恐れがある」 (朝日新聞 2003/10/13)
 (260) 鳩山首相が就活学生なら、模範的な優等生だろう。 (朝日新聞 2010/05/26)

以上の断定、推量のモダリティの他にも、「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の主節には、蓋然性モダリティがよく用いられる。それが以下の例文である。

- (261) 医療費支援など子育て環境の整備にお金を使うべきだ。地域主権を国是にやるなら、憲法の補強が必要かもしれない。 (朝日新聞 2010/05/13)
 (262) 新潟県教委の幹部は「来年以降も推薦入試の受験者が減るなら、特色化選抜など何らかの対応が必要になる可能性もある」と話す。 (朝日新聞 2009/05/23)
 (263) 「分社化対象業務に就いている人が本体採用にこだわるなら、勤務地や職種の転換は当然ありうる」 (NTT 広報) (週刊朝日 2001/08/31)
 (264) 政府に「安全確保への配慮」を義務づけたイラク復興支援特措法が想定したイラクの現状は、7月の制定当時から大きく変貌(へんぼう)した。その現実に目を向けず、「対米配慮」だけで自衛隊派遣を急ぐなら、今回の悲劇が繰り返されかねない。 (朝日新聞 2003/12/01)
 (265) もし、九響がいまひとときわ高いアンサンブルでブルックナーの演奏に臨んだなら、ボッセはあの瞑想の中に、ドイツ的な神秘感をより深くデリケートに描き出したにちがいない。 (朝日新聞 2001/09/20)
 (266) カット済みの野菜もおすすめしません。加工をした瞬間から栄養素の流出や酵素などの酸化が始まっています。できるだけ新鮮な野菜を選びましょう。ミキサーで野菜ジュースを作るくらいなら、忙しくても料理が苦手でもできるはずです。 (週刊朝日 2013/03/15)

上の(261) - (266)の例文の主節には、様々な蓋然性のモダリティが現れている。(261) - (263)の例文のように、「～かもしれない」、「～可能性もある」、「～ありうる」という蓋然性のモダリティが用いられている場合、話し手は将来その事態を実現する可能性があることを認識している。また、(264)の例文のように、「～かねない」というモダリティが用いられる場合、話し手は未来に望ましくない事態が起こり得るということを認識している。さらに、(265)と(266)の例文のように主節で、「～にちがいない」と「～はず」が用いられる場合、話し手は何らかの根拠に基づいて、後件の事態が実現することを確信している。前述のように「～に違いない」は、対象になる事態について、その実現がほぼ確信できる状況にあることを示す表現形式である。「～に違いない」は客観や推察の結果、導かれる判断でもある。そして、「～はず」というモダリティは「～に違いない」と似た性質を持っている。「～はずだ」は、基本的に、何らかの根拠によって、話し手がその事柄の成立・存在を当然視していることを表す。つまり、蓋然性のモダリティの中で「～にちがいない」と「～はず」というモダリティは、実現する確率ももっとも高い表現であると言える。

また、「ナラ」形式の典型的な仮定条件文では、「ト」・「タラ」・「レバ」と同様に証拠性を表すモダリティも用いることができる。それが以下の例文である。

- (267) 厚い灰に覆われた農地を復活させようと、地元の人たちは、ほぼ場整備事業の準備を進める。普賢岳が静かなら、来秋にも着工する地区がありそうだ。(朝日新聞 1994/11/17)
- (268) 民主は政治資金規正法を改正し、その3年後に企業・団体献金を廃止するとしている。経済界の中にはむしろ「献金をやめる絶好の機会」と賛同する声も出始めた。法律が変わるなら、自民の恨みを買わずに済むとの判断もありそうだ。(朝日新聞 2009/09/17)

(267) と (268) の例文では、「～そう」という証拠性モダリティが用いられている。「～そう」は、何らかの根拠に基づいて、話し手が起こり得る事態を予想していることを示すモダリティである。

以上の検証により、認識のモダリティの内、(255) - (258) の断定のモダリティ、(259) と (260) の推量モダリティ、(261) - (266) の蓋然性モダリティ、(267) と (268) の証拠性モダリティが「ナラ」形式の典型的な仮定条件文では用いられていることが確認できた。

また、「ナラ」形式の典型的な仮定条件文では、「ト」・「タラ」・「レバ」と同様に説明のモダリティを用いることもできる。説明のモダリティには「～わけだ」、「～のだ」、「～からだ」というモダリティがある。説明のモダリティの役割は、主に聞き手に納得させることである。従って、説明モダリティを用いた文は、前件と後件の間の論理性が高い文になる。以下はその実例である。

- (269) 米国は欧州への影響力を弱めないためNATOの役割維持を狙い、CSCEの安全保障機能を強めていくことに消極的とみられているが、そういう見方は正しくない。米国は75年の創設以来、最も熱心にCSCEを推進させてきた国だ。欧州が望まないなら、米軍が欧州に駐留することはできないわけで、米国がNATO維持のためにCSCEに反対しているという意見はおかしい。(朝日新聞 1990/10/12)
- (270) 国、動燃と北海道の綱引きを注視しているのが青森県六ヶ所村だ。同村の再処理工場や貯蔵施設は、すでに科技庁が安全審査に入っており、幌延町の貯蔵工学センター計画が進まないなら、処分のめどがつかないままガラス固化体を造り、貯蔵することになるからだ。(朝日新聞 1990/11/27)
- (271) 選挙で選ばれた人は、女性問題で辞めさせるべきではない、ということだ。もしそれがなりたつなら、謀略的に女性を仕向けて失脚させる手が生まれるからだ。(週刊朝日 2013/04/05)

上の(269)の主節では、「～わけだ」が用いられている。このような場合は、前件の内容を基に、論理性のある帰結や結果が提示されている。そして(270)と(271)の例文のように主節に「～から」という説明モダリティが用いられる場合、話し手が聞き手に、前件の事態が実現することによって、後件も実現するという強い因果関係を説明して、話し手が聞き手に納得させるための工夫である。

最後に、「ナラ」形式の典型的な仮定条件文では、「ト」、「タラ」、「レバ」と同じように伝達のモダリティの内、丁寧モダリティと伝達態度のモダリティも用いることができる。例えば、以下の(272)と(273)の例文には、「～ます」と「～ました」という丁寧な表現が用いられる。

- (272) 今後も改革路線の停滞が続くなら、日本株は長期間低迷して、日経平均の1万4千円割れもあり得ます。 (週刊朝日 2007/09/28)
- (273) イチゴは生では酸っぱく、虫にかじられた状態の物も多いですが、果物の酸っぱさはクエン酸で、疲労回復などに良いとのこと。酸っぱいイチゴでも体に良いならありがたいと思うようになりました。 (朝日新聞 2010/05/30)

日本語記述文法研究会 (2003 : 235) によれば、丁寧さモダリティは、聞き手や発話状況に応じたスタイルの使い分けをするという機能がある。丁寧さモダリティの次は、以下のように伝達態度の伝達に関わるモダリティ (終助詞) と確認を表すモダリティを用いる例文も見られる。

- (274) 隣のぼうやが月を歩く時が来たなら、あなたが望む通りしてあげるわ。 (朝日新聞 1996/04/05)
- (275) 2千万円支払わないなら、この先仕事はできないぞ。 (朝日新聞 2005/02/03)
- (276) だから調査に入る前に、修正しようと、2年前からいつてきた。ぼくらのいうことを聞かないなら、公有水面埋め立ての許可を出しませんよ、と警告してきた。 (朝日新聞 2008/05/16)
- (277) 今春、尾道に住む小学生らを鞆の浦に連れて行ったら、「橋ができたなら魚はどうなるの？魚が元気にならないなら、僕たち食べる資格ないよね」と心配していた。 (朝日新聞 2009/10/01)

上の (274) - (277) の例文では、伝達に関わるモダリティ (終助詞) を用いる。(274) の主節の「～わ」というモダリティは、日本語記述文法研究会 (2003 : 252) によれば、その発話が話し手の個人的な感情や考えであることを表す伝達機能を持っている。「～わ」は、主に女性によって用いられる。また、(275) と (276) の「～ぞ」と「～よ」は一般的に話し手が聞き手に対してあまりよくないことが起こり得るといふ忠告あるいは脅しをするという役割がある。また、(277) の「～よね」は認識モダリティであり、話し手より聞き手の方が優位にある認識を示すことで確認を求めるものである。必ずや聞き手に受け入れられるであろうという話し手側の認識を表している。

また、「ナラ」形式の典型的な仮定条件文には、前件の事態が避けられない出来事を予想する発言も用いられる。この用法は一般に「ナラ」形式しか用いられない。それが以下の例文である。

- (278) 親からいわれるまでもなく、娘自身も、「どうしても来るというのなら、塾のない日にして」と、その子に言い渡したことがあったらしい。すると、報復が始まったのだという。 (アエラ 1998/12/07)
- (279) 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわないなら、せめてチームの役立ちたい。 (朝日新聞 2009/07/29)
- (280) 「もともと野望はなかったので、日銀への失望感はない。面白い仕事をやらせてもらった。だが、将来の仕事は、ほぼ想像がつく。どうせ一回しかない人生なら、別の世界

を見てみたい、と思った。いまのほうが仕事のストレスを感じない」と中村さん。

(アエラ 1998/09/14)

(281) いますぐ経営が行き詰まる危険水域ではないが、どうせ預金するなら、「いい銀行」と納得できるところにしたいものだ。(朝日新聞 2009/12/11)

(282) 余震のたびに空間は狭まり、ガスのにおいが立ちこめて絶望的な気分になった。「どうせ死ぬなら、即死した方がましだった」と考えた。助け出された瞬間を「上から光が差し込んだ瞬間、生きているという喜びがわきあがった」と振り返る。(朝日新聞 2006/12/21)

上の (278) - (282) の例文を分析すると、前件 (条件節) は「どうしても～なら」あるいは「どうせ～なら」という独特な形であり、その事態が避けられないか、あるいは最悪な状況が予想されている。この場合、前件の事態は未実現の事態であり、後件も同様である。従って、この用法は典型的な仮定条件文であると言える。

以上は、「ナラ」形式の典型的な仮定条件文とその主節に表すモダリティの説明である。次に、「ナラ」形式の仮定条件文では、既定条件文の用法を用いることを確認していく。「ト」、「タラ」、「レバ」形式と同じように、「ナラ」形式の既定条件文では、前件はすでに実現した事態であるが、後件は未実現の事態である。そして、前件の文頭には指示詞が用いられることが多い。その実例が以下である。

(283) だが、投資家の反応は冷たかった。上場前に回った銀行や生命保険など機関投資家二十五社は、「そんな大規模投資は無理」という反応が大半。株主のベンチャーキャピタルも「上場後に株を売る」と通告してきた。「こんなに安いならばくが全株買いたいぐらい。漫画古本市場の将来性を理解してもらうのは難しい」まんだらけだけではない。

(アエラ 2000/09/04)

(284) この歌を合唱することになった時に、その練習時間に歌詞を思いついた。公害が話題になっていた頃だ。隣の友人に歌って聴かせたところ、笑いが止まらなくなった。2人で笑っていたら先生に見つかった。先生は怒った。「そんなに面白いなら、明日までに一番を全部書き換えてきなさい!」と。(朝日新聞 2007/08/29)

(285) 東京スカイツリーでもこんなサービスが出来たなら、100歳の私が天空を舞う写真をぜひ撮影し、100歳記念の祝いに飾ろうと思います。(朝日新聞 2010/06/12)

(286) 生協で書籍担当になったのは07年。この年に早速、「せっかく弘前大に入ったなら、地元出身の太宰のことをもっと知ってほしい」と学生たちに呼びかけ、五所川原市の太宰治記念館「斜陽館」へのバスツアーを企画した。(朝日新聞 2009/03/15)

(287) これまで撮りだめてきた博多の海の生き物の写真展を開いている。カメラ目線の魚たち。表情の豊かさや自然の美しさにこだわった。「そうか。こんなにきれいなら、自然を守らなくては。見た人にそう感じてほしい」(朝日新聞 1999/06/19)

(288) 食わず、語らず。こんな根性があるなら別の生き方もあったのではなかったか。

(アエラ 2009/11/30)

(289) 二人のなれそめはイエール大学院の図書館。しきりにヒラリーを見るビル・クリント

ンに対して、「そんなふうにこっちはかり見ているなら、知り合いになったほうが早道よ。」
(週刊朝日 2009/02/27)

- (290) この日は、長男の死体を遺棄した事件が審理され、検察側は冒頭陳述で、耕司被告が長男殺害後、「こんなに簡単に死ぬなら、もっと本気で殴っとけばよかった」と話したことを明らかにし、犯行の残虐性を強調した。
(朝日新聞 2004/11/23)

上の(283) - (290)の例文では、前件は既に実現した事態であり、文頭には指示詞が現れている。後件は未実現・未成立の事態であり、様々なモダリティが用いられている。例えば、(283)の主節には「～たい」という意志モダリティ、(284)と(285)の主節には「～なさい」と「～ろう」という命令モダリティ、(286)の主節には「(～てほしい)」という依頼モダリティ、(287)の主節には「～では(いけない)」という必要モダリティ、(288)の主節には「～ではなかったか」という疑問モダリティ、(289)の主節には「～よ」という伝達に関わるモダリティ、そして、(290)の主節には断定モダリティが現れている。この事実に基づくと、「ナラ」形式の既定条件文では、典型的な仮定条件文に現れるモダリティが用いられていると考えられる。

最後は、「ナラ」形式の仮定条件文では反事実条件文を表す用法も確認できる。以下の例文を検討する。

- (291) 北朝鮮側は、この秘密接触と社会、自民両党との交渉をうまく使い分け、実力者、金丸氏を引き出し、「戦後の償い」という予想以上の譲歩を取り付けた。政党関係者は政府間接触を全く知らされず、北の態度の急変に時折戸惑いを見せていたが、もしこの舞台裏の接触がなかったなら、日朝関係はこんな急進展はなかったろう。(アエラ 1990/12/11)
- (292) そんな思いのする一方で、最近の犯罪では、防犯カメラの果たす役割が無視出来ないところまで来ているのも事実である。長崎の幼児殺害事件も、もし防犯カメラがなかったなら、こんなに早くは解決しなかったろう。(朝日新聞 2003/08/22)
- (293) 戦後60年の節目にあたる05年。71歳の誕生日を迎えて、美智子さまはこう語っている。「沖縄の学童疎開の児童たちも、無事であったなら、今は古希を迎えた頃でしょう。遺族にとり、長く、重い年月であったと思います」(朝日新聞 2009/10/16)
- (294) コクマルガラスには襟首と腹が白い淡色型がある。烏山町にいた白いハシボソガラスはほかのガラスにいじめられた。もしコクマルガラスの淡色型だけが渡って来たなら、いじめにあっていたかもしれない。(朝日新聞 2002/03/02)
- (295) もし「W杯」という共同目標がなかったなら、両国関係はさらに大きな窮地に陥ったに違いない。(朝日新聞 2002/07/02)
- (296) 医学博士で医療ジャーナリストの中原英臣氏はこう見る。「本当にインフルエンザワクチンに効果があるなら、日本脳炎やポリオのように今ごろほとんど患者が発生しなくなったはずだ。当たればいいが、外れたらまったく効果がない天気予報みたいなもの。それより副作用の指摘はあるが、症状が出たらすぐタミフルを飲むほうが効果はある」
(週刊朝日 2007/12/14)
- (297) 前出のJALのOBは話す。もしこの報告書が生かされていたなら、今回のような危機には陥らなかったのではないかと。(週刊朝日 2009/12/18)

以上の(291)－(297)の例文を見ると、前件の事態も後件の事態も事実と反することを予想されている文である。また、「ナラ」形式の反事実条件文の後件では、一般に認識のモダリティが用いられる。例えば、(291)－(293)の例文では、「～だろう」と「～でしょう」という推量モダリティ、(294)－(296)の例文では、「～かもしれない」、「～にちがいない」、「～はずだ」という蓋然性のモダリティ、(297)の例文では、「～のではないか」という疑問モダリティが用いられている。これらの例文は、前件も後件も事実と反する反事実条件文であり、「タラ」と「レバ」の形式にも存在する仮定条件文である。但し、蓮沼ら(2001:66)によれば、「ナラ」形式の反事実条件文では、前件が事実を表し、後件が事実と反することを表していると言う。例えば、以下の例文を見てみよう。

(298) お金が要るなら銀行から借りればいいのか。 (朝日新聞 1994/03/01)

(299) 男のアパートからは、大量の株式投資の本や、株価の動きを記したメモが見つかった。
「これだけ勉強したなら、自分で株で稼げばいいのか。」と捜査員も苦笑い。

(朝日新聞 2009/05/30)

上の(298)と(299)の前件「お金が要ること」と「勉強したこと」は事実である。しかし、後件の「銀行から借りること」、「自分で株で稼ぐこと」は事実と反する未実現・未成立の事態である。従って、「ナラ」形式の反事実条件文の用法は、「レバ」や「タラ」と違い、前件の事態が事実であることが可能であると言える。これは「ナラ」形式の特徴である。

以上が、「ナラ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティについて考察した結果である。その結果をまとめると次の通りである。

1. 「ナラ」形式の仮定条件文の用法に関しては、「ト」・「タラ」・「レバ」形式と同様、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が現れる。「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の用法は「ト」・「タラ」・「レバ」形式とほぼ同じである。但し、「ナラ」の典型的な仮定条件文には、前件の事態が避けられないか、あるいは最悪な状況が予想される事態であるという、「ナラ」形式独特の形式が現れる。さらに、「ナラ」形式の反事実条件文には、前件が事実であり、後件が事実と反する事態という反事実条件文のパターンも存在している。
2. 「ナラ」形式の仮定条件文のモダリティに関して、考察した結果は次のようである。
 - (1) 「ナラ」形式の典型的な仮定条件文では「タラ」は「レバ」と同じように、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、評価の必要・不必要・許可・不許可、認識の断定・推量・蓋然性・証拠性、説明モダリティ、丁寧さモダリティ、伝達に関わる終助詞のモダリティまで用いることが可能である。
 - (2) 「ナラ」形式の既定条件文では、基本的に典型的な仮定条件文のモダリティと同じモダリティが用いられると考える。収集したデータを調べた結果、「タラ」形式の既定条件文では、意志・命令・依頼のモダリティ、疑問のモダリティ、評価の必要モダリティ、伝達モダリティ(終助詞)が用いられる。
 - (3) 「ナラ」形式の反事実条件文では、「タラ」や「レバ」形式と同様に、一般に評価モダリティ、認識のモダリティの断定・推量・蓋然性というモダリティが用いられる。

上は「ナラ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティの分析の結果をまとめたものである。この結果を表で表すと以下の表 19 のようになる。

表 19 「ナラ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

	仮定条件文	主節のモダリティ
1	典型的な仮定条件文	(1) 情報系の叙述・疑問 (2) 行為系の意志・勧誘・行為要求 (3) 評価の必要・不必要・許可・不許可 (4) 認識の断定・推量・蓋然性・証拠性 (5) 説明モダリティ (6) 伝達の丁寧と伝達に関わるモダリティ
2	既定条件文	(1) 情報系の疑問モダリティ (2) 行為系の意志・命令・依頼モダリティ (3) 評価の必要モダリティ (4) 認識の断定・蓋然性モダリティ
3	反事実条件文	(1) 疑問モダリティ (2) 評価モダリティ (3) 認識の断定・推量・蓋然性のモダリティ

(筆者作成)

2.2.5 日本語の典型的な条件形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティのまとめ

以下は、「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティについてまとめたものである。

1. 用法に関しては、それぞれ 2.2.1 の「ト」、2.2.2 の「タラ」、2.2.3 の「レバ」、2.2.4 「ナラ」の仮定条件について分析により、これらの4つの形式では、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が用いられるということが分かった。但し、既定条件文の用法に関しては、他の形式に比べて、「ナラ」形式で最も表される。また、反事実条件文の用法に関しては、「タラ」、「レバ」、「ナラ」形式では確実に用いられるが、「ト」形式では、現れにくいと考えられる。収集したデータを調べると、「ト」形式の反事実条件文と思われる例文が3件(0.1%)しか見つかからない。「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」の仮定条件文の用法を以下にまとめてみた。

- (1) 「ト」形式の仮定条件文の用法に関しては、典型的仮定条件文と既定条件文と反事実条件文という3つが用いられる。例文の数から見ると、典型的仮定条件文の数が一番多い。既定条件文と反事実条件文の数は非常に少ない。特に、反事実条件文と思われるものは3つしかない。やはり、「ト」形式は反事実条件文という用法が全く用いられないというわけではなく、用いられにくいと考える方が適切であろう。
- (2) 「タラ」形式の仮定条件文に関しては、典型的仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が

用いられる。収集したデータから見ると、仮定条件文の中では、典型的仮定条件文の例文が一番多い (81.7%)。但し、「タラ」形式の条件文の前件の述語が否定形 (否定形+タラの形→「～なかったら、」) の場合は、反事実条件文の用法がよく現れる。「タラ」形式の仮定条件文では、既定条件文の数が一番少ない。

- (3) 「レバ」形式の仮定条件文の用法に関して、「ト」形式や「タラ」形式と同様、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が現れる。「レバ」形式の述語が否定形になると、反事実条件文はより成立しやすくなる。「レバ」形式の反事実条件文では、前件は事実だが、後件が事実と反する事態という反事実条件文のパターンが用いられる。さらに前件が「～さえ～れば」という構造になる場合、前件の事態は最低条件として捉えられる。この最低条件の用法については、「タラ」形式と同様の用法が存在するが、「レバ」形式においてより多く用いられる。
- (4) 「ナラ」形式の仮定条件文の用法に関しては、「ト」・「タラ」・「レバ」形式と同様、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が現れる。「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の用法は「ト」・「タラ」・「レバ」形式とほぼ同じである。但し、前件の事態が避けられない事態が予想される事態であるという「ナラ」形式の独特な形式も現れることがある。さらに、「ナラ」形式の反事実条件文には、前件は事実だが、後件が事実と反する事態という反事実条件文のパターンが存在している。

上の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の仮定条件文の用法を表でまとめると、以下の表のようになる。

表 20 「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」形式の仮定条件文の用法

仮定条件文		前件の事態	ト	タラ	レバ	ナラ
典型的な仮定条件文	1	前件が未成立事態	○	○	○	○
	2	前件が最低条件を表す	×	○	○	×
	3	前件が避けられない事態	×	△	△	○
既定条件文	4	前件が実現した事態	○	○	○	○
反事実条件文	5	前件が反事実	○	○	○	○
	6	前件が事実	×	△	△	○

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

上の仮定条件文の用法について分析した結果と表 20 を見ると、典型的な仮定条件文の前件が未実現・未成立の事態である「前件 (未実現・未成立) - 後件 (未実現・未成立)」であるものは「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式のすべてにおいて存在している。しかし、「前件 (最低条件を表す) - 後件 (未実現・未成立)」のものは、「レバ」と「タラ」形式しか用いられておらず、その中でも特に「レバ」形式が用いられる。例えば、以下の例文を検討する。

- (300) a. NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあれば、すぐにでもやめるつもりですよ。 (週刊朝日 2007/12/21)
- b. ○ NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあつたら、すぐにでもやめるつもりですよ。
- c. ?? NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあると、すぐにでもやめるつもりですよ。
- d. ?? NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあるなら、すぐにでもやめるつもりですよ。

(300) b—(300) d の例文は、元の文が (300) a の「レバ」形式であり、(300) b の「タラ」に置き替えられる。しかし、(300) c の「ト」と (300) d の「ナラ」に置き替えると不自然な文になる。また、典型的な仮定条件文の「前件 (避けられない事態) — 後件 (未実現・未成立)」のものは、一般に「ナラ」形式が用いられる。例えば、以下の例文を検討する。

- (301) a. 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわないなら、せめてチームの役に立ちたい。 (朝日新聞 2009/07/29)
- b. ○ 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわなかつたら、せめてチームの役に立ちたい。
- c. ○ 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわなければ、せめてチームの役に立ちたい。
- d. ?? 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわないと、せめてチームの役に立ちたい。

(301) b—(301) d の例文は、元の文が (301) a の「ナラ」形式である。(301) a の「ナラ」形式は、(301) d の「ト」に置き替えると不自然な文になる。但し、(301) b の「タラ」と (301) c の「レバ」に置き換えると可能であるが、やや不自然な文になる。この現象については単なる用法の観点から判断するものではなく、主節のモダリティも重要なポイントであると考えられる。

また、仮定条件文の既定条件文の用法に関しては、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式でも用いられる。さらに、仮定条件文の反事実条件文に関しては、「前件 (反事実) — 前件 (反事実)」という構成の文には、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式が用いられる。しかし、「前件 (事実) — 後件 (反事実)」という反事実条件文の構成の場合は、一般に「ナラ」形式が用いられるが、本研究で分析した結果「レバ」と「タラ」の形式を用いることも可能であることが分かった。以下の例文を検討する。

- (302) a. 男のアパートからは、大量の株式投資の本や、株価の動きを記したメモが見つかった。「これだけ勉強したなら、自分で株で稼げばいいのに」と捜査員も苦笑い。 (朝日新聞 2009/05/30)
- b. ○ 男のアパートからは、大量の株式投資の本や、株価の動きを記したメモが見つかった。「これだけ勉強したら、自分で株で稼げばいいのに」と捜査員も苦笑い。

- c. ○ 男のアパートからは、大量の株式投資の本や、株価の動きを記したメモが見つかった。「これだけ勉強すれば、自分で株で稼げばいいのに」と捜査員も苦笑い。
- d. ?? 男のアパートからは、大量の株式投資の本や、株価の動きを記したメモが見つかった。「これだけ勉強すると、自分で株で稼げばいいのに」と捜査員も苦笑い。

(302) b— (302) d の例文は、元の文が (302) a の「ナラ」形式である。これを (302) d の「ト」に置き替えると不自然な文になる。しかし、(302) b の「タラ」、(302) c 「レバ」に置き換えられると考える。

2. モダリティに関して、2.2.1. の「ト」、2.2.2. の「タラ」、2.2.3 の「レバ」、2.2.4. 「ナラ」の仮定条件文の主節のモダリティについて分析した結果を、以下のようにまとめる。

- (1) 「ト」形式の典型的な仮定条件文では、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志モダリティ、評価と認識のモダリティ、説明モダリティ、伝達態度の丁寧さと終助詞モダリティというモダリティが用いられる。意志モダリティが現れている点について、これは先行研究の結論と矛盾した結果であると言える。但し、「～たい」と「～てほしい」という形しか用いられないこと、さらに、実例の数も非常に少ないということが分かっている。「ト」形式の典型的な仮定条件文には、勧誘・命令・依頼・許可・禁止、行為要求あるいは聞き手に働きかけを表すモダリティなどが用いられない。従って、「ト」形式の仮定条件文では、行為系のモダリティが全く用いられないということではないが、用いられにくい、又は用いられないということが言える。また、既定条件文の「ト」形式のモダリティについては、基本的に典型的な仮定条件文と同じモダリティを用いることが可能であると考えられる。なお、「ト」形式の反事実条件文では、評価モダリティが用いられる。
- (2) 「タラ」形式の典型的な仮定条件文では、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志、勧誘、行為要求モダリティ、評価と認識のモダリティ、説明モダリティ、伝達態度の丁寧さと終助詞モダリティまで用いることが可能である。そのために、「タラ」形式の典型的な仮定条件文の使用範囲は広く、丁寧な言い方から忠告または脅しまで用いられる。また、「タラ」形式の既定条件文では、基本的に典型的な仮定条件文のモダリティと同じモダリティが用いられる。最後に「タラ」形式の反事実条件文では、一般に評価モダリティや認識のモダリティの断定・推量・蓋然性というモダリティが用いられる。
- (3) 「レバ」形式の典型的な仮定条件文では、前件の述語の動作性と状態性のことを除けば、「タラ」形式と同様に、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、評価と認識のモダリティ、説明モダリティ、伝達態度の丁寧さと終助詞モダリティまで用いることが可能である。そして、収集したデータを調べた結果、「レバ」形式の仮定条件文では、前件の述語が動作性の場合、後件に行為系のモダリティが現れる例文は3件しか見つからなかった。つまり「レバ」形式の仮定条件文では、前件の述語が動作性の場合、基本的に意志を表すモダリティは用いられにくいと考えられる。しかし、交換条件文の場合、願望と許可を表すモダリティを用いることは可能である。ま

た「レバ」形式の既定条件文では、基本的に典型的な仮定条件文のモダリティと同じモダリティが用いられると考える。なお「レバ」反事実条件文では、一般に評価モダリティや認識のモダリティの断定・推量・蓋然性というモダリティが用いられている。

- (4) 「ナラ」形式の典型的な仮定条件文では、「タラ」は「レバ」と同様、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、評価と認識のモダリティ、説明モダリティ、伝達態度の丁寧さと終助詞モダリティまで用いることが可能である。また、「ナラ」形式の既定条件文では、基本的に典型的な仮定条件文のモダリティと同じモダリティが用いられると考えられる。なお「ナラ」形式の反事実条件文では、「タラ」と「レバ」形式と同様、一般に評価モダリティや認識のモダリティの断定・推量・蓋然性というモダリティが用いられる。

上記をまとめ表にすると、以下のようになる。

表 21 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の
典型的な仮定条件文の主節のモダリティについて分析した結果

		モダリティ				形式			
						ト	タラ	レバ ³⁴	ナラ
I	表現類型	1	情報系	a	叙述	○	○	○	○
				b	疑問	○	○	○	○
		2	行為系	a	意志	△	○	○	○
				b	勧誘	×	○	○	○
				c	行為要求	×	○	○	○
		3	感嘆			×	○	○	○
II	評価と認識	1	評価	a	必要	○	○	○	○
				b	不必要	○	○	○	○
				c	許可	○	○	○	○
				d	不許可	○	○	○	○
		2	認識	a	断定	○	○	○	○
				b	推量	○	○	○	○
				c	蓋然性	○	○	○	○
				d	証拠性	○	○	○	○
III	説明				「のだ・わけだ」	○	○	○	○
IV	伝達	1	丁寧さ	a	ます形	○	○	○	○
		2	終助詞	b	よ、ぞ、ね等	○	○	○	○

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

³⁴ 「レバ」形式の述語が動作性の場合、意志、勧誘、行為要求のモダリティが用いられにくい、述語が状態性の場合、全てのモダリティを用いることができる。

これまでに分析してきた結果を鑑み、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の仮定条件文の共通点と相違点について、モダリティの観点から考えると、次のことが言える。

共通点については、反事実条件文を除く「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の仮定条件文の主節には、情報系の叙述と疑問のモダリティ、評価の必要・不必要・許可・不許可のモダリティ、認識の断定・推量・蓋然性・証拠性のモダリティ、説明のモダリティ、そして、伝達の丁寧さと終助詞のモダリティを用いることが可能である。従って仮定条件文では「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」それぞれの形式間での置き換えが、理論上は可能であると考えられる。

相違点については、「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の主節にほとんど全てのモダリティの表現を用いることが可能である。但し、「レバ」形式は前件の述語次第である。「レバ」形式の述語が動作性の場合には行為系の意志、勧誘、行為要求モダリティが用いられにくい、述語が状態性の場合には、全てのモダリティを用いることができる。つまり「レバ」形式の仮定条件文は主節のモダリティに関して制約があると言える。また「ト」形式は、「レバ」形式と同様に、制約がある。「ト」形式の仮定条件文では基本的に行為系の意志、勧誘、行為要求のモダリティが用いられない。しかし、本研究で調査した結果、意志の「～たい」、行為要求の依頼の「～してほしい」を用いることが可能であるということが分かった。以下の例文を見てみよう。

- (303) a. 現場に着いたら、船を沈めないことを最優先にしてくれ。 (週刊朝日 2010/04/02)
b. ○ 現場に着くなら、船を沈めないことを最優先にしてくれ。
c. ?? 現場に着けば、船を沈めないことを最優先にしてくれ。
d. ?? 現場に着くと、船を沈めないことを最優先にしてくれ。

上の (303) a－(303) d の例文では、元の文は (303) a 「タラ」形式であり、主節には「～てくれ」という行為要求の命令モダリティが用いられる。この場合、「タラ」は、(303) b のように「ナラ」に置き換えることが可能である。しかし、(303) c の「レバ」や (303) d の「ト」に置き換えると、不自然な文になる。そして、以下の依頼文の場合も同様である。

- (304) a. 韓国に来るなら、もっと韓国の歴史を勉強して下さい。 (朝日新聞 2005/02/03)
b. ○ 韓国に来たら、もっと韓国の歴史を勉強して下さい。
c. ?? 韓国に来れば、もっと韓国の歴史を勉強して下さい。
d. ?? 韓国に来ると、もっと韓国の歴史を勉強して下さい。

(304) a－(304) d は、元の文は、(304) a 「ナラ」形式であり、主節には「～てください」という行為要求の依頼モダリティが現れている。この場合の「ナラ」は、「タラ」に置き換えることが可能であるが、文の意味内容が変わる。(304) a 「ナラ」の場合、「韓国に来る前に、もっと韓国の歴史を勉強する」という意味の文であるが、(304) b 「タラ」の場合、「韓国に来てから、もっと韓国の歴史を勉強する」という意味の文である。そして、(304) c の「レバ」や (304) d の「ト」に置き換えると、不自然な文になる。

上の例のように主節のモダリティの観点から考えると、「タラ」や「ト」「ナラ」の形式はどんなモダリティとでも置き換えることが可能であるように見えるが、そうではない。それは、人称に関わる問題である。以下の例文を見てみよう。

- (305) a. あした学校へ行ったら、一銭五厘返して置こう。 (夏目礎石『坊ちゃん』)
b.? あした学校へ行くなら、一銭五厘返して置こう。
c. ?? あした学校へ行けば、一銭五厘返して置こう。
d. ?? あした学校へ行くと、一銭五厘返して置こう。

(305) の a-d は、元の文は (305) a 「タラ」形式であり、主節に「～おう」という意志を表すモダリティが現れている。この文の前件の述語は動作性なので、一般的には「ナラ」に置き換えることが可能であるが、「レバ」や「ト」には置き換えにくい。また、主語が一人称からであり、「ナラ」に置き換えると不自然な文になる。

以上は、「ト」・「タラ」・「レバ」、・「ナラ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティについて分析した結果である。次に、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の恒常条件文と事実条件文の用法とその主節のモダリティについての分析の説明をする。

2.3 日本語の典型的な条件形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

1.2.では田中(2004)と鈴木(2009)の説明に基づいて、日本語の条件文の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の用法の範囲は仮定条件文だけではなく、非仮定条件文の反復的(多回的)な事態と過去一回的な事態(事實的また時間節)まで及んでいることを確認した。反復的(多回的)な事態においては、一般的に前件と後件は必然的な関係にあるが、本研究ではこの反復的な条件文を恒常条件文と呼ぶことにする。恒常条件文は一般条件文と習慣を表す条件文のことである。一般条件文とは、自然の法則や科学的法則や法律/規則的法則のように従属節の事態が成立した場合に必ず主節の事態が成立するというものである。そして、習慣を表す条件文とは、主に人の習慣、ある社会の習慣、ある国の習慣に基づく文のことである。

一方、過去で一回限りに起こった出来事(事実条件文)では、一般的に前件と後件は偶発的な関係である。事実条件文では、発見、発現(同時的に起こった事態)、きっかけ、同じ主語は連続的動作を表す事態という用法が存在する。

1.3.の日本語の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式についての先行研究から、恒常条件文という用法を表すためには、この4つの形式の中から主に「ト」或いは「レバ」形式が用いられることが分かっている。また、事実条件文(過去に一回起こった出来事)という用法を表すためには、一般的に「ト」や「タラ」形式が用いられる。これらの先行研究の結論からは、次の疑問が生じる。

1. 恒常条件文に関して、「ト」・「レバ」形式にはどのような用法が存在しているのか。共通点や相違点はあるのか。そして、「ト」・「レバ」形式の他、「タラ」・「ナラ」形式では恒常条件文が現れ得るのか。もし、現れ得るなら、どのようなものが現れるのか。
2. 事実条件文に関して、「ト」・「タラ」形式にはどのような用法が存在しているのか。共通点

や相違点はあるのか。そして、他の「レバ」・「ナラ」形式には事実条件文が現れ得るのか。もし、現れ得るなら、どのようなものが現れるのか。

これらの疑問に関して、以下に「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の恒常条件文と事実条件文の用法と主節のモダリティを分析した結果を順番に説明する。

2.3.1 「ト」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

「ト」形式は仮定条件文より、非仮定的条件文（恒常条件文と事実条件文）の場合に圧倒的に多く使用される。新聞と雑誌から収集したデータを見ると、前件（従属節）の述語が肯定形の場合、非仮定的条件文（恒常条件文と事実条件文）の例文の数は全体の3分の2以上である。しかし、従属節の述語が否定形の場合、恒常条件文と事実条件文の数は2分の1未満まで減る。但し、これらを全体的に組み合わせると、やはり「ト」の非仮定条件文（特に事実条件文）の数は、仮定条件文の数より多い。そして、小説から収集したデータでは、「ト」形式の用法のほとんどは事実条件文として用いられていた。従って、この節では、「ト」形式の恒常条件文と事実条件文の用法と主節のモダリティを分析して、簡潔に説明する。

まず、「ト」形式の恒常条件文を見てみよう。「ト」形式の恒常条件文では、前件と後件は必然的な関係にあり、一般的条件文と習慣を表す条件文が用いられる。「ト」形式の一般的条件文は、日本語文法記述研究会（2008：106）によれば、自然の法則や科学的法則や法律／規則的法則のように従属節の事態が成立した場合に必ず主節の事態が成立するという関係が、過去、現在、未来の時間に関わらず成立する出来事について述べた条件文である。本研究ではここに、「ト」形式の一般的条件文では、自然現象、科学的な出来事、普遍性の事態（物事の在り方・ありのままの状況）について表すことが可能であるという特徴を付け加えたい。

例えば、自然現象についての例があげられる。自然現象は、自然が生み出す出来事であり、自然の法則によってある事態が多回的に起こることである。その自然現象について「ト」形式を使って表した例は以下の通りである。

- (306) 同研究室のある伊勢湾でも生息が確認されており、アサリ、トリ貝、バカ貝（青柳）などと同じ砂地からよく見つかるが、二枚貝同様きれいな海を好み、泥地を嫌うため、水質悪化やヘドロの堆積などが起こると、ナメクジウオは生きにくい。（アエラ 2008/06/30）
- (307) 館林市つつじ研究所の島野好次所長によると、「返り咲き」と呼ばれる現象。比較的涼しい夏の後の冬がわりあい暖かいと、春が来たとき勘違いしてつつじが花をつけることがあるという。（朝日新聞 2009/01/03）
- (308) 卯の花として親しまれ、野山に自生したり、生け垣に使われたりしている。11日は入梅。卯の花が咲くと、梅雨入りも近い。（朝日新聞 2010/06/10）
- (309) ゲンジボタルはおもにオスが光りながら飛（と）びまわり、草（くさ）にとまっているメスを探（さが）すの。オスとメスがであうと、おたがいに光りかたが変（か）わるそうよ。（朝日新聞 2010/07/17）
- (310) よく知られているのは、海溝沿いで巨大地震が起こると、その前後の期間に内陸の地震も起こりやすくなるということだ。（アエラ 2004/12/13）

上の(306)－(310)の例文は「ト」形式を使って自然現象について述べた条件文実例である。前件と後件の関係が必然的であり、多回的に起こる出来事について述べている。そして、これらの例文(306)－(308)の主節には、「～にくい」、「～ことがある」と「～近い」という叙述モダリティが現れている。(309)の主節には、「～そうよ」という「そう＝証拠性＋よ＝伝達の終助詞」のモダリティが用いられる。(310)の主節には、「～ということだ」という説明モダリティが用いられている。これらの例文は平叙文であり、主な役割は相手に新たな情報を伝えることである。

次に科学的な出来事についての事例の説明をする。科学的な出来事は、何らかの科学的なルール、人間の考え或いは人間の手を加えたことで起こる出来事である。例えば、物理的・医学的・経済的な現象などである。自然現象と同様に前件と後件は必然的な関係である。「ト」形式を使って科学的な出来事について述べた条件文の例文は以下のものがある。

- (311) アセビは馬酔木と書く。字の示す通り有毒植物で、動物がこれを食うと、手足に麻痺(まひ)が起こる。ひどい場合には呼吸困難に陥ることもある。(朝日新聞 2000/06/24)
- (312) 脳梗塞が起こると、急に片方の手足の力が抜けて思うように動かせなくなったり、半身がしびれたり、ろれつが回らなくなったり、物が二重に見えるなどの症状があることがある。(週刊朝日 2004/03/19)
- (313) 40代半ばになってから、肌の調子の乱高下にとまどっている。もともとアレルギー体質でかなりの敏感肌なのだが、化粧水や乳液は素材を選ばないと、以前に増して、かゆみや湿疹が出るようになってしまった。(朝日新聞 2010/06/21)
- (314) 体内には毒性のある青酸化合物があり、焼いたり熱湯をかけたりすると外に出る。気化したガスを大量に吸うと、頭痛や下痢、吐き気といった症状に襲われる。(朝日新聞 2010/12/12)
- (315) 圧力容器の中では、通常は燃料棒が全部、冷却水にひたされた状態だ。ところが、空だき状態になると、高温の核燃料が溶けて落ち、圧力容器の下部にたまる。(朝日新聞 2011/04/11)
- (316) 山本さんは「これらは列車や道路の南側に位置する地域で言われていて、移動性高気圧が西から近づくと、高気圧の前面で北寄りの風が吹くから」と説明している。(朝日新聞 2011/05/11)
- (317) 個人消費は日本の国内総生産(GDP)の約60%を占める。リストラが消費を縮み上がらせれば内需は凍りつく。売り上げが伸びないと、収益は出にくい。(アエラ 2004/01/12)
- (318) 一方で通信事業者には「通信の秘密」の保持が定められており、開示の妥当性が裁判で争われるケースも多い。事業者団体でつくるガイドライン等検討協議会の事務局担当者は「裁判で妥当と判断される見通しがないと、事業者は慎重になりがちだ」という。(朝日新聞 2009/02/06)
- (319) 西日本のある基金は高齢化が進み、年金の支払額が現役世代から受け取る保険料の2・5倍にもなっている。年金を払うには運用で大きなもうけがないと、積立金は減るばかりだ。幹部は「利益を出すには、ハイリスク商品で運用するしかない」と話す。(朝日新聞 2011/02/28)

(311) - (319) の例文は「ト」形式を使って科学的な出来事を表したものである。これらの例文に物理的・医学的・経済的な出来事などが現れている。自然現象と同様、前件と後件の関係が必然的である。そして (311) - (315) の主節には、叙述モダリティ、(316) の主節には「～から」という説明モダリティ、(317) - (319) の主節には、「～にくい」、「～がちだ」、「～ばかりだ」という事態の難易・頻度傾向を表すモダリティが用いられることで、聞き手に情報を伝える文になる。これらの科学的な出来事は相手に新しい情報を伝える役割を持っている。

さらに、普遍性（物事の在り方・ありのままの状況）を表す出来事も「ト」形式を使って表すことができる。それが以下の例文である。

(320) 近年は苦勞して入社しても、希望の職種でなかったり、会社の雰囲気や処遇が気に入らないと、さっさと退職する例が多いようです。 (アエラ 2002/10/20)

(321) 年をとると、女性としての潤いやときめきがなくなりがち。 (週刊朝日 2004/04/23)

(322) 裁判所の命令で、飲酒運転違反者は一定期間インターロックをつけないと、免許が再交付されない仕組みだ。 (アエラ 2006/09/25)

(323) 仕組みは、弓の代わりに、直径24センチの合板製の円盤を4つ並べ、それに沿ってピアノ線を張る。足元に自転車に使うような木製のペダルを設けて、ベルトで円盤とつなぎ、ペダルを踏むと円盤が回転するようにする。鍵盤を押さえると、円盤が弦をこすって鳴らすわけだ。 (アエラ 1992/01/04)

(324) 鹿児島本線で門司方面から行くと、博多につく三つ手前に香椎という小さな駅がある。 (松本清張『点と線』)

(325) 庭を東へ二十歩に行き尽すと、南上がりに聊かばかりの菜園があって、真中に栗の木が一本立っている。 (夏目漱石『坊っちゃん』)

(320) - (325) は普遍性を表す出来事についての文である。(320) - (323) は物事の在り方、(324) と (325) はありのままの状況を表す条件文である。ある物事に働く何らかの法則について述べた文である。そして、ありのままの状況は、眼で見ているありのままの状況について述べている。これらの例文の主節には叙述と「～わけ」という説明モダリティが用いられている。

以上 (306) から (325) までの例文は、「ト」形式の恒常条件文の内、一般条件文の用法である。一般条件文には、自然現象、科学的な出来事、普遍性（物事の在り方・ありのままの状況）を表す事態が現れる。これらの例文の前件と後件は必然的な関係であり、主節に現れているモダリティは叙述モダリティと説明モダリティである。従って、これらの一般条件文は主に平叙文であり、聞き手に対して新たな情報を提供していると言える。一般条件文の次は習慣を表す条件文である。

「ト」形式を使って習慣について述べた文は、個別の人間や社会、国の日常的・文化的な習慣を表す条件文である。習慣を表す条件文は一般的条件文と同様、前件と後件が必然的な関係であり、多回的に起こる事態である。実例は以下の通りである。

- (326) もっと恐ろしい夢の展開もあったように思うのですが、涙にまみれて目をさますと、起きて考え続けるには恐ろしいすぎるその夢は、もう思い出すことができない。しかし、また同じ夢を見るのはわかっているのです... (大江健三郎『「自分の木の」下で』)
- (327) 娘はその後、パリに留学し、感動した言葉などに出あうと、メールで教えてくれる。先日送ってくれたのはアメリカ・インディアンの諺(ことわざ)。(朝日新聞 2008/11/21)
- (328) 大学院を出て、今年4月に都内の宣伝会社に就職した森下麻由美さん(25)は、勤務先で、よく涙腺を解放する。仕事の壁にぶち当たると、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。(アエラ 2005/10/17)
- (329) 教師ははたで見る程楽じゃないと思った。授業は一と通り済んだが、まだ帰れない、三時までぼつ然として待つてなくてはならん。三時になると、受持級の生徒が自分の教室を掃除して報知にくるから検分をするんだそうだ。(夏目漱石『坊っちゃん』)
- (330) F村は県の山岳地帯が平野に下りたところで、村の者は秋になると、商売用の山芋を掘りに行く。(松本清張『死の枝』)
- (331) 日本では、副作用の結果、メーカーが被害者から訴えられて膨大な賠償金を請求されることがある。しかし欧米ではこの制度のため、被害者は補償金を受け取ると、訴訟ができなくなる仕組みだ。(週刊朝日 2009/09/25)

上の(326)－(331)の例文は習慣を表す条件文である。(326)－(328)の例文は、人の習慣を表す条件文、(329)－(331)の例文は、ある学校の習慣、ある県の習慣、ある国の習慣を表す条件文である。(326)－(331)の例文の主節には、叙述と説明モダリティが用いられている。

次は、「ト」形式の事実条件文を見てみよう。「ト」形式の事実条件文では、発見、発現(同時に二つの事態が成立した事態)、きっかけ、同一主語の連続的な動作を表す用法が現れる。一般的に前件と後件の関係は偶発的な関係であり、後件の述語は過去形である。事実条件文の主節のモダリティはほとんど叙述モダリティが用いられる。この事実条件文の主な役割は相手に新たな情報を与えることである。従って、「ト」形式の事実条件文には過去一回限りの出来事が用いられる。

では、まず、事実条件文の内、発見という用法から始めよう。「ト」形式における発見という用法では、前件の動作をきっかけにして、後件に新たなことが現れる、或いは新たなことが分かるようになる。主語は前件と後件で異なる。

- (332) もとの海岸の場所に引きかえすと、二つの死体はやはり汐風にさらされて横たわっていた。(松本清張『点と線』)
- (333) 航空幕僚監部の事故調査委員会は翌26日、同機をジャッキで持ち上げ、エンジンを掛け、空中と似た状態にして調べた。その結果、兵器の主スイッチを「射撃可能(アーム)」に入れ、操縦桿を左右に動かすと、引き金を引かなくても機関砲に射撃の電気信号が送られる場合があることが発見された。(アエラ 2001/07/09)
- (334) 過去の経歴を調べると、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。(アエラ 2010/01/25)
- (335) やはり水の周辺は放射性物質がたまりやすい、といわれているからだろうか。このほかの

- 東葛地区の3市をみると、松戸市が0・50マイクロシーベルト、最も低い野田市と鎌ヶ谷市でも、0・30マイクロシーベルトをそれぞれ観測している。（アエラ 2011/07/11）
- (336) 20日朝、仙台市内のガソリンスタンドに向かうと、ポリタンクを手に灯油を求め、長い列があった。（朝日新聞 2011/03/21）

上の(332)－(336)の例文は発見という用法である。前件では主語主体(話し手)が動作を行った結果、後件で新たな情報や新たな状況が生じている。前件には様々な動作「調べる、見る、動かす、等(主に他動詞)」が現れ、後件には存在や状態が現れる。

発見の用法の他、「ト」形式の事実条件文には、発現という用法も現れる。発現は、前件に継続中の動作が来て、その最中に一回性の後件が偶発的に起こることを示す用法である。前件と後件には基本的に因果関係がなく、「～している時」と置き換えられる。つまり、発現の用法では前件と後件の事態がほぼ同時に起こる。一般的に前件の主語は後件の主語と異なる。

- (337) 私が陸へ上って雫の垂れる手を振りながら掛茶屋に入ると、先生はもうちゃんと着物を着て入道に外へ出て行った。（夏目漱石『こころ』）
- (338) 僕が緑の目を見ると、緑も僕の目を見た。僕は彼女の肩を抱いて、口づけした。（村上春樹『ノルウェイの森』上）
- (339) 北京の会場でカメラを持って歩いていると、「プーさん、プーさん」ボランティアをする中国人の女の子から声がかかった。（アエラ 2008/08/25）
- (340) B(手記でも仮名)が部屋へ入って来ると、2人はまた発狂したように叫んでいた。（週刊朝日 2010/12/03）
- (341) 同じく津波で甚大な被害を受けた福島県相馬市。最初の揺れがおさまって、佐藤タカ子さん(80)が家の外で近所の木村ハギさん(84)と話していると、床屋に行っていた息子の浩正さん(57)が飛び込んできた。（週刊朝日 2011/03/25）

上の(337)－(341)は発現の用法である。これらの例文では、前件と後件の主語は異なっている。前件の主語がある動作をして、ほぼ同時に後件の主語が別の動作をしている。前件と後件の関係は偶発的であるが、前件の事態が起こって、それに対して、別の主語が後件の事態を起こすという因果関係がある。叙述のモダリティが用いられているので、これらの例文の役割は相手に新たな情報を与えることであると言える。

発見、発現の他、「ト」形式の事実条件文には、きっかけという用法も現れる。きっかけの用法とは、前件が後件のきっかけ・原因となるものであり、前件と後件の主語が異なり、後件には話し手以外の動作や出来事がくる。

- (342) 私は説明すると、女性のほう泥のついた老女の手と乱れた毛布を見て、ようやく事態がのみこめたらしく、私に礼を述べた。（田中寛『母といた夏』）
- (343) 主婦仲間に面白さを語ると、そこから人気広がっていった。（アエラ 2007/01/22）
- (344) 50万回以上再生される注目度だが、国家警察幹部は渋い顔だった。警察報道局長が

「処罰する」と言うと、市民から「許してあげて」の声が殺到した。(朝日新聞 2011/04/12)

(342) - (344) の例文では、前件の事態をきっかけとして、後件の事態が起こっている。きっかけの用法の場合、他の事実条件文の用法に比べて、前件と後件の因果関係がはっきり見られる。

「ト」形式の事実条件文には、連続事態（継起）という用法も現れる。連続事態（継起）は、前件が終わってからも、後件の事態が続いていることである。「ト」形式の連続事態には、同一主語が連続動作をするものである。以下の例文を見てみよう。

(345) 鳥飼重太郎は、午前中に一つの仕事をした。彼は署を出ると、市内電車で箱崎まで行き、そこから競輪場前駅まで歩いた。 (松本清張『点と線』)

(346) 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込むと、両手で抱えて職場まで運んでいった。 (田中寛『母といた夏』)

(347) 女は窓から立ち上ると、今度は窓の下の畳に柔かく坐った。 遠い日々を振り返るよう見えながら、急に島村の身边に坐ったという顔になった。(川端康成『雪国』)

(345) - (347) の例文はどれも連続的事態を表すものである。これらの例文では、同一主語が連続的に前件の事態と後件の事態を起こしている。

以上の (332) - (347) の例文は「ト」形式の事実条件文である。「ト」形式の事実条件文には、発見、発現、きっかけ、連続動作という用法が現れ、前件と後件は一般的に偶発的な関係であるとされる。また、後件の事態は話し手が自分の意志でコントロールできない事態である。但し、きっかけという用法では、前件と後件の因果関係がはっきり見える。そして、「ト」形式の事実条件文の主節は、主に叙述のモダリティが用いられている。従って、「ト」形式の事実条件文の役割は相手に新たな情報を与えることであると言える。この「ト」形式の恒常条件文と事実条件文について分析した結果を表で示すと以下の表 22 ようになる。

表 22 「ト」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

	用法		主節のモダリティ
恒常条件文	一般条件文	自然現象	(1) 叙述モダリティ
		科学的な出来事	(2) 説明モダリティ
		普遍性の出来事	
	習慣を表す条件文		
事実条件文	発見		(1) 叙述モダリティ (過去形)
	発現		
	きっかけ (契機)		
	連続事態		

(筆者作成)

以上の表は「ト」形式の恒常条件文と事実条件文の用法とその主節に表われるモダリティについてまとめたものである。

2.3.2 「タラ」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

「タラ」形式の場合には、仮定条件文と非仮定条件文（恒常条件文と事実条件文）の用法が現れる確率はほぼ同等である。但し、「ト」形式と同様に否定形式の場合は、非仮定条件文よりも仮定条件文の方が圧倒的に数が多い。ここでは、「タラ」形式の恒常条件文と事実条件文を分析した結果を説明したい。「タラ」形式の恒常条件文は事実条件文より数は少ない。そして、「タラ」の事実条件文は「ト」形式と共通点が多く、用法もほとんど同じと言って良い。

まず、「タラ」形式の恒常条件文と主節のモダリティを見てみよう。「タラ」形式の恒常条件文では、一般的条件文と習慣を表す用法が用いられる。しかし、数は少なく、「ト」形式と比べると、その用法も限られる。「タラ」の恒常条件文には、科学的な出来事、普遍性を表す出来事、習慣を表す用法が用いられる。しかし、「タラ」形式の恒常条件文には、自然現象やありのままの状況の用法は現れにくい。

「タラ」形式の恒常条件文には、自然現象を表す用法がまったく用いられないわけではない。収集したデータの中にも、自然現象と思われる「タラ」形式の例文は【データ総数】中1つしか見つからなかった。

(348) 台風が過ぎ去ったら、桜の葉が落ちた。 (朝日新聞 2004/10/08)

また、「タラ」形式の恒常条件文には、科学的な出来事も現れる。「ト」形式と同様「タラ」形式の科学的な出来事文は、物理的な出来事、医学的な出来事、経済的な出来事などが現れる。

(349) 農薬と川の護岸に少し気遣い出したら、ホタルが断然増えた。 (朝日新聞 2010/11/17)

(350) 金利8%の「米ドル 1カ月」に1万ドルを預けたら、得られる金利は1万ドル×0.08=800ドルではなく、この1カ月(30日)分なので、 $800 \div 365 \times 30 \approx 65.8$ ドル。 (朝日新聞 2009/10/24)

(351) 例えば「悪玉」とされるLDLも「善玉」とされるHDLも、コレステロールは大事な栄養素。静脈血を調べる血液検査で値が高かったら、食べ過ぎと運動不足で脂質が使われずに残っているためだ。食品に含まれるコレステロール値だけに責任を押しつけられないという。(朝日新聞 2010/11/24)

(349) - (351) の例文は科学的な出来事である。前件と後件の関係は必然的であり、主節には叙述のモダリティが用いられている。

また、「タラ」形式の恒常条件文には、普遍的な事態（物事の在り方）を表す出来事も現れる。それが、以下の例文である。

(352) 英英辞典で知らない単語をひいたら、さらにわからない単語で説明されて挫折した、

- という悩みをよく聞く。 (アエラ 2003/06/14)
- (353) 堀内投手コーチは「あれだけ球が甘かったら、打たれるのは当たり前だ」とはき捨てた。 (朝日新聞 1996/10/23)
- (354) 行革はやらなかつたら、日本という国の明日がなくなっちゃうぐらいのものなんです。 (アエラ 1996/12/02)
- (355) 暑かつたら服を脱ぐ、寒かつたら着る。 (朝日新聞 2010/12/05)
- (356) 面白くなかつたら観客は二度と見てくれない。その意味で真剣勝負。この商売も面白くなってきた。 (週刊朝日 2007/03/28)

(352) - (356) の例文は普遍的な事態である。前件と事態の関係が必然的であり、主節には叙述モダリティか説明モダリティが用いられている。

上の (348) から (356) までの例文は「タラ」形式の恒常条件文の一般条件文の用法である。「タラ」形式の一般条件文は主に科学的な出来事と普遍性的出来事が用いられる。しかし、自然現象やありのままの状況については用いられにくい。

次は、「ト」形式と同様「タラ」形式にも習慣を表す条件文が用いられている例である。人やある社会や国の習慣・文化などが現れているのが、以下の例文である。

- (357) 子どものころ夏休みにカレーを一生懸命つくつたら、みんな喜んでくれた。将来、ぼくも店を持って心のこもった料理で多くの人に喜んでもらいたい。 (週刊朝日 2001/11/16)
- (358) 彼女は、食事はせず、おなかですいたら、お菓子を食べて、ジュースを飲むという不規則な食生活だった。 (朝日新聞 2006/01/21)
- (359) ひとりの時間に楽しむ読書。つまらなかつたら途中でやめることもある。 (アエラ 2008/01/21)
- (360) 鳥居さんもほとんど毎日、10キロほど走る。「雨が降つたら、走るのは休み」というのが自分のルールだ。 (アエラ 2009/10/18)
- (361) 盲導犬と一緒にバスに乗つたら、ほかの乗客から「降りろ」と怒鳴られた。 (朝日新聞 2010/08/06)
- (362) 中国との関係では、今回の検証の中に、日本の記者は中国からの情報を確保するため非常に慎重に報道してきた、とある。書きたいことをそのまま書いたら、おそらく中国から追放され、報道できなくなる。 (朝日新聞 2010/06/21)

(357) - (362) の例文は「タラ」形式の条件文の習慣を表す出来事である。(357) - (360) は人の習慣、(361) と (362) は社会や国の習慣を表すものである。

以上の (348) から (362) までは「タラ」形式の恒常条件文の用法である。科学的な出来事、普遍性を表す出来事、習慣を表す出来事について表されている。恒常条件文の用法は、「タラ」形式においては「ト」形式に比べて使用範囲が限られている。「タラ」形式の恒常条件文の主節には叙述モダリティと説明モダリティが現れている。さらに「タラ」形式は、「ト」形式と同様に事実条件文の用法もしばしば見られる。

「タラ」形式の事実条件文では、発見・発現・きっかけという用法が用いられる。まず、「タラ」形式の事実条件文の発見は「ト」形式と同様、前件の動作がきっかけになって、後件に新たなことが現れる、或いは新たなことが分かるようになっている。主語は前件（発見主体。基本的には話し手）と後件（発見される事物）で異なる。

- (363) 道理で切符が安いと思った。たった三銭である。それから車を備って、中学校へ来たら、もう放課後で誰も居ない。
(夏目漱石『坊っちゃん』)
- (364) いっしょに玄関を出てエレベーターのボタンを押して振り返ったら、妻が叫んでて息子の姿がなかった。下を見たら、息子の体がバウンドして跳ね上がるのが見えた。
(週刊朝日 2004/09/24)
- (365) 手術、入院したリスを引き取ったら、明らかに違う赤ちゃんのリスを渡された。手術の形跡もない。
(週刊朝日 2007/11/02)
- (366) 取材の3日前に、仙台の量販店でセーターとジャージを買ったら、なんと合わせて2千円だったらしい。
(アエラ 2009/03/30)
- (367) 働いている遺伝子を調べたら、腸の表面の細胞や、幹細胞を細菌などから守るパネー卜細胞などに分化していた。これらの細胞を生み出す幹細胞ができている可能性があるという。
(朝日新聞 2010/12/17)
- (368) 近所に住む女性（58）は「今日も夕方まで営業していた。近所の人が火事だと教えてくれて、(時宗さん方を)見に行ったら、奥の方から火が出ていた」と話していた。
(朝日新聞 2010/08月/19)

(363) - (368) は「タラ」形式の条件文の発見という用法である。前件と後件は偶発的な関係であり、一般的に主節に叙述モダリティが用いられている。

また、発現の用法も用いられている。発現が用いられるのは、前件と後件の事態がほぼ同時に起こる時である。一般的に前件の主語は後件の主語と異なる。

- (369) その時分はどんな仕掛か知らぬから、石や棒ちぎれをぎゅうぎゅう井戸の中へ挿し込んで、水が出なくなったのを見届けて、うちへ帰って飯を食べていたら、古川が真赤になって怒鳴り込んで来た。
(夏目漱石『坊っちゃん』)
- (370) 帰国後、仲良しだった佐々木誠さんとは別のクラスになり、いつしか話すこともなくなった。小学6年の終わりごろ、松岡さんが母と浜町の商店街を歩いていたら、偶然、佐々木さんと出会った。
(朝日新聞 2011/01/10)
- (371) 釈放の日、車で迎えに行ったら、宮田弁護士のハイヤーがやってきて、彼らは敷地内に入れるから、若ノ鵬を乗せて行ってしまったんです。
(週刊朝日 2008/10/17)
- (372) 3階の自分の部屋で休んでいたら、心配した魚屋が駆けつけたのだ。
(朝日新聞 2011/01/07)

(369) - (372) は「タラ」形式の発現の用法である。前件と後件の関係が偶発的であり、主節には叙述モダリティが現れる。発現の用法では、前件と後件の主語が異なる。

また、「タラ」形式の事実条件文には、きっかけの用法も用いられる。「ト」形式と同様、「タラ」形式のきっかけの用法は、前件が後件のきっかけ・原因となるものである。前件と後件の主語が異なり、また後件には話し手以外の動作や出来事がくる。それが、以下の例文である。

- (373) 私がそれは何のためだと尋ねたら、彼は親指で一つ二つと勘定する真似をして見せました。 (夏目漱石『ころも』)
- (374) 三人の中でセクハラの噂がいちばん多いのが、独身で四十代のA助教授。「二年前に卒業した女子学生から、『A先生の車に乗ったら、体をいろいろ触られた』と聞いた」(ある教員) (週刊朝日 2000/11/10)
- (375) 夫婦別室の実践を雑誌に書いたら、同年代の男性から反論がきた。(アエラ 2000/11/17)
- (376) ネコのみイラのお話を読んだら、死んだ飼い猫を思い出し、しくしく泣いた男の子がいた。 (朝日新聞 2010/10/04)
- (377) やせ地でも育つと思ひ、去年は肥料をやらなかったら実りの悪い個所も出た。 (朝日新聞 2010/09/21)

(373) - (377) の例文はきっかけの用法である。他の事実条件文の用法よりも、前件と後件の因果関係がはっきり見られる。

最後は、「タラ」形式の事実条件文には「ト」形式と同じような同一主語による連続動作をするものという用法の例文は見つからなかった。「タラ」形式には連続動作が用いられない。以下の例文を挙げる。

- (378) a. 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込むと、両手で抱えて職場まで運んでいった。 (田中寛『母といた夏』)
- b. ?? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込んだら、両手で抱えて職場まで運んでいった。

上の(378)の例文は「ト」形式の同一の主語が連続動作を表す条件文である。この場合、「ト」は「タラ」に置き換えると不自然な文になる。

以上の(363)から(377)までは「タラ」形式の事実条件文である。用法の分類の観点から見ると、「タラ」形式の事実条件文と「ト」形式の事実条件文の用法はほとんど同じであるといえる。「タラ」形式の事実条件文には、発見、発現、きっかけという用法が用いられる。しかし、「タラ」形式には「ト」形式のような同一主語の連続動作という用法は用いられない。「タラ」形式の事実条件文の主節には「ト」形式の事実条件文とほとんど同じ叙述モダリティが現れる。従って、「タラ」形式の事実条件文は「ト」形式の条件文と同様に相手に新たな情報を与えるのが主な役割であると考えられる。この「タラ」形式の恒常条件文と事実条件文について分析した結果を表で示すと以下のようになる。

表 23 「タラ」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

	用法		主節のモダリティ
恒常条件文	一般条件文	科学的な出来事	(1) 叙述モダリティ
		普遍性の出来事	(2) 説明モダリティ
	習慣を表す条件文		
事実条件文	発見		(1) 叙述モダリティ (過去形)
	発現		
	きっかけ (契機)		

(筆者作成)

以上の表は「タラ」形式の恒常条件文と事実条件文の用法と主節に表われるモダリティについてまとめたものである。

2.3.3 「レバ」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

「レバ」形式は、主に仮定条件文として用いられる。非仮定条件文の恒常条件文と事実条件文で用いることも可能だが、仮定条件文より数は少ない。「レバ」形式の恒常条件文と事実条件文の用法と主節のモダリティに関しては、次に説明する。

まず、「レバ」形式の恒常条件文では、「ト」や「タラ」と同様に一般的な出来事と習慣を表す用法が用いられる。一般的な出来事とは、科学的な出来事や普遍性を表す出来事のことを指す。しかし、今回の研究では、自然現象についての「レバ」形式の一般条件文の例文は見つからなかった。従って、「レバ」形式は「タラ」形式と同様、自然現象における出来事には用いられにくいと考えられる。以下は「レバ」形式の一般条件文についての分析である。

「レバ」形式の一般条件文の科学的な出来事は「ト」や「タラ」と同様、物理的な出来事や医学的な出来事などを表す。それが、以下の例文である。

(379) 労働科学研究所の吉川徹副所長は「免疫力が落ちていると肺炎を引き起こす恐れがある。長期間吸えば、呼吸器障害やじん肺のリスクも高まる。」と話す。

(朝日新聞 2011/05/14)

(380) 太陽光発電や風力発電はいったん装置を設置してしまえば、実質的なランニングコストはほぼゼロである。

(朝日新聞 2012/03/24)

(381) 海水のCO₂濃度が高まれば、海水のpH値(水素イオン濃度指数)の低下は免れない。

(朝日新聞 2012/03/15)

上の(379) - (381)は「レバ」形式の科学的な出来事である。「ト」「タラ」形式の科学的な出来事と同様に前件と後件が必然的な関係であり、主節に叙述モダリティが用いられている。

また、「レバ」形式の一般条件文には、普遍性(物事の在り方、ありのまま状況)を表す出来事も用いられる。以下がその例である。

- (382) 大抵の人間は、相手の話を自分の経験と照らし合わせて評価したり、裁いたりしているから、傾聴術を真剣に学べば、自己中心的だった自分の生き方を振り返ることになって当然なのだ。 (アエラ 1999/06/07)
- (383) マンションや戸建て住宅を買えば、土地以外の部分に消費税がかかる。 (アエラ 2010/07/19)
- (384) 実は、私たちの社会は仕事や学校、家庭から一步外の世界に出れば、人とのつながりが薄い。 (朝日新聞 2012/03/01)
- (385) 話し言葉や音楽、動物の鳴き声などを記録したデジタル情報を紙面に印刷し、その部分をペン型の読み取り機でなぞれば、スピーカーやイヤホンから音が再生される仕組み。 (朝日新聞 1996/10/01)
- (386) 津南町は、町立津南病院で働くことを条件に、医学部生や医療機関で研究をする学生らを対象に、奨学金を無利子で貸す制度がある。医師志望者には月7万円、看護師志望者は5万円で、借りた期間だけ津南病院で働けば、返さなくてもいい仕組みだ。 (朝日新聞 2012/02/04)
- (387) 冷たい北西風の吹く秋の暮れ。冷えた体でのれんをくぐれば、店のカウンターにはおでんや煮付けものが並んでいる。 (朝日新聞 2008/11/01)
- (388) 自転車1台が通れるような路地を歩けば、築数十年の木造住宅が並ぶ。 (朝日新聞 2011/12/17)

上の(382)－(388)の例文は一般条件文の普遍性(物事の在り方・ありのまま状況)を表す出来事である。(382)－(386)は物事の在り方であり、(387)と(388)はありのまま状況を表す出来事である。前件と後件は必然的な関係であり、文の主節には、説明モダリティ「～のだ」と叙述モダリティが用いられる。

(379)から(388)までの例文は「レバ」形式の恒常条件文の一般的な条件文の用法である。「レバ」形式の一般的な条件文には、科学的な出来事や普遍性の出来事などが現れ得る。しかし、自然現象という用法は用いられにくいと考えられる。

また、「レバ」形式の恒常条件文では、習慣を表す出来事という用法も用いられる。「レバ」形式の習慣を表す条件文は基本的に「ト」「タラ」形式の場合と同様であるが、本研究の調査では、人の習慣を表すものしか確認できなかった。以下はその例文である。

- (389) 1999年に東名高速で飲酒運転のトラックに追突された車が炎上し、2人の幼児が死亡した事故が起きた際も、「飲んで運転はしない」と思った。福岡の3児死亡事故もニュースで知っている。だから「酒を飲めば、代行運転を呼んだり、飲んだ直後には乗らなかつたりしていた」。 (朝日新聞 2011/08/22)
- (390) 中学時代は夏休みもなしに、みんなで汗を流して、どろどろになって練習をしました。そこから家に帰る道は自転車で富田川沿いの道を走ります。体操服の下に水着を着込んでいて、暑ければ、体操服を脱いでそのまま川へドボンと飛び込みました。

(朝日新聞 2012/06/14)

(391) 原発に関する本を約400冊読みました。インターネットなどで探し、県立図書館に置いてなければ、購入するよう図書館に頼みました。 (朝日新聞 2012/03/15)

(389) — (391) の例文は、人の習慣を表す条件文である。人の過去の習慣と現在の習慣も現れることができる。

以上は「レバ」形式の恒常条件文の一般条件文と習慣を表す用法である。「ト」と「タラ」形式と同様に前件と後件が必然的な関係であり、主節には叙述モダリティと説明モダリティが現れており、相手に新たな情報を与えるという役割である。「レバ」形式の一般条件文では「タラ」と同様に自然現象の用法は用いられにくいと考えられる。

次は、「レバ」形式の事実条件文の用法である。「レバ」形式の事実条件文は「ト」と「タラ」形式に比べると、使用範囲は狭い。そして、例文の数も非常に少ない。本研究で調べた範囲では、発見の用法しか確認できなかった。それが、以下の例文である。

(392) 下人たちがそこを掘ってみれば、五尺ほどの深さの土の中から出てきたものがあった。
(朝日新聞 1999/05/18)

(393) 士気が高まり、職場に一体感が生まれる。気がつけば、全社を挙げた一大運動になっていた。
(アエラ 2007/04/09)

(394) 「歯磨粉」から練歯磨 (ねりはみがき) に変わったのはいつ頃だろうと調べてみれば、日本初の練歯磨「福原衛生歯磨石鹼(せっけん)」が資生堂から発売されたのが明治21年。
(朝日新聞 2007/3/13)

(395) 31歳になったガルシアがやっと見つけた出口は、気が付けば、彼のすぐそばにあった。
(朝日新聞 2011/11/10)

(392) — (395) は「レバ」形式の事実条件文の発見という用法である。「ト」と「タラ」形式の発見の用法と同様、前件の動作をきっかけにして、後件で新たなことが現れるか、或いは判明している。主語は前件 (発見主体。基本的には話し手) と後件 (発見される事物) では異なる。前件と後件の関係は偶発的であり、主節に用いられるモダリティは叙述モダリティである。

以上が、「レバ」形式の恒常条件文と事実条件文の用法についての説明である。「レバ」形式の恒常条件文は、「ト」や「タラ」形式の恒常条件文と共通点が多く、特に「タラ」形式と同様、恒常条件文の自然現象という出来事が現れにくいという特徴もある。ただし「ト」や「タラ」形式と比べると、使用範囲は最も狭い。この「レバ」形式の恒常条件文と事実条件文について分析した結果を表で示すと以下のようになる。

表 24 「レバ」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

	用法		主節のモダリティ
恒常条件文	一般条件文	科学的な出来事	(1) 叙述モダリティ
		普遍性の出来事	(2) 説明モダリティ
	習慣を表す条件文		
事実条件文	発見		(1) 叙述モダリティ (過去形)

(筆者作成)

以上の表は「レバ」形式の恒常条件文と事実条件文の用法と主節に表われるモダリティについてまとめたものである。

2.3.4 「ナラ」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

「ナラ」形式には、非仮定条件文の用法は収集したデータを見ると、現れる例文は非常に少ない。さらに、まれに現れることがあっても恒常条件文の例文としてであり、事実条件文の例はない。以下は、「ナラ」形式の恒常条件文の用法の説明である。

「ナラ」の恒常条件文には、一般条件文と習慣を表す条件文が現れ得る。「ナラ」の一般条件文には、普遍性（物事の在り方）を表す出来事がほとんどである。例えば、以下の例文である。

- (396) ごみ問題に詳しい石川県立大の高月紘教授（廃棄物学）は「ごみを捨てる人の心理を突いている。ただ、地域全体がきれいなら、ごみは捨てるににくいもの。捨てるにきた時に防ぐやり方だけでなく、捨てる気を起こさせない方法を考えることも必要です」

(朝日新聞 2007/02/24)

- (397) 消毒液もうがいの徹底も、十分な睡眠も健康管理も全部やっている。でも、選挙の候補者が、人の中に入って行かずにはいられない。人事を尽くしたなら、あとは、天命を待つだけです。

(朝日新聞 2009/08/22)

- (398) 仕事の不満や労働条件は、上司の「変な趣味」以上に深刻な問題なはずでしょう。あなたの上司はほんとに「裸の王様」ですね。「みんな知ってますよ」と一言言えば、すむでしょうに。それが言えないほど、職場の風通しが悪いか、経営者が孤立しているのなら、危ないのは会社そのものです。

(朝日新聞 2010/04/24)

- (399) 元最高検検事の土本武司・帝京大教授（刑法）は「当選したいばかりに相手の気に入るように念書を書いたなら公選法違反。脅されて書いたなら逆に書かせた側の強要罪になる」と指摘する。

(朝日新聞 2004/07/03)

- (400) のぞみの普通車指定席なら、東京ー新大阪間は通常期の大人片道で1万4050円。だが、JR東海ツアーズの「ぷらっとこだま」を利用すれば、同じ区間が1万円になるので、4050円も安くなる。

(週刊朝日 2012/12/14)

(396) - (400) は「ナラ」形式の一般条件文の普遍性を表す条件文である。普遍性の出来事は、前件と後件の関係は必然的であり、主節には叙述モダリティと説明のモダリティが用いられている。さらに、「ナラ」形式の恒常条件文では、習慣を表すことも可能である。

(401) 他人が10枚焼くなら、自分は100枚、200枚焼いた。 (朝日新聞 2003/01/27)

(402) 先輩が懐メロを歌おうものなら、若手は興味がわかなくても飲食をやめ、全力で盛り上げなければならない。 (朝日新聞 2010/03/13)

(401) と (402) の例文は、人の習慣を表す条件文である。前件と後件の関係は一般的条件文と同様、必然的であり、主節には一般的に叙述モダリティが用いられる。

以上が「ナラ」形式の恒常条件文の用法についての説明である。「ナラ」形式の恒常条件文では一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。「ナラ」形式の一般的条件文には普遍性の出来事がよく用いられるが、自然現象や科学的な出来事などは用いられにくい「ナラ」形式の恒常条件文と事実条件文について分析した結果を表で示すと以下ようになる。

表 25 「ナラ」形式の恒常条件文の用法と主節のモダリティ

	用法		主節のモダリティ
恒常条件文	一般条件文	普遍性の出来事	(1) 叙述モダリティ
	習慣を表す条件文		(2) 説明モダリティ

(筆者作成)

以上の表は「ナラ」形式の恒常条件文と事実条件文の用法と主節に表われるモダリティについてまとめたものである。

2.3.5 日本語の典型的な条件形式の恒常条件文・事実条件文と主節のモダリティのまとめ

前節では「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の恒常条件文と事実条件文の用法と主節のモダリティについて分析した。その分析のまとめと、両条件文の共通点と相違点について以下に説明する。

まず、恒常条件文と事実条件文の用法に関して、4つの形式の中では「ト」形式が最も使用範囲が広い。「ト」形式には恒常条件文と事実条件文の用法が現れる。恒常条件文の場合は、一般的条件文と習慣を表す出来事で用いられる。一般的条件文の場合は、自然現象、科学的な出来事、普遍性(物事の在り方とありのままの状況)という出来事で用いられる。そして、習慣を表す出来事、個別の人や社会、国の習慣が現れる。また、「ト」形式で最もよく現れる用法は事実条件文の用法である。「ト」形式の事実条件文には、発見、発現、きっかけ、連続動作という出来事が現れる。なお、「ト」形式の恒常条件文と事実条件文の主節に表れるモダリティは叙述モダリティと説明モダリティである。

次は、「タラ」形式の恒常条件文と事実条件文の用法である。「ト」形式と同様に「タラ」形式も恒常条件文と事実条件文の用法が用いられる。しかし、「ト」形式に比べると、使用範囲は主に恒常条件文の用法に限られている。「タラ」形式の恒常条件文の中には一般的条件文と習慣を表す条件文が現れる。しかし、「タラ」の一般条件文では、自然現象と普遍性のありのままの状況を表す出来事は用いられにくい。そして、「タラ」形式の事実条件文に関しては、「ト」形式と同様の用法が用いられるとされているが、今回収集したデータには同一の主語が連続的な動作を起こした出来事が用いられない。「タラ」形式の恒常条件文と事実条件文の主節のモダリティは「ト」形式と同様叙述モダリティと説明モダリティである。

次は、「レバ」形式にも恒常条件文と事実条件文の用法が用いられる。「レバ」形式の恒常条件文では一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。恒常条件文では、科学的な出来事と普遍性を表す出来事が用いられる。そして、「レバ」形式では事実条件文という用法が用いられるが、数は非常に少なく、発見の用法しか現れない。そして、「レバ」形式の恒常条件文と事実条件文の主節には「ト」と「タラ」と同様に叙述モダリティと説明モダリティが用いられる。

最後は、「ナラ」形式の非仮定条件文についてまとめる。「ナラ」形式には、恒常条件文しか用いられない。「ナラ」形式の恒常条件文の用法には、一般条件文と習慣を表す出来事が現れるが「ト」、「タラ」、「レバ」形式の中では、使用範囲は最も狭い。「ナラ」形式の恒常条件文の主節のモダリティは「ト」、「タラ」、「レバ」と同様に叙述と説明モダリティである。「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の恒常条件文と事実条件文の用法、と主節のモダリティを表にすると以下ようになる。

表 26 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の
恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

	用法		ト	タラ	レバ	ナラ	モダリティ
恒常条件文	一般条件文	自然現象	○	△	△	△	叙述と説明 モダリティ
		科学的事態	○	○	○	△	
		普遍性	○	○	○	○	
	習慣を表す出来事		○	○	○	○	
事実条件文	発見		○	○	△	×	叙述モダリティ
	発現		○	○	×	×	
	きっかけ		○	○	×	×	
	連続動作		○	×	×	×	

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

以上は「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の恒常条件文と事実条件文の用法と主節のモダリティの分析結果である。この結果に基づいて、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の恒常条件文と事実条件文の用法と、主節のモダリティの共通点と相違点は次のように考えられる。

これらの形式の共通点は、恒常条件文が用いられることと、一般条件文と習慣を表す条件文が用いられることである。従って、用法の点から見ると、一般条件文を表す事態と習慣を表す用法では、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の形式の部分は置き替え可能であると考えられる。その例として、以下の(403)の普遍性の事態と(404)習慣を表す出来事についての文を見てみよう。

(403) a. 年をとると、女性としての潤いやときめきがなくなりがち。(週刊朝日 2004/04/23)

- b. ○ 年をとったら、女性としての潤いやときめきがなくなりがち。
- c. ○ 年をとれば、女性としての潤いやときめきがなくなりがち。
- d. ○ 年をとったなら、女性としての潤いやときめきがなくなりがち。

(404) a. 大学院を出て、今年4月に都内の宣伝会社に就職した森下麻由美さん(25)は、勤務先で、よく涙腺を解放する。仕事の壁にぶち当たると、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。(アエラ 2005/10/17)

- b. ○ 仕事の壁にぶち当たったら、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。
- c. ○ 仕事の壁にぶち当たれば、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。
- d. ○ 仕事の壁にぶち当たったなら、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。

上の(403) a と(404) b の例文は「ト」形式の普遍性の事態と習慣を表す出来事である。これらの例文は、「ト」の部分を「タラ」・「レバ」・「ナラ」に置き換えることが可能である。但し、自然現象とありのままの状況という用法の場合は、「ト」形式が最も適切である。例えば、以下の(405)の自然現象と(406)のありのままの状況を表す例文を見てみよう。

(405) a. よく知られているのは、海溝沿いで巨大地震が起こると、その前後の期間に内陸の地震も起こりやすくなるということだ。(アエラ 2004/12/13)

- b. ○ よく知られているのは、海溝沿いで巨大地震が起こったら、その前後の期間に内陸の地震も起こりやすくなるということだ。
- c. ○ よく知られているのは、海溝沿いで巨大地震が起これば、その前後の期間に内陸の地震も起こりやすくなるということだ。
- d. ○ よく知られているのは、海溝沿いで巨大地震が起こるなら、その前後の期間に内陸の地震も起こりやすくなるということだ。

(406) a. 鹿児島本線で門司方面から行くと、博多につく三つ手前に香椎という小さな駅がある。(松本清張『点と線』)

- b. ○ 鹿児島本線で門司方面から行ったら、博多につく三つ手前に香椎という小さな駅がある。
- c. ○ 鹿児島本線で門司方面から行けば、博多につく三つ手前に香椎という小さな駅がある。
- d. ○ 鹿児島本線で門司方面から行くなら、博多につく三つ手前に香椎という小さな駅がある。

上の(405)と(406)の例文は「ト」形式の自然現象とありのままの状態の文である。この条件文は、「タラ」、「レバ」形式に置き換えられる。自然現象を表す(405)の例文は、「ト」形式の場合、前件と後件の関係は必然的な関係を表す関係である。「タラ」形式の場合、前件と後件の関係は必然的よりも順序的な関係を表すことを強調するというニュアンスが見られる。「レバ」形式の場合、前件と後件の関係は必然的な関係でありながら、対比の意味が生じる。一方、「ナラ」形式の場合、反復的な自然現象を表す出来事は弱くなり、仮定的な意味が強くなる。さらに、(405)の例文の場合、「ト」は「タラ」、「レバ」、「ナラ」に置き換えると口語的な文になる。そして、ありのままの状態を表す(406)例文は、「ト」形式の場合、前件と後件の関係はありのままの状況を表す。「タラ」形式に置き換えると前件と後件の関係は順序的な関係を表すことを強調する。「レバ」形式に置き換えると前件と後件の関係は必然的な関係でありながら、対比の意味が生じる。一方、「ナラ」形式の場合、反復的な自然現象を表す出来事は弱くなり、仮定的な意味が強くなる。従って、自然現象とありのままの状況を表す条件文の場合、「タラ」、「レバ」、「ナラ」形式に置き換えるときほど不自然でもなく、そして文の意味も通るが、「ト」形式がより自然であるといえる。

次に、相違点についてであるが、「ト」や「タラ」形式では、事実条件文の発見、発現、きっかけ、連続動作という用法が用いられる。従って、「ト」形式の事実条件文の用法は「タラ」形式にほとんど置き換えらる。一方、「レバ」や「ナラ」形式には、事実条件文という用法はほとんど用いられにくい。但し、「レバ」形式には、事実条件文の発見という用法が用いられることもある。特に「ナラ」形式については、事実条件文の事例は管見の限り見ることは出来なかった。例えば、以下の(407)の発見、(408)の発現、(409)のきっかけ、(410)の同一主語の連続動作を表す条件文を見てみよう。

(407) a. 過去の経歴を調べると、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。
(アエラ 2010/01/25)

- b.○ 過去の経歴を調べたら、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。
- c.○ 過去の経歴を調べれば、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。
- d.?? 過去の経歴を調べるなら、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。

(408) a. B(手記でも仮名)が部屋へ入って来ると、2人はまた発狂したように叫んでいた。
(週刊朝日 2010/12/03)

- b.○ B(手記でも仮名)が部屋へ入って来たら、2人はまた発狂したように叫んでいた。
- c.?? B(手記でも仮名)が部屋へ入って来れば、2人はまた発狂したように叫んでいた。
- d.?? B(手記でも仮名)が部屋へ入って来るなら、2人はまた発狂したように叫んでいた。

(409) a. 主婦仲間に面白さを語ると、そこから人気が広がっていった。
(アエラ 2007/01/22)

- b.○ 主婦仲間に面白さを語ったら、そこから人気が広がっていった。
- c.?? 主婦仲間に面白さを語れば、そこから人気が広がっていった。
- d.?? 主婦仲間に面白さを語るなら、そこから人気が広がっていった。

- (410) a. 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込むと、両手で抱えて職場まで運んでいった。 (田中寛『母といた夏』)
- b. ?? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込んだら、両手で抱えて職場まで運んでいった。
- c. ?? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込めば、両手で抱えて職場まで運んでいった。
- d. ?? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込むなら、両手で抱えて職場まで運んでいった。

上の (407) - (410) の例文は発見、発現、きっかけ、連続動作、同一主語の連続動作という出来事である。(407) a は「ト」形式の発見の用法である。この場合の「ト」は、「タラ」や「レバ」には置き換えられるが、「ナラ」には置き換えられない。(408) は「ト」形式の発現の用法である。この場合、「ト」は「タラ」には置き換えられるが、「レバ」と「ナラ」には置き換えられない。(409) は「ト」形式のきっかけの用法である。この場合、発現と同様「ト」は「タラ」には置き換えられるが、「レバ」や「ナラ」には置き換えられない。そして、(410) は「ト」形式の同一主語の連続動作の用法である。この場合の「ト」は「タラ」・「レバ」・「ナラ」には置き換えられない。

2.4 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法と主節のモダリティのまとめ

本節では、先行研究の結果と比べながら、これまで分析してきた 2.1. で明らかにした「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の使用分布の結果は鑑みになる。さらに、2.2. 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の仮定条件文と 2.3. の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティについての筆者の見解をまとめて、本研究における知見を明確する。従って、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の条件文の用法と主節のモダリティについて分析してきた結論を、各形式ごとに以下に説明する。

まず、「ト」形式について述べる。「ト」形式の用法と主節のモダリティについて、先行研究によれば、「ト」形式は仮定的な事態よりも、一般的／反復的な事態と事実的な事態(事実を伝える)の場合に多く使用される。例えば、益岡隆志(1993)は「ト」形式の文の中心的な用法は、非現実の事態ではなく、現実を観察された事態を表現するものであると述べている。そして、主節のモダリティに関して、「ト」形式の条件文については、意志を表すモダリティが用いられないというのが先行研究の結論である。しかし、意志モダリティが用いられない場合、どんなモダリティが用いられるのかについて、明確に説明している先行研究はほとんどない。この先行研究の結論に対して、本研究の分析した結果は次のようである。

- (1) 「ト」形式の用法に関して、前件の述語が肯定形の場合は恒常条件文と事実条件文として用いられることが多い。一方、前件の述語が否定形の場合は仮定条件文として用いられることが多い。この結果に基づくならば、「ト」形式には非仮定条件文(恒常条件文と事実条件文)だけでなく、仮定条件文もよく用いられるということがいえる。「ト」形式の仮定条件

文では、典型的な条件文、既定条件文、反事実条件文を用いることが可能である。「ト」形式の恒常条件文には、一般的条件文と習慣を表す出来事が用いられる。「ト」形式の一般的条件文では、自然現象・科学的な出来事・普遍性（物事の在り方とありのままの状況）という出来事が用いられる。そして、「ト」の習慣を表す出来事、ある人、ある社会、ある国の習慣が現れる。また、「ト」形式で最もよく表れるのは事実条件文の用法である。「ト」形式の事実条件文には、発見、発現、きっかけ、連続動作という出来事が現れる。

- (2) 「ト」形式の主節のモダリティに関して、分析した結果は次の通りである。反事実条件文を除く仮定条件文では、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志モダリティ、評価と認識モダリティ、説明モダリティ、伝達態度のモダリティが用いられる。意志モダリティが現れることに関して、これは先行研究の結論と矛盾した結果であるが、「ト」形式の典型的な仮定条件文では「～たい」と「～してほしい」という形の意志モダリティを用いることが可能であることが分かった。但し、実例の数は非常に少ない。さらに、「ト」形式の典型的な仮定条件文では、勧誘・命令・依頼・許可・禁止という行為要求あるいは聞き手に働きかけを表すモダリティは用いられない。そして、「ト」形式の恒常条件文と事実条件文の主節には一般的に叙述モダリティと説明モダリティが用いられる。

以上は「ト」形式についての先行研究の結論と本研究の結論である。先行研究の結果に比べると、「ト」形式の用法と主節にモダリティのことについてより明確に見えるようになったと考えられる。

次に、「タラ」形式について述べている。先行研究によれば、「タラ」形式の特徴は個別事態間の時間的依存関係（temporal dependency）または、“偶発的な関係”である。そのために「タラ」形式には、仮定条件文というより、事実条件文の方がよく用いられる。「タラ」形式は、多くの先行研究によれば、仮定条件文の主節に表すモダリティに関して制約がなくて、ほとんど全てのモダリティの類型が用いられる。しかし、これまで見てきた先行研究では、どのようなモダリティが用いられるのかについてははっきり説明していない。この先行研究の結論に対して、本研究の分析した結果は次のようである。

- (1) 「タラ」形式の用法に関して、収集した例文のデータを見ると、恒常条件文と事実条件文に比べて、仮定条件文の方が多く用いられていることが分かる。「タラ」形式の仮定条件文では、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が用いられる。「ト」形式と同様「タラ」形式でも恒常条件文と事実条件文の用法が用いられる。しかし、「ト」形式に比べると、使用範囲が限られ、主に恒常条件文の用法で使われている。「タラ」形式の恒常条件文の中には一般的条件文と習慣を表す条件文が現れる。しかし、「タラ」形式の一般条件文では、自然現象と普遍性のありのままの状況を表す出来事は用いられにくい。また、「タラ」形式の事実条件文に関しては、ほとんど「ト」形式と同様の用法が用いられる。しかし、「タラ」形式の事実条件文では、同一の主語が連続的な動作を表す出来事が用いられない。
- (2) 「タラ」形式のモダリティに関して、分析した結果は次の通りである。反事実条件文を除く「タラ」形式の仮定条件文では、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志、勧誘、行為要求モダリティ、評価と認識モダリティ、説明モダリティ、伝達態度のモダリティの

モダリティまで用いることが可能であることが分かった。モダリティの点から見ると、これらの使用範囲は広く、丁寧な言い方から忠告または脅しまで用いられる。また、「タラ」形式の恒常条件文と事実条件文の主節のモダリティについては「ト」形式と同様、叙述モダリティと説明モダリティがよく用いられる。

以上は「タラ」形式についての先行研究の結論と本研究の結論である。先行研究の結果に比べると、「タラ」形式の用法と主節のモダリティについてよりはっきり見えるようになったと考えられる。

次に、「レバ」形式について述べている。先行研究によれば、「レバ」形式の条件文は、前件と後件で事態間の一般的因果関係 (**general causal relation**) を表す。一般的な因果関係、必然的な関係を表す「レバ」形式文は、後件の事態が論理性が高いという特徴を持っている。従って、論理性が高い「レバ」形式には、主に仮定条件文と恒常条件文の用法が用いられる。事実条件文は非常に少ない。さらに「レバ」形式の仮定条件文のモダリティに関しては、制約があり、仮定条件文の前件の述語が動作性の場合、意志、勧誘、行為要求モダリティを用いることができない。しかし、ソルヴェン・前田 (2005) は、「レバ」は前件の述語が動作性であっても意志・希望・許容・許可のモダリティを許容すると述べている。この矛盾する問題に関しても、本研究では分析した試みた。その結果は以下の通りである。

- (1) 「レバ」形式の用法に関しては仮定条件文、恒常条件文、事実条件文が用いられる。「レバ」形式の仮定条件文の用法に関しては、「ト」形式と「タラ」形式と同様、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が現れる。「レバ」形式の述語が否定形になると、反事実条件文はより成立しやすくなる。「レバ」形式の反事実条件文では、前件が事実であり、後件が反事実事態という反事実条件文のパターンが用いられる。また、「レバ」形式の仮定条件文では、前件が「～さえ～れば」という構造になる場合、前件の事態は最低条件として捉えられる。この最低条件については、「タラ」形式にも同様の用法が存在するが、「レバ」形式の方が比較的好く用いられる。そして、「レバ」形式にも恒常条件文と事実条件文の用法が現れる。「レバ」の恒常条件文では一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。「レバ」形式の一般条件文では、科学的な出来事と普遍性を表す出来事が用いられる。また、「レバ」形式の事実条件文の用法が用いられるが、数は非常に少なく、発見の用法しか現れない。
- (2) 「レバ」形式の仮定条件文のモダリティに関して、分析した結果は次の通りである。「レバ」形式の仮定条件文では、前件の述語の動作性と状態性のことを除く「タラ」と同様、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志、勧誘、行為要求モダリティ、評価と認識モダリティ、説明モダリティ、伝達態度のモダリティのモダリティを用いることが可能である。収集したデータを調べた結果、「レバ」形式の仮定条件文では、前件の述語が動作性の場合、後件に行為系のモダリティが現れる例は 3 つしか見つからなかった。このことから、「レバ」形式の仮定条件文では、前件の述語が動作性の場合、基本的に意志、勧誘、行為要求を表すモダリティは用いられにくい、又は用いられないと考えられる。しかし、交換条件文の場合、行為要求の願望と許可を表すモダリティを用いることは可能であると考えら

れる。また、「レバ」形式の恒常条件文と事実条件文の主節に「ト」や「タラ」形式と同様に叙述モダリティと説明モダリティが用いられる。

以上は「レバ」形式についての先行研究の結論と本研究の結論である。先行研究の結果に比べると、「レバ」形式の用法と主節にモダリティについてよりはっきり見えるようになったと考える。

最後は、「ナラ」形式について述べている。先行研究によれば、「ナラ」形式の重要なキーワードとして判断表現が挙げられる。話し手は相手から話題・情報・状況を受けて、その話題・情報・状況を判断し、自分の立場と持っている知識で意見を述べる。そのため、「ナラ」形式の後件の事態は重要であり、単なる表現ではなく、意志、命令、要求、提案、評価、断定など、話し手の主観的な意見を表す表現を使用する傾向が多く見られる。従って、「ナラ」の用法に関しては、一般的に仮定条件文として用いられ、非仮定条件文の用法、特に事実条件文（過去一回限りの出来事）の用法は用いられないというのが、先行研究の中でも一致した意見である。この先行研究の結論に対して、本研究の分析の結果は次の通りである。

- (1) 「ナラ」形式の用法に関しては、一般的に仮定条件文が現れるが、数は少ないが恒常条件文も用いられる。「ナラ」形式の仮定条件文の用法に関しては、「ト」・「タラ」・「レバ」形式と同様に、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が現れる。「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の用法は「ト」・「タラ」・「レバ」形式とほぼ同じである。但し、「ナラ」形式の典型的な仮定条件文には、前件の事態が避けられないか、あるいは最悪な事態が予想される状況であるという「ナラ」形式の独特な形式が現れる。さらに、「ナラ」形式の反事実条件文では、前件が事実であり、後件が事実と反する事態という反事実条件文のパターンも存在している。そして、「ナラ」形式には、恒常条件文も用いられる。「ナラ」形式の恒常条件文の用法には、一般条件文と習慣を表す出来事が現れるが「ト」・「タラ」・「レバ」の形式と比べると、使用範囲は最も狭い。
- (2) 「ナラ」形式のモダリティに関して、分析した結果は次の通りである。反事実条件文を除く「ナラ」形式の仮定条件文では、「タラ」や「レバ」と同様に、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志、勧誘、行為要求モダリティ、評価と認識モダリティ、説明モダリティ、伝達態度のモダリティのモダリティまで用いることが可能である。また、「ナラ」形式の恒常条件文の主節のモダリティが「ト」・「タラ」・「レバ」形式と同様に叙述と説明モダリティである。

以上は「ナラ」形式についての先行研究の結論と本研究の結論である。先行研究の結果に比べると、「ナラ」形式の用法と主節にモダリティのことについてより明確に見えるようになったと考えられる。

以上の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法とモダリティについての先行研究の結論と本研究の分析の結果をそれぞれ表にすると以下ようになる。

表 27 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の条件文の用法

			前件と後件の事態	ト	タラ	レバ	ナラ	
(A) 仮定条件文	典型的 仮定条件文	1	未実現－未実現	○	○	○	○	
		2	最低条件－未実現	×	○	○	×	
		3	避けられない事態－未実現	×	△	△	○	
	既定条件文		4	事実－未実現	○	○	○	○
	反事実条件文		5	反事実－反事実	○	○	○	○
			6	事実－反事実	×	△	△	○
(B) 恒常条件文	一般 条件	自然現象	7	不問－不問	○	△	△	△
		科学的	8	不問－不問	○	○	○	△
		普遍性	9	不問－不問	○	○	○	○
	習慣を表す事態		10	事実－事実	○	○	○	○
(C) 事実条件文	発見		11	事実－事実	○	○	△	×
	発現		12	事実－事実	○	○	×	×
	きっかけ		13	事実－事実	○	○	×	×
	連続動作		14	事実－事実	○	×	×	×

(筆者作成)

○：使用可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

上は本研究で「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の条件文の用法について分析した結果をまとめたものである。各形式の共通点と相違点は次のようになる。

まず、(A) 仮定条件文の共通点と相違点を説明する。「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」形式の共通点は、いずれも典型的な仮定条件文の「未実現－未実現」、既定条件文「事実－未実現」、反事実条件文の「反事実－反事実」というパターンが用いられることである。また、「ト」形式を除けば、「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式では、典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」と反事実条件文の「事実－反事実」というパターンが用いられるが、「タラ」と「レバ」形式では実例が見当たらなかったため、用いられにくい。そして、相違点は、典型的な仮定条件文の「最低条件－未実現」というパターンが「タラ」と「レバ」形式は用いられるが、「ト」と「ナラ」形式は用いられないことである。

次に、(B) 恒常条件文の共通点と相違点を説明する。「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の共通点は、いずれも一般条件文の自然現象、科学的な出来事、普遍性を表す条件文と習慣を表す条件文が用いられる。但し、自然現象を表す条件文に関して、「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式では実例が見当たらなかったため、用いられにくいと考える。「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式は恒常条件文に関して相違点はほとんど見られない。

最後は、(C) 事実条件文の共通点と相違点を説明する。共通点は、「ナラ」形式を除く「ト」・「タラ」・「レバ」の形式では、事実条件文の発見という用法を用いることが可能である。相違点

は、「ト」と「タラ」形式では発現ときっかけの用法が用いられるが、「レバ」と「ナラ」形式では用いられない。また、連続動作を表す用法が「ト」形式しか用いられない。

以上が「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法と各形式の共通点と相違点を説明した。次に、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の仮定条件文、恒常条件文、事実条件文のモダリティの共通点と相違点を説明する。

まず、以下では各形式の仮定条件文のモダリティに表をまとめたものである。仮定条件文では典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文の3つの用法がある。反事実条件文を除く典型的な仮定条件文と既定条件文のモダリティには大きな違いはない。典型的な仮定条件文で用いられるモダリティには以下の表28にまとめられる。

表28 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式
の典型的な仮定条件文の主節のモダリティの分析した結果

		モダリティ				形式			
						ト	タラ	レバ ³⁵	ナラ
I	表現類型	1	情報系	a	叙述	○	○	○	○
				b	疑問	○	○	○	○
		2	行為系	a	意志	△	○	○	○
				b	勧誘	×	○	○	○
				c	行為要求	×	○	○	○
		3	感嘆			×	○	○	○
		II	評価と認識	1	評価	a	必要	○	○
b	不必要					○	○	○	○
c	許可					○	○	○	○
d	不許可					○	○	○	○
2	認識			a	断定	○	○	○	○
				b	推量	○	○	○	○
				c	蓋然性	○	○	○	○
				d	証拠性	○	○	○	○
III	説明				「のだ・わけだ」	○	○	○	○
IV	伝達	1	丁寧さ	a	ます形	○	○	○	○
		2	終助詞	b	よ、ぞ、ね等	○	○	○	○

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

³⁵ 「レバ」形式の主節のモダリティについて分析した結果、前件の述語が動作性の場合、主節に意志、勧誘、行為要求のモダリティが用いられにくいということが分かった。この結果は、多くの先行研究同じ結果である。

上の表 28 は「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の典型的な仮定条件文の主節のモダリティである。これまでに分析してきた結果を鑑み、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の仮定条件文の共通点と相違点について、モダリティの観点から考えると、以下に説明する。

共通点は、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の主節には、(I) 表現類型の情報系の叙述と疑問のモダリティ、(II) 評価の必要、不必要、許可、不許可のモダリティ、認識の断定、推量、蓋然性、証拠性のモダリティ、(III) 説明のモダリティ、そして、(IV) 伝達の丁寧さと終助詞のモダリティを用いることが可能である。

相違点は、「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の主節にほとんど全てのモダリティの表現を用いることが可能である。但し、「レバ」形式は前件の述語次第である。「レバ」形式の述語が動作性の場合には、意志、勧誘、行為要求のモダリティが用いられにくい、又は用いられないが、述語が状態性の場合には、全てのモダリティを用いることができる。つまり「レバ」形式の仮定条件文は主節のモダリティに関して制約がある。また「ト」形式は、「レバ」形式と同様に、制約がある。「ト」形式の仮定条件文では基本的に意志、勧誘、行為要求、感嘆のモダリティが用いられにくい、又は用いられない。しかし、本研究で調査した結果、意志の「～たい」、行為要求の依頼の「～してほしい」を用いることが可能であるということが分かった。

次は、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の恒常条件文のモダリティである。恒常条件文は仮定条件文より主節を表すモダリティが限られている。分析した結果は「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の恒常条件文の共通点は、主節では (I) 表現類型の叙述モダリティと (III) 説明モダリティのみ用いられる。「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の恒常条件文のモダリティに関して相違点はほとんど見当たらなかった。この結果は表にすると以下のようになる。

表 29 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式
の恒常条件文の主節のモダリティの分析した結果

		モダリティ				形式			
						ト	タラ	レバ	ナラ
I	表現類型	1	情報系	a	叙述	○	○	○	○
				b	疑問	×	×	×	×
		2	行為系	a	意志	×	×	×	×
				b	勧誘	×	×	×	×
				c	行為要求	×	×	×	×
		3	感嘆			×	×	×	×
		II	評価と認識	1	評価	a	必要	×	×
b	不必要					×	×	×	×
c	許可					×	×	×	×
d	不許可					×	×	×	×
2	認識			a	断定	×	×	×	×
				b	推量	×	×	×	×
				c	蓋然性	×	×	×	×
				d	証拠性	×	×	×	×
III	説明				「のだ・わけだ」	○	○	○	○
IV	伝達	1	丁寧さ	a	ます形	×	×	×	×
		2	終助詞	b	よ、ぞ、ね等	×	×	×	×

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

最後は、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の事実条件文のモダリティである。事実条件文は恒常条件文より主節に表すモダリティが限られている。分析した結果は「ト」・「タラ」・「レバ」形式の事実条件文では (I) 表現類型の叙述モダリティ (過去形) のみ用いられる。従って、モダリティに関して、仮定条件文、恒常条件に比べると、事実条件文のモダリティが最も限定されている。この結果は表にすると以下のようになる。

表 30 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式
の事実条件文の主節のモダリティの分析した結果

		モダリティ				形式			
						ト	タラ	レバ	ナラ
I	表現類型	1	情報系	a	叙述	○	○	○	○
				b	疑問	×	×	×	×
		2	行為系	a	意志	×	×	×	×
				b	勧誘	×	×	×	×
				c	行為要求	×	×	×	×
		3	感嘆			×	×	×	×
II	評価と認識	1	評価	a	必要	×	×	×	×
				b	不必要	×	×	×	×
				c	許可	×	×	×	×
				d	不許可	×	×	×	×
		2	認識	a	断定	×	×	×	×
				b	推量	×	×	×	×
				c	蓋然性	×	×	×	×
				d	証拠性	×	×	×	×
III	説明				「のだ・わけだ」	×	×	×	×
IV	伝達	1	丁寧さ	a	ます形	×	×	×	×
		2	終助詞	b	よ、ぞ、ね等	×	×	×	×

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

以上は本研究での分析結果である。この本研究の分析結果は第1章の1.3節で先行研究をまとめた「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」形式の条件文の用法とモダリティに比べてみる。

表 31 先行研究による「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」の用法とモダリティ

		仮定	一般的/反復的	過去の一回限り	モダリティ
1	ト	?	○	○	制約がある
2	レバ	○	○	?	制約がある
3	タラ	○	?	○	?
4	ナラ	○	?	×	?

(表 2 と同様) (筆者作成)

以上の表 27、表 28、表 29、表 30 は本研究での分析結果の表は、表 31 の先行研究を基にした表に比べると、用法と主節のモダリティに関して、より明確になったと考えられる。例えば、本研究では、「ト」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティについて明らかにした。「ト」形式の仮定条件文の主節に意志モダリティを用いることが可能ことについても、新たな発見として言えないが、これはあくまでも新たに考慮すべき点として強調させるにとどめる。そして、本研究の分析により、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法とその主節に表われるモダリティについてもよりはっきり見えるようになった。

今回の調査で「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法とその主節に用いられるモダリティの共通点と相違点について多くの部分が明らかになったり、さらに各形式の間の置き替え問題についても一つの検討すべき点を提示した。これらの点で本稿が日本語の条件文の研究において果たす役割は大きいと考える。

第3章

日本語の条件文の周辺形式の用法と主節のモダリティについて

日本語には、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の意味、機能、用法と似ている文型形式が存在している。多くの学者はこの文型形式を日本語の条件文の周辺形式と呼んでいる。この条件文の周辺形式の内、本研究では、「テハ」・「場合」・「限り」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」という6つの形式を研究の対象として取り上げる。この6つの形式は、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式に比べると、より特別な状況で用いられる傾向にあり、使用範囲も限定されている。

この6つの条件文の周辺形式に関する先行研究は既にいくつか存在している。しかし、明らかになっていない部分も多くあり、議論の余地が残されている。例えば、この6つの形式の用法と主節のモダリティ、特に主節のモダリティについては多くの部分がまだ明らかになっていない。従って、本研究ではこの6つの条件文の周辺形式について「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式と同じ基準で分析する。

本章は、7つの部分に分けられる。3.1節では、「テハ」の用法とモダリティを分析した結果を説明する。3.2節では、「場合」の用法と主節のモダリティを分析した結果を説明する。3.3節では、「次第」の用法と主節のモダリティを分析した結果を説明する。3.4節では、「ナイコトニハ」の用法とモダリティを分析した結果を説明する。3.5節では、「限り」の用法とモダリティを分析した結果を説明する。3.6節では、「テミロ」の用法とモダリティを分析した結果を説明する。そして、3.7節では、条件文の周辺形式の用法とモダリティのまとめを説明する。

3.1 「テハ」形式の条件文の用法と主節のモダリティ

序章の1.3.2.で、既に説明したことではあるが、先行研究に基づいて、「テハ」形式の特徴と用法についてここでもう一度まとめる。①「テハ」形式の特徴として、「テハ」の主節（後件）が「反期待性」（蓮沼 1987：2）・「望ましくない」（森田・松木 1989：90）・「不定的・消極的な意味内容」（田中 2004：100）の事態を表す。つまり、ある出来事に対して話し手の不満・不愉快な気持ちを表している場合は「テハ」の形式が用いられる。②「テハ」形式には、仮定的条件文と反復的な出来事が現れるが、過去の1回の出来事を表すことはできない。そして、モダリティの観点からみると、主節の文末はモダリティが限定されており、意志のモダリティが現れないという特徴も持っているというのが先行研究の結論である。この2つの「テハ」形式の特徴を念頭に置き、以下の例文をみてみよう。

- (1) 未曾有の不況による大幅な賃下げに、とりわけ戦々恐々としているのが、住宅ローンを抱えるサラリーマンだろう。あてにしていたボーナスがぐっと減ってしまっは、ローンの支払いが滞りかねない。（週刊朝日 2009/04/03）
- (2) 話はその1年前にさかのぼる。男性の自宅近くのマンションを取り壊し、周囲を含めて再開発する計画が持ち上がった。男は2週間に一度やって来ては、売買契約書を取り出し、サインを迫った。（アエラ 2009/09/12）

(1) と (2) までの例文を見ると、先行研究が指摘した「テハ」形式の条件文の特徴と同じであることが分かる。どちらの例文も主節には「望ましくない」・「不定的・消極的な意味内容」・「反期待性」の出来事が表されている。さらに、主節に過去の1回限りの出来事を表すものや話し手の意志表現は見当たらない。つまり、上記の例文は先行研究が指摘する特徴とほぼ一致している。しかし、ここに、以下のような疑問が生じる。まず、全ての「テハ」形式の条件文の主節が「望ましくない」出来事を表しているのか。次に、「テハ」形式の条件文では、過去の1回限りの出来事を表すことができないのか。最後は、主節の文末に意志のモダリティを用いる可能性は全くないのか。これらの疑問に対して、次の例文をあげる。

(3) 700度以上で一定の時間熱し続けなくては、アルミ製のネジ山が溶けることはない。
(週刊朝日 2001/09/21)

(4) 県は、18カ所の小学校や幼稚園、保育所、公園で測定を実施。なんと、1カ所をのぞいては、単純計算で年1ミリシーベルトを上回ってしまったのだ。(週刊朝日 2011/06/24)

上の (3) の例文は、恒常条件文の科学的な出来事を表すものである。この形式の後件は必ずしも望ましくない事態ではない。(4) は事実条件文であり、「テハ」は発見の用法で用いられている。この例文を見ると、多くの先行研究の結論とは異なって、「テハ」形式を過去一回限りの出来事について用いられる。

また、先行研究によれば「テハ」形式の主節の文末にはモダリティが限定されており、意志のモダリティが用いられない。その場合、どのようなモダリティが用いられるのかについては、先行研究ではまだはっきりと説明されていない。従って、「テハ」形式の用法と主節のモダリティに関して再考察する必要がある。以下に「テハ」条件文について分析した結果を説明する。

3.1.1 「テハ」形式の用法の使用分布

「テハ」形式の用法と主節のモダリティを説明する前に、「テハ」形式の用法の使用分布を説明する。分析した結果、今回の収集した「テハ」形式の1231例文のうち、366件は仮定条件文、496件は恒常条件文、2件は事実条件文、367件は非条件的な例文である。この「テハ」形式の使用分布は表にすると以下の表32のようになる。

第 32 「テハ」形式の用法を分析した結果と使用分布

	分類	用法	数	割合	合計
1	仮定条件文	典型的な仮定	337	27.4%	(366)
		既定条件文	26	2.0%	29.6%
		反事実条件文	3	0.2%	
2	恒常条件文	一般条件文	415	33.7%	(496)
		習慣を表す条件文	81	6.7%	40.4%
3	事実条件文	発見	2	0.2%	(2)
		発現	0	0%	0.2%
		きっかけ	0	0%	
		連続動作	0	0%	
4	非条件的		367	29.8%	(367)
					29.8%
			1231	100%	100%

(筆者作成)

上の表 32 のように、収集したデータを分析した結果、「テハ」形式では、恒常条件文の数が 496 件であり、他の用法の数に比べると最も多かった。一方、事実条件文の数が一番少ない。恒常条件文の中でも一般条件文は習慣を表す条件文に比べると数が多い。仮定条件文は恒常条件文に比べると数が少ない。仮定条件文の中には典型的な仮定条件文の数は最も多い。そして、「テハ」形式の非条件的なものは、「～なくてはいけない／～なくてはならない」のように後半を省略された形や「～に応じては」、「～によっては」、「～については」、「～をめぐるっては」等のような条件文とは異なる。「テハ」形式の非条件的の例文は以下の通りである。

- (5) 年齢の異なる子供たちが入り交じった遊びを通して、各自の役割など、様々なことを学ぶ機会を増やさなくては、と思いました。(朝日新聞 2010/02/14)
- (6) 遺棄化学兵器問題をめぐっては、90年に中国政府から処理の要請があり、91年に現地調査が始まった。(朝日新聞 2011/09/10)

以上が「テハ」形式を分析した使用分布の説明である。次は「テハ」形式の用法と主節のモダリティについて説明する。

3.1.2 「テハ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

「テハ」形式には、仮定条件文の用法があるが、データをみる限りでは、「テハ」形式の仮定条件文の数は非仮定条件文の数に比べると少ない。また、「テハ」形式の仮定条件文では典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が用いられている。では、これらの用法にはどのようなモダリティが現れるのか、次に説明する。

まず、仮定条件文について述べる。仮定条件文の典型的な特徴は前件と後件の事態が両方とも未実現であり、前件と後件の事態の因果関係が論理的に結ばれていることである。このタイプの条件文には話し手の仮定／仮説・予想・推量・推定が現れる。従って、「テハ」形式の仮定条件文として以下のような例文が挙げられる。

- (7) 「ただ、同業者からは、きちんとコスト分はいただく。コストは郵政省令に基づいて決められ公認会計士らの検査を受けているものだ。今の新電電は、たくさん使うから割り引けというが、たとえば十円のコストのかかる回線を八円で売っては、たくさん使われるほど赤字が広がる」 (朝日新聞 1994/12/25)
- (8) 限られた情報から推定するしかありませんが、今回、炉心溶融によって発生した水素や酸素が逃し弁から格納容器内に放出され、格納容器内の冷却用プールの水も炉心の温度が高くなりすぎたために水蒸気となった。その結果、最大4気圧程度までしか想定されていなかった格納容器内が8気圧まで上昇してしまった。しかし、格納容器が爆発してしまっては、もろに放射性物質が飛び出すことになる。 (週刊朝日 2011/03/25)
- (9) 「明らかに学力は低下しています。日本ではゆとり教育の名のもとに、学習時間はどんどん減っている。文部科学省は、余裕ができると自主的に勉強する時間が増えると考えているようですが、減らしたぶんだけ、子供は勉強をしなくなる。小学、中学は基礎トレーニングをする期間です。その基礎トレの時間を減らしては、応用性は生まれない。ただ知識が減り、結果として思考力も落ちてしまう」 (週刊朝日 2001/11/09)
- (10) 暴行グループの行動こそ、処断されなくてはならない。まずは容疑者を取り調べ、真相を究明すべきだ。どちらにしても、海老蔵がこのまま歌舞伎界から消え去ってしまったは、あまりに惜しい。 (週刊朝日 2010/12/24)

上の (8) - (10) をみると、これらの例文はある出来事に対して、仮定条件文の形で話し手の論理的な推量を表している。前件と後件の事態が未実現であり、必然的な因果関係を示している。モダリティの観点からみると、4つの例文は聞き手に情報を伝達するという機能を持つため、平叙文ということになる。(7) - (9) の主節のモダリティは、情報系の叙述モダリティである。そして、(10) の例文のように主節に話し手の感情的な述語が現れる条件文も「テハ」形式の条件文にはよく見られる。但し、その場合の感情的な述語はほぼ話し手の不満・不愉快な気持ちである。

また、仮定条件文の主節には、評価のモダリティも用いることが可能である。例えば、以下の例文を見てみよう。

- (11) 新「連合」は自民党や日経連にパイプを持っているし、山岸会長自身も野党ばかりでなく、自民党との人脈を誇っています。野党を飛び越えて自民党に直接、交渉するようになるのでしょうか。それは単純にいけない。野党を介さなくては、与党と議論してはいけない、ということにもならないでしょう。内容や、状況によりけりだよ。 (アエラ 1989/11/28)

- (12) 4年前の4月、大阪府の工業高校から推薦入学した成田武文さん(22)の、物理と数学の習熟度を測る試験の点数だ。周りの学生は、80点、90点は当たり前。すぎる思いで、授業についていけない学生を支援する工学基礎教育センターに通い始めた。勉強についていけなくては、中退せざるを得ない。 (朝日新聞 2004/04/11)

上の(11)と(12)の例文の主節には、「～してはいけない」と「～ざるを得ない」という評価の必要モダリティが現れている。しかし、不必要、許可、不許可という他の評価モダリティは見つからない。

仮定条件文には認知モダリティがしばしば見られる。例えば、以下の例文の主節には、推量モダリティが現れている。このタイプの仮定条件文には一般的に「～だろう」、「～でしょう」、「～まい」という推量を表すモダリティが用いられる。

- (13) 日本が生き延びるためには、日本企業が少なくとも他国に本拠を持つ企業と同じ土俵で戦えなくては話にならない。その方法が、2国間ごとに貿易自由化を目指すFTAなのか、太平洋諸国のグループに入るTPPなのかについては議論があるが、何もしなくては、今の極端な円高が是正されたとしても、多くの企業が拠点の海外移転を進めるだろう。 (週刊朝日 2011/09/23)
- (14) このような環境で外国人を受け入れるのは無理があると思います。5月、インドネシアとの経済連携協定(EPA)が衆参両院で承認され、インドネシア人の介護福祉士6000人を受け入れる方針が決まりました。しかし、まず日本人の待遇を改善した後に受け入れなくては、到底制度が根付かないでしょう。 (朝日新聞 2008/07/12)
- (15) 思えば、民主党の代表と首相になりそこねたのは、国民にとっても小沢氏にとっても幸いだった。景気に予算、対中関係、ねじれ国会。このうえ裁判対策ときは、国も体も持つまい。 潮時である。 (朝日新聞 2010/10/06)

また、仮定条件文にも認識モダリティの蓋然性を表すモダリティも用いられることがある。

- (16) 教壇に立ったこともある馳氏は自らの経験をひきながら、「ダメ教員を一方的に評価して現場から駆逐するという発想があつては、人間教育のはずの学校現場が殺伐とし、教員に求められる多様な個性を萎縮させかねない」とも述べた。(アエラ 2007/05/04)
- (17) 除去方法は、表土を3センチ掘削する。取り除いた表土部分を校庭の一部に埋設する。その際、遮水シートで覆う。那須町の高久勝町長は「国の動きを待っている、子どもたちの健康被害を食い止めることができない恐れがある」と話している。(朝日新聞 2011/06/08)
- (18) 練習や上下関係の厳しさに耐えかね、能代工高から2度目の脱走を図った三浦祐司。前回は故郷・盛岡を目指し、うまくいかなかった。それが脳裏にあったから、今度はとっさに進路を北へ。当てがあったわけではない。最寄りの能代駅から電車に乗っては、関係者に見つかるかもしれない。 (朝日新聞 2009/10/1)
- (19) 今回トヨタが実施した「自社株消却」は、これとは別のもので、現行の商法で認められ

- ている手段。政府の対策を待っては、時間がかかる可能性がある。(朝日新聞 2001/01/17)
- (20) 日本人数人が死亡したことをもって日本側が度を越した騒動を起こしては、事態を収拾できない状況に追い込みうる。 (アエラ 2002/10/07)

上の (16) - (20) の仮定条件文の主節には、可能性の認識のモダリティ「～かもしれない」、「～かねない」、「～恐れがある」、「可能性がある」、等が現れている。この仮定条件文はある出来事に対して話し手の推量を表す形である。但し、可能性を表すモダリティの中では、「～かねない」の形が他の形に比べると数が多い。「～かねない」が現れることによって、話し手はその危険性を示唆し、文全体にマイナスの評価を与えられる。これは「テハ」形式の条件形式の特徴と一致している。

仮定条件文には他にも、疑問モダリティの不定疑問文、認識モダリティの証拠性、伝達態度モダリティの伝達を表す終助詞が用いられる。

- (21) 駅の伝言板に、AさんがBさんの悪口を書いた。Bさんは、悪口を消してほしいと駅員に求めた。黒板消しは駅員しか持っていないからだ。しかし、駅員は考えた。伝言板は、だれでもが書き込める開かれた場だ。反論があるなら書けばいい。自分が伝言を一方的に消し去っては、自由な議論を妨げることにならないだろうか。(朝日新聞 1997/05/28)
- (22) 小泉政治の5年間のほころびと矛盾が露呈している今日、それを是正し、後継総理に間違いのない国政を託す国会である。その前半で民主党がつまずいては、この先の国民の安心と生活の向上、財政の改善は期待できないのではないか。 勇気ある民主党の議員はひるまず活動してほしい。(朝日新聞 2006/03/09)
- (23) 「安かろう、悪かろう」にならないためにも、しっかりと銘柄の選別が必要になるという。業績や財務内容が良好な銘柄を見つけなくては、「万年割安株」のままになってしまいそうだ。 (週刊朝日 2011/09/23)
- (24) 「行革が進んで党が減びては、元も子もないぞ」四月二十四日、自民党本部の一室で党農林部会の松岡利勝部会長や江藤隆美、玉沢徳一郎各氏ら農林族幹部が氣勢をあげた。(朝日新聞 1997/05/11)
- (25) ヨーロッパの地方議会も報酬は低いですが、議会を夜間に開催する。やりたい人の誰もが議員になれるようにするためです。低い報酬で昼間に議会有らあつては、金持ちしか議員になれませんよ。 (週刊朝日 2010/06/04)

上の (21) と (22) の例文では、話し手が予想したことに対して不安といった感情が不定疑問文のモダリティの「～のだろうか」と「～ではないか」によって表されている。(23) は話し手の観察に基づいていると推定される例文である。主節に「～そう」という認識モダリティの証拠性が現れているからだ。また、(24) と (25) の例文は、終助詞が現れていることから、この文は仮定条件文の忠告のタイプであるということが出来る。

次は、仮定条件文の既定条件文である。既定条件文とは、前件(従属節)の事態が既に起こった出来事(事実)であり、後件(主節)が未実現の文のことである。従属節が事実であっても、

主節が未実現であるため、文全体は未実現な出来事である。「テハ」形式の既定条件文の主節のモダリティについては、典型的な仮定条件文のモダリティとほぼ同様である。以下の例文をあげる。

- (26) 代表選をめぐる党内の争いは、その象徴で「自民返り」でもある。臨時国会後、民主党の代表選の会合があちこちで開かれているが、菅首相を引きずり下ろし、また首相を代えようというのだろうか。米国高官が「コロコロ変わっては、誰と話せばいいのかわからなくなる」と批判しており、このままでは諸外国からも、まったく信用されない国になってしまう。(朝日新聞 2010/08/17)
- (27) 国会は、国政について話し合う場である。相手の発言に耳を傾けてメモを取り、発言する際にはマナーを守って発言する、そういった場であるはずだ。あのように騒がしくては、相手の発言が聞き取れず、落ち着いて質疑応答もできないと思う。(朝日新聞 2007/10/14)

上の(26)と(27)の例文は平叙文である。出来事に対して話し手の判断などを聞き手に伝えるという役割である。2つの例文のモダリティは断定或いは叙述のモダリティである。また、既定条件文にも推量的な文も現れる。(28)の「～でしょう」や(29)「～だろう」のような推量のモダリティが用いられる。

- (28) いずれにしても、前出の上澤氏が言う。「見つかっていないだけで、高いレベルの放射線源がまだまだ存在している可能性があります。いくらポケット線量計などで作業員の累積被曝量を管理しても、敷地内にこれほどたくさんの放射線源があつては、知らぬ間に想像以上の被曝をしまっているでしょう」(週刊朝日 2011/05/06)
- (29) つまり、米国は緊縮財政による赤字の縮小を、日本は積極財政による内需拡大を、それぞれ期待されている。そして、日本の大蔵省がいくら不況による税収減・財源不足を言い募ろうとも、国全体として貿易でこれだけ稼いでいては、国際的にも理解されないだろう。(アエラ 1992/11/24)

さらに、以下の(30)の主節には「～かねない」という可能性を表すモダリティ、(31)には「～ではないか」という疑問モダリティの不定疑問文のモダリティ、(32)には「～よう」という証拠性モダリティ、(33)の主節には「～ぞ」という伝達態度のモダリティ(終助詞)も現れている。

- (30) 「和平の意思がないところに、平和も停戦監視もありえない」というのが国連の立場だが、UNTACが発足してからも相変わらず戦闘が続いていては、ただでさえ難航が予想されている総額2.8億ドルにのぼるカンボジア和平実施の資金手当にも影響が出かねない。(アエラ 1992/04/14)
- (31) 改めて国民に信を問うことはないままで、その時点の国民の率直な意思は反映されない。間接民主制というものなのだろう。しかし、首相をこんな形で選んでいては、国民は政治に基本的に信頼を寄せられないのではないか。だから何かあると首相の支持率が下が

ってしまうのだと思う。

(朝日新聞 2011/09/11)

(32) ちまたでは、ギリシャを共産国にして一党独裁で強力に計画経済や財政削減を実施させては、とかドイツの一つの州にしてみても、との話が出るぐらい問題の根は深いようだ。
日本もそこまで行く前に早期に何とかせねばならない。(朝日新聞 2011/07/29)

(33) 真夏であり、毎日暑い日が続いている。ある日——「こう暑くては、稽古(けいこ)で流す前に汗が出て、身体も干からびてしまうぞ」(朝日新聞 1999/06/25)

上の「テハ」形式の既定条件文は他の形式の条件文と同様、前件に指示詞と共によく現れている。「テハ」形式の既定条件文のモダリティは仮定条件文とほぼ同様であると言える。

最後は、「テハ」形式の仮定条件文の反事実条件文についてである。反事実条件文の前件も後件も未実現の事態である。「テハ」形式の反事実条件文の数は非常に少ない。

(34) 彼の足を引っ張ったモンテシノス元顧問は、軍とのパイプ役だった。フジモリ政権の初期に軍は三度、クーデター未遂を起こした。モンテシノス氏がいなくては、フジモリ政権は十年もたなかつただろう。葉は毒でもあったのだ。(アエラ 2000/12/04)

(35) 10日後、つめ切りのバネ交換がすみ、元通りの形で戻ってきた。修理代わずか150円。使い捨ての時代にこのメーカーでは物を大切に作る精神が生きている。もっとも、それが日本製ではなかったのがいささか残念ではあるが……。デパートの厚意もうれしい。生命あるものも道具も、最後まで役に立って消えていく。そんな時代が来なくては、今の文明は滅びるのではないか。子供や孫にこの教訓を教えなければ。(朝日新聞 2004/05/04)

(36) 調べによると、農林協同倉庫は昨年7月、従業員(20)ら6人に、労使間で結んだ協定に違反して17時間以上の長時間労働を行わせたり、1カ月間休みを与えなかつたりしていた疑い。東美運輸は昨年3月、労使協定を結ばなくては、時間外労働をさせることが出来ないのに、協定なしで従業員(23)に21時間半の長時間労働をさせていた疑い。(朝日新聞 1990/02/06)

上の(34) - (36)の反事実条件文のモダリティについて、「～なかつただろう」、「～のではないか」、「～のに」が現れている。両方とも確認要求の疑問文である。(34)の「～なかつただろう」は話し手の推量的な判断を表す認識のモダリティであり、推量した内容を聞き手に問いかけたり、注意を喚起するために用いられる。(35)の「～のではないか」は話し手と聞き手が同一の知識状態にある出来事を聞き手に想起させたり、気づかせたりする機能を持っている。(36)では「～のに」という事態に対して残念な気持ちを表す評価モダリティが用いられる。

以上の「テハ」形式の仮定条件文から、仮定条件文、既定条件文、反事実条件文の用法の存在を証明することができる。「テハ」形式の仮定条件文に現れるモダリティが限定されることも明らかになった。「テハ」形式の仮定条件文には情報系の叙述と疑問モダリティ、評価モダリティと認識の断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティ、伝達態度の終助詞のモダリティが用いられる可能性が十分ある。しかし実際には行為系の意志・勧誘・行為要求を表すモダリティは用いられない。また、様々なモダリティが用いられるにも関わらず、「テハ」形式の仮定条件文の主節の事態(内

容) はほぼ「望ましくない」・「消極的な意味内容」・「反期待性」であるという事実が証明された。

「テハ」の仮定条件文では、典型的な仮定条件文の「避けられない事態—未実現」と「最低条件—未実現」のパターン、及び反事実条件文の「事実—反事実」のパターンが見当たらなかった。これらの仮定条件文のパターンが用いられるかどうかを確かめるために以下の例文を検討する。

- (37) a. 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわないなら、せめてチームの役に立ちたい。 (朝日新聞 2009/07/29)
- b. ?? 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわなくては、せめてチームの役に立ちたい。
- (38) a. NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあれば、すぐにでもやめるつもりですよ。 (週刊朝日 2007/12/21)
- b. ?? NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあては、すぐにでもやめるつもりですよ。
- (39) a. 男のアパートからは、大量の株式投資の本や、株価の動きを記したメモが見つかった。「これだけ勉強したなら、自分で株で稼げばいいのに」と捜査員も苦笑い。
(朝日新聞 2009/05/30)
- b. ?? 男のアパートからは、大量の株式投資の本や、株価の動きを記したメモが見つかった。「これだけ勉強しては、自分で株で稼げばいいのに」と捜査員も苦笑い。

上の (37) a は「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の「避けられない事態—未実現」のパターンであり、(38) a は「レバ」の典型的な仮定条件文の「最低条件—未実現」のパターンであり、(39) a は「ナラ」の反事実条件文の「事実—反事実」のパターンである。これらの仮定条件文のパターン (37) a の「ナラ」、(38) a の「レバ」、(39) a の「ナラ」は「テハ」に置き換えてみると、(37) b、(38) b、(39) b は不自然な文になる。理由の一つは、(37) の「避けられない—反事実」の条件文と (38) の「最低条件—未実現」の条件文では主節に意志モダリティが用いられる傾向があるからであると考えられる。従って、「テハ」形式では典型的な仮定条件文の「避けられない事態—未実現」のパターン、典型的な仮定条件文の「最低条件—未実現」のパターン反事実条件文の「事実—反事実」のパターンが用いられない。

3.1.3 「テハ」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

恒常条件文とは、反復的な出来事を表す文のことである。ある国・地域・ひとの習慣や文化、物事のあり方、自然現象、科学的な出来事などが反復的に起こる出来事である。一般的に、反復的な出来事は非仮定的な出来事として捉えられ、事実として認定されている。反復的な出来事は前件と後件が必然的に結ばれ、過去の反復的な出来事があれば現在の反復的な出来事も存在している。それでは、「テハ」形式の条件文ではどのようなものが現れるのか、そして、どのようなモダリティが出てくるのかを以下に明らかにする。

「テハ」形式の恒常条件文には人の習慣がよく表れている。これらでは、過去又は現在の習慣あるいはある期間の習慣も表されている。

- (39) モルガン氏は、米国でM&Aの仲介を専門業務とする投資銀行、MLGAの共同経営者の1人で、二十数人の日本企業の経営者と会っては、米国投資の重要性を訴えた。
(朝日新聞 1991/11/22)
- (40) 子どものころには、こんな地球温暖化など予測する者はおらず、氷河期が来るとか言っていた。地球が寒くなって人類が滅亡する等と書かれた本を読んでは、恐怖でふるえていたものだ。
(週刊朝日 2011/10/04)
- (41) 大学2年になる長男と高校3年になる長女は、「宿題よりも家の手伝い」をモットーに育ててきた。とりわけ長女は料理好きで、毎朝6時に起きては、父親の分とあわせて弁当を作っているのだという。
(週刊朝日 2007/08/17)
- (42) 私を産んですぐ、母は病院からいなくなった。本当は産みたくなかった。周りにそう話していたと、後になって聞いた。父は酒好きだった。仕事帰りに立ち飲み屋で飲んでは、酔っぱらって帰り、一人っ子だった私に暴力を振るった。
(朝日新聞 2007/01/01)
- (43) 「読書の秋」には少し早い、この夏、私は久しぶりに夏目漱石を読み返している。「吾輩(わがはい)は猫である」を読んでは、猫を見かけるたびに、なんだか自分が「苦沙弥先生」のように見られているのではないかと感じたり、「坊っちゃん」を読んでは、職業柄、妙に共感したりしてしまう。
(朝日新聞 2011/09/04)

上の(39) - (43)までの例文を見ると、(39)と(40)の例文は人の過去の習慣の出来事であり、(41)と(42)の例文は現在の人の習慣であり、(43)ある時期のある人に関する反復的な活動である。これらの習慣を表す「テハ」形式の条件文の主節のモダリティはほぼ叙述のモダリティである。従って、これらの条件文は聞き手に情報を伝える役割をもつ平叙文であることが確認できる。また、「テハ」形式の恒常条件文には一般条件文の科学的な出来事、普遍性を表す条件文を用いることも可能である。

- (44) 700度以上で一定の時間熱し続けなくては、アルミ製のネジ山が溶けることはない。
(週刊朝日 2001/09/21)
- (45) 「大事な会議なのに腹が痛くなったらどうしよう」といった腹痛や下痢への心配が新たなストレスを生み、どんどん自分を不安に追い込む悪循環に陥ってしまっていては、症状が悪化するばかりだ。
(週刊朝日 2004/07/23)
- (46) パレスチナ問題に関してアメリカが、何度拒否権を使ったことか。私はアメリカのユダヤ化、と思う。レーガンもブッシュ大統領も、ユダヤ人の政治的、財政的支持がなくては、選挙に勝てないからだ。これでは、アラブの尊厳は保てませ。(アエラ 1991/01/29)
- (47) 裏通りだと賃料は2~3割安くなるが、目立たない分、宣伝や集客に費用や時間を取られてしまうという。「もうかってる店は簡単にやめない。一つの街にこだわっている、理想の物件には巡り合にくい。」
(朝日新聞 2011/07/17)

以上の(44) - (47)の恒常条件文では、一般条件文の普遍性を表す条件文の数は他の一般条件文のタイプに比べると多い。また、主節に表れるモダリティは叙述モダリティの他に、説明のモ

ダリティ「～もの」、「～こと」、「～ばかり」、「～からだ」、「～にくい」もある。恒常条件文には、叙述モダリティと説明モダリティが用いられるという傾向がある。さらに、「テハ」形式の恒常条件文は仮定条件文と異なり、主節は必ずしも望ましくない事態である。その実例は習慣を表す(41)と(43)の例文である。そして科学的な出来事を表す(46)の例文である。これらの例文の主節には望ましくない事態ではないものがある。しかし、「テハ」形式には自然現象を表す出来事は皆無ではないが用いられにくいと考えられる。例えば、以下の例文である。

- (48) a. 11日は入梅。卯の花が咲くと、梅雨入りも近い。 (朝日新聞 2010/06/10)
b.? 卯の花が咲いては、梅雨入りも近い。

上の(48)の例文には「ト」形式の自然現象を表す条件文である。この例文では「ト」は「テハ」に置き換えると自然的な意味が弱くなり、やや不自然な文になる。

最後は、「テハ」形式の事実条件文である。前述のように、先行研究によれば、「テハ」形式の条件文には主節の述語が過去の場合に、一回限りの出来事は現れず、従属節との関係は必ず反復的である。つまり、事実条件文の発見、発現、きっかけ、連続のような一回限りの出来事は用いられない。しかし、手元のデータで確認したところ、この結論は間違いないが、一回限りの出来事の用いられる可能性もゼロではないことが分かった。データの内、事実条件文と思われる例文は3つ現れた。その例文は以下のようなものである。

- (49) 県は、18カ所の小学校や幼稚園、保育所、公園で測定を実施。なんと、1カ所をのぞいては、単純計算で年1ミリシーベルトを上回ってしまったのだ。(週刊朝日 2011/06/24)
(50) 開始と共に絵本コーナーはからになり、あの本たちはどこにも見あたらなかった。次に、本を抱えている一人一人を追っては、その本を見た。 (朝日新聞 2004/12/09)
(51) A被告は元夫の方へ時折目をやっては、涙を浮かべて目を伏せた。(朝日新聞 2004/06/12)

上の(49) - (51)の事実条件文は、過去一回限りの出来事を表しており、前件と後件は偶発的な関係である。(49)と(50)の例文は発見の用法であり、(51)の例文は同じ主語が連続的動作を表す用法であると思われる。但し、(51)“時折”という言葉があり、この例文はある時期の習慣を表す条件文も考えられる。従って、(49)と(50)の文は事実条件文の発見である用法が確認できるが、(51)の連続動作の条件文と思われるものは恒常条件文の習慣を表す条件文として濃厚であり、「テハ」形式では連続動作の例文は用いられにくい。また、「テハ」形式では、事実条件文の発現ときっかけの例文が見当たらなかったため、用いられるかどうかを確かめる必要がある。確かめるために、以下の例文を検討する。

- (52) a. B(手記でも仮名)が部屋へ入って来ると、2人はまた発狂したように叫んでいた。
(週刊朝日 2010/12/03)
b.?? B(手記でも仮名)が部屋へ入って来ては、2人はまた発狂したように叫んでいた。
(53) a. 主婦仲間に面白さを語ると、そこから人気広がっていった。(アエラ 2007/01/22)
b. ?? 主婦仲間に面白さを語っては、そこから人気広がっていった。

上の (52) と (53) の例文は「ト」形式の発現ときっかけを表す条件文である。これらの例文では「ト」は「テハ」に置き換えると発現やきっかけを表す意味が弱くなり、不自然な文になるということが見られる。そのため「テハ」形式では発現ときっかけの用法は用いられにくい。

3.1.4 「テハ」形式の条件文のまとめ

以上の「テハ」形式の用法と主節のモダリティに関する分析した結果を以下にまとめる。

1. 「テハ」形式の条件文の用法としては、仮定条件文、恒常条件文、事実条件文を用いることが可能である。仮定条件文の、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文の用法、そして、恒常条件文の一般条件文と習慣を表す条件文でも用いられ、自然現象を表す条件文は見当たらなかった。一方、事実条件文は集めた例文のデータからみると数が非常に少なく、発見という用法は用いることが可能であると考えが、基本的に事実条件文は用いられにくい。か用いられない。「テハ」形式の仮定条件文は、後件は必ず「望ましくない」事態を表すものである。しかし、恒常条件文と事実条件文の場合、後件は必ずしも「望ましくない」事態を表すわけではない。
2. 「テハ」形式の主節のモダリティに関しては、反事実条件文を除く仮定条件文の主節では、情報系のモダリティ、評価と確認のモダリティ、伝達のモダリティが用いられるのが一般的である。一方、意志、勧誘、行為要求を表すモダリティは用いられない。「テハ」形式の恒常条件文には主に叙述モダリティと説明モダリティが用いられる。そして、事実条件文のモダリティは主に叙述モダリティが用いられる。

以上の「テハ」形式の用法の分類と主節のモダリティに関して分析した結果を表 33 のようにまとめた。

表 33 「テハ」形式の用法と主節のモダリティ

No	分類	No	用法	主節のモダリティ
1	仮定条件文	1	仮定条件文	(1) 情報系の叙述と疑問
		2	既定条件文	(2) 評価と認識モダリティ (3) 説明モダリティ (4) 伝達の終助詞
		3	反事実条件文	(1) 認識の断定と推量
2	恒常条件文	4	一般条件文	(1) 叙述モダリティ (2) 説明モダリティ
			科学的な出来事 普遍性の出来事	
		5	習慣	
3	事実条件文	6	発見	(3) 叙述モダリティ

(筆者作成)

以上は「テハ」形式の用法と主節のモダリティの分析した結果である。次に、「場合」形式の用法と主節のモダリティについての分析の説明をする。

3.2 「場合」形式の条件文の用法と主節のモダリティ

「場合」は条件文の周辺の形式の一つである。グループ・ジャマシイ（1998：487-488）によれば、「場合」の前には「動詞・イナ形容詞・名詞の」が現れることが可能である。「場合」は「時は」と意味が似ている。グループ・ジャマシイは「場合」の用法に関して次の6つの例文を挙げている。

(54) 雨天の場合は順延します。 (グループ・ジャマシイ 1998：487)

(55) 火事、地震など、非常の場合には、エレベーターを使用せずに階段をご利用ください。
(グループ・ジャマシイ 1998：488)

以上の例文は起こりうる様々な状況のなかから、ひとつだけを取りあげて問題にするときの使い方である。(54)と(55)の例文は、「～時は」と言いかえられる。しかし、次のように、話し手の個人的な経験に基づく具体的な時間関係を表す文には、「場合」は使えない。

(56) a.○ 私が行った時には会議は始まっていた。

b.*私が行った場合には会議は始まっていた。 (グループ・ジャマシイ 1998：488)

グループ・ジャマシイの説明に基づくと、「場合」形式は「時」という形式とほとんど同様の意味と用法である。「場合」形式は仮定条件文の特徴があると言える。しかし、これは総合的な説明であり、条件文形式についてはまだ不十分である。「場合」形式の条件文についてより詳しい先行研究は仁田円（2004：40-45）と前田直子（2009：109-112）がある。仁田（2004）と前田（2009）の「場合」形式についての結論をまとめると以下の通りである。

仁田円（2004）によれば、用法に関しては「P 場合（には）Q」は、仮定条件、一般条件、過去の習慣を述べる事実条件を表すことができるが、反事実条件、確定条件、発見を述べる事実条件を表すことはできない。「P 場合（には）Q」の文が仮定条件・一般条件・過去の習慣しか表せないということは、P が仮定的・観念的であって、時間軸上に位置づけられる具体的な事態ではないことを示している。「P 場合（には）Q」の P と Q には時間的關係における制約がない。また、P は仮定的・観念的である。これらをふまえて P と Q の關係を説明するとすれば、「P は、Q の事柄や判断が成立可能な状況を仮定する」といえるだろう。ここでいう「状況」とは、「ある動作の完了」「ある事柄が成立するという仮定」「ある判断のための前提」など、様々な形で表される。また、「場合（には）」には名詞や代名詞に後接して主題をあらわす用法がある。「N の場合（には）」の N は、後接する文の成分になっており、「場合（には）」は「は」と言いかえることができる。

(57) 手を汚さないで政治なんかできません。いやいや、先生の場合はクリーンなイメージが

大切だ。

(仁田円 2004 : 44 『善人』 より)

「N の場合 (には)」が主題ではなく「N の立場からすると/N にとって」という意味を表す。

- (58) 敏腕で達者な問屋の者を向うに回しての必死な外交は、八重の場合、自分の家の生活を
楽にしたい一念よりなかった。 (仁田円 2004 : 45 『青果』 より)

「場合」という語がもつこのような対比性は、それが複文で用いられたときにも働いていると考えられる。複文の場合は、「P 場合 (には) Q」が「P (P ではない) の場合～Q (Q ではない)」を差し出す傾向がある。これは、条件文が誘導推論を引き起こすのと同じ原理であると仁田 (2004) は説明している。

前田直子 (2009) は、条件文に関して「場合」形式は順接条件文と逆接条件文として用いられると指摘している。順接条件文の「場合」形式は仮説的条件文、一般条件や習慣を表す場合もある。以下は、仮定条件文 (59) と一般条件文の例 (60) である。

- (59) 「もし、四、五日中にそのブランクが埋まらない場合は、当分埋まらないでしょう。」
(前田直子 2009 : 111 『崖』 より)

- (60) 写真などというものは、個人でこっそり飾っておくべきもので、でかでかと人目につく
ように貼りだされる場合、いつだって何かいかがわしい気配を感じざるを得ない。
(前田直子 2009 : 111 『どくとくマンボウ航海記』 より)

前田によれば、「場合」形式の条件文には、前件が後件の原因となっている、いわば起因的な用いられ方をする。「場合」形式はその構造上、前節述語が「た」形式になると、仮定的な条件を表しやすくなる。「した場合」の前節述語の「た」形式も、過去を表しているのではなく完了を表している。「場合」形式は条件を表すと言っても、その用法の範囲は狭く、例えば、今回集めたデータの中にも反事実的な条件文は確認できなかった。

以上の仁田円 (2004) と前田直子 (2009) の考察の結果から、「場合」形式については仮定条件文、一般条件文と習慣的条件文の用法しか用いられないことが分かった。仮定条件文の既定条件文と反事実条件文、過去の一回限りの出来事 (事実条件文) は用いられない。しかし、どちらの先行研究も主節のモダリティに関してはまだ触れていない。従って、本研究では先行研究を踏まえつつ、収集したデータに基づいて「場合」形式の条件文の用法を再考察して、「場合」形式の条件文の主節のモダリティを明らかにすることを目的とする。

「場合」の条件文の形式には「～場合、～」、「～場合に、～」、「～場合は、～」、「～場合には、～」という4つの文の構成が存在している。それが以下の例文である。

- (61) 仮に新政権が延長措置を取らない場合、日朝関係も動き始める可能性がある。
(朝日新聞 2007/09/13)
- (62) うそをついてまで被害を訴える動機がない場合に、一貫した話をでっち上げる可能性は

低い。

(アエラ 2009/12/07)

(63) 鎮痛薬の乱用による頭痛は、ほぼ毎日頭が痛くなり、鎮痛薬を飲むと軽快します。頭痛の頻度が増えたり、痛みが強くなったり、持続時間が長くなったりしていく場合は、薬の副作用による頭痛の可能性もあります。 (週刊朝日 2004/06/04)

(64) 小泉氏にすれば、青木氏を味方につけ橋本派を相手に持論をどこまで貫けるかが勝負となる。だが、その駆け引きがうまく運ばない場合には、小泉氏が出馬を断念する可能性もある。 (朝日新聞 2001/03/17)

上の (61) から (64) までの「場合」形式の条件文は、(61) には「～場合、～可能性がある」、(62) には「～場合に、～可能性は低い」、(63) には「～場合は、～可能性ががあります」、(64) 「～場合には、～可能性もある」という構成になっている。全て複文の条件文であり、前件の事態も後件の事態も未実現の事態であり、予想・仮説・仮定的な文章である。従って、「～場合、～」、「～場合に、～」、「～場合は、～」、「～場合には、～」の文は機能や意味はほとんど同じであると言える。実際に収集した「場合」形式の条件文から見ると、4 つの「場合」形式の内「～場合に、～」という構成の数が一番少ない。また、収集したデータからは、仮定条件文と恒常条件文という用法しか現れなかった。「場合」形式の用法と主節のモダリティについては、以下に分析している。

3.2.1 「場合」形式の用法の使用分布

「場合」形式の用法と主節のモダリティを説明する前に、「場合」形式の用法の使用分布を説明する。分析した結果、今回収集した「場合」形式の 1303 例文のうち、812 件は仮定条件文、491 件は恒常条件文の例文である。この「場合」形式の使用分布は表にすると以下の表 34 のようになる。

第 34 「場合」形式の用法を分析した結果と使用分布

	分類	用法	数	割合	合計
1	仮定条件文	典型的な仮定	806	61.9%	(812)
		既定条件文	4	0.3%	62.3%
		反事実条件文	2	0.1%	
2	恒常条件文	一般条件文	463	35.6%	(491)
		習慣を表す条件文	28	2.1%	37.7%
3	事実条件文	発見	0	0%	0%
		発現	0	0%	
		きっかけ	0	0%	
		連続動作	0	0%	
			1303	100%	100%

(筆者作成)

上の表 34 を見ると、「場合」形式では仮定条件文の方が恒常条件文より数が多い。事実条件文は見つからなかった。「場合」形式の仮定条件文の中にほとんど典型的な仮定条件文の用法である。既定条件文と反事実条件文も用いられるが、数は非常に少ない。従って、「場合」形式の条件文には既定条件文と反事実条件文が用いられにくいと言える。また、恒常条件文には一般条件文も習慣を表す条件文も用いられる。一般条件文は習慣を表す条件文より数が多い。

以上が「場合」形式を分析した使用分布の説明である。次は「場合」形式の用法と主節のモダリティの説明である。

3.2.2 「場合」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

「場合」形式の仮定条件文では典型的な仮定条件文の用法が一番多く見られる。「前件（未実現）＋場合、後件（未実現）」というような文章の構成パターンがよく現れる。条件文では従属節に現れる「場合」の前に辞書形・過去形の名詞・形容詞・動詞を組み合わせることができる。しかし「場合」という語の元々の意味から考えると、「場合」形式で構成される従属節は一般的に未成立あるいは未実現の事態を表していると言える。そのため、「場合」形式の条件文には主に仮定条件文が現れてくる。

まず、「場合」形式の典型的な仮定条件文について述べる。前述のように典型的な仮定条件文の特徴は、前件も後件も未成立あるいは未実現の事態であることである。「場合」形式の典型的な仮定条件文の主節には様々なモダリティを用いることが可能である。以下の例文をあげる。

- (65) 日本政府が金を出さない場合は、米国、豪政府からも活動資金を集めてくる。
(アエラ 2000/05/15)
- (66) 仮に投票率が50%に満たない場合、住民投票は「意義がない」ものになる。
(朝日新聞 2010/11/13)
- (67) 藤村氏はこの日、首相官邸を訪れた森詳介・関西経済連合会会長（関西電力会長）から「もし原発が動かなかった場合、今年の冬の電力も厳しい。できるだけ速やかに再稼働をやって欲しい」と要請された。
(朝日新聞 2011/09/23)

上の(65)から(67)までの例文は「場合」形式の典型的な仮定条件文である。(65)から(67)の例文の前件「お金を出さない」、「投票率が50%に満たない」、「原発が動かなかった」は未実現の事態であり、後件の「活動資金を集めてくる」、「『意義がない』ものになる」、「電力も厳しい」もその時点ではまだ成立していない事態である。従って、(65)から(67)までの例文は予想される出来事未来に起こりうる事態についての文である。また、話し手の側から見れば、これらの例文の主節に現れているのは確認の断定モダリティであり、聞き手の側から見れば、叙述のモダリティであることになり、聞き手に対して新しい情報を伝える機能を持っている。

典型的な仮定条件文の「場合」形式の主節には表現類型の叙述のモダリティ以外、疑問、意志、勧誘、行為要求モダリティが現れることも可能である。例文は以下の通りである。

- (68) Aさんは自分の車にかけている自動車保険に、限度額1億円の「人身障害補償保険」をつけているが、この場合、Aさんの過失分は、この保険の支払の対象になるのか。支払いの対象になる場合、具体的な金額はいくらになるか。 (週刊朝日 2006/07/28)
- (69) もし身柄の拘束を続けて起訴に踏み切った場合、それは我が国の利益になったのだろうか。 (朝日新聞 2010/10/03)

(68) と (69) の前件も後件も未実現或いは未成立の事態であり、主節に疑問のモダリティが用いられることによって、この2つの例文は話し手の予想又は仮説として認定される。また、以下の例文のように表現類型の意志のモダリティを用いることも可能である。

- (70) 話し合いは高橋資明議長ら村民3人の立ち会いの中で開かれ、原告側は「もし、観音像撤去を村費でやった場合、住民監査請求も検討する。村政混乱を避けるための平和的な策を示して欲しい」と要望した。 (朝日新聞 2001/05/25)
- (71) 松下基金の理事長でもある村山敦常務は「将来はリスクのある資産での運用を六割まで増やしたい。運用は実績をもとに考えることにしており、金融ビッグバンに期待する。実績が伸びない場合は、給付額を下げることも検討したい」と話している。 (朝日新聞 1998/03/04)

(70) と (71) の例文の主節の「～検討する」と「～検討したい」は意志のモダリティとして確認できる。この例文は話し手の意志が現れており、動作主が一人称であることによって聞き手に対して新しい情報を伝えている、として捉えることができる。

また、「場合」形式の典型的な仮定条件文には勧誘と行為要求のモダリティが現れることも可能である。

- (72) もし、借り換えの条件に満たない場合は、繰り上げ返済を考えてみよう。 (アエラ 2004/10/15)
- (73) もっともバッテリーの形態や位置によっては、取り外すと不安定になってしまう機種もあります。1カ月以上バッテリーを使わない場合は、パソコンから外して保管しておきましょう。 (朝日新聞 2004/11/06)
- (74) 物件名義を分け別々にローンを組めば、どちらかが死んだ場合、住宅ローンの団体信用保険で死亡した人の分だけは完済になるが、自分のローンは残る。これを避けたい場合は、民間の生命保険で、別途残債分の死亡保障を確保しておこう。 (アエラ 2007/02/05)

(72) から (74) までの例文の主節では「～てみよう」、「～ておきましょう」、「～ておこう」という勧誘のモダリティが用いられることによって、話し手の行為を前提として、聞き手に行為の実行を誘いかける様子が現れている。これらの例文は、話し手と聞き手が共同で行う行為の実行を聞き手に提案し、聞き手をその行為に誘うものである。つまり、勧誘の文では一人称と二人称が一緒に行うのは一般である。

また、典型的な仮定条件文の例文にも以下のような行為要求のモダリティが用いられることもしばしばである。

- (75) もし、いくつか該当する項目がある場合は、ぜひ早めに精神科や神経科、心療内科などの専門医に相談してほしい。 (週刊朝日 2007/08/17)
- (76) 議論がかみ合わない場合、マニフェストに政策を掲げて政権選択の選挙をやっていたきたい。 (朝日新聞 2008/01/21)
- (77) 勤務する意志がない場合は、早やかに退職の手続きをしてください。 (週刊朝日 2001/05/04)

上の (75) から (77) までの例文では主節に「～してほしい」、「～ていただきたい」、「～てください」という依頼モダリティが用いられることによって、行為の実行者である聞き手に、その行為の決定権が与えられている。また、行為要求のモダリティの勧めモダリティも用いることができる。

- (78) 保険にせよ、供託にせよ、契約書などの書類に記入するよう義務づけられているので、契約の際に確認できる。分かりにくい場合は、業者に聞いてみた方がいい。 (朝日新聞 2009/03/21)
- (79) 企業に人を送り込む場合、直感と情熱で進んできた右脳型の起業家の参謀には抑え役になる左脳型を入れるといい。 (アエラ 2007/10/29)

(78) と (79) の例文は前件も後件も未成立の事態であり、主節では「～方がいい」と「～といい」という勧めのモダリティが用いられることによって、話し手にとってある事態の実現が望ましいものであることを表している。この事態が実現する場合、聞き手に対して有利なことなので、話し手はその行為の実行を勧めるということになる。

以上の (65) から (79) までの例文は典型的な仮定条件文であり、主節に情報系の叙述と疑問、行為系の意志、勧誘・行為要求モダリティが用いられている。但し、行為要求モダリティの命令や禁止と感嘆のモダリティを用いる例文は見つからなかった。

典型的な仮定条件文では主節に評価のモダリティが用いられることも可能である。以下に例文をあげる。

- (80) 行政機関に勝手に個人情報を使わせないためには、第三者による監視機関を設ける必要がある。目的外に利用していいかどうかは、監視機関で審査する。自分の情報がどのように使われているのかを知りたい場合には、監視機関に問い合わせができるようにすればいい。 (朝日新聞 2006/12/05)
- (81) 岡田は訪問先のワシントンで、日本の安全保障政策について講演した。「将来は憲法を改正して、国連安保理の決議がある場合、日本も海外で武力行使ができるようにすべきだ」と語った。 (アエラ 2004/08/30)

- (82) 政権を取った鳩山内閣で、消費税は4年間上げない、そしてムダは省くと言ったんですから、一生懸命ムダを省いて、最終的に4年たって、社会保障費などでどうしても足りないという場合は、検討しなきゃいけない。 (週刊朝日 2010/08/13)
- (83) 自衛隊法の改正で解決できない場合は、憲法を改正せざるを得ない。 (アエラ 1993/05/04)
- (84) 今後は、作業用の特殊ロボットを開発するなどして、できる限り安全に作業を進める必要がある。圧力容器から核燃料を完全に取り出せない場合は、コンクリートで固めるしかない。 (アエラ 2011/04/11)
- (85) 消費者相談は、まずは地元の自治体の窓口へ。だが、消費者行政予算の削減や人員不足で、万全でない場合には、消費者団体などに相談してみてもいい。 (朝日新聞 2008/11/07)

上の (80) から (85) までの例文には、「～ばいい」、「～べきだ」、「～しなきゃいけない」、「～ざるを得ない」、「～しかない」という評価のモダリティの内、必要モダリティ、そして (85) には「～てもいい」という許可モダリティが用いられる。(80) の主節に「～ばいい」が用いられることによって、前件で起こりうることに對して、望ましい対応を主節で示している。(81) の主節に「～べきだ」が現れることによって、前件で起こりうることに對して、主節に述べる事態が妥当であるという話し手の評価を表している。(82) の主節に「～しなきゃいけない」が用いられることによって、前件の事態に對して主節の事態が実現しないことが許容されない、不可欠だということ、つまり当為判断を表す。そして、(83) の「～ざるを得ない」と (84) では「～しかない」というモダリティが用いられることによって、前件に對して主節に現れうる事態の実現が不可避なものであり、前件は後件と必然的な関係であることが示されている。主節の事態の実現が行為者の意向や気持ちに反するというニュアンスがある。それから、(85) のように「～てもいい」というモダリティが用いられることによって、前件に對して後件の起こりうる事態が許容できるものであることを表すことができる。主節の事態が聞き手の行為であれば、聞き手にその行為を許可するという意味も含まれる。

以上の分析で典型的な仮定条件文には評価のモダリティを用いることが確認できた。また、典型的な仮定条件文には確認の推量・蓋然性・証拠性モダリティも用いることが可能である。

- (86) 地域に入り込んで医療活動をやる場合には、ある程度の誤解や中傷があるだろう、とは予測していた。 (アエラ 1992/06/02)
- (87) 受験生・保護者にとっては、合格実績だけでなく、現役で何%合格しているかが学校選びの指標になり得るのです。難関大を狙う場合、首都圏では受験への取り組みが早い私立の中高一貫校が人気なのはその証しでしょう。 (週刊朝日 2008/05/23)

(86) と (87) の例文では「～だろう」と「～でしょう」という推量のモダリティが現れることによって、事態を話し手の想像や思考として捉え、話し手の不確かな認識を表している。このような文章は論説文的な文章として捉えられる。また、以下の例文を検討する。

- (88) 友達親子は、大人になってうまくいけば、表面は楽しくつきあえる。結婚してからも実家に入り浸るとか。うまくいかなかった場合、親が子供の奴隷になり、引きこもる大人も生まれかねない。 (アエラ 2003/02/03)
- (89) 現在、リーグ戦は鹿島が独走中。一方、14連敗でシャムスカ監督をようやく解任した大分トリニータは、J2落ちが確実な情勢だ。来年も債務超過を解消できない場合、成績を満たしてもJ1復帰ができない恐れがある。 (アエラ 2009/07/27)
- (90) レビ局のアナログ放送機器設置料に収入の3割を頼っている。その収入が他でまかなえない場合、最悪のシナリオとして解体もあり得る。 (朝日新聞 2011/07/01)
- (91) この時期に担任が代わることで、子どもたちが方針の違いに戸惑ったり、子どもの反応に担任が戸惑ったりすることがある。担任が、丁寧に引き継ぎをすることが大切。同じ学校で転入が多い場合には、学校全体の雰囲気も変わるかもしれない。 (朝日新聞 2011/07/26)
- (92) 健保に入っていれば、病気になっても傷病手当金がついたり、といった厚生年金と健康保険のセットもののメリットを受けられる。ただ、60歳を過ぎて働く場合、在職老齢年金との兼ね合いに気をもむ人も多いはずだ。 (アエラ 2007/07/02)

上の(88)から(92)までの例文は、主節の「～かねない」、「～恐れがある」、「～あり得る」、「～かもしれない」、「～はずだ」という蓋然性モダリティによって、話し手が事態について、その可能性や必然性を確信しているという意味の文になっている。話し手が何らかの根拠によって、推論を述べるというパターンは認識のモダリティの一つの特徴である。さらに、典型的な仮定条件文にも、以下のような証拠性モダリティを用いることが可能である。

- (93) 月経は、通常1～6カ月後に再開する。竹内正人医師（産科医）によると、以前の月経周期や妊娠週数によって違うが、6カ月以上経過しても再開しない場合は、医師に相談した方がよいようだ。 (朝日新聞 2011/01/19)
- (94) 店内では元気がいい女性店員が目についた。客の予算を聞き「このカメラは型落ちになるけど、そのぶんお得」などと説明している。特定の機種にこだわらず、納得できる品を安く選びたい場合には、頼もしい味方になりそうだ。 (朝日新聞 2010/03/29)
- (95) 今まで統一契約でプレーしていた選手が新制度下でA契約できない場合、A契約できるチームに移籍する動きも出てくると見られ、選手の流動化が起こりそうだ。 (アエラ 1998/10/05)

(93)から(95)までの例文は主節に「～ようだ」と「～(し) そうだ」という証拠性のモダリティが現れていることによって、話し手が観察したことや何らかの証拠に基づいて起こりうる事態を推定しているという意味を表している。また、次のような認識のモダリティの類型も用いられる。

- (96) 県財政は危機的状況です。私はまず自分の月給を100万円カットします。そのほか歳出削減・歳入確保をしても足りない場合、(職員の給与カットに)踏み込まざるを得ないと思っています。 (朝日新聞 2008/03/26)

(96) の例文では「～と思います」という思考動作を示すモダリティが現れることによって、話し手が個人的な判断や意向を聞き手に説明するという文章になっている。

「場合」形式も典型的な仮定条件文以外に、既定条件文と反事実条件文においても用いられることが可能である。他の条件形式と同様「場合」形式の既定条件文は前件の事態が既に起こっているか、或いは起こった事態であり、後件が起こりうる事態、未成立の事態である。

- (97) 市民生活に影響はないというが、このまま雨が降らない場合、9日ごろには給水制限などを実施した99年の渇水よりも深刻な状況になるという。 (朝日新聞 2007/02/03)
- (98) 四国地方整備局によると、早明浦ダム (高知県) の貯水率は5日午前0時現在56・7% (平年90・9%) で、前日より1・2ポイント低下した。このまま雨が降らない場合、第2次取水制限に乗り出す目安の45%にまで低下するのは13日前後と予想されるという。 (朝日新聞 2002/07/06)
- (99) 同センターのアドバイザー河端由加里さんは「このまま援助会員数の伸びが依頼会員の増加に追いつかない場合、会員の負担がさらに増える」と心配する。(朝日新聞 2007/06/18)
- (100) 地球の温暖化は、世界中の動植物の生態に大きな影響を与えています。このまま温暖化が進んだ場合、北海道はどうなるでしょう。 (朝日新聞 2011/09/10)

上の (97) から (100) までの例文は「このまま P 場合、Q が起こりうる」という構成である。このような文章構成は「場合」形式の既定条件文の特徴であると考えられる。(97) から (99) までの例文には表現類型の叙述モダリティが用いられており、聞き手に新しい情報を伝達する文章になっている。そして (100) の例文には「～でしょう」という判断推量のモダリティが用いられている。

最後に反事実条件文について述べる。先行研究では「場合」形式には反事実仮定条件文を用いることができないということになっている。収集した例文のデータを見ると、「場合」形式の主節に「～のに」、「～はずだった」、「～べきだった」という反事実条件文によく用いる評価モダリティが見つからなかった。従って、「場合」形式には反事実条件文が用いられにくいという結論が正しいかもしれない。しかし、全く用いられないわけではない、収集したデータから、「場合」形式の反事実条件文と思われる実例は2つ見つかった。

- (101) 「大杉村から高寺村へ通って行った人数は約3千人と見え、高寺村で昼飯を食べた」「押し寄せについて決めることにした。一同の中から一番隊300人、二番隊300人をまとめ、一番隊に米5俵、二番隊に米5俵を手当として渡す。中には、「もし斬(き)り殺された者がおった場合、一同から金百両をやるとも言ったが、誰も先頭に立つ者はいなかった」などと蜂起を前にした緊迫した場面も出てくる。(朝日新聞 2009/12/10)
- (102) もし民主党がこれまで検討してきたように首都高速と阪神高速を除く全国の高速道路で原則無料化に踏み切った場合、年に1・8兆円もの料金収入を失い、その分が国民負担となる。 (朝日新聞 2010/07/08)

(101) と (102) では前件と後件の両方において事実と反する事態を予想されている文である。(101) の例文には、「斬(き)り殺された者がおった」と「一同から金百両をやる」という事態が事実と反対で、現実には起こらなかった事態である。(102) も同じパターンであり、前件の「原則無料化に踏み切る」事態と、後件の「料金収入を失い、国民負担となる」事態は事実と反しており、実際には実現していないことである。

「場合」の仮定条件文では、典型的な仮定条件文の「避けられない事態—未実現」と「最低条件—未実現」のパターン、及び反事実条件文の「事実—反事実」のパターンが見当たらなかった。これらの仮定条件文のパターンが用いられるかどうかを確かめるために以下の例文を検討する。

- (103) a. 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわないなら、せめてチームの役に立ちたい。 (朝日新聞 2009/07/29)
- b. ? 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわない場合、せめてチームの役に立ちたい。
- (104) a. NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあれば、すぐにでもやめるつもりですよ。 (週刊朝日 2007/12/21)
- b. ?? NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえある場合、すぐにでもやめるつもりですよ。
- (105) a. 男のアパートからは、大量の株式投資の本や、株価の動きを記したメモが見つかった。「これだけ勉強したなら、自分で株で稼げばいいのに」と捜査員も苦笑い。(朝日新聞 2009/05/30)
- b. ?? 男のアパートからは、大量の株式投資の本や、株価の動きを記したメモが見つかった。「これだけ勉強した場合、自分で株で稼げばいいのに」と捜査員も苦笑い。

上の (103) a は「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の「避けられない事態—未実現」のパターンである。(104) a は「レバ」の典型的な仮定条件文の「最低条件—未実現」のパターンである。そして、(105) a は「ナラ」の反事実条件文の「事実—反事実」のパターンである。これらの仮定条件文のパターン (103) a の「ナラ」は「場合」に置き換えてみると、置き換えられないわけではないが、(103) b の文はやや不自然な文になると考えらる。しかし、(104) a の「レバ」と (105) a の「ナラ」は「場合」に置き換えると、不自然な文になる。従って、「場合」形式では典型的な仮定条件文の「避けられない事態—未実現」のパターンが用いられにくい。典型的な仮定条件文の「最低条件—未実現」のパターンと反事実条件文の「事実—反事実」のパターンは用いられない。

3.2.3 「場合」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

「場合」形式の条件には恒常条件文も現れる。恒常条件文は、前件の事態が成立する際には後件の事態も必ず成立するという性格を持っている。恒常条件文の主節に現れるモダリティは、叙述と説明のモダリティに限られ、一般的出来事と習慣的出来事を表す。

「場合」形式の恒常条件文も同じ特徴がある。「～Pが成立する場合、Qも成立する」という構成が一般的であり、「場合」形式の恒常条件文では以下の一般的出来事と習慣的出来事がよく用いられる。まず、一般的条件文についてである。「場合」形式の一般条件文には、科学的な出来事や普遍性を表す出来事が用いられるが、自然現象の用法は見つからなかった。「場合」形式の一般的条件文の例文は以下の通りである。

- (106) 利用率が62%にも達している熱を生み出すために電気を使う場合、発電所で熱エネルギーを出して水蒸気をつくり→発電機を回転させる運動エネルギーに変換し→電気エネルギーに変換する。 (週刊朝日 2011/07/15)
- (107) 田中教授は脳卒中の原因となる高血圧は1200万人に上るが、治療法は完成の域にあるとし、「血圧が下がらない場合は、治療法を間違えていることがほとんどだ」と指摘。 (朝日新聞 2001/09/04)
- (108) 契約書の文字が小さくて読みづらい場合、高齢者はクーリングオフの記述を見逃して、しまいがちです。 (朝日新聞 1999/10/06)
- (109) 従来、ATMによる本人確認は4ケタの暗証番号のみで、他人によるなりすましを見抜けない。そこで着目されているのが、預金者固有の生体情報で本人確認を行う生体認証(バイオメトリクス認証)だ。ATMで生体認証を行う場合、ICチップに記録された情報と利用者本人の情報を照合するため、原則としてICカードの導入が前提となる。 (週刊朝日 2005/04/01)
- (110) 親の意に反して子を保護するには、家庭裁判所に「著しく児童福祉が侵害されているという事実」を提示し承認を得る必要がある。明確な根拠がない場合、申し立てがしにくい。 (アエラ 2006/08/14)

上の(106)から(110)の例文は一般条件文である。(106)と(107)の例文は、科学的な出来事である。そして、(108)から(110)までの例文は普遍性、物の在り方を表す出来事である。これらの一般条件文において、前件と後件は必然的な関係にある。

次に、恒常条件文には習慣的な出来事を表す条件文も用いることもできる。ある国・社会・組織・ひとの習慣が表される。以下はその例である。

- (111) 僕は都市を書く場合は、東京のホテルに月に何度か泊まるようにしています。 (週刊朝日 2002/01/25)
- (112) 電気店経営は、ひとりでは出来ない。訪問販売が中心のため、お客からの修理の要望などがある場合、すぐに駆けつけなければならないからだ。 (週刊朝日 2010/10/22)
- (113) 江戸時代の裁判制度は、原告が村役人に訴状を提出することから始まった。村役人が当事者間で解決した方がいいと判断すれば、当事者に話し合いを指示し、それでも解決しない場合に、役人が審理した。 (朝日新聞 2002/04/12)
- (114) 英国では患者に判断力がない場合、医師が、それがベストの治療と認める必要があるが、効果と危険性とを天秤にかけて反対する医師が多かった。 (アエラ 2003/11/10)

上の (111) から (114) までの例文は習慣条件文の実例である。(111) は人の習慣、(112) は組織の習慣、(113) はある社会の習慣、(114) は国の習慣を表している。

以上の (106) から (114) は「場合」形式の恒常条件文の種類の実例である。恒常条件文の「場合」の形式には一般的条件文、習慣的な出来事が用いられる。「場合」形式の条件文は人間の介入によって成り立っているため、自然現象を示す条件文は用いることが可能であると考えられる。例えば、以下の例文を挙げる。

(115) a. 卯の花が咲くと、梅雨入りも近い。 (朝日新聞 2010/06/10)

b. ○ 卯の花が咲く場合、梅雨入りも近い。

上の (115) a の例文は「ト」形式の自然現象を表す条件文である。この場合、「ト」は「場合」に置き換えると、自然な文になると考えられる。

「場合」形式の恒常条件の主節には、叙述のモダリティの事態を反復的に送る傾向を示す「～がち」と「～にくい」、「～から」という説明モダリティも用いられる。また、聞き手を知っているべき情報として示す「～よ」という終助詞の伝達モダリティも用いることが可能である。

「場合」形式には過去の一回限り起こった事態を用いることについて、先行研究によれば用いられないという結論である。今回の収集したデータを分析した結果も事実条件文のような例文は見つからなかった。

(116) a. 過去の経歴を調べると、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。

(アエラ 2010/01/25)

b.?? 過去の経歴を調べる場合、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。

(117) a. B (手記でも仮名) が部屋へ入って来ると、2人はまた発狂したように叫んでいた。

(週刊朝日 2010/12/03)

b.?? B (手記でも仮名) が部屋へ入って来る場合、2人はまた発狂したように叫んでいた。

(118) a. 主婦仲間に面白さを語ると、そこから人気広がっていった。 (アエラ 2007/01/22)

b.?? 主婦仲間に面白さを語る場合、そこから人気広がっていった。

(119) a. 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込むと、両手で抱えて職場まで運んでいった。 (田中寛『母といた夏』)

b.?? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込む場合、両手で抱えて職場まで運んでいった。

上の (116) から (119) からの例文は「ト」形式の事実条件の発見 (116)、発現 (117)、きっかけ (118)、連続動作 (119) を表す例文である。(116) の発見の例文では「ト」は「場合」に置き換えると文全体が発見という意味が弱くなり、一般的または反復的な意味に変わってしまうと考えられる。(117) の発現、(118) のきっかけ、(119) の連続動作では「ト」は「場合」に置き換えると過去一回限りの発現、きっかけ、連続動作の意味が現れず、不自然な文になる。この証拠に基づいて、「場合」形式では事実条件文の用法が用いられないという結論になる。

3.2.4 「場合」形式の条件文のまとめ

以上の3つの条件文の種類とモダリティに基づいて「場合」形式について再考察した結果である。その結果をまとめると以下ようになる。

1. 「場合」形式の用法については、仮定条件文と恒常条件文の2種類が用いられる。これは先行研究と同じ結果であるが、これに加えて既定条件文と反事実条件文が用いられることも可能であるというのが、この研究の主張である。但し、実例が少ないので、今後も検討の余地がある。
2. モダリティの観点からは、反事実条件文を除く「場合」形式の典型的な仮定条件文の主節のモダリティには、表現類型のモダリティの内、叙述・疑問モダリティ・意志モダリティ・勧誘モダリティ・行為要求の依頼モダリティ、評価モダリティの必要と許可、認識のモダリティの断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティを用いることが可能である。また、「場合」形式の恒常条件文の主節のモダリティには叙述モダリティ、説明モダリティを用いることが可能である。しかし、今回収集した結果、「場合」形式の仮定条件文の主節には行為要求モダリティの命令・禁止モダリティ、感嘆モダリティ、伝達態度モダリティの終助詞「～よ」・「～ぞ」・「～ぜ」・「～さ」等が用いられにくいという傾向が見られた。そのため、「場合」形式の条件文は話しことばというよりも書きことばとして使用されることが多いと言えるだろう。

以上の「場合」形式の用法の分類と主節のモダリティに関して分析した結果を表35のようにまとめた。

表35 「場合」形式の用法と主節のモダリティ

No	分類	No	用法		主節のモダリティ
I	仮定条件文	1	典型的な仮定条件文		(1) 情報系の叙述、疑問
		2	既定条件文		(2) 行為系の意志、勧誘、行為要求 (3) 評価と認識のモダリティ (4) 説明モダリティ (5) 伝達の丁寧さと終助詞
		3	反事実条件文		(6) 認識の断定モダリティ
II	恒常条件文	4	一般条件文	科学的な出来事	(7) 叙述モダリティ
				普遍性出来事	(8) 説明モダリティ
		5	習慣		

(筆者作成)

以上は「場合」形式の用法と主節のモダリティの分析した結果である。次に、「次第」形式の用法と主節のモダリティについての分析の説明をする。

3.3 「次第」形式の条件文の用法と主節のモダリティ

次は、条件文の周辺形式の一つ「次第」である。「次第」形式の条件に関する先行研究は少ない。本研究では、グループ・ジャマシイ（1998：139）と田中寛（2010：254）のものを取り上げている。まず、グループ・ジャマシイ（1998：139）によれば、「次第」は、「...したらすぐに」の意味で、あることがらが現実したらすぐに、次の行為をすることを表す。前半の文は自然の経過で起こることを表す場合が多いが、後半の文は自然の経過で起こることには使えず、話し手の意味的な行為を表す文が続く。例えば、以下のような文である。

(120) 資料が手に入り次第、すぐに公表するつもりです。（グループ・ジャマシイ 1998：139）

次に、田中（2010：254）の意見をまとめると以下の4つのポイントが挙げられる。

- ① 「次第」とは「したらすぐに」という意味であり、ある事柄が実現した後すぐに次の行為が続く様子を表す。ある種の伝達、報告を意図する表現で、それまで中断していた事態の再開が明示される。事態生起のしかたは突発的ではなく、前もって予定された、あるいは予期されたもので、一種の継起事態である。

(121) 情報が入り次第、お伝えします。（田中 2010：254）

- ② 動詞性名詞では、「復旧」「回復」「到着」「入荷」「判明」などがよく用いられる。「し」が脱落することもある。

(122) 父が帰宅（し）次第、こちらから電話をかけさせます。（田中 2010：254）

- ③ 「次第」の主文には完了を表す文は使えないが、当初の目的、目論見とは異なる結果につながる場合は成立する。

(123) ?? 天候が回復次第、出発した。⇒天候が回復次第、出発することになっていたが、
（実は）（田中 2010：254）

- ④ 「次第」は条件形式の一つと見ることもできるが、事態の叙述が主で、働きかけ文などには適用されていない。前文は通常、自然の経過で発生する内容だが、後文に話し手の意志的な行為を表す文がくる。

(124) こちらの警察の方との話がすみしだい、私もなるべく早く帰京します。

（田中 2010：254、松本清張『ゼロの焦点』より）

以上の先行研究では、「次第」とは「したらすぐに」という意味で、時間的に順序的な出来事を表すとされている。また、「次第」形式から構成されている条件文は、ほとんどが予想されている出

来事であり、その多くが仮定条件文として用いられ、事実条件文（過去一回限りの出来事）は現れない。「次第」形式のモダリティに関しては、主節で話し手の意志的な行為を表しているというのが先行研究の主な結論である。

この先行研究の結論には、2つの問題点がある。「次第」形式は仮定条件文でしか用いられないのか。意志を表すモダリティの他にも用いられるモダリティはないのか。この2つの問題点についてはどちらの先行研究にも詳しく述べられていない。従って、「次第」の用法と主節のモダリティについては再考察する必要がある。以下は「次第」形式について分析した結果である。

3.3.1 「次第」形式の用法の使用分布

「次第」形式の用法と主節のモダリティを説明する前に、「次第」形式の用法の使用分布を説明する。分析した結果、今回収集した「次第」形式の175例文のうち、169件は仮定条件文、5件は恒常条件文の例文、1件は事実条件文の例文である。今回収集した「次第」形式に関する175の例文を分析した結果が以下の表36のようになる。

表36 「次第」形式の用法を分析した結果と使用分布

	分類	用法	数	割合	合計
	仮定条件文	典型的な仮定	169	96.6%	(169)
		既定条件文	0		96.6%
		反事実条件文	0		
	恒常条件文	一般条件文	4	2.4%	(5)
		習慣を表す条件文	1	0.5%	2.9%
	事実条件文	連続動作	1	0.5%	(1)
			175	100%	100%

(筆者作成)

上の表36のように、収集したデータを分析した結果、「次第」形式の条件文の用法はほとんど仮定条件の典型的な仮定条件文であった。既定条件文と反事実条件文の例文は見つからなかった。そして、恒常条件文は用いられることもある。事実条件文に関しては、連続動作と思われる例文が1件しか見当たらなかったため、「次第」形式では事実条件文が用いられにくいと考える。さらに、収集したデータを見ると、「次第」形式の条件文では、従属節の述語は否定形や過去形が見当たらなかった。つまり、「次第」の前には否定形の動詞・形容詞・名詞や過去形の動詞・形容詞・名詞は用いられないということである。次に「次第」形式の用法と主節のモダリティの説明を行う。

3.3.2 「次第」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

3.3.1. 「次第」形式の使用分布の結果を見ると、「次第」形式はほとんど典型的な仮定条件文と

して用いられる。前述のように、典型的な仮定条件文は前件も後件も未実現の事態である。例えば、以下の例文はその典型的な仮定条件文の用法の実例である。

- (125) 内閣府原子力安全委員会は来週にも了承する見通し。東電は国の判断が出そろい次第、地元に運転再開を申し入れる。 (朝日新聞 2010/04/09)
- (126) 福島第一原発で作業するためのロボットを東芝が21日公開した。高さ約1メートル、足は約70センチあり、4本の足を巧みに動かして階段やがれきの上を進む。放射線量が高い原子炉付近の調査などに使う。6台のカメラで周りを映し、無線LANを使って離れた場所から操作する。東電から要請があり次第、事故現場で使う。 (朝日新聞 2012/11/22)
- (127) 鈴木宗男代議士に対して、逮捕状が請求された。衆議院が許諾請求を認め次第、逮捕が現実となる。 (朝日新聞 2002/06/18)

(125) から (127) までの例文は、前件も後件も未実現の事態である。前件の「判断が出そろいこと」、「要請があること」、「許諾請求を認めること」はまだ成立していない。そのために、後件の「運転再開を申し入れること」、「事故現場で使うこと」、「逮捕が現実となること」もまだ成立していない状態である。また、(125) - (127) の主節は叙述のモダリティである。前件は完成していない状況を表し、後件はその状況に応じて予想されうる行為か、起こりうる事態である。また、以下のような例文も「次第」形式の典型的な仮定条件文としてよく用いられる。

- (128) この自民区議は言う。「東京でも結局一番通じるのはドブ板。これから4年間はしっかりとやってもらいますよ」。佐藤も地道な活動の重要性は重々承知。選挙の後始末が終わり次第、駅頭朝立ちや週末定例演説会を再開する予定だ。 (アエラ 2009/09/14)
- (129) 大麻取締法では使用を禁じる規定がないため、県警は、所持や譲り受けなどの容疑が固まり次第、書類送検する方針だ。 (週刊朝日 2007/12/21)
- (130) 西都ICの避難場所は、高速道上で、バス停としての利用を想定した空間で標高17メートル。施錠された入り口からは階段や舗装された斜面があり、住民の代表や消防、警察などが駆けつけ次第、解錠する手はずだ。 (朝日新聞 2012/09/18)
- (131) 大使館などによると、遺体は出国に必要な書類がそろい次第、イスタンブール経由で日本へ搬送される見通し。 (朝日新聞 2012/08/23)

上の (128) - (131) の例文は先ほどの (125) - (127) の例文と同様、前件は未実現の事態であり、後件はそれに応じて予測されうる行為である。また、主節のモダリティには叙述のモダリティが用いられる。聞き手への情報の伝達という、もっとも基本的な機能を担う文である。但し、後件(主節)の述語は一般動詞ではなく、動詞性名詞である。これは「次第」形式の条件文の特徴の一つと言える。「次第」形式の条件文の文末には「～予定だ」・「～方針だ」・「～見通し」という意思を表す名詞修飾文末表現がよく用いられる。これらの特徴が現れることによって、「次第」形式の仮定条件文には他の形式の仮定条件文に比べるとより正式な、或いは固いニュアンスが含まれることになる。

また、「次第」形式の典型的な仮定条件文には叙述のモダリティ以外に、認識の推量と証拠性モダリティ、行為系の意志モダリティ、評価の必要モダリティも用いられることが可能である。以下の実例をあげる。

- (132) 18日にあった選対本部の会議でも結論は出ず、足立信也選対本部長は「社民が結論を出し次第、党本部から改めて話があるだろう」と話した。(朝日新聞 2012/11/19)
- (133) 報道によると、現地の受け入れ態勢ができ次第、両陛下はできるだけ早く東北の被災地や避難所を訪問することを望んでいるようです。(週刊朝日 2011/04/22)

上の(132)の文末には推量の判断モダリティ「~だろう」、(133)の例文には「~ようです」という証拠性の推定的なモダリティが用いられる。また、以下の(134)から(137)までの例文には、文末に「~たい」、「~つもり」、「~ます」、「~ましょうか」という話し手の意志を表すモダリティも用いることが可能である。

- (134) 福島第一原発事故後、国への信頼が薄れている。さらに詳細な説明を」。浜田市の宇津徹男市長は会合後の取材で、「わかりやすい資料がそろい次第、5月中には住民に説明できるようにしたい」と話した。(朝日新聞 2012/04/25)
- (135) 「年金関連などで疑惑ネタをいくつか仕込んでいる。総選挙の時期が来夏なら、来年の通常国会で炸裂させるべきだが、準備が整い次第、公表するつもりだ。法案を出しすぎると答弁能力を超えるが、審議入り前に総選挙が来るなら関係ない」(週刊朝日 2007/10/19)
- (136) 当選は母にも話さず「お金を用意するのに時間がかかりますので、一度お戻りください。用意ができ次第、こちらからまたご連絡します」(アエラ 2008/12/08)
- (137) 相手によっては「社内の会議ならば呼び出せ」と、無理な要求をする場合もあるからだ。「席を外している」のほうが、適切な場合が多い。しかし、このままでは短時間で戻るような印象もある。長引きそうなら、「しばらく席を外している」などと工夫をしたい。これも、「戻り次第、ご連絡いたしましょうか」と、前向きな言葉を加えることが大切。(アエラ 2007/04/02)

また、「次第」形式の典型的な仮定条件文には評価のモダリティが用いられることも可能である。例えば、以下の(138)と(139)の例文である。

- (138) 原発について日本で賛否が割れている。原子力と共生し、これだけの迷惑をかけた身に原発の是非を語る資格はないが、あえて言えば、なくすほうがいいと思う。安全な国を子孫に残すため、国民に準備ができ次第、原発はゼロにすべきだ。(朝日新聞 2012/10/13)
- (139) 近畿や中四国、九州地方の高速道路を管理する西日本高速道路は3日、事故が起きた中央自動車道笹子トンネルと構造が似ているトンネルが、管轄内に9カ所あると明らかにした。準備が整い次第、緊急点検するといい、「まず類似構造のトンネルを優先的に点検したい」としている。(朝日新聞 2012/12/03)

(138) と (139) の仮定条件文の主節には評価モダリティの内の一つ、必要モダリティが現れている。(138) の例文の「～べきだ」というモダリティは、その事態が妥当であるという話し手の評価を表している。また、(139) の例文の「～といい」というモダリティは、その事態が望ましいものであることを表している。

今回収集したデータに基づく、「次第」形式の仮定条件文に現れているのは典型的な仮定条件文のみである。しかし、典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」と「最低条件－未実現」のパターン、既定条件文と反事実条件文の用法は見つかっておらず、「次第」形式の仮定条件文には典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」、「最低条件－未実現」のパターン、既定条件文、反事実条件文が用いられにくい、又は用いれないと考えられる。

- (140) a. 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわないなら、せめてチームの役に立ちたい。 (朝日新聞 2009/07/29)
b. ?? 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわない次第、せめてチームの役に立ちたい。
- (141) a. NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあれば、すぐにでもやめるつもりですよ。 (週刊朝日 2007/12/21)
b. ?? NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあり次第、すぐにでもやめるつもりですよ。
- (142) a. こんな文書作る暇があったら、国のために仕事しろ。 (週刊朝日 2008/03/21)
b. ?? こんな文書作る暇があり次第、国のために仕事しろ。
- (143) a. もし病気になるらなかったら、この少女も小学校を卒業後に城南中に入学するはずだった。 (朝日新聞 2009/06/19)
b. ?? もし病気になるなかった次第、この少女も小学校を卒業後に城南中に入学するはずだった。

上の (140) の例文は「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」のパターンである。(141) の例文は「レバ」の「最低条件－未実現」のパターンである。(142) と (143) の例文は「タラ」形式の既定条件文 (142) と反事実条件文 (143) の例文である。これらの例文では「ナラ」、「レバ」、「タラ」は「次第」に置き換えると不自然な文になる。理由の一つは、前述のように「次第」は「～したらすぐ」という意味が現れるので、「次第」を表す事態は未実現の事態しか表さない。さらに、(143) 例文の従属節の述語は否定形の動詞である。そのため、「次第」形式には典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」と「最低条件－未実現」のパターン、既定条文、及び反事実条件文が用いられない。

さらに、「次第」形式の仮定条件文の主節には認識のモダリティの「～かもしれない」・「～かねない」・「～恐れがある」など蓋然性のモダリティが見つからなかった。理由は、先行研究「グループ・ジャマシイ (1998 : 139) と田中寛 (2010 : 254)」が書いたように「次第」形式には、後件 (主節) の文は自然の経過で起こることには使えず、話し手の意味的な行為を表す文が続く。

従って、「次第」形式の主節に蓋然性モダリティが用いられにくいと考えられる。例えば、以下の例文をあげる。

- (144) a. 現状では無利息であることのデメリットはあまりありませんが、ひとたびゼロ金利が解除されて金利が上がったら、安全な他行の有利子預金に逃げ出す可能性が高い。 (週刊朝日 2005/04/01)
- b.? 現状では無利息であることのデメリットはあまりありませんが、ひとたびゼロ金利が解除されて金利が上がり次第、安全な他行の有利子預金に逃げ出す可能性が高い。

上の(144)の例文では前件の事態と後件の事態の関係は自然の経過で起こることなので、「タラ」は「次第」に置き換えると可能であるが、やや不自然な文になる。

3.3.3 「次第」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

「次第」形式には仮定条件文の用法以外に恒常条件文も用いられる。しかし、仮定条件文に比べると数が少ない。今回、収集した例文のデータから考察した結果、「次第」形式の恒常条件文には一般条件文（物事の在り方）と習慣を表す出来事しか用いられないことが分かった。以下の(145)、(146)、(147)その実例である。

- (145) 新しい顧客の開拓は大切だ。毎日何時間もかけてデザイン会社のホームページを探し、見つけ次第、自分のページのアドレスを記した電子メールを送る。 (アエラ 2000/01/24)
- (146) 「RMT-WM」というサイトでは100万ゼニーを50円で買い取り、約220円で販売しているという。入金を確認され次第、ネットを介してゼニーは5分以内に届けられるのがウリだ。 (アエラ 2012/03/26)
- (147) 米軍はブッシュ大統領の指示が出され次第、次のような手順で航空攻撃をする準備を整えている様子だ。 (アエラ 1990/09/11)

上の(145)の例文は人の習慣を描いている文であり、(146)と(147)の例文は一般条件文の物事の在り方についての文である。この二つの「次第」形式の恒常条件文の主節には、叙述モダリティしか用いられていない。つまり、「次第」形式の恒常条件文は平叙文であり、相手に情報を伝えるという機能がある。「次第」形式の恒常条件文には自然現象と科学的な出来事が用いられにくい。例えば以下の例文である。

- (148) a. 卯の花が咲くと、梅雨入りも近い。 (朝日新聞 2010/06/10)
- b.? 卯の花が咲き次第、梅雨入りも近い。
- (149) a. 700度以上で一定の時間熱し続けなくては、アルミ製のネジ山が溶けることはない。 (週刊朝日 2001/09/21)
- b.? 700度以上で一定の時間熱し続け次第、アルミ製のネジ山が溶けることはない。

上の(148)の例文は「ト」形式の自然現象であり、(149)の例文は科学的な出来事である。自然現象と科学的な出来事では前件と後件の関係が自然の経過で起こることである。自然現象を表す条件文と科学的な出来事では「ト」と「テハ」は「次第」に置き換えるとやや不自然な文になる。理由は、「次第」の条件文では基本的に後件は動作を表すが、(148)と(149)の例文では主節は状態を表すからである。従って、「次第」形式は自然現象と科学的な出来事が用いられにくいと考えられる。

「次第」の事実条件文に関して、先行研究の説明は不十分である。「次第」形式には事実条件文が用いられない。なぜならば、基本的に「次第」は「～したらずぐに」という、将来に起こる事態の意味を持っているからである。さらに、収集したデータにも、事実条件文の例文がほとんど見つからなかった。従って、「次第」形式には発見・発現・きっかけ・連続動作を表す条件文が用いられにくい、又は用いられない。例えば、以下の例文をあげる。

(150) a. 過去の経歴を調べると、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。

(アエラ 2010/01/25)

b.?? 過去の経歴を調べ次第、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。

(151) a. B(手記でも仮名)が部屋へ入って来ると、2人はまた発狂したように叫んでいた。

(週刊朝日 2010/12/03)

b.?? B(手記でも仮名)が部屋へ入って来次第、2人はまた発狂したように叫んでいた。

(152) a. 主婦仲間に面白さを語ると、そこから人気広がっていった。(アエラ 2007/01/22)

b.?? 主婦仲間に面白さを語り次第、そこから人気広がっていった。

(153) a. 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込むと、両手で抱えて職場まで運んでいった。

(田中寛『母といた夏』)

b. ? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込み次第、両手で抱えて職場まで運んでいった。

上の(150)から(153)からの例文は「ト」形式の発見(150)、発現(151)、きっかけ(152)、連続動作(153)の例文である。いずれも「ト」は「次第」に置き換えると過去一回限りの発見・発現・きっかけの意味が現れず、不自然な文になる。但し、連続動作の例文の場合、用いられる可能性が全くないというわけではない。収集したデータの中でも事実条件文の連続動作と思われる事例は1件のみ見つかった。

(154) 軍事政権は、首都での日中から夜半にかけての街頭行進を黙認し、十二月三日朝になって武装警官を使って強制排除した。学生ら六百九人を連行したが「身分を確認し次第、すぐに釈放した」と説明するなど、国際社会の批判をすこしでもやわらげようと「配慮」しているようにも見える。

(アエラ 1996/12/16)

(154)の事実条件文では、前件の事態「確認すること」も、後件の「釈放すること」も既に成

立した事態である。前件と後件の動作の順序であり、事実条件文の連続的な動作の用法と考えられる。ただし、この例文を前件と後件の関係から見ると、二つの解釈が成り立つ。まず、一つ目の解釈は事実条件文（過去一回限り表す出来事）として捉える見方である。なぜならば、「身分を確認して」、そして「すぐに釈放した」という出来事はたまたまその日のみの出来事で、他の日には必ずしもそうではないという可能性があるからである。例えば、「身分を確認して」そして「すぐに逮捕した」というパターンも考えられる。次に、(154) を恒常条件文として捉えることも可能である。なぜならば、「身分を確認して」、そして「すぐに釈放した」という出来事自体が実は通常のルールだったとして解釈することができるからである。

以上は「次第」形式の恒常条件文と事実条件文の用法とモダリティの分析した結果である。恒常条件文に関しては、「次第」形式には一般条件と習慣を表す条件文が用いられるが、自然現象を表す用法が用いられにくいと考えられる。事実条件文に関しては、基本的に「次第」形式には発見、発現、きっかけ、連続動作という事実条件文の用法が用いられないが、連続動作を表す用法を用いる可能性があると考えられる。そして、モダリティに関しては、恒常条件文でも事実条件文でも叙述モダリティが用いられる。

3.3.4 「次第」形式の条件文のまとめ

「次第」形式の用法と主節のモダリティを考察した結果、以下の2つの結論が導かれた。

1. 「次第」形式では仮定条件文と恒常条件文が用いられる。仮定条件文には典型的な仮定条件文の用法しか用いられない。そして、「次第」形式の恒常条件文の種類については今回調査した結果、人の習慣と一般条件文（物事の在り方）で用いられるが、自然現象を表す条件文は用いられにくい。また、「次第」形式には基本的に事実条件文の用法は用いられないが、連続的動作と思われる例文が現れる。このことについて本研究では説得力がある説明を検討中である。
2. モダリティの観点から見ると、「次第」形式の典型的な仮定条件文には情報系の叙述モダリティ、認識の推量や証拠性モダリティ、行為系の意志のモダリティ、評価と認識モダリティが用いられることも可能であるが、認識の蓋然性モダリティや伝達に関わる終助詞のモダリティは用いられにくい。恒常条件文と事実条件文には叙述モダリティしか用いられない。このように、「次第」条件文はモダリティに関しては限定されていると言えるだろう。

これら分析した2点の結果を表にすると以下の表37の通りである。

表 37 「次第」形式の用法と主節のモダリティ

考察した「次第」形式の分類と用法				
No	分類	No	用法	主節のモダリティ
I	仮定条件文	1	典型的な 仮定条件文	(1) 情報系の叙述 (2) 行為系の意志 (3) 評価の必要 (4) 認識の断定・推量・証拠性
II	恒常条件文	2	一般条件文の普遍 性を表す条件文	(1) 叙述のモダリティ
		3	習慣	
III	事実条件文	4	連続的動作	(1) 叙述のモダリティ

(筆者作成)

以上は「次第」形式の用法と主節のモダリティを分析した結果である。これまでの考察から、「次第」形式には仮定条件文と恒常条件文と事実条件文の用法が用いられるが、いずれもやや硬い表現であり、用法とモダリティが限定されているということが言える。次に、「ナイコトニハ」形式の用法と主節のモダリティについての分析の説明をする。

3.4 「ナイコトニハ」形式の条件文の用法と主節のモダリティ

ここまで条件文の周辺形式の「テハ」、「場合」、「次第」について分析してきた。次は、「ナイコトニハ」形式について述べる。「ナイコトニハ」形式の条件文については、田中寛（1985）、森田良行・松木正恵（1989）、中里理子（1997）、日本記述文法研究会（2008）という4つの先行研究がある。

田中（1985：106 - 107）の意見をまとめると、「ナイコトニハ」は「ニハ」形式の条件文の一つである。「ナイコトニハ」は「P がなければ Q はない」という意味である。一般的に「ナイコトニハ」形式の前件は仮定条件と限定条件の事態であり、主題に対する判断が現れる。

また、森田・松木（1989：90）によれば「ナイコトニハ」形式は「もし～P がしなければ Q はない」という意味である。「前件+ナイコトニハ、後件」の構成には後件に必ずマイナスの事態が置かれ、「前件の事態が成立しなければ、後件のマイナス・良くない事態が起こるだろう」という内容を表している。

さらに、中里（1997：115-122）によれば「ナイコトニハ」形式の条件文では後件は必ず「～ない」という不定形になるが、「一層悪い事態が生じる」という不定的な意識が感じられない場合もあると言う。例えば、「やってみないことにはわからない」「自分でやらないことには覚えられない」のような例では、後件（不定辞を「ない」を含まない）が成立するためには前件（不定辞「ない」を含まない）が成立することが最低限必要の条件になる、という意識が感じられると中里は述べている。中里（1997）によれば、「P ないことには、Q はない」という構成は、P は Q が成立するための最低限必要な条件を示すものである。

最後に、日本記述文法研究会（2008：114）は「ナイコトニハ」形式について次のように述べている。

- (1) 「ナイコトニハ」は動詞・イ形容詞・ナ形容詞「ない」の前の形、名詞+「で」に接続する。従属節の主語は「が」で表される。「は」は現れない。
- (2) 「ナイコトニハ」の主節には、叙述や認識のモダリティ形式が現れる。疑問文、意志・勧誘・行為要求のモダリティ形式は現れない。
- (3) 「ナイコトニハ」の意味と用法について次のように述べている。「ナイコトニハ」は、従属節に事態の不定表現「しない」を含んでおり、それが原因となってある事態の生起が不可能だ、あるいは困難だという、望ましくない事態が主節に述べられる。そして結果的に主節の望ましくない事態を実現させないために、従属節の事態が望まれること、あるいは必要であるということを表す。

これらの先行研究をまとめた結果、「ナイコトニハ」形式の条件文は通常「P が～ナイコトニハ、Q は～ナイ」という構成であり、「前件が成立しなければ、後件も成立しない」という、前件の述語も後件の述語も不定形で、後件が望ましくない事態である。さらに、後件には疑問、意志・勧誘、行為要求のモダリティ形式が現れないというのが先行研究の結論である。しかし、先行研究では「ナイコトニハ」形式の総合的な特徴と用法について述べられているが、用法と主節のモダリティについてはまだ検討の余地が十分残されていると思われる。以下に例文をあげる。

(155) 真冬の今、袖なしの、しかも胸元も広く見せて、今は夏かと思わせる服装は、いくらファッションとはいえ、行き過ぎであると思う。スタジオやホールの中はかなり暖房を利かせないことには、あの服装ではいられないのではないか。（朝日新聞 2003/02/11）

(156) 県土木事務所は「勧告書が届いていないのでコメントできないが、届き次第、内容を吟味し、しなければいけないことには適切に対応したい」としている。

（朝日新聞 2010/07/03）

(155) の主節には疑問文モダリティ「～ではないか」が用いられる。また、(156) の例文には意志のモダリティ「～たい」という話し手の意志が用いられる。従って、「ナイコトニハ」形式の用法と主節のモダリティについて再考察することが必要である。今回収集した「ナイコトニハ」形式に関する例文は 307 件である。「ナイコトニハ」形式の用法と主節モダリティについて分析した結果は以下に説明する。

3.4.1 「ナイコトニハ」形式の用法の使用分布

「ナイコトニハ」形式の用法と主節のモダリティを説明する前に、「ナイコトニハ」形式の用法の使用分布を説明する。分析した結果、今回の収集した「ナイコトニハ」形式の 307 例文の中に、148 件は仮定条件文であり、158 件は恒常条件文の例文である。事実条件文の例文は見つからなかった。今回収集した「ナイコトニハ」形式に関する 175 の例文を分析した結果は以下の表 38 のようになる。

表 38 「ナイコトニハ」形式の用法を分析した結果と使用分布

	分類	用法	数	割合	合計
1	仮定条件文	典型的な仮定	148	48.2%	(149)
		既定条件文	0	0%	48.5%
		反事実条件文	1	0.3%	
2	恒常条件文	一般条件文	158	51.5%	(158)
		習慣を表す条件文	0	0%	51.5%
3	事実条件文		0	0%	0%
			307	100%	100%

(筆者作成)

上の表 38 を見ると、「ナイコトニハ」形式の条件文には、恒常条件文は仮定条件文と数が多い。仮定条件文の用法では典型的な仮定条件文が最も多いが、反事実条件文の例文は 1 件のみであり、さらに既定条件文の用法の実例は見当たらなかった。そして、恒常条件文の一般条件文の例文は最も多いが、習慣を表す条件文の例文が見当たらなかった。

以上は「ナイコトニハ」形式の分析した使用分布の説明である。次は「ナイコトニハ」形式の用法と主節のモダリティを説明する。

3.4.2 「ナイコトニハ」の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

収集したデータから見ると、「ナイコトニハ」形式の仮定条件文の主な用法は典型的な仮定条件文である。「ナイコトニハ」形式の仮定条件文の主節には情報系の叙述と疑問モダリティ、評価の必要モダリティ、認識の断定・推量・蓋然性モダリティ、伝達態度の伝達に関わる（終助詞）モダリティを用いることが可能である。以下の例文を検討する。

- (157) 北朝鮮にとっては、対米関係の打開が韓国と対抗するうえで何よりも重要だ。中国にとっても、米国の対中強硬路線を変えさせないことには、日本をはじめ西側との関係改善ができない。 (アエラ 1989/11/21)
- (158) 琉球大学の我部政明教授（国際関係論）は、「沖縄の人々が願うことに日本政府が応えていないという不満が、独立論に感情的に火をつけている」とみている。だが、将来像に大きな円を描かないことには、劇的な変化は望めそうもないし、夢も語れない。 (アエラ 1996/09/16)
- (159) 光明院消防長は「早く建て替えてもらわないことには、地域の防災拠点とはなりえない。」。不安は消防本部だけにとどまらない。 (朝日新聞 2006/04/06)
- (160) 今井さんは「油だけでなく網などの漁具も石油製品だ。省エネはやっているが、原油価格高騰が収まらないことにはどうしようもない。」 (朝日新聞 2008/01/16)
- (161) しかし、残された生徒たちは自殺せざるを得なかった生徒にとって、ある意味で加害

者だと思えます。直接手を下した生徒、知らぬふりをして無視していた生徒、心を痛めながらも助けてあげられなかった生徒です。生徒たちが自分の行動に照らして考えないことには、いじめをなくすことはできないと思えます。(朝日新聞 2006/10/30)

(157) から (161) までの例文の構成は「～P ないことには、Q はない」という「ナイコトニハ」の典型的な構成であり、前件の事態も後件の事態も成立していない事態であり、前件と後件は必然的な関係にあり、主節は叙述モダリティと推量モダリティである。全ての例文の後件には起こりうる望ましくない事態が現れる。この (157) から (161) までの例文の内容は話し手の仮説であり、聞き手にとっては新しい情報として捉えられる。特に (161) の例文は主節に「～と思えます」という認識の推量モダリティが用いられることから、仮説としてより強くなる。

また、以下の (162) から (167) までの例文は典型的な仮定条件文の用法であるが、主節の述語は否定形ではなく、肯定形である。主節の述語が肯定形であっても、望ましくない事態が起こりうる事が分かる。

(162) 政党の力比べと言われる東京選挙区で中村氏が当選した意味は大きい。組織へのしがらみのなさが必要な時代になっているからだ。私には後ろの組織は一個もない。しかし、これで勝たないことにはものが言えなくなってしまう。(アエラ 1998/07/27)

(163) 「東北東岸、特に三陸沖は『世界の三大漁場』に数えられるほどの好漁場なんです。(放射能を) 早く止めてくれないことには日本の漁業がだめになってしまう。(アエラ 2011/06/20)

(164) 6月に発足した平均年齢20歳弱の若いチームは「今はまだW杯でも上位に入る自信がない」と戸惑いながら、模索を続けている。本間三和子・日本水連シクロ委員長は「中国との差は認めざるをえない」と言う。しかし、アジアのライバル中国を破らないことには、ロンドン五輪の出場権は危うくなる。(朝日新聞 2010/09/17)

(165) 井上恒夫総務部長が自身が委員長を務める「物品等購入選定委員会」を経ながら、その後の入札を巡り事件となったことなど一連の経緯を説明。塚本勝人市長が「自分自身を律する心が必要だ。あってはならないことには厳格に処分をしていく」と訓示した。(朝日新聞 2009/01/21)

(166) 政治や経済の実力者は人事交流でインナー・サークルを守ることには力を注ぎ、政治家は業界から献金をもらって業界寄りの法制度にくみする。政治資金規正を含む、国の骨格部分から変えないことには、米国は一層悪化すると著者は懸念する。(朝日新聞 2011/08/21)

(167) 政治家は国民の生命を預かっているのだから安全保障について、軍事力による平和維持にも賛否はともかく自分の考えを持ってもらわないことには困る。(アエラ 2003/06/16)

上の (162) から (167) までの例文は前件も後件も成立していない事態であり、主節に叙述モダリティが用いられている。叙述モダリティ以外、評価の必要モダリティと認識の推量と蓋然性モダリティも用いられる。以下に例文をあげる。

(168) 民間金融機関の支援には限界がある。ここは公的資金を導入してもらわないことには、支援打ち切りも検討せざるをえない。 (朝日新聞 1985/05/16)

(169) 米国を真似る必要はないし、現に米国とは常に違ったアプローチを示し、二枚腰、三枚腰の外交を展開するフランスのような例もある。ボーダーレスの時代といわれながら、どこで何があろうと日本人や日本の経済社会との“直接の”かかわりが薄くなればたちまち関心を失い、せいぜい傍観者としかならないメンタリティから、われわれ一人ひとりが抜け出さないことには、指導力発揮など及びもつかないだろう。

(アエラ 1991/01/22)

(170) 私は名古屋市民で、同市の岩手県陸前高田市への自治体丸ごと長期支援は、^{たいへん}大変すばらしく誇りに思いますが、いざ、がれきとなると、知らぬ存ぜぬと、とれるような態度に、陸前高田市の皆さんは、何が丸ごと支援なのかと悲しい思いをされているのではないかと心が痛みます。いくら優秀な人材を送り込んでも、がれきが片付かないことには復興の足かせになるでしょう。 (朝日新聞 2012/04/03)

上の (168) の主節には「～ざるを得ない」という必要を表すモダリティ、(169) と (170) の主節に「～だろう」と「～でしょう」という認識の推量のモダリティが用いられている。そして、以下の (171) から (173) の主節のように蓋然性のモダリティが用いられることも可能である。

(171) 累積赤字は4000億ルーブルと言われる。改革派のエコノミスト、シュミリョフ国会議員は「ヤミ経済に流れるホットマネーの規模は2000億ルーブルから2500億ルーブルで、これを吸収することが先決。それを急がないことには改革をつぶしかねない。数年単位でなく数カ月単位でやらねばならない」と記者に言った。

(朝日新聞 1990/09/05)

(172) 一連の世界経済の不調は、突き詰めれば、米国が世界へばらまいてきたバブルがはじけた結果だ。ドルのだぶつき、いわばドルのメタボリックシンドロームを治さないことには、ドルが急落したり、石油や他の資源が高騰したりして、不況とインフレの同時発生という最悪のシナリオに陥る恐れもある。 (朝日新聞 2008/02/10)

(173) 日本の近代化はペリーの黒船が来て始まりました。近代化とは新しいことがいとされ、日本の古い慣習をすべて捨て去ることでした。人情を忘れて、地縁血縁のきずなを捨てて、それを取り戻さないことには、日本は自滅するような気がします。(朝日新聞 2008/08/18)

上の (171) から (173) までの例文では主節の部分に「～かねない」、「～恐れがある」、「～気がする」という蓋然性のモダリティが用いられ、前件も後件も成立していないことによって文全体は仮定的な出来事として認定される。

また、「ナイコトニハ」形式の典型的な仮定条件文の主節には、叙述のモダリティ、認識の推量と蓋然性のモダリティ以外で、表現類型の疑問のモダリティと意志のモダリティ、伝達態度のモダリティが用いられる可能性もある。例えば、以下の (174) から (176) までの例文の主節には疑問のモダリティの「～ですか」、「～ではないか」、「～ないだろうか」が用いられている。

- (174) 亡き娘を思い続ける母の気持ちを考えるなら、事務的すぎて冷淡な問いかけだ。患者はうつむく。いくつかのやりとりがあって、医者が診断を告げる。「おそらく過敏性腸症候群という病気です。治療としてはストレスをなくすこととか……」。たまたま、患者が問いつめる。「私の気持ちが変わらないことには治らないんですか」。(アエラ 1999/08/02)
- (175) 真冬の今、袖なしの、しかも胸元も広く見せて、今は夏かと思わせる服装は、いくらファッションとはいえ、行き過ぎであると思う。スタジオやホールの中はかなり暖房を利かせないことには、あの服装ではいられないのではないか。(朝日新聞 2003/02/11)
- (176) 私は、新学力観で関心・意欲を言い過ぎたのではないかと思う。子どもたちはコンピューターの操作能力では、高い能力を身につけている。しかし、数学の問題でも、ちょっと難しい問題にはあきらめが早い。新学力観は、好きでないことには挑戦しない生徒を生み出してないだろうか。(朝日新聞 2004/01/29)

上の疑問文(174)の「～ですか」は相手に答えを要求する疑問モダリティである。一方、(175)の「～ではないか」と(176)「～ないだろうか」は、確認要求の疑問モダリティである³⁶。話し手に何らかの判断が成立していることを前提として、聞き手にその判断を問いかけ、確認を求めている。これらの(174)、(175)、(176)の主節に疑問モダリティが用いられることは、先行研究の結論と矛盾している。

さらに、収集したデータから以下のような例文を見つけた。

- (177) 市は「定められた手続きなしに風致地区を裸地にしていいはずがない」と批判し、「(県の)風致条例の基準を踏まえ、原状回復するよう努めてほしい」と、是正計画の概要書を提出するよう県に求めた。県土木事務所は「勸告書が届いていないのでコメントできないが、届き次第、内容を吟味し、しなければいけないことには適切に対応したい」としている。(朝日新聞 2010/07/03)
- (178) 住民投票の投票率八七・五%。直接民主主義に目覚めた町の新有権者の多くは「投票は政治に意見を反映させる有効な手だて」と言う。こうした町の政治への参加意識の高まりが、国政への関心にも結びつくかどうか。言論への暴力を受けた柳川喜郎町長は「正しくないことには、敢然と立ち向かう勇気をもって欲しい」と言葉を贈った。(朝日新聞 1998/01/16)

上の(177)と(178)は「ナイコトニハ」形式では典型的な仮定条件文として見えており、主節に「～たい」と「～て欲しい」意志のモダリティが用いられるが、どちらも「ナイコトニハ」形式の条件文ではない。(177)と(178)の例文の「～ことには」は「～に対して」という意味と同じと考えられる。従って、「ナイコトニハ」形式の条件文ではなく、主節に意志モダリティが用いられない。

³⁶ 確認要求の疑問文は、話し手に何らかの判断が成立しているということを前提として、聞き手にその判断を問いかけ、確認を求めるといった機能をもっているものである。(日本記述文法研究会 2003: 38)

また、典型的な仮定条件文の主節には伝達態度のモダリティが現れることも可能である。伝達態度のモダリティは終助詞によって表される。用いられる終助詞は伝達に関わる「よ」「ぞ」「ぜ」「さ」「わ」と確認・詠嘆に関わる「ね」「な」「なあ」「よね」である。「ナイコトニハ」の典型的な仮定条件文では伝達に関わる終助詞が用いられる。

- (179) 武蔵丸も将来性がある。外国人が多くなって難しい時代だが、大相撲は、月に例えればいま満月。五年はもつだろう。ただ、そこに貴ノ花、若花田が入ってこないことには、逆にガクッときますよ。 (朝日新聞 1993/02/09)
- (180) 事件というものは、偉いやつが責任をとって収めていくんだよ。お前にも道義的責任はあるじゃないか。お前は偉いんだから、お前が収めないことには事件が終わらないんだよ。 (週刊朝日 2008/01/04)
- (181) 道立網走水産試験場は、「水産資源におよぼす流水の直接的な影響を解明するだけの資料は、まだそろっていない」という。ただ、「来るものが来ないことには、影響は出るだろうさ」と語る地元のベテラン漁師の話には、だれもがうなずく。(朝日新聞 1993/02/24)

上の(179)－(181)の例文は前件も後件も未成立の事態であり、主節に伝達に関わる終助詞「～よ」が用いられる。従って、この2つの例文の表す内容は、話し手が、聞き手がまだ気づいていない事態に対して注意を向けさせようとするものである。つまり、このような文は聞き手に対して忠告の機能がある。

「ナイコトニハ」形式に反事実条件文を用いることについては、まだここで明確な結論を出すことはできない。今回の調査で「ナイコトニハ」形式の反事実条件文と思われる実例は1つしか見つからなかったからである。

- (182) 漁協は県担当者呼び、検査しない理由を組合員に説明するよう求めた。県担当者は「県産の水産物から基準を越す放射性物質が出れば、今後に影響する。当分は様子を見た方がいい」と説明したという。業を煮やした同漁協は大洗町、鹿島灘の2漁協と共同で今月1日、ヒラメやサヨリ、イカナゴなど6品目を採取し、県の機関で分析。結果的に、基準をすべて下回った。はさき漁協幹部は「一日も早く漁に出たかった。検査をして状況を確認しないことには何も始まらないのに、県は悪い値が出るのを恐れた」と憤る。(朝日新聞 2011/04/08)

上の(182)の主節には「～のに」という叙述モダリティが用いられる。前件の「～確認しないこと」と後件の「何も始まらないこと」という二つの事態は事実に反している。この例文の場合「確認」は既に行われており、前件の事態に対応する活動も始まっている。従って、この例文は反事実条件文であると言える。

収集したデータから調べた結果は、「ナイコトニハ」形式には典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」と「最低条件－未実現」のパターン、反事実条件文の「事実－反事実」のパターン、及び既定条件文の例文が見当たらなかった。これらの仮定条件文の用法は用いられる

かどうかを確かめるために、以下に例文を検討する。

- (183) a. 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわないなら、せめてチームの役に立ちたい。 (朝日新聞 2009/07/29)
b. ?? 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわないことには、せめてチームの役に立ちたい。
- (184) a. NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあれば、すぐにでもやめるつもりですよ。 (週刊朝日 2007/12/21)
b. ?? NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえないことには、すぐにでもやめるつもりですよ。
- (185) a. 男のアパートからは、大量の株式投資の本や、株価の動きを記したメモが見つかった。「これだけ勉強したなら、自分で株で稼げばいいのに」と捜査員も苦笑い。
(朝日新聞 2009/05/30)
b. ?? 男のアパートからは、大量の株式投資の本や、株価の動きを記したメモが見つかった。「これだけ勉強しないことには、自分で株で稼げばいいのに」と捜査員も苦笑い。
- (186) a. 友達が次々にブラジルに帰っている。このまま仕事が見つからなかったら、僕も帰らなくちゃいけない。 (朝日新聞 2009/01/30)
b. ? 友達が次々にブラジルに帰っている。このまま仕事が見つからないことには、僕も帰らなくちゃいけない。

上の (183) a は「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」のパターンであり、(184) a は「レバ」の典型的な仮定条件文の「最低条件－未実現」のパターンであり、(185) a は「ナラ」の反事実条件文の「事実－反事実」のパターンである。これらの仮定条件文のパターン (183) a の「ナラ」、(184) a の「レバ」、(185) a の「ナラ」は「ナイコトニハ」に置き換えてみると、(183) b、(184) b、(185) b は不自然な文になった。理由の一つは、(183) の「避けられない－反事実」の条件文と (184) の「最低条件－未実現」の条件文では主節に意志モダリティが用いられる傾向があるからであると考えられる。従って、「ナイコトニハ」形式では典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」のパターン、典型的な仮定条件文の「最低条件－未実現」のパターン反事実条件文の「事実－反事実」のパターンが用いられない。また、(186) 例文は「タラ」形式の既定条件文である。この例文では「タラ」は「ナイコトニハ」には置き換えが可能であるが、文の従属節は事実の事態という意味が弱くなり、やや不自然な文になる。理由の一つは、「ナイコトニハ」から構成された前件（従属節）の事態は一般的に未実現の事態であるからである。従って、「ナイコトニハ」形式は「ナイコトニハ」形式には典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」と「最低条件－未実現」のパターン、反事実条件文の「事実－反事実」のパターン、及び既定条件文が用いられにくい、又は用いられないと考えられる。

3.4.3 「ナイコトニハ」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

「ナイコトニハ」形式の恒常条件文の他の形式と同様、前件と後件が必然的關係を表し、反復

的に起こっていること、それから、主節に叙述のモダリティと説明のモダリティが用いられていることである。しかし、「ナイコトニハ」形式の恒常条件文には習慣を表す条件文が見つからなかった。以下に実例をあげる。

(187) 日系人は1年、長くて3年で帰国する出稼ぎ。現場で技術や操業を管理できる人材を育てあげないことには、企業そのものの存続さえ危ういからだ。(朝日新聞 1991/09/30)

(188) 行財政改革も進んでいます。今後は台湾に関わる事業を新しく立ち上げるつもりです。期待と不安がありますが挑戦しないことには失敗も成功もないですから。

(朝日新聞 2011/02/18)

(189) 地方分権を進め、公務員制度を改革する。無駄遣いをなくし、政策に優先順位をつけて予算全体の配分を変える。それでも足りない分は増税を考える。それらをセットにして目標を明示し、政府・与党のかじ取りを定めないことには、迷走するばかりだ。国民が聞きたいのは首相の本音である。(朝日新聞 2008/06/20)

(190) エリツィン・ロシア共和国大統領は、先週訪ソした中尾通産相に「5億ドルの食糧・医薬品は緊急に必要なので、軍用機で運ぶ可能性もある」と伝えたが、まず、1億ドルの融資が実施されないことには、せっかくの追加策も絵に描いた餅になってしまうわけだ。(アエラ 1991/11/05)

以上の(187)から(190)までの例文には「～からだ」、「～ばかりだ」、「～わけだ」という説明のモダリティが現れている。(187)と(188)までの例文は説明のモダリティ「～から」によって、仮説というより一般的に当然とされる理由を示す条件文として取ることができる。(189)の例文では「～ばかりだ」という説明モダリティによって、前件と後件の関係が必然的であり反復的に続く出来事として捉えられる。また、(190)の例文は前件と後件が必然的な関係にあり、主節に「～わけだ」という説明モダリティが用いられるから、(190)の内容は経済的に普通の出来事として示す。

また、一般条件文では、伝達態度のモダリティは終助詞によって表される。例えば、以下に示す例(191)のように、確認・詠嘆に関わる「ね」が用いられる。日本語記述文法研究会(2003: 256)によれば、「ね」の用法は、話し手の認識を聞き手に示す、話し手の認識を聞き手に示すことによって聞き手に確認を求める、話し手が聞き手を意識していることを示すにとどまる、の3つに大別される。以下の(191)の「ね」は、三つめの、話し手が聞き手を意識していることを示すにとどまる用法である。

(191) 9月に入って2勝6敗。苦しい状況のまま、13日からのロード6連戦に臨む。王監督は「ここが大事だね。前に進まないことには、追い上げられないからね。

(朝日新聞 2008/09/13)

一般的条件文では説明のモダリティ以外、以下のような叙述のモダリティも用いられる。

- (192) お客さんと信頼し合わないことには、仕事になりません。 (朝日新聞 1990/11/10)
(193) 最初の一步を踏み出さないことには目標には到達しない。 (朝日新聞 2009/03/06)

上の (192) と (193) の例文は前の (187) から (190) までと同様に前件と後件の関係が必然的であり、文全体的は一般的な考えについて述べる内容である。また以下のように、事物の在り方について示す例文もある。

- (194) 最も熱心だった証券会社こそが昨年サブプライムローンで破綻した米リーマン・ブラザーズだったと言われているが、背景には、ビジネス化しないことにはC/O 2削減が遅々として進まない世界の現実もある。 (アエラ 2009/10/05)

以上の (187) から (194) までの例文は「ナイコトニハ」の恒常条件文の一般条件文例文である。しかし、集めたデータを分析した結果、自然現象と科学的な出来事を表す条件文が見つからなかった。「ナイコトニハ」形式では自然現象と科学的な出来事を表す条件文が用いられにくい。

- (195) a. 卯の花が咲くと、梅雨入りも近い。 (朝日新聞 2010/06/10)
b. ? 卯の花が咲かないことには、梅雨入りも遠い。
(196) a. 700度以上で一定の時間熱し続けなくては、アルミ製のネジ山が溶けることはない。 (週刊朝日 2001/09/21)
b. ? 700度以上で一定の時間熱し続けないことには、アルミ製のネジ山が溶けることはない。

(195) の例文は「ト」形式の自然現象であり、(196) の例文は「テハ」形式の科学的な出来事である。(195) と (196) の例文では「テハ」は「ナイコトニハ」に置き換えると可能であると考えられる。さらに、「ナイコトニハ」形式には習慣を表す条件文。例えば、以下の例文を検討する。

- (197) a. 三階にある病室から一階の売店まで行くのは、気分のいい時だ。看護婦を呼ばなくては、ベッドからも下りられない。 (朝日新聞 1995/11/08)
b. ? 三階にある病室から一階の売店まで行くのは、気分のいい時だ。看護婦を呼ばないことには、ベッドからも下りられない。

上の (197) の例文は「テハ」形式の習慣を表す条件文である。この例文では、(195) の自然現象と (196) の科学的な出来事と同じように、「テハ」は「ナイコトニハ」に置き換えると可能であるが、これらは比較してみるとやや不自然な文になると考えられる。

また、収集データを調べた結果、「ナイコトニハ」形式には事実条件文の例文も見つからなかった。この結果は先行研究が述べる「ナイコトニハ」形式では事実条件文が用いられないと一致している。例えば、以下の例文を検討する。

- (198) a. 過去の経歴を調べると、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。
(アエラ 2010/01/25)
- b.?? 過去の経歴を調べないことには、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験がなかった。
- (199) a. B (手記でも仮名) が部屋へ入って来ると、2人はまた発狂したように叫んでいた。
(週刊朝日 2010/12/03)
- b.?? B (手記でも仮名) が部屋へ入って来ないことには、2人はまた発狂したように叫んでいなかった。
- (200) a. 主婦仲間に面白さを語ると、そこから人気広がっていった。 (アエラ 2007/01/22)
- b.?? 主婦仲間に面白さを語らないことには、そこから人気広がっていなかった。
- (201) a. 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込むと、両手で抱えて職場まで運んでいった。
(田中寛『母といた夏』)
- b.?? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込まないことには、両手で抱えて職場まで運んでいなかった。

上の (198) から (201) までの例文は「ト」形式の事実条件文の発見 (198)、発現 (199)、きっかけ (200)、連続動作 (201) を表す例文である。これらの例文では「ト」は「ナイコトニハ」に置き換えると過去一回限りの発見、発現、きっかけ、連続動作の意味が亡くなり、不自然な文になる。従って、「ナイコトニハ」形式では事実条件文が用いられないと考えられる。

以上は「ナイコトニハ」形式の恒常条件文と事実条件文の用法である。「ナイコトニハ」恒常条件文では、一般条件文の普遍性を表す条件文は用いられるが、収集したデータを調べた結果、自然現象、科学的な出来事、習慣を表す条件文は不可能ではないが、用いられにくいと考えられる。この分析した結果を見ると、恒常条件文に関しては使用範囲が限られている。そして、事実条件文に関しては「ナイコトニハ」形式には用いられない。

3.4.4 「ナイコトニハ」形式の条件文のまとめ

「ナイコトニハ」形式について分析した結果は以下の2点にまとめる。

1. 「ナイコトニハ」形式の用法に関しては、仮定条件文と恒常条件文が用いられることが分かった。一般的に「ナイコトニハ」形式の仮定条件文と恒常条件文の後件には望ましくない事態が現れる。「ナイコトニハ」形式の仮定条件文には、通常、典型的な仮定条件文の用法が用いられる。既定条件文と反事実条件文は用いられにくいと考えられる。また、「ナイコトニハ」形式の恒常条件文には、一般条件文の普遍性を表す条件文が用いられるが、自然現象、科学的な出来事、習慣を表す条件文が用いられにくい。さらに、「ナイコトニハ」形式には事実条件文の用法は用いられない。
2. 「ナイコトニハ」形式のモダリティに関しては、反事実条件文を除く「ナイコトニハ」形式の仮定条件文の主節に、情報系の叙述と疑問、行為系の意志モダリティ、評価の必然モダリティ、認識の断定・推量・蓋然性モダリティ、説明のモダリティ、伝達態度の終助詞モダリティが用いられる。本研究において分析した結果、「ナイコトニハ」形式には疑問のモダリテ

ィが用いられることが可能であることが分かった。この結果もまた先行研究の結論とは矛盾している。

「ナイコトニハ」形式の条件文の用法と主節のモダリティについて分析した結果を表にまとめたのが以下の表 39 である。

表 39 「ナイコトニハ」形式の用法と主節のモダリティ

No	分類	No	用法	主節のモダリティ
I	仮定条件文	1	典型的な 仮定条件文	(1) 情報系の叙述と疑問 (2) 評価と認識のモダリティ (3) 説明モダリティ (4) 伝達に関わる (終助詞)
		2	既定条件文	
		3	反事実条件文	(1) 認識の断定モダリティ
II	恒常条件文	4	一般条件文	(1) 情報系の叙述モダリティ
		5	習慣	(2) 説明モダリティ

(筆者作成)

上の表 39 を見ると、「ナイコトニハ」形式の条件文には、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文、一般条件文、習慣を表す条件文が用いることが可能であること、そして主節のモダリティは限定されていることが分かる。次は、「限り」形式の用法と主節のモダリティについての分析の説明をする。

3.5 「限り」形式の条件文の用法と主節のモダリティ

「限り」形式も、日本語の条件文の周辺の形式の一つである。「限り」形式の条件文については、既にいくつかの先行研究が存在している。まずは「限り」という語と条件文の関係について説明する。森田良行・松木正恵 (1989 : 89) は「限り」について以下のように述べている。

動詞の「限る」の名詞形「限り」は、時間的、空間的な、または、数量・程度の限界、限度、終わりを表し、そこから、形式名詞として“その事柄においてだけ”の意が加わり、活用語の連体形を受けて接続助詞的に用いられ、後件に対する前件の時間的・空間的範囲や数量・程度の範囲を限定して示すようになる。“～するあいだは”“～するうちに”の意で、仮定条件と確定条件 (因果関係) がある。 (森田・松木 1989 : 89)

この「限り」の定義について、グループ・ジャマシイ (1998 : 73-74) は森田・松木と同様の見解を示している。グループ・ジャマシイ (1998) によれば、「限り」は名詞として時間・空間や

ものごと、程度・数量などに限界や限度があるという意味を表す。

(202) 資源には限りがある。無駄遣いしてはいけない。

(203) その演劇の公演は、今週限りで打ち切られる。(グループ・ジャマシイ 1998 : 73)

また、「限り」は「見る・聞く・調べる」などの認識を表す動詞に付き、「自分の知識・経験の範囲内で判断すれば」という意味も表す。「かぎりで」「かぎりでは」と表記される場合もある。

(204) 私の知る限り、彼は絶対そんなことをするような人ではない。

(グループ・ジャマシイ 1998 : 73)

さらに、条件の範囲を述べる際にも用いられる。この場合の「限り」は「その状況が続いているあいだは」という意味を、「～ない限り」として使うとそのことから起こらないあいだはという意味を表す。後件にはその条件で成り立つ状態を述べる表現が続く。仮にその条件が変化した場合、後件で成り立つ状態も変化する可能性がある。

(205) あいつが意地を張っている限りは、絶対にこっちも頭を下げないつもりだ。

(グループ・ジャマシイ 1998:74)

以上の森田・松木(1989)とグループ・ジャマシイ(1998)の「限り」についての説明をまとめると、「限り」形式から成立する条件文は、「P(前件)が続いているなら、Q(後件)が成り立つ状況も続いているだろう」という意味として解釈できる。あるいは「P(前件)がある基準で定められたなら・限定されたら、必然的にQ(後件)も起こる可能性が高い」という解釈も可能である。「限り」は接続助詞として用いられる時も“限定される”という従来の語の意味が残る。従って、「限り」形式の条件文は一般的に恒常的な事態と仮定的な事態を表す文であると言える。

条件形式の「限り」に関しては、田中寛(1985:108-109)、中山英治(1997:47-54)、北澤尚(2001:37-45)、仁田円(2004:45-49)による先行研究がある。これらの先行研究の「限り」形式の結論をまとめると以下の通りである。

田中寛(1985:108-109)は、〈かぎり〉が文について接続助詞的に用いられると、後件に対する条件の時間的、空間的な範囲を限定する意味を表す。その条件が存在しなければ、後件の命題は成立しないという判断、気持ちを強く表した言い方である。

(206) 事故の責任の所在があいまいに見過ごされる限り、炭鉱事故はあとを絶たないだろう。

(田中:108「朝日1984.10.17朝」より)

上の文のように前件に否定句があらわれる場合も多く、その時は絶対条件を示して、〈～ときでなければ、…ない〉とも言い換えられる。また、〈かぎり〉は、積極的叙述の場合は〈さえすれば〉と言い換えが可能だが、消極的内容を表す場合は不可である。

(207) 経験者の彼がいる限り、安心だ。(経験者の彼がいさえすれば、) 田中寛 (1985 : 108)

また、〈かぎり〉は、一定の時間の幅を限定する意味であるため、〈うちは〉、〈あいだは〉を使って言い換えることもできる。但し、〈うちは〉に関しては、以下の (208) の例のように事実の客観性において述べる程度の範囲、限度は〈かぎり〉とくらべて緩いようである。最後の (208) は、〈かぎり〉の表す前述の内容を〈では〉によって提題化すると、「～の範囲内と言えば、～に基づいて言えば」の意味になり、慣用的な文頭表現として用いられることが多いという例である。

(208) a. 僕の論べた限りでは、... b. 私の知っている限りでは、...

以上は田中 (1985) による〈かぎり〉の用法の意味と説明である。

中山英治 (1997 : 47-54) は、従属節事態の事実関係の観点から、「限り」形式の条件関係を予定的用法、既定的用法、仮定的用法という三つに分類している。

まず、「限り」の予定的用法は、ある範囲を差し出して、その範囲までを主節事態生起の条件とするという用法である。予定的「限り」はある時間的な範囲を、先にある限界を意識して差し出している。そのため、この用法では「～限り」は「～内は」／「～間は」に置き換えることができる。「限り」の予定的用法の例文は以下のようなものである。

(209) a. こういう雰囲気がある限り、リンチ事件はなくなりません。

(中山 1997 : 48 「天」より)

b. こういう雰囲気がある内は／間は、リンチ事件はなくなりません。(中山 1997:49)

(210) お金が続く限り、僕は切手を集める。 (中山 1997 : 48)

(211) できる限り、やってみなさい。 (中山 1997 : 49)

以上の例文は、「限り」に前接する動詞群は「続く」系の動詞、「いる／ある」等の存在動詞、「できる」が圧倒的に多く用いられる。

次に、既定的用法は、主節事態の事態認識の契機 (判断) としてのある範囲を限定する。「限り」の既定的用法の例文は以下のようなものである。

(212) 「概要」を見る限り、あまり説得力はない。 (中山 1997 : 49 「朝日新聞」より)

(213) ちょっと前に「概要」を見た限り、あまり説得力はなかった。 (中山 1997 : 50)

既定的用法では「限り」の後に「～では」が接続可能である。従属節の事態は過去の一時点に決定づける事態でも、現在の時点の事態でも可能である。つまり、従属節では既に実現した事態である。上の (213) はその例である。

最後に、「～限り」は仮定的用法という用法も表している。仮定的な用法は主節事態生起の唯一の条件を仮定的に差し出す。その例文は以下のようなものである。

6. 「限り」F は一般的事実・一般的判断・個別的事態を表す。事実的用法は仮定的用法と対立する用法である。この事実的用法には「一般的事実」と「個別的事実」の二種類があり、一般的事実の用法は反復的な出来事を表す（用例に関しては例文 217 を参照）。個別的事実の用法では「限り」は「～するの」で置き換えることができる（例文 218 を参照のこと）。

(220) そんなことは一度だけじゃなかった。羊の群れに犬がついているかぎり、どんな犬でもバスに向かって疾走してきたよ。（沢木耕太郎「一瞬の夏」）

(221) けれども自分の秘密がこの人達に隠してあるかぎり、長い留守の間の事で言い出して得ることはほとんど少なかった。（島崎藤村「新生」）

7. 「限り」G は時間的に限定された予定・予想を表す。この用法の特徴は、主節の事態が成立する条件として、「限り」が時間的な幅を設定して限定している点にある。そのため、「限り」は「する内は」或いは「する間は」に置き換えが可能である。

(222) おれは銭のつづく限りやるんだ。（夏目漱石「坊っちゃん」）

以上が北澤による「限り」の条件的な用法の説明である。最後に仁田円（2004）が定義する「限り」用法についても概観する。

仁田円（2004：45－49）によると、「限り」の用法を論じる際に注意すべきいくつかの重要な事項が存在する。まず、仁田によれば、先行研究には「かぎり（は）」を条件文と原因・理由文の表す形式とするものが多い。「限り（は）」は「あいだは」と「うちは」の時文が表す時間的關係でいうと、「従属節が主節事態の続いている期間を表すもの」である。しかし、条件文の形式として用いられる「かぎり（は）」は、実際は常にそのような時間的關係を帯びているわけではない。従って、「P かぎり（は）、Q」という構成は、時間的關係、因果關係、もしくは条件的な關係であると解釈できる。時間的關係を表す「P かぎり（は）、Q」は、「P という状態が持続している間は Q が成立する」という時間的關係である。P には状態性述語が多く、そうではない場合も「つづく」「つづける」のような持続を表す語がくることが極めて多い。また、過去の出来事を表すことも可能である。しかし、ほとんどの習慣や複数回生起の出来事は表せるが、一回的な過去の出来事は表しにくいと仁田は述べている。

(223) 空はまっくらにみえました。学校にいるかぎり、いつもまっくらでした。

（仁田円 2004：46『聖少女』より）

以上の例文は時間的關係だけではなく因果關係も認められるようになり、なおかつ P が仮定的であった場合、「P かぎり（は）、Q」は仮定条件文として理解されるようになる。この場合も P には状態述語がきて、「P の状態が持続するあいだは Q である」という意味になる場合がほとんどである。

(224) そういうふうな眼でおれを見ているかぎり、きみはいつばしの登山家にはなれないぞ。
(仁田円 2004:46『孤高』より)

上の (224) のような例文は、条件文の典型形式でも言いかえが可能であろう。「P かぎり (は) Q」と、典型形式を用いた条件文を比較した場合、「P かぎり (は) Q」は仮定条件と一般条件にはなるが、確定条件文と反事実条件文にはなりにくい。例えば、(225) b の確定条件文と (226) b の反事実条件文である。

(225) a. 10時になったら、仕事をやめよう。 (仁田円 2004 : 47)

b. * 10時になるかぎり、仕事をやめよう。

(226) a. お金があつたら、パソコンを買った。 (仁田円 2004 : 48)

b.? お金があるかぎり、パソコンを買った。

最後に、仁田は次のように述べている。「P かぎり (は)、Q」が時文か条件文として機能する場合、P と Q は「P が Q の成立する期間」を表すが原因・理由文の場合は前後関係を表す。しかし条件文であっても、P が、Q の判断に対する論理的な前提を表す場合や、「ある仮定」を表す場合には、P と Q に現象的な時間的關係はない。また、条件文や原因・理由文と違って、P に述べられる事態のレアリティ³⁷は制限がない。

以上が、「限り (は)」に関する先行研究の要点である。「P 限り (は)、Q」は時間的關係、原因・理由的關係、もしくは条件的關係と解釈することができる。田中寛 (1985)、中山英治 (1997)、北澤尚 (2001)、仁田円 (2004) は「限り」形式の条件文の用法を基本的に仮定条件文と反復的な条件文として捉えている。しかし、仮定条件文の反事実条件文と過去の一回の出来事に関する北澤 (2001) と仁田 (2004) の見解は異なっている。北澤 (2001) によれば、「限り」形式では反事実条件文と過去の一回の出来事が表すことが可能である一方、仁田 (2004) は、「限り」形式では反事実条件と過去の一回の出来事が現れないと述べている。さらに、「限り」形式の条件文の主節のモダリティについても管見の限りでは、論じた先行研究はない。これらの問題を考えると、「限り」形式の用法に関しては、議論の余地がまだ残されており、また主節のモダリティの問題もまだ明らかになっていないと言える。

本研究では以下に、「限り」の分類用法と主節のモダリティの問題を明らかにしていきたい。今回収集した「限り」形式に関する例文は 1167 例である。分析の結果は以下の通りである。

3.5.1 「限り」形式の用法の使用分布

「限り」形式の用法と主節のモダリティを説明する前に、「限り」形式の用法の使用分布を説明する。分析した結果、今回の収集した「限り」形式の 1167 例文のうち、981 件は仮定条件文、178 件は恒常条件文、12 件は事実条件文の例文である。今回収集した「限り」形式に関する 1167 の例文の用法と使用分布は表にすると以下の表 40 である。

³⁷ 前田 (2009 : 18) によれば、レアリティとは、言語によって表された事態と、現実との事実関係である。

第 40 「限り」の用法を分析した結果と使用分布

	分類	用法	数	割合	合計
1	仮定条件文	典型的な仮定	649	55.5%	(981)
		既定条件文	331	28.4%	83.9%
		反事実条件文	1	0.08%	
2	恒常条件文	一般条件文	167	14.2%	(178)
		習慣を表す条件文	11	0.9%	15.1%
3	事実条件文	発見	12	1%	(12)
		発現	0	0%	1%
		きっかけ	0	0%	
		連続動作	0	0%	
			1167	100%	100%

(筆者作成)

上の表 40 から「限り」形式の条件文の中には、典型的な仮定条件文と既定条件文の使用分布が多いということが分かった。そして、「限り」形式の恒常条件文の場合、一般条件文の方が習慣を表す条件文より数が多い。「限り」形式では事実条件文も用いられることも可能であると考え。次は、「限り」の用法と主節のモダリティを説明する。

3.5.2 「限り」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

先行研究の概略部分で説明したように「限り」という名詞のもともとの意味は時間的または空間的を限界・限度を示すことであり、「～している間に」という意味を表している。複文の条件文においては「P 限り、Q である」は「P が続いている間に、Q も起こり続ける」という意味を表している。従って、「限り」条件文では前件の事態が未実現か実現か決めるのは難しい。従って典型的な仮定条件文か既定条件文か決めることも困難である。しかし、モダリティの観点から見ると、「限り」形式の仮定条件文では、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文を用いることが可能であると考えられる。

まず、典型的な仮定条件文について述べる。前述のとおり、典型的な仮定条件文は前件も後件も未実現の事態であり、様々なモダリティが用いられる。例えば、以下の典型的な仮定条件文には主節に断定あるいは叙述モダリティが用いられる。

- (227) 日韓関係については「私たちが過去に対して謙虚であり、礼儀正しく未来志向で向き合う限り、必ず両国の関係はより良い方に発展していく」と楽観的だ。(朝日新聞 2006/07/21)
- (228) 銀行は破綻懸念とされた債権には 70～90%の引当金(損金)を積まないとならない。追加融資をする時もほぼ同額の引当金を立てなければならず、債務者の状況改善を納得させる新たな材料がない限り、理屈上、追加融資はできなくなる。(アエラ 2007/05/21)

(229) 北朝鮮は金融制裁問題と核問題を切り離すことに強く抵抗している。金融制裁問題にこだわる限り、核問題で彼らと向き合うことは難しい。 (朝日新聞 2006/12/21)

(227)、(228)、(229) は話し手が前件と後件は未実現の事態と予想しているため、文全体は話し手の仮説として捉えられる。(227) の「～限り、～ていく」、(228) の「～限り、～なる」、(229) 「～限り、～難しい」という複文の構成は、将来にある変化を表しており、モダリティの観点から見ると主節は認識の断定モダリティ (話し手の側) 或いは叙述モダリティ (聞き手の側) である。また、以下のように、疑問のモダリティを用いることも可能である。

(230) 前原国交相は「JALを飛ばし続ける」とするが、魅力的な新生JAL像を打ち出さない限り、乗客がついてこないのではないか。 (週刊朝日 2010/01/22)

(231) 今月中旬には、期間限定とはいえ、牛井の大手3社が安売りもしました。利益が出ているかどうか、心配になるような低価格です。たとえ他社に売り勝ったとしても利益を伴わない限り、勝者とは言えないのではないのでしょうか。 (朝日新聞 2011/01/30)

上の (230) と (231) の例文も典型的な仮定条件文の例文である。(230) と (231) の「～限り、～ではないか・のでしょうか」というモダリティは疑問形式でありながら、情報提供の機能を担っているので、推量形式として解釈することもできる。

また、「限り」形式の典型的な仮定条件文の主節の文末には行為系の意志と行為要求モダリティが現れることが可能である。例えば、(232) の「～たい」、(233) の動詞意志形の「～おう」、(234) の「～つもり」、(235) の「～ます+よ」の例文は話し手 (一人称) が自分の意志で実行すると決めたことを聞き手に伝えようとしている。意志のモダリティを示すことによって、話し手から聞き手への意思の伝達が現れている。これは動作主が第一人称の場合の例文である。

(232) 来年も土俵に上がる限り、最後まで優勝争いをしたい。 (朝日新聞 2000/11/20)

(233) 燃費悪化は推して知るべし。冬山に行かない限り、外しておこう。 (アエラ 2006/10/30)

(234) 夜はクーラーの風より自然の風がどんなに気持ちいいことか。皆さんも一度試してみてもはどうだろう。来年もまた、そしてその先も健康である限り、ずっと緑のカーテンを茂らせ続けるつもりだ。 (朝日新聞 2010/08/12)

(235) 「これからもロッテが優勝する限り、私は投げに来ますよ」と後輩たちに発破をかけた。
(朝日新聞 2010/11/03)

そして、意志モダリティ以外に、勧誘モダリティ、依頼モダリティ、許可のモダリティを用いることも可能である。以下はその実例である。

(236) 「おせちは作らないんだけど、黒豆だけは煮たいんだ」。こんな勝手な願いにも、ほほ笑ましさを覚える歳 (とし) となりました。文字での説明には限界がありますが、尽くせる限り、お手助けいたしましょう。 (朝日新聞 1996/12/17)

- (237) 竹内興一校長が「冬休みは自分の出来る限り、家族の手伝いをして下さい」と話すと、児童でいっぱいになった体育館には「はい！」と元気な返事が響いた。(朝日新聞 2007/12/22)
- (238) 父が苦労したあかしであり、古い歴史の一コマ。駅舎が使用に耐えられる限りは、ずっと使い続けていってほしい。(朝日新聞 2002/11/29)
- (239) 仮設住宅をつくる場所などの要望を避難者と一緒に市に提出している。「でも、ここで暮らしたい限り、ずっといてもらっていい」(朝日新聞 2011/05/23)

上の (236) の主節には「～しましょう」という勧誘モダリティが用いられている。(237) の「～てください」と (238) の「～してほしい」は依頼を表すモダリティである。そして、(239) の主節には「～ていい」という許可を表すモダリティも用いられている。これらの例文は動作主語が第二人称である。また、「限り」形式の典型的な仮定条件文の主節には評価の必要と許可のモダリティが用いることも可能である。例えば、以下の例文を検討する。

- (240) 広大な土地の開発を市が単独で手がけるのは、資金面でもノウハウの面でもきわめて難しい。一方、民間頼みの手法をとる限り、景気動向の影響を受けざるを得ない。今後、開発事業をどのように進めていけばよいのか。(朝日新聞 2009/06/05)
- (241) わずかでも住民への被害の可能性がある限り、停止すべきだ。(朝日新聞 2011/11/05)
- (242) 結婚したとき、母方の祖母がそういつてくれた。「震が関でも地方でも自分は育てられていて、恵まれていると思う。背中を押してくれる人がいる限り、この道を歩いていけたらいいな」。(アエラ 2008/03/17)
- (243) 一小選挙区制の継続を容認できますか。地方分権が進まない限りは、早く変えた方がいい。(朝日新聞 1996/11/22)

上の (240) - (243) の主節には「～ざるを得ない」、「～べきだ」、「～たらいい」、「～方がいい」という必要と許可を表すモダリティが現れている。しかし、他の条件文の形式と同じように、不必要と不許可を用いる例文はほとんど見当たらなかった。

また、「限り」形式の典型的な仮定条件文には、認識の推量・蓋然性・証拠性のモダリティがしばしば現れる。例えば、以下の (244) から (250) までの「限り」形式の文章の内最も仮定条件文らしい文の形は、文末に推量のモダリティ「～だろう」と「～でしょう」であり、「～かもしれない」、「～りうる」、「～かねない」、「～可能性は十分ある」、「～違いない」などの蓋然性モダリティの内、可能性の認識のモダリティが現れる文である。事態が成立する可能性についての話し手の認識であり、話し手にこれから起こるうる事態が認知されたタイプである。

- (244) もし戦争となれば、米韓空軍が絶対的制空権を握ることは確実だから、北の特殊部隊の浸透や、ソウルなどへのスカッド・ミサイル攻撃などでパニックを起こさない限り、この作戦計画が実現する可能性は高いだろう。(アエラ 1996/05/27)
- (245) オバマの「慎重なアメリカ」とは「仮想敵を脅してくれないアメリカ」なのです。帝国なら帝国らしくやってくれ、と。そう日本が率先して求めることがあるかもしれま

せん。アメリカが他国とかけ離れた力を保ち、その理念を世界に実現しようとする限り、帝国に傾く可能性は残るでしょう。 (朝日新聞 2011/09/07)

(246) 将来に何が待ち受けているのか。歴史的にみて、インフレーションは一つの答えである。ただ、新たな成長の条件が整わない限り、不況や長期停滞もありうる。

(朝日新聞 2010/11/01)

(247) もし、2人で共謀したとしても、密室内の相談だから、松山容疑者が美代容疑者を完全に裏切って、謀議の過程を話さない限り、美代容疑者を共犯として有罪にするのは難しいかもしれない。 (アエラ 2010/08/30)

(248) 石橋克彦氏は2005年の衆院予算委員会の公聴会で「原発は本当に危険。『原発震災』の危険度の高いものから段階的に縮小しない限り、大変なことが起こりかねない」と発言。 (朝日新聞 2011/12/09)

(249) しかし正直に申し上げれば、欧州市場と比べて日本市場は開放されていない。そして日本は巨額な貿易黒字を計上している。日本市場の開放が工業製品や一部のサービス分野で進まず、巨額で執拗な貿易黒字を計上していく限り、今後も経済摩擦がおこる可能性は十分あります。 (アエラ 1995/10/02)

(250) 女子中高生のオシャレ心がある限り、その歴史はこれからも刻まれていくに違いない。

(週刊朝日 2010/10/22)

また、「限り」形式の典型的な仮定条件文にも文末に「～(し) そうだ」、「～ようだ」、「～らしい」という証拠性を表すモダリティが現れる。話し手が観察したことや証拠に基づく推定を表す文である。事実として成立していない事柄について述べられている文なので、この種の文は仮定条件文と断定することができる。

(251) いずれが真実かはわからないが、そもそもの原因は、本誌がこれまでも指摘してきたように、積極財政派の首相が財政再建派の閣僚に経済政策を一任したボタンの掛け違いにある。それが引き起こす不毛な議論に翻弄される国民。麻生政権が続く限り、同じ事態が繰り返されそう。 (週刊朝日 2009/02/06)

(252) バトンの魅力が乙女心と母のプライドを刺激する限り、人気はまだまた続きそう。

(アエラ 2005/01/24)

(253) どれも、システムの欠陥を抜きには説明できないレベルに達していたからだ。さっそく議論の柱の一つになりそうだが、再生会議や政府与党関係者の発言をひろう限り、方向性はまるで定まっていないうだ。 (アエラ 2006/11/06)

(254) Q 保険料を払わないとどうなるの？

A 一定期間保険料を滞納すると被保険者証の有効期間(4年間)が短くされて、さらに滞納すると、被保険者証を取り上げられたり、医療費が全額自己負担になったりするんだ。でも、よほど悪質な滞納ではない限り、そうした対応は取らないらしいよ。 (朝日新聞 2007/12/01)

以上が、「限り」形式の典型的な仮定条件文の用法であり、その用法の主節に現れるモダリティに関する説明である。続いて、仮定条件文の既定条件文の用法について検討する。

前述のとおり、「限り」形式の条件文では、前件が未実現か実現か決めるのは難しい。前件は既に起こった或いは起こり続けている事態を条件節として、後件では主節の事態を予想するというパターンがよく表れる。つまり既定条件文が典型的な仮定条件文と同様に多く見られる。モダリティに関しては、「限り」形式の既定条件文は典型的な仮定条件文と同様であると考えられる。以下の例文を検討する。

(255) 海江田氏はこの件について確信犯であったと言われても仕方あるまい。原因追及も予防措置も不十分なのに、休止原発の運転再開をやみくもに急ぐ姿勢は、経産省の事故責任意識が希薄なことを示している。こんな無責任な政治家と官僚の体質が続く限り、原発事故の再発すら予想される。 (朝日新聞 2011/08/19)

(256) 松本弁護士は「無罪の論告は当然。検察側が法廷で謝罪したのは、誠意ある対応と理解したい」と一定の評価をした。しかし、「自白偏重からこのような事態になった。自白を『証拠の王様』として扱う限り、同じような事件がまた起きることになる」とも述べた。 (朝日新聞 2000/04/21)

(255) と (256) の例文は前件が既に起こっている事態であり、後件は未実現の事態である。このため文全体は未実現の事態として捉えられる。主節のモダリティは情報系の叙述モダリティである。また、以下の (257) から (259) までの例文には主節の文末に認識の推量モダリティが用いられている。

(257) 人口減少、少子高齢化で土地全体の需要が伸び悩むなか、土地の有効・最適利用が促され、住宅地も時間地価を尺度とする「勝ち負け」がはっきりする。都心に低未利用地が目立つ限り、ブランド住宅地を含む郊外の地価は、まだまだ下がるだろう。 (アエラ 2009/07/06)

(258) 日本相撲協会は8月21日、若ノ鵬の解雇を決定した。現役力士の解雇は史上初の処分だという。何でも「ごつつあんです」の甘やかされた体質、部屋の指導態勢の不備など、相撲界の抱える問題は根深い。こうした体質がある限り、薬物汚染はなくなるのではないのか。 (週刊朝日 2008/09/05)

(259) この国に受験制度がある限り、あなたのような思いをする人は数限りなくいらっしやるでしょうし、これからも生まれてくるでしょう。 (朝日新聞 2011/10/15)

叙述モダリティと推量モダリティの他に、「～かもしれない」、「～気がする」、「～はず」という認識モダリティの内の一つ、蓋然性モダリティは事態を現実する可能性を伝える機能として知られている。以下の (260) から (262) の例文では、前件の事態は既定または確定的な事態であり、後件は起こりうると予想されている事態である。

(260) 同日、野田政権は復興特別区域法案を国会に提出した。これにより被災地への企業進

出が加速し、雇用の改善に期待を寄せているようだ。確かに9月の完全失業率のデータ（宮城県5・5%、全国平均4・1%）を見る限り、地元企業だけでの経営の再建や、雇用の確保にはまだまだ時間がかかるかも知れない。（朝日新聞 2011/11/04）

(261) 尾崎は今季も好調、国内ですでに3勝をあげ、通算で61勝という日本のプロのトップに立ったが、いまのようなゴルフを続けていく限り、メジャーには勝てないような気がする。（アエラ 1989/07/04）

(262) 市民に意識調査をしたところ、「浜岡原発は止めたままのほうがいい」という人が約6割を占めました。それを受けて、市議会は9月に「永久停止すべきだ」との決議をしました。原発周辺の自治体の一つがそう主張する限り、浜岡原発の再稼働は難しいはず。（朝日新聞 2011/10/26）

また、以下の(263)と(264)の例文は主節には評価モダリティの許可を表す「～ていい」と必要を表す「べき」を用いるゆえに、前件の事態に対して予想される望ましい行為である。

(263) アジア諸国など国内市場が小さい国では、特殊な部品は外国から買ったほうが得だ。弊社や日本の産業界が技術にこだわる限り、この国は世界でもっと自信を持っていい。（朝日新聞 2005/09/17）

(264) 帝京大の村山祐一教授（保育学）は「素人が保育園をつくり、市も無認可を理由に放置していた。『保育園』の看板を掲げる限り、どんな施設でも誰かが安全を担保する仕組みをつくるべきだ」と指摘する。（朝日新聞 2007/08/09）

また、以下の(265)と(266)の例文には典型的な仮定条件文と同様に文末に「～ようだ」と「～そうだ」という証拠性を表すモダリティが現れている。これは話し手が観察したことや証拠に基づく推定を表す文である。

(265) インターネットで調べる限り、同様のことは数年前から全国でその事例が散見され、彼らが生んだものではないようだ。（朝日新聞 2011/01/19）

(266) 4月以降、各地の水道水から検出された放射性物質の濃度は、検出下限値（1リットル当たり0・1～0・7ベクレル程度）未滿か、極めて微量で推移している。福島第一原発から新たに放射性物質が大量放出されない限り、安全といえそうだ。（週刊朝日 2011/07/22）

さらに、「限り」形式の既定条件文では主節の文末に行為系の意志と依頼モダリティを用いることも可能である。例えば、(267)の「～たい」と(268)の「～つもり」は将来的に話し手が自分の意志で起こす行為を示す。そして、(269)の例文には「～ください」という行為要求の依頼モダリティも現れている。

(267) 日本郵政株式会社の仕事をしている限りは、なるべく早く兼職をなくしたい。（週刊朝日 2009/07/24）

(268) 非現実的な刺激のある空間に住みたかったんです。たとえ引っ越しても、結婚していない限り、こういう個性的な部屋に住むつもりです。 (週刊朝日 2002/02/22)

(269) 一方、降圧剤をきちんと服用している方の場合、それで十分と思ひ込み、血圧測定をおろそかにする人がいます。どんなにきちんと服用しても実際に血圧が正常範囲に下がってなければ、何の意味もありません。降圧剤を服用している限り、自宅測定による確認を毎日続け、正常範囲でなければ担当医に申し出て下さい。 (朝日新聞 2011/09/23)

最後に、「限り」形式には以下の(270)のような警告的な既定条件文もしばしば現れる。典型的な仮定条件文と同じように文末には終助詞の「～よ」、「～ぞ」など伝達態度のモダリティが現れる。モダリティの観点から見ると、このタイプの既定条件文は話し手が状況を認識して、予測した事態を警告として示そうとしていると言える。

(270) 米国は、イスラムの地から立ち去ってイスラエルへの支援とイラクへの制裁を終わらせない限り、戦いが続くことを覚悟せよ。 (アエラ 2003/05/19)

以上が「限り」形式の既定条件文の用法とその主節のモダリティに関する説明である。

次は、仮定条件文の中にまれに現れる反事実条件文の用法である。反事実条件文は文末に「～のに」、「～はずだった」という表現が現れるのが一般的である。

(271) つまり、勝負の相手は常に自分自身である。同じ条件ならば、コンピューターマシンのような正確さで同じフォームを繰り返す限り、同じように飛ぶはずなのに、そうはいかないのが人間だ。 (朝日新聞 1993/08/17)

(271) の例文の前件の“繰り返すこと”と後件の“同じように飛ぶこと”は事実と反する事態である。(271) は反事実条件文と言える。

収集したデータから調べた結果は、「限り」形式には典型的な仮定条件文の「避けられない事態—未実現」と「最低条件—未実現」のパターン、及び反事実条件文の「事実—反事実」のパターンが見当たらなかった。これらの仮定条件文の用法は用いられるかどうかを確かめるために、以下に例文を検討する。

(272) a. 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわないなら、せめてチームの役に立ちたい。 (朝日新聞 2009/07/29)

b. ?? 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわない限り、せめてチームの役に立ちたい。

(273) a. NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあれば、すぐにでもやめるつもりですよ。 (週刊朝日 2007/12/21)

b. ?? NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえある限り、すぐにでもやめるつもりですよ。

(274) a. 男のアパートからは、大量の株式投資の本や、株価の動きを記したメモが見つかった。「これだけ勉強したなら、自分で株で稼げばいいのに」と捜査員も苦笑い。

(朝日新聞 2009/05/30)

b. ?? 男のアパートからは、大量の株式投資の本や、株価の動きを記したメモが見つかった。「これだけ勉強している限り、自分で株で稼げばいいのに」と捜査員も苦笑い。

上の (272) a は「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」のパターンであり、(273) a は「レバ」の典型的な仮定条件文の「最低条件－未実現」のパターンであり、(274) a は「ナラ」の反事実条件文の「事実－反事実」のパターンである。これらの仮定条件文のパターン (272) a の「ナラ」、(273) a の「レバ」、(274) a の「ナラ」は「限り」に置き換えてみると、(272) b、(273) b、(274) b は不自然な文になる。従って、「限り」形式は典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」と「最低条件－未実現」のパターン、及び反事実条件文の「事実－反事実」のパターンが用いられにくい、又は用いられないと考えられる。

3.5.3 「限り」形式の恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

前述のように恒常条件文は一般条件文と習慣条件文の二つに分類できる。一般条件文における「限り」の形式は、世間一般に当たり前であると考えられている出来事に言及する際に用いられる場合が多い。例えば、以下の (275) と (276) のような例文である。この一般条件文の主節に現れるモダリティは情報系の叙述モダリティであることがほとんどである。

(275) 経済や社会のエネルギー源に原発を使う限り、その経済や社会は、取り返しのつかないリスクを永遠に負う。 (朝日新聞 2011/09/23)

(276) 我々は人間である限り、間違える可能性はつねにある。 (朝日新聞 2010/10/18)

しかし、他のモダリティが用いられることも可能である。例えば、(277) の「～なければなりません」や (278) の「～ざるをえない」のような評価のモダリティの一つ必要モダリティも用いられる。

(277) 取締役総務部長の早川政男氏が言う。「『会社は家』、というのが白元の経営ポリシー。家という限り、社員の生活を保障しなければなりません。年金 6 5 歳時代を見越して、それまでは社員を雇用しつづけようというのが基本姿勢です」(週刊朝日 2004/04/16)

(278) データ改竄が発覚した後の 1 2 月以降、電力各社の株価は大きくは落ち込んでいない。2 9 年前の臨界が明らかになった翌日の 3 月 2 3 日の東電の株価は前日比 8 0 円高の 4 3 3 0 円と値上がりした。電力会社が地域独占企業である限り、不祥事が起きても消費者はそこから電力を買い続けざるを得ない。 (アエラ 2007/04/02)

また、以下の (279) の「～からだ」のように前件の事態と関連する原因について説明するモダリティ、(280) の「～ばかりだ」のように状況が継続していることを表すモダリティ、(281) の「～のだ」という状況を説明することを示す説明のモダリティも用いられる。

- (279) 建物に天然素材のみ使われていたころは、それでも良かった。別に何もしなくても、土地で手に入る土、木、瓦、紙を使う限り、自然と街並みの調和が取れてしまっていたからだ。 (アエラ 1996/01/01)
- (280) 日米同盟の重要性を首相が本当に理解して説得しない限りは、基地は「迷惑施設」のように扱われるばかりだ。 (朝日新聞 2010/05/29)
- (281) 結局、誰が見ても明確な証拠がない限り、「死亡した」などと断定はできないのだ。 (アエラ 2004/12/27)

また、ある法に基づく規則に起因した出来事に対してもよく用いられる。(282) から (286) までの例文はその用例である。(282) と (283) の例文の主節は叙述のモダリティであり、(284) の例文の主節は「～わけだ」という前件と関連する原因を説明モダリティで示している。

- (282) NPT脱退国には保障措置協定に準じる協定を結ばない限り、輸出を認めない。 (朝日新聞 2005/06/25)
- (283) イスラム教の聖典「コーラン」には、すべて信者は平等であると説かれています。イスラム教徒を名乗る限り、国王だろうが大統領だろうが、神の前では身分の差はありません。 (朝日新聞 2011/03/14)
- (284) JAS法では、産地偽装がいったん発覚すれば、農水省や都道府県が違反企業に表示を改善するよう指示し、社名を公表する。それでも企業が改善しなければ農水大臣が「命令」してさらに改善を促す。さらに命令に従わない企業にはようやく1億円以下の罰金(個人は100万円以下の罰金または1年以下の懲役)に処せられることになる。つまり、同じ違反を3度繰り返して続けない限り、実質的には処罰されないわけだ。 (週刊朝日 2007/08/03)

また、以下の(285)のようにある社会の在り方を表すこともできる。この例文も文末に「～から」という説明モダリティが用いられる。

- (285) インドでは縫製工場で働いていた。月々の給料は、インドで手にしていた給与の3倍の約3万円。しかし、そのうちの9割をインドの6人家族へ仕送りしている。それでも暮らしていけるのは、食費と住居費がキャンプにいる限り、タダだからだ。 (アエラ 2008/08/18)

さらに、「限り」形式の恒常条件文にも警告的な用例がある。典型的な警告的文章は、文末に終助詞の「よ」、「ぞ」など伝達態度のモダリティが用いられる。

- (286) 会社が変わらない限り、子育ての負担が母親に偏るのは仕方ないよ。 (アエラ 2008/10/13)

最後に、「限り」形式の恒常条件文のうち、習慣条件文は他の条件形式と同様、主に人やある

社会の習慣や宗教の教義などを説明する文章である。そのため、この用法の文章には情報系の叙述モダリティと説明のモダリティがよく現れている。例えば、(287) と (288) の例文は個人の習慣の出来事である。

(287) 紹介文には約5億円に及んだ機密費詐欺事件はもちろん、2億円を超えた裏金づくりのことは一切出てこない。これを読む限り、昨春、田中真紀子前外相が着任早々、「更迭」を彼に迫った話はるか昔のことに思えてくる。(アエラ 2002/03/11)

(288) 飯島さんはよっぽど体調が悪くない限り、毎日、エッセーや小説などの執筆活動に励んでいる。(週刊朝日 2005/03/04)

以上は「限り」形式の恒常条件文についての説明である。「限り」形式の恒常条件文は他の条件形式と同様に一般条件文と習慣的な条件文が現れる。また、恒常条件文には情報系の叙述モダリティと説明のモダリティがよく用いられるが、情報系の疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、認識のモダリティが用いられることはまずない。しかし、「限り」の恒常条件文には自然現象を表す例文は見当たらなかった。この現象をから見ると、自然現象は用いられにくいと考える。例えば、以下に例文をあげる。

(289) a. 卯の花が咲くと、梅雨入りも近い。(431の例文と同じ出典)

b. ? 卯の花が咲く限り、梅雨入りも近い。

上の(289)は「ト」形式自然現象である。この例文では「ト」を「限り」に置き換えられるが、やや不自然な文になると考えられる。

さらに、前述のように、「限り」形式の前件と後件の一回的な過去の出来事は、「ト」と「タラ」形式のような瞬間的な順序ではなく、タイムスペース/タイムフレームの間に一回の順接的な出来事を表している。「限り」形式の一回的な過去の出来事は発見という意味で用いられることがほとんどである。例として、以下の(290)から(294)までの例文を検討する。

(290) 売り上げの低迷は今も止まらない。昨年度は184億円と、ピークの年の15%に満たなかった。ファンの高齢化も悩みの一つだ。6日の競艇場は見渡す限り、客のほとんどは中高年の男性だった。(朝日新聞 2011/11/11)

(291) アンケートの回答者でみる限り、桜蔭卒は開成卒に比べても転職経験者が多い。一方で、家庭生活も手堅い。約半数が現在結婚している。(アエラ 2004/07/26)

(292) MSFのナワシヤク医師は言う。スピンボルダックでの今月中旬の寒波の死亡者数を国連は「子どもを含め10人」と発表したが、現地の各キャンプで話を聞いた限り、最低でも30人以上が死んでいた。(朝日新聞 2002/12/28)

(293) 今年三月、文部省は、セクハラ防止規程を定めた。ところが、渡辺教授らが調べた限り、八月末時点で国立大学の三割、私立大学の一割以下しか、独自のガイドラインを制定していなかった。(アエラ 1999/11/08)

(294) 指示のとおりにすると、数秒後には、「はい、大丈夫」と診断は終了した。あまりの短さに驚く。本誌が確認した限り、溝口氏は、3月15日、4月5日は東京、3月22、29日には冒頭の埼玉県の眼鏡店でコンタクトレンズの処方診断をしていた。

(週刊朝日 2009/04/24)

上の(290)から(294)までは事実条件文の発見という意味を持つ用法であると考えられる。この用法では一般的に前件の述語は動作性であり、後件の述語は状態性が多い。つまり、前件に起こした事態で、後件の事態が分かるようになるという因果関係のパターンである。但し、「限り」形式の事実条件文では前件の述語が限定されているため、「見る」、「聞く」、「調べる」のような動詞しか用いられない。また、事実条件文の発見という用法のモダリティは叙述のモダリティである。さらに「限り」形式では事実条件文の発見、きっかけ、連続動作が用いられない。例えば、以下の例文を検討する。

(295) a. B(手記でも仮名)が部屋へ入って来ると、2人はまた発狂したように叫んでいた。

(週刊朝日 2010/12/03)

b. ?? B(手記でも仮名)が部屋へ入って来る限り、2人はまた発狂したように叫んでいた。

(296) a. 主婦仲間に面白さを語ると、そこから人気が広がっていった。(アエラ 2007/01/22)

b. ?? 主婦仲間に面白さを語る限り、そこから人気が広がっていった。

(297) a. 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込むと、両手で抱えて職場まで運んでいった。(田中寛『母といた夏』)

b. ?? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込む限り、両手で抱えて職場まで運んでいった。

上の(295)から(297)までの例文は「ト」形式の事実条件文の発現(295)、きっかけ(296)、連続動作(297)を表す例文である。これらの例文では「ト」は「限り」に置き換えると過去一回限りの発現、きっかけ、連続動作の意味が亡くなり、不自然な文になる。従って、「限り」形式では事実条件文の発現、きっかけ、連続動作が用いられないと考えられる。

3.5.4 「限り」形式の条件文のまとめ

以上、「限り」形式の条件文の用法とモダリティについて分析した結果を以下にまとめる。

1. 用法に関しては、「限り」形式には仮定条件文、恒常条件文、事実条件文の三種が確認することができる。「限り」形式の仮定条件文としては典型的な仮定条件文と既定条件文が用いられる。「限り」の条件文は前件の事態が未実現か実現か決定することが難しいので、典型的な仮定条件文と既定条件文を区別するのも困難である。また、「限り」形式には反事実条件文に関して、反事実条件文と思われる例文が見つかったが、一般的に用いられるかどうかは実例が1件しか見つからなかったため、用いられにくいと考えられる。さらに、「限り」形式にも恒常条件文の一般条件文と習慣を表す条件文は用いられるが、自然現象を表す条件文は用いられにくい。最後は、「限り」形式の事実条件文では発見の用法がしか用いられないことが明らか

かになった。

2. モダリティの観点から見ると、反事実条件文を除く「限り」形式の仮定条件文には情報系の叙述と疑問モダリティや意志・行為要求モダリティ、評価や認識のモダリティなどが用いられる。また、「限り」形式の恒常条件文の文末には情報系の叙述モダリティと説明モダリティが用いられる。さらに「限り」形式の事実条件文は主に叙述のモダリティが用いられる。以上の「限り」形式の用法とモダリティを分析した結果は、以下の表 41 にまとめた。

表 41 「限り」形式の用法と主節のモダリティ

No	分類	No	用法	主節のモダリティ
I	仮定条件文	1	典型的仮定条件文	(1) 情報系の叙述と疑問
		2	既定条件文	(2) 行為系の意志、勧誘、行為要求 (3) 評価と認識 (4) 説明モダリティ (5) 伝達態度の丁寧さと終助詞
		3	反事実条件文	(1) 認識の断定モダリティ
II	恒常条件文	4	一般的条件文 ³⁸	(1) 情報系の叙述
		5	習慣的条件文	(2) 説明モダリティ (3) 伝達態度の終助詞
III	事実条件文	6	発見	(1) 情報系の叙述

(筆者作成)

3.6 「テミロ」形式の条件文の用法と主節のモダリティ

「テミロ」形式は、日本語条件文の周辺形式の中の一つである。「テミロ」形式については、長野ゆり（1996：123-130）、（1998：143-153）と菊田千春（2012：59-66）による先行研究がある。

長野ゆりの研究（1996）、（1998）は「テミロ」形式の特徴と用法について論じている。長野（1998）によれば、「テミロ」形式は主に仮定条件の用法で用いられる。「仮定を表す『～テミロ』」に成立しうるのは「本動詞+テミロ」の本動詞が命令を表さない場合である。命令を表さない本動詞の種類、そしてどんな性格が表れるのかについて以下に説明した。

1. 無意志動詞、及び意志動詞の受身形

(298) こんなことが上に漏れてみる、えらいことになる。 (長野 1998：145)

(こんなことが上に漏れたら、えらいことになる。)

(299) 親に行く高校決められてみる、悲惨だぞー。 (長野 1998：145)

(親に行く高校決められたら、悲惨だぞー。)

³⁸今回収集した「限り」形式の恒常条件文には自然現象を表す実例は見当たらなかったが、筆者はこの用法も不可能ではないと考えている。

2. 意志動詞

(1) 動作主が話し手の場合

- (300) 今僕が辞めてごらん、收拾がつかなくなるよ。 (長野 1998: 145)
(今僕が辞めたら、收拾がつかなくなるよ。)

(2) 動作主が第三者の場合

- (301) あいつが一言しゃべってみろ、すべてはおしまいだ。 (長野 1998: 145)
(あいつが一言しゃべったら、すべてはおしまいだ。)

(3) 動作主が聞き手の場合のうち、「話し手はその動作の実現を望んでいない」と考えられる場合

A. 警告・脅し

- (302) それ以上一方でもまえへでてみる容赦なくうつぞ! (長野 1998: 145)

B. 非客観見通し

- (303) 今お前が出ていってみろ、俺たちみんな殺されてしまう。 (長野 1998: 145)

次に、長野 (1998) によれば、仮定条件文の「テミロ」のモダリティは後続する文のモダリティは (1) 述べ立ての判断 (判定) 文 (2) 意志の文 (スル形) の二種類に限定される。従って、仮定を表す「テミロ」は、条件表現であると同時に、認識要求の表現でもある。以下がその例である。

- (304) こんな時皇太子がフラフラうろついてみる、テログループの恰好のえじきだ。
(長野 1998 : 146)
- (305) あの宝くじが当たってみろ、生活態度が一変するかもしれないぞ/じゃないか。
(長野 1998 : 147)
- (306) もういっぺんやってみろ、なぐり殺してやる。 (長野 1998 : 147)

以上は長野ゆりが「テミロ」の特徴と用法をまとめたものである。

次は菊田千春 (2012 : 59-66) が「テミロ」形式の条件文になるプロセスについて述べたものである。菊田 (2012) によれば、「テミロ」条件命令文は放任用法のテミロ命令文とテミル条件文の両方を上位構文とする構文である。「テミロ」形式の条件文には2つのサブタイプがあり、18世紀初めに放任用法から変化した警告・脅迫型が成立した後、19世紀初めに非現実仮定型が成立した。しかし、前者から後者が直接生まれたのではなく、その間に「テミル」条件文が橋渡しとして介在したということである。

否定的な意味をもつ「テミロ」命令文の放任用法と、後続文が並列連結文構造をなす定型表現が広がり、「命令文+結果予告文」が「条件文の前件+後件」と解釈され、「テミル」条件文の低位構文と位置付けられるようになって、警告・脅迫型が成立した。その後、独立して進行した「テミル」条件文の変化の結果、非意図的な出来事を表す「テミル」形式の条件文が誕生すると、この性質を継承して、非現実仮定型が成立した。

言語変化は、具体的な文脈で生じる推意、また、特定の表現が高頻度で用いられるなどの語用論的要因の影響をうけてボトムアップに進むが、特殊な性質を持つ「テミロ」形式の条件命令文

の成立は、構成やそのネットワーク構造どの関わり合いを考えずには説明できない。このことについて、言語変化には体系としての言語知識も重要な影響を持つことを示していると菊田 (2012) は述べている。

以上は長野ゆり (1996) (1998) と菊田千春 (2012) の先行研究のまとめである。この2つの先行研究に基づいて、「テミロ」形式の言語変化と用法と文末のモダリティについて多くの部分が明らかになった。しかし、どちらの先行研究も「テミロ」のモダリティについてはまだ詳しく述べていない。本研究では、この「テミロ」形式の条件文の分類用法とモダリティについて再考察したい。今回収集した「テミロ」形式に関する 57 の例文を基に、「テミロ」形式の条件文について分析した結果を以下に述べる。

3.6.1 「テミロ」形式の用法の使用分布

「テミロ」形式の用法と主節のモダリティを説明する前に、「テミロ」形式の用法の使用分布を説明する。分析した結果、今回の収集した「テミロ」形式の 57 例文の中に、9 件は仮定条件文であり、48 件はテミロの非条件文の例文である。恒常条件文と事実条件文の例文は見つからなかった。今回収集した「テミロ」形式に関する 57 の例文の用法と使用分布は表にすると以下の表 42 である。

第 42 「テミロ」形式の用法を分析した結果と使用分布

	分類	用法	数	割合	合計
1	仮定条件文	典型的な仮定条件文	9	15.8%	(9) 15.8%
2	非条件文		48	84.2%	(48) 84.2%
			57	100%	100%

(筆者作成)

上の表 42 を見ると、「～テミロ、～」という典型的な仮定条件文は 57 例中 9 例であり、残りの 48 例は非条件文である。「テミロ」形式の非条件文は、長野ゆり (1998) が指摘しているように、前件の述語に命令を表す本動詞が使われているものと「ナラ」の「～ナラ～テミロ、～」という「ナラ」特有な形式である。

(307) 年配者を敬わない社会に対する 1 人の男の戦争だ。年をとると、社会はチャンスを与えてくれない。闘う意志を持って、不満な社会を変えてみる、と同世代や若者に伝えたと。
(朝日新聞 2007/04/14)

(308) 日本民族の行方より、自分たちの世の中到来が先だと……？「バブル崩壊の時に彼らに最大のチャンスが訪れたんですよ。『ほーら見てみる、日本的経営なんかダメだろう』というのが最大の理屈になったわけですよ。
(アエラ 2002/09/09)

(309) やるならやってみる、今度はそいつを暴き立ててトコトンたたいてやる、と強い姿勢で臨めば圧力はかけられなくなる。
(週刊朝日 1996/12/16)

上の(307) - (309)は「テミロ」形式の非条件文の例である。(307)と(308)は命令文であり、そして(309)の「～ナラ～テミロ、～」という形式も基本的には「ナラ」特有な形式の文である。これらのような用例は「テミロ」形式の文には多く現れるが必ずしも条件文ではない。

3.6.2 「テミロ」形式の仮定条件文の用法と主節のモダリティ

「テミロ」形式の条件文については、先行研究によれば、仮定条件文の用法しか現れず、そのモダリティも述べ立てと意志のしか現れない。そのため、「テミロ」形式の条件文は他の形式と比べて使用の自由度が低く、数は非常に少ない。今回の調査では57例文しか見つからなかった。「テミロ」形式は仮定条件文にしか現れない、また主節のモダリティは意志しか用いられない、この二つの特徴を以下に検討しながら、新たな可能性を探りたい。

収取したデータを分析した結果は先行研究と同様、「テミロ」形式は典型的な仮定条件文にしか用いられない。以下はその実例である。

- (310) 泉忠夫さんの父は生前、泉さんのきょうだいに「自分が被爆者だと言ってみろ、嫁にいけなくなる」と口をすっぱくして話していた。(朝日新聞 2011/03/03)
- (311) でも、決断を間違ったわけじゃない。神様は、理想を貫いてみろ、市長は議員の力で、はなく市民の力でなれる、と。国会議員は国を変えると云っても、身近な問題を変えると云わんでしょ。それで『政権交代すれば世の中は変わる』と訴えてもねえ……。(週刊朝日 2004/11/26)
- (312) 議員生活を引退したのは九〇年、六十五歳の時。やめた翌日から、肩書をさっぱり捨てた。「僕は若い時から六十五で辞めようと勝手に決めてた。でも先輩たちにそう言うて『君、若いからそんなこと言うんだよ』って言われて。年とってみろ、死ぬまでやりたくなるから、と言わんばかりにね。それでかえって、ピシャッと辞めてやる、とずっと思ってたね(朝日新聞 1999/07/02)
- (313) 石巻署は八日、矢本町矢本、暴力団幹部A容疑者(五九)を脅迫容疑で逮捕した。調べによると、A容疑者は昨年十二月下旬、自分が経営するスナックのパーティー券(一枚五千円)を矢本町内の建設業者(五四)に買うように頼んだが断られ、「付き合えないんだな。その辺でおれと会ってみろ、たたき殺すからな」などと脅した疑い。(朝日新聞 1996/01/10)
- (314) 「高いよ」と言ったが、「うまいよ」とは言わなかったから、こんなものだろうなという程度だった。ビール中びん2本と、すしは4人で15個くらい食べた。3万円で少しおつりがきた。お金を払って出る時、Y氏は「秋田の花輪に来てみろ、この半分以下の値で、何十倍もうまいすしを腹いっぱいごちそうするぞ。山の中でも、ねたは上等で新鮮だ」と笑って言った。(朝日新聞 1990/10/09)
- (315) 先日も進路指導の面接で「将来は高校教師になるつもりです」と言う、「うわ～、やめろやめろ、牛乳びんの底くらいの眼鏡かけて数学教えてみろ、一生独身だぞ」とはっきり言われてあきれました。(朝日新聞 1989/08/05)

上の(310)から(315)までの例文は「テミロ」形式を用いた典型的な仮定条件文である。前件の事態「自分が被爆者だと言うこと」「理想を貫くこと」「年とること」「その辺でおれと会うこと」「秋田の花輪に来ること」「～数学教えること」は、未実現または未成立の事態である。後件の「嫁にいけなくなること」「市民の力でなること」「死ぬまでやりたくなること」「たたき殺すこと」「～ごちそうすること」「一生独身になること」も未実現または未成立の事態である。

また、モダリティの観点からみると、(310)と(311)の主節には叙述モダリティ、(312)の主節には「～から」という説明モダリティ、(313)、(314)、(315)の例文の主節には伝達態度の終助詞「な」「ぞ」が現れている。(313)と(314)の例文の主節には話し手の意志の(する)が現れ、動作主は話し手である。このような文は聞き手に対する脅迫的な言い方として捉えられる。従って、(313)、(314)、(315)の例文は、聞き手に対して起こり得る事態を注意する形式であり、つまり警告の文である。

以上の6つの例文を見ると、「テミロ」形式の典型的な仮定条件文は文全体的に望ましくない事態が現れるという傾向が見られる。しかし、必ずしも望ましくない事態のみを示すわけではない。(312)と(314)がその実例である。

「テミロ」形式の典型的な仮定条件文には以下の(316)の例文のように「もし」という言葉も用いられ、主節に「～のじゃないか」という確認要求の疑問モダリティを用いることも可能である。主節に「～のじゃないか」というモダリティが用いられることによって、(316)の例文は気づくべきこと、知っているはずのことに聞き手を気づかせる用法である。このような例文は非難のニュアンスを帯びやすい。「テミロ」形式では疑問モダリティに関しては「～だろう?」や「～じゃないか」等確認要求の疑問モダリティを用いる傾向がある。また、(317)のように従属節に「～よ」という伝達モダリティが用いられることも可能である。

(316) ふるえあがる部下に、鈴木はこう追い打ちをかけた。「もし、そんなもの置いてみる、強盗にきてくれといっているようなものじゃないか。目先の利益に走ったそんな商売なんか長続きしっこないんだ」。(アエラ 1988/05/31)

(317) 本民主党委員長は記者団に「君らもあれだけ毎日書かれてみるよ、おかしくなるさ」。(朝日新聞 1988/11/06)

以上が、「テミロ」形式の仮定条件文の説明である。今回の調査で分析した結果は大部分が先行研究と同じ結論へ導くものであった。しかし、「テミロ」形式に関しては、一部に以下のような例文も見つかっている。

- (318) a. 東日本大震災を見てみる、みんなで協力して立ち向かっている。(朝日新聞 2011/05/26)
b. ○ 東日本大震災を見る/見なさい、みんなで協力して立ち向かっている。
c. ○ 東日本大震災を見ると、みんなで協力して立ち向かっている。

(318) a の例文は従属節の本動詞が命令形にも条件文の形にも変えられると思われる。長野

(1998) は、このような例文は条件文ではないと述べているが、(318) b のように変えることは可能である。(318) c のように「テミロ」形式を「ト」形式に変えた文は、事実条件文の発見の用法と似ている。このことに関してはさらなる研究が必要であると考えられる。

また、「テミロ」形式には固定的な形式が存在している。この固定的な形式は「～ナラ～テミロ、～」という構成である。このような構成は「ナラ」形式の特有な形式として捉える場合妥当であるとする。理由は、このような構成では、「テミロ」は条件形式としてではなく、命令のモダリティとして用いられるからである。その例文は以下のようなものである。

(319) スケッチはアイデアの元だから、デザイナーが他人に見せることはまずない。「コピーするならしてみる、1番はオレだ」という強烈なプライドを感じた。

(朝日新聞 2010/07/12)

(320) 市町村の広域化とか市町村の権限を考えるのに公的介護保険という練習問題が来た。分権分権というならやってみろ、提出期限は来年四月だというわけだ。

(朝日新聞 1999/05/18)

(321) 本書の出版後、激励も寄せられたという。が、当の民俗学者からの反応はほとんどないとか。「反論できるものならしてみる、いくらでも勝負してやるというつもりはあります」。すでに、二の矢はつがえてあるそうだ。

(朝日新聞 1992/06/28)

(322) やれるものなら男並みに働いてみる、女は企業には足手まといなのだ。

(朝日新聞 1988/06/12)

(319) から (322) までの例文に「～P なら～Q して、～」という構成が見られる。これらは「ナラ」形式の仮定条件文の特徴であるが、「テミロ」後に現れる事態は、事実または一般的な考えについての内容がよく表れている。

3.6.3 「テミロ」形式の条件文のまとめ

以上は「テミロ」形式の条件文について考察した結果である。収集したデータから見ると、「テミロ」形式には条件文として認められる例文は非常に少ない。この事実に基づくと以下のことが言える。日本語の条件文においては「テミロ」形式があまり使用されない。もし使用されても、使用する範囲は非常に限られている。収集したデータから考察した結果、「テミロ」形式は一般的に典型的な仮定条件文において用いられる。「テミロ」形式の仮定条件文は警告・脅迫型の文章がほとんどであり、口語的で少し乱暴な言い方として考えられる。

また、「テミロ」形式の仮定条件文の主節に現れるモダリティは叙述モダリティ、疑問モダリティ、意志(する形)モダリティ、伝達モダリティの終助詞である。但し、事実条件文の発見という用法が現れる可能性についても更なる研究が必要である。そして、「テミロ」形式は「ナラ」形式とともに仮定条件文を構成する。この現象については次回の研究課題と考えている。「テミロ」形式の用法と主節のモダリティについて分析した結果は以下の表 43 にまとめている。

表 43 「テミロ」形式の用法と主節のモダリティ

考察した「テミロ」形式の分類と用法				
No	分類	No	用法	主節のモダリティ
I	仮定条件文	1	典型的な 仮定条件文	(1) 情報系の叙述と疑問モダリティ (2) 行為系の意志モダリティ (3) 伝達態度の終助詞

(筆者作成)

上の表 43 を見ると、「テミロ」形式は、ほとんど典型的な仮定条件文で現れる。そして、主節のモダリティは限られている。次は、「限り」形式の用法と主節のモダリティについての分析の説明をする。

3.7 日本語の条件文の周辺形式の用法と主節のモダリティのまとめ

以上 6 つの日本語の条件文の周辺形式について分析した結果から、これらの形式の用法と主節のモダリティについての多くが明らかになった。分析の結果は以下にまとめる。

まず、「テハ」、「場合」、「次第」、「ナイコトニハ」、「テミロ」、「限り」という 6 つの形式の用法についてまとめた。これらの 6 つの形式は全て仮定条件文の典型的な仮定条件文の用法を用いる。但し、仮定条件文の既定条件文と反事実条件文は 6 つの形式を必ず用いるわけではない。6 つの「テハ」、「場合」、「次第」、「ナイコトニハ」、「テミロ」、「限り」の形式の条件文の用法は以下のようなものである。

1. 「テハ」形式の条件文の用法に関しては、仮定条件文、恒常条件文、事実条件文が現れることが可能である。仮定条件文の典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文の用法が用いられる。但し、典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」、「最低条件－未実現」のパターン、及び反事実条件文の「事実－反事実」のパターンは用いられない。そして、恒常条件文の一般条件文と習慣を表す条件文も用いられ、自然現象を表す例文は用いられにくい。一方、事実条件文に関しては、集めた例文のデータからみると数が非常に少なく、発見と思われる用法のみ用いられる。「テハ」形式の仮定条件文には、後件の事態が全て「望ましくない」事態を表すものである。しかし、恒常条件文と事実条件文においては、その限りではない。
2. 「場合」形式は、仮定条件文と恒常条件文の用法で用いられる。但し、典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」、「最低条件－未実現」のパターン、及び反事実条件文の「事実－反事実」のパターンが用いられにくい、又は用いられない。また、既定条件文と反事実条件文が用いられることが可能であるということがこの研究の主張である。但し、実例があまりにも少ないので、この点についてはまだ明確な結論は出せないと言える。
3. 「次第」形式には仮定条件文と恒常条件文が用いられる。仮定条件文には典型的な仮定条件文の用法しか用いられない。典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」、「最低条件

「未実現」のパターン、及び反事実条件文の「事実－反事実」のパターンは用いられない。そして、「次第」形式の恒常条件文については、今回考察した結果、人の習慣と一般条件文が用いられるが、自然現象は用いられにくいということが明らかになった。また、「次第」形式には事実条件文の中でも特に連続的動作の用法が用いられることが可能であると考えられる。

4. 「ナイコトニハ」形式の用法に関しては、仮定条件と恒常条件文が現れることが可能である。一般的に「ナイコトニハ」形式の仮定条件文と恒常条件文の後件は望ましくない事態であるとされる。仮定条件文には、主に典型的な仮定条件文の用法が用いられるが、典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」と「最低条件－未実現」のパターン、既定条件文、反事実条件文は用いられにくい、又は用いられないと考えられる。また、「ナイコトニハ」形式の恒常条件文には、一般条件文の用法が用いられるが、自然現象、科学的な出来事や習慣を表す条件文は用いられにくい。さらに、事実条件文が用いられない。
5. 「限り」形式の用法に関しては、仮定条件文、恒常条件文、事実条件文が確認された。「限り」形式の仮定条件文には典型的な仮定条件文と既定条件文と反事実条件文が用いられる。ただし、「限り」形式の仮定条件文では、前件の事態が未実現か実現か決めることが難しいので、典型的な仮定条件文と既定条件文を区別するのも困難である。また、「限り」形式の恒常条件文には一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。「限り」形式の事実条件文については、ほとんどが発見の用法である。
6. 「テミロ」形式条件文について考察した結果、「テミロ」形式には条件文として認められる例文は非常に少ないということが分かった。この事実に基づいて、日本社会では「テミロ」形式を用いた条件文はあまり使用されていないと言える。もし使用されることがあっても、その範囲は非常に限られている。収集したデータを考察した結果、「テミロ」形式は一般的に典型的な仮定条件文が用いられるが、「テミロ」形式の仮定条件文は警告・脅迫型の文章がほとんどであり、口語的でやや乱暴な言い方である。

以上 6 つの条件文周辺形式の用法は以下の表 44 のように考えられる。

表 44 周辺形式の条件文の用法

用法			前件と後件の事態の 関係	テハ	場 合	次 第	ナ イ コ ト ニハ	限り ³⁹	テミ ロ
(A) 仮定	典型的 仮定条件文	1	未実現－未実現	○	○	○	○	○	○
		2	避けられない－未実現	×	×	×	×	×	×
		3	最低条件－未実現	×	×	×	×	×	×
	既定条件文	4	事実－未実現	○	△	×	△	○	×
	反事実条件文	5	反事実－反事実	○	△	×	△	△	×
		6	事実－反事実	×	×	×	×	×	×
(B) 恒常	一般	自然現象	7	不問－不問	△	△	△	△	×
		科学的	8	不問－不問	○	○	△	△	×
		普遍性	9	不問－不問	○	○	○	○	×
	習慣	10	事実－事実	○	○	○	△	○	×
(C) 事実	発見	11	事実－事実	△	×	×	×	△	×
	発現	12	事実－事実	×	×	×	×	×	×
	きっかけ	13	事実－事実	×	×	×	×	×	×
	連続動作	14	事実－事実	×	×	△	×	×	×

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくいと考える ×：使用不可能

上の表 44 を見ると、6 つの条件文周辺形式は用法の観点から見ると、「テハ」形式は使用範囲が最も広い。一方、「テミロ」形式の使用範囲は最も狭い。そしてこれらの 6 つの形式の共通点と相違点を以下のようにまとめる。

(A) 仮定条件文に関する共通点と相違点を説明する。

- ① 共通点は、6 つの形式では典型的な仮定条件文の未実現－未実現というパターンが用いられる。また、「次第」と「テミロ」形式を除く、「テハ」・「場合」・「ナイコトニハ」・「限り」形式では既定条件文と反事実条件文の「反事実－反事実」というパターンを用いることが可能である。さらに、いずれも典型的な仮定条件文の「避けられない－未実現」と「最低条件－未実現」というパターン、及び、反事実条件文の「事実－反事実」というパターンが用いられないという共通点がある。
- ② 相違点は、「テハ」・「場合」・「ナイコトニハ」・「限り」形式では既定条件文と反事実条件文の「反事実－反事実」という用法を用いること可能であるが、「次第」と「テミロ」形式では既定条件文と反事実条件文のが用いられない。

³⁹ 「限り」形式の条件文では「P という状態が持続している間は、Q は成立する」という意味を表すので、前件の事態が未実現か実現か決めることは難しい。

(B) 恒常条件文に関する共通点と相違点を説明する。

- ① 共通点は、「テミロ」形式を除く、5つの形式では恒常条件文の科学的な出来事、普遍性を表す出来事、習慣を表す出来事が用いられる。また、いずれも恒常条件文の自然現象を表す条件文が用いられにくいという共通点がある。
- ② 相違点は、用法から見ると「テミロ」形式を除く、他の5つの形式ではほとんど相違点が見られない。

(C) 事実条件文に関する共通点と相違点を説明する。

- ① 共通点は、6つの形式では事実条件文の発現、きっかけの用法が用いられない。また、「テハ」と「限り」形式を除く「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」形式は発見という用法が用いられない。さらに、「次第」形式を除けば、「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」形式は連続動作という用法が用いられない。但し、「テハ」と「限り」形式では表す発見も「次第」形式では表す連続動作という用法も明確な結論に言えない状況である。従って、6つの周辺形式では基本的に事実条件文が用いられにくいと言えるだろう。
- ② 事実条件文に関して、6つの周辺形式の相違点はほとんど見られない。

次にこの6つ形式のモダリティについて今回分析した結果を、以下のようにまとめる。

1. 「テハ」形式の主節のモダリティに関しては、反事実条件文を除く仮定条件文の主節では情報系のモダリティ、評価と確認のモダリティ、伝達のモダリティを用いられることが可能である。一方、行為系の意志・勧誘・行為要求を表すモダリティは用いられない。「テハ」形式の恒常条件文では主に叙述モダリティと説明のモダリティが用いられ、事実条件文では主に叙述モダリティが用いられる。
2. 「場合」形式の主節のモダリティに関しては、反事実条件文を除く仮定条件文の主節では情報系の叙述と疑問、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、評価モダリティの必要と許可、認識モダリティの断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティを用いることが可能である。また、「場合」形式の恒常条件文の主節では叙述モダリティ、説明モダリティを用いることが可能である。しかし、今回収集した結果、「場合」形式の仮定条件文の主節では行為要求モダリティの命令、禁止モダリティ、感嘆モダリティ、そして「～よ」「～ぞ」「～ぜ」「～さ」という伝達態度が用いられにくいという傾向が見られる。そのため、「場合」形式の条件文は話しことばというより書きことばとしてよく使用される。
3. 「次第」形式のモダリティに関しては、反事実条件文を除く仮定条件文の主節では情報系の叙述モダリティ、意志のモダリティ、認識の推量や証拠性モダリティ、評価のモダリティを用いることが可能である。「次第」形式は行為系の勧誘、行為要求モダリティ、蓋然性モダリティを用いることが可能であるが、用いられにくいという傾向が見られる。また、「次第」形式の恒常条件文と事実条件文の種類では叙述モダリティが用いられる。モダリティに関して「次第」形式の条件文には制限がある。
4. 「ナイコトニハ」形式のモダリティに関しては、反事実条件文を除く仮定条件文の主節では情報系の叙述と疑問、行為系の意志モダリティ、評価の必要モダリティ、認識の断定・推量・蓋然性のモダリティ、説明のモダリティ、伝達態度の終助詞モダリティが用いられる。本研

究の分析の結果、「ナイコトニハ」形式には疑問のモダリティが現れることが可能であることが分かった。この結果は先行研究の結論と矛盾する結果である。

5. 「限り」形式のモダリティに関しては、反事実条件文を除く仮定条件文の主節では叙述のモダリティや評価や認識のモダリティや意志、願望のモダリティなどが用いられる。また、「限り」形式の恒常条件文の文末には情報系の叙述のモダリティと説明のモダリティが用いられる。「限り」形式の事実条件文では叙述のモダリティが用いられるのが一般的である。
6. 「テミロ」形式のモダリティに関しては、仮定条件文の主節に用いられるモダリティは叙述モダリティ、疑問モダリティ、意志（する形）モダリティ、伝達モダリティの終助詞である。上は6つの形式の仮定条件文、恒常条件文、事実条件文のモダリティをまとめたものである。6つの形式の仮定条件文のモダリティは表にすると以下の表 45 ようになる。

表 45 日本語の条件文の周辺形式の
典型的な仮定条件文の主節のモダリティについて分析した結果

	モダリティ				周辺形式						
					テハ	場合	次第	ナイ コト ニハ	限り	テミ ロ	
I	表現 類型	1	情報系	a	叙述	○	○	○	○	○	○
				b	疑問	○	○	○	○	○	○
		2	行為系	a	意志	×	○	○	×	○	△
				b	勧誘	×	○	△	×	△	×
				c	行為要求	×	○	△	×	○	×
		3	感嘆			×	×	×	×	×	×
	II	評価 と 認識	1	評価	a	必要	○	○	○	○	○
b					不必要	△	△	△	△	△	×
c					許可	○	○	○	△	○	×
d					不許可	△	△	△	△	△	×
2			認識	a	断定	○	○	△	○	○	×
				b	推量	○	○	○	○	○	×
				c	蓋然性	○	○	△	○	○	×
				d	証拠性	○	○	○	△	○	×
III	説明				「のだ・わけだ」	△	△	△	△	△	×
IV	伝達	1	丁寧さ	a	ます形	○	○	○	○	○	×
		2	終助詞	b	よ、ぞ、ね等	○	△	△	○	○	○

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

上の表 45 は「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」・「限り」形式の典型的な仮定条件文の主節のモダリティについて分析した結果である。これまでに分析してきた結果を鑑み、「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」・「テミロ」形式の仮定条件文の共通点と相違点についてモダリティの観点から見て、以下に説明する。

1. 共通点は、全ての 6 つ形式の仮定条件文では、(I) 表現類型の情報系の叙述と疑問のモダリティが用いられる。また、「テミロ」形式を除けば、5 つの形式の仮定条件文の主節では、(II) 評価の必要、不必要、許可、不許可のモダリティ、認識の断定、推量、蓋然性、証拠性のモダリティ、(III) 説明のモダリティ、(IV) 伝達の丁寧さと終助詞のモダリティ、を用いることが可能であると考えられる。但し、6 つの形式では (II) 評価の不必要、不許可のモダリティを用いる例文が見当たらななかった。また、6 つの形式の仮定条件文の主節では (I) 表現類型の感嘆モダリティが用いられないという共通点が明らかになった。
2. 相違点は、仮定条件文の「場合」と「限り」形式の主節では (I) 表現類型の行為系の意志、勧誘、行為要求が用いられ、「次第」と「テミロ」形式では (I) 表現類型の行為系の意志が用いられる。しかし、「テハ」と「ナイコトニハ」形式では (I) 表現類型の行為系の意志、勧誘、行為要求が用いられない。

従って、仮定条件文に関して、6 つの条件文の周辺形式の中では「場合」と「限り」形式のモダリティに関して使用範囲が最も広い。一方、「テミロ」形式はモダリティが最も制限されている。

次に、6 つの周辺形式の恒常条件文と事実条件文のモダリティに関しては、ほとんど叙述と説明モダリティが用いられる。恒常条件文と事実条件文の用法とモダリティは表にすると以下の表 46 のようになる。

表 46 日本語の条件文の周辺形式の
恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

	用法		テハ	場合	次第	ナイ コト ニハ	限 り	テミロ	モダリティ
	一般								
恒常条 件文	一般	自然現象	△	△	△	△	△	×	叙述と説明 モダリティ
		科学的事態	○	○	△	△	△	×	
		普遍性	○	○	○	○	○	×	
		習慣	○	○	○	△	○	×	
事実条 件文		発見	△	×	×	×	△	×	叙述モダリティ
		発現	×	×	×	×	×	×	
		きっかけ	×	×	×	×	×	×	
		連続動作	×	×	△	×	×	×	

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

以上の表 44、45、46 は、6 つの条件文の周辺形式の用法と主節のモダリティについて分析した結果である。この結果を以下の先行研究をまとめた表を比べてみる。

表 47 先行研究による日本語の条件文の周辺形式の用法とモダリティ

		仮定	一般的・反復的	過去の一回限り	モダリティ
1	テハ	○	○	?	制約がある
2	場合	○	○	×	?
3	限り	○	○	×	?
4	次第	○	○	×	?
5	ナイコトニハ	○	○	×	制限がある
6	テミロ	○	×	×	?

(表 4 と同じ) (先行研究の結論を基にして筆者作成)

以上の表 44、45、46 は表 47 と比べてみると、6 つの条件文周辺形式の用法と主節のモダリティについてより多くの部分が明らかになる。例えば、「テハ」形式の仮定条件文の反事実条件文の用法について、先行研究の意見はまだ分かれているが、本研究では「テハ」形式の反事実条件文が用いられるということを実例で証明した。また、「テミロ」以外、恒常条件文には、6 つの形式には一般条件文が用いることが可能である。但し、一般条件文の中でも自然現象を表すものについては実例が見られず、用いられにくいと言える。そして、事実条件文に関して、先行研究の結論をみると、基本的に 6 つの形式には、事実条件文の発見、発現、きっかけ、連続動作という用法は用いられない、とある。しかし、本研究の調査において、6 つの形式の内「テハ」と「限り」の形式に発見と思われる用法の実例が見つかった。さらに、「次第」形式に連続動作と思われる用法が見つかった。従って、「テハ」形式と「限り」形式には、事実条件文の発見という用法、及び、「次第」形式には、事実条件文の連続動作を用いることが可能である、という新たな事実が判明した。

第4章

インドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティについて

1.3.3節で述べたように、インドネシア語の複文では、条件という因果関係を表すために接続詞が必要となる。その条件関係を表す主たる接続詞は *kalau*、*jika*、*(apa)bila*、*asal(kan)* の4つである。この4つの接続詞は日本語でいえば条件文の「ト・タラ・レバ・ナラ」に相当する。よって、*kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* をインドネシア語の条件文の形式と呼ぶことにする。これらのインドネシア語の条件文に関する研究は、管見の限りまだ少ない。そのため *kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* の分類と用法についてはまだ十分に分析がなされていないのが現状である。従って、本研究では、日本語と同じ理論の枠組みで、*kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* という4つの条件形式の用法と主節のモダリティを分析することを試みる。

1.5節で述べたように本研究では、インドネシア語の条件文の分析資料としては、インドネシアの新聞記事（電子版）、および『佐賀のがばいばあちゃん』、『ノルウェイの森』、『坊っちゃん』、『風林火山』、『上杉謙信』というインドネシア語に翻訳された5つの日本の小説から収集した例文を使用している。収集した例文の数は以下の表である。

表 48 インドネシア語の条件文の収集した例文の数

No	用例出典	<i>kalau</i>	<i>jika</i>	<i>(apa)bila</i>	<i>asalkan</i>
1	www.kompas.com	50	50	50	25
2	www.republika.co.id,	25	25	25	15
3	www.mediaindonesia.com	25	25	25	10
4	Botchan	281	15	10	0
5	Uesugi Kenshin	77	59	13	0
6	Furin Kazan	21	107	2	0
7	Norwegian Wood	417	71	10	0
8	Saga no Gabai Bachan	70	3	27	0
		966	355	262	50
		1623			

上の表 48 を見ると、1-3 はインドネシアの新聞記事（電子版）から集めた例文である。新聞記事は日付を限らず、単なる筆者が決めた数である。しかし、4-8 は『佐賀のがばいばあちゃん』、『ノルウェイの森』、『坊っちゃん』、『風林火山』、『上杉謙信』というインドネシア語に翻訳された5つの日本の小説の中の例文全ての数である。インドネシア語では、*kalau* 形式の例文の数が一番多い。一方、*asal(kan)* という例文は、今回調査した小説に表われず、数が一番少ない。従って、インドネシア語の条件文では *kalau* は他の形式に比べて、使用頻度が最も高い。一方、条件

文においては asal (kan)の使用頻度が最も低い。インドネシア語の条件文の kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)を分析した結果を説明する前に、以下でインドネシア語の概要、kalau・jika・(apa)bila・asal(kan) という語、インドネシア語の複文について説明する。

本章は 5 つの部分に分けられる。4.1 節ではインドネシア語の概要を説明する。4.2 節では kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)という接続語を説明する。4.3 節ではインドネシア語の複文と条件文について説明する。4.4 節ではインドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティを分析した結果を説明する。4.5 節では kalau・jika・(apa)bila・asal(kan) 条件形式の用法と主節のモダリティのまとめを説明する。

4.1 インドネシア語の概要

インドネシア語は、従来マレー半島で話されていたマレー語 (Bahasa Melayu) をもとに成立した言語である⁴⁰。現在、マレー語はインドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイなどの国で発音や文法などが変化しており、様々な特徴を持っている。しかし、共通する部分が多く残されているので、それらの国々の人々間で共通語として用いることが可能である。インドネシア語はインドネシア共和国の国語であり、インドネシアに住んでいる多くの民族は、母語ではなく、第二言語として習得しており、他の民族との共通語として用いる。

インドネシア語は英語と同様にローマ字のアルファベット 26 文字で表記する。但し、インドネシア語のローマ字の読み方は英語と異なる部分がある。インドネシア語でのローマ字の読み方は、次のようになる⁴¹。(佐々木重次 (1998 : 34) 『世界の言語ガイドブック 2』)

Aア Bベ Cチェ Dデ Eエ Fエフ Gゲ Hハ Iイ Jジェ Kカ
Lエル Mエム Nエヌ Oオ Pペ Qキ Rエル Sエス Tテ Uウ
Vふエ Wウエ Xエクス Yイエ Zゼット

母音は、[a]・[i]・[ə]・[e]・[o]・[u] の単母音 6 個、[ai]・[au]・[oi]の二重母音 3 個である。子音は、鼻音 m・n・ny・ng、半母音 w・y、流音 l・r、閉鎖音 k・s・t・p・b・d・j・c・g・h の 18 個の有音である。そして、外来語として他に摩擦音 kh [x]・sy [ʃ]・z [z]・f/v [f]が用いられている。(佐々木重次 (1998) 降幡正志 (1998) (2005) などを参照)

次に、インドネシア語のアクセントについて説明する。言語のアクセントは英語のような強弱アクセント (stress accent) と日本語のような高低アクセント (pitch accent) が存在する。インドネシア語では、アクセントの位置によって語の意味を区別したり、語の働きを変えたりすることはない (降幡正志 1998:10)。但し、インドネシア語では文末イントネーションを上げたり下げたりすることによって、平叙文であるかまたは疑問文であるか定める。

インドネシア語の語順は日本語と異なり、S (主語) +V (動詞) +O (目的語) という語順が基本である。例えば、下の例文を挙げる。

⁴⁰ J.S.Badudu (1987) をはじめ、多くの学者によればインドネシア語は、マレー語から成立しており、インドネシアに住んでいる多くの民族の間で共通語として用いられる。

⁴¹ なお「エル」「ふエ」のひらがな表記は (佐々木 1998) による表記である。

(1) Saya makan ikan. (作例)

私 食べる さかな → 私はさかなを食べます。(筆者訳)

英語などの西洋語と異なり、人称・性・数による語形変化はない。また、インドネシア語の動詞は時制による活用をしない。ある動作がいつ起こった／起こるのかを表現したい場合には、時間を表す語（例えば、kemarin：昨日、hari ini：今日、besok：明日等）が用いられる。これらの語は文頭に置いても文末に置いても可能である。あるいは sudah / telah（もう）・ akan / bakal（だろう）のような助動詞的な語を用いることもできる。

(2) a. Kemarin saya belajar bahasa Jepang. (作例)

昨日 私 勉強する 言語 日本

b. Saya belajar bahasa Jepang kemarin.

私 勉強する 言語 日本 昨日

昨日、私は日本語を勉強しました。(筆者訳)

(3) Saya sudah belajar bahasa Jepang. (作例)

私 もう 勉強 言語 日本

私は（もう）日本語を勉強しました。

インドネシア語の単語は語形変化がないが、単語（語幹）に接頭辞と接尾辞を付け加えることにより派生語が形成される。例えば、baca（読む）という動詞は-an という接尾辞を付け加えると、bacaan（＝読み物）という名詞になる。一方、di-という接頭辞を付け加えると、dibaca（＝読まれる）という受け身の動詞になる。また、名詞の修飾に関する場合、語順は日本語と異なり、修飾語は名詞の後ろにくる。例えば、日本語→「日本（修飾語）＋語（名詞）」という語順は、インドネシア語に訳すと bahasa Jepang → 「bahasa＝語（名詞）＋Jepang＝日本（修飾語）」という順である。但し、数字や数量に関する単語は名詞の前にくる。例えば、「三年」はインドネシア語に訳すと「tiga tahun」→tiga（＝三）＋tahun（＝年）になる。（佐々木（1998）・降幡（1995）等を参照する）

インドネシア語の文は、日本語と同様に単文（Kalimat Tunggal）と複文（Kalimat Majemuk）に分けられる。Hasan Alwi et.al（2003）によれば、Kalimat Tunggal（単文）とは、一つの節で成立している文である。つまり、単文では主語や述語は一つである。一方、Kalimat Majemuk（複文）とは、二つ以上の節で成立されている文である。インドネシア語の複文では、一般的に節と節の間に接続語が用いられる。例えば、以下の例文を挙げる。

(4) Ida sedang mencari pekerjaan. (Hasan Alwi et.al 2003 : 342)

イダさん ～ている 探す 仕事

イダさんは仕事を探している。(筆者訳)

(5) Ida membaca buku dan Toni menulis surat. (作例)

イダさん 読む 本 と トニさん 書く 手紙

イダさんは本を読んで、トニさんは手紙を書いている。(筆者訳)

上の (4) は単文の例文であり、(5) は複文の例文である。(4) の単文では主語も述語も一つである。この例文は典型的な単文である。そして、(5) の複文では、主語も述語も二つである。インドネシア語の単文も複文も様々な種類が存在する。インドネシア語の条件文は複文であり、複文と条件文に関しては本章の 4.3 節でより詳しく説明している。

4.2 インドネシア語の接続詞

従来、A.A.Fokker (1972)、M. Ramelan (1981)、Abdul Chaer (1990,2006)、Gorys Keraf (1991)、Harimurti Kridalaksana (2005)、Hasan Alwi et.al (2003) などインドネシアの学者は“条件文”という呼び方を用いていない。しかし、複文の節と節の関係について述べ、その一種として“条件関係”を挙げている。

複文の節と節の条件関係を表すために、接続詞の *kalau*・*jika*・*(apa)bila*・*asalkan* を使用すると、複文の条件関係が成立する。Gorys Keraf (1991:116) によれば、接続詞の機能とは「語と語」「節と節」「文と文」を結びつける品詞である。

Harimurti Kridalaksana (2005:102-104) の説明をまとめると、位置によって接続詞が二つに分けられる。Konjungsi Intra Kalimat (Konjungsi: 接続詞 Intra: 内部 Kalimat: 文) → 〈文の内部にある接続詞〉と Konjungsi Ekstra kalimat (Konjungsi: 接続語 Ekstra: 外部 Kalimat: 文) → 〈文の外部にある接続詞〉である。さらに Konjungsi Ekstra Kalimat (文の外部にある接続詞) は二つに分けられている。それは、Konjungsi Intra Tekstual (Konjungsi=接続詞 Intra=内部 Tekstual=テキスト) → 〈テキストの内部にある接続詞〉と Konjungsi ekstratekstual (Konjungsi=接続詞 Ekstra =外部 Tekstual=テキスト) → 〈テキストの外部にある接続詞〉である。これは図式に表すと以下のようなになる。

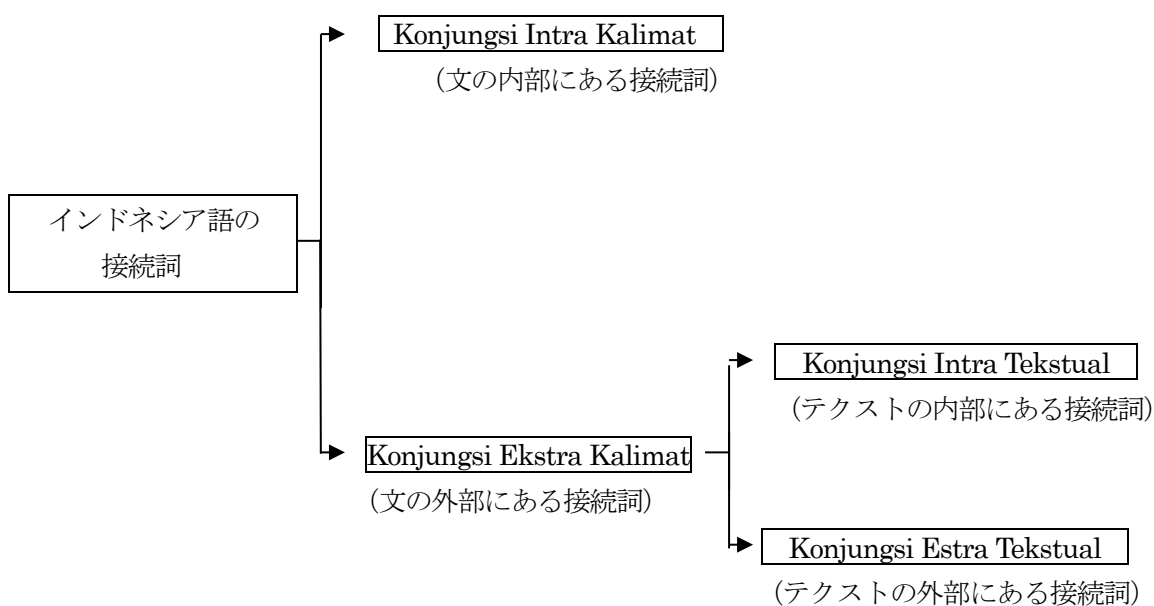


図 10 インドネシア語の接続詞

Konjungsi Intra Kalimat (文の内部にある接続詞) は語と語・句と句・節と節を接続する接続詞である。例えば、atau = (～か、～) ; lalu = (～て、～) ; tetapi = (～が、～) などである。Konjungsi intratekstual (テキストの内部にある接続詞) は文と文・段落と段落を接続する接続詞である。例えば、akan tetapi = (けれども) ; kemudian = (それから) ; disamping itu = (さらに) などである。Konjungsi Ekstra Tekstual (テキストの外部にある接続詞) とは外界とを接続する接続詞である。例えば、alkisah = (ある話で) ; mengenai = (～について) などである。接続詞の kalau・(apa)bila・jika・asal (kan) は Konjungsi Intra Kalimat (文の内部にある接続詞) に入る。次に、kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)の役割を説明する。

4.3 インドネシア語の複文と条件文について

Hasan Alwi et.al (2003 : 400-414)によれば、複文とは二つ以上の節が組み合わさって一つの文になるものである。インドネシア語では、複文は二つに分けられている。インドネシア語の複文は Kalimat Majemuk Setara (等位関係の複文) と Kalimat Majemuk Bertingkat (従位関係の複文) である。

1. Kalimat Majemuk Setara (等位関係の複文)

Kalimat Majemuk Setara (等位関係の複文) とは二つか二つ以上の節が組み合わさって一つの文になるものである。組み合わせる時に接続詞で結びつけることもあるし、接続詞なしで結びつけることもある。Kalimat Majemuk Setara (等位関係の複文) では節と節の関係は平等である。そのため、一つの節がなくなっても、他の節が自立できる。図式で表すと以下のようになる。

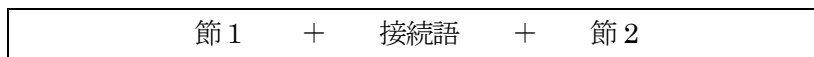


図 11 インドネシア語の等位関係の複文の構造

Kalimat Majemuk Setara (等位関係の複文) は節と節の関係によって5種類に分けることができる。

1. Hubungan Penjumlahan (追加の関係) : 二つか二つ以上の節を組み合わせて、追加の関係を表す複文である。一般的に dan という接続詞を使用する。

(6) Siti belajar bahasa Inggris dan Ida belajar bahasa Prancis. (作例)
 シティさん 勉強 言語 英語 ～と イダさん 勉強 言語 フランス
 シティさんは英語を勉強して、イダさんはフランス語を勉強します。(筆者訳)

2. Hubungan Perlawanan (反対の関係) : 二つか二つ以上の節を組み合わせて、反対の関係を表すものである。一般的に tetapi と sedangkan という接続詞を使用する。

(7) Tahun lalu jalan ini bersih dan mulus tetapi sekarang kotor dan berlubang. (作例)

去年 道路 この きれい と 立派 しかし 今 汚い と 穴
去年、この道路はきれいで立派だったが、今、汚くなって穴ができた。(筆者訳)

3. Hubungan Pemilihan (選択の関係) : 二つか二つ以上の節を組み合わせて、選択の関係を表すものである。一般的に *atau* という接続詞を使用する。

(8) Kita segera berangkat atau kita tunggu kedatangan beliau. (作例)

私たち すぐ 出発 あるいは私たち 待つ 来る 彼
私たちはすぐ出発するか、あるいは彼が来るまで待つ。(筆者訳)

4. Hubungan Penguatan (強調の関係) : 二つか二つ以上の節を組み合わせて、強調の関係を表すものである。一般的に *bahkan* と *lagipula* という接続詞を使用される。

(9) Daerah ini hawanya sejuk, lagipula pemandangannya indah. (作例)

地方 この 天候 涼しい しかも 景色 きれい
この地方は天候が涼しくてその上景色もきれいだ。(筆者訳)

5. Hubungan Urutan (順番の関係) : 二つか二つ以上の節を組み合わせて、順番の関係を表すものである。一般的に *kemudian* と *lalu* という接続詞を使用する。

(10) Saya naik kereta di stasiun Gambir lalu saya turun di stasiun Kota. (作例)

私 乗る 電車 で ガンビル駅 そして 私 降りる で コタ駅
私はガンビル駅で電車に乗って、コタ駅でおります。(筆者訳)

以上がインドネシア語の等位関係の条件文である。次に、インドネシア語の従位関係の条件文を説明する。

II. Kalimat Majemuk Bertingkat (従位関係の複文)

Kalimat Majemuk Bertingkat (従位関係の複文) とは、二つの節が組み合わさって、一つの文になるが、この二つの節が地位的に平等ではないものである。一つの節がもう一つの節より、地位が高い。〈Induk Kalimat (main clause)〉は日本語でいう (主節)、〈Anak Kalimat (subordinate clause)〉日本語で言う (従属節) である。Induk Kalimat (主節) は自立できる。一方、Anak Kalimat (従属節) は自立できない。複文の中で 〈Induk Kalimat〉 (主節) の位置は Anak Kalimat (従属節) の前でも後ろでもかまわないが、Induk Kalimat (主節) と Anak Kalimat (従属節) を結びつけるために、接続詞が必要である。図式で表すと下のようになる。

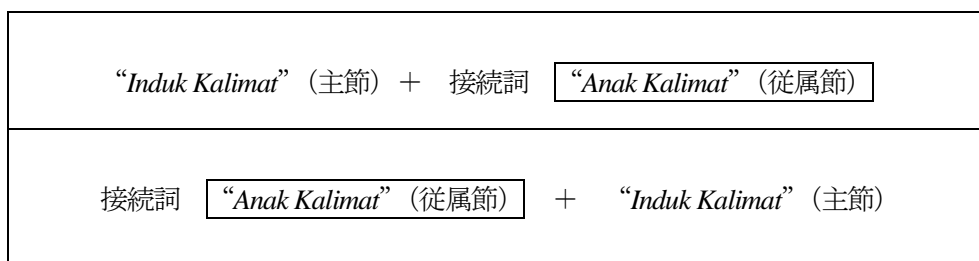


図 12 インドネシア語の従位関係の複文の構造

Alwi Hasan et.al (2003 : 404-161)によれば、*Kalimat Majemuk Bertingkat* (従位関係の複文) は節と節の関係によって 14 種類に分けられる。それは (1) *Hubungan Waktu* (時間の関係) (2) *Hubungan Syarat* (条件の関係) (3) *Hubungan Pengandaian* (仮定の関係) (4) *Hubungan Tujuan* (目的の関係) (5) *Hubungan Konsesif* (譲歩関係) (6) *Hubungan Perbandingan* (対比の関係) (7) *Hubungan Sebab* (原因の関係) (8) *Hubungan Hasil* (結果の関係) (9) *Hubungan Cara* (方法の関係) (10) *Hubungan Alat* (道具の関係) (11) *Hubungan Komplementasi* (補文の関係) (12) *Hubungan Atribut* (属性の関係) (13) *Hubungan Perbandingan* (比較の関係) (14) *Hubungan Optatif* (祈願の関係)

1. *Hubungan waktu* (時間の関係) : 二つの節を組み合わせて、時間の関係を表す複文である。時間の関係を表す接続詞は 4 つの種類に分けられている。(a) 開始の時間関係、(b) 同時的な時間関係、(c) 連続的な時間関係、(d) 終わりを表す時間関係という 4 つの種類である。

(a) 開始の時間関係を表す複文では *sejak* = 「～から」と *sedari* = 「～から」という接続詞が用いられる。

(11) Sejak ibu meninggal kami tinggal bersama kakek. (作例)
 から 母 亡くなる 私たち 住む 一緒 祖父
 母が亡くなってから、私達はお祖父さんと一緒に暮らしている。(筆者訳)

(b) 同時的な時間関係を表す複文では、*waktu* = 「時に」、*ketika* = 「時に」、*saat* = 「時に」、*selama* 「～間」等という接続詞が用いられる。

(12) *Monumen nasional itu dibuat ketika kamu masih kecil.* (作例)
 記念碑 国家 その 作られる 時 あなた まだ 小さい
 あなたが小さいとき、その国家の記念碑が作られた。(筆者訳)

(c) 連続的な時間関係の複文では、*sebelum* = 「～前に」、*setelah* = 「～後で」、*begitu* = 「～と/～すぐに」等という接続詞が用いられる。

(13) Begitu dia masuk, terjadilah perang mulut itu.

とたら 彼 入る、 起こる 戦争 口 その

彼が入るとすぐに、その口論が起こった。Alwi Hasan et.al (2003 : 406) (筆者訳)

(d) 終わりの時間関係を表す複文では、sampai 「=～まで」と hingga 「=～まで」という接続詞が用いられる。

(14) Yanto menjaga adik laki-laki sampai bapak pulang ke rumah.

ヤント 世話をする 弟 まで お父さん 帰る に 家

お父さんが家に帰るまで、ヤントさんは弟を世話する。

Alwi Hasan et.al (2003 : 406) (筆者訳)

2. Hubungan syarat (条件の関係) : 二つの節を組み合わせて、条件の関係を表す複文である。一般的に kalau・jika・(apa) bila・asalkan 「=と/たら/れば/なら」という接続詞を使用する。

(15) Saya hadir kalau saya diundang. (作例)

私 参加する ト/タラ/ナラ 私 招待される

私は招待されれば、参加する。(筆者訳)

(16) Jika mereka bersalah tentu kami segera menindaknya. (作例)

ト/タラ/ナラ 彼ら 犯す もちろん 我々 すぐ 措置をとる

彼らが犯罪を犯せば、もちろん私たちはすぐ措置をとる。(筆者訳)

3. Hubungan Pengandaian (仮定の関係) : 二つの節を組み合わせて、仮定の関係を表す複文である。一般的に seandainya・andaikata・sekiranya = 「もし～仮定すると」という接続詞を使用する。

(17) seandainya dia setuju maka masalah akan selesai. (作例)

もし仮に 彼 賛成 になると 問題 FUT 終わる

もし彼が賛成であるとする、問題はなくなるだろう。(筆者訳)

4. Hubungan Tujuan (目的の関係) : 二つの節を組み合わせて、目的の関係を表すものである。一般的に agar = 「～ように/に」、supaya = 「～ように/に」、untuk = 「～ように/に」という接続詞を使用する。

(18) Jalan-jalan diperlebar agar lalu lintas lancar. (作例)

道路 広げられる ～するように 交通 スムーズ

交通がスムーズになるように道路が広げられる。(筆者訳)

(19) Kamu harus giat belajar supaya kelak hidup nyaman. (作例)
あなた ~なければならない 熱心 勉強 ~するように FUT 生活 快適
将来生活が快適になるように、あなたは熱心に勉強しなければならない。(筆者訳)

5. Hubungan Konsesif (譲歩の関係) : 二つの節を組み合わせて、譲歩の関係を表す複文である。
一般的に meskipun = 「~ても」と walaupun = 「~ても」という接続詞を使用する。

(20) Dia pergi sekolah meskipun hujan lebat turun. (作例)
彼 行く 学校 たとえ...でも 雨 激しい 降る
激しい雨が降っても、彼は学校へ行く。(筆者訳)

(21) Walaupun tidak diijinkan ayah dia pergi juga ke hutan. (作例)
~くても ~ない 許可される 父 彼 行く も へ 森
お父さんに許されなくても、それでも彼は森に行く。(筆者訳)

6. Hubungan Perbandingan (対比の関係) : 二つの節を組み合わせて、対比の関係を表す複文である。
一般的に daripada・alih-alih・ibarat 等という接続詞を使用する。

(22) Daripada menganggur, cobalah engkau bekerja di kebun. (作例)
より 仕事がない やてみなさい あなた 働く で 畑
何もしないより、畑で働いてみなさい。(筆者訳)

7. Hubungan Sebab (原因の関係) : 二つの節を組み合わせて、原因の関係を表す複文である。
一般的に karena = 「~から/ので」と sebab = 「~から/ので」という接続詞を使用する。

(23) Karena tidak bisa berenang dia hanyut terseret arus. (作例)
~ので できない 泳ぐ 彼 さまよう 引きずられる 水
泳げないので、彼は流れに引きずられて、漂いました。(筆者訳)

(24) Harga barang ini dinaikkan sebab biaya produksi naik. (作例)
値段 もの この あげる なぜかという 費用 生産 上がる。
このものの値段が上がった、なぜかという生産の費用が上がったからである。(筆者訳)

8. Hubungan Hasil (結果の関係) : 二つの節を組み合わせて、結果の関係を表す複文である。
一般的に sampai 「=~まで」と hingga 「=~まで」という接続詞を使用する。

(25) Pencuri itu dipukuli orang-orang sampai mukanya babak belur. (作例)
泥棒 あの 殴られる 人々 まで 顔 PRO ぼこぼこ
あの泥棒はぼこぼこになるまで人々に顔を何度も殴られた。(筆者訳)

(26) Dia suka berjudi hingga harta nya habis. (作例)

彼 好き ギャンブル まで 財産 PRO なくなる

彼はギャンブルが好きで、その結果財産がなくなった。(筆者訳)

9. Hubungan Cara (方法の関係) : 二つの節を組み合わせて、方法の関係を表す複文である。一般的に dengan = 「～することによろ」と tanpa = 「～無しで」という接続詞を使用する。

(27) Elly Pical mencoba bertahan dengan menghindari pukulan.

エリピカルさん 試みる 保つ ~で 避けるパンチ

エリピカルさんはパンチを避けて、身を守ろうとした。

(Alwi Hasan et.al 2003 : 407) (筆者訳)

10. Hubungan Alat (道具の関係) : 二つの節を組み合わせて、道具/方法の関係を表す複文である。一般的に dengan = 「～を使って」と tanpa = 「～を使わずに」という接続詞を使用する。

(28) Dia menangkap ikan dengan mempergunakan kail.

彼 捕まえる 魚 ~で 使う 釣竿

彼は釣竿を使って魚を捕まえる。

(Alwi Hasan et.al 2003 : 407) (筆者訳)

11. Hubungan Komplementasi (補文の関係) : 二つの節を組み合わせて、補文の関係を表す複文である。一般的に bahwa 「=～ということ」という接続詞を使用する。

(29) Sekarang dia baru tahu bahwa pacar nya bisa masak.

今 彼 新しい 知る ということ 恋人 PRO できる 料理

彼は今、自分の恋人が料理できるということを知ったばかりだ。

(Alwi Hasan et.al 2003 : 410) (筆者訳)

12. Hubungan Atribut (属性の関係) : 二つの節を組み合わせて、属性の関係を表す複文である。一般的に yang ~ = 「～ということ」という接続詞を使用する。

(30) Paman nya yang tinggal di Bogor meninggal kemarin.

おじさん PRO REL 住む で ボゴル 亡くなる 昨日

昨日ボゴルに住んでいる彼のおじさんが亡くなった。

(Alwi Hasan et.al 2003 : 412) (筆者訳)

13. Hubungan Perbandingan (比較の関係) : 二つの節を組み合わせて、比較の関係を表す複文

である。比較の関係を表す複文には二つ種類が存在する。まず、(a) 平等的比較の関係の複文は *sama~ dengan* 「=~と同じ/同様」という接続詞の構成が用いられる。次は、(b) 優等的関係の複文は、*lebih~daripada* = 「~は~より~です」という接続詞の構成が用いられる。(a) の種類の例文は (31) であり、(b) の種類の例文は (32) である。

(31) Gaji istri nya sama besar dengan gaji saya.

収入 奥さん PRO 同じ 大きい と 収入 私

彼の奥さんの収入は私と同じである。(Alwi Hasan et.al (2003 : 413) (筆者訳)

(32) Dia lebih cepat menulis karangan daripada membaca buku. (作例)

彼 もっと 早い 書く 作文 比べると 読む 本

彼は本を読むより作文を書くのほうが早い。(筆者訳)

14. Hubungan Optatif (祈願の関係) : 二つの節を組み合わせて、祈願の関係を表す複文である。祈願の関係を表す接続詞は *semoga* = 「願わくば~であほすように」という接続詞である。

(33) kita berdoa semoga kemalangan ini segera teratasi. (作例)

我々 祈り 願わくば 不幸 この すぐ 克服される

この不幸はすぐに乗り換えらるよう我々は願っている。(筆者訳)

以上はインドネシア語の 14 種類の *Kalimat Majemuk Bertingkat* (従位関係の複文) の関係である。条件関係はこの 14 種類の従位関係の複文の関係の中にその一つである。条件関係を表すために、接続詞の *kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* が必要である。以下には、*kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* の用法と主節のモダリティを説明する。

4.4 インドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティ

前の項でインドネシア語の従位関係の複文には節と節の関係によって 14 種類があることを述べた。その 14 種類のうち「条件の関係」はその一つである。この「条件の関係」が日本語の条件文対応すると考えられる。つまり、インドネシア語の従位複文の「条件の関係」こそがインドネシア語の「条件文」と筆者は考える。

インドネシア語の条件文が成立するためには、接続詞の *kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* が必要である。インドネシア語の条件文の代表がこの 4 つの形式であると筆者は考える。この 4 つの形式について、研究が進んでいないので、先行研究は見つからない。しかし本研究では日本語の条件文の用法を研究したので、それを利用してインドネシア語の条件文を少しすら明らかにする。第 2・3 章の日本語の条件文の分類に基づいて、①仮定条件文 ②恒常条件文 ③事実条件文の 3 つの条件文の種類とモダリティの観点から、インドネシア語の条件文を分析する。インドネシア語の条件文の *kalau・jika・(apa) bila・asal(kan)* 形式は図式で表すと下のようになる。

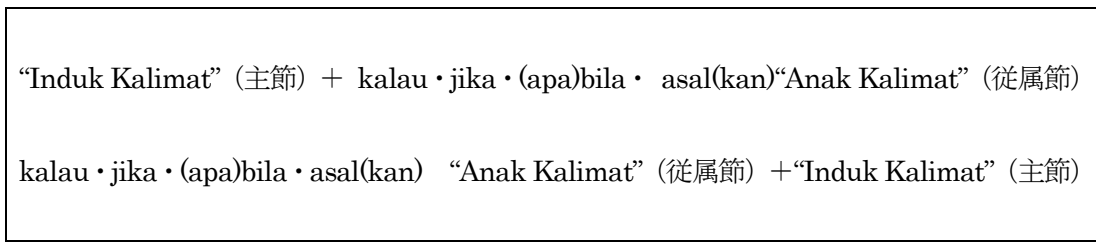


図 13 インドネシア語の条件文の構造

上の図式 12 はインドネシア語の条件文の構成である。kalau・jika・(apa)bila・ asal(kan) の形式の条件文は、従位関係の複文なので主節の位置は従属節の前に置いても後ろに置いても可能であり、文の意味は変わらない。例えば、以下の 4 つの kalau・jika・(apa)bila・ asal(kan) の例文は a と b が意味的に同じである。

- (34) a. ○ Kalau ada waktu silahkan datang ke rumah. (作例)
 ト/バ/タラ/ナラ ある 時間 ください 来る へ 家
時間があったら、どうぞ家に来てください。 (筆者訳)
- b. ○ Silahkan datang ke rumah kalau ada waktu.
 ください 来る へ 家 ト/バ/タラ/ナラ ある 時間
時間があったら、どうぞ家に来てください。
- (35) a. ○ Jika City juara Manchini jadi pelatih ter mahal di Inggris
 ト/バ/タラ/ナラ シティ 優勝 マンシニ なる 監督 最も 高い で イギリス
シティが優勝したら、マンシニはイギリスで最も高い監督になる。
 (Republika 2012/5/9) (筆者訳)
- b. ○ Manchini jadi pelatih ter mahal di Inggris jika City juara
 マンシニ なる 監督 最も 高い で イギリス ト/バ/タラ/ナラ シティ 優勝
シティが優勝したら、マンシニはイギリスで最も高い監督になる。
- (36) a. ○ Bila pemimpin sehat, rakyat juga sehat.
 ト/バ/タラ/ナラ リーダー 元気 国民 も 元気
リーダーが元気であれば、国民も元気である。 (Republika 2012/6/9) (筆者訳)
- b. ○ Rakyat juga sehat bila pemimpin sehat.
 国民 も 元気 ト/バ/タラ/ナラ リーダー 元気
リーダーが元気であれば、国民も元気である。
- (37) a. ○ Asalkan ada uang apapun bisa dibeli. (作例)
 さえ〜レバ ある お金 何でも できる 買う
お金さえあれば、何でも買える。 (筆者訳)
- b. ○ Apapun bisa dibeli asalkan ada uang
 何でも できる 買う さえ〜レバ ある お金
お金がさえあれば、何でも買える。

上の例文が示すように、*kalau*・*jika*・(*apa*)*bila*・*asal(kan)*では、従属節は主節の前に置いても後に置いても可能であり、意味が変わらない。これはインドネシア語の条件文の構成の特徴である。以下では条件文の *kalau*・*jika*・(*apa*)*bila*・*asal(kan)*各形式の分析を行う。

4.4.1 *kalau* 形式の用法と主節のモダリティ

kalau 形式は書くときにも話すときにも使用されるが、口語的な傾向がある。話すときによく使用され、使用される範囲が最も広く、他の形式と置き換えられる場合が多い。分析した結果、*kalau* 形式では、仮定条件文、恒常条件文、非条件的な用法が用いられ、主節に様々なモダリティが用いられることが可能である。*kalau* の用法の使用分布は表 49 のようである。

表 49 *kalau* の用法を分析した結果と使用分布

	分類	用法	数	割合	合計
1	仮定条件文	典型的な仮定	817	85%	(851) 88.2%
		既定条件文	26	1.7%	
		反事実条件文	9	0.9%	
2	恒常条件文	一般条件文	12	1.2%	(73)
		習慣を表す条件文	61	5.5%	6.7%
3	事実条件文	発見	0	0%	0.0%
		発現	0	0%	
		きっかけ	0	0%	
		連続動作	0	0%	
4	非条件文	接続詞的用法	41	4.2%	4.2%
			966	100%	100%

(筆者作成)

上は、*kalau* 形式の使用分布である。*kalau* 形式には、仮定条件文、恒常条件文、非条件的の用法が用いられる。但し、使用頻度から見ると、圧倒的に仮定条件文として使用されている。以下では、最初 *kalau* の仮定条件文と主節のモダリティを説明し、さらに *kalau* 恒常条件文と主節のモダリティ、および非条件文の用法である。

まず、*kalau* の仮定条件文の用法を説明する。*kalau* 形式の仮定条件文には、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文の用法が用いられる。そして、*kalau* の条件文の主節に様々なモダリティが現れることが可能である。収集したデータを分析した結果を見ると、*kalau* の形式のうち仮定条件文としての使用分布が 88.2% である。この数字をより細かくみると、85% は典型的な条件文であり、1.7% は既定条件文であり、残りの 0.9% は反事実条件文の用法である。

典型的な仮定条件文は、現実には生じていない事態を想定し、結果として生じるであろうことを推測するものである。つまり、従属節は未実現の事態であり、主節も未実現の事態である。

kalau の典型的な仮定条件文の主節には、様々なモダリティが用いられる。例えば、*kalau* の典

型的な仮定条件文には表現類型の情報系と行為系のモダリティを用いることが可能である。以下の例文を見てみよう。

- (38) Kalau jadi PM⁴², Anwar janji tarik hukuman cambuk bagi TKI⁴³.
ト/バタラ/ナラ なる 首相 アヌワルさん 約束 やめる 罰 鞭 に TKI
首相になったら、アヌワルさんはインドネシア人労働者に対するむち打ち刑を廃止することを約束する。
(Kompas 2008/09/06) (筆者訳)
- (39) Kalau demokrat menang, Pramono bisa jadi
ト/バタラ/ナラ 民主党 勝つ プラモノさん できる なる
capres⁴⁴ dan Ical wapres⁴⁵.
大統領候補 と イチャルさん 副大統領
民主党が勝ったら、プラモノさんは大統領候補、イチャルさんは副大統領候補になれる。
(Media Indonesia 2012/06/04) (筆者訳)
- (40) Kalau sudah masuk, apa akan langsung bertugas keluar negeri?
ト/バタラ/ナラ ~した 入る 何 FUT 直接 仕事 海外
外国に行くんですか、入省したら? (ノルウェイの森 (下) : 71) (Norwegian Wood : 381)
- (41) Kalau belajar pembukuan di Sekolah Bisnis Saga,
ト/バタラ/ナラ 勉強 簿記 で 佐賀商業
kau tidak akan susah dapat kerja bukan?
あなた ではない FUT 難しい もらう 仕事 ではないか
佐賀商業で簿記の勉強したら、就職先はこまらんけんね!
(佐賀のがばいばあちゃん : 239) (Saga no Gabai baachan:161)

以上の (38) から (41) までの kalau 形式の例文では、主節に情報系のモダリティが用いられている。(38) と (39) の例文は平叙文であり、主節には叙述モダリティが用いられる。この二つの例文は相手に新たな情報を伝えるという役割である。また、(40) と (41) の例文は疑問文であり、主節では疑問語 (疑問モダリティ) の「apa」と「~bukan?」が用いられる。(40) の例文では、「apa~?」という疑問語の構成が用いられることから、真偽疑問文になる。真偽疑問文は、その情報の真偽が不明である場合に訴えられる。このタイプの疑問文は話し手は聞き手から少なくとも「はい」か「いいえ」という答えを要求する。一方、(41) の例文では、「~bukan?」という疑問語 (疑問モダリティ) は日本語に訳すと「~ではないか/だろう/ね/よね」という確認要求の疑問モダリティに相当する。この (41) 例文の場合、「~bukan?」は「~ね」という一つの確認要求の疑問モダリティを訳したものである。従って、(41) の「~bukan?」は、文が表す内容を、心内で確認しながら話し手の認識として聞き手に示す機能を持っている。

⁴² PM=Perdana Menteri という言葉である。日本語に訳すと「首相」である。

⁴³ TKI=Tenaga Kerja Indonesia という意味である。日本語に訳すと「インドネシア人の出稼ぎ労働者」である。

⁴⁴ Capres = Calon Presiden という意味である。日本語に訳すと「大統領候補」である。

⁴⁵ Wapres=Wakil Presiden という意味である。日本語に訳すと「副大統領」である。

情報系のモダリティの他に、行為系モダリティの意志・勧誘・行為要求を用いることも可能である。その実例は以下のようである。

- (42) Nanti kalau aku bertemu ibu mu, akan ku sampaikan salam mu.
後で ト/ミタラナラ 私 会う 母 あなた FUT 私 伝える 挨拶 あなた
お母ちゃんに会ったら、よろしく言っとくな。

(佐賀のがばいばあちゃん：108) (Saga no Gabai baachan:127)

- (43) Kalau saja bisa aku pun ingin memeluk nya erat-erat.
ト/ミタラナラ だけ できる 私 も ~たい 抱く PRO しっかり
もしできることなら直子を抱きしめてやりたい。

(ノルウェイの森 (上) : 62) (Norwegian Wood: 53)

(42) の例文の主節に「akan ku sampaikan」日本語に訳すと、「～伝えます」という意志を表す表現がある。また、(43) の主節の「ingin～」という表現は意志を表す「～たい/～てほしい」というモダリティがある。従って、(42) と (43) の例文の主節が話し手の意志を表している。意志モダリティの他に、*kalau* 典型的な仮定条件文には、勧誘モダリティも用いられる。

- (44) Kalau sudah selesai belajar, ayo main bola. (作例)
ト/ミタラナラ ~した 終わる 勉強、 ~ましょう 遊び サッカー
勉強が終わったら、サッカーをやりましょう。 (筆者訳)

- (45) Kalau kamu tidak keberatan maukah datang ke rumah ku ?
ト/ミタラナラ あなた NEG 異存がある ~ませんか 来る ~ 家 私
よかったら一度うちに遊びに来ない？ (ノルウェイの森 : 134) (Norwegian wood :122)

上の (44) と (45) の例文では、主節に勧誘モダリティが用いられる。(44) 例文の主節の「ayo～」という表現は日本語に訳すと「～ましょう/～しよう」という勧誘モダリティに相当する。また、(45) 例文の主節の「maukah～」という表現は日本語に訳すと「～ませんか」という勧誘モダリティに相当する。(44) と (45) の例文は話し手の行為を前提として、聞き手に行為の実行を誘いかけることを表す。但し、勧誘文には二つのタイプがある。(44) のような勧誘文は話し手と聞き手が動作を一緒に行う。(45) の勧誘文は動作をするものは聞き手だけである。さらに、*kalau* 形式の典型的な仮定条件文の主節に、行為要求の命令・依頼・禁止・許可・勧め・助言などのモダリティも用いることができる。

- (46) Kalau ada urusan, silakan suruh polisi atau apa pun datang !
ト/ミタラナラ ある 用 ~なさい 命令する 警察 か なにも 来る
用があるなら巡査なりなんなり、よこせ。 (坊っちゃん : 139) (Bothan :230)

- (47) Aku akan menunggu di tempat yang sama dengan Hotta,
私 FUT 待つ で 場所 REL 同じ と 堀田

kalau kalian mau melapor ke polisi, silakan lakukan!
トノタラナラ あなた達 ほしい 報告 へ 警察 ~てください する
堀田と同じ所に待ってるから警察へ訴えたければ、かつてに訴えろ。

(Botchan:230) (坊っちゃん : 139)

(48) Kalau tidak ingin botak berhenti lah merokok.
トノタラナラ ~たくない はげ やめる ~なさい たばこを吸う
はげたくなければ、タバコをやめなさい。 (Republika 2011/12/06) (作例)

(49) Botchan, kalau Kiyō mati tolong kubur Kiyō di kuil
坊っちゃん トノタラナラ 清 死ぬ ~ください 埋める 清 で お寺
pekuburan Botchan ya.
お寺 坊っちゃん ね
清が死んだら、坊っちゃんのお寺へ埋めってください。

(坊っちゃん : 141) (Botchan : 233)

(50) Nanti kalau bertemu di kelas jangan menegur ku.
後 トノタラナラ 会う で 教室 ~ないでください 声をかける 私
この次教室で会っても話しかけないで下さい。

(ノルウェイの森 (下) : 213) (Norwegian wood :475)

(51) Kalau mau bicara rahasia, sebaiknya jangan mengajak ku
トノタラナラ ~たい 話す 秘密 ~方がいい しないで 誘う 私
ないしょ話をするぐらいなら、おれなんか誘わなければいい。

(坊っちゃん : 51) (Botchan :88)

上の (46) - (51) の例文の主節には、行為要求のモダリティが現れる。(46)、(47)、(48) の例文の「silakan ~」と「~lah」という表現は日本語に訳すと、「~せ・~ろ・~なさい・~てください」という命令モダリティに相当するものである。従って、これらの例文は命令文であり、話し手は主節が表す事態を直接的に聞き手に行為を要求するという意味である。命令のモダリティの他に、依頼・禁止・勧め、というモダリティも用いられる。(49) の例文の主節に「~tolong」という表現は日本語に訳すと依頼モダリティの「~てください」に相当する。(50) の例文の主節の「jangan~」という禁止を表す表現は日本語の訳すると禁止モダリティ「~ないでください」である。そして、(51) の例文の主節の「sebaiknya~」という表現は日本語に訳すと、「~方がいい~ばいい」という勧めのモダリティの表現である。

また、kalau の 典型的な仮定条件文には、評価と認識のモダリティを用いることができる。評価には必要・不必要・許可・不許可モダリティがある。例えば、以下の例文である。

(52) Kalau tidak cukup bukti, kasus Yusril harus dihentikan.
トノタラナラ NEG 足りる 証拠 事件 ユスリル ~ばならない 止める
もし証拠が足りなかったら、ユスリルさんの事件は止めなければならない。

(Media Indonesia 2011/1/31) (筆者訳)

- (53) Kalau butuh bantuan, boleh saja aku membantu.
 トノタラナラ 必要 援助 ていい だけ 私 手伝う
手助けが必要なら手伝ったっていい。 (ノルウェイの森 (上) : 89) (Norwegian wood :79)
- (54) Kalau anda mau, boleh makan bagian saya, ini.
 トノタラナラ あなた ほしい ~ていい 食べる 部分 私 これ
よかったら私のぶんとべていいわよ、これ。 (ノルウェイの森 (下) 196) (Norwegian wood :181)

上の (52) - (54) の例文の主節には評価のモダリティが現れる。(52) の例文の主節の「harus ~」という表現は、日本語で言えば「~なければならない」という必要モダリティである。また、(53) と (54) の例文の主節の「~boleh」という表現は、日本語で言えば「~ていい」という許可モダリティである。収集したデータには、評価の不必要と不許可を用いる kalau の典型的な仮定条件文が見つからなかったが、用いられないというわけではない。以下の作例を挙げる。

- (55) Kalau besok ingin jalan-jalan, tidak minta izin pun tidak apa-apa.
 トノタラナラ 明日 ~たい 散歩 NEG 頼む 許可 も なくてもいい
明日は散歩したかったら、許可を求めてなくてもかまいません。 (作例) (筆者訳)
- (56) Kalau minggu depan uang sewa belum dibayar, anda tidak boleh menggunakan fasilitas asrama.
 トノタラナラ 来週 家賃 NEG 払う あなた てはいけない
 menggunakan fasilitas asrama. (作例)
 使う 設備 寮
来週、家賃を払わなかったら、寮の設備を利用してはいけない。 (筆者訳)

(55) の例文の主節の「tidak apa-apa」という表現は日本語に訳すと「~なくてもいい」という不必要モダリティに相当する。また、(56) の例文の「~tidak boleh」という表現は、日本語に訳すと「~てはいけない」という不許可モダリティである。

上の (52) から (56) までの例文には評価モダリティが用いられている。評価モダリティの他に、kalau の典型的な仮定条件文には断定・推量・蓋然性・証拠性などの認識モダリティを用いることも可能である。

- (57) Kalau dia bergabung, kita bisa celaka.
 トノタラナラ 彼 一緒になる 我々 できる 厄
あれに舞い込まれては堪るものではない。 (上杉謙信 : 116) (Uesugi kenshin 137)
- (58) Kalau kita jual, sampah logam lumayan tinggi harganya.
 トノタラナラ 私たち 売る、 ゴミ 鉄 結構 高い 値段
鉄クズは、売りに行ったら結構高く売れると。
 (佐賀のがばいばあちゃん : 34) (Saga no Gabai baachan:41)
- (59) Kalau terbukti ada suap, jaksa perkara Adelin
 トノタラナラ 立証されている ある 賄賂 検事 事件 アデルンさん

mungkin akan dipecat. (Kompas 2007 /11/23)
たぶん〜だろう FUT 解任される

賄賂が立証された場合、アデリンさんの事件の検事は解任されるだろう。 (筆者訳)

- (60) Kalau Madrid mampu menahan imbang kami,
ト/バタラ/ナラ マドリッド できる 持ちこたえる 引き分け 私たち
maka mereka berpeluang besar menjuarai liga.
そこで 彼ら 可能性がある 大きい 優勝 リーグ
もし、マドリッドが私たちと引き分けに持ちこたえたら、マドリッドはリーグを優勝する可能性が大きい。 (Republika 2012/4/21) (筆者訳)

上の (57) と (58) の例文の主節に断定モダリティが用いられる。断定モダリティを用いることによって、(57) と (58) の文は、話し手が経験・知識によって将来に起こり得る事態を直接的に把握して、聞き手に新たな情報として伝えるとともに評価をする言い方である。また、(59) の例文には「mungkin〜」という表現は日本語で言えば「〜だろう/〜でしょう」という推量モダリティである。この (59) の文は話し手の想像や思考によって、その事態が成立するという可能性を述べている。そして、(60) の例文には「berpeluang〜」という表現は日本語に訳すると、「〜可能性がある」という蓋然性モダリティである。この例文では前件と後件の間に必然的関係を示しながら、その事態の実現する可能性を述べている。しかし、収集したデータを見ると、kalau の典型的な仮定条件文には証拠性モダリティは見つからなかったが不可能というわけではない。例えば、以下の例文である。

- (61) Sepertinya akan terjadi demo besar,
〜そう FUT 起こる デモ 大きい
kalau P dicopot dari jabatan bupati. (作例)
ト/バタラ/ナラ P さん 解任する から ポスト 県長
もし P さんが県長のポストから解任されたなら、大きいデモが起こりそうだ。 (筆者訳)

(61) の主節の「sepertinya」という表現は日本語に訳すと「〜そう/〜よう/〜らしい」という証拠性モダリティである。「sepertinya」という証拠性モダリティが用いられることで、話し手が観察したことや何らかの証拠に基づく推定を表す。

kalau の典型的な仮定条件文の主節に説明モダリティが用いられることが可能であるが、説明モダリティを用いる kalau の典型的な仮定条件文が見つからなかったが、用いることが可能である。例えば、以下の (62) の例文の主節の「seharusnya〜」という表現は日本語に訳すと「〜はずだ」という説明モダリティに相当する。

- (62) Kalau pekerjaan MRT⁴⁶ akan dimulai,
 ト/バ/タ/ラ/ナ/ラ 工事 MRT FUT 始まる
 seharusnya ada penjelasan lengkap dari pemerintah. (作例)
 ~べき ある 説明 全て から 政府
もし、MRTの工事を始まるのであれば、政府は細かく説明すべきだ。 (筆者訳)

さらに、*kalau* の典型的な仮定条件文には、伝達態度モダリティの終助詞を用いることが可能である⁴⁷。終助詞が表す典型的な仮定条件文は多くは忠告や脅迫の内容を表すものである。例えば、以下の例文である。

- (63) Kalau kamu bertemu kepala sekolah atau kepala guru,
 ト/バ/タ/ラ/ナ/ラ あなた 会う 校長 か 教頭
 jadi masalah loh nanti.
 なる 問題 よ 後
校長か教頭に出会うとめんどうだぜ。 (坊っちゃん：36) (Botchan: 60)

- (64) Tetapi kalau tidak hati-hati berbahaya loh.
 しかし ト/バ/タ/ラ/ナ/ラ NEG 注意 危険 よ
しかし君注意しないと、けんのんですよ。 (坊っちゃん：53) (Botchan: 90)

(63) と (64) の例文の主節には「～loh」という終助詞 (interjeksi) が用いられる。この「～loh」という interjeksi は忠告表現であり、日本語に訳すと、「～よ、～ぞ、～ぜ」という伝達態度の終助詞モダリティに相当する。

以上の (38) から (64) までの例文は *kalau* 典型的な仮定条件文である。これらの例文には情報系の叙述と疑問、行為系の意志・勧誘・行為要求、評価と認識のモダリティ、説明モダリティなど様々なモダリティを用いることが可能である。従って、モダリティに関して、*kalau* 形式の典型的な仮定条件文は制限がないといえる。

次は、*kalau* 形式の仮定条件文の既定条件文である。*kalau* の既定条件文では、前件は実現した／実現している事態であり、後件が未実現の事態である。*kalau* 既定条件文のモダリティは典型的な仮定条件文と同様であると考えられるが、集めたデータから見ると、疑問、勧め、証拠性モダリティが用いることが可能である。

- (65) Tapi, kalau aku di sini, apa tidak mengganggu makan mu?
 でも ト/バ/タ/ラ/ナ/ラ 私 に ここ 何 NEG 邪魔 食べる あなた
でもここにいると食事の邪魔かしら？ (ノルウェイの森：108) (Norwegian wood: 97)

⁴⁶ MRT=Mass Rapid Transportation 日本語に訳すと、交通機関である。

⁴⁷ インドネシア語では日本語の終助詞と似ている品詞は Interjeksi という。Harimurti Kirdalaksana (1999: 12) によれば、Interjeksi という品詞は話し手の気持ちを表す品詞である。形態論的に Interjeksi は文の中にある他の言葉と関係がなく、自立できる。

- (66) Kalau seperti ini acara perpisahannya, jauh lebih baik tidak diadakan.
 ト/タラ/レバ/ナラ ように この 送別会 もっと ~方がいい NEG 行われる
こんな送別会なら、開いてもらわないほうがよっぽどまだ。
 (坊っちゃん : 110) (Botchan 182)
- (67) Kalau setiap pagi dikatai-katai seperti itu rasanya kita
 ト/タラ/レバ/ナラ 毎朝 言われている ~ような その ~そう 我々
 betul-betul akan gila. (ノルウェイの森 (下) : 38) (Norwegian wood: 313)
 本当に FUT 頭がおかし
毎朝あれ聞かされてると本当に頭がおかしくなちゃいそうだわ。
- (68) Kalau ditulis seperti ini, seolah Nenek hanya
 ト/タラ/レバ/ナラ 書く ~風 こんな ~そう おばあさん ~ばかり
 bisa bergantung pada kebaikan orang lain.
 できる 頼る に 世話 人 他
こんな風に書いていると、ばあちゃんが人の世話にばかりなっていたように思われそう
 だが、 (佐賀のがばいばあちゃん : 175) (Saga no Gabai Baachan:198)

上の (65) 例文の主節の「apa～」という疑問語あるいは疑問のモダリティ、(66) の例文の主節には「lebih baik tidak～」という表現が用いられている。「lebih baik tidak～」は日本語に訳すと「～しない方がいい」という評価の不必要モダリティである。また、(67) と (68) の例文の主節の「rasanya～」と「seolah～」という表現は日本語に訳すと「～そう/～よう/～らしい」という証拠性モダリティである。

kalau 形式には典型的な仮定条件文と既定条件文以外に、反事実条件文も用いられる。kalau の反事実条件文は2つのタイプが存在する。従属節も主節も事実と反する事態というタイプと従属節は事実で主節が事実と反する事態というタイプである。kalau 形式の反事実条件文の例文は以下のものである。

- (69) Kalau di sudut pinggiran jendela tidak ada stoking yang dijemur,
 ト/タラ/レバ/ナラ に 隅 際 窓 NEG ある ストッキング REL 干す
 aku tidak akan menyangka itu kamar perempuan.
 私 NEG FUT 思う あれ 部屋 女
窓際の隅の方にストッキングが干してなかったら女の子の部屋だとはとても思わない
ぐらいだった。 (ノルウェイの森 上 : 57) (Norwegian Wood: 48)
- (70) Kalau memang pekerjaan ini sesulit itu, seharusnya
 ト/タラ/レバ/ナラ 確かに 仕事 この 難しい そんな ~べきだ
 mereka menjelaskan semua fakta sebelum kedatangan ku.
 彼ら 説明 全て 事実 前 来る 私
そんなむずかしい役なら雇う前にこれこれだと話すがいい。
 (坊っちゃん : 20) (Botchan : 26)

上の (69) の例文では従属節も主節も事実と反する事態であり、主節に断定モダリティが用いられる。一方、(70) の例文では、従属節は事実で主節は事実と反する事態であり、主節に評価モダリティが用いられる。

次は、*kalau* の恒常条件文の用法である。恒常条件文とは、従属節の条件が実現する際には必ず主節にある事態が実現する文である。*kalau* の恒常条件文には、一般条件文と習慣を表す条件文がある。分析したデータから見る限り、*kalau* の習慣を表す条件文は一般条件文より使用率が高い。*kalau* の一般条件文には、自然現象や科学的出来事や普遍性を表す事態を用いることが可能である。以下の例文は一般条件文の例である。

- (71) *Kalau mau meletus Merapi memberi tanda.*
ト/タラ/レバ/ナラ ~し そう 噴火 メラピ山 あげる 徴候
メラピ山が噴火しそうな場合は、徴候がある。 (Republika 2012/1/21) (筆者訳)
- (72) *Otak bekeja baik kalau manusia senang.*
脳 働く 良い ト/タラ/レバ/ナラ 人間 楽しい
人間は楽しいと、脳が良く働く。 (Kompas 2008/5/28) (筆者訳)
- (73) *Kalau sedang marah orang cenderung bertindak gegabah.*
ト/タラ/レバ/ナラ ている 怒る 人 傾向 する 軽率な
怒る時は率爾のいくさを致すものでございます。 (風林火山 : 80) (Furin Kazan : 71)
- (74) *Kalau kita ikuti terus rel ini, kita bakal sampai di Hiroshima.*
ト/タラ/レバ/ナラ 私たち とともに ずっと 線路 この 私たち FUT 着く に 広島
この線路をずっと行くと、広島に着くつとばいい。
(佐賀のがばいばあちゃん : 113) (Saga no gabai baachan:131)

上の (71) の例文は *kalau* の自然現象を表す条件文である。(72) の例文は *kalau* の科学的な出来事を表す条件文である。(73) と (74) の例文は普遍的な出来事を表す条件文である。これらの例文では、従属節と主節の関係は必然的な関係であり、主節に叙述モダリティが用いられる。従って、これらの例文は一般的に聞き手に情報を伝えるという機能がある。*kalau* の恒常条件文には一般条件文の以外、習慣を表す条件文が多く見られる。*kalau* の習慣を表す条件文は人の習慣を表す条件文はよく表れる。以下は *kalau* 習慣を表す条件文の例文である。

- (75) *Kalau bingung maka gagapnya semakin parah.*
ト/タラ/レバ/ナラ 混乱 すると どもり もっと ひどい
混乱するとどもりがひどくなった。 (ノルウェイの森 : 34) (Norwegian Wood: 26)
- (76) *Kalau kembali ke kamar itu dan duduk, dia selalu*
ト/タラ/レバ/ナラ 戻る へ 部屋 その と 座る 彼 いつも
dapat kembali ke diri nya sendiri.
できる 戻る へ 自分 PRO 一人
ここに戻って座れば、いつも本来の自分に立ち還っている。

(上杉謙信 : 295) (Uesugi Kenshin : 351)

(77) Kalau tidak bernyanyi atau berteriak, mereka ribut mengobrol.

トバタラナラ NEG 歌う か 叫ぶ 彼ら 騒ぐ 話す

軍歌も関の声も揚げない時はがやがや何かしゃべってる。

(坊っちゃん : 110) (Botchan : 183)

(75) - (77) の例文は、人の習慣を表す条件文であり、従属節と主節は必然的な関係を示す。これらの条件文には、一般に主節に叙述モダリティが用いられる。

以上の説明は、*kalau* の一般条件文と習慣を表す恒常条件文の用法である。これらの条件文は一般的に叙述モダリティが用いられる。従って、このような条件文の主な役割は聞き手に新たな情報を伝えることである。

最後には、*kalau* 形式には非条件文な用法もある。*kalau* の非条件的な用法は接続表現⁴⁸／接続詞の形式である。この場合、*kalau* は必ず *begitu* という指示語と一緒にである。以下の例文を検討する。

(78) Kalau begitu, seperti liburan musim panas aku bisa pulang bertemu ibu.

だったら、 ~ように 休み 夏 私 できる 帰る 会う 母

だったら、夏休みと同じように、俺がかあちゃんにかえればいいのだ。

(佐賀のがばいばあちゃん : 112) (Sagano Gabai Baachan : 129)

(79) Kalau begitu, karena masih banyak waktu, ayo kita ke disko!

では から まだ 多い 時間 ましょう 私たちへ ディスコ

じゃあまだ時間も早いことだし、ディスコでも行こう

(ノルウェイの森 (下) : 165) (Norwegian wood : 431)

(80) Kalau begitu, maka sebaiknya guru etika di SD dan SMP

では すると ~方がいい 先生 論理 で 小学校 と 中学校

tidak usah mengajari murid untuk tidak berbohong dan bersikap jujur.

必要はない 教える 学生 ために NEG 嘘をつく と 態度 正直

それじゃ小学校や中学校で嘘をつくな、正直にしると論理の先生が教えないほうがいい。

(坊っちゃん : 55) (Botchan : 93)

上の (78) から (80) までの例文の文頭に *kalau begitu* という接続詞が現れる。この *kalau begitu* は日本語の接続詞の「それなら」・「なら」・「では」・「じゃ」・「それでは」・「すると」などに相当する。この用法の主節には仮定条件文と同様に様々なモダリティが現れ得ると考える。

以上は、*kalau* 形式の条件文の用法と主節のモダリティである。本研究で集めたデータを分析した結果は以下のようにまとめられる。

⁴⁸ 日本語記述文法研究会 (2009 : 49) によれば、接続表現は、後続部の内容が談話の先行部や談話全体とどのような関係にあるかを示す言語的要素である。

1. 用法の分類から見ると、**kalau** 形式では仮定条件文と恒常条件文の用法を用いること可能である。**kalau** 形式には事実条件文の例文が用いられないと考える。**kalau** 形式の仮定条件文には、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文の用法が用いられる。また、**kalau** の恒常条件文には、一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。より細かくみると、**kalau** の一般条件文には自然現象、科学的な事態、普遍性のある事態等が現れる。**kalau** の習慣を表す条件文は主に人の習慣を表す条件文である。また、**kalau** には非条件的用法の接続詞的用法がある。
 2. モダリティ観点から見ると、反事実条件文を除く **kalau** の仮定条件文の主節に、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、評価の必要・不必要・許可・不許可モダリティ、認識の断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティ、伝達態度の終助詞を用いることが可能である。つまり、モダリティに関して **kalau** の仮定条件文にはほとんど制限はないと考える。また、**kalau** の恒常条件文のモダリティは主に叙述モダリティである。
- 以上が **kalau** 条件文の用法とモダリティをまとめた結果である。この結果を表で表すと以下になる。

表 50 **kalau** 形式の用法と主節のモダリティ

No	分類	No	用法	主節のモダリティ
I	仮定条件文	1	典型的仮定条件文	(1) 情報系の叙述と疑問 (2) 行為系の意志・勧誘・行為要求
		2	既定条件文	(3) 評価の必要・不必要・許可・不許可 (4) 認識の断定・推量・蓋然性・証拠性 (5) 説明モダリティ (6) 伝達態度の終助詞
		3	反事実条件文	(1) 評価と認識のモダリティ
II	恒常条件文	4	一般的条件文	(2) 叙述モダリティ
		5	習慣的条件文	
III	非条件文	6	接続詞	仮定条件文と同様である

(筆者作成)

上の表 50 は **kalau** 形式の用法である。I と II は **kalau** の条件文の仮定条件文と恒常条件文であり、III の用法は **kalau** の非条件文の用法である。本研究では、**kalau** 形式では事実条件文の例文が見つからなかった。**kalau** 形式では事実条件文が用いられない。

4.4.2 **jika** 形式の用法と主節のモダリティ

jika は **kalau** と比較した場合、文語的に用いられる場合が多い。そのため、**kalau** よりもややフォーマルな語であるとの印象を受ける。**jika** は **kalau** と同様で、仮定条件文と恒常条件文が用いられる。**jika** の収集した 355 の例文を分析した結果は以下の表 51 のようである。

表 51 jika の用法を分析した結果と使用分布

	分類	用法	数	割合	合計
1	仮定条件文	典型的な仮定	295	83.1%	(303) 85.3%
		既定条件文	4	1.1%	
		反事実条件文	4	1.1%	
2	恒常条件文	一般条件文	21	6.0%	(49) 13.9%
		習慣を表す条件文	28	7.9%	
3	事実条件文	発見	0	0%	0%
		発現	0	0%	
		きっかけ	0	0%	
		連続動作	0	0%	
4	非条件文	接続詞的用法	3	0.8%	0.8%
			355	100%	100%

(筆者作成)

上の表 51 は jika 形式の用法の使用分布の表である。分析した結果、jika の仮定条件文は恒常条件文に比べると、使用分布が高い。また、jika の仮定条件文の用法では、典型的な仮定条件文の例文は既定条件文と反事実条件文の例文に比べると、数がずっと多い。一方、jika の恒常条件文では、習慣を表す条件文の例文は一般条件文に比べると数が多いが、比率の差が小さい。以下では、jika の条件文の用法を説明する。

まず、jika の仮定条件文の用法である。jika 形式の仮定条件文では従属節と主節の関係が論理性の高い関係である（従属節と主節の関係が必然的な関係である）。従属節の事態が起こると主節の事態が起こることを意味する。jika の仮定条件文には典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文の用法が用いられる。収集したデータを分析した結果を見ると、jika の形式のうち仮定条件文の使用頻度が 85.3% という結果である。この数字をより細かくみると、83.1% は典型的な仮定条件文であり、1.1% は既定条件文であり、残りの 1.1% は反事実条件文の用法である。jika 形式の典型的な仮定条件文では、従属節も主節も未実現の事態である。jika の典型的な仮定条件文の主節に用いられるモダリティの種類が限定されていない。以下はその実例である。

(81) Jika kau membenci ku aku betul-betul akan hancur lebur.

ト/バ/タラ/ナラ あなた 嫌い 私、私 ほんとうに FUT バラバラ

あなたに憎まれたりすると私は本当にバラバラになってしまいます。

(ノルウェイの森(上) : 178) (Norewegian wood : 163)

(82) Jika tuan Putri kelak mengandung anak laki-laki maka

ト/バ/タラ/ナラ 姫 FUT 妊娠 男の子 すると

dia akan memilik darah Takeda dan darah Suwa.

彼 FUT 持つ 血 武田 と 血 諏訪家

稚児様をお産みになれば、その稚児様のお体には、武田の血も諏訪家の血も入っております。
(風林火山：70) (Furin Kazan :62)

- (83) Jika tuan Putri hendak melakukan seppuku, kenapa tidak dari tadi?
トノタラナラ 姫 ~たい する 切腹 なぜ NEG から さき
自刃するなら、なぜ今までに自刃しなかったのか。 (風林火山：62) (Furin kazan：56)
- (84) Jika tertangkap, bapak bisa bantu apa ?
トノタラナラ 捕まる お父さん できる 助けする 何
もし、私たちが捕まったら、何かしてくれますか。 (kompas 2008/10/18) (筆者訳)

上の (81) - (84) の例文では、従属節も主節も未実現の事態であり、モダリティに関しては、情報系の叙述と疑問モダリティが用いられる。(81) と (82) の例文の主節に叙述モダリティが用いられる。従って、(81) と (82) の例文は聞き手に新しい情報を伝えるという役割を担っている。また、(83) と (84) の例文の主節の「kenapa ~?」と「apa ~?」は疑問語であり、日本語に訳すと補充疑問文である。日本語記述文法研究会 (2003：26) は、補充疑問文とは、その命題の中に不明な情報が含まれていることを表す疑問文である。不明な情報を疑問語で表して、その部分を補充することを聞き手に求めるのが補充疑問文による質問の機能であると述べている。また、「~bukan?」という確認要求の疑問モダリティを用いる例文は収集したデータから見つからなかったが、用いることが可能である。しかし、「jika~bukan?」という真偽疑問文はやや不自然な文になると考える。例えば以下の (85) b はその実例である。

- (85) a. Kalau belajar pembukuan di Sekolah Bisnis Saga, kau tidak
トノタラナラ 勉強 簿記 で 佐賀商業 あなた NEG
akan susah dapat kerja bukan ?
FUT 難しい もらう 仕事 ではないか
佐賀商業で簿記の勉強したら、就職先はこまらんけんね!
(佐賀のがばいばあちゃん：239) (Saga no Gabai baachan:161)
- b.○ Jika belajar pembukuan di Sekolah Bisnis Saga, kau tidak akan susah dapat kerja bukan ?

さらに、jika 形式の例文には情報系の叙述と疑問モダリティ以外、行為系の意志・勧誘・行為要求 (命令・依頼・禁止・願望・勧め等) モダリティが用いられると考える。以下には、意志・命令・禁止モダリティを用いる例文である。

- (86) Jika barat menyerang, Iran bertekad hancurkan Israel.
トノタラナラ 西洋 攻撃する イラン 決意 破壊する イスラエル
もし、西洋が攻撃する場合は、イランはイスラエルを破壊します。
(Republika 2012/3/23) (筆者訳)

- (87) Jika ingin menumpahkan perasaan seperti itu terhadap seseorang,
 ト/タラ/ナラ ~たい こぼす 気持ち そんな ~対して 誰か
 tumpahkan lah kepada ku.
 こぼす ~なさい ~に 私
だからもし誰かにそういう感情をぶっつけたいんなら、僕にぶっつけばいい。
 (ノルウェイの森 (上) : 298) (Norwegian wood : 296)
- (88) Jika ada penyusup, segera bunuh.
 ト/タラ/レバ/ナラ ある 忍び すぐ 殺す
敵の忍びあれば逸せず討果すこと。 (上杉謙信 : 173) (Uesugi kenshin:204)
- (89) Jangan ke Balikpapan jika tidak punya tujuan jelas.
 ないでください に バリクパパン ト/タラ/レバ/ナラ NEG 持つ 目的 はっきり
はっきりした目的がないのであれば、バリクパパンに来ないでください。
 (Kompas 2008/10/17) (筆者訳)

上の (86) - (89) の例文は、従属節も主節も未実現の事態であり、必然的な関係を示す文である。主節のモダリティに関しては、(86) の「bertekad～」という意志を表す言葉は日本語に訳すと「～ます」という意志モダリティである。(87) の例文の主節の「～lah」という表現は日本語に訳すと「～なさい/～しろ/～てください」という命令モダリティに相当する。(88) 例文の主節の「segera+動詞」という表現は日本語に訳すと「すぐに～しろ」という命令モダリティである。また、(89) の主節の「jangan～」という表現は日本語に訳すと「～ないでください/～するな」という禁止モダリティに相当する。

jika の典型的な仮定条件文に評価と認識モダリティを用いることも可能である。評価の必要・不必要・許可・不許可というモダリティと認識の断定・推量・蓋然性・証拠性のモダリティも用いることも可能である。以下には必要・推量・蓋然性モダリティを用いた jika ののである。

- (90) Jika serius KPK⁴⁹ harus bentuk tim independen.
 ト/タラ/レバ/ナラ 真剣 KPK なければならない 作る チーム 独
もし、真剣であれば、KPKは独立のチームを作らなければならない。
 (Media Indonesia 2011/7/28) (筆者訳)

- (91) Karena itu jika kondisi Naoko semakin memburuk,
 だから ト/タラ/レバ/ナラ 状況 直子 もっと 悪くなる
 Kemungkinan besar terpaksa ia harus dipidah ke rumah sakit
 ~可能性 大きい ~ざるを得ない 彼女 ~なければならない 移る へ 病院
 atau fasilitas penyembuhan lain.
 か 施設 医療 他
だからもし直子の病状がこれ以上悪化するようであれば、別の病院なり医療施設に移

⁴⁹ KPK[Komisi Pemberantasan Korupsi] 汚職撲滅委員会

さざるをえないということになるでしょう。

(ノルウェイの森(下):199) (Norwegian Wood:462)

(92) Jika aku bicara, pasti mereka tertawa lagi.

ト/タラ/レ/バ/ナラ 私 話す ~に違いない 彼ら 笑う また

また何かいうと笑うに違いない。 (坊っちゃん:68) (Botchan 115)

(90) の例文の主節の「harus~」という表現は日本語に訳すと「~しなければならない」という必要モダリティである。(91) の例文の主節の「kemungkinan besar ~」という表現は日本語に訳すと「~可能性が大きい」という蓋然性モダリティである。また、(92) の例文の主節の「pasti ~」という表現は日本語に訳すと「~に違いない」という蓋然性モダリティに相当する。

以上 (81) - (92) の例文は jika の典型的な仮定条件文の例文である。これらの例文では前件と後件の関係が必然的な関係である。また、主節のモダリティに関して、jika 形式は基本的に kalau 形式と同様で、様々なモダリティを用いることが可能である。情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、評価の必要・不必要・許可・不許可モダリティ、認識の断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティ、説明モダリティを用いることが可能であると考えられる。但し、jika 形式の典型的な仮定条件文には伝達態度の終助詞を用いる例文が見つからなかった。しかし、用いられないというわけではない。例えば、以下の例文を検討する。

(93) a. Kalau kamu bertemu kepala sekolah atau kepala guru, jadi

ト/バ/タラ/ナラ あなた 会う 校長 か 教頭 なる

masalah loh nanti.

問題 よ 後

校長か教頭に出会おうとめんどうだぜ。 (坊っちゃん:36) (Botchan:60)

b. ○ Jika kamu bertemu kepala sekolah atau kepala guru, jadi masalah loh nanti.

(94) a. Tetapi kalau tidak hati-hati berbahaya loh.

しかし ト/バ/タラ/ナラ ではない 注意 危険 よ

しかし君注意しないと、けんのんですよ。 (坊っちゃん:53) (Botchan:90)

b. ○ Tetapi jika tidak hati-hati berbahaya loh.

上の (93) と (94) の例文は元の例文が日本語の「ト」形式の典型的な仮定条件文であり、主節に伝達態度の終助詞が用いられる。これらの「ト」の例文はインドネシア語に訳すと、元の訳が kalau である。この場合、kalau は jika に替えても意味が変わらない。但し、jika に替えると、文がややフォーマルな雰囲気となり、多少違和感がある。理由は、先ほど説明したように終助詞は主に口語でよく用いられるモダリティであり、フォーマルな場面では用いられにくいという傾向が見られるからである。

また、jika 形式の仮定条件文には既定条件文も用いられる。既定条件文では従属節の事態は既に起こった/起こっている事態または、現在の状況を描いている事態で、後件は未実現の事態である。但し、本研究では、jika 形式の既定条件文の例文は4件のみ見つかった。

- (95) Jika masih tetap di sini dengan pengawal begini sedikit,
 ト/タラ/ナラ まだ ずっと に ここ と ガード こんな 少ない
 malah akan mempersulit kawan kita untuk berkumpul lagi.
 かえって FUT 難しくする 味方 私たち ~のに 集まる 再び
無数をもって、ここにおいて遊ばすことは、かえって、味方の集合に、惑いを生じさせているかも知れません。
 (上杉謙信：257) (Uesugi kenshin :304)

上の (95) の例文の前件の「ここにおいて遊ばすことは」はインドネシア語に訳すと「Jika masih tetap di sini」であり、発話的に既に起こっている状況を説明している。この例文の主節の「akan ~」という表現は未来も表すが、ここでは日本語に訳すと「~かもしれない」という蓋然性モダリティである。

また、jika 形式の仮定条件文の反事実条件文も用いられる。jika 形式の反事実条件文は主に前件も後件も反事実事態である。以下はその例文である。

- (96) Jika dia tidak membunuh ayah ku, pasti ayah ku yang
 ト/タラ/ナラ 彼 NEG 殺す 父 私 に違いない 父 私 REL
 membunuh nya.
 殺す PRO
御屋形様が父を討たなかったなら、反対に父が御屋形様を討ったことでありましょう。
 (風林火山：69) (furin kazan:62)

- (97) Aku pun, jika tidak jadi korban nya, pasti merasa
 私 も ト/タラ/ナラ NEG なる 被害者 PRO に違いない 気持ち
 kasihan kepada nya.
 可哀想 に PRO
私だっってもし自分が被害者にならなかつたとしたらそう思ったとおもうよ。
 (ノルウェイの森 (下)：15) (Norwegian wood 291)

上の (96) と (97) の例文は、前件も後件も事実と反する事態である。(96) と (97) の主節の「pasti ~」という表現は日本語に訳すと「~に違いない」という蓋然性のモダリティに相当する。kalau 形式のような従属節は事実で主節は反事実事態というパターンは jika 形式には見つからなかったが、用いることが不可能というわけではない。以下の例文を検討する。

- (98) a. Kalau memang pekerjaan ini sesulit itu, seharusnya
 ト/タラ/レバ/ナラ 確かに 仕事 この 難しい そんな ~べきだ
 mereka menjelaskan semua fakta sebelum kedatangan ku.
 彼ら 説明 全て 事実 前 来る 私
そんなむずかしい役なら雇う前にこれこれだと話すがいい。
 (坊っちゃん：20) (Botchan : 26)

- b. ○ Jika memang pekerjaan ini sesulit itu, seharusnya mereka menjelaskan semua fakta sebelum kedatanganku.

(98) の例文は元々 *kalau* 形式の反事実条件文の例文である。従属節は事実で、主節は反事実事態である。この場合、*kalau* は *jika* に置き換えることが可能であり、文全体の意味が変わらない。

次に、*jika* の恒常条件文の用法である。*jika* 形式の恒常条件文には、一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。一般条件文には、自然条件、科学的な事態、普遍性、物事のありかたの事態が用いられることが可能である。しかし、今回の集めた例文を分析した結果は、自然現象は見つからなかった。収集したデータを分析した結果は、*jika* 形式の恒常条件文では一般条件文と習慣を表す条件文の使用頻度がほとんど同じである。以下は *jika* の一般条件文の例文である。

- (99) *Jika rusak dan terbakar, proses baca kotak hitam lama.*
トノタラナラ 故障 と 焼ける プロセス 読む 箱 黒い 長い
壊れて焼けているとブラックボックスを読むのには時間かかる。
(Republika 2012/5/16) (筆者訳)
- (100) *Waduk Jatiluhur bahaya jika tinggi air 110M.*
ダム ジャティルフル 危ない トノタラナラ 高い 水 110メートル
水の高さが110メートルになるとジャティルフルダムは危険である。
(Kompas 2010/3/24) (筆者訳)
- (101) *Jika harga minyak dunia turun, maka harga BBM juga turun.*
トノタラナラ 値段 石油 世界 下がる すると 値段 ガソリン も 下がる
世界の石油の値段が下がれば、ガソリンの値段も下がる。
(Kompas 2008/10/21) (筆者訳)
- (102) *Jika berlama-lama dalam keadaan perang, para prajurit cenderung bosan.*
トノタラナラ 長い 中に 状況 戦争 たち 軍人 ~やすい 飽きる
長陣となると、倦み易い。 (上杉謙信：153) (Uesugi Kenshin 179)

上の (99) - (102) の例文の中で、(99) の例文は科学的な事態を表す条件文である。(100) から (102) までの例文は普遍性の出来事である。また、*jika* の習慣を表す条件文は *kalau* 形式と同様に、人の習慣を表す条件文がほとんどである。以下は *jika* の習慣を表す条件文である。

- (103) *Jika ada serangga di kamar, ia akan menyemprotkan*
トノタラナラ いる 虫 で 部屋 彼 FUT まきちらす
pembasmi serangga ke seluruh ruangan.
殺虫 へ 全て 部屋
困るのは虫が一匹でもいると部屋の中に殺虫スプレーをまきちらすこと。
(ノルウェイ森：32) (Norwegian wood:25)

- (104) Teman-teman di asrama selalu mengolok-olok jika
 友達 で 寮 いつも 冷やかす トノビタラナラ
 aku mendapat telpon dari Naoko.
 私 もらう 電話 から 直子
寮の連中は直子から電話がかかっていたり、日曜の朝に出かけたりすると、いつも僕を冷やかした。 (ノルウェイの森 (上) : 62) (Norwegian wood : 53)

上の (103) と (104) は習慣を表す例文であり、モダリティに関して叙述モダリティが用いられる。従って、jika の恒常条件文の役割は kalau の恒常条件文と同様、聞き手に新たな情報を伝えるという役割である。

最後に、jika 形式には、kalau と同様に非条件文の接続表現/接続詞が用いられる。この場合、jika は demikian という指示語とともに用いられる。

- (105) Jika demikian, saya yakin anak tersebut menjadi
 では/そうなる と 私 確信 子ども その なる
 anak yang cerdas. (風林火山 : 70) (Furin Kazan:62)
 子ども リンカー 賢い
 姫様の推児様であります以上御聡明であることは明白でございます。

- (106) Jika demikian, anda perlu memperhatikan pola makan.
 では/そうなる と あなた 必要 注意する パターン 食べる
そうなる と、食事の仕方に注意しなければならない。 (Republika 2012/5/3) (筆者訳)

上の (105) と (106) は jika の非条件的な接続詞の用法である。jika demikian の役割は kalau begitu と同様に先行部の事態が成立すると仮定した場合にそこから推論される内容や、それに対する話し手の判断を後接部で示すのに用いられる。主節の事態が未実現の事態であり、(105) には蓋然性モダリティ、(106) には必要モダリティが用いられる。

以上が、jika 形式の用法である。jika 形式は kalau と同様、条件文の用法と非条件的の接続表現の用法が用いられる。本研究では集めたデータを分析した結果、jika の形式は、用法の分類とモダリティ観点から見ると、以下のようにまとめられる。

1. 用法の分類から見ると、jika 形式では仮定条件文と恒常条件文の用法を用いること可能である。jika は kalau と同様、事実条件文の例文が見つからなかった。jika 形式の仮定条件文には、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が用いられる。反事実条件文に関して、kalau のような従属節は事実であり、主節は反事実条件文の事態であるという反事実条件文のパターンが見つからなかったが、用いることが可能である。また、jika 恒常条件文には、一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。kalau 形式と同様に一般条件文には自然現象、科学的な事態、普遍性の事態が用いられる。jika の習慣を表す条件文は主に人の習慣を表す条件文である。また、jika には kalau と同様に非条件的用法である接続表現/接続詞的用法が用いられる。

2. モダリティ観点から見ると、反事実条件文を除く **jika** の仮定条件文の主節に、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、評価の必要・不必要・許可・不許可モダリティ、認識の断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティ、伝達の終助詞モダリティを用いることが可能である。つまり、モダリティに関して **jika** の仮定条件文にはほとんど制限はないと考える。また、**jika** の恒常条件文のモダリティは主に叙述モダリティである。以上の **jika** 形式 条件文の用法とモダリティをまとめた結果である。この結果は表で表すと以下の表である。

表 52 **jika** 形式の用法と主節のモダリティ

No	分類	No	用法	主節のモダリティ
I	仮定条件文	1	典型的仮定条件文	① 情報系の叙述と疑問
		2	既定条件文	② 行為系の意志・勧誘・行為要求 ③ 評価の必要・不必要・許可・不許可 ④ 認識の断定・推量・蓋然性・証拠性 ⑤ 伝達態度の終助詞
		3	反事実条件文	① 認識の断定と蓋然性モダリティ
II	恒常条件文	4	一般的条件文	① 情報系の叙述
		5	習慣的条件文	
III	非条件文	6	接続詞	仮定条件文と同様である

(筆者作成)

上の表 52 は **jika** 形式の用法である。I と II は **jika** の条件文の仮定条件文と恒常条件文であり、III の用法は **jika** の非条件的の用法である。本研究では、**jika** 形式では事実条件文の例文が見つからなかった。**jika** 形式では **kalau** 形式と同様で事実条件文が用いられない。この分析した結果を見ると、**jika** 形式の用法は **kalau** 形式の用法とほぼ同じである。従って、**jika** 形式は **kalau** 形式のフォーマルな言い方あるいは **kalau** 形式の書きことば形式であると考えられる。**jika** の形式の次は、(apa)bila の形式である。

4.4.3 (apa) bila 形式の用法と主節のモダリティ

(apa)bila 形式は apabila というバリエーションが存在する。小説では、(apa)bila 形式の数は **kalau** と **jika** に比べると少ない (表 8)。日常の会話場面であまり使用されていない。従って、**bila** 形式は **jika** よりフォーマルな形式であると考えられる。实例を見ると、**apabila** は、法律やスポーツのルールによく用いられるので、恒常的な雰囲気強い。(apa)bila 形式は従属節と従属節の必然的な関係を表す。主節の出来事は将来ほぼ確実に実現することである。(apa)bila 形式の収集した例文を分析した結果は以下の表である。

表 53 (apa)bila の用法を分析した結果と使用分布

	分類	用法	数	割合	合計
1	仮定条件文	典型的な仮定	163 (13)	62.2%	(166) 63.3%
		既定条件文	0	0%	
		反事実条件文	3 (0)	1.1%	
2	恒常条件文	一般条件文	72 (8)	27.5%	(96) 36.7%
		習慣を表す条件文	24 (1)	9.2%	
3	事実条件文	発見	0	0%	0%
		発現	0	0%	
		きっかけ	0	0%	
		連続動作	0	0%	
4	非条件的	接続詞的用法	0	0%	0%
			262 (21)	100%	100%

※apabila も含む () apabila の数 (筆者作成)

上の表 53 で示したように、(apa)bila 形式は kalau 形式や、jika 形式と同様に、仮定条件文の数は恒常条件文の数に比べると多い。但し、(apa)bila 形式の恒常条件文の使用分布は、kalau 形式と jika 形式に比べると割合が高い。bila の形式では仮定条件文の使用分布は 63.3%である。この数字をより細かくみると、62.2%は典型的な仮定条件文であり、1.1%は反事実条件文の用法であるが、既定条件文の実例は見つからなかった。また、恒常条件文では、一般条件文の使用分布は 27.5%であり、習慣を表す条件文は 9.2%である。この結果を見ると、(apa)bila 形式は kalau 形式や jika 形式と異なり、習慣を表す条件文より一般条件文の使用分布が高い。さらに、(apa)bila 形式は、非条件的な接続表現の用法が用いられない。以下では、bila 形式の用法とモダリティについて説明する。

まず、(apa)bila 形式の典型的な仮定条件文では、従属節も主節も未実現の事態であり、従属節と主節の関係は必然的な関係を表す。モダリティに関しては、bila の典型的な仮定条件文に kalau と jika よりも、制限がある。

(107) Bila cuaca normal, evakuasi tetap menempuh jalur udara.

ト/ハミタラ/ナラ 天気 正常 収容 固定 行く ルート 空

天気が正常であれば、収容作業は空のルートを使い続ける。

(Republika 2009/8/14) (筆者訳)

(108) Bila kanker sudah stadium IV, berapa lama peluang

ト/ハミタラ/ナラ 癌 すでに 段階 IV どの くらい チャンス

pasien bisa bertahan ?

(Republika 2012/5/11) (筆者訳)

患者 できる 耐える か

癌がIV段階になったら、患者はどのくらい耐えられるのか。

上の(107)と(108)の例文では、従属節も主節も未実現の事態である。そして、モダリティに関しては、情報系の叙述と疑問モダリティが用いられる。(107)の例文の主節に叙述モダリティが用いられている。従って、(107)の例文は聞き手に新しい情報を伝えるという役割を担っている。また、(108)の例文の主節には「berapa ~?」という疑問語が用いられているが、これは本語に訳すと「どのくらい~か」という疑問モダリティに相当する。この疑問モダリティを用いることから、(108)の例文は補充疑問文である。前述のように補充疑問文とは、その命題の中に不明な情報が含まれていることを表す疑問文である。不明な情報を疑問語で表して、その部分を補充することを聞き手に求めるのが補充疑問文による質問の機能であると述べている。(apa)bila形式では情報系の叙述モダリティがよく用いられる。また、(apa)bilaの典型的な仮定条件文の主節に行為系のモダリティも用いることも可能である。

- (109) Bila anda berjalan dengan beberapa orang, coba lah
ト/タラ/ナラ あなた 歩く と 何人か 試みる ~ください
untuk berjalan di depan. (Kompas2008/10/28)
に 歩く で 前
もし、あなたが何人かと一緒に歩いたら前を歩いてみてください。 (筆者訳)

- (110) Bila sikap nya enggan jangan memaksa.
ト/タラ/ナラ 姿勢 PRO したくない ~ないでください 強制する
彼がやりたくなさそうなら、強制しないでください。 (Kompas2008/8/19) (筆者訳)

上の(109)と(110)の例文の主節に行為要求のモダリティが用いられている。(109)の例文の主節の「~lah」という表現は日本語に訳すと「~しなさい~てください」という命令モダリティである。また、(110)の例文の主節の「jangan~」という表現は日本語に訳すと「~しないでください」という禁止モダリティに相当する。さらに、行為系の命令と禁止モダリティ以外に、bila形式の収集したデータから、判断の必要を表すモダリティと認識の断定・蓋然性モダリティ例文も見つかった。

- (111) Bila AS mau berunding lagi, harus tanpa syarat.
ト/タラ/ナラ アメリカ ~たい 交渉する また ~しなければならぬ NEG 条件
もしアメリカが再び交渉したいのであれば、無条件でなければならない。
(Republika 2012/1/20) (筆者訳)

- (112) Bila aku SMA nanti, aku akan tinggal di Hiroshima.
ト/タラ/ナラ 私 高校 後 私 FUT 暮らす で 広島
高校生になったら広島で暮らすこと。
(佐賀のがばいばあちゃん: 212) (Saga Gabai Baachan:240)

- (113) Bila tak hemat energy, Indonesia terancam
 ト/タラ/レバ/ナラ NEG 節約 エネルギー インドネシア 恐れがある
 musibah besar 2050.
 危機 大きい 2050年
エネルギーを節約しなければ、インドネシアは2050年に大きな危機が訪れる恐れがある。
 (Tempo 2008/05/16) (筆者訳)

上の(111)の例文の主節の「harus～」という表現は日本語に訳すと「～しなければならない」という必要モダリティである。(112)の例文の主節の「akan～」という表現は、日本語に訳すと「～辞書形動詞+こと」という将来に起こる予想する断定モダリティである。また、(113)の例文には「terancam～」という表現は日本語に訳すと「～恐れがある」という望ましくないことを表す蓋然性モダリティである。

以上の(107)から(113)までの例文は(apa)bilaの典型的な仮定条件文である。(apa)bilaの典型的な仮定条件文では前件と後件の関係は必然的な関係である。モダリティに関して、kalauやjika形式に比べると、限定されている。例えば、行為系の意志と勧誘モダリティが用いられにくい。

- (114) a. Kalau saja bisa aku pun ingin memeluk nya erat-erat.
 ト/タラ/レバ/ナラ だけ できる 私 も ～たい 抱く PRO しっかり
もしできることなら直子を抱きしめてやりたい。
 (ノルウェイの森(上):62) (Norwegian Wood: 53)
- b. ? Bila saja bisa aku pun ingin memeluknya erat-erat.
- (115) a. Kalau sudah selesai belajar, ayo main bola. (作例)
 ト/タラ/ナラ ～した 終わる 勉強、～ましょう 遊び サッカー
勉強が終わったら、サッカーをやきましょう。 (筆者訳)
- b. ? Bila sudah selesai belajar, ayo main bola.

上の(114)と(115)の例文は元の例文はkalau形式の例文である。主節には、「ingin～」という意志モダリティと「ayo～」という勧誘モダリティが用いられる。これらの例文の場合、kalauは(apa)bilaに置き換えると可能であるが、やや不自然な文になり、あまり使用されていないと考える。そして、本研究で集めた(apa)bila形式の例文のデータを見ると、既定条件文の例文が見つからなかったが、用いることが可能である。例えば、以下の(116)例文である。

- (116) a. Kalau seperti ini acara perpisahannya, jauh lebih baik tidak diadakan.
 ト/タラ/ナラ ように この 送別会 もっと ～方がいい NEG 行われる
こんな送別会なら、開いてもらわないほうがよっぽどまだ。
 (坊っちゃん:110) (Botchan 182)
- b. ○Bila seperti ini acara perpisahannya, jauh lebih baik tidak diadakan.

(116) の例文は *kalau* 形式の既定条件文であり、主節には評価の不必要モダリティが用いられる。この例文では、*kalau* は(apa)bila に置き換えると可能であり、文の意味が変わらない。さらに、*bila* 仮定条件文には反事実条件文の用法が用いられる。例えば、以下の (117) から (118) までの例文である。

(117) Bila ingin berperang dia tidak akan mengirim utusan.
 ト/バタラ/ナラ したい 戦う 彼 ではない FUT 送る 使者
戦う気があるなら、使者などよこす用はない。 (上杉謙信：44) (Uesugi kenshin:51)

(118) Bila mereka terlihat lugu, aku pasti akan ikut tertawa.
 ト/バタラ/ナラ 彼ら 見える 無邪気 私 必ず FUT 一緒 笑う
無邪気ならいっしょに笑ってもいいが。 (坊ちゃん：31) (Botchan:51)

上の (117) と (118) は(apa)bila 形式の反事実条件文である。前件も後件も反事実の事態であり、これらの(apa)bila の反事実条件文のモダリティは認識の断定モダリティである。(apa)bila の収集した例文のデータの中に、*kalau* 形式にあったような従属節は事実で主節は反事実事態というパターンが見つからなかったが、用いられないわけではない。以下の例文を検討する。

(119) a. Kalau memang pekerjaan ini sesulit itu, seharusnya
 ト/タラ/レバ/ナラ 確かに 仕事 この 難しい そんな ~べきだ
 mereka menjelaskan semua fakta sebelum kedatangan ku.
 彼ら 説明 全て 事実 前 来る 私
そんなむずかしい役なら雇う前にこれこれだと話すがいい。 (坊っちゃん：20)

b. ? Bila memang pekerjaan ini sesulit itu, seharusnya mereka menjelaskan
 semua fakta sebelum kedatanganku.

(119) の例文は *kalau* 形式の反事実条件文の例文である。従属節は事実で、主節は反事実事態である。この文の *kalau* は(apa)bila に置き換えることが可能であり、文全体の意味は変わらない。しかし、文は固い文になり、口語的な場面では不自然に思われる。さらに、(apa)bila 形式には恒常条件文の用法がしばしば用いられる。(apa)bila 形式の恒常条件文は *kalau* 形式や *jika* 形式と異なり、一般条件文が習慣を表す条件文よりもよく用いられる。以下は(apa)bila 一般条件文の例文である。

(120) Di tempat seperti sekolah, bila kita menonjol diantara
 に 場所 のように 学校 ト/タラ/レバ/ナラ 私たち 目立つ 間に
 murid lain, banyak hal baik yang datang, namun banyak juga
 学生 他 たくさん こと 良い REL 来る、しかし たくさん も
 hal buruk yang mengikuti.
 こと 悪い REL 従う

学校という場所は、目立っていればいいこともあるし、悪いこといっぱいある。

(佐賀のがばいばあちゃん：152) (Saga gabai baachan: 173)

- (121) Partai bisa calonkan presiden apabila memperoleh suara
政党 できる 候補に上げる 大統領 ト/タラ/レバ/ナラ 得る 票
minimal 35 persen. (Kompas 2007/7/12)
最低 35%

最低 35%の票を得ると、政党は大統領を候補にたてることができる。 (筆者訳)

- (122) Putusan batal demi hukum apabila lewat batas waktu.
判決 無効になる ために 法律 ト/タラ/レバ/ナラ 過ぎる 期限
期限が過ぎると法律のために判決は無効になる。 (Kompas 2005/12/3) (筆者訳)

- (123) Besi memuai bila dipanaskan. (作例)
鉄 膨らむ ト/タラ/レバ/ナラ 熱を加える
熱を加えると鉄は膨らむ。 (筆者訳)

上の (121) から (123) までは(apa)bila の一般条件文の例文である。(121) の例文は普遍的な出来事を表す例文である。(122) と (123) の例文はインドネシアで法律の文である。(apa)bila 形式の一般条件文は法律の文によく表れる。一般的に法律に表れる(apa)bila 形式は apabila というよりフォーマルな形がよく用いられる。また、(123) の例文のように科学的な出来事を表すために用いることも可能である。さらに、一般条件文以外に、(apa)bila 形式の恒常条件文には習慣を表す条件文も用いられる。

- (124) Apabila ia mendapatkan tempaan, ia akan berusaha
ト/タラ/レバ/ナラ 彼 もらう 鍛え 彼 FUT 努力
lebih keras lagi untuk menjadi kuat. (Norwegian wood :410)
もっと 激しい また ために なる 強い

何かに打たれればもっと強くなろうとする人なんです。 (ノルウェイの森 (下) : 142)

- (125) Bila melihat orang yang jujur, bersih, mereka menganggap
ト/タラ/レバ/ナラ 見る 人 REL 正直 きれい 彼ら 考える
remeh dengan memunculkan segala kekurangan, dan menyebut nya bocah.
軽い で 出現される 全て 弱点 と 呼ぶ PRO 子供
たまに正直な純粋な人を見ると、坊っちゃんだの小僧だのとなんくせをつけて軽蔑する。
(坊っちゃん：55) (Botchan 93)

上の (124) と (125) の例文は(apa)bila の習慣を表す例文である。モダリティに関して、(apa)bila の恒常条件文の一般条件文と習慣を表す条件文には情報系の叙述モダリティが用いられる。従って、恒常条件文は平叙文であり、聞き手に新たな情報を伝えるという機能を担う文である。

以上は(apa)bila の条件文の用法とモダリティである。本研究で集めたデータを分析した結果、(apa)bila の形式は、用法の分類とモダリティ観点から見ると、以下のようにまとめられる。

1. 用法の分類から見ると、(apa)bila 形式では仮定条件文と恒常条件文の用法が可能である。(apa)bila 形式は、jika や kalau と同様、事実条件文の例文は見つからなかった。(apa)bila 形式の仮定条件文には、典型的な仮定条件文と反事実条件文が用いられる。しかし、(apa)bila 形式には既定条件文の例文が見つからなかったが、用いることが可能である。反事実条件文に関して、kalau のような前件は事実であり、後件は反事実条件文の事態であるという反事実条件文のパターンが見つからなかったが、用いることが可能である。また、(apa)bila 恒常条件文には、一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。kalau や jika 形式と同様に (apa)bila の一般条件文には自然現象、科学的な事態、普遍性の事態が用いられると考える。また、(apa)bila は特に法律でよく用いられる。また、(apa)bila 形式は非条件的の接続表現が用いられない。
 2. モダリティ観点から見ると、(apa)bila の典型的な仮定条件文の主節に、情報系の叙述と疑問モダリティ、評価の必要・不必要・許可・不許可モダリティ、認識の断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティを用いることが可能であると考えられる。しかし、(apa)bila 形式には、行為系の意志・勧誘・伝達態度の終助詞モダリティを用いることが難しいという傾向がある。また、反事実条件文では認識の断定モダリティが用いられる。さらに、(apa)bila の恒常条件文のモダリティは kalau と jika と同様に主に叙述モダリティである。
- 以上が bila 形式の条件文の用法とモダリティをまとめた結果である。この結果を表で表すと以下のようなになる。

表 54 (apa)bila 形式の用法と主節のモダリティ

No	分類	No	用法	主節のモダリティ
I	仮定条件文	1	典型的な仮定条件文	① 情報系の叙述と疑問 ② 行為系の意志・勧誘・行為要求 ③ 評価の必要・不必要・許可・不許可 ④ 認識の断定・推量・蓋然性・証拠性 ⑤ 伝達態度の終助詞
		2	既定条件文	
		3	反事実条件文	① 認識の断定モダリティ
II	恒常条件文	4	一般的条件文	① 報系の叙述モダリティ
		5	習慣的条件文	

(筆者作成)

上の表 54 が(apa)bila 形式の用法である。4.3.2 で見たように jika は kalau よりもフォーマルな言い方であるが、(apa)bila は jika よりもさらにフォーマルな言い方であると考えられる。(apa)bila の形式の次は、asal(kan) の形式である。

4.4.4 asal (kan) 形式の用法と主節のモダリティ

asal(kan)の形式は kalau、jika、(apa)bila 形式に比べると使用範囲が最も狭い。asal(kan)形式は典型的な条件文と恒常条件文の一般条件文の用法が用いられる。一般的に主節は従属節のまえに置いている。従属節の事態さえ起これば、主節の事態が必ず起こり、従属節の事態が起こらないと、主節の事態も起こらないという強い因果関係を示す。asal(kan) 形式の収集した例文を分析した結果は以下の表である。

表 55 asal(kan)の用法を分析した結果と使用分布

	分類	用法	数	割合	合計
1	仮定条件文	典型的な仮定	38(23)	76%	(38) 76%
		既定条件文	0	%	
		反事実条件文	0	%	
2	恒常条件文	一般条件文	12(12)	24%	24%
		習慣を表す条件文	0	%	
3	事実条件文	発見	0	0%	%
		発現	0	0%	
		きっかけ	0	0%	
		連続動作	0	0%	
4	非条件的	接続詞的用法	0	0%	0%
			50	100%	100%

※asalkan も含む () asal (kan) の数 (筆者作成)

上の表 55 で示したように、asal(kan) 形式は kalau 形式、jika 形式、(apa)bila 形式に比べると使用分布が最も低くて使用範囲ももっと限られている。本研究では、前にも述べたように asal(kan)は小説には見つからなかったが、Kompas や Republika 等という新聞には 50 例文を収集した。この 50 例文の中の、38 件 (76%) は仮定条件文の典型的な仮定条件文であり、12 件 (24%) は恒常条件文の一般条件文である。つまり、asal(kan)には仮定条件文は恒常条件文より用いられる。asal(kan) 形式の仮定条件文と恒常条件文の用法とモダリティを以下に説明する。

まず、asal(kan)の仮定条件文である。asal(kan) 形式の仮定条件文には典型的な仮定条件文の用法しか見つからなかった。asal(kan)形式の典型的な仮定条件文では従属節の事態が最低条件として示される。また、主節を表すモダリティは kalau 形式、jika 形式、(apa)bila 形式に比べると限定されている。収集した asal(kan)のデータから分析した結果、asal(kan)の典型的な仮定条件文では情報系の叙述モダリティと判断の許可モダリティしか見つからなかった。例えば、以下の例文である。

- (126) Buruh didukung gubernur dan wakil gubernur untuk berunjuk rasa,
労働者 支持される 知事 と 副知事 ために デモ
asal tidak anarkis. (Republika 2013/4/29) (筆者訳)
さえ～レバ NEG 過激な
過激さえでなければ、知事と副知事は労働者のデモを支持する。
- (127) Anas bisa dihentikan asalkan terbukti bersalah.
アナスさん できる 辞めさせられる さえ～レバ 立証されている 罪を犯す
罪を犯したことさえ立証されればアナスさんは辞めさせることができる。
(Republika 2012/1/24) (筆者訳)
- (128) Komodo boleh dipindah asalkan habitat barunya sama dengan habitat aslinya.
コモド ～ていい 移る さえ～レバ 生息地 新しい 同じ と 生息地 元
新しい生息地が元の生息地と同じでさえあれば、コモドは移してもよい。
(Kompas 2009/8/19) (筆者訳)
- (129) Undang-Undang Otonomi daerah boleh revisi, asalkan
法律 地方自治 ～てもいい 修正する さえ～レバ
jajah untuk daerah tidak dikurangi.
割り当て ために 地方 NEG 減らされる
地方の割り当てが減らされさえしなければ、地方自治の法律は修正してもよい。
(Kompas 2003/1/23) (筆者訳)

上の (126) – (129) の例文は asal(kan)の典型的な仮定条件文の例文である。これらの従属節の事態は最低条件を示すものであり、この最低条件の事態が満たさない限り主節の事態が未実現である。モダリティに関して、(126) と (127) の例文の主節は叙述モダリティであり、聞き手に新たな情報を伝えるという役割である。一方、(128) と (129) の例文の主節の「boleh～」という表現は日本語に訳すと「～てもいい」という許可モダリティに相当する。

データに asal(kan)形式の主節には、情報系の疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、評価の必要・不必要・不許可のモダリティ、認識の断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティ、説明のモダリティ、そして、伝達態度の終助詞モダリティが見つからなかった。これらのモダリティには asal(kan)形式に用いられるものもあるが、用いられにくい又は用いられないものもある。例えば、以下の例文である。

- (130) a. Jika tertangkap, bapak bisa bantu apa?
ト/バタラ/ナラ 捕まる お父さん できる 手伝う 何
もし、私たちが捕まったら、何かしてくれますか。 (Kompas 2008/10/18)
b.?? Asal(kan) tertangkap, bapak bisa bantu apa?
- (131) a. Jika barat menyerang, Iran bertekad hancurkan Israel.
ト/バタラ/ナラ 西洋 攻撃する イラン 決意 破壊する イスラエル
もし、西洋が攻撃する場合、イランはイスラエルを破壊します。 (Republika 2012/3/23)
b. ?? Asal(kan) barat menyerang, Iran bertekad hancurkan Israel.

(132) a. Kalau sudah selesai belajar, ayo main bola. (作例)

ト/バタラ/ナラ ~した 終わる 勉強、 ~ましょう 遊び サッカー

勉強が終わったら、サッカーをやりましょう。 (筆者訳)

b. ?? Asal(kan) sudah selesai belajar, ayo main bola.

(133) a. Botchan, kalau Kiyō mati tolong kubur Kiyō di kuil

坊っちゃん ト/バタラ/ナラ 清 死ぬ ~ください 埋める 清 で お寺

pekuburan Botchan ya. (坊っちゃん : 141) (Botchan : 233)

お寺 坊っちゃん ね

清が死んだら、坊っちゃんのお寺へ埋めてください。

b. ?? Botchan, asal(kan) Kiyō mati tolong kubur Kiyō di kuil pekuburan Botchan ya.

上の (130) - (133) は kalau と jika の例文である。(130) の例文の主節に「apa~?」という疑問モダリティ、(131) の例文の主節に「bertekad」という意志を表すモダリティ、(132) の例文の主節に「ayo~」という勧誘のモダリティ、(133) の例文の主節に「tolong~」という依頼を表すモダリティが用いられる。これらの例文の kalau と jika を asal(kan) に置き換えると、不自然な文章になる。従って、asal(kan) 形式では、情報系の疑問、行為の意志、勧誘モダリティ、そして、行為要求の依頼モダリティが用いられにくいまたは用いられない。また、asal(kan) 形式では、評価の必要、不必要、不許可モダリティも用いられにくいまたは用いられない。以下の (134) - (136) 例文を検討する。

(134) a. Jika serius KPK harus bentuk tim independen.

ト/タラ/レ/バ/ナラ 真剣 KPK なければならない 作る チーム 独立の

もし、真剣であれば、KPKは独立のチームを作らなければならない。

(Media Indonesia 2011/7/28) (筆者訳)

b. ?? Asal(kan) serius KPK harus bentuk tim independen.

(135) a. Kalau besok ingin jalan-jalan, tidak minta izin pun tidak apa-apa

ト/バタラ/ナラ 明日~たい 散歩 NEG 頼む 許可 も なくてもいい

明日は散歩したかったら、許可を頼まなくてもいい。 (作例) (筆者訳)

b. ?? Asal(kan) besok ingin jalan-jalan, tidak minta izin pun tidak apa-apa.

(136) a. Kalau minggu depan uang sewa belum dibayar, anda tidak boleh

ト/バタラ/ナラ 来週 家賃 まだ 払う あなた てはいけない

menggunakan fasilitas asrama. (作例) (筆者訳)

使う 設備 寮

来週、家賃を払わなかったら、寮の設備を利用してはいけない。

b. ?? Asal(kan) minggu depan uang sewa belum dibayar, anda tidak boleh menggunakan fasilitas asrama.

さらに、asal(kan) 形式では認識の証拠性モダリティも用いられにくい。

- (137) a. Sepertinya akan terjadi demo besar, kalau P dicopot
 ~そう 「未来」 起こる デモ 大きい ト/タラ/ナラ P さん 解任する
 dari jabatan bupati. (作例) (筆者訳)
 から ポスト 県長
もし P さんが県長のポストから解任されたなら、大きいデモが起こりそうだ。
 b. ?? Sepertinya akan terjadi demo besar, asal(kan) P dicopot dari jabatan bupati.

一方、認識の推量と蓋然性モダリティは asal(kan)の主節に用いられると考えるが、やや違和感がある。例えば以下の例文である。

- (138) a. Kalau terbukti ada suap, jaksa perkara Adelin
 ト/タラ/ナラ 立証されている ある 賄賂 検事 事件 アデリンさん
 mungkin bakal dipecat. (Kompas 2007/11/23) (筆者訳)
 たぶん FUT 解任される
賄賂が立証される場合、アデリンさんの事件の検事は解任されるだろう。
 b. ○ Asal(kan) terbukti ada suap, jaksa perkara Adelin mungkin akan dipecat.
 (139) a. Kalau Madrid mampu menahanimbang kami,
 ト/タラ/ナラ マドリッド できる 持ちこたえる 引き分け 私たち
 maka mereka berpeluang besar menjuarai liga.
 そこで 彼ら 可能性がある 大きい 優勝 リーグ
もし、マドリッドが私たちと引き分けに持ちこたえたら、マドリッドはリーグを優勝する可能性が大きい。
 (Republika 2012/4/21) (筆者訳)
 b. ○ Asal(kan) Madrid mampu menahanimbang kami, maka mereka
berpeluang besar menjuarai liga.

上の (138) と (139) の例文は kalau 形式の典型的な仮定条件文であり、主節には「mungkin」という推量モダリティと「berpeluang」という蓋然性モダリティが用いられる。この場合、kalau は asal(kan)に置き換えられるが、主節は典型的な条件ではなく最低条件になる。

前述のように asal(kan) 形式の仮定条件文には典型的な仮定条件文の用法は用いられるが、既定条件文と反事実条件文は用いられにくいかもしれない。例えば、以下の例文を検討する。

- (140) a. Kalau seperti ini acara perpisahannya, jauh lebih baik tidak diadakan.
 ト/タラ/ナラ ように この 送別会 COMP もっと ~方がいい NEG ある
こんな送別会なら、開いてもらわないほうがよっぽどまだ。
 (坊っちゃん : 110) (Botchan 182)
 b. ?? Asal(kan) seperti ini acara perpisahannya, jauh lebih baik tidak diadakan.
 (141) a. Bila mereka terlihat lugu, aku pasti akan ikut tertawa.
 ト/タラ/ナラ 彼ら 見える 無邪気 私 必ず FUT 一緒 笑う

無邪気ならいっしょに笑ってもいいが。 (坊っちゃん : 68) (Botchan 115)

b.?? Asal(kan) mereka terlihat lugu, aku pasti akan ikut tertawa.

上の (140) a の例文は *kalau* k 形式の既定条件文であり、(141) a の例文は *bila* の反事実条件文である。これらの例文の場合、*kalau* と (apa)bila は *asal(kan)* に置き替えると不自然な文になる。理由は、(140) の既定条件文の場合、*kalau* 形式の従属節の事態は実現した出来事を表す。一方、*asal(kan)*形式の例文の従属節は実現した出来事を表さない。つまり、(140) b は既定条件文に成り立たない。そして、(141) a の (apa)bila の例文は反事実条件文として捉えることが可能であるら、(141) b の *asal(kan)*の例文は反事実条件文として捉えられない。ただの最低条件文である。

また、*asal(kan)*形式は恒常条件文が用いられるが、一般条件文の用法しか見つからなかった。習慣を表す条件文は用いられにくい。*asal(kan)*形式の一般条件を表す例文は以下のようである。

(142) *Bisnis kecil juga bisa sukses, asalkan spesifik.*

ビジネス 小さい も できる 成功 さえ～レバ 特有

特有でさえあれば、スモールビジネスも成功できる。 (Kompas 2011/3/25) (筆者訳)

(143) *Mulai sekarang warga miskin kota Bogor bisa berobat gratis di puskesmas atau*

始まる 今 民 貧しい 町 ボゴル できる 治療 無料 で クリニック か

rumah sakit, asalkan membawa surat keterangan tidak mampu.

病院 さえ～レバ 持つ 手紙 説明 NEG 能力がある

今から、低所得証明書さえ持っていれば、ボゴルの貧しい市民はクリニックか病院に無料で治療を受けられる。 (Kompas 2011/3/2) (筆者訳)

(144) *Anak dari keluarga miskin bisa belajar di sekolah bertaraf internasional*

子供 から 家庭 貧しい できる 勉強 で 学校 レベル 国際

asalkan lulus tes masuk dengan nilai rapor rata-rata tujuh.

さえ～レバ 合格 テスト 入学 で 成績 平均 七

成績の平均が7で入学のテストに合格さえすれば、貧しい家庭の子供でも国際レベルの学校で勉強ができる。 (Kompas 2010/6/15) (筆者訳)

上の (142) – (144) 例文は一般条件文の用法である。これらの例文は従属節と主節の関係は必然的な関係である。また、モダリティに関して、これらの例文の主節には叙述モダリティが用いられている。従って、これらの例文は聞き手に新たな情報を伝える。

以上は *asal(kan)* の条件文の用法とモダリティである。本研究では集めたデータを分析した結果、*asal(kan)* の形式は用法の分類とモダリティ観点から見ると、以下のようによまめられる。

1. 用法の分類から見ると、*asal(kan)* 形式では仮定条件文と恒常条件文の用法を用いることが可能である。*asal(kan)* 形式は、*kalau*、*jika*、(apa)bila と同様に、事実条件文の例文が見つからなかった。*asal(kan)* 形式の仮定条件文には典型的な仮定条件文しか用いられない。また、*asal(kan)*の 恒常条件文には、一般条件文しか用いられない。*asal(kan)* 形式

の一般条件文は普遍性の事態がよく用いられる。しかし、収集したデータを分析した結果、自然現象、科学的な出来事、習慣を表す事態の *asal(kan)* の例文は見つからなかった。

2. モダリティに関して、データを分析した結果、*asal(kan)* の仮定条件文の典型的な仮定条件文の主節には、叙述モダリティと許可モダリティが用いられる。*asal(kan)* の典型的な仮定条件文には行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、判断の必要・不必要・不許可モダリティ、認識の推量・蓋然性・証拠性モダリティ、説明モダリティ、伝達態度の終助詞が用いられにくい、又は用いられない。そして、*asal(kan)* の恒常条件文のモダリティは *kalau・jika・(apa)bila* と同様で一般に叙述モダリティが用いられる。

asal(kan) 形の条件文の用法とモダリティをまとめた結果を表で表すと以下の表である。

表 56 *asal(kan)*形式の用法と主節のモダリティ

No	分類	No	用法	主節のモダリティ
I	仮定条件文	1	典型的な仮定条件文	(1) 情報系の叙述モダリティ (2) 評価の許可モダリティ (3) 認識の推量と蓋然性モダリティ
II	恒常条件文	2	一般的条件文	(1) 叙述モダリティ

(筆者作成)

上の表 56 は *asal(kan)* 形式の用法と主節のモダリティのことである。本研究では、*asal(kan)* 形式では仮定条件文の既定条件文、反事実条件文、恒常条件文の自然現象、習慣を表す条件文、事実条件文の例文が見つからなかった。そして、*asal(kan)*形式は *kalau, jika, (apa)bila* 形式に比べると、用法とモダリティに関して限定されている。

4.5 インドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティのまとめ

以上、4.4.でインドネシア語の条件文を説明した。インドネシア語の条件文の4つの形式を分析した結果を以下にまとめる。

まず、*kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* という4つの形式の用法についてまとめる。これらの4つの形式は全て仮定条件文の典型的な仮定条件文の用法を用いる。但し、仮定条件文の既定条件文と反事実条件文は4つの形式で必ず用いられるわけではない。4つの *kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* の条件文の用法は以下のようなものである。

1. *kalau* 形式では仮定条件文と恒常条件文の用法が用いること可能である。しかし、*kalau* 形式では事実条件文の例文が用いられない。*kalau* 形式の仮定条件文では、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文の用法が用いられる。また、*kalau* 恒常条件文では、一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。より細かくみると、*kalau* の一般条件文には自然現象、科学的な事態、普遍性の事態等が用いられる。*kalau* の習慣を表す条件文は主に人の習慣を表す条件文である。また、*kalau* は非条件的用法の接続表現/接続詞的用法が用いられる。

2. **jika** 形式では仮定条件文と恒常条件文の用法を用いることが可能である。また **jika** は **kalau** と同様に事実条件文の例文が用いられない。**jika** 形式の仮定条件文には、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文という用法が用いられる。しかし、反事実条件文に関して、**kalau** のような前件は事実であり、後件は反事実の事態であるという反事実条件文のパターンが現れないが、用いることが可能である。また、恒常条件文には、一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。**kalau** 形式と同様に一般条件文には自然現象、科学的な事態、普遍性の事態が用いられる。習慣を表す条件文は主に人の習慣を表す条件文である。さらに、**jika** では **kalau** と同様に非条件的用法の接続詞的な用法が用いられる。
3. **(apa)bila** 形式では仮定条件文と恒常条件文の用法を用いることが可能である。**(apa)bila** 形式は、**jika** や **kalau** と同様に事実条件文の例文が見つからなかった。**(apa)bila** 形式の仮定条件文には、典型的な仮定条件文と反事実条件文という用法が用いられる。しかし、**(apa)bila** 形式では既定条件文の例文が見つからなかったので、用いられにくいと考える。反事実条件文に関して、**kalau** のような前件は事実であり、後件は反事実条件文の事態であるという反事実条件文のパターンが見つからなかったが、用いることが可能である。また、**(apa)bila** 恒常条件文には、一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。**kalau** や **jika** 形式と同様に **(apa)bila** の一般条件文には自然現象、科学的な事態、普遍性の事態が用いられると考える。但し、**(apa)bila** は特に法律や規則ある文でよく用いられる。さらに、**(apa)bila** 形式は非条件的の接続詞的な用法が用いられない。
4. **asal(kan)** 形式では仮定条件文と恒常条件文の用法を用いることが可能である。**asal(kan)** 形式は、**kalau・jika・(apa)bila** と同様に事実条件文が用いられない。**asal(kan)** 形式の仮定条件文には典型的な仮定条件文しか用いられない。また、恒常条件文では、一般条件文は普遍性の事態がよく用いられる。自然現象と科学的な出来事、そして習慣を表す例文が見つからなかったので、用いられにくい、もしくは用いられない。

以上の4つの条件文形式の用法は以下の表 57 のようになる。

表 57 kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)条件形式の用法

用法			前件と後件の事態の関係	kalau	jika	(apa)bila	asal(kan)	
(A) 仮定	典型的 仮定条件文	1	未実現－未実現	○	○	○	×	
		2	避けられない－未実現	△	△	△	×	
		3	最低条件－未実現	×	×	×	○	
	既定条件文	4	事実－未実現	○	○	△	×	
	反事実条件文	5	反事実－反事実	○	○	○	×	
		6	事実－反事実	○	△	△	×	
(B) 恒常	一般	自然現象	7	不問－不問	○	○	○	×
		科学的	8	不問－不問	○	○	○	×
		普遍性	9	不問－不問	○	○	○	○
	習慣	10	事実－事実	○	○	○	×	
(C) 事実	発見	11	事実－事実	×	×	×	×	
	発現	12	事実－事実	×	×	×	×	
	きっかけ	13	事実－事実	×	×	×	×	
	連続動作	14	事実－事実	×	×	×	×	

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可

上の表 57 に基づいて、*kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* の共通点と相違点は以下で詳しく説明する。*kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* 形式には、仮定条件文の典型的な仮定条件文と恒常条件文の一般条件文を用いることが可能であるが、各形式には違いがある。また、*kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* 形式には、事実条件文は用いられない。

A. 仮定条件文に関しては、まず、典型的な仮定条件文の *kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* 形式には従属節も主節も未実現というパターンが用いられる。但し、前件の事態が避けられない事態の場合は、*kalau・jika・(apa)bila* は用いられるが *asal(kan)* は用いられない。例えば、以下の作例である。

(145) a. Kalau memang harus pindah dari sini,
 ト/シタラ/ナラ どうしても ～なければならぬ 移動する から ここ、
 tolong beri tempat baru bagi kami. (作例)
 ～ください 挙げる 場所 新しい に 私たち
もし、どうしてもここから移動しなければならぬなら、私たちに新しい場所を示してください。 (筆者訳)

b. ○ Jika memang harus pindah dari sini, tolong beri tempat baru bagi kami.

- c. ○ Bila memang harus pindah dari sini, tolong beri tempat baru bagi kami.
 d. ?? Asal(kan) memang harus pindah dari sini, tolong beri tempat baru bagi kami..

上の (145) のインドネシア語の「kalau memang harus」というフレーズは日本語に訳すと「どうしても～なければならぬなら」という避けられない条件節になる。この避けられない条件節は kalau 形式だけではなく、jika と (apa)bila に置き換えることが可能であり、意味が変わらない。しかし、asal(kan) に置きかえられない。なぜならば、asal(kan) は最低条件を表す言葉なので、「memang harus」という避けられないフレーズに加えた場合、意味的に不明になる。一方、前件が最低条件を表す典型的な仮定条件文の場合、asal(kan) 形式が最も適切である。最低条件を表す仮定条件文では、asal(kan) は kalau・jika・(apa)bila に置き換えられるが最低条件を表すニュアンスが弱くなる。例えば以下の例文である。

- (146) a. Anas bisa diberhentikan asalkan terbukti bersalah.
 アナスさん できる 辞めされる さえ～レバ 立証されている 罪を犯す
罪を犯すことをさえ立証されればアナスさんは辞めさせることができる。
 (Republika 2012/1/24) (筆者訳)
- b. ? Anas bisa diberhentikan kalau terbukti bersalah.
 ○ Anas bisa diberhentikan kalau saja terbukti bersalah.
- c. ? Anas bisa diberhentikan jika terbukti bersalah.
 ○ Anas bisa diberhentikan jika saja terbukti bersalah.
- d. ? Anas bisa diberhentikan bila terbukti bersalah.
 ○ Anas bisa diberhentikan bila saja terbukti bersalah.

上の (146) の例文では、asal(kan) は kalau・jika・(apa)bila に置き換えることが可能である。但し、kalau・jika・(apa)bila の前件の事態は最低条件ではなくなり、ただの未実現の事態である。しかし、kalau・jika・(apa)bila は saja⁵⁰ という言葉を加えると最低条件を表すことが可能であると考えられる。従って、kalau saja・jika saja・(apa)bila saja は asal(kan) と同じように「さえ～レバ/タラ」という最低条件を表す意味が可能である。

次に、既定条件文に関して、基本的に kalau・jika・(apa)bila 形式が用いられる。但し、(apa)bila 形式には、既定条件文の実例は見つからなかったが用いることが可能である。しかし、asal(kan) は用いられない。例えば、以下の例文である。

- (147) a. Kalau seperti ini acara perpisahan nya, jauh lebih baik tidak diadakan.
 ト/タラ/ナラ ように この 送別会 PRO もっと ~方がいい NEG 行われる
こんな送別会なら、開いてもらわないほうがよっぽどまだ。 (坊っちゃん：110)

⁵⁰ 最新インドネシア語小辞典 (2013：294) によれば、saja は“だけ”や“はかり”という意味であり、さらに強調という意味も現れる。

- b. ○ Jika seperti ini acara perpisahannya, jauh lebih baik tidak diadakan.
- c. ○ Bila seperti ini acara perpisahannya, jauh lebih baik tidak diadakan.
- d. ?? Asal(kan) seperti ini acara perpisahannya, jauh lebih baik tidak diadakan.

上の (147) の既定条件文の例文では、*kalau* は *jika* と *(apa)bila* に置き換えても意味が変わらないが、*asal(kan)* に置き換えられない。その理由は、最低条件を表す *asal(kan)* は基本的に未実現の事態のみ用いられるからである。

最後は、反事実条件文は、従属節も主節も反事実の事態の場合、*kalau* は *jika* ・ *(apa)bila* と置き換えられるが、*asal(kan)* に置き換えられない。例えば、以下の例文である。

- (148) a. Bila mereka terlihat lugu, aku pasti akan ikut tertawa.
 ト/ミタラ/ナラ 彼ら 見える 無邪気 私 必ず FUT 一緒 笑う
無邪気ならいっしょに笑ってもいいが。 (坊っちゃん : 68) (Botchan 115)
- b. ○ Kalau mereka terlihat lugu, aku pasti akan ikut tertawa.
 - c. ○ Jika mereka terlihat lugu, aku pasti akan ikut tertawa.
 - d. ?? Asal(kan) mereka terlihat lugu, aku pasti akan ikut tertawa.

上の (148) は *(apa)bila* の反事実条件文である。この反事実条件文の場合、*(apa)bila* は *kalau* と *jika* に置き換えられる。しかし *asal(kan)* に置き換えると、反事実条件文ではなく、典型的な仮定条件文の最低条件を表す文になる。つまり、*asal(kan)* に置き換えると文の意味が変わる。また、反事実条件文の前件は事実で、後件は反事実というパターンが *jika* と *(apa)bila* の収集データから例文が見つからなかったが、用いられないわけではない。

- (149) a. Kalau memang pekerjaan ini sesulit itu, seharusnya mereka menjelaskan semua fakta sebelum kedatangan ku.
 ト/タラ/レバ/ナラ 確かに 仕事 この 難しい そんな ~べきだ
 彼ら 説明 全て 事実 前 来る 私
そんなむずかしい役なら雇う前にこれこれだと話すがいい。 (坊っちゃん : 20)
- b. ○ Jika memang pekerjaan ini sesulit itu, seharusnya mereka menjelaskan semua fakta sebelum kedatanganku.
 - c. ○ Bila memang pekerjaan ini sesulit itu, seharusnya mereka menjelaskan semua fakta sebelum kedatangan ku.
 - d. ?? Asalkan memang pekerjaan ini sesulit itu, seharusnya mereka menjelaskan semua fakta sebelum kedatangan ku.

- B. 恒常条件文に関しては、基本的に *kalau* ・ *jika* ・ *(apa)bila* 形式は恒常条件文の一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。*kalau* ・ *jika* ・ *(apa)bila* 形式は一般条件文の自然現象、科学的な条件文、普遍性を表す条件の用法が用いられる。一方、*asal(kan)*形式は恒常条件文の一般条件文の普遍性を表す用法のみ用いられる。従って、恒常条件文の一般条件文と習慣条

件文の場合、*kalau* は *jika* や *(apa)bila* は置き替えられる。

- (150) a. Kalau mau meletus Merapi memberi tanda.
ト/タラ/レ/ハ/ナラ ～しそう 噴火 メラピ山 あげる 徴候
メラピ山が噴火しそうな場合は、徴候がある。(Republika 2012/1/21) (筆者訳)
- b. ○ Jika mau meletus Merapi memberi tanda.
- c. ○ Bila mau meletus Merapi memberi tanda.
- d. ?? Asalkan mau meletus Merapi memberi tanda.

上の (150) は *kalau* の自然現象を表す一般条件文である。この場合、*kalau* は *jika*、*(apa)bila* に置き換えられるが、*asal(kan)*に置き換えられない。

- C. *kalau*・*jika*・*(apa)bila*・*asal(kan)*形式では、日本語の「ト」や「タラ」形式のような事実条件文が用いられない。*kalau*・*jika*・*(apa)bila*・*asal(kan)*形式は事実条件文が用いられない理由は、「ト」や「タラ」形式の事実条件文の意味と用法は時間節の「～時」と類似している⁵¹。4.2.で述べたようにインドネシア語の複文では時間関係の同時的な時間と連続的な時間関係を表すために、*waktu*・*ketika*・*saat*・*begitu* という言葉を用いるためである。すなわち、事実条件文の場合、「ト」と「タラ」はインドネシア語に訳すと条件関係を表す *kalau*・*jika*・*(apa)bila*・*asal(kan)*ではなく、時間関係を表す *waktu*・*ketika*・*saat*・*begitu* という言葉になる。その実例は以下のようなものである。

- (151) “Aku didorong ibu!” protesku, tapi ketika aku menoleh ke arah Bibi,
私 押す 母 文句 しかし ト/タラ 私 振り返る へ 方向 おばさん
aku melihat dirinya pun sedang menangis terisak-isak.
私 見る 彼女 も ている 泣く ワンワン
「かあちゃん、背中押したりするから」そう言って振り返ると、おばちゃんまでワンワン泣いていた。(佐賀のがばいばあちゃん：20) (SaganoGabai Baachan: 24)

- (152) Begitu kapal uap berhenti disertai bunyi mesinya yang bergema rendah,
ト/タラ 汽船 止まる とともに 音 機械 REL 響く 低い
sebuah sampan meninggalkan dermaga menuju ke arah kami.
一つ 艇 離れる 岸 向かう へ 方向 私たち
ぶうとって汽船がとまると、艇が岸を離れて、ごき寄せて来た。(坊っちゃん：17)

⁵¹ このことについて久野 (1973 : 117) によれば、「S1 ト S2」は「S1 が起キタ時、何が起キタト思イマスカ。S2 が起キタノデス」というパラフレイズが可能であるような S1, S2 を必要とする。すなわち、話し手は、「S1 ト S2」構文を用いて、S1 と S2 が表わす二つの出来事の中にサスペンスを与えているのである。この点で、この構文は、「S1 トキ S2」にはない迫力を持っている。次の例を比較されたい。(17) a. 外二出ルト、雨ガ降ッテイタ。b. 外二出ル時、雨ガ降ッテイタ。(18) a. バー二入ルト、二郎ガ酒ヲ飲ンデイタ。b. バー二入ル時、二郎ガ酒ヲ飲ンデイタ。つまり、久野 (1973) の説明によれば、「ト」形式の過去一回限りの出来事 (事実条件文) は時間節の「時」と似ている。但し、「ト」の方がサスペンスを与えて、一方「時」はないという特徴である。従って、小説の「ト」は「時」よりよく用いられる。

上の (151) と (152) の例文を見ると、元の日本語の文章は条件形式の「ト」の事実条件文である。この場合は、「ト」はインドネシア語に訳すと条件関係を表す *kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* ではなく同時的な時間関係を表す *ketika* と連続的な時間関係を表す *begitu* という言葉になる。「タラ」の事実条件文も同様である。

- (153) *Saat* aku mengatakan bahwa aku tidak mau kamar yang panas ini,
 ト/タラ 私 言う と 私 NEG ほしい 部屋 REL 暑い この
dia malah meletakkan tas kulit ku begitu saja lalu pergi
 彼女 むしろ 置く 革靴 私 そのまま そして 行く
sambil bergumam bahwa semua kamar sudah terisi.
 ながら と言う 全て 部屋 PERF 埋まる
こんな部屋はいやだと言ったら、あいにくみんなふさがっておりますからと言いな
ら革靴をほうりだしたまま出ていった。 (坊っちゃん：18) (Botchan：27)

(153) の例文は、元の日本語の文は事実条件文の「タラ」形式であり、この場合、「タラ」形式はインドネシア語に訳すと同時的な時間関係を表す *saat* という言葉である。

(151) から (153) までの元の文は日本語の「ト」と「タラ」形式の事実条件文の用法である。日本語ではこの事実条件文は時間節と意味や用法に類似点が多く、「～時」に置き換えることも可能である。この日本語の事実条件文はインドネシア語に訳すと時間関係を表す複文になる。そのために、事実条件文の「ト」と「タラ」はインドネシア語に訳すと条件文の *kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* ではなく時間関係の同時的 *ketika* や *saat* あるいは連続的 *begitu* という言葉になる。

以上は、*kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* 形式の条件文の用法である。次に、*kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* 形式の主節の表すモダリティのまとめである。

1. *kalau* の仮定条件文の典型的な仮定条件文の主節に、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、評価の必要・不必要・許可・不許可モダリティ、認識の断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティ、伝達態度の終助詞モダリティを用いることが可能である。つまり、モダリティに関して *kalau* の仮定条件文にはほとんど制限はないと考える。そして、*kalau* の恒常条件文のモダリティは主に叙述モダリティである。
2. *jika* の仮定条件文の典型的な仮定条件文の主節に、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、評価の必要・不必要・許可・不許可モダリティ、認識の断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティ、伝達態度の終助詞モダリティを用いることが可能である。つまり、モダリティに関して *jika* の仮定条件文にはほとんど制限はないと考える。そして、*jika* の恒常条件文のモダリティは主に叙述モダリティである。
3. *(apa)bila* の仮定条件文の典型的な仮定条件文の主節に、情報系の叙述と疑問モダリティ、評価の必要・不必要・許可・不許可モダリティ、認識の断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティを用いることが可能であると考えられる。しかし、*(apa)bila* 形式には、行為系の意志・勧誘、

伝達態度の終助詞モダリティを用いることが難しいという傾向が見られる。また、(apa)bila の恒常条件文のモダリティは kalau と jika と同じように主に叙述モダリティである。

4. asal(kan) の仮定条件文の典型的な仮定条件文の主節に、ほとんど叙述モダリティと許可モダリティが用いられる。asal(kan)の典型的な仮定条件文には疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求のモダリティ、評価の必要・不必要・不許可モダリティ、認識の推量・蓋然性・証拠性モダリティ、伝達態度の終助詞が用いられにくいまたは用いられないと考える。そして、asal(kan)の恒常条件文のモダリティは kalau ・ jika ・ (apa)bila と同様に一般に叙述モダリティが用いられる。

kalau ・ jika ・ (apa)bila ・ asal(kan)形式の主節に表すモダリティをまとめると表 58 になる。

表 58 kalau ・ jika ・ (apa)bila ・ asalkan 形式の
典型的な仮定条件文の主節のモダリティの分析した結果

	モダリティ				形式				
					kalau	jika	(apa)bila	asal(kan)	
I	表現 類型	1	情報系	a	叙述	○	○	○	○
				b	疑問	○	○	○	×
		2	行為系	a	意志	○	○	△	×
				b	勧誘	○	○	△	×
				c	行為要求	○	○	○	○
		3	感嘆			△	△	△	×
	II	評価 と 認識	1	評価	a	必要	○	○	○
b					不必要	○	○	△	×
c					許可	○	○	△	○
d					不許可	○	○	△	×
2			認識	a	断定	○	○	△	△
				b	推量	○	○	△	△
				c	蓋然性	○	○	○	△
				d	証拠性	○	○	△	△
III	説明				「のだ・わけだ」	△	△	△	×
IV	伝達	1	丁寧さ ⁵²	a	ます形	○	○	○	△
		2	終助詞	b	よ、ぞ、ね等	○	○	△	△

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

⁵² インドネシア語では日本語のような「～です」、「～ます」丁寧さモダリティというものは見当たらなかった。しかし、言葉の選び方とイントネーションによればその文の丁寧さが決まる。

上の 58 表をみると、典型的な仮定条件文のモダリティに関して、4 つの条件文の形式の中で *kalau* 形式の使用範囲が最も広い。一方、*asal(kan)* 形式は最も制限されている。*jika* と *(apa)bila* 形式のモダリティは基本的に *kalau* 形式と同じモダリティを用いることが可能であると考えられる。但し、*(apa)bila* 形式には、意志・勧誘・伝達態度のモダリティが用いられにくいという傾向がある。例えば、以下の例文を検討する。

- (154) a. Kalau saja bisa aku pun ingin memeluk nya erat-erat.
 トタラ/レバシナラ だけ できる 私 も ~たい 抱く PRO しっかり
もしできることなら直子を抱きしめてやりたい。 (ノルウェイの森 (上) : 62)
- b. ○ Jika saja bisa aku pun ingin memeluknya erat-erat.
 c. ? Bila saja bisa aku pun ingin memeluknya erat-erat.
 d. ?? Asalkan saja bisa aku pun ingin memeluknya erat-erat.
- (155) a. Kalau kamu tidak keberatan maukah datang ke rumah ku ?
 トタラ/レバシナラ あなた ではない 異存がある ~ませんか 来る ~ 家 私
よかったら一度うちに遊びに来ない？ (ノルウェイの森 : 134) (Norwegian wood : 122)
- b. ○ Jika kamu tidak keberatan maukah datang ke rumah ku ?
 c. ○ Bila kamu tidak keberatan maukah datang ke rumah ku ?
 d. ?? Asal(kan) kamu tidak keberatan maukah datang ke rumah ku ?
- (156) a. Tetapi kalau tidak hati-hati berbahaya loh.
 しかし トタラ/レバシナラ ではない 注意 危険 よ
しかし君注意しないと、けんのんですよ。 (坊っちゃん : 53) (Botchan : 90)
- b. ○ Tetapi jika tidak hati-hati berbahaya loh.
 c. ○ Tetapi bila tidak hati-hati berbahaya loh.
 d. ?? Tetapi asal(kan) tidak hati-hati berbahaya loh.

上の (154) - (156) の例文は *kalau* 形式の例文であり、(154) の主節には「*ingin*~」という意志モダリティ、(155) には「*maukah*~」という勧誘モダリティ、(156) には「~*loh*」という終助詞 (忠告を表す) モダリティが用いられる。これらの例文では、*kalau* は *jika* に置き換えることが可能であるが、やや硬い文章になり、日常の会話の場面であまり用いられない。また、*(apa)bila* に置き換えられるが、少し不自然な文になる。理由は、*(apa)bila* は *jika* よりもっと固い表現であり、主に文語的に使用されるので、法律の文章で用いられる。そのために *(apa)bila* 形式では意志・勧誘・伝達態度の終助詞モダリティがやや用いられにくい。そして、*asal(kan)* に置き換えられないと考えられる。理由は、*asal(kan)* は用法と主節のモダリティに関して最も限られているからである。*asal(kan)* の主節には意志・勧誘、評価の必要・不必要・不許可モダリティ、認識の推量・蓋然性・証拠性モダリティ、伝達態度の終助詞が用いられにくい、又は用いられない。従って、主節のモダリティに関して、*kalau* 形式、*jika* 形式、*(apa)bila* 形式は制限がないと考える。一方、*asal(kan)* 形式では表すモダリティが限定される。

第5章

日本語とインドネシア語の条件文の共通点と相違点について

第5章では、第2章、第3章、第4章で分析した結果を踏まえて、日本語とインドネシア語の条件文の用法とモダリティの共通点と相違点について論じる。本章は、大きく2つの部分に分かれる。5.1 では日本語の条件文の典型的な条件形式と周辺形式の用法と主節のモダリティの共通点と相違点を説明し、5.2 では日本語とインドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティの共通点と相違点を説明する。

5.1 日本語の条件文の典型的な条件形式と周辺形式の共通点と相違点

第2章では、日本語の条件文の典型的な形式「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の用法と主節のモダリティについて明らかにした。用法に関しては、「ト」と「タラ」形式は仮定条件文、恒常条件文、事実条件文の用法が用いられる。一方、「レバ」と「ナラ」形式は仮定条件文と恒常条件文として用いられるが、事実条件文の用法は用いられにくい。「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の用法をまとめると以下の表になる。

表 59 日本語の典型的な条件形式の用法

			前件と後件の事態	ト	タラ	レバ	ナラ	
(A) 仮定条件文	典型的 仮定条件文	1	未実現－未実現	○	○	○	○	
		2	最低条件－未実現	×	○	○	×	
		3	避けられない事態－未実現	×	△	△	○	
	既定条件文		4	事実－未実現	○	○	○	○
	反事実条件文		5	反事実－反事実	○	○	○	○
			6	事実－反事実	×	△	△	○
(B) 恒常条件文	一般 条件	自然現象	7	不問－不問	○	△	△	△
		科学的	8	不問－不問	○	○	○	△
		普遍性	9	不問－不問	○	○	○	○
	習慣を表す事態		10	事実－事実	○	○	○	○
(C) 事実条件文	発見		11	事実－事実	○	○	△	×
	発現		12	事実－事実	○	○	×	×
	きっかけ		13	事実－事実	○	○	×	×
	連続動作		14	事実－事実	○	×	×	×

(表 28 と同じ) (筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

先の表 59 本研究で「ト」・「レバ」・「タラ」・「ナラ」形式の条件文の用法について分析した結果をまとめたものである。共通点と相違点は以下のようになる。

(A) 仮定条件文の共通点と相違点

1. 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の共通点は、いずれも典型的な仮定条件文の「未実現－未実現」、既定条件文の「事実－未実現」、反事実条件文の「反事実－反事実」というパターンが用いられる。また、「ト」形式を除けば、「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式では、典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」と反事実条件文の「事実－反事実」というパターンが用いられるが、「タラ」と「レバ」形式では実例が見当たらなかったの用いられにくい。
2. 相違点は、典型的な仮定条件文の「最低条件－未実現」というパターンが「タラ」と「レバ」形式は用いられるが、「ト」と「ナラ」形式は用いられない。

(B) 恒常条件文の共通点と相違点

1. 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の恒常条件文の共通点は、一般条件文の自然現象、科学的な出来事、普遍性を表す条件文と習慣を表す条件文が用いられることである。但し、自然現象を表す条件文に関して、「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式では実例が見当たらなかったの、「ト」形式に比べると「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式では用いられにくいと考える。さらに「ナラ」形式は科学的な出来事が用いられにくい。
2. 「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式は恒常条件文に関して相違点はほとんど見られない。

(C) 事実条件文の共通点と相違点

1. 事実条件文の場合、共通点として「ナラ」形式を除けば、「ト」・「タラ」・「レバ」の形式では、事実条件文の発見という用法を用いることが可能である。
2. 相違点は、「ト」と「タラ」形式では発現ときっかけの用法が用いられるが、「レバ」と「ナラ」形式では用いられない。また、連続動作を表す用法が「ト」形式のみ用いられる。

以上が条件文の典型的な形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の用法の共通点と相違点である。次に、周辺形式の「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」・「テミロ」という 6 つの形式の用法をまとめると以下の表になる。

表 60 日本語の周辺形式の条件文の用法

用法			前件と後件の事態の 関係	テ ハ	場 合	次第	ナイ コト ニハ	限り	テミ ロ
A 仮 定	典型的 仮定条件文	1	未実現－未実現	○	○	○	○	○	○
		2	避けられない－未実現	×	×	×	×	×	×
		3	最低条件－未実現	×	×	×	×	×	×
	既定条件文	4	事実－未実現	○	△	×	△	○	×
	反事実条件文	5	反事実－反事実	○	△	×	△	△	×
		6	事実－反事実	×	×	×	×	×	×
B 恒 常	一般	自然現象	7	不問－不問	△	△	△	△	×
		科学的	8	不問－不問	○	○	△	△	×
		普遍性	9	不問－不問	○	○	○	○	×
	習慣	10	事実－事実	○	○	○	△	○	×
C 事 実	発見	11	事実－事実	△	×	×	×	△	×
	発現	12	事実－事実	×	×	×	×	×	×
	きっかけ	13	事実－事実	×	×	×	×	×	×
	連続動作	14	事実－事実	×	×	△	×	×	×

(表 44 と同じ) (筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくいと考える ×：使用不可能

上の表 60 から、6 つの周辺形式の用法の共通点と相違点を以下のようにまとめる。

(A) 仮定条件文の共通点と相違点

1. 共通点は、6 つの形式では典型的な仮定条件文の未実現－未実現というパターンが用いられる。また、「次第」と「テミロ」形式を除く、「テハ」・「場合」・「ナイコトニハ」・「限り」形式では既定条件文と反事実条件文の「反事実－反事実」というパターンを用いることが可能である。さらに、いずれも典型的な仮定条件文の「避けられない－未実現」と「最低条件－未実現」というパターン、及び、反事実条件文の「事実－反事実」というパターンが用いられないという共通点がある。
2. 仮定条件文の相違点は、「テハ」・「場合」・「ナイコトニハ」・「限り」形式では既定条件文と反事実条件文の「反事実－反事実」を用いること可能であるが、「次第」と「テミロ」形式では既定条件文と反事実条件文のが用いられない。

(B) 恒常条件文の共通点と相違点

1. 共通点は、「テミロ」形式を除く、5 つの形式では、恒常条件文の科学的な出来事、普遍性を表す出来事、習慣を表す出来事が用いられる。但し、「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」形式では科学的な出来事は用いられにくい。また、「ナイコトニハ」形式では科学的な出来事が用いられにくい。そして、いずれも恒常条件文の自然現象を表す条件文が用

いられにくい、という共通点がある。

2. 恒常条件文に関して「テミロ」形式を除けば、相違点はほとんど見られない。

(C) 事実条件文の共通点と相違点

1. 共通点は、6つの形式では事実条件文の発現ときっかけ用法は用いられない。また、「テハ」と「限り」形式を除く4つの形式では発見という用法も用いられない。さらに、「次第」形式を除けば、5つの形式では連続動作という用法は用いられない。但し、「テハ」と「限り」形式の発見、「次第」の連続動作の用法は今後も検討の余地がある。従って、6つの形式では基本的に事実条件文は用いられにくいと言える。

2. 条件文の周辺形式は事実条件文に関して「テハ」と「限り」形式の発見、及び「次第」の連続動作を除けば、相違点はほとんど見られない。

以上が日本語の典型的な条件文の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の用法と条件文の周辺形式の「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」・「限り」という6つの形式の用法である。これら用法の説明に基づいて典型的な条件文と条件文の周辺形式の用法の共通点と相違点を以下の表にまとめる。

表 61 日本語の典型的な条件形式と周辺形式の条件文の用法

用法		前件と後件の関係	典型的な条件形式				周辺形式						
			ト	タ ラ	レ バ	ナ ラ	テ ハ	場 合	次 第	ナイ コト ニハ	限 り	テ ミ ロ	
A 仮 定	典型的	1	未実現—未実現	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	避けられない—未実現	×	△	△	○	×	×	×	×	×	×
		3	最低条件—未実現	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
	既定	4	事実—未実現	○	○	○	○	○	△	×	△	○	×
	反事実	5	反事実—反事実	○	○	○	○	○	△	×	△	△	×
		6	事実—反事実	×	△	△	○	×	×	×	×	×	×
B 恒 常	一般	自然現象	7	不問—不問	○	△	△	△	△	△	△	△	×
		科学的	8	不問—不問	○	○	○	△	○	○	△	△	×
		普遍性	9	不問—不問	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	習慣	10	事実—事実	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×
C 事 実	発見	11	事実—事実	○	○	△	×	△	×	×	×	△	×
	発現	12	事実—事実	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	きっかけ	13	事実—事実	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	連続動作	14	事実—事実	○	×	×	×	×	×	△	×	×	×

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくいと考える ×：使用不可能

上の表 61 を基に、条件文の典型的な形式と周辺形式の共通点と相違点を以下に説明する。

(A) 仮定条件文の共通点と相違点

1. 共通点は、典型的な形式も周辺形式も典型的な仮定条件文の「未実現－未実現」というパターンが用いられる。また、「次第」と「テミロ」を除けば、典型的な形式も周辺形式も既定条件文と反事実条件文の「反事実－反事実」という用法が用いられる。
2. 相違点は、典型的な仮定条件文の「避けられない－未実現」パターンの場合、典型的な形式の「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式が用いられる。一方、典型的な形式の「ト」も周辺形式の「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」・「テミロ」形式も用いられない。また、典型的な仮定条件文の「最低条件－未実現」のパターンの場合、典型的な形式の「タラ」と「レバ」形式が用いられる。一方、典型的な形式の「ト」と「ナラ」形式も周辺形式の「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」・「テミロ」形式も用いられない。また、反事実条件文の場合、典型的な形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」も周辺形式の「テハ」・「場合」・「ナイコトニハ」・「限り」形式も反事実条件文の「反事実－反事実」というパターンが用いられる。一方、周辺形式の「次第」と「テミロ」形式は用いられない。さらに、典型的な形式の「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式は反事実条件文の「事実－反事実」というパターンが用いられる。一方、典型的な形式の「ト」形式も 6 つの周辺形式も用いられない。

(B) 恒常条件文の共通点と相違点

1. 共通点は、「テミロ」形式を除けば、典型的な形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式も周辺形式の「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」形式も一般条件文の普遍性を表す条件文と科学的を表す条件文が用いられる。また、習慣を表す条件文の場合、周辺形式の「テミロ」形式を除けば、典型的な形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式も周辺形式の「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」形式も用いられる。
2. 相違点は、典型的な形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式では一般条件文の自然現象が用いられる。一方、周辺形式の「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」・「テミロ」では自然現象が用いられにくいかわり用いられない。

(C) 事実条件文の共通点と相違点

1. 共通点は、典型形式の「ト」と「タラ」形式を除けば、典型的な形式の「レバ」と「ナラ」形式も 6 つの周辺形式は発見ときっかけという用法も用いられない。また、典型的な形式の「ト」形式と周辺形式の「次第」形式を除けば、典型的な形式も周辺形式も連続動作の用法は用いられない。
2. 相違点は、典型的な形式の「ト」・「タラ」・「レバ」形式も周辺形式の「テハ」と「限り」形式も発見という用法は用いられる。一方、典型的な形式「ナラ」も周辺形式の「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」形式も発見という用法は用いられない。日本語の条件文の典型的な形式は「ナラ」形式を除けば、事実条件文が用いられるが、周辺形式はほとんど用いられない。

以上、条件文の典型的な形式と周辺形式の用法の共通点と相違点から、次のことが分かる。

1. 共通点のまとめ

典型的な形式も周辺形式も仮定条件文の典型的な仮定条件文の「未実現－未実現」のパターンが用いられる。また、「テミロ」を除けば、典型的な形式も周辺形式も恒常条件文の一般条件文の科学的な条件文、普遍性を表す用法が用いられる。さらに、「テミロ」を除けば、典型的な形式も周辺形式も恒常条件文の習慣を表す用法が用いられる。

2. 相違点のまとめ

典型的な形式の「タラ」・「レバ」・「ナラ」仮定条件文の典型的な仮定条件文の「避けられない条件－未実現」のパターンと反事実条件文の「事実－反事実」の条件文が用いられる。一方、典型的な形式の「ト」も6つの周辺形式も用いられない。また、典型的な形式の「ト」と「タラ」形式は事実条件文の発見、発現、きっかけという用法が用いられる。一方、周辺形式はほとんど事実条件文の発見、発現、きっかけ、連続動作が用いられにくい、又は用いられないということである。

3. 使用範囲

条件文の14種類の用法のうち、典型的な形式の「タラ」形式は13種類に用いられる。一方、周辺形式の「テミロ」形式では1つの種類しか用いられない。従って、典型的な形式の「タラ」形式の用法が最も広い。一方、周辺形式の「テミロ」形式の用法が最も狭いということが明確になった。

次に、条件文の典型的な形式と周辺形式のモダリティの共通点と相違点を説明する。まず、以下では各形式の仮定条件文のモダリティに表をまとめたものである。仮定条件文では典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文の3つの用法がある。反事実条件文を除けば、典型的な仮定条件文と既定条件文のモダリティには大きな違いはない。典型的な仮定条件文で用いられるモダリティは次の表62にまとめられる。

表 62 典型的な条件形式と周辺形式の仮定条件文のモダリティ

		モダリティ				形式											
						典型的な条件形式				周辺形式							
						ト	タ ラ	レバ 53	ナ ラ	テ ハ	場 合	次 第	ナイコ トニハ	限 り	テミ ロ		
I	表現 類型	1	情報系	a	叙述	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				b	疑問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	行為系	a	意志	△	○	○	○	×	○	○	×	○	△	△		
			b	勧誘	×	○	○	○	×	○	△	×	×	△	×		
			c	行為要求	×	○	○	○	×	○	△	×	×	○	×		
	3	感嘆			×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×		
II	評価 と 認識	1	評価	a	必要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
				b	不必要	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	×	
				c	許可	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	×
				d	不許可	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	×
	2	認識	a	断定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
			b	推量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
			c	蓋然性	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	×	
			d	証拠性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×	
III	説明				「のだ・ わけだ」	○	○	○	○	△	△	△	△	△	×		
IV	伝 達	1	丁寧さ	a	ます形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
		2	終助詞	b	よ、ね等	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○		

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくいと考える ×：使用不可能

上の表 62 に基づいて、典型的な形式と周辺形式の各形式の仮定条件文の主節のモダリティの共通点と相違点を次のようにまとめられる。

(I) 表現類型のモダリティの共通点と相違点

1. 共通点は、4つの典型的な形式と6つの周辺形式の全てで情報系の叙述と疑問モダリティを用いることが可能である。また、周辺形式「テハ」と「ナイコトニハ」形式を除けば、典型的な形式も周辺形式も行為系の意志モダリティが用いられる。但し、典型的な条件形式の「ト」と「レバ」形式および周辺形式の「テミロ」形式で現れる意志モダリティは制限されている。

53 「レバ」形式の主節のモダリティについて分析した結果、前件の述語が動作性の場合、主節に意志、勧誘、行為要求のモダリティが用いられにくいということが分かった。この結果は、多くの先行研究と同じである。

2. 相違点は、典型的な形式の「タラ」・「レバ」・「ナラ」も周辺形式の「場合」と「限り」形式も行為系の勧誘、行為要求のモダリティが用いられる。一方、典型的な形式の「ト」も周辺形式の「テハ」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」形式も用いられない。また、典型的な形式の「ト」形式を除く「タラ」・「レバ」・「ナラ」では感嘆モダリティが用いられるが、6つの周辺形式は用いられない。

(II) 評価と認識モダリティの共通点と相違点

1. 共通点は、「テミロ」形式を除けば、4つの典型的な形式も5つの周辺形式も評価と認識のモダリティを用いることが可能である。但し、周辺形式の「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」形式では評価の不必要と不許可モダリティを用いる実例が見当たらなかったが、使用不可能ではない。また、「次第」形式では認識の蓋然性モダリティを用いる実例は見当たらなかったが使用不可能ではない。
2. 相違点は、「テミロ」形式を除く4つの典型的な形式も5つの周辺形式も評価と認識のモダリティを用いることであり、ほとんど見られない。

(III) 説明モダリティの共通点と相違点

1. 共通点は、4つの典型的な形式も6つの周辺形式も説明のモダリティを用いることが可能である。但し、周辺形式の「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」形式では説明モダリティを用いる実例が見当たらなかったが、使用不可能ではない。
2. 相違点は、評価と認識モダリティと同じようにほとんど見られない。

(IV) 伝達モダリティの共通点と相違点

1. 共通点は、典型的な4つの形式と6つの周辺形式の仮定条件文の主節では伝達モダリティの終助詞を用いることが可能である。また、「テミロ」形式を除く典型的な4つの形式と6つの周辺形式も伝達の丁寧さモダリティが用いられる。
2. 相違点は、「テミロ」形式で丁寧さが用いられないことを除けば、ほとんど見られない。

以上が典型的な形式と周辺形式の各形式の仮定条件文の主節のモダリティの共通点と相違点である。以下では、(A) 仮定条件文の用法の共通点と相違点と (B) 仮定条件文の主節のモダリティの共通点と相違点を基にして、各形式の置き換えの可能性について説明する。

A. 仮定条件文の用法に基づく置き換えの可能性

1. 典型的な形式と周辺形式の共通点は、いずれも典型的な仮定条件文の「未実現－未実現」というパターンが用いられることである。この分析が正しいことを証明するために、以下では典型的な仮定条件文の「未実現－未実現」というパターンの例文の置き換え可能性を検討する。

- (1) a. 携帯電話しかない家庭が将来増えると、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻になる。 (アエラ 2010/12/20)
- b. ○ 携帯電話しかない家庭が将来増えたら、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻になる。
- c. ○ 携帯電話しかない家庭が将来増えれば、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻になる。

- d. ○ 携帯電話しかない家庭が将来増えるなら、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻になる。
- e. ○ 携帯電話しかない家庭が将来増えては、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻になる。
- f. ○ 携帯電話しかない家庭が将来増える場合、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻になる。
- g. ○ 携帯電話しかない家庭が将来増え次第、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻になる。
- h. ○ 携帯電話しかない家庭が将来増えないことには、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻にならない。
- i. ○ 携帯電話しかない家庭が将来増える限り、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻になる。
- j. ○ 携帯電話しかない家庭が将来増えてみる、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻になる。

上の (1) a の例文は「ト」形式の典型的な仮定条件文の「未実現—未実現」の用法である。この場合、表 61 からわかるように「ト」は典型的な形式「タラ」・「レバ」・「ナラ」そして周辺形式の「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」・「テミロ」に置き換えられると予測される。実際に置き換えてみたところ、a の「ト」を b の「タラ」、c の「レバ」、d の「ナラ」、e の「テハ」、f の「場合」、g の「次第」 h の「ナイコトニハ」、i の「テミロ」に置換すると自然な文である。従って、表 61 の分析は正しいと証明された。

2. 典型的な形式と周辺形式の相違点のひとつは典型的な仮定条件文の「避けられない—未実現」パターンの場合、典型的な形式の「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式は用いられるが、典型的な形式の「ト」や周辺形式の「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」・「テミロ」形式も用いられない。もうひとつは典型的な形式の「タラ」、「レバ」、「ナラ」形式は反事実条件文の「事実—反事実」というパターンは用いられる。一方、典型的な形式の「ト」形式や6つの周辺形式は用いられない。この分析が正しいことを証明するために、以下の (2) の典型的な仮定条件文の「避けられない事態—未実現」と (3) 反事実条件文の「事実—反事実」というパターンの例文の置き換えの可能性を検討する。

- (2) a. 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわないなら、せめてチームの役に立ちたい。 (朝日新聞 2009/07/29)
- b. ○ 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわなかったら、せめてチームの役に立ちたい。
- c. ○ 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわなければ、せめてチームの役に立ちたい。
- d. ?? 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわないと、せめてチームの役に立ちたい。

- e.?? 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわなくては、せめてチームの役に立ちたい。
- f.? 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわない場合、せめてチームの役に立ちたい。
- g.?? 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわない次第、せめてチームの役に立ちたい。
- h.?? 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわないことには、せめてチームの役に立ちたい。
- i.?? 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわない限り、せめてチームの役に立ちたい。
- j.?? 本当は試合に出たい。どうしてもそれがかなわなくても、せめてチームの役に立ちたい。

- (3) a. これだけ勉強したなら、自分で株で稼げばいいのに。 (朝日新聞 2009/05/30)
- b.?これだけ勉強したら、自分で株で稼げばいいのに。
- c.?これだけ勉強すれば、自分で株で稼げばいいのに。
- d.?? これだけ勉強すると、自分で株で稼げばいいのに。
- e.?? これだけ勉強しては、自分で株で稼げばいいのに。
- f.?これだけ勉強した場合、自分で株で稼げばいいのに。
- g.?? これだけ勉強し次第、自分で株で稼げばいいのに。
- h.?? これだけ勉強する限り、自分で株で稼げばいいのに。
- i.?? これだけ勉強しないことには、自分で株で稼げばいいのに。
- j.?? これだけ勉強してみろ、自分で株で稼げばいいのに。

上の (2) と (3) の例文は「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の「避けられないー未実現」と反事実条件文の「事実ー反事実」の用法である。この用法の場合、表 61 からわかるように「ナラ」は典型的な形式「タラ」・「レバ」に置き換えられるが、典型的な形式の「ト」にや周辺形式の「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」・「テミロ」にも置き換えられないと予測される。実際に置き換えてみたところ、(2) の典型的な仮定条件文の「避けられないー未実現」の用法は、a の「なら」を b の「タラ」、c の「レバ」、f の「場合」に置き換えると自然な文である。一方、の「ト」、e の「テハ」、g の「次第」、h の「ナイコトニハ」、i の「テミロ」は不自然な文である。また、(3) 反事実条件文の「事実ー反事実」の用法は a の「なら」を b の「タラ」、c の「レバ」、f の「場合」に置き換えるとやや不自然な文であるが、全く置き換えられないわけではない。一方、d の「ト」、e の「テハ」、g の「次第」、h の「ナイコトニハ」、i の「テミロ」は不自然な文である。従って、表 61 の分析は必ずしも正しいとは限らない。なぜこの問題が生じるのかということは今後の課題とする。

B. 仮定条件文のモダリティに基づく置き換えの可能性。

1. 表 62 にまとめたように典型的な形式と周辺形式の共通点のひとつは、どの形式も叙述モダリティを用いることが可能である。叙述モダリティに基づく置き換えの可能性を次のように検討する。

- (4) a. この先も連絡先がわからないと、必要な生活情報を知らせることができない。
(朝日新聞 2011/ 04/09)
- b.○ この先も連絡先がわからなかったら、必要な生活情報を知らせることができない。
c.○ この先も連絡先がわからなければ、必要な生活情報を知らせることができない。
d.○ この先も連絡先がわからないなら、必要な生活情報を知らせることができない。
e.○ この先も連絡先がわからなくては、必要な生活情報を知らせることができない。
f.○ この先も連絡先がわからない場合、必要な生活情報を知らせることができない。
g.○ この先も連絡先が分かり次第、必要な生活情報を知らせることができる。
h.○ この先も連絡先がわからないことには、必要な生活情報を知らせることができない。
i.○ この先も連絡先がわからない限り、必要な生活情報を知らせることができない。
j. ? この先も連絡先がわからなくってみる、必要な生活情報を知らせることができない。

上の (4) a の例文は「ト」形式の典型的な仮定条件文であり、主節に叙述モダリティが用いられる。この例文の「ト」は「タラ」・「レバ」・「ナラ」、「テハ」、「場合」、「次第」、「ナイコトニハ」、「限り」という形式に置き換えられる。但し、「テミロ」形式にも置き換えられるが、少し不自然な文になる。従って、(4) 例文の置き換えの結果は「テミロ」を除けば、表 62 と一致しているので分析は正しいと証明される。

2. 典型的な形式と周辺形式の相違点は、表 62 から分かるように主節に行為系の意志、勧誘、行為要求モダリティが用いられる場合、用いられる形式と用いられない形式があると予測される。例えば、以下の例文を検討する。

- (5) a. 空港でタクシーを拾った。走り出すと運転手は「料金メーターを使わないなら、安くしてあげよう。 高速道路の通行料込みで 90 元でいいよ」と切り出した。
(朝日新聞 2005/07/23)
- b.○ 空港でタクシーを拾った。走り出すと運転手は「料金メーターを使わなかったら、安くしてあげよう。 高速道路の通行料込みで 90 元でいいよ」と切り出した。
c.○ 空港でタクシーを拾った。走り出すと運転手は「料金メーターを使わなければ、安くしてあげよう。 高速道路の通行料込みで 90 元でいいよ」と切り出した。⁵⁴
d.?? 空港でタクシーを拾った。走り出すと運転手は「料金メーターを使わないと、安くしてあげよう。 高速道路の通行料込みで 90 元でいいよ」と切り出した。

⁵⁴この文の従属節の述語が動作性なので、「レバ」も置き換えられにくいと考えられる。しかし、2章の 2.2ノ 2.2.3 のような例文はソルヴェン・前田 (2005 : 34) によれば、交換条件文と呼ばれている。「レバ」の交換条件文では従属節の主節に動作性の述語が現れても主節に意志、勧誘、行為要求モダリティを用いることが可能である。

- e. ?? 空港でタクシーを拾った。走り出すと運転手は「料金メーターを使わなくては、安くしてあげよう。高速道路の通行料込みで90元でいいよ」と切り出した。
- f. ○ 空港でタクシーを拾った。走り出すと運転手は「料金メーターを使わない場合、安くしてあげよう。高速道路の通行料込みで90元でいいよ」と切り出した。
- g. ? 空港でタクシーを拾った。走り出すと運転手は「料金メーターを使い次第、安くしてあげよう。高速道路の通行料込みで90元でいいよ」と切り出した。⁵⁵
- h. ?? 空港でタクシーを拾った。走り出すと運転手は「料金メーターを使わないことには、安くしてあげよう。高速道路の通行料込みで90元でいいよ」と切り出した。
- i. ○ 空港でタクシーを拾った。走り出すと運転手は「料金メーターを使わない限り、安くしてあげよう。高速道路の通行料込みで90元でいいよ」と切り出した。
- j. ?? 空港でタクシーを拾った。走り出すと運転手は「料金メーターを使わなくてみる、安くしてあげよう。高速道路の通行料込みで90元でいいよ」と切り出した。

上の (5) a 例文は「ナラ」形式の典型的な仮定条件文であり、主節に意志モダリティが用いられる。この例文の場合、表 62 を見ると「ナラ」は「タラ」・「レバ」・「場合」・「次第」・「限り」という形式に置き換えられるが、「ト」・「テハ」・「ナイコトニハ」・「テミロ」に置き換えられないか置き換えにくいことが予測される。実際に置き換えてみたところ、d の「ト」、e の「テハ」、h の「ナイコトニハ」、j の「テミロ」の文は不自然であり、置き換えられない。

従って、実際に (5) 例文から表 62 の分析が正しいと証明される。

以上のことから、仮定条件文では各形式は同じ用法を持っていても簡単に置き換えられるわけではない。主節のモダリティに着目することによって置換が可能かどうか判断できる。つまり、各形式が置き替えられるかどうかに関して、用法の種類だけではなく、モダリティも重要な役割を果たしている。

以上が日本語の条件文の典型形式と周辺形式の仮定条件文の用法とモダリティの共通点と相違点、そして置き替えの可能性の説明である。次に、典型形式と周辺形式の恒常条件文と事実条件文の用法とモダリティの共通点と相違点、そして置き替えの可能性を説明する。典型形式と周辺形式の恒常条件文と、事実条件文の用法とモダリティの共通点と相違点をまとめると次の表 62 のようにまとめることができる。

⁵⁵ g の「次第」は表 61 によれば置き換えられるはずだが実際にやや不自然である。その理由は「次第」という表現は「したらすぐに」という意味なので、この文脈には合わないためであると考えられる。この問題は今後の研究課題とする。

表 63 典型的な条件形式と周辺形式の
恒常条件文・事実条件文の用法と主節のモダリティ

	用法		典型的な条件形式				周辺形式					モダリティ	
			ト	タ ラ	レ バ	ナ ラ	テ ハ	場 合	次 第	ナイコ トニハ	限 り		テミ ロ
恒常 条件 文	一般 条件 文	自然現象	○	△	△	△	△	△	△	△	△	×	叙述と 説明
		科学的	○	○	○	○	○	○	△	△	○	×	
		普遍性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	習慣	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×		
事実 条件 文	発見		○	○	○	×	△	×	×	×	△	×	叙述
	発現		○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
	きっかけ		○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
	連続動作		○	×	×	×	×	×	△	×	×	×	

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

上の表 63 を見ると、恒常条件文と事実条件文の主節に用いられるモダリティは、限られている。恒常条件文には、叙述と説明のモダリティという 2 つのモダリティのみ用いられる。そして、事実条件文に関しては、叙述モダリティしか用いられない。恒常条件文のモダリティを詳しくまとめれば、次の表 64 のようになる。

表 64 典型的な条件形式と周辺形式の恒常条件文のモダリティ

		モダリティ				形式											
						典型的な条件形式				周辺形式							
						ト	タ ラ	レバ	ナ ラ	テ ハ	場 合	次 第	ナイコ トニハ	限 り	テミ ロ		
I	表現 類型	1	情報系	a	叙述	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
				b	疑問	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	2	行為系	a	意志	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			b	勧誘	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			c	行為要求	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	3	感嘆			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
II	評価 と 認識	1	評価	a	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
				b	不必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
				c	許可	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
				d	不許可	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	2	認識	a	断定	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			b	推量	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			c	蓋然性	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			d	証拠性	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
III	説明				「のだ・ わけだ」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
IV	伝 達	1	丁寧さ	a	ます形	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
		2	終助詞	b	よ、ね等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくいと考える ×：使用不可能

先の表 63 と表 64 を見ると、仮定条件文と違い、恒常条件文と事実条件文では、主節モダリティが限られているので、典型的な形式と周辺形式の置き換えの可能性の問題に関して、モダリティより用法の種類の方が役割が大きいと考えられる。以下には、典型的な形式と周辺形式の恒常条件文の用法に基づく置き換えの可能性を説明する。

A. 典型的な形式と周辺形式の恒常条件文の用法の共通点と相違点

- 共通点は、「テミロ」形式を除く 4 つの典型的な形式も 5 つの周辺形式も一般条件文の普遍性を表す条件文と科学性を表す条件文が用いられる。また、習慣を表す条件文の場合、周辺形式の「テミロ」形式を除けば、4 つの典型的な形式も 5 つの周辺形式も用いられる。従って、周辺形式の「テミロ」形式を除く一般条件文の普遍性を表す条件文、科学的な出来事を表す

条件文、習慣を表す条件文の場合、各形式に置き換えられると予測される。例えば、以下の普遍性を表す出来事 (6) の例文を検討する。

- (6) a. 裁判所の命令で、飲酒運転違反者は一定期間インターロックをつけないと、免許が再交付されない仕組みだ。 (アエラ 2006/09/25)
- b. ○ 裁判所の命令で、飲酒運転違反者は一定期間インターロックをつけなかったら、免許が再交付されない仕組みだ。
- c. ○ 裁判所の命令で、飲酒運転違反者は一定期間インターロックをつけなければ、免許が再交付されない仕組みだ。
- d. ○ 裁判所の命令で、飲酒運転違反者は一定期間インターロックをつけなければなら、免許が再交付されない仕組みだ。
- e. ○ 裁判所の命令で、飲酒運転違反者は一定期間インターロックをつけなくては、免許が再交付されない仕組みだ。
- f. ○ 裁判所の命令で、飲酒運転違反者は一定期間インターロックをつけなければ、免許が再交付されない仕組みだ。
- g. ○ 裁判所の命令で、飲酒運転違反者は一定期間インターロックをつけ次第、免許が再交付される仕組みだ。
- h. ○ 裁判所の命令で、飲酒運転違反者は一定期間インターロックをつけなければ、免許が再交付されない仕組みだ。
- i. ○ 裁判所の命令で、飲酒運転違反者は一定期間インターロックをつけなければ、免許が再交付されない仕組みだ。
- j. ?? 裁判所の命令で、飲酒運転違反者は一定期間インターロックをつけなくても、免許が再交付されない仕組みだ。

上の (6) は表 63 を見ると、「テミロ」を除く a の「ト」は典型的な b の「タラ」、c の「レバ」、d の「ナラ」と周辺形式の e の「テハ」、f の「場合」、g の「次第」、h の「ナイコトニハ」、i の「限り」に置き換えられると予測される。実際に置き換えて見たところ、表 63 の分析が正しいと証明された。また、習慣を表す条件文も (7) の普遍性の例文とほぼ同じ状況が見られる。

- (7) a. 仕事の壁にぶち当たると、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。 (アエラ 2005/10/17)
- b. ○ 仕事の壁にぶち当たったら、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。
- c. ○ 仕事の壁にぶち当たれば、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。
- d. ○ 仕事の壁にぶち当たったなら、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。
- e. ○ 仕事の壁にぶち当たっては、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。
- f. ○ 仕事の壁にぶち当たった場合、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。
- g. ○ 仕事の壁にぶち当たり次第、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。

- h.? 仕事の壁にぶち当たらないことには、オフィスを出て、人影のない階段で泣かない。
 i. ○仕事の壁にぶち当たらない限り、オフィスを出て、人影のない階段で泣かない。
 j. ?? 仕事の壁にぶち当たってみろ、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。

(7) 例文は表 63 を見ると、「テミロ」を除く a の「ト」は典型的な形式の b の「タラ」、c の「レバ」、d の「ナラ」、周辺形式の e の「テハ」、f の「場合」、g の「次第」、h の「ナイコトニハ」、i の「限り」に置き換えられると予測される。実際に置き換えてみたところ、表 63 の分析が正しいと証明できた。

2. 相違点は、4つの典型的な形式は自然現象を表す条件文は用いられるが、6つの周辺形式は用いられないか用いられにくい。例えば、以下の例文を検討する。

- (8) a. 11日は入梅。卯の花が咲くと、梅雨入りも近い。 (朝日新聞 2010/06/10)
 b. ○ 11日は入梅。卯の花が咲いたら、梅雨入りも近い。
 c. ○ 11日は入梅。卯の花が咲けば、梅雨入りも近い。
 d. ○ 11日は入梅。卯の花が咲くなら、梅雨入りも近い。
 e. ? 11日は入梅。卯の花が咲いては、梅雨入りも遠い。
 f. ○ 11日は入梅。卯の花が咲く場合、梅雨入りも近い。
 g. ? 11日は入梅。卯の花が咲き次第、梅雨入りも近い。
 h. ? 11日は入梅。卯の花が咲かないことには、梅雨入りも遠い。
 i. ? 11日は入梅。卯の花が咲く限り、梅雨入りも近い。
 j. ?? 11日は入梅。卯の花が咲いてみる、梅雨入りも近い。

上の (8) は元の例文は「ト」形式の恒常条件文の自然現象を表す条件文であり、叙述モダリティが用いられる。表 63 から分かるように、「ト」は典型的な「タラ」、「レバ」、「ナラ」形式に置き換えられるが、周辺形式の「テハ」、「場合」、「次第」、「ナイコトニハ」、「限り」に置き換えられにくいと予測される。実際に置き換えてみたところ、e から j までの周辺形式の例文はやや不自然な文であるが、文が少し変えると置き換え可能である文も現れる。例えば、f の「場合」形式の文は自然な文である。また、g の「次第」形式の例文は、「11日は入梅。卯の花が咲き次第、梅雨入りする。」、h の「ナイコトニハ」形式の例文は「11日は入梅。卯の花が咲かないことには、梅雨入りしない。」、i の「限り」形式は「11日は入梅。卯の花が咲かない限り、梅雨入りしない。」と例文にすると自然な文になる。そうすると、実際に置き換えてみた結果は表 63 の分析と一致しているが、周辺形式の例文は少し変えると置換が可能であるという形式も現れる。従って、自然現象に関して、表 63 の分析は必ずしも正しいとは限らない。しかし、なぜ集めたデータの中に実例が現れないのか。理由の一つとして、新聞、雑誌、小説では、自然現象を表すために4つの典型的な形式(特に「ト」形式)は6つの周辺形式より好まれる、ということが考えられる。

B. 恒常条件文のモダリティに基づく置き換えの可能性

1. 共通点は、表 64 から分かるように周辺形式の「テミロ」形式を除く、恒常条件文に関して日本語の典型的な形式も周辺形式も情報系の叙述モダリティと説明モダリティを用いることが可能である。以下では叙述モダリティを用いる恒常条件文を検討する。

- (9) a. 年をとると、女性としての潤いやときめきがなくなりがち。(朝日新聞 2009/02/06)
- b. ○ 年をとったら、女性としての潤いやときめきがなくなりがち。
- c. ○ 年をとれば、女性としての潤いやときめきがなくなりがち。
- d. ○ 年をとるなら、女性としての潤いやときめきがなくなりがち。
- e. ○ 年をとっては、女性としての潤いやときめきがなくなりがち。
- f. ○ 年をとる場合、女性としての潤いやときめきがなくなりがち。
- g. ○ 年をとり次第、女性としての潤いやときめきがなくなりがち。
- h. ○ 年をとらないことには、女性としての潤いやときめきがないがち。
- i. ○ 年をとる限り、女性としての潤いやときめきがなくなりがち。
- j. ?? 年をとってみる、女性としての潤いやときめきがなくなりがち。

上の (9) a は「ト」形式の恒常条件文の普遍性を表す条件文であり、主節に叙述モダリティが用いられる。この例文の場合、表 64 から a の「ト」は、j の「テミロ」を除く、b の「タラ」、c の「レバ」、d の「ナラ」、e の「テハ」、f の「場合」、g の「次第」、h の「ナイコトニハ」に置き換えられると予測される。実際に置き換えてみたところ、表 64 の分析が正しいと証明される。

2. 「テミロ」形式を除く日本語の典型的な形式と周辺形式は恒常条件文のモダリティに関して相違点はほとんど見られない。但し、説明モダリティを用いる周辺形式の恒常条件文はまれに見られる。

これまでは仮定条件文と恒常条件文の置き換えの可能性を説明した。最後は、事実条件文の用法の置き換えの可能性を説明する。表 63 を見ると、事実条件文の発見、発現、きっかけ、連続動作という 4 つの用法に関して、典型的な形式では「ナラ」形式を除けば、「ト」形式は全ての 4 つの用法、「タラ」形式は発見、発現、きっかけという 3 つの用法、「レバ」形式は発見という 1 つの用法が用いられる。一方、周辺形式では「テハ」と「限り」形式の発見、「次第」の連続動作という用法を除けば、「場合」・「ナイコトニハ」・「テミロ」形式は事実条件文の用法は用いられない。例えば、以下の (10) の発見と (11) の連続動作の例文の置き換えの可能性を検討する。

- (10) a. 過去の経歴を調べると、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。
(アエラ 2010/01/25)
- b. ○ 過去の経歴を調べたら、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。
- c. ? 過去の経歴を調べれば、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。
- d. ? 過去の経歴を調べたなら、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。
- e. ? 過去の経歴を調べては、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。

- f.?? 過去の経歴を調べた場合、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。
- g.?? 過去の経歴を調べ次第、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。
- h.?? 過去の経歴を調べないことには、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験がなかった。
- i.○ 過去の経歴を調べた限り、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。
- j.?? 過去の経歴を調べてみる、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。

(10) は「ト」形式の事実条件文の発見という用法である。表 63 から分かるように、この場合、典型的な形式の「ト」形式は典型的な形式「タラ」・「レバ」形式と周辺形式の「テハ」・「限り」に置き換えられるが、典型的な形式「ナラ」と周辺形式「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」、「テミロ」に置き換えると不自然な文になると予測される。実際に置き換えてみたところ、予測に反して c、d、e、g、j の例文は悪くはないが意味は発見ではないという可能性がある。

また、表 63 を見ると事実条件文の同一主語が連続動作の用法は典型的な「ト」形式と「次第」形式のみ可能であると考えられる。以下の (11) の例文を検討する。

- (11) a. 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込むと、両手で抱えて職場まで運んでいった。 (田中寛『母といた夏』)
- b. ? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込んだら、両手で抱えて職場まで運んでいった。
- c. ?? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込めば、両手で抱えて職場まで運んでいった。
- d.?? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込むなら、両手で抱えて職場まで運んでいった。
- e.?? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込んで、両手で抱えて職場まで運んでいった。
- f. ?? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込む場合、両手で抱えて職場まで運んでいった。
- g. ? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込み次第、両手で抱えて職場まで運んでいった。
- h.?? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込まないことには、両手で抱えて職場まで運んでいった。
- i. ?? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込む限り、両手で抱えて職場まで運んでいった。
- j. ?? 母は翌朝、乾いた造花をダンボール箱に詰め込んでみる、両手で抱えて職場まで運んでいった。

(11) の例文は「ト」形式の同一主語が連続動作を表す条件文の用法である。表 63 を基にして、この例文の場合、「ト」は典型的な条件形式の「タラ」・「レバ」・「ナラ」と周辺形式の「テハ」・「場

合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」・「限り」に置き換えられないと予測される。実際に置き換えてみたところ、「ト」形式を「次第」に置き換えるとやや不自然な文になるが、不可能なわけではない。一方、典型的な条件形式の「タラ」・「レバ」・「ナラ」と周辺形式の「テハ」・「場合」・「ナイコトニハ」・「テミロ」・「限り」に置き換えると不自然な文になり、置き換えられない。従って、表 63 の分析が正しいと証明される。

以上は、日本語の条件文の典型的な条件形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式と周辺形式の「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」・「限り」の共通点と相違点、そして置き換えの可能性の説明である。表 61 で見たように用法に関しては典型的な条件形式も周辺形式も仮定条件文と恒常条件文の用法が用いられる。しかし、条件文の典型的な形式の「ト」と「タラ」について事実条件文の用法は用いられるが、条件文の周辺形式ではこの用法はほとんど用いられない。この共通点と相違点から、条件文の典型的な条件形式は、周辺形式より用法について使用範囲が広いということが明らかになった。一方、周辺形式の各形式は、典型的な条件形式に比べて、限られた範囲で用いられる。

日本語の条件形式モダリティに基づいて、表 63 と表 64 から分かるように恒常条件文と事実条件文の場合、主節に用いられるモダリティが限られているので、典型的な条件形式と周辺形式の主節のモダリティの相違点はほとんど見られない。一方、表 62 から分かるように仮定条件文の場合、特に典型的な仮定条件文のモダリティに関して、典型的な条件形式と周辺形式の相違点が現れる。例えば、「ト」形式を除く 3 つの典型的な条件形式の主節には行為系の意志、勧誘、行為要求モダリティがもちいられる。一方、「場合」と「限り」形式を除いて、「テハ」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」形式には行為系の意志、勧誘、行為要求モダリティが用いられにくい。従って、用法と同じように典型的な形式で様々なモダリティが用いられるが、周辺形式の方が限られている。

5.2 日本語とインドネシア語の条件文の共通点と相違点

5.1.節は日本語の条件文の典型的な形式と周辺形式の用法とモダリティの共通点と相違点を説明した。続いて、本節では、日本語の条件文とインドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティの共通点と相違点を説明する。その説明の前に、品詞と文の構成について日本語の条件文の形式とインドネシア語の条件文の形式の共通点と相違点を簡単に述べる。

品詞という観点からみると日本語の典型的な条件文の形式と周辺形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」・「テハ」・「場合」・「限り」・「次第」・「ナイコトニハ」・「テミロ」は接続助詞である。接続助詞はそれ自体語彙的な意味を持たず、常に他の自立語について文の成分を構成する品詞で、前に動詞・形容詞・名詞などが付く。一方、インドネシア語の条件形式の *kalau*・*jika*・(*apa*)*bila*・*asal(kan)*は接続詞である。接続詞はそれ自体語彙的な意味を持たず、常に他の自立語について文の成分を構成する。従って、品詞から見るとインドネシア語の条件文の接続詞は日本語の条件文の接続助詞とは異なるが、どちらも同じようにそれ自体、語彙的な意味を持たず、常に他の自立語について文の成分を構成する。

接続助詞の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」・「テハ」・「場合」・「限り」・「次第」・「ナイコトニ

ハ」「テミロ」は、日本語の複文では従属節の末に置かれる。日本語の条件文では、従属節は主節の前に置いている。一方、インドネシア語の *kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* の接続詞は日本語とは異なり従属節の前に置かれる。但し、インドネシア語の条件文では、従属節は主節の前に置くことも主節の後ろに置くこともできる。日本語の条件文とインドネシア語の条件文の構成は以下のような図式で表わすことができる。

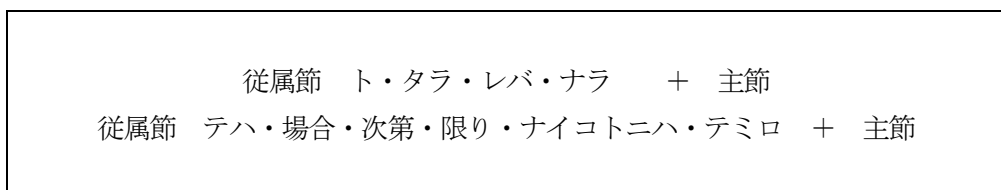


図 14 日本語の条件文の構造

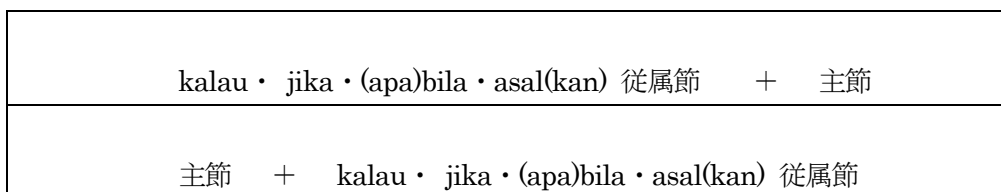


図 15 インドネシア語の条件文の構造

以上が品詞と複文の構成からみた、日本語とインドネシア語の条件文の説明である。以下では日本語とインドネシア語の条件文の用法と、主節のモダリティの共通点と相違点を述べる。

条件文の用法とモダリティの観点からみると、共通点はどちらも仮定条件文と恒常条件文が用いられる。相違点は、日本語の条件文の形式では、特に「ト」と「タラ」形式では事実条件文の用法が用いられるが、インドネシア語の条件文の形式ではいずれも事実条件文が用いられない。また、モダリティ観点から見ると、日本語もインドネシア語も仮定条件文では様々なモダリティが用いられるが、どちらも恒常条件文ではモダリティが限られている。日本語とインドネシア語の条件文の用法とモダリティの共通点と相違点は、以下で詳しく説明する。

5.2.1 日本語の典型的な条件形式とインドネシア語の条件文の共通点と相違点

本節では、2章で分析した日本語の典型的な条件形式の用法と主節モダリティの結果と、4章で分析したインドネシア語の条件文の形式の用法と主節の結果をまとめた。それを整理したものが、次の以下の表 65 である。

表 65 日本語の典型的な条件形式とインドネシア語の条件形式の用法

用法		前件と後件の関係	典型的な条件形式				インドネシア語					
			ト	タ ラ	レ バ	ナ ラ	kalau	jika	(apa) bila	asal (kan)		
A 仮定	典型的	1	未実現－未実現	○	○	○	○	○	○	○	×	
		2	避けられない条件 －未実現	×	△	△	○	△	△	△	×	
		3	最低条件－未実現	×	○	○	×	×	×	×	○	
	既定	4	事実－未実現	○	○	○	○	○	○	○	×	
	反事実	5	反事実－反事実	○	○	○	○	○	○	○	×	
		6	事実－反事実	×	△	△	○	○	△	△	×	
B 恒常	一般	自然現象	7	不問－不問	○	△	△	△	○	○	○	×
		科学的	8	不問－不問	○	○	○	△	○	○	○	×
		普遍性	9	不問－不問	○	○	○	○	○	○	○	○ ⁵⁶
	習慣	10	事実－事実	○	○	○	○	○	○	○	×	
C 事実	発見	11	事実－事実	○	○	○	×	×	×	×	×	
	発現	12	事実－事実	○	○	×	×	×	×	×	×	
	きっかけ	13	事実－事実	○	○	×	×	×	×	×	×	
	連続動作	14	事実－事実	○	×	×	×	×	×	×	×	

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくいと考える ×：使用不可能

上の表 65 を基に日本語の典型的な条件文の形式の用法とインドネシア語の条件文の形式の用法を比べると次のことが明らかになる。

A. 仮定条件文の共通点と相違点である。

1. 共通点は、日本語の典型的な形式も asal(kan)形式を除くインドネシア語の形式も、仮定条件文の典型的な仮定条件文の「未実現－未実現」、既定条件文の「事実－未実現」、反事実条件文の「反事実－反事実」というパターンが用いられるということである。従って、日本語の 4 つの典型的な形式についてこれらの用法の場合は、基本的にインドネシア語の kalau・jika・(apa)bila に訳すことができる。以下の (12) 例文は「ナラ」典型的な仮定条件文「未実現－未実現」の例文が日本語の他の典型的な形式に置き換えられるかどうか、及びインドネシア語に訳すことができるかを検討する。

⁵⁶ asal(kan)は最低条件の意味が含まれるので、単なる普遍性を表す条件文が表さない。そのために、典型的な形式の「ト」、「タラ」、「レバ」、「ナラ」形式の普遍性を表す条件文の場合は、基本的にインドネシア語の kalau、jika、(apa)bila と訳することができるが、asal(kan)に訳すと不自然な文になる。

- (12) a. 携帯電話しかない家庭が将来増えると、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻になる。 (アエラ 2010/12/20)
- b. ○ 携帯電話しかない家庭が将来増えたら、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻になる。
- c. ○ 携帯電話しかない家庭が将来増えれば、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻になる。
- d. ○ 携帯電話しかない家庭が将来増えるなら、有権者の一部が調査から除外される問題が深刻になる。

インドネシア語の訳：

- (12)' e. ○ Kalau di masadepan keluarga yang hanya memiliki handphone bertambah, masalah dihilangkannya satu bagian pemilih dari data menjadi serius.
- ト/タラ/レバ/ナラ に 将来 家族 「リンカー」 だけ 持つ
携帯電話 増える 問題 除外される COMP 一部
- f. ○ Jika di masadepan keluarga yang hanya memiliki handphone bertambah, masalah dihilangkannya satu bagian pemilih dari data menjadi serius.
- g. ○ Bila di masadepan keluarga yang hanya memiliki handphone bertambah, masalah dihilangkannya satu bagian pemilih dari data menjadi serius.
- h.?? Asalkan di masadepan keluarga yang hanya memiliki handphone bertambah, masalah dihilangkannya satu bagian pemilih dari data menjadi serius.
- 有権者 から データ なる 深刻

上の(12)の「ト」形式は表 65 によれば b の「タラ」、c の「レバ」、d の「ナラ」に置き換えられる。また、(12)' h の asal(kan)形式を除くインドネシア語の条件形式の kalau・jika・(apa)bila に訳すことができると予測される。実際に(12) a を訳してみたところ(12)'の e から g までの文はいずれも自然であり、表 65 の分析が正しいと証明される。

また、他の共通点は、「ト」形式を除く日本語の典型的な条件形式の「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式と、asal(kan)形式を除くインドネシア語の kalau・jika・(apa)bila 形式に、典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」と反事実条件文の「事実－反事実」のパターンが用いられる。以下の(13)の「ナラ」形式の反事実条件文の「事実－反事実」の例文を検討する。

- (13) a. これだけ勉強したなら、自分で株で稼げばいいのに。 (朝日新聞 2009/05/30)
- b. ○ これだけ勉強したら、自分で株で稼げばいいのに。
- c. ○ これだけ勉強すれば、自分で株で稼げばいいのに。
- d.?? これだけ勉強すると、自分で株で稼げばいいのに。

インドネシア語の訳：

- (13) e. ○ Kalau sudah belajar sejauh ini, bukankah
 ト/タラ/レバ/ナラ PERF 学ぶ ここまで ではないか
 lebih baik cari keuntungan sendiri dari saham.
 ほうがいい 探す 利益 自分 から 株
- f. ○ Jika sudah belajar sejauh ini, bukankah lebih baik cari keuntungan
 sendiri dari saham.
- g. ○ Bila sudah belajar sejauh ini, bukankah lebih baik cari keuntungan
 sendiri dari saham.
- h.?? Asal(kan) sudah belajar sejauh ini, bukankah lebih baik cari
 keuntungan sendiri dari saham.

上の(13)の例文は表 65 によれば、a の「ナラ」は、d の「ト」を除けば、b の「タラ」、c の「レバ」形式に置き換えられる。また、インドネシア語の(13) h の asal(kan)を除く kalau・jika・(apa)bila に訳すことができると予測される。実際に(13)a を訳してみたところ(13) e から g までの文はいずれも自然であり、表 65 の分析が正しいと証明される⁵⁷。

2. 相違点は、日本語の典型的な形式の「タラ」と「レバ」の2つの形式では典型的な仮定条件文の「最低条件—未実現」というパターンは用いられるが、「ト」と「ナラ」では用いられない。一方、インドネシア語の条件文では、asal(kan)形式は最低条件文として用いられるが、kalau・jika・(apa)bila 形式は用いられにくい。従って、日本語の最低条件文を表す「さえ～タラ」や「さえ～レバ」という構成は理論的にインドネシア語では asal(kan)形式の用法に対応する。そのため、最低条件を表す条件文の場合「さえ～タラ」や「さえ～レバ」は asal(kan)に訳すと適切であると予測される。4.4 節で説明したようにこのような文を kalau・jika・(apa)bila に訳すと最低条件の意味が弱くなる。但し、kalau・jika・(apa)bila に saja という言葉を加えることによって最低条件の意味を表すことも可能である。以下の(14)「レバ」形式の典型的な仮定条件文「最低条件—未実現」の例文を検討する。

- (14) a. NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあれば、すぐにでもやめるつもりですよ。 (週刊朝日 2007/12/21)
- b. ○ NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあったら、すぐにでもやめるつもりですよ。
- c. ?? NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあるなら、すぐにでもやめるつもりですよ。
- d. ?? NHKは、紅白に代わる視聴率の取れる番組さえあると、すぐにでもやめるつもりですよ。

⁵⁷ e、f、g のインドネシア語に訳した文の中では e の kalau の文が最も自然である。理由は、(13) の例文は口語的な文であるので、インドネシア語に訳すと kalau は jika と bila より好まれるからである。

インドネシア語の訳：

- (14) e. ○ Asalkan NHK punya program dengan rating pemirsa
さえ～レバ NHK 持つ 番組 で 視聴率
tinggi pengganti Merah Putih, bermaksud segera berhenti.
高い 変わる 紅白 つもり すぐ やめる
- f. ? Kalau NHK punya program dengan rating pemirsa tinggi pengganti
Merah Putih, bermaksud segera berhenti.
- Kalau saja NHK punya program dengan rating pemirsa tinggi pengganti
Merah Putih, bermaksud segera berhenti.
- g. ? Jika NHK punya program dengan rating pemirsa tinggi pengganti Merah
Putih, bermaksud segera berhenti.
- Jika saja NHK punya program dengan rating pemirsa tinggi pengganti
Merah Putih, bermaksud segera berhenti.
- h. ? Bila NHK punya program dengan rating pemirsa tinggi pengganti Merah
Putih, bermaksud segera berhenti.
- Bila saja NHK punya program dengan rating pemirsa tinggi pengganti
Merah Putih, bermaksud segera berhenti.

上の (14) の例文は典型的な仮定条件文「最低条件—未実現」のパターンである。表 64 から分かるように、a の「さえ～レバ」は b の「さえ～タラ」に置き換えられるが、c の「さえ～ト」と d の「さえ～ナラ」に置き換えられない。また、インドネシア語の(14)e の asal(kan) に訳することができるが、f の kalau、g の jika、h の(apa)bila に翻訳すると最低条件の意味がなくなると予測される。但し、saja を加えれば最低条件という意味が現れる。実際に訳してみたところ表 65 の分析が正しいと証明できる。

以上が日本語の典型的な形式とインドネシア語の仮定条件文の共通点と相違点である。次に、日本語の典型的な形式とインドネシア語の条件形式の恒常条件文の共通点と相違点を説明する。

B. 恒常条件文の共通点と相違点である。

1. 共通点は、日本語の典型的な形式「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式はいずれも恒常条件文の一般条件文の普遍性を表す条件文が用いられる。インドネシア語の kalau・jika・(apa)bila・asal(kan) 形式も同じように恒常条件文の一般条件文の普遍性を表す条件文が用いられる。しかし、asal(kan)は最低条件の意味が含まれるので、単なる普遍性を表す条件文を表さない。そのために、典型的な形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の普遍性を表す条件文の場合は、基本的にインドネシア語の kalau・jika・(apa)bila に訳すことができるが、asal(kan)に訳すと少し不自然な文になる。以下の (15) で「レバ」の普遍性を表す条件文の例文を検討する。

- (15) a. マンションや戸建て住宅を買えば、土地以外の部分に消費税がかかる。
 (アエラ 2010/07/9)
- b. ○ マンションや戸建て住宅を買うと、土地以外の部分に消費税がかかる。
- c. ○ マンションや戸建て住宅を買ったら、土地以外の部分に消費税がかかる。
- d. ○ マンションや戸建て住宅を買うなら、土地以外の部分に消費税がかかる。

インドネシア語の訳：

- (15)' e. ○ Kalau membeli apartemen ataupun rumah,
 ト/タラ/レバ/ナラ 買う アパート または 家
 selain tanah bagian lain terkena pajak konsumsi .
 以外 土地 部分 他 かかる 消費税
- f. ○ Jika membeli apartemen ataupun rumah, selain tanah bagian lain terkena pajak konsumsi .
- g. ○ Bila membeli apartemen ataupun rumah, selain tanah bagian lain terkena pajak konsumsi .
- h. ?? Asal(kan) membeli apartemen ataupun rumah, selain tanah bagian lain terkena pajak konsumsi .

上の (15) 例文は「レバ」形式の普遍性を表す条件文である。この例文では「レバ」は(15)' kalau・jika・(apa)bila に訳することができるが、asal(kan)に訳すと不自然な文になる⁵⁸。また、日本語の「ト」「タラ」「レバ」「ナラ」もインドネシア語の kalau・jika・(apa)bila、も恒常条件文の自然現象・科学的な出来事・習慣を表すために用いられる。そのため、自然現象・科学的な出来事・習慣を表す条件文の場合、「ト」「タラ」「レバ」「ナラ」は kalau・jika・(apa)bila に訳することが可能である。以下の (16) の習慣を表す例文を検討する。

- (16) a. 仕事の壁にぶち当たると、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。
 (アエラ 2005/10/17)
- b. ○ 仕事の壁にぶち当たったら、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。
- c. ○ 仕事の壁にぶち当たれば、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。
- d. ○ 仕事の壁にぶち当たったなら、オフィスを出て、人影のない階段で泣くのだ。

インドネシア語の翻訳：

- (16)' e. ○ Kalau mengalami masalah pekerjaan (saya) keluar
 ト/タラ/レバ/ナラ 経験する 問題 仕事 (私) 出る
 kantor dan menangis di tangga yang tidak ada orang.
 オフィス と 泣く で 階段 「リンカー」 NEG いる 人
- f. ○ Jika mengalami masalah pekerjaan (saya) keluar kantor dan menangis

⁵⁸ この「レバ」形式の普遍性を表す例文は、法則を表す例文である。この場合、jika と bila に訳すと最も適切である。

ditangga yang tidak ada orang.

g.○ Bila mengalami masalah pekerjaan (saya) keluar kantor dan menangis ditangga yang tidak ada orang.

h.?? Asalkan mengalami masalah pekerjaan (saya) keluar kantor dan menangis ditangga yang tidak ada orang.

上の(16)は「ト」形式の習慣を表す条件文である。表 65 を見ると、日本語の典型的な形式もインドネシア語の *kalau・jika・(apa)bila* の形式も習慣を表す用法が用いられる。従って、この習慣を表す例文では、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」はインドネシア語の *kalau・jika・(apa)bila* に訳すことができると予測される。実際に訳してみたところ表 65 の分析が正しいと証明される。

2. 相違点は、恒常条件文の場合、日本語の条件文の典型的な形式とインドネシア語の条件文の形式はほとんどない。但し、インドネシア語の *asal(kan)*形式では用いられる恒常条件文の用法が限られている。

以上は日本語とインドネシア語の条件文の仮定条件文と恒常条件文の共通点と相違点である。仮定条件文と恒常条件文の場合、日本語とインドネシア語の間に共通点が多く、相違点は少ない。仮定条件文と恒常条件文では「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」はほとんど *kalau・jika・(apa)bila* に訳すことが可能である。従って、用法の観点から見ると、仮定条件文と恒常条件文は日本語とインドネシア語の条件文の共通点といえる。一方、両言語の最大の相違点は事実条件文である。表 64 から分かるように、日本語の典型的な形式のうち、特に「ト」と「タラ」形式では事実条件文の発見・発現・きっかけ・連続動作の用法が用いられる。これらの事実条件文の用法は *kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* の形式では用いられない。*kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* の形式では事実条件文が用いられないことについて、4.4 節で説明した。日本語の事実条件文に当たる用法はインドネシア語の複文では *waktu・ketika・saat* などの時間関係を表す形式で表される。従って、日本語の事実条件文の「ト」・「タラ」・「レバ」は *kalau・jika・(apa)bila* に訳すと不適切であるが、代わりに *waktu・ketika・saat* に訳すと適切である。以下の(17)の発見を表す例文を検討する。

- (17) a. (時宗さん方を) 見に行ったら、奥の方から火が出ていた。 (朝日新聞 2010/08/19)
b.○ (時宗さん方を) 見に行くと、奥の方から火が出ていた。
c.○ (時宗さん方を) 見に行けば、奥の方から火が出ていた。
d.?? (時宗さん方を) 見に行けなら、奥の方から火が出ていた。

インドネシア語の訳：

(17) e.○ Ketika/Saat pergi melihat rumah Tokimune api keluar dari dalam rumah.

ト/タラ 行く 見る 家 時宗さん 火 出る から 中 家

f.?? Kalau pergi melihat rumah Tokimune api keluar dari dalam rumah.

g.?? Jika pergi melihat rumah Tokimune api keluar dari dalam rumah.

h.?? Bila pergi melihat rumah Tokimune api keluar dari dalam rumah.

i.?? Asalkan pergi melihat rumah Tokimune api keluar dari dalam rumah.

上の(17)の例文は典型的な「タラ」形式を表す発見という例文である。表 65 を見ると、発見の a の「タラ」は、b の「ト」と c の「レバ」に置き換えられる。この例文の場合、a の「タラ」はインドネシア語の *kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* に訳されないと予測される。実際に置き換え、訳してみたところ、65 表の分析が正しいと証明される。

以上のことから日本語の典型的な形式とインドネシアの条件形式の用法に関する共通点と相違点のまとめは次のように考えられる。日本語の典型的な形式の「ト」と「タラ」形式は仮定条件文、恒常条件文、事実条件文が用いられるが、「レバ」と「ナラ」形式は事実条件文が用いられにくい又は用いられない。一方、インドネシア語の条件形式の *kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* は仮定条件文と恒常条件文にのみ用いられる。事実条件文の場合、条件形式の代わりに *waktu・ketika・saat・begitu* という時間を表す接続詞が使用される。日本語をインドネシア語に訳す時に「ト」、「タラ」、「レバ」、「ナラ」の仮定条件文と恒常条件文を表す場合、*kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* に対応する。しかし、事実条件文を表す「ト」と「タラ」形式はインドネシア語の *kalau・jika・(apa)bila・asal(kan)* に訳されない。従って、インドネシア人にとって「レバ」と「ナラ」形式は理解しやすいが、「ト」と「タラ」は間違いが起こる可能性があると考えられる。これはインドネシア人に対して日本語の条件文を教える際に重要な点の一つである。

以上が日本語の典型的な形式とインドネシア語の条件形式の用法の共通点と相違点を分析したものである。続いて、日本語の典型的な形式とインドネシア語の条件形式のモダリティ共通点と相違点についてを述べる。

まず、2 章と 4 章で分析した結果を基にして、日本語の典型形式とインドネシア語の条件形式の仮定条件文のモダリティの共通点と相違点は以下の表のようにまとめられる。

表 66 日本語の典型的な条件形式とインドネシア語の条件文の仮定条件文のモダリティ

	モダリティ				形式									
					典型的な条件形式				インドネシア語の条件形式					
					ト	タ ラ	レバ 59	ナラ	kalau	jika	(apa) bila	asal (kan)		
I	表現 類型	1	情報系	a	叙述	○	○	○	○	○	○	○		
				b	疑問	○	○	○	○	○	○	○	△	
	2	行為系	a	意志	△	○	○	○	○	○	○	△	×	
			b	勧誘	×	○	○	○	○	○	○	△	×	
			c	行為要求	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	感嘆			×	○	○	○	△	△	△	×		
II	評価 と 認識	1	評価	a	必要	○	○	○	○	○	○	○	×	
				b	不必要	○	○	○	○	○	○	○	△	×
				c	許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				d	不許可	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	2	認識	a	断定	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
			b	推量	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
			c	蓋然性	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
			d	証拠性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
III	説明				「のだ・わけだ」	○	○	○	○	△	△	△	×	
IV	伝 達	1	丁寧さ ⁶⁰	a	ます形	○	○	○	○	○	○	○	△	
		2	終助詞	b	よ、ね等	○	○	○	○	○	○	△	△	△

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

上の表 66 から、日本語の典型的な形式とインドネシア語の条件形式の仮定条件文のモダリティの共通点と相違点を次のようにまとめる。

I. 表現類型のモダリティの共通点と相違点

1. 共通点は、日本語の典型的な形式でもインドネシア語の条件形式でも情報系の叙述と疑問モダリティが用いられる。まず、以下に、主節に疑問モダリティが用いられている典型的な仮定条件文の例文を検討する。

⁵⁹ 「レバ」形式の主節のモダリティについて分析した結果、前件の述語が動作性の場合、主節に意志、勧誘、行為要求のモダリティが用いられにくいということが分かった。この結果は、多くの先行研究と同じである。

⁶⁰ インドネシア語では日本語のような「～です」、「～ます」丁寧さモダリティというものは見当たらなかった。しかし、言葉の選び方とイントネーションによればその文の丁寧さが決まる。

- (18) a. ペットを飼うと、お金はどのくらい必要なのですか。 (朝日新聞 2011/02/22)
- b. ○ ペットを飼ったら、お金はどのくらい必要なのですか。
- c. ○ ペットを飼えば、お金はどのくらい必要なのですか。
- d. ○ ペットを飼うなら、お金はどのくらい必要なのですか。

インドネシア語の翻訳：

(18) e. ○ Kalau memelihara binatang kira-kira berapa
ト/タラ/レバ/ナラ 飼う 動物 ぐらい いくら
biaya yang diperlukan?
費用 「リンカー」 必要

- f. ○ Jika memelihara binatang kira-kira berapa biaya yang diperlukan?
- g. ○ Bila memelihara binatang kira-kira berapa biaya yang diperlukan?
- h. ?? Asalkan memelihara binatang kira-kira berapa biaya yang diperlukan?

上の (18) の例文は「ト」形式の典型的な仮定条件文「未実現—未実現」のパターンであり、主節には疑問モダリティが用いられる。表 66 から分かるように、「ト」形式は典型的な形式の b の「タラ」、c の「レバ」、d の「ナラ」形式に置き換えられ、(18)e の kalau、f の jika、g の (apa)bila、h の asalkan に訳すことが可能であると予測される。実際に置き換えて、訳してみたところ a の「ト」は b の「タラ」、c の「レバ」、d の「ナラ」に置き換えられる。そして、(18)e の kalau、f の jika、g の (apa)bila に訳すことができる。h の asal(kan)の主節に疑問モダリティを用いることができるはずだが、用法が限られており、この場合、文脈に合わないので、訳すと不自然な文になる。

また、日本語の典型的な形式のうち、「ト」形式を除く「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式と、インドネシア語の条件形式のうち asal(kan)を除く kalau、jika、(apa)bila 形式の主節で行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティと感嘆モダリティを用いることが可能である。以下では主節で意志モダリティを用いる例文と行為要求モダリティを用いる例文を検討する。

- (19) a. お前たちが夏に甲子園に行けなかったら、オレは監督を辞めるつもりだ。
(朝日新聞 2009/07/06)
- b. ?? お前たちが夏に甲子園に行けないと、オレは監督を辞めるつもりだ。
- c. ○ お前たちが夏に甲子園に行けなければ、オレは監督を辞めるつもりだ。
- d. ○ お前たちが夏に甲子園に行けないなら、オレは監督を辞めるつもりだ。

インドネシア語の訳：

(19) e. ○ Kalau musim panas ini kalian tidak masuk
ト/タラ/レバ/ナラ 夏 この あなた達 NEG 入る
kompetisi SMU saya ingin berhenti sebagai pelatih.
甲子園 私 つもり やめる として 監督

- f. ○ Jika musim panas ini kalian tidak masuk kompetisi SMU saya ingin berhenti sebagai pelatih.

- g. ○ Bila musim panas ini kalian tidak masuk kompetisi SMU saya ingin berhenti sebagai pelatih.
- h.?? Asalkan musim panas ini kalian tidak masuk kompetisi SMU saya ingin berhenti sebagai pelatih.

(20) a. 前夫の戸籍に入れたくなければ、調停か裁判をして下さい。

(朝日新聞 2007/08/12)

b. ?? 前夫の戸籍に入れたくないと、調停か裁判をして下さい。

c. ○ 前夫の戸籍に入れたくなかったら、調停か裁判をして下さい。

d. ○ 前夫の戸籍に入れたくないなら、調停か裁判をして下さい。

インドネシア語の訳：

(20)' e. ○ Kalau (anak) tidak ingin masuk registrasi keluarga
ト/タラ/レバ/ナラ 子供 NEG ほしい 入る 戸籍
suami terdahulu silahkan pergi ke tempat sengketa keluarga
夫 前 ~ください 行く へ 調停
atau pengadilan.
か 裁判

f. ○ Jika (anak) tidak ingin masuk registrasi keluarga suami terdahulu
silahkan pergi ke tempat sengketa keluarga atau pengadilan.

g. ○ Bila (anak) tidak ingin masuk registrasi keluarga suami terdahulu
silahkan pergi ke tempat sengketa keluarga atau pengadilan.

h. ?? Asalkan (anak) tidak ingin masuk registrasi keluarga suami terdahulu
silahkan pergi ke tempat sengketa keluarga atau pengadilan.

上の(19)例文は典型的な仮定条件文の「タラ」であり、主節に「～つもり」という意志モダリティが用いられる。表66の通り、aの「タラ」は、bの「ト」形式を除く、cの「レバ」、dの「ナラ」に置き換えられる。この意志モダリティが表す(19)の「タラ」は(19)'eのkalau、fのjika、gの(apa)bilaに訳することができるが、hのasal(kan)に訳すと不自然な文になると予測される。実際に置き換えて訳してみたところ、その通りの結果となるので表66の分析が正しいと証明される。また、(20)例文は典型的な仮定条件文の「レバ」形式であり、主節に「～てください」という行為要求モダリティが用いられる。表66から分かるように、aの「レバ」は、bの「ト」形式を除くcの「タラ」、dの「ナラ」に置き換えられる。この行為要求モダリティが表す(20)の「レバ」は、(20)'hのasal(kan)を除くeのkalau、fのjika、gの(apa)bilaに訳できると予測される。実際に置き換えて訳してみたところ表66の分析が正しいと証明される。

2. 日本語の「ト」と「レバ」形式とインドネシア語のasal(kan)形式には、モダリティの制限があることを除けば、日本語の条件文の典型的な形式とインドネシア語の条件形式は表現類型モダリティについて相違点はほとんどない。

II. 評価と認識のモダリティの共通点と相違点

1. 共通点は、日本語の典型的な条件形式もインドネシア語の条件形式も認識モダリティを用いることが可能であるということである。以下では認識の蓋然性を用いる例文を検討する。

- (21) a. 地域主権を国是にやるなら、憲法の補強が必要かもしれない。
 b. ○ 地域主権を国是にやると、憲法の補強が必要かもしれない。
 c. ○ 地域主権を国是にやったら、憲法の補強が必要かもしれない。
 d. ○ 地域主権を国是にやれば、憲法の補強が必要かもしれない。

インドネシア語の訳：

- (21)' e. ○ Kalau desentralisasi dilaksanakan mungkin
 ト/タラ/レバ/ナラ 地域主権 やる ~かもしれない
 perlu diperkuat undang-undang.
 必要 補強される 憲法
 f. ○ Jika desentralisasi dilaksanakan mungkin perlu diperkuat undang-undang.
 g. ○ Bila desentralisasi dilaksanakan mungkin perlu diperkuat undang-undang.
 h.?? Asal desentralisasi dilaksanakan mungkin perlu diperkuat undang-undang.

上の (21) の例文は典型的な仮定条件文の「ナラ」形式であり、主節に認識の蓋然性モダリティが用いられる。a の「ナラ」は b の「ト」、c の「タラ」、d の「レバ」に置き換えられる⁶¹。また、「ナラ」は (21)' e の *kalau*、f の *jika*、g の (apa) *bila*、h の *asal(kan)* に訳すことが可能であると予測される。実際に a の「ナラ」は b の「ト」、c の「タラ」、d の「レバ」形式に置き換えられる。そして、(21)' h の *asal(kan)* を除く e の *kalau*、f の *jika*、g の (apa) *bila* に訳すことが可能である。表 66 からは *asal(kan)* 形式に訳すことが可能であるはずだが、*asal(kan)* の用法が限られており、文脈に合わないので、訳しても不自然な文になる。表 66 ではどの形式にも蓋然性モダリティを用いることが可能であるが、実際に訳してみたところ少しづれがあるということが分かった。

また、*asal(kan)* 形式を除く日本語の典型的な条件形式もインドネシア語の条件形式も、評価の必要、不必要、許可、不許可モダリティが用いられる。例えば、以下の不必要を用いた例文を検討する。

- (22) a. 学校なんて行きたくなければ行かなくてもいい。 (朝日新聞 2012/03/28)
 b. ○ 学校なんて行きたくないに行かなくてもいい。
 c. ○ 学校なんて行きたくなかったら行かなくてもいい。
 d. ○ 学校なんて行きたくないなら行かなくてもいい。

⁶¹ (21) の例文の場合「ナラ」は「ト」、「タラ」、「レバ」に置き換えられるが、a の「ナラ」の文は b の「ト」、c の「タラ」、d の「ナラ」の文とは意味が違ふ。「ナラ」形式の特徴として、久野 (1973) をはじめ、鈴木 (1993)、蓮沼 (1985、2001) 等は「ト」、「レバ」、「タラ」と違い、事態の時間的順序が「前件 → 後件」となるだけでなく、「後件 → 前件」の時間的順序も可能であるとしている。

インドネシア語の訳：

- (22) e. ○ Sekolah itu, kalau tidak ingin pergi,
学校 その ト/タラ/レバ/ナラ NEG ほしい 行く
tidak pergi juga tidak apa-apa.
NEG 行く も かまいません
- f. ○ Sekolah itu, jika tidak ingin pergi, tidak pergi juga tidak apa-apa.
g. ○ Sekolah itu, bila tidak ingin pergi tidak pergi juga tidak apa-apa.
h. ?? Sekolah itu, asalkan tidak ingin pergi, tidak pergi juga tidak apa-apa.

上の (22) の例文は典型的な仮定条件文の「レバ」形式であり、主節に評価の不必要モダリティが用いられる。表 66 の通り、a の「レバ」は b の「ト」、c の「タラ」、d の「ナラ」に置き換えられる。また、「レバ」は(22) h の asal(kan)を除く e の kalau、f の jika、g の(apa)bila に訳すことが可能であると予測される。実際に置き換えてみたところ a の「レバ」は b の「ト」、c の「タラ」、d の「ナラ」形式に置き換えられる。また、実際に訳してみたところ「レバ」は(22) e の kalau、f の jika、g の(apa)bila に訳すことが可能である⁶²。従って、表 66 の分析が正しいと証明される。

2. 日本語の典型的な条件形式と asal(kan)形式を除くインドネシア語の条件形式の評価と認識のモダリティに関して、相違点はほとんど見られない。

III. 説明モダリティの共通点と相違点

1. 共通点は日本語の典型的な形式も asal(kan)形式を除くインドネシア語の条件形式も、説明モダリティを用いることが可能である。以下では例文を検討する。

- (23) a. もし大病で貯金を使い果たしたら、住む所がなくなるから。 (朝日新聞 2010/08/09)
b. ○ もし大病で貯金を使い果たすと、住む所がなくなるから。
c. ○ もし大病で貯金を使い果たせば、住む所がなくなるから。
d. ○ もし大病で貯金を使い果たしたなら、住む所がなくなるから。

インドネシア語の訳：

- (23) e. ○ Kalau tabungan habis karena sakit keras,
ト/タラ/レバ/ナラ 調金 無くなる から 大病
(karena itu kita juga) akan kehilangan tempat tinggal.
そこで 私達 も FUT 無くなる 場所 住む
- f. ○ Jika tabungan habis karena sakit keras, (karena itu kita juga) akan kehilangan tempat tinggal.
g. ○ Bila tabungan habis karena sakit keras, (karena itu kita juga) akan

⁶² e、f、g のインドネシア語の訳した文の中に e の kalau の文が最も適切である。理由は、(1017) の例文は口語的な文であるので、インドネシア語に訳すと kalau は jika と bila より好まれるからである。

kehilangan tempat tinggal.

- h. ?? Asalkan tabungan habis karena sakit keras, (karena itu kita juga) akan kehilangan tempat tinggal.

上の(23)の例文は典型的な仮定条件文の「タラ」形式であり、主節に説明モダリティが用いられる。表66の通り、aの「タラ」はbの「ト」、cの「レバ」、dの「ナラ」に置き換えられる。また、(23)'hのasal(kan)を除くeのkalau、fのjika、gの(apa)bilaに訳すことが可能であると予測される。実際に置き換えたところaの「レバ」はbの「ト」、cの「タラ」、dの「ナラ」形式に置き換えられる。実際に訳してみたところ、aの「レバ」は、(23)'eのkalau、fのjika、gの(apa)bilaに訳すことが可能である。従って表66の分析が正しいと証明される。

2. 日本語の典型的な条件形式と asal(kan)形式を除くインドネシア語の条件形式のモダリティに関して、相違点はほとんど見られない。

IV. 伝達のモダリティの共通点と相違点

1. 共通点は日本語の典型的な形式もインドネシア語の条件形式も伝達の終助詞モダリティを用いることが可能である。例えば、以下の終助詞を用いる例文を検討する。

- (24) a. 300万円を持ってこなければ、店に火をつけるぞ。 (朝日新聞 2009/07/31)
b. ○300万円を持ってこないと、店に火をつけるぞ。
c. ○300万円を持ってこなかったら、店に火をつけるぞ。
d. ○300万円を持ってこないと、店に火をつけるぞ。

インドネシア語の訳：

- (24)' e. ○ Kalau tidak datang membawa 3 juta yen, (kami) akan
ト/タラ/レバ/ナラ NEG 来る 持つ 3百万円 私達 FUT
bakar toko anda loh.
火をつける 店 あなた ぞ

f. ? Jika tidak datang membawa 3 juta yen, (kami) akan bakar toko anda loh.

g. ? Bila tidak datang membawa 3 juta yen, (kami) akan bakar toko anda loh.

h. ?? Asalkan tidak datang membawa 3 juta yen, (kami) akan bakar toko anda loh.

上の(24)の例文は「レバ」形式の典型的な仮定条件文であり、終助詞モダリティが用いられる。表の66の通り、「レバ」形式はbの「ト」、cの「タラ」、dの「ナラ」形式に置き換えられ、(24)'eのkalau、fのjika、gの(apa)bila、hのasal(kan)に訳すことが可能であると予測される。実際に置き換えてみたところaの「ト」はbの「タラ」、cの「レバ」、dの「ナラ」に置換できる。また、(24)'hのasal(kan)を除けば、eのkalau、fのjika、gの(apa)bilaに訳すことが可能である。しかし、(24)は脅迫の文で口語的である。この場合、eのkalauはfのjikaやgの(apa)bilaの文より自然である。fのjikaとgの(apa)bilaの文は文語的で

固い文になるので、このような脅迫の文は少し不自然でありあまり使用されない。h の asal(kan) の主節に終助詞モダリティを用いることができるはずだが、用法が限られており、この場合、文脈に合わないので、訳すと不自然な文になる⁶³。

2. 相違点は、日本語の典型的な形式では伝達の丁寧さモダリティが用いられるということである。しかし、インドネシア語には言葉の選び方とイントネーションにより丁寧さを表すので、インドネシア語の条件文では日本語のような丁寧さモダリティが用いられない。

以上が、日本語の典型的な形式とインドネシア語の条件形式の仮定条件文のモダリティの共通点と相違点である。続いて、日本語の典型的な形式とインドネシア語の条件形式の恒常条件文のモダリティの共通点と相違点を検討する。第2章と第4章で説明したように、日本語の典型的な形式もインドネシア語の条件形式も、恒常条件文の主節では情報系の叙述モダリティと説明モダリティのみ用いられる。従って、恒常条件文のモダリティの場合、日本語の典型的な形式とインドネシア語の条件形式は相違点がほとんど見られない。例えば、主節に叙述モダリティが用いられる恒常条件文を検討する。

- (25) a. 売り上げが伸びないと、収益は出にくい。 (アエラ 2004/01/12)
 b. ○ 売り上げが伸びなかったら、収益は出にくい。
 c. ○ 売り上げが伸びなければ、収益は出にくい。
 d. ○ 売り上げが伸びないなら、収益は出にくい。

インドネシア語の訳：

- (25)' e. ○ Kalau penjualan tidak meningkat keuntungan sulit diperoleh
 ト/タラ/レバナラ 売上 NEG 伸びる 利益 難しい もらえる
 f. ○ Jika penjualan tidak meningkat keuntungan sulit diperoleh.
 g. ○ Bila penjualan tidak meningkat keuntungan sulit diperoleh.
 h. ○ Asalkan penjualan tidak meningkat keuntungan sulit diperoleh.

上の (25) は「ト」形式の恒常条件文であり、主節に叙述モダリティが用いられる。この場合、a の「ト」は b の「タラ」、c の「レバ」、d の「ナラ」形式に置き換えが可能であり、(25)' e の kalau、f の jika、g の (apa) bila、h の asal(kan) に訳すことができると予測される。実際に置き換え、訳してみたところ予測された通りである。

以上が、日本語の典型的な形式とインドネシア語の条件形式の仮定条件文と恒常条件文のモダリティの共通点と相違点である⁶⁴。これらの共通点と相違点を分析した結果、日本語の典型的な形式とインドネシア語の条件形式の仮定条件文と恒常条件文のモダリティには共通点が多い。相違点は、日本語の典型的な形式の「ト」形式にはモダリティの制限があるが、インドネシア語の

⁶³ h の asalkan の文は不自然であるが。しかし、このように「asalkan datang membawa uang, kami tidak akan membakar toko anda loh = 300万円さえ持ってくれば、店に火をつけないぞ。」に変えれば自然な文になる。

⁶⁴ 事実条件文はインドネシア語の条件形式に存在しないので検討しない。

条件形式は asal(kan)を除く kalau・jika・(apa)bila はモダリティに関して制限がほとんどないという点である。但し、bila 形式では行為系の意志、勧誘モダリティと伝達の終助詞が用いられにくいという傾向が見られる。また、「レバ」形式の仮定条件文の従属節が動作性の述語の場合、行為系の意志、勧誘、行為要求モダリティが用いられにくい、又は用いられない。これはインドネシア人に日本語の条件文を教える際に、重要な点の一つである。

5.2.2 日本語の条件文の周辺形式とインドネシア語の条件文の共通点と相違点

本節では、条件文の周辺形式とインドネシア語の条件文の用法に関する共通点と相違点を検討する。3章で分析した日本語の条件文の周辺形式の用法と、4章で分析したインドネシア語の条件文形式の用法をまとめたものが以下の表 67 である。

表 67 日本語の条件文の周辺形式とインドネシア語の条件形式の用法

用法		前件と後件の関係	周辺形式					インドネシア語						
			テ ハ	場 合	次 第	ナイ コト ニハ	限 り	テ ミ ロ	ka la u	ji ka	bi la	asal kan		
A 仮 定	典型的	1	未実現－未実現	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
		2	避けられない条件 －未実現	×	×	×	×	×	×	△	△	△	×	
		3	最低条件－未実現	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
	既定	4	事実－未実現	○	△	×	△	○	×	○	○	○	×	
		反事実	5	反事実－反事実	○	△	×	△	△	×	○	○	○	×
	6		事実－反事実	×	×	×	×	×	×	○	△	△	×	
B 恒 常	一般	自然現象	7	不問－不問	△	△	△	△	△	×	○	○	○	×
		科学的	8	不問－不問	○	○	△	△	△	×	○	○	○	×
		普遍性	9	不問－不問	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	習慣	10	事実－事実	○	○	○	△	○	×	○	○	○	×	
C 事 実	発見	11	事実－事実	△	×	×	×	△	×	×	×	×	×	
	発現	12	事実－事実	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	きっかけ	13	事実－事実	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	連続動作	14	事実－事実	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

上の表 67 から日本語の条件文の周辺形式の用法とインドネシア語の条件文の形式の用法を比べると次のことが明らかになる。

A. 仮定条件文の共通点と相違点

1. 共通点は、日本語の条件文の周辺形式も asal(kan)形式を除くインドネシア語の条件形式も、典型的な仮定条件文の「未実現－未実現」のパターンが用いられるということである。また、日本語の条件文の周辺形式も asal(kan)形式を除くインドネシア語の条件形式も、典型的な仮定条件文の「最低条件－未実現」のパターンが用いられない。最後に、日本語の条件文の周辺形式の「テハ」・「場合」・「ナイコトニハ」・「限り」形式とインドネシア語の条件形式の kalau・jika・(apa)bila は、既定条件文と反事実条件文が用いられる。これらの共通点のうち、以下の (26) 例文では「テハ」形式の典型的な仮定条件文「未実現－未実現」の例文が他の周辺形式に置き換えられるかどうか、及びインドネシア語に訳せるかどうかを検討する。

- (26) a. たとえば十円のコストのかかる回線を八円で売っては、たくさん使われるほど赤字が広がる。 (朝日新聞 1994/12/25)
- b. ○ たとえば十円のコストのかかる回線を八円で売る場合、たくさん使われるほど赤字が広がる。
- c. ○ たとえば十円のコストのかかる回線を八円で売り次第、たくさん使われるほど赤字が広がる。
- d. ○ たとえば十円のコストのかかる回線を八円で売らないことには、たくさん使われるほど赤字が広がらない。
- e. ○ たとえば十円のコストのかかる回線を八円で売る限り、たくさん使われるほど赤字が広がる。
- f. ○ たとえば十円のコストのかかる回線を八円で売ってみろ、たくさん使われるほど赤字が広がるぞ。

インドネシア語の訳：

- (26)' g. ○ Misalnya line yang perlu biaya 10 yen kalau
 例え ライン COMP かかる 費用 十円 ト/タラ/レバ/ナラ
 dijual 8 yen, semakin digunakan kerugian makin besar.
 売る 八円 もっと 使われる 赤字 もっと 大きい
- h. ○ Misalnya line yang perlu biaya 10 yen jika dijual 8 yen, semakin digunakan kerugian makin besar.
- i. ○ Misalnya line yang perlu biaya 10 yen bila dijual 8 yen, semakin digunakan kerugian makin besar.
- j. ?? Misalnya line yang perlu biaya 10 yen asalkan dijual 8 yen, semakin digunakan kerugian makin besar.

上の (26) の例文は「テハ」形式の典型的な仮定条件文「未実現－未実現」のパターンである。表 67 から分かるように、「テハ」形式は b の「場合」、c の「次第」、d の「ナイコトニハ」、e の「限り」、f の「テミロ」形式に置き換えられる。そして、(26)' h の asal(kan)形式を除く、g の kalau、h の jika、i の(apa)bila に訳すことが可能であると予測される。

実際に a の「テハ」は b の「場合」、c の「次第」、d の「ナイコトニハ」、e の「限り」、f の「テミロ」に置き換えられる。また、実際に(26)' h の asal(kan)を除く g の kalau、h の jika、i の(apa)bila に訳すことができる。従って、表 67 の分析が正しいと証明される。

また、以下では (27) の「テハ」例文の反事実条件文の「反事実－反事実」というパターンを検討する。

- (27) a.○ モンテシノス氏がなくては、フジモリ政権は十年ももたなかつたろう。
 (アエラ 2000/12/04)
- b.○ モンテシノス氏がいなかった場合、フジモリ政権は十年ももたなかつたろう。
- c. ?? モンテシノス氏がいない次第、フジモリ政権は十年ももたなかつたろう。
- d.○ モンテシノス氏がいないことには、フジモリ政権は十年ももたなかつたろう。
- e. ? モンテシノス氏がいない限り、フジモリ政権は十年ももたなかつたろう。
- f. ?? モンテシノス氏がなくなてみる、フジモリ政権は十年ももたなかつたろう。

インドネシア語の訳：

- (27)' g.○ Kalau tidak ada Monteshinos kekuasaan Fujimori pun
 ト/タラ/レ/バ/ナラ NEG いる モンテシノス氏 政権 フジモリ も
 mungkin tidak sampai 10 tahun.
 かもしれない NEG まで 十年
- h.○ Jika tidak ada Monteshinos kekuasaan Fujimori pun mungkin tidak
 sampai 10 tahun.
- i.○ Bila tidak ada Monteshinos kekuasaan Fujimori pun mungkin tidak
 sampai 10 tahun.
- j. ?? Asalkan tidak ada Monteshinos kekuasaan Fujimori pun mungkin tidak
 sampai 10 tahun.

表 67 によれば、(27) a 例文の「テハ」は、c の「次第」と f の「テミロ」形式を除く、「場合」、「限り」、「ナイコトニハ」に置き換えられる。また、asal(kan)形式を除くインドネシア語の条件形式の kalau・jika・(apa)bila に訳すことができると予測される。実際に置き換えてみたところ、c の「次第」と f の「テミロ」は不自然である。しかし、b の「場合」、d の「ナイコトニハ」、e の「限り」に置き換えることが可能であるが、e の「限り」はやや不自然な文になると考えられる。そして、(27)' j の asal(kan)形式を除くインドネシア語の条件形式の g の kalau・h の jika・i の(apa)bila に訳すことができる。置き換えの結果と訳してみた結果は、ほとんど表 67 の分析と一致している。

2. 相違点は、条件文の周辺形式は典型的な仮定条件文の「避けられない条件－未実現」のパターンは用いられないが、インドネシア語の条件形式の kalau・jika・(apa)bila 形式は用いることが可能である。また、条件文の周辺形式は反事実条件文の「事実－反事実」のパターンが用いられない。一方、asal(kan)形式を除くインドネシア語の条件形式の kalau・jika・

(apa)bila 形式は、反事実条件文の「事実－反事実」のパターンを用いることが可能である。これらの相違点のうち、以下の (28) 例文では「テハ」形式の反事実条件文の「反事実－反事実」の例文が他の周辺形式に置き換えられるかどうか、及びインドネシア語に訳せるかどうかを検討する。

- (28) a. これだけ勉強したなら、自分で株で稼げばいいのに。 (朝日新聞 2009/05/30)
 b.?? これだけ勉強しては、自分で株で稼げばいいのに。
 c. ?? これだけ勉強した場合、自分で株で稼げばいいのに。
 d. ?? これだけ勉強し次第、自分で株で稼げばいいのに。
 e.?? これだけ勉強しないことには、自分で株で稼げばいいのに。
 f.?? これだけ勉強する限り、自分で株で稼げばいいのに。
 g.?? これだけ勉強してみる、自分で株で稼げばいいのに。

インドネシア語の訳：

- (28)' h. ○ Kalau sudah belajar sejauh ini, bukankah lebih baik
 ト/タラ/レバナラ PERF 学ぶ ここまで ではないか ~方がいい
 cari keuntungan sendiri dari saham.
 探す 利益 自分 から 株
 i. ○ Jika sudah belajar sejauh ini, bukankah lebih baik cari keuntungan
 sendiri dari saham.
 j. ○ Bila sudah belajar sejauh ini, bukankah lebih baik cari keuntungan
 sendiri dari saham.
 k.?? Asal(kan) sudah belajar sejauh ini, bukankah lebih baik cari
 keuntungan sendiri dari saham.

表 67 によれば、(28) a 例文の「ナラ」形式の反事実条件文の「事実－反事実」は、b の「テハ」、c の「場合」、d の「次第」、e の「ナイコトニハ」、f の「限り」、g の「テミロ」に置き換えられない。一方、asal(kan)形式を除くインドネシア語の条件形式の kalau・jika・(apa)bila に訳すことができると予測される。実際に a の「ナラ」は b の「テハ」、c の「場合」、d の「次第」、e の「ナイコトニハ」、f の「限り」、g の「テミロ」に置き換えられない。しかし、b の「場合」と d の「ナイコトニハ」に置き換えることが可能であるが、やや不自然な文になると考えられる。そして、(28)' k の asal(kan)形式を除くインドネシア語の条件形式の h の kalau・i の jika・j の (apa)bila に訳すことができる。置き換えの結果と訳した結果は、ほとんど表 67 の分析と一致している。

B. 恒常条件文の共通点と相違点

1. 共通点は、「テミロ」形式を除けば、日本語の条件文の周辺形式もインドネシア語の条件文も、恒常条件文の一般条件の科学的な出来事と普遍性を表す用法、及び習慣を表す用法が用いられる。例えば、以下の一般条件文の普遍性の例文を検討する。

(29) a. 入金が確認され次第、ネットを介してゼニーは5分以内に届けられる。

(アエラ 2012/03/26)

b. ○ 入金を確認されては、ネットを介してゼニーは5分以内に届けられる。

c. ○ 入金を確認された場合、ネットを介してゼニーは5分以内に届けられる。

d. ○ 入金を確認されないことには、ネットを介してゼニーは5分以内に届けられない。

e. ○ 入金を確認される限り、ネットを介してゼニーは5分以内に届けられる。

f. ?? 入金を確認されてみる、ネットを介してゼニーは5分以内に届けられる。

インドネシア語の訳：

(29)′ g. ○ Kalau uang masuk sudah dipastikan, uang akan

トタラ/レバナラ お金 入る PERF 確認される お金 FUT

dikirim melalui internet dalam 5 menit.

届けられる 通じる インタネット 中 五分

h. ○ Jika uang masuk sudah dipastikan, uang akan dikirim melalui internet dalam 5 menit.

i. ○ Bila uang masuk sudah dipastikan, uang akan dikirim melalui internet dalam 5 menit.

j. ○ Asal(kan) uang masuk sudah dipastikan, uang akan dikirim melalui internet dalam 5 menit.

表 67 から、上の (29) a 「次第」は f の「テミロ」を除く、b の「テハ」、c の「場合」、d の「ナイコトニハ」、e の「限り」に置き換えられ、g の kalau、h の jika、i の(apa)bila、j の asal(kan)に訳すことができると予測される。実際に置き換え、訳してみたところ結果は表 67 の分析と一致している。従って、表 67 の分析が正しいと証明される。

- ② 相違点は、表 67 によれば、日本語の条件文の周辺形式は恒常条件文の自然現象を表す条件文が用いられにくい、又は用いられない。一方、インドネシア語の条件形式は asal(kan)形式を除く kalau・jika・(apa)bila 形式は自然現象を用いることが可能である。以下の例文を検討する。

(30) a. 卯の花が咲くと、梅雨入りも近い。 (朝日新聞 2010/06/10)

b. ? 卯の花が咲いては、梅雨入りも近い。

c. ? 卯の花が咲く場合、梅雨入りも近い。

d. ? 卯の花が咲き次第、梅雨入りも近い。

e. ? 卯の花が咲かないことには、梅雨入りしない。

f. ? 卯の花が咲く限り、梅雨入りも近い。

g. ?? 卯の花が咲いてみる、梅雨入りも近い。

インドネシア語の訳：

- (30) h. ○ Kalau bunga Ume mekar awal musim hujan pun dekat.
 ト/タラ/レバ/ナラ 花 卯 咲く 初め 梅雨 も 近い
- i. ○ Jika bunga Ume awal musim hujan pun sudah dekat.
- j. ○ Bila bunga Ume mekar awal musim hujan pun sudah dekat.
- k.?? Asalkan bunga Ume mekar awal musim hujan pun sudah dekat.

上の (30) の例文は典型的な形式の「ト」の自然現象を表す例文である。表 67 によれば、b の「テハ」、c の「場合」、d の「次第」、e の「ナイコトニハ」、f の「限り」、g の「テミロ」に置き換えられないか、又は置き換えられにくい。また、インドネシア語の *kalau・jika・(apa)bila* に訳することが可能であると予測される。実際に a の「ト」は b の「テハ」、c の「場合」、d の「次第」、e の「ナイコトニハ」、f の「限り」に置き換えることが可能である。また、インドネシア語の(30) k の *asal(kan)*を除く h の *kalau*、i の *jika*、j の *(apa)bila* に訳することが可能である。従って、表 67 の分析が正しいと証明された。

C. 事実条件文の共通点と相違点

1. 共通点は表 67 によれば、日本語の条件文の周辺形式は発見、発現、きっかけ、連続動作の用法が用いられにくい、もしくは用いられない。また、インドネシア語の条件形式は事実条件文は用いられない。以下では発見の例文を検討する。

- (31) a. (時宗さん方を)見に行ったら、奥の方から火が出ていた。 (朝日新聞 2010/08/19)
- b.?? (時宗さん方を)見に行っては、奥の方から火が出ていた。
- c.?? (時宗さん方を)見に行く場合、奥の方から火が出ていた。
- d.?? (時宗さん方を)見に行き次第、奥の方から火が出ていた。
- e.?? (時宗さん方を)見に行かないことには、奥の方から火が出ていた。
- f.?? (時宗さん方を)見に行く限り、奥の方から火が出ていた。
- h.?? (時宗さん方を)見に行ってみろ、奥の方から火が出ていた。

インドネシア語の訳：

- (31) i.?? Kalau pergi melihat rumah Tokimune api keluar
 ト/タラ/レバ/ナラ 行く 見る 家 時宗さん 火 出る
 dari dalam rumah.
 から 中 家
- j.?? Jika pergi melihat rumah Tokimune api keluar dari dalam rumah.
- k.?? Bila pergi melihat rumah Tokimune api keluar dari dalam rumah.
- l.?? Asalkan pergi melihat rumah Tokimune api keluar dari dalam rumah.

上の (31) の例文は「タラ」形式の事実条件文の発見の例文である。表 66 から分かるように b の「テハ」形式を除けば、c の「場合」、d の「次第」、e の「ナイコトニハ」、f の「限り」、h の「テミロ」に置き換えられず、i の *kalau*、j の *jika*、k の *(apa)bila*、l の *asal(kan)* に訳

すことができないと予測される。実際に置き換えて、訳してみたところ、a の「タラ」は日本語の周辺形式に置き換えると不自然な文になり、インドネシア語の条件文の形式に訳すことはできない。従って、表 67 の分析が正しいと証明された。

以上、日本語の条件文の周辺形式とインドネシア語の条件形式の用法の共通点と相違点を、説明した。その内容を次にまとめる。

日本語の条件文の周辺形式もインドネシア語の条件形式も仮定条件文と恒常条件文が用いられるが、事実条件文は用いられにくい、又は用いられないと言える。これは共通点の一つであると考えられる。表 67 から分かるように、インドネシア語の *kalau · jika · (apa)bila* は日本語の「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」・「テミロ」より使用範囲が広い。例えば、*kalau · jika · (apa)bila* は反事実条件文の「反事実－反事実」や「事実－反事実」というパターンを用いることが可能である。一方、「テハ」形式の「反事実－反事実」を除けば、他の周辺形式はほとんど用いられない。また、*kalau · jika · (apa)bila* は恒常条件文の一般条件文の自然現象が用いられるが、日本語の条件文の周辺形式は用いられにくい、又は用いられない。日本語の周辺形式が用いられる条件文はインドネシア語の *kalau · jika · (apa)bila* に訳すことが可能であるが、逆にインドネシア語 *kalau · jika · (apa)bila* が用いられる条件文は日本語の周辺形式に訳されないものがある。また、インドネシア語の条件形式の *kalau · jika · (apa)bila* は日本語の典型的な形式と異なり、事実条件文を持たない。従って、インドネシア語の条件形式の *kalau · jika · (apa)bila* の用法は日本語の条件文の典型的な形式より狭いが、日本語の条件文の周辺形式に比べると広い。一方、インドネシア語の条件形式の *asal(kan)* は日本語の条件文の周辺形式と同じように用法が限られている。

以上が、日本語の周辺形式とインドネシア語の条件形式の用法に関する共通点と相違点の説明である。続いて、モダリティ観点から見た日本語の周辺形式とインドネシア語の条件形式の共通点と相違点を検討する。

まず、3 章と 4 章で分析した結果から、日本語の条件文の周辺形式とインドネシア語の条件形式の仮定条件文のモダリティの共通点と相違点を次の表にまとめる。

表 68 日本語の周辺形式とインドネシア語の条件文の仮定条件文のモダリティ

		モダリティ				形式											
						周辺形式					インドネシア語						
						テ ハ	場 合	次 第	ナイコ トニハ	限 り	テ ミ ロ	ka la u	jika	(apa) bila	asal kan		
I	表現 類型	1	情報系	a	叙述	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				b	疑問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	行為系	a	意志	×	○	○	×	○	△	○	○	○	○	△	×
				b	勧誘	×	○	△	×	△	×	○	○	○	○	△	×
				c	行為要求	×	○	△	×	○	×	○	○	○	○	○	○
		3	感嘆			×	×	×	×	×	×	×	△	△	△	×	
II	評価 と 認識	1	評価	a	必要	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	
				b	不必要	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	×
				c	許可	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
				d	不許可	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	×
		2	認識	a	断定	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	△
				b	推量	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	△
				c	蓋然性	○	○	△	○	○	×	○	○	○	○	△	△
				d	証拠性	○	○	○	△	○	×	○	○	○	○	○	△
III	説明				「のだ・ わけだ」	△	△	△	△	○	×	△	△	△	×		
IV	伝 達	1	丁寧さ	a	ます形	△	○	○	○	○	×	○	○	○	△		
		2	終助詞	b	よ、ね等	○	△	△	○	○	○	○	△	△	△		

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

上の表 68 から、日本語の条件文の周辺形式とインドネシア語の条件形式の仮定条件文のモダリティの共通点と相違点を次のようにまとめる。

I. 表現類型のモダリティの共通点と相違点

- 共通点は、日本語の条件文の周辺形式でもインドネシア語の条件形式でも、情報系の叙述と疑問モダリティが用いられる。以下では主節に疑問モダリティを用いる典型的な仮定条件文の例文を検討する。

(32) a. 自分が伝言を一方的に消し去っては、自由な議論を妨げることにならないだろうか。
(朝日新聞 1997/05/28)

- b. ○ 自分が伝言を一方的に消し去る場合、自由な議論を妨げることにならないだろうか。
- c. ○ 自分が伝言を一方的に消し去り次第、自由な議論を妨げることにならないだろうか。
- d. ○ 自分が伝言を一方的に消し去らないことには、自由な議論を妨げることにならないだろうか。
- e. ○ 自分が伝言を一方的に消し去るかぎり、自由な議論を妨げることにならないだろうか。
- f. ○ 自分が伝言を一方的に消し去ってみろ、自由な議論を妨げることにならないだろうか。

インドネシア語の訳：

- (32) g. ○ Kalau kita menghapus pendapat sepihak, hal yang menghambat perdebatan bebas tidak terjadi bukan ?
トタラ/レバ/ナラ 私達 消す 伝言 一方的 こと REL
妨げる 議論 自由 NEG 起こる ～ではないか
- h. ○ Jika menghapus pendapat sepihak, hal yang menghambat perdebatan bebas tidak terjadi bukan ?
- i. ○ Bila menghapus pendapat sepihak, hal yang menghambat perdebatan bebas tidak terjadi bukan ?
- j. ○ Asalkan menghapus pendapat sepihak, hal yang menghambat perdebatan bebas tidak terjadi bukan ?

上の (32) の例文は「テハ」の典型的な仮定条件の「未実現-未実現」であり、主節に「～ないだろうか」という否定疑問モダリティが用いられる。表 67 から分かるように、a の「テハ」は、b の「場合」、c の「次第」、d の「ないことには」、e の「限り」、f の「テミロ」形式に置き換えられ、(32) g の kalau、h の jika、i の (apa) bila、j の asal(kan) に訳すことが可能である。実際に置き換え、訳してみたところ、結果は表 68 の分析の結果と一致している。従って、表 68 の分析が正しいと証明される。

また、「テハ」と「ナイコトニハ」形式を除く日本語の条件文の周辺形式も asal(kan)形式を除くインドネシア語の条件形式も、意志モダリティを用いることが可能である。以下の例文を検討する。

- (33) a. 実績が伸びない場合は、給付額を下げることも検討したい。 (朝日新聞 1998/03/04)
- b. ?? 実績が伸びなくては、給付額を下げることも検討したい。
- c. ○ 実績が伸び次第、給付額を上げることも検討したい。
- d. ?? 実績が伸びないことには、給付額を下げることも検討したい。
- f. ○ 実績が伸びない限り、給付額を下げることも検討したい。
- g. ○ 実績が伸びなくて、給付額を下げることも検討するぞ。

インドネシア語の訳：

(33) h. ○ Kalau prestasi tidak meningkat, (saya) juga ingin
ト/タラ/レバ/ナラ 実績 NEG 伸びる 私 も ~たい
mengusulkan penurunan gaji.
検討する 下げる 給付額

- i. ○ Jika prestasi tidak meningkat, juga ingin mengusulkan penurunan gaji.
- j. ○ Bila prestasi tidak meningkat, juga ingin mengusulkan penurunan gaji.
- k. ?? Asal prestasi tidak meningkat, juga ingin mengusulkan penurunan gaji.

上の(33)a の例文は「場合」形式の典型的な仮定条件文であり、主節に「~たい」という意志モダリティが用いられる。表 68 によれば、このような例文では a の「場合」は、b の「テハ」と d の「ナイコトニハ」を除く c の「次第」、e の「限り」、f の「テミロ」に置き換えられる。また、(33) k の asal(kan)を除く h の kalau、i の jika、j の(apa)bila に訳すことが可能であると予測される。実際に置き換え、訳してみたところ、結果は表 68 の分析の結果と一致している。従って、表 68 の分析が正しいと証明される。

2. 相違点は、日本語の条件文の周辺形式では「場合」と「限り」形式を除き、行為系の勧誘、行為要求、感嘆のモダリティが用いられない。一方、インドネシア語の条件形式は、asal(kan)形式を除く kalau・jika・(apa)bila 形式では、行為系の勧誘、行為要求、感嘆のモダリティが用いられる。例えば、以下の行為要求モダリティを用いる例文を検討する。

(34) a. 勤務する意志がない場合は、早やかに退職の手続きをしてください。

(週刊朝日 2001/05/04)

- b. ?? 勤務する意志がなくては、早やかに退職の手続きをしてください。
- c. ○ 勤務する意志がなくなり次第、早やかに退職の手続きをしてください。
- d. ?? 勤務する意志がないことには、早やかに退職の手続きをしてください。
- f. ○ 勤務する意志がない限り、早やかに退職の手続きをしてください。
- g. ?? 勤務する意志がなくてみる、早やかに退職の手続きをしてください。

インドネシア語の訳：

(34) h. ○ Kalau tidak ada niat bekerja silahkan cepat
ト/タラ/レバ/ナラ NEG ある 意志 働く ~ください 早い
ajukan permohonan berhenti kerja.
推測する 手続き やめる 仕事

- i. ○ Jika tidak ada niat bekerja silahkan cepat ajukan permohonan berhenti kerja.
- j. ○ Bila tidak ada niat bekerja silahkan cepat ajukan permohonan berhenti kerja.
- k. ?? Asalkan tidak ada niat bekerja silahkan cepat ajukan permohonan berhenti kerja.

上の (34) の例文は「場合」の典型的な仮定条件文であり、主節に「～してください」という行為要求モダリティが用いられる。表 68 から分かるように、a の「場合」は、c の「次第」と f の「限り」に置き換えられるが、b の「テハ」、d の「ナイコトニハ」、g の「テミロ」に置き換えられない。また、(34) k の asal(kan)を除く h の kalau、i の jika、j の(apa)bila に訳すことが可能であると予測される。実際に置き換え、訳してみたところ、結果は表 68 の分析の結果と一致している。従って、表 68 の分析が正しいと証明される。

II. 評価と認識のモダリティの共通点と相違点

1. 共通点は、「テミロ」形式を除く日本語の条件文の周辺形式も asal(kan)形式を除くインドネシア語の形式も、評価の必要・不必要・許可・不許可モダリティと認識の断定・推量・蓋然性・証拠性モダリティが用いられる。これらの共通点を証明するために、以下の評価の必要モダリティを用いた「テハ」形式の典型的な仮定条件文を検討する。

- (35) a. 勉強についていけなくては、中退せざるを得ない。 (朝日新聞 2004/04/11)
 b. 勉強についていけない場合、中退せざるを得ない。
 c. 勉強についていけなくなり次第、中退せざるを得ない。
 d. 勉強についていけないことには、中退せざるを得ない。
 e. 勉強についていけない限り、中退せざるを得ない。
 f.? 勉強についていけなくとも、中退せざるを得ない。

インドネシア語の訳：

- (35) h. ○ Kalau tidak bisa mengikuti pelajaran
 ト/タラ/レ/ツナラ NEG できる あとに従う 勉強
 terpaksa harus berhenti.
 ～せざるを得ない やめる
- i. ○ Jika tidak bisa mengikuti pelajaran terpaksa harus berhenti.
 j. ○ Bila tidak bisa mengikuti pelajaran terpaksa harus berhenti.
 k.?? Asalkan tidak bisa mengikuti pelajaran terpaksa harus berhenti.

上の (35) の例文は「テハ」形式の典型的な仮定条件文であり、主節に評価の必要モダリティが用いられる。このような例文の場合、表 68 から分かるように、a の「テハ」は b の「場合」、c の「次第」、d の「ナイコトニハ」、e の「限り」、f の「テミロ」に置き換えられる。また、(35) k の asalkan を除く h の kalau、i の jika、j の(apa)bila に訳すことが可能である。実際に置き換え、訳してみたところ、結果は表 68 の分析の結果と一致している。従って、表 68 の分析が正しいと証明される。

2. asalkan 形式を除いて、日本語の条件文の周辺形式とインドネシア語の条件形式は、評価と認識のモダリティに関して相違点がほとんど見られない。

III. 説明のモダリティの共通点と相違点

1. 共通点は、「テミロ」形式を除く日本語の条件文の周辺形式も asal(kan)形式を除くインドネシア語の条件形式も、説明モダリティを用いることが可能であると考えられるが、分析したデータから実例は見当たらなかった。日本語の条件文の周辺形式とインドネシア語の条件形式で説明モダリティを用いることができるかどうか確かめるために、以下の例文を検討する。

- (36) a. 大病で貯金を使い果たしたら、住む所がなくなるからだ。(朝日新聞 2010/08/09)
 b. ○ 大病で貯金を使い果たしては、住む所がなくなるからだ。
 c. ○ 大病で貯金を使い果たした場合、住む所がなくなるからだ。
 d. ○ 大病で貯金を使い果たし次第、住む所がなくなるからだ。
 e. ○ 大病で貯金を使い果たさないことには、住む所がなくなるから。
 f. ○ 大病で貯金を使い果たさない限り、住む所がなくなるから。
 g. ?? 大病で貯金を使い果たしてみろ、住む所がなくなるから。

インドネシア語の訳：

- (36)' h. ○ Kalau tabungan habis karena sakit keras, (kita) akan
 ト/タラ/レ/バ/ナラ 調金 無くなる から 大病 私達 FUT
 kehilangan tempat tinggal.
 無くなる 場所 住む
 i. ○ Jika tabungan habis karena sakit keras, (kita) akan kehilangan tempat
 tinggal.
 j. ○ Bila tabungan habis karena sakit keras, (kita) akan kehilangan tempat
 tinggal.
 k. ?? Asalkan tabungan habis karena sakit keras, (kita) akan kehilangan
 tempat tinggal.

上の (36) a の例文は「タラ」形式の典型的な仮定条件文であり、主節に「～からだ」という説明モダリティが用いられる。この例文の場合、表 68 によれば、a の「タラ」は、g の「テミロ」を除く b の「テハ」、c の「場合」、d の「次第」、e の「ナイコトニハ」、f の「限り」に置き換えられる。また、(36)' k の asal(kan)を除く h の kalau、i の jika、j の (apa)bila に訳すことが可能であると予測される。実際に置き換え、訳してみたところ結果は表 68 の分析と一致している。従って、表 68 の分析が正しいと証明することができた。

2. 日本語の「次第」と「テミロ」を除く日本語の条件文の周辺形式と、asal(kan)を除くインドネシア語の条件形式は説明モダリティに関して相違点がほとんど見られない。

IV. 伝達のモダリティの共通点と相違点

1. 共通点は、日本語の条件文の周辺形式もインドネシア語の条件形式も、伝達に関わる終助詞を用いることが可能である。例えば、以下の例文を検討する。

(37) a. 低い報酬で昼間に議会があつては、金持ちしか議員になれませんよ。

(週刊朝日 2010/06/04)

- b. ○ 低い報酬で昼間に議会がある場合、金持ちしか議員になれませんよ。
- c. ○ 低い報酬で昼間に議会があり次第、金持ちしか議員になれませんよ。
- d. ○ 低い報酬で昼間に議会がないことには、金持ちしか議員になれませんよ。
- e. ○ 低い報酬で昼間に議会がある限り、金持ちしか議員になれませんよ。
- f. ○ 低い報酬で昼間に議会があつてみる、金持ちしか議員になれませんよ。

インドネシア語の訳：

(37) g. ○ Kalau ada rapat siang hari dengan imbalan rendah,
ト/タラ/レバ/ナラ ある 会議 昼間 で 報酬 低い
yang bisa jadi anggota DPR hanya orang kaya loh.
REL できる なる 議員 しか 人 金持ち よ

- h. ○ Jika ada rapat siang hari dengan imbalan rendah, yang bisa jadi anggota DPR hanya orang kaya loh.
- i. ○ Bila ada rapat siang hari dengan imbalan rendah, yang bisa jadi anggota DPR hanya orang kaya loh.
- j. ?? Asalkan ada rapat siang hari dengan imbalan rendah, yang bisa jadi anggota DPR hanya orang kaya loh.

上の (37) a の例文は「テハ」形式の典型的な仮定条件文であり、主節に終助詞が用いられる。この場合は、表 68 によれば、a の「テハ」は b の「場合」、c の「次第」、d の「ナイコトニハ」、e の「限り」、f の「テミロ」に置き換えが可能である。また、インドネシア語の条件形式の(37) g の *kalau*、h の *jika*、i の *(apa)bila*、j の *asal(kan)* に訳すことが可能であると予測である。実際に置き換え、訳してみたところ、*asal(kan)*を除き、結果は表 68 の分析と一致している。h の *asal(kan)*も主節に終助詞モダリティを用いることができるはずだが、用法が限られており、この場合、文脈に合わないので、訳すと不自然な文になる。

以上が日本語の条件文の周辺形式とインドネシア語の条件形式の仮定条件文のモダリティの共通点と相違点である。表 68 の分析の結果と置き換え可能性、及び訳せる可能性の結果から分かるように日本語の周辺形式とインドネシア語の条件形式の仮定条件文のモダリティには共通点が多い。日本語の周辺形式の「テミロ」形式を除き、両言語の典型的な仮定条件文は、表現類型の情報系モダリティ、評価と認識モダリティ、説明モダリティ、伝達モダリティを用いることが可能である。両言語のモダリティの相違点は、日本語では「場合」・「次第」・「限り」の形式は行為系の意志、勧誘、行為要求が用いられるが、「テハ」・「ナイコトニハ」・「テミロ」の形式は用いられない。一方、インドネシア語の条件形式は *asal(kan)*形式を除き、*kalau*・*jika*・*(apa)bila*形式は、行為系の意志・勧誘・行為要求が用いられる。従って、モダリティに関しては、インドネシア語の条件形式は日本語の条件文の周辺形式よりも使用範囲が広いと言える。

第6章

結論

第6章では、第2章の日本語の条件文の典型的な形式の用法と主節のモダリティ、第3章の日本語の条件文の周辺形式の用法と主節のモダリティ、第4章のインドネシア語の条件形式の用法と主節のモダリティ、第5章の日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の共通点と相違点を分析した結果を踏まえて、日本語とインドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティに関する結論と今後の研究課題を述べる。本章は2つの部分に分けられている。6.1節は日本語とインドネシア語の条件文の用法とモダリティの結論である。本研究において明らかになった日本語の条件文の典型的な形式と周辺形式、及びインドネシア語の条件形式の用法と主節のモダリティについて説明する。そして、6.2節では日本語の条件文とインドネシア語の条件文に関して、本研究でまだ明らかになっていない問題と今後の研究課題を説明する。

6.1 日本語とインドネシア語の条件文の用法と主節のモダリティの結論

本研究の目的は、日本語の条件文とインドネシア語の条件形式の用法と条件文の主節に用いられるモダリティを明らかにし、両言語の共通点と相違点を明らかにすることである。この目的を達成するために、本研究ではレアリティの概念に基づく仮定条件文、恒常条件文、事実条件文という条件文の種類分類と、日本語記述文法研究会(2003)による表現類型、評価と認識、説明、伝達モダリティという4つの分類を基にして、日本語の条件文の典型的な形式と周辺形式及びインドネシア語の条件形式の用法と主節のモダリティを分析した。また、日本語の条件形式とインドネシア語の共通点と相違点を明確にした。

日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の用法と主節のモダリティ、及び両言語の共通点と相違点を分析した結果を以下にまとめる。

A. 日本語の条件文の典型的な形式と周辺形式、及びインドネシア語の条件形式の用法

1. 「ト」形式は仮定条件文、恒常条件文、事実条件文を用いることが可能であるが、仮定条件文に比べて、恒常条件文と事実条件文の数が多い。「ト」形式の仮定条件文では、典型的な条件文、既定条件文、反事実条件文を用いることが可能であるが、反事実条件文の用法が用いられにくいという傾向が見られる。「ト」形式の恒常条件文には、一般的条件文と習慣を表す出来事が用いられる。一般的条件文では、自然現象・科学的な出来事・普遍性という出来事が用いられる。また、「ト」の習慣を表す出来事では、人かだけではなく、社会、国の習慣も現れる。さらに、「ト」形式の事実条件文では、発見・発現・きっかけ・連続動作という出来事が用いられる。
2. 「タラ」形式は「ト」形式と同じように仮定条件文、恒常条件文、事実条件文が用いられる。但し、「ト」形式と違い、「タラ」形式には恒常条件文と事実条件文に比べて、仮定条件文が多く用いられる。「タラ」形式の仮定条件文では、典型的仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が用いられる。また、「タラ」形式の恒常条件文では一般的条件文と習慣を表す条件文が用いられる。但し、「タラ」形式の一般条件文では、自然現象を表す条件文

は用いられにくい。さらに、「ト」形式に比べると、「タラ」形式の事実条件文の使用範囲が限られている。同一の主語が連続的な動作を表す出来事が用いられない。

3. 「レバ」形式は「ト」と「タラ」形式と同じように仮定条件文、恒常条件文、事実条件文を用いることが可能である。「レバ」形式の仮定条件文は、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文を用いることが可能である。「レバ」形式の述語が否定形になると、「タラ」形式と同じように、反事実条件文はより成立しやすくなる。「レバ」形式の仮定条件文では、前件が「～さえ～れば」という構造になる場合、前件の事態は最低条件として捉えられる。この最低条件については、「タラ」形式にも同様の用法が存在するが、「レバ」形式の方が比較的良好に用いられる。また、「レバ」の恒常条件文では一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。さらに、「レバ」形式は事実条件文の用法が用いられるが、数は非常に少なく、発見の用法のみ用いられる。
4. 「ナラ」形式は、一般的に仮定条件文が用いられるが、数は少ないが恒常条件文も用いられる。「ナラ」形式の仮定条件文は、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が用いられる。但し、「ナラ」形式の典型的な仮定条件文には、前件の事態が避けられないか、あるいは最悪な事態が予想される状況である「避けられない事態—未実現」という「ナラ」形式の典型的な仮定条件文の独特なパターンが用いられる。また、「ナラ」形式の反事実条件文では、前件が事実であり、後件が事実と反する事態という反事実条件文のパターンも存在している。そして、「ナラ」形式の恒常条件文の用法には、一般条件文と習慣を表す出来事が用いられるが「ト」・「タラ」・「レバ」の形式と比べると、使用範囲は限られている。さらに、「ナラ」形式は事実条件文の用法が用いられない。

以上の1から4までは日本語の典型的な形式の用法をまとめたものである。次に日本語の条件文の周辺形式の用法のまとめである。

5. 「テハ」形式は、仮定条件文、恒常条件文、事実条件文を用いることが可能である。「テハ」形式の仮定条件文は、後件の事態が全て「望ましくない」事態を表すものであるが、恒常条件文と事実条件文においては、その限りではない。「テハ」形式の仮定条件文は典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文の用法が用いられる。但し、典型的な仮定条件文の「避けられない事態—未実現」、「最低条件—未実現」のパターン、及び反事実条件文の「事実—反事実」のパターンは用いられない。また、「テハ」形式の恒常条件文では一般条件文と習慣を表す条件文も用いられるが、自然現象を表す例文は用いられにくい。さらに、事実条件文に関しては、数が非常に少なく、発見と思われる用法のみ用いられる。
6. 「場合」形式は仮定条件文と恒常条件文がのみ用いられる。但し、「テハ」と同じように典型的な仮定条件文の「避けられない事態—未実現」、「最低条件—未実現」のパターン、及び反事実条件文の「事実—反事実」のパターンが用いられにくい、又は用いられない。また、既定条件文と反事実条件文が用いることが可能であると思われる。さらに、「場合」形式の恒常条件は一般条件文と習慣を表す条件文が用いられるが、「テハ」形式と同じように自然現象を表す条件文が用いられにくい傾向が見られる。「場合」形式は事実条件文が用いられない。
7. 「次第」形式は仮定条件文、恒常条件文、事実条件文が用いられる。「次第」形式の仮定条

件文には典型的な仮定条件文の用法しか用いられない。典型的な仮定条件文の「避けられない事態－未実現」、「最低条件－未実現」のパターン、及び反事実条件文の「事実－反事実」のパターンは用いられない。また、「次第」形式の恒常条件文については、人の習慣と一般条件文が用いられるが、自然現象は用いられにくい。さらに、「次第」形式には事実条件文の中でも特に連続的動作の用法を用いることが可能であるが、数が非常に少なくて用いられにくいと考えられる。

8. 「ナイコトニハ」形式は、仮定条件と恒常条件文を用いることが可能である。一般的に「ナイコトニハ」形式の仮定条件文と恒常条件文の後件は望ましくない事態であるとされる。仮定条件文には、主に典型的な仮定条件文の「未実現－未実現」のパターンが用いられるが、「避けられない事態－未実現」と「最低条件－未実現」のパターン、及び既定条件文、反事実条件文は用いられにくい、又は用いられないと考えられる。また、「ナイコトニハ」形式の恒常条件文には、一般条件文の用法が用いられるが、自然現象・科学的な出来事や習慣を表す条件文は用いられにくい。さらに、「ナイコトニハ」形式は事実条件文が用いられない。
9. 「限り」形式は、仮定条件文、恒常条件文、事実条件文を用いることが可能である。「限り」形式の仮定条件文には典型的な仮定条件文と既定条件文と反事実条件文が用いられる。「限り」形式の仮定条件文では、前件の事態が未実現か実現か判断することが難しいので、典型的な仮定条件文と既定条件文を区別するのが困難である。また、「限り」形式の恒常条件文には一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。「限り」形式は事実条件文のうち、発見のみ用いられる。
10. 「テミロ」形式は仮定条件文の「未実現－未実現」のパターンのみ用いられる。分析した結果、「テミロ」形式には条件文として認められる例文は非常に少ない。従って「テミロ」形式を用いた条件文はあまり使用されていないと言える。もし使用されることがあっても、その範囲は非常に限られている。収集したデータを考察した結果、「テミロ」形式は一般的に典型的な仮定条件文が用いられるが、「テミロ」形式の仮定条件文は警告・脅迫型の文章がほとんどであり、口語的でやや乱暴な言い方である。

以上の 5 から 10 までは日本語の条件文の周辺形式の用法のまとめである。以下ではインドネシア語の条件形式の用法をまとめる。

11. **kalau** 形式は仮定条件文と恒常条件文が用いられる。しかし、**kalau** 形式では事実条件文が用いられない。**kalau** 形式の仮定条件文では、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文の用法が用いられる。また、**kalau** 恒常条件文では、一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。
12. **jika** 形式は仮定条件文と恒常条件文の用法を用いることが可能であるが、**kalau** と同様に事実条件文は用いられない。**jika** 形式の仮定条件文には、典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文が用いられる。また、**jika** の恒常条件文には、一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。
13. **(apa)bila** 形式は仮定条件文と恒常条件文の用法を用いることが可能である。**(apa)bila** 形式は、**jika** や **kalau** と同様に事実条件文が用いられない。**(apa)bila** 形式の仮定条件文に

は、典型的な仮定条件文と反事実条件文が用いられる。(apa)bila 形式は kalau と jika と違い、既定条件文が用いられにくい。また、(apa)bila 恒常条件文には、一般条件文と習慣を表す条件文が用いられる。(apa)bila は特に法律や規則の文でよく用いられる。

14. asal(kan) 形式では仮定条件文と恒常条件文の用法を用いることが可能である。asal(kan) 形式は、kalau・jika・(apa)bila と同様に事実条件文が用いられない。asal(kan) 形式の仮定条件文には典型的な仮定条件文の「最低条件-未実現」のパターンのみ用いられる。また、恒常条件文では、一般条件文は普遍性の事態がよく用いられる。自然現象と科学的な出来事、そして習慣を表す例文が用いられにくい、又は用いられないと推察する。

以上が日本語の条件文の典型的な形式と周辺形式、及びインドネシア語の条件形式の用法をまとめたものである。以上を表にすると表 69 になる。

表 69 日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の用法

用法		前件と後件の関係	日本語の条件形式										インドネシア語					
			典型的形式				周辺形式						ka	ji	bi	as		
			ト	タ	レ	ナ	テ	場	次	ナイ	限	テ	la	ka	la	al		
A 仮定	典型的	1	未実現-未実現	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
		2	避けられない-未実現	×	△	△	○	×	×	×	×	×	×	△	△	△	×	
		3	最低条件-未実現	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
	既定	4	事実-未実現	○	○	○	○	○	△	×	△	○	×	○	○	○	×	
	反事実	5	反事実-反事実	○	○	○	○	○	△	×	△	△	×	○	○	○	×	
		6	事実-反事実	×	△	△	○	×	×	×	×	×	×	○	△	△	×	
B 恒常	一般	自然現象	7	不問-不問	○	△	△	△	△	△	△	△	×	○	○	○	×	
		科学的	8	不問-不問	○	○	○	○	○	○	△	△	△	×	○	○	○	×
		普遍性	9	不問-不問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	習慣	10	事実-事実	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×	○	○	○	×	
C 事実	発見	11	事実-事実	○	○	○	×	△	×	×	×	×	△	×	×	×	×	
	発現	12	事実-事実	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	きっかけ	13	事実-事実	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	連続動作	14	事実-事実	○	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

以上の日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の用法のまとめと表 69 から、日本語とインドネシア語の条件形式に関して以下のように重要なことが明らかになった。

1. 用法

- ① 仮定条件文は典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文の三つに大きく分けられる。表 69 から分かるように、日本語の条件文の典型的な形式と周辺形式、及びインドネシア語の条件形式では、いずれも典型的な仮定条件文は用いられる。但し、細かく見ると、典型的な仮定条件文の「避けられない条件－未実現」と「最低条件－未実現」のパターンを用いる条件形式は限られている。また、「次第」と「テミロ」形式、及び asal(kan)形式を除く、日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式は既定条件文と反事実条件文の「反事実－反事実」を用いることができる。さらに日本語では、反事実条件文の「事実－反事実」を用いる形式が限られている。
- ② 恒常条件文は一般条件文と習慣を表す条件文の 2 つに大きく分けられる。表 69 から分かるように、「テミロ」を除く日本語の条件形式もインドネシア語条件形式も一般条件文と習慣を表す条件文を用いることが可能である。但し、より細かく見ると、一般条件文の自然現象を表す条件形式は、「ト」形式が最も適切である。また、asal(kan)形式には自然現象と科学的な出来事が用いられにくい、又は用いられない。
- ③ 事実条件文は発見、発現、きっかけ、連続動作という 4 つの用法が存在する。表 69 から分かるように、基本的に「ト」と「タラ」形式を除く、日本語の条件形式が用いられにくい、又は用いられない。インドネシア語の条件形式が用いられない。

2. 使用範囲

- ① 日本語の条件形式の使用範囲に関して、表 69 から分かるように、条件文では 14 個の用法が存在する。日本語の「タラ」形式はこれらの 14 個の用法の中に 13 個の用法が用いられるので、日本が形式の中では使用範囲が最も広い。一方、「テミロ」形式は 1 個しか用いられないので、使用範囲が最も狭い。
- ② インドネシア語の条件文の使用範囲に関して、表 69 から分かるように、kalau、jika、(apa)bila 形式の使用範囲はほとんど同じである。但し、jika と(apa)bila 形式は反事実条件文の「事実－反事実」のパターンが用いられにくい。また、asal(kan)形式が 14 個の中で 3 個のみ用いられる。従って、インドネシア語の条件形式では kalau 形式の使用範囲が最も広く、使用範囲に関して asal(kan)形式は最も狭い。

3. 置き換えの可能性

- ① 日本語の条件文の典型的な条件形式と周辺形式では、まず、(A) の仮定条件文に関しては、表 69 から分かるように、典型的な仮定条件文「未実現－未実現」の場合、各形式はお互いに置き換えが可能である。また、既定条件文と反事実条件文の「反事実－反事実」の場合、典型的な形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」と「次第」・「テミロ」形式を除く、周辺形式の「テハ」・「場合」・「ナイコトニハ」・「限り」、形式の間に置き換え

が可能である。一方、典型的な仮定条件文の「避けられない事態—未実現」と反事実条件文の「事実—反事実」の場合、典型的な形式の「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の間に置き換えが可能であるが、他の形式に置き換えられない。さらに、典型的な形式は「最低条件—未実現」の「タラ」と「レバ」を除く他の形式に置き換えができない。次に、(B)の恒常条件文に関しては、表 69 から分かるように、「テミロ」を除く各形式がお互いに置き換えが可能である。最後に、(C)の事実条件文に関しては、発見の場合、典型的な形式の「ト」・「タラ」・「レバ」と周辺形式の「テハ」と「限り」の間で置き換えが可能である。また、連続動作の場合、典型的な形式の「ト」と周辺形式の「次第」の間で置き換えが可能であるが、他の形式に置き換えられない。さらに、発現時きっかけの場合、「ト」と「タラ」を除く、他の形式はお互いに置き換えられない。

- ② インドネシア語では、仮定条件文と恒常条件文の場合、asal(kan)形式を除く kalau・jika・(apa)bila 形式の間で置き換えが可能である。但し、仮定条件文の「最低条件—未実現」の場合、asal(kan)のみが用いられる、kalau、jika、(apa)bila が用いられない。asal(kan)は kalau・jika・(apa)bila に置き換えることができるが、最低条件の意味が弱くなる。但し、kalau・jika・(apa)bila に saja という言葉を加えると asal(kan)と同じように最低条件の意味が現れるので、asal(kan)は kalau saja・jika saja・bila saja に置き換えられる。

4. 訳の場合の可能性

- ① 日本語がインドネシア語に訳せるかどうか

表 69 から分かるように、日本語の条件形式もインドネシアの条件形式も仮定条件文と恒常条件文が用いられる。従って、一般に仮定条件文と恒常条件文の場合、日本語の条件形式はインドネシア語の kalau・jika・(apa)bila に訳すことが可能である。但し、典型的な仮定条件文の「最低条件—未実現」の場合、「レバ」と「タラ」は asal(kan)とまたは (kalau saja・jika saja・bila saja) に訳すことが可能である。さらに、インドネシア語の条件形式は事実条件が用いられないので、事実条件文の場合、kalau・jika・(apa)bilal・asal(kan)に訳すことができない。第 5 章の 5.2.1 節で説明したように、日本語の事実条件文は時間関係を表すので、インドネシア語の時間関係を表す waktu・begitu・ketika・saat に訳すことが適切である。

- ② インドネシア語が日本語に訳せるかどうか

インドネシア語の kalau・jika・(apa)bilal の仮定条件文と恒常条件文の場合、日本語の典型的な形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」に訳すことが可能である。但し、日本語の周辺形式には訳せないものもある。例えば、インドネシア語の kalau・jika・(apa)bilal・asal(kan)の恒常条件文は「テミロ」に訳すことができない。

以上が日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の用法に基づく重要な点である。次に日本語の条件文の典型的な条件形式と周辺形式、及びインドネシア語の条件形式の主節のモダリティについてまとめる。

B. 日本語の条件文の典型的な形式と周辺形式、及びインドネシア語の条件形式のモダリティ

日本語の条件文の典型的な形式と周辺形式、及びインドネシア語の条件形式のモダリティは用法によれば、用いられるモダリティが異なる。假定条件文、恒常条件文、事実条件文のうち、假定条件文のモダリティが最も複雑である。恒常条件文と事実条件文の主節に用いるモダリティは假定条件文より制限されている。日本語の各条件形式とインドネシア語の条件形式の主節に表すモダリティを以下のようにまとめる。

1. 「ト」形式の假定条件文、恒常条件文、事実条件文の主節に用いられるモダリティを次のようにまとめる。まず、「ト」形式の假定条件文の主節のモダリティを説明する。「ト」形式の典型的な假定条件文と既定条件文の主節では、表現類型の情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志モダリティ、評価と認識のモダリティ、説明のモダリティ、伝達態度の丁寧さと終助詞モダリティを用いることが可能である。しかし、「ト」形式の典型的な假定条件文と既定条件文では、表現類型の行為系の勧誘、行為要求がモダリティは用いられない。また、「ト」形式の反事実条件文の主節に用いられるモダリティは評価モダリティのみ用いられる。次に、「ト」形式の恒常条件文の主節には一般的に表現類型の叙述モダリティと説明モダリティが用いられる。最後は、「ト」形式の事実条件文の主節に用いられるモダリティは表現類型の叙述モダリティのみである。
2. 「タラ」形式の假定条件文、恒常条件文、事実条件文の主節に用いられるモダリティを次のようにまとめる。まず、「タラ」形式の假定条件文の主節のモダリティを説明する。「タラ」形式の典型的な假定条件文と既定条件文の主節では、表現類型の情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志、勧誘、行為要求、感嘆モダリティ、評価と認識のモダリティ、説明のモダリティ、伝達態度の丁寧さと終助詞モダリティを用いることが可能である。「タラ」形式の典型的な假定条件文と既定条件文ではモダリティ制限がない。但し、「タラ」形式の反事実条件文の主節に用いられるモダリティは評価モダリティや認識の断定、推量モダリティが用いられる。次に、「タラ」形式の恒常条件文の主節には一般的に表現類型の叙述モダリティと説明モダリティが用いられる。最後は、「タラ」形式の事実条件文の主節に用いられるモダリティは表現類型の叙述モダリティのみである。
3. 「レバ」形式の假定条件文、恒常条件文、事実条件文の主節のモダリティを次のようにまとめる。まず、「レバ」形式の假定条件文の主節のモダリティを説明する。主節の述語の動作性を除けば、「レバ」形式の典型的な假定条件文と既定条件文では、表現類型の情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求、感嘆モダリティ、評価と認識のモダリティ、説明のモダリティ、伝達態度の丁寧さと終助詞モダリティを用いることが可能である。「レバ」形式の反事実条件文の主節に評価モダリティや認識の断定、推量モダリティが用いられる。次に、「レバ」形式の恒常条件文の主節に叙述モダリティと説明モダリティが用いられる。最後は、「レバ」形式の事実条件文の主節に叙述モダリティのみ用いられる。
4. 「ナラ」形式の假定条件文、恒常条件文、事実条件文の主節に用いられるモダリティを次のようにまとめる。まず、「ナラ」形式の假定条件文の主節のモダリティを説明する。「ナラ」形式の典型的な假定条件文と既定条件文では、表現類型の情報系の叙述と疑問モダリ

ティ、行為系の意志、勧誘、行為要求、感嘆モダリティ、評価と認識のモダリティ、説明のモダリティ、伝達態度の丁寧さと終助詞モダリティを用いることが可能である。「ナラ」形式の反事実条件文の主節に評価モダリティや認識の断定・推量・蓋然性モダリティが用いられる。次に、「ナラ」形式の恒常条件文の主節のモダリティが「ト」、「タラ」、「レバ」形式と同様に叙述と説明モダリティである。

以上の1から4までは日本語の典型的な形式のモダリティのまとめたものである。以下は日本語の条件文の周辺形式のモダリティのまとめである。

5. 「テハ」形式の仮定条件文、恒常条件文、事実条件文の主節に用いられるモダリティを次のようにまとめる。まず、「テハ」形式仮定条件文の主節のモダリティを説明する。「テハ」形式の典型的な仮定条件文と既定条件文では表現類型の情報系の叙述と疑問モダリティ、評価と認識のモダリティ、説明モダリティ、伝達態度の丁寧さと終助詞モダリティが用いられる。しかし、表現類型の行為系の意志・勧誘・行為要求を表すモダリティは用いられない。「テハ」形式の反事実条件文の主節に評価モダリティや認識の推量モダリティが用いられる。次に、「テハ」形式の恒常条件文には主に叙述モダリティと説明のモダリティが用いられる。最後は、「テハ」形式の事実条件文の主に叙述モダリティが用いられる。
6. 「場合」形式の仮定条件文と恒常条件文の主節に用いられるモダリティを次のようにまとめる。まず、「場合」形式仮定条件文の主節のモダリティを説明する。「場合」形式の典型的な仮定条件文と既定条件文では表現類型のモダリティの叙述・疑問・意志・勧誘・行為要求のモダリティ、評価と認識のモダリティを用いることが可能である。次に、「場合」形式の恒常条件文の主節には、叙述モダリティと説明モダリティを用いることが可能である。
7. 「次第」形式の仮定条件文、恒常条件文、事実条件文の主節に用いられるモダリティを次のようにまとめる。まず、「次第」形式の仮定条件文の主節のモダリティを説明する。「次第」形式の典型的な仮定条件文と既定条件文では表現類型の叙述のモダリティ、評価と認識モダリティ、伝達態度の丁寧さと終助詞モダリティを用いることが可能である。但し、行為系の勧誘、行為要求モダリティ、蓋然性モダリティを用いられにくいという傾向が見られる。次に、「次第」形式の恒常条件文と事実条件文には叙述モダリティが用いられる。
8. 「ナイコトニハ」形式の仮定条件文と恒常条件文の主節に用いられるモダリティを次のようにまとめる。まず、「ナイコトニハ」形式仮定条件文の主節のモダリティを説明する。「ナイコトニハ」形式の典型的な仮定条件文と既定条件文では情報系の叙述と疑問モダリティ、評価と認識のモダリティ、説明のモダリティ、伝達態度の終助詞モダリティが用いられる。本研究の分析の結果、「ナイコトニハ」形式には疑問のモダリティを用いることが可能であるということは先行研究の結論と矛盾する結果である。「ナイコトニハ」形式の典型的な仮定条件文と既定条件文では行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティが用いられない。次に、「次第」形式の恒常条件文には叙述と説明モダリティが用いられる。
9. 「限り」形式の仮定条件文と恒常条件文の主節に用いられるモダリティを次のようにまとめる。まず、「限り」形式仮定条件文の主節のモダリティを説明する。「限り」形式の典型的な仮定条件文と既定条件文では情報系の叙述と疑問、行為系の意志、勧誘、行為要求モ

ダリティ、評価と認識モダリティ、説明モダリティ、伝達態度の丁寧さと終助詞が用いられる。「限り」形式の典型的な仮定条件文と既定条件文ではモダリティの制限ない。また、「次第」の反事実条件文では認識の断定モダリティが用いられる。次に、「限り」形式の恒常条件文の文末には叙述のモダリティと説明のモダリティが用いられる。「限り」形式の事実条件文には叙述のモダリティが用いられるのが一般的である。

10. 「テミロ」形式の典型的な仮定条件文のモダリティは情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志（する形）モダリティ、伝達の終助詞である。

以上の 5 から 11 までは日本語の条件文の周辺形式のモダリティのまとめである。以下ではインドネシア語の条件形式のモダリティをまとめる。

11. **Kalau** 形式の仮定条件文と恒常条件文のモダリティは次にまとめる。まず、**kalau** の典型的な仮定条件文と既定条件文の主節に、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志、勧誘、行為要求モダリティ、評価と認識モダリティ、伝達態度の終助詞モダリティを用いることが可能である。つまり、モダリティに関して **kalau** の仮定条件文にはほとんど制限はないと考える。但し、**kalau** の反事実条件文では評価モダリティや認識の断定、推量モダリティを用いることが可能である。次に、**kalau** の恒常条件文のモダリティは主に叙述モダリティである。
12. **jika** 形式の仮定条件文と恒常条件文のモダリティは次にまとめる。まず、**jika** の仮定条件文の典型的な仮定条件文と恒常条件文の主節に、情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティ、評価と認識モダリティ、伝達態度の終助詞モダリティを用いることが可能である。つまり、モダリティに関して **jika** の典型的な仮定条件文と既定条件文は **kalau** 形式と同じようにほとんど制限はないと考える。また、**jika** の反事実条件文では評価モダリティや認識の断定・推量モダリティが用いられる。次に、**jika** の恒常条件文のモダリティは主に叙述モダリティである。
13. **(apa)bila** 形式の仮定条件文と恒常条件文のモダリティは次にまとめる。**(apa)bila** の仮定条件文の典型的な仮定条件文と既定条件文の主節に、情報系の叙述と疑問モダリティ、評価と認識モダリティ、説明モダリティを用いることが可能であると考えられる。しかし、**(apa)bila** 形式には、行為系の意志・勧誘モダリティと伝達態度の終助詞モダリティが用いられにくい傾向が見られる。また、**(apa)bila** の反事実条件文では評価モダリティや認識の断定・推量モダリティが用いられる。次に、**(apa)bila** の恒常条件文のモダリティは **kalau** と **jika** と同じように主に叙述モダリティである。
14. **asal(kan)**形式の仮定条件文と恒常条件文のモダリティは次にまとめる。**asal(kan)** の仮定条件文の典型的な仮定条件文の主節に、ほとんど叙述モダリティと許可モダリティが用いられる。**asal(kan)**の典型的な仮定条件文に情報系の叙述と疑問モダリティ、行為系の意志・勧誘・行為要求のモダリティ、評価の必要・不必要・不許可モダリティ、認識の推量・蓋然性・証拠性モダリティ、伝達態度の終助詞が用いられにくいと考える。そして、**asal(kan)**の恒常条件文のモダリティは **kalau**・**jika**・**(apa)bila** と同様で一般に叙述モダリティが用いられる。

以上が日本語の条件文の典型的な形式、周辺形式、インドネシア語の条件形式のモダリティに

ついてまとめたものである。モダリティに関して、仮定条件文の典型的な仮定条件文と既定条件文のモダリティが最も複雑である。また、反事実条件文、恒常条件文、事実条件文を用いるモダリティが限定されるので、典型的な仮定条件文に比べると複雑ではない。以下は、日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の典型的な仮定条件文のモダリティの表である。

表 70 日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の仮定条件文のモダリティ

モダリティ				形式															
				日本語の条件形式									インドネシア語の						
				典型的な形式				周辺形式					条件形式						
				ト	タ ラ	レ バ	ナ ラ	テ ハ	場 合	次 第	ナ イ コ ト ニ ハ	限 り	テ ミ ロ	ka la u	ji ka	bi la	as al		
I 表 現 類 型	1	情報系	a	叙述	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			b	疑問	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	2	行為系	a	意志	△	○	○	○	×	○	○	×	○	△	○	○	△	×	
			b	勧誘	×	○	○	○	×	○	△	×	△	×	○	○	△	×	
			c	行為要求	×	○	○	○	×	○	△	×	○	×	○	○	○	○	
	3	感嘆		×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	△	△	△	×		
II 評 価 と 認 識	1	評価	a	必要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	
			b	不必要	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	×
			c	許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
			d	不許可	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	×
	2	認識	a	断定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	△	
			b	推量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	△	
			c	蓋然性	○	○	○	○	○	○	△	○	○	×	○	○	△	△	
			d	証拠性	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×	○	○	○	△	
III			「のだ・わけだ」	○	○	○	○	△	△	△	△	○	×	△	△	△	×		
IV 伝 達	1	丁寧さ	a	ます形	○	○	○	○	△	○	○	○	○	×	○	○	○	△	
	2	終助詞	b	よ、ね等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	

(筆者作成)

○：使用が可能 △：使用不可能ではないが、用いられにくい ×：使用不可能

以上の日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式のモダリティ説明と仮定条件文のモダリティ表 70 から、日本語とインドネシア語の条件形式のモダリティに関して次の重要なことが明らかになった。

1. 表 70 から分かるように、仮定条件文の典型的な仮定条件文と既定条件文のモダリティの場合、日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式では、表現類型の情報系の叙述と疑問モダリティが用いられる。また、周辺形式の「テミロ」を除く日本語の条件形式と asal(kan)形式を除くインドネシア語の条件形式では、評価と認識モダリティ、説明モダリティ、伝達態度の丁寧さと終助詞モダリティを用いることが可能である。また、日本語の条件形式の「ト」、従属節の述語が動作性の「レバ」・「テバ」・「ナイコトニハ」・「テミロ」形式とインドネシア語の条件形式の asal(kan)形式は行為系の意志・勧誘・行為要求モダリティが用いられにくい、もしくは用いられない。さらに、日本語の条件形式の「ト」・「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」・「テミロ」形式とインドネシア語の条件形式の asal(kan)形式では感嘆モダリティが用いられない。

これらの仮定条件文の典型的な仮定条件文のモダリティに基づいて、日本語の条件形式の間に同じ典型的な仮定条件文の用法でも、モダリティによって置き換えられないものも生じる。一方 asal(kan)形式を除く kalau・jika・(apa)bila のインドネシア語の条件形式の典型的な仮定条件文の用法では、モダリティに関して相違点がないので、置き換えられないケースがほとんどないと考えられる。

2. 反事実条件文のモダリティの場合、周辺形式の「次第」・「テミロ」形式を除く日本語の条件形式と asal(kan)形式を除くインドネシア語の形式の反事実条件文では、評価モダリティや認識の判定・推量・蓋然性モダリティを用いることが可能である。
3. 恒常条件文のモダリティの場合、日本語の「テミロ」を除く日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の恒常条件文では、表現類型の叙述モダリティと説明モダリティが用いられる。
4. 事実条件文のモダリティの場合、日本語の条件形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「テハ」・「次第」・「限り」の事実条件文では、叙述モダリティのみ用いられる。

以上が、日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の用法とモダリティの結論である。以下では、本研究における日本語の条件形式とインドネシア語について明確にされていない課題、残された課題、今後の研究課題を説明する。

6.2 日本語とインドネシア語の条件形式に関する今後の研究課題

6.1 節の部分ではリアリティとモダリティに基づいて、日本語とインドネシア語の条件形式に関して、多くの点を明らかにした。但し、明確にされていない点も残っている。本稿において残された課題を以下に説明する。

A. 日本語とインドネシア語の条件形式の用法に関する課題

I. 日本語の条件形式に関する課題：

1. 仮定条件文の課題

本研究では、仮定条件文は典型的な仮定条件文、既定条件文、反事実条件文の3つに分けられる。これらの3つの種類のうち、反事実条件文について課題が残されている。日本語の条件形式の反事実条件文について、日本語の条件形式の「ト」・「場合」・「ナイコトニハ」・「限り」の反事実条件文が用いられるかどうか、という問題に関しては明らかになっていない部分があると考えられる。その理由は、これらの形式では反事実条件文の実例は非常に少ないか、又は実例が見つからなかったからである。さらに、置き換えの実験の結果からもはっきりした結論は言えない。例えば、以下の例文を検討する。

- (1) a. 登記上「雑種地」である男性の土地は、木造平屋の直売所が建つと、本来は課税上「宅地」となるはずなのに、「雑種地」のままとされた。(朝日新聞 2010/07/23)
- b. ○ 登記上「雑種地」である男性の土地は、木造平屋の直売所が建った場合、本来は課税上「宅地」となるはずなのに、「雑種地」のままとされた。
- c. ? 登記上「雑種地」である男性の土地は、木造平屋の直売所が建たないことには、本来は課税上「宅地」とならないはずなのに、「雑種地」のままとされた。
- d. ?? 登記上「雑種地」である男性の土地は、木造平屋の直売所が建つ限り、本来は課税上「宅地」となるはずなのに、「雑種地」のままとされた。
- (2) a. 菅原監督に会わなければ、この年まで野球にかかわっていなかったら。
(朝日新聞 1988/07/12)
- b. ? 菅原監督に会わないと、この年まで野球にかかわっていなかったら。
- c. ○ 菅原監督に会わなかった場合、この年まで野球にかかわっていなかったら。
- d. ? 菅原監督に会わないことには、この年まで野球にかかわっていなかったら。
- e. ? 菅原監督に会わない限り、この年まで野球にかかわっていなかったら。

上の(1)は「ト」形式の反事実条件文の「反事実－反事実」のパターンである。この例文の場合、「ト」形式では反事実条件文を用いることが可能である。「ト」は「場合」に置き換えられるが、「場合」の前にある動詞は辞書形から過去形に変化しなければならない。また、後ろの部分(「雑種地」のままとされた)を削除すると、「ト」は「ナイコトニハ」に置き換えられる。しかし、「ト」は「限り」に置き換えてみると、やや不自然な文になる。「限り」が置き換えられにくい理由は、「～限り」の意味に関係があるか、或いは動詞のアスペクトとの関係もあると考えられるが、明確な理由は不明であり、さらに検討が必要となる。

また、(2)は「レバ」の反事実条件文の「反事実－反事実」の例文である。この場合、「レバ」は「場合」に置き換えられるが、(1)の場合と同じように動詞は過去に変化しなければならない。一方、「レバ」を「ト」に置き換えると、反事実条件文は成り立たず、不自然な文になる。なぜ「ト」は不自然なのか、その理由として「ト」の前に表す述語が過去形にできないからであると考えられるが、これを論証するためには更なる研究が必要となる。また、「レバ」を「限り」に置き換え

ると、やや不自然な文になるのは(1)の例文と同様である。

以上のことから、「ト」・「場合」・「ナイコトニハ」・「限り」の反事実条件文の更なる研究が必要である。また、「タラ」と「レバ」の反事実条件文と比較すると、興味深い結果につながると考えられる。従って、反事実条件文に関する研究は今後の研究課題とする。

2. 恒常条件文の課題

恒常条件文については、本研究でほとんど明らかにした。日本語の典型的な形式と「テミロ」を除く周辺形式は恒常条件文が用いられる。但し、一般条件文の自然現象を表すものについて、まだ明らかになっていない部分がある。自然現象を表す条件文は一般に他の形式を用いることもできるが、「ト」形式で表わされることが多い。これは単なる偶然なのか、或いは他の形式の意味に関係があるのかについて、検討が必要である。一般的傾向として人間が巻き込まれない一般条件文の場合、「ト」形式が最も適切であると考えられる。さらに、自然現象だけでなく、以下の例文の場合も用いる形式が制限されている。

- (3) a. 鹿児島本線で門司方面から行くと、博多につく三つ手前に香椎という小さな駅がある。
(松本清張『点と線』)
- b.? 鹿児島本線で門司方面から行ったら、博多につく三つ手前に香椎という小さな駅がある。
- c.? 鹿児島本線で門司方面から行けば、博多につく三つ手前に香椎という小さな駅がある。
- d.? 鹿児島本線で門司方面から行くなら、博多につく三つ手前に香椎という小さな駅がある。
- e.?? 鹿児島本線で門司方面から行つては、博多につく三つ手前に香椎という小さな駅がある。
- f.? 鹿児島本線で門司方面から行く場合、博多につく三つ手前に香椎という小さな駅がある。
- h.?? 鹿児島本線で門司方面から行き次第、博多につく三つ手前に香椎という小さな駅がある。
- i. ?? 鹿児島本線で門司方面から行かないことには、博多につく三つ手前に香椎という小さな駅がない。
- j.?? 鹿児島本線で門司方面から行く限り、博多につく三つ手前に香椎という小さな駅がある。

上の(3)の例文は「ト」の一般条件文である。この例文はありのままの事実を説明する条件文である。この例文の場合、「ト」は他の形式に置き換えられにくい、又は置き換えられないという結果になる。従って、日本語の条件文の典型的な形式と「テミロ」を除く周辺形式では恒常条件文が用いられるが、特に一般条件文に関して「ト」形式以外、他の形式は使用範囲の制限があると考えられる。

なぜ自然現象やありのままの事実を表す文は、他の日本語の条件形式を用いることが可能であっても「ト」形式がよく用いられるのか。また、「ト」を除く「タラ」・「レバ」・「ナラ」・「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」形式の一般条件文の使用範囲の制限についてどんなものなのか、本研究で採用するレアリティー概念とモダリティの枠組みではうまく解決できない問題である。従って、これらの問題に対して、他の枠組みで分析する必要がある。例えば、Grice

の行動規準の4つの格率 (maxim)⁶⁵ という基準を採用することも可能である。なぜ自然現象やありのままの事実を表す条件文には「ト」形式がよく用いられるのか。Griceの4番目の様態の格率 (maxim of manner) によれば、話し手/書き手は a. わかりにくい表現を避けること・b. 曖昧さを避けること・c. 不必要に余計なことを言わず、簡潔な言い方をすること・d. 順序よく、整然と提示することという4つのことを目指すという。自然現象やありのままの事実を表す条件文を述べるときに、「ト」形式は他の条件形式よりも簡潔なので、4つのcにしたがって「ト」形式が用いられる。しかし、これはまだ単なる考えである。恒常条件文、特に一般条件文の使用範囲に関して、「ト」形式を除く他の条件形式の使用範囲はどこまで限られているのか、深く分析する必要がある。

3. 事実条件文の課題

事実条件文の用法に関して、多くの点が明らかになった。しかし、日本語の周辺形式の「テハ」と「限り」の発見と「次第」の連続動作のような用法に関しては、依然明らかになっていない部分がある。「テハ」と「限り」形式では発見のような実例が現れるが、これは「ト」や「タラ」の事実条件文の発見と同じものだろうか、例えば、以下の例文をあげる。

(4) a. 過去の経歴を調べると、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。
(アエラ 2010/01/25)

b. ? 過去の経歴を調べては、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。

c. ○ 過去の経歴を調べた限り、2人とも別の会社でクビ切り面接の面接官の経験があった。

(5) a. 県は、18カ所の小学校や幼稚園、保育所、公園で測定を実施。なんと、1カ所をのぞいては、単純計算で年1ミリシーベルトを上回ってしまったのだ。(週刊朝日 2011/06/24)

b. ○ 県は、18カ所の小学校や幼稚園、保育所、公園で測定を実施。なんと、1カ所をのぞくと、単純計算で年1ミリシーベルトを上回ってしまったのだ。

c. ○ 県は、18カ所の小学校や幼稚園、保育所、公園で測定を実施。なんと、1カ所をのぞいている限り、単純計算で年1ミリシーベルトを上回ってしまったのだ。

⁶⁵ Griceの行動規準の4つの格率 (maxim) :

1. 量の格率 (maxim of quantity)
 - a. (その時点での目的に) 必要なだけ十分な情報を与えること.
 - b. 必要以上の情報を与えないこと.
2. 質の格率 (maxim of quality)
 - a. 偽と信じることは言わないこと.
 - b. 十分な証拠のないことは言わないこと.
3. 関係の格率 (maxim of relation)

関連のあることを言うこと (Be relevant)
4. 様態の格率 (maxim of manner)
 - a. わかりにくい表現を避けること.
 - b. 曖昧さを避けること.
 - c. 不必要に余計なことを言わず、簡潔ないいからをすること.
 - d. 順序よく、整然を提示すること.

(Grice (1975, 1989 から修正引用) 東森勲・吉村あき子 (2003 : 25-26))

- (6) a. スピンボルダックでの今月中旬の寒波の死亡者数を国連は「子どもを含め10人」と発表したが、現地の各キャンプで話を聞いた限り、最低でも30人以上が死んでいた。

(朝日新聞 2002/12/28)

- b. ○ スピンボルダックでの今月中旬の寒波の死亡者数を国連は「子どもを含め10人」と発表したが、現地の各キャンプで話を聞くと、最低でも30人以上が死んでいた。
- c. ? スピンボルダックでの今月中旬の寒波の死亡者数を国連は「子どもを含め10人」と発表したが、現地の各キャンプで話を聞いては、最低でも30人以上が死んでいた。

上の (4) a は「ト」形式の発見の用法である。この例文の場合、「ト」を「テハ」と「限り」に置き換えると、やや不自然な文になる。一方、(5) a は「テハ」形式の発見と思われる例文である。この例文の場合、「テハ」は「ト」と「限り」に置き換えることが可能である。また、(6) a は「限り」の発見の例文である。この例文では、「限り」は、「ト」に置き換えることが可能であるが、「テハ」に置き換えた場合、やや不自然な文になる。従って、「ト」形式と意味が異なるが、「限り」形式では事実条件文の発見の用法が確認できる。一方、「テハ」形式でも発見を用いることが可能かどうか、議論の余地がある。もし、発見という用法が可能としても、かなり制限があると考えられる。「テハ」形式の事実条件文について更なる研究が必要である。

また、「次第」形式の事実条件文の連続動作について、本研究では「次第」の連続動作と考える例文が見つかったが、これは「ト」の連続動作と同じかどうか、明確ではない。例えば、以下の例文を検討する。

- (7) a. 学生ら六百九人を連行したが「身分を確認し次第、すぐに釈放した」と説明すなど、国際社会の批判をすこしでもやわらげようと「配慮」しているようにも見える。

(アエラ 1996/12/16)

- b. 学生ら六百九人を連行したが「身分を確認すると、すぐに釈放した」と説明すなど、国際社会の批判をすこしでもやわらげようと「配慮」しているようにも見える。

上の (7) a の例文は、「次第」は「ト」に置き換えることが可能である。従って、「次第」は連続動作を用いることが可能であると考え、(7) a の例文は、「ト」の連続動作と同じ意味やニュアンスなのかという問題は今後の研究課題とする。

II. インドネシア語の条件形式の用法に関する残された課題

インドネシア語の条件形式の用法については、asal(kan)形式を除く kalau・jika・(apa)bila形式はほぼ明らかにした。asal(kan)形式のまだ明らかになっていない問題は、恒常条件文に関することである。収集したデータから見ると、asal(kan)形式には恒常条件文の一般条件文の自然現象と習慣を表す例文は見つからなかった。自然現象が現れない理由の一つは、asal(kan)形式は人間が巻き込まれる出来事のみ用いられるからであると考えられる。しかし、明確な説明するには更なる研究が必要となる。また、習慣の例文が見つからなかった理由は、asal(kan)より他の

形式、特に *kalau* 形式の方がより適切であるからであると考えられるが、はっきりした理由はまだ明確になっていない。従って、*asal(kan)*形式の恒常条件文の用法について、更なる研究が必要である。

また、1章の1.3節では条件文の用法として認定されるかどうか分からない *kalau* 形式の用法が現れた。以下にはその例文である。

- (8) a. “Kalau basket, bagaimana?” (Norwegian Wood)
 ト/レバ/タラ/ナラ バスケットボール どう
 「バスケットボールは？」 (ノルウェイの森 (上))
- b. ?? “Jika basket, bagaimana? ”
 c. ?? “Bila basket, bagaimana? ”
 d. ?? “asalkan basket, bagimana? ”
- (9) a. *Kalau* flu panadol obatnya. (作例)
 ト/レバ/タラ/ナラ 風邪 パナドル⁶⁶ 薬
 風邪ならパナドルが効く
- b. ?? *Jika* flu, panadol obatnya.
 c. ?? *Bila* flu, panadol obatnya.
 d. ?? *Asalkan* flu, panadol obatnya.

上の (8) の例文の *kalau* は、日本語の原文の格助詞の“は”を訳したものである。(9) は *Kalau* +N1+N2 という構造である。このような用法では *kalau* は *jika*・(apa)*bila*・*asal(kan)* に置き換えられにくい、又は置き換えられない。また、このような *kalau* の用法は本研究の採用するレアリティとモダリティの枠組みでは、うまく分析できない問題であると考えられる。しかし、このような *kalau* の用法は“提題のナラ”(非節的な X ナラ、N1 ナラ N2) と呼ばれる特別な「ナラ」形式の用法と似ている⁶⁷。従って、このような *kalau* 用法は条件文として認定されるかどうか、どんな意味や機能を持つのか、なぜ *jika*・(apa)*bila*・*asal(kan)* の形式には用いられにくい又は用いられないのか、という3つの問題に関しては今後の研究課題とする。

以上が、本研究においてまだ明確になっていない日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の用法に関する問題である。次に、モダリティに関する残された問題を述べる。

B. 日本語とインドネシア語の条件形式のモダリティに関する課題

I. 日本語の条件形式のモダリティに関する残された課題

日本語の条件文の典型的な形式と周辺形式の仮定条件文のモダリティ、恒常条件文のモダリティ、事実条件文のモダリティについては多くの部分が明らかになった。但し、反事実条件文を除

⁶⁶ パナドルはインドネシアで有名な風邪薬である。

⁶⁷ 「ナラ」形式の特別な用法について鈴木義和(1991)の「提題のナラとその周辺」・高梨信乃(1995)の「非節的な X ナラについて」・志澤剛(2011)の「N1 ナラ N2 条件形式の意味・機能と認可条件」という先行研究で論じていた。

についても、多くの部分が明らかになった。但し、(apa)bila 形式と asal(kan)形式の典型的な仮定条件文では、行為系の意志、勧誘、行為要求モダリティを用いることが可能かどうか、という問題が生じる。その理由は、収集したデータには kalau と jika 形式では意志、勧誘、行為要求を用いる例文が見つかったが、(apa)bila 形式と asal(kan) 形式では意志、勧誘、行為要求モダリティを用いる例文が見つからなかったからである。この問題に関する筆者個人の意見では、どちらも意志、勧誘、行為要求モダリティが用いられるが、制限がある。どのような制限であるのかを確認するために、以下の例文を検討する。

- (12) a. Kalau saja bisa, aku pun mau memeluk nya erat-erat.
 ト/タラ/レバナラ だけ できる 私 も ~たい 抱く 彼女 しっかり
 もしできることなら直子を抱きしめてやりたい。(ノルウェイの森 (上) : 62)
- b. ? Bila saja bisa, aku pun mau memeluknya erat-erat.
 c. ? Asalkan saja bisa, aku pun mau memeluknya erat-erat.
- (13) a. Kalau sudah selesai belajar, ayo main bola. (作例)
 ト/タラ/ナラ ~した 終わる 勉強、 ~ましょう 遊ぶ サッカー
 勉強が終わったら、サッカーをやりましょう。(筆者訳)
- b. ? Bila sudah selesai belajar, ayo main bola.
 c. ? Asalkan sudah selesai belajar, ayo main bola.

上の (12) と (13) の例文は kalau の典型的な仮定条件文であり、主節に意志と勧誘モダリティが用いられる。これらの例文の場合、(12) も (13) も kalau は(apa)bila と asalkan に置き換えにくいと考える。その理由の一つは「mau」という意志モダリティと「ayo」という勧誘モダリティは口語的な形なので、bila 形式や asal(kan)形式に置き換えにくいと考えられる。一方、(apa)bila と asal(kan)の例文には「mau」は文語的な形の「ingin/hendak」に替えると、(12b) と (12c) の例文は自然な文になる。このような問題は本研究におけるレアリティやモダリティという分析の枠組みでは明確に説明できない。従って、他の枠組みが必要である。例えば、Halliday のレジスター理論である。

以上が、日本語とインドネシア語の条件形式のモダリティに関する残された課題である。次に、日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式に関して、本研究でまだ扱っていない課題を説明する。

C. 日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の今後の課題

I. 日本語の条件形式の今後の課題

第1章の1.2節では、日本語の条件文の典型的な形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」には変異形が存在していることを述べた。その変異形は例えば、接続表現、特殊な形式、複合辞、文末の終助詞のような形である。例えば、接続表現は以下のようなものである。

- (14) そのときは向こうの大型車も停まっていて、中から運転していた男があわてて出てくるのが見えました。すると、その男が横から赤いセーターの女が走ってくるのが見えました。
(松本清張『死の枝』)
- (15) 「江戸末期は栄養不足で日本人の体格は小さくなった。軍事力も弱く開国を迫る外国列強にいいようにされた。いいことばかりではない」。これを聞いて、会場にいた若者が手を挙げて、質問した。「江戸時代の日本は僕も素晴らしいと思う。だったら今の日本も鎖国したらいいんじゃないですか」。会場がさざめいた。
(朝日新聞 2012/05/07)
- (16) 民主党政権を揺さぶり続ける沖縄の米軍普天間基地問題。「打開できるはず」ならば、首相になれなくても、その「腕力」を米国に対しても発揮すべきだ。そうすれば、歴史は別の評価を与えるだろう。
(アエラ 2010/09/20)
- (17) 「国策石油は必要」。何より、公団関与の石油が日本の「エネルギー安保」にどう関連するかが分かりにくいとの批判は根強い。利権を持ってモノは外国にあり、一朝有事には確保出来ないのではないかとの指摘だ。なら、産油国やメジャーなど専門家に任せるとの主張につながる。
(週刊朝日 1998/06/29)

以上の (14) の「スルト」、(15) の「ダッタラ」、(16) の「ソウスレバ」、(17) の「ナラ」は、「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」形式の接続表現の形である⁶⁸。さらに条件形式から成立した接続表現は、これだけではなく、「ソウシタラ」・「ソウスルト」・「ソレナラ」・「トナルト」などが存在する。これらの接続表現の形式の意味や用法は本研究では取り扱わないので、今後の研究課題とする。

特殊な形式の例は例えば以下のようなものである。

- (18) 「夢は大きければ大きいほど実現できと思っています」
(アエラ 2009/06/08)
- (19) 事実関係が違うならともかく、インタビューのどの部分を読者に届けるかは、言論の自由にもかかわる問題だ。
(週刊朝日 2010/01/29)

上の (18) は「レバ」形式の「～レバ～ホド～」という特殊な形式であり、(19) は「ナラ」形式の「～ナラトモカク」という特殊な形式である。この条件形式の特殊な形式は「レバ」と「ナラ」形式のみ現れる。特に「ナラ」形式では「～ナラトモカク、～」形式だけでなく、「～ナラシヨウガナイ(ガ)、～」、「～ナラマダシモ、～」という特殊な形式も存在する。この特殊な形式は、なぜ「レバ」と「ナラ」形式のみ現れるのか、または、この特殊な形式の意味や用法などが条件形式と同じなのかという疑問は研究課題として興味深いものである⁶⁹。

また、以下の (20) と (21) の例文は、「ト」と「レバ」の複合辞の例文である。

⁶⁸ 赤羽根義章 (1998) は「ソウスルナラ、ソレナラ、ダッタナラ、ナラ」接続表現を論じている。また、現代日本語文法⑦第 12 部談話 (2009) では、日本語の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」の接続表現について説明している。

⁶⁹ 「ナラ」の特殊な形式について田中寛 (2011) は、「複合辞としてのナラ条件文の特殊用法について一提題と確認の交差すること」の研究では簡潔に説明している。

- (20) 海水や雨水より抵抗はあろうが、科学的には何から作っても水は水である。では、何から作っても電気は電気かというと、そんな時代ではない。原子力は、いよいよの時に仕方なく頼る電源になった。
(朝日新聞 2012/07/06)
- (21) 政治家が中央も地方も、国民の思いから遠のいていく。被災者を置いてきぼりにして誕生日を祝うかと思えば、政争に奔走する。
(朝日新聞 2011/06/12)

上の (20) の「～カトイウト、～」と (21) の「～カト思エバ、～」は複合辞の形式である。「ト」と「レバ」形式だけではなく、「タラ」と「ナラ」形式にも複合辞の形式が存在する。例えば、「～トシタラ、～」・「～カト思ッタラ、～」・「～トスルナラ、～」などの形式がある⁷⁰。また、以下のような「ト」・「タラ」・「レバ」の評価モダリティを表す複合辞も存在している⁷¹。

- (22) 気になる人は、新聞などで各地の大気中の放射線量を継続してチェックしよう。大きな増加があったら、福島第一原発で何かあったと判断すればいい。(アエラ 2011/05/30)
- (23) 米国のオバマ次期大統領は4年に1度の選挙で600億円を集めました。一方、日本では毎年300億円の政党交付金が配られます。4年で1200億円。日本人のほうは政治にカネを出しているんです。政党交付金なんてやめて、政治家もラーメン屋と同じようにしたらいい。
(週刊朝日 2008/12/12)
- (24) 企業に人を送り込む場合、直感と情熱で進んできた右脳型の起業家の参謀には抑え役になる左脳型を入れるといい。逆に、企業再生の現場に論理主導型の左脳型を送り込むと反発を受けることが多いという。
(アエラ 2007/10/29)

上の (22) の「～レバイイ」、(23) の「～タライイ」、(24) の「～トイイ」は「ト」・「タラ」・「レバ」の複合辞である。これらの複合辞の形式の意味や用法などは、今後の研究課題である。また、「タラ」と「レバ」形式には、以下のような終助詞的な用法も存在している。

- (25) 米軍普天間飛行場の周辺で今月、123デシベルの騒音が住宅地を襲った。飛行機エンジンのすぐ近く以上の爆音。「児童は怖がって手で耳をふさいでいる」と地元小学校長。「無神経さに驚く」と沖縄県知事。この基地がもし東京の真ん中にあたら。もし我が家の近くにあたら。
(朝日新聞 2010/10/25)
- (26) ◇Q&A

参加者から前もって寄せられた質問に、甲斐倫明教授が答える時間を設けた。

Q 食品に含まれる放射性物質の新基準。子どもの数値をどうみれば?

⁷⁰ 江田すみれの(1991) (1992) (1994) (1998a) (1998b) (2007)の研究では「ト」・「タラ」・「レバ」の「となると」・「とすると」・「とすれば」・「としたら」・「とみると」という複合辞を論じている。また、田中寛(2010)の『複合辞からみた日本語文法の研究』の第2部の第1章では「レバ」の形式の複合辞の用法を簡潔に説明している。

⁷¹ 高梨信乃(1995)は「条件接続形式による評価的複合表現：スルトイイ、スレバイイ、シタライイ」を論じている。

A 新基準は食品からの被曝が年1ミリシーベルトを超えないよう、年齢による食べる量、種類の違いを考慮して計算してある。食品濃度で一番厳しい値になるのは中高生。成長期で、食べる量が多いからだ。同じ線量なら小児への影響の方が大きいのではないかという配慮として一番低い値を基準として設定すると共に、乳児用食品と牛乳ではさらに余裕をもたせている。(朝日新聞 2012/02/29)

(27) 全国“政権”学力調査。支持率がついに20%台になりました。その際、首相として、最も適切な行動を選びなさい。(1) 普天間移設問題で地元、米国との信頼関係を築き直す。これだけ時機を逸しても可能なら。(2) 党と内閣の双方で強力なリーダーシップを発揮する。もし二重権力状態を解消できるなら。(3) 政治と金の問題を洗い直し、国民の不信を一掃する。自身の疑惑も全部さらけ出せるなら。(4) 投げ出す。これは前例多数。(アエラ 2010/04/21)

上の(25)の「タラ」、(26)の「レバ」、(27)の「ナラ」の例文は、複文ではなく単文である。これらの文では「タラ」・「レバ」・「ナラ」の位置は文末に表われ、終助詞と同じような位置を占める。但し、詳しくみると、(25)と(26)例文は“言いさし文”のような表現も考えられる⁷²。これらの「タラ」・「レバ」・「ナラ」の終助詞的な用法はどんな意味や機能があるかは、今後の研究課題の一つとする。

以上の条件形式の「ト」、「タラ」、「レバ」、「ナラ」の変異形の他に、日本語の条件文の典型的な形式と周辺形式の否定形式も研究課題の問題として興味深いものである。その理由は、条件文では従属節の述語が否定形の場合、主節(後件)の事態はほとんど“望ましくない事態”であり、仮定条件文となる傾向が見られるからである。各条件形式の否定形を用いた条件文では主節に“望ましい事態”も現れるのか。また、各条件形式の否定形「～ナイト」・「～ナケレバ」・「～ナカタラ」・「～ナイナラ」・「～ナクテハ」・「～ナイ場合」・「～ナイ次第」・「～ナイコトニハ」・「～ナイ限り」の各形式にどんな違いがあるのかという研究は、研究はまだ不十分である⁷³。この各条件形式の否定形を明らかにするためには赤塚紀子(1998) *Desirability* の仮説が期待できる。

II. インドネシア語の条件形式の今後の課題

第1章の1.3.3節で述べたように、インドネシア語の条件形式には *kalau*・*jika*・(*apa*)*bila*・*asal(kan)* 以外に *seandainya*・*andaikata*・*sekiranya* などの形式が存在する。これらの *seandainya*・*andaikata*・*sekiranya* 形式は *asal(kan)* 形式と同じように使用範囲が限られていると考える。例えば、以下の例文を検討する。

⁷² 白川博之(2009: 83)によれば、聞き手不在発話の場合、タラ節は「願望」「危惧」を、レバ節は「願望」を表す。聞き手存在発話の場合、タラ節・レバ節は「勧め」を表す。

⁷³ 2013年9月29日に学習院女子大学で行われた日本語/日本語教育研究会 第5回研究大会のポスター発表部門で筆者が「条件文の周辺形式の「～ナクテハ」と「～ナイコトニハ」をめぐって—用法と主節のモダリティを中心に—」という研究課題を発表した。分析した結果、否定形の「ナクテハ」と「ナイコトニハ」から成立した条件文は、特に恒常条件文が必ずしも望ましくない事態を表さないという結論を述べた。

(28) a Kalau tidak cukup bukti, kasus Yusril harus dihentikan.

ト/バタラ/ナラ ない 足りる 証拠 事件 ユスリル ~ばならない 止める

もし証拠が足りなかったら、ユスリルさんの事件は止めなければならない。

(Media Indonesia 2011/1/31)

b. ○ Seandainya/andaikata/sekiranya tidak cukup bukti, kasus Yusril harus dihentikan.

(29) a Kalau bingung maka gagapnya semakin parah.

ト/バタラ/ナラ 混乱 すると どもり もっと ひどい

混乱するとどもりがひどくなった。(ノルウェイの森 : 34) (Norwegian Wood: 26)

b. ?? Seandainya/andaikata/sekiranya bingung maka gagapnya semakin parah.

上の (28) a と (29) a の例文は *kalau* 形式の仮定条件文と恒常条件文の習慣を表す例文である。

(28) の仮定条件文では *kalau* は *seandainya*・*andaikata*・*sekiranya* に置き換えることが可能であり、文の意味がほとんど変わらない。しかし、(29) の恒常条件文の習慣を表す条件文では、*kalau* は *seandainya*・*andaikata*・*sekiranya* に置き換えると不自然な文になる。従って、*seandainya*・*andaikata*・*sekiranya* 形式は仮定条件文が用いられるが、習慣を表す条件文が用いられにくいと考えられる。しかし、これは暫定的な結論であり、分からない部分が多いので、詳しく分析する必要がある。さらに、使用範囲だけではなく、*seandainya*・*andaikata*・*sekiranya* 形式のモダリティについても詳しく分析する必要がある。従って、*seandainya*・*andaikata*・*sekiranya* 形式の用法やモダリティについて今後の研究課題とする。

また、インドネシア語の *kalau*・*jika*・(*apa*)*bila*・*asal(kan)* 形式は日本語の条件形式と異なり、事実条件文が用いられない。その代わりに、*waktu*・*ketika*・*saat*・*begitu* という時間関係を表す形式が日本語の事実条件文に対応する。例えば、

(30) a. (時宗さん方を) 見に行ったら、奥の方から火が出ていた。(朝日新聞 2010/08/19)

b. ○ Waktu/Ketika/Saat pergi melihat rumah Tokimune api keluar

ト/タラ/時に 行く 見る 家 時宗さん 火 出る

dari dalam rumah.

から 中 家

c. ?? Kalau/Jika/bila/asalkan pergi melihat rumah Tokimune api keluar

上の (30) の例文は「タラ」形式の事実条件文の発見という用法である。この例文では、「タラ」はインドネシア語の条件形式の *kalau*・*jika*・(*apa*)*bila*・*asal(kan)* に訳されないが、時間関係を表す接続語の *waktu*・*ketika*・*saat*・*begitu* に訳することが可能である。但し、*begitu* に訳すと、やや不自然な文になる。*waktu*・*ketika*・*saat*・*begitu* の用法やモダリティの制限、またこれらと他の条件形式の *kalau*・*jika*・(*apa*)*bila*・*asal(kan)* 形式との関係との、さらに日本語の事実条件文を表す「ト」や「タラ」形式との対照研究は今後の課題とする。

以上が、日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の今後の研究課題である。(A) の日本語とインドネシア語の条件形式の用法とモダリティに関する残された課題、(B) 日本語とインド

ネシア語の条件形式のモダリティに関する残された課題、(C) 日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の今後の課題を表にすると、表 71 のようになる。

表 71 日本語の条件形式とインドネシア語の条件形式の今後の研究課題

	No	日本語の条件形式の今後の研究課題
A 用法	1	日本語の条件形式の「ト」・「場合」・「ナイコトニハ」・「限り」の反事実条件文の問題。
	2	日本語の条件文の典型的な形式と周辺形式の恒常条件文の使用範囲の制限の問題。特に、「タラ」・「レバ」・「ナラ」・「テハ」・「場合」・「次第」・「ナイコトニハ」・「限り」形式の一般条件文の使用範囲の制限。
	3	日本語の周辺形式の「テハ」と「限り」の発見と「次第」の連続動作の用法の問題。
B モダリティ	4	「ト」形式の仮定条件文では行為系の意志モダリティが用いられるかどうかという問題
C 新たな課題	5	日本語の条件文の典型的な形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」における変異形（接続表現・複合辞・終助詞）の意味や用法などの問題。
	6	日本語の条件文の典型的な形式と周辺形式の否定形の問題。
	No	インドネシア語の条件形式の今後の研究課題
A 用法	1	asal(kan) 形式には恒常条件文の一般条件文の自然現象と習慣が用いられるかどうかという問題。
B モダリティ	2	bila 形式と asal(kan)形式の仮定条件文では、行為系の意志、勧誘、行為要求モダリティが用いることが可能かどうかという問題。
C 新たな課題	3	seandainya・andaikata・sekiranya 形式の用法やモダリティについての問題。
	4	時間関係を表す接続語の waktu・ketika・saat・begitu の用法やモダリティ、及び条件形式との関連や日本語の事実条件文を表す「ト」や「タラ」形式との対照の問題。

(筆者作成)

上の表 71 は日本語とインドネシア語の条件文に関する今後の研究課題である。残された条件文に関する課題は少なくない。特に日本語の条件文の研究範囲は広い。本研究で明らかにできたものは条件文に関する研究の一部である。本研究は日本語の条件文とインドネシア語の条件文の基礎的な研究に過ぎないが、日本語の条件文研究に新たな視点をもたらすとともに、インドネシアにおける日本語の教育にも裨益するところがあればと思う。

【参考文献】

- 赤塚紀子・坪元篤郎 (1998) 『モダリティと発話行為』 中右実 (編) 研究社
- 赤羽根義章 (1998) 「ソウスルナラ、ソレナラ、ダッタナラ、ナラ」『宇都宮大学教育学部紀要 人文学科論集』 31号 pp.1-12 宇都宮大学
- 網浜信乃 (1990) 「条件節と理由節—ナラとカラの対比を中心に—」『待兼山論叢』 24号 pp.19-38 大阪大学文学部
- アリ アルタディ (2011a) 「日本語の条件文の分類と用法について—「と」と「たら」の分類と用法を中心に—」『外国語学会誌』 No.40 pp. 251-266 大東文化大学外国語学会
- アリ アルタディ (2011b) 「日本語の「ナラ」条件文の分類と用法についての一考察」『外国語学研究』 第12号 pp.157-168 大東文化大学大学院外国語学研究科
- アリ アルタディ (2011c) 「日本語条件文の分類からみたインドネシア語の条件文の用法について」『語学教育研究論叢』 第28号 pp.345-366 大東文化大学語学教育研究所
- アリ アルタディ (2012a) 「日本語の条件文とその問題点について」『外国語学会誌』 pp. 231-249 大東文化大学外国語学会
- アリ アルタディ (2012b) 「日本語のト条件文の用法と主節のモダリティについて」『外国語学研究』 第13号 pp. 199-210 大東文化大学大学院外国語学研究科
- アリ アルタディ (2013) 「条件文の周辺の「限り」形式の用法と主節モダリティについて」『指向』 第10号 pp.100-113 大東文化大学大学院 外国語学研究科 日本言語文化学専攻誌
- 有田節子 (1993a) 「日本語の条件文と知識」益岡隆志 (編) 『日本語の条件表現』 pp.41-71 くろしお出版
- 有田節子 (1993b) 「日本語条件文研究の変遷」益岡隆志 (編) 『日本語の条件表現』 pp.225-278 くろしお出版
- 有田節子 (1996) 「ハの domain 設定機能とテハ構文の二つの解釈」上田功他 (編) 『言語研究の領域 小泉保博士古希記年論文集』 pp.21-34 大学書林
- 有田節子 (1999a) 「プロトタイプから見た日本語の条件文」『言語研究』 115号 pp.77-107 日本言語学会
- 有田節子 (1999b) 「テハ構文の二つの解釈について」『国語学』 199集 pp. 41-56 国語学会
- 有田節子 (2006) 「条件表現研究の導入」益岡隆志 (編) 『条件表現の対照』 pp.3-28 くろしお出版
- 有田節子 (2006) 「時制節性と日英語の条件文」益岡隆志 (編) 『条件表現の対照』 pp.127-150 くろしお出版
- 有田節子 (2007) 『日本語条件文と時制節性』 くろしお出版
- 有田節子 (2008) 「あなたがそう言うから/なら別れることにするわ—理由も条件も同じコインの裏表— (特集 例解 日本語の条件表現--言語に「もし」がなかったら?) 」『言語』 37(10)号 pp. 76-83 大修館書店
- 有田節子 (2012) 「複文研究の一視点: 時制とモダリティの接点としての既定性 (特集 複文研究の一視点: 時間と様相の相互作用)」『日本語文法』 12(2) pp. 43-64, 日本語文法学会 く

ろしお出版

- 井黒玲 (2009) 「日本語の条件表現「タラ」と「バ」の使い分けの一考察」『富山大学国語教育』第 34 号 pp.26-19 富山大学国語教育学会
- 石川守 (1988) 「目的の「ために」と「ように」、及び既定条件の「タラ」と「て」における自己の意志の問題」『語学研究』54 号 pp.11-30 拓殖大学
- 石渡敏雄 (1996) 「対象研究の意義」『日本語学』Vol15-7 号 pp.118-124 明治書院
- 岩男考哲 (2008) 「最近の若者ときたら...-話者の思考と属性叙述 (特集 例解 日本語の条件表現-言語に「もし」がなかったら?) 」『言語』第 37(10)号 pp.52-59 大修館書店
- 岩男考哲 (2009) 「「ときたら」文をめぐる-有標の提題文が意味すること-」『日本語文法』第 9(2)号 pp. 105-121 日本語文法学会 くろしお出版
- 今尾ゆき子 (2006) 「バ条件文の事実的用法」『福井大学留学生センター紀要』第 1 号 pp. 1-14 福井大学
- 江口巧 (1991) 「条件文と理由文の交替について」『言語科学』第 26 号 pp.22-34 (九州大学)
- 江副美智子 (2003) 「日本語の条件表現の使い分け」『日本認知言語学会論文集』第 3 号 pp.127-137 日本認知言語学会
- 江副美智子 (2003) 「A Comparison of English and Japanese Conditions」『北海道英語英文学』第 48 号 pp. 65-76 日本英文学会北海道支部
- 尾野治彦 (1992) 「日本語の条件文について：-「たら」「ば」「なら」「と」をめぐる(1)」『北海道武蔵女子短期大学紀要』25 周年(記念号) pp.87-113 北海道武蔵女子短期大学
- 尾野治彦 (1993) 「日本語の条件文について：-「たら」「ば」「なら」「と」をめぐる(2)」『北海道武蔵女子短期大学紀要』第 25 号 pp.1-40 北海道武蔵女子短期大学
- 大橋浩 (1989) 「反事実的条件文と関連性理論,メンタル・スペース理論」『西南学院大学英語英文学論集』第 29(3)号 pp. 43-60 西南学院大学
- 尾上圭介 (2001) 『文法と意味 I』くろしお出版
- 加藤重広 (2006) 『日本語文法入門ハンドブック』 研究社
- 川口さち子 (1984) 「ト・バ・タラ・ナラによる条件表現の分析-日本語初級教科書における提出順序再考-」『早稲田大学語学教育研究所紀要』第 28 号 pp.1-28, 早稲田大学語学教育研究所.
- 菊田千春 (2011) 「複合動詞テミルの非意味的用法の成立-使用依拠モデルによる分析」『日本語文法』11 卷 2 号 pp.43-59 日本語文法学会
- 菊田千春 (2012) 「テミロ条件命令とその成立過程：構文ネットワークの役割」『日本語文法学会第 13 回大会発表予稿集』 pp.59-66 日本語文法学会
- 北澤尚 (2001) 「条件表現形式「限り」の文法記述」『京学芸大学紀要 第 2 部門 人文科学』第 52 号 pp.37-45 東京学芸大学
- 北条淳子 (2000) 「日本語教育のための～タラと～トの機能分類」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』第 13 号 pp.51-65 早稲田大学
- 金子尚一 (1994) 「条件形～テハ～ではとその用法をめぐる」『国文学解釈と鑑賞』第 59 卷 1 号 pp.54-69 至文堂

- 金静蘭 (1997) 「「すると」「すれば」による条件文の用法」『研究会報告』第 18 号 pp.27-36 日本語文法研究会
- 金恩希 (1995) 「確定条件を表す「と」と「たら」」『ニダバ』第 24 号 pp.143-150 西日本言語学会
- 久保るみ (1997) 「「以上」と「からには」について」『日本語・日本文化研究』第 7 号 pp.53-64 大阪大学日本語日本文化研究センター
- 久野暉 (1973) 『日本文法研究』大修館書店
- グループ・ジャマシイ (1998) 『日本語文型辞典』くろしお出版
- コルクサ アリ アイジャン (2006) 「ねじれた条件節を持つ条件文の分析」『日本語用論学会大会研究発表論文集』第 2 号 pp.49-56 日本語用論学会
- コルクサ アリ アイジャン (2008) 「条件文の帰結節に現れる認識のモダリティ」『日本語用論学会大会研究発表論文集』第 4 号 pp.39-45 日本語用論学会
- コルクサ アリ アイジャン (2010) 「モダリティと条件文」『国語国文研究』138 pp.68-52 北海道大学国語国文学会
- 言語学研究会・構文論グループ (1985a) 「条件づけを表現するつきそい・あわせ文 (1) — その 1・まえがき—」『教育国語』第 81 号 pp.19-31 むぎ書房
- 言語学研究会・構文論グループ (1985b) 「条件づけを表現するつきそい・あわせ文 (2) — その 2・原因的なつきそい・あわせ文—」『教育国語』第 82 号 pp.26-43 むぎ書房
- 言語学研究会・構文論グループ (1985c) 「条件づけを表現するつきそい・あわせ文 (3) — その 3・条件的なつきそい・あわせ文—」『教育国語』第 83 号 pp.2-37 むぎ書房
- 言語学研究会・構文論グループ (1986) 「条件づけを表現するつきそい・あわせ文 (4) — その 3・うらめ的なつきそい・あわせ文—」『教育国語』第 84 号 pp.49-68 むぎ書房
- 小池清治・小林賢治・細川英雄・犬飼隆 (編集) (1997) 『日本語学キーワード—事典』朝倉書店
- 小島剛一 (2012) 『再構築した日本語文法』ひつじ書房
- 国立国語研究所 (2001) 『現代語複合辞用例集』国立国語研究所
- 小林賢次 (1994) 「条件表現の変遷—仮定表現形式の地理的分布とのかかわり—」『日本語学』第 13-9 号 pp.26-33 明治書院
- 小林賢次 (1996) 『日本語の条件表現史の研究』ひつじ書房
- 近藤安月子 (2008) 『日本語学入門』研究社
- 江田すみれ (1991) 「複合辞による条件表現-I—「となると」の意味と機能—」『日本語教育』第 75 号 pp.153-163 日本語教育学会
- 江田すみれ (1992) 「複合辞による条件の表現 II—「と」「とすると」「となると」の意味と機能について—」『日本語教育』第 78 号 pp.202-212 日本語教育学会
- 江田すみれ (1994) 「複合辞による条件表現—「ば」「とすれば—」『日本語教育』第 83 号 pp.85-95 日本語教育学会
- 江田すみれ (1998a) 「複合辞による条件表現「たら」と「としたら」」『杏林大学外国語学部紀要』第 10 号 pp.85-97 杏林大学外国語学部
- 江田すみれ (1998b) 「条件を表す複合辞「とすると」「とすれば」「としたら」の共通性と相違

- 点について』『日本語教育』第99号 pp.24-35 日本語教育学会
- 江田すみれ(2005)「主題「なら」の表現する内容について」『日本女子大学紀要』第54号 pp.1-11 日本女子大学
- 江田すみれ(2007)「「てみる」を含む条件の用法について：特に「てみると」を中心に」『国文目白』第46号 pp.1-12 日本女子大学
- 佐々木昭則(1994)「関連性の理論と条件文の論理：意味論的観点から」『科学基礎論研究』第83号 pp.27-32 科学基礎論学会
- 佐々木重次(2013)『最新インドネシア語小辞典』第1.4版 GrupSanggar
- 塩入すみ(1992)「「Xハ」型従属節について」『阪大日本語研究』第4号 pp.59-71 大阪大学
- 塩入すみ(1993)「「テハ」条件文の制約について」『阪大日本語研究』第5号 pp.67-81 大阪大学文学部日本学科(言語系)
- 塩入すみ(1995)「カラとカラニハ」宮島達夫・仁田義雄(1995)(編)『日本語類義表現の文法(上)(下)複文・連文編』pp.521-530 くろしお出版
- 白川博之(2009)『「言いさし文」の研究』くろしお出版
- 志澤剛(2011)「NナラN条件形式の意味・機能と認可条件」『日本語文法』第11(2)号 pp.77-93 日本語文法学会
- 鈴木泰(2012)「日本語史における条件=時間=理由関係の表現方法とムード・テンスの変化(特集 複文研究の一視点：時間と様相の相互作用)」『日本語文法』第12(2)号 pp.3-23 日本語文法会 くろしお出版
- 鈴木義和(1992)「提題のナラとその周辺」『園田学園女子大学論文集』第26号 pp.1-12 園田学園女子大学
- 鈴木義和(1993b)「ナラ条件文の意味」益岡隆志(編)『日本語の条件表現』pp.131-148 くろしお出版
- 鈴木義和(1994)「条件表現各論—バ/ト/タラ/ナラー—」『日本語学』第12巻-9号 pp.81-91 明治書院
- 鈴木義和(2009)「条件文とは何か」『紀要』第36号 pp.69-94 神戸大学
- 鈴木義和・孫哲(2010)「日本語と韓国語の条件文の対照研究」『国文論叢』第43号 pp.31-52 神戸大学文学部国語国文学
- 杉本和之(1996)「「そういえば」意味と機能」『愛媛国文と教育』第29号 pp.1-10 愛媛大学
- ソルヴァン, ハリー・前田直子(2005)「「と」「ば」「たら」「なら」再考」『日本語教育』第125号 pp.28-38 凡人社
- 高梨信乃(1995a)「非節的なXナラについて」仁田義雄(編)『複文の研究(上)』pp.167-187 くろしお出版
- 高梨信乃(1995b)「条件接続形式による評価的複合表現：スルトイイ,スレバイイ,シタライイ」『阪大日本語研究』第7号 pp.39-54 大阪大学
- 高梨信乃(1996)「条件接続形式を用いた〈勧め〉表現：シタライイ、シタラ、シタラドウ」『現代日本語研究』第3号 pp.1-15 大阪大学

- 高梨信乃(2003)「遠そうで近い条件と理由、条件と主題(特集 つなぐ言葉—接続関係の言語学)」
『言語』第32(3)号 pp.47-53 大修館書店
- 高梨信乃(2010)『評価のモダリティ—現代日本語における記述的研究』くろしお出版
- 高橋太郎(1983)「動詞の条件形の後置詞化」渡辺実(編)『副用語の研究』pp.293-316 明治書院
- 高橋太郎(2005)(編)『日本語の文法』ひつじ書房
- 高橋美奈子(2003)「「なら」による主題提示についての一考察」『日本語日本文化論叢』第2号 pp.50-44 四天王寺国際仏教大学
- 高橋潔(2003)「英語条件文の分類—Dancygier(1998)を中心として(1)」『宮城教育大学外国語研究論集』第3号 pp.57-70 宮城教育大学英語教育講座
- 高橋潔(2005)「英語条件文の分類—Dancygier(1998)を中心として(2)」『宮城教育大学外国語研究論集』第4号 pp.5-15 宮城教育大学英語教育講座
- 田窪行則(1993)「談話管理理論から見た日本語の反事実的条件文」益岡隆志(編)『日本語の条件表現』pp.169-184 くろしお出版
- 竹鼻圭子(1982)「英語条件文の意味論的分析」『大手前女子大学論集』第16号 pp.15-25 大手前大学・大手前短期大学
- 竹鼻圭子(1988)「条件文の機能」『大手前女子大学論集』第22号 pp.78-91 大手前大学・大手前短期大学
- 田中寛(1985)「条件表現における提題化機能」『日本語教育』第57号 pp.95-115 日本語教育学会
- 田中寛(1988)「動詞派生の後置詞について—「中止形」の意味と機能—」『言語文化』第1号 pp.64-89 文教大学
- 田中寛(1992)「条件表現と発話機能—慣用的側面をめぐって—」『講座日本語教育』第27分冊 pp.71-100 早稲田大学日本語研究教育センター
- 田中寛(1997)「テハ条件文の構造と談話的な機能」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』第9号 pp.69-98 早稲田大学
- 田中寛(2000)「ト節条件文の機能的分析—説明表示文を手がかりに—」『講座日本語教育』第36号 pp.86-110 早稲田大学日本語研究教育センター
- 田中寛(2001)「ナラ節条件文における発話意図—前提情報と事態認識—」『言語教育研究論叢』第18号 pp.307-326 大東文化大学語学教育研究所
- 田中寛(2004)『日本語複文表現の研究』白帝社
- 田中寛(2005)「条件文と条件表現の体系的研究：序章」『大東文化大学紀要 人文科学』第43号 pp.277-304 大東文化大学
- 田中寛(2006)「レバ条件文における文脈的機能：理論関係と説末・文末表現に注目して」『言語教育研究論叢』第23号 pp.167-190 大東文化大学語学教育研究所
- 田中寛(2006a)「タイ語条件表現の研究：条件節と時間節における文の叙述」『大東文化大学紀要 人文科学』第44号 pp.203-247 大東文化大学
- 田中寛(2006b)「タイ語の条件表現をめぐって—日本語とタイ語の対照研究—」益岡隆志(編)

- 『条件表現の対照』 pp.99-126 くろしお出版
- 田中寛 (2008) 「みだりに車外に出ると危険ですー「ト」の事象性にみる結果思考と公共意識ー (特集 例解 日本語の条件表現ー言語に「もし」がなかったら?)」 『言語』第 37(10)号 pp.68-75 大修館書店
- 田中寛 (2010) 『複合辞からみた日本語文法の研究』 ひつじ書房
- 田中寛 (2010a) 「「いう」と「おもう」の言語学: 複合辞を用いた日本語の主体・主観表現」 『立命館言語文化研究』第 22 (2) 号 pp.145-179 立命館大学
- 田中寛 (2010b) 「日本語文法における複合辞研究ー発話行為と文型の多面的な研究をめざして」 『指向』第 7 号 pp.3-11 大東文化大学大学院 外国語研究科 日本言語文化学専攻
- 田中寛 (2011a) 「複合辞としてのナラ条件文の特殊用法についてー提題と確認の交差することー」 『大東文化大学紀要 人文科学』第 49 号 pp.337-363 大東文化大学
- 田中寛 (2011b) 「副詞・副詞 (句) 相当成分に付く「は」の諸相一文の制約とモーダルな関係」 『言語教育研究論叢』第 28 号 pp. 273-285 大東文化大学語学教育研究所
- 田中寛 (2013) 「複合辞からみた条件表現の周辺ー「(ない) 限り」「だけで」「次第で」などに関してー」 『外国語学会誌』No.42 pp.147-164 大東文化大学外国語学会
- 谷口秀治 (1996) 「反実仮想を表す日本語表現について」 『広島大学留学生センター紀要』第 6 号 p.43-48 広島大学留学生センター
- 玉村禎郎 (1984) 「～ものなら」 『日本語学』第 3 (10) 号 pp. 81-88 明治書院
- 陳訪澤・徐淑丹 (2008) 「日本語ナラ条件節におけるモダリティの形式と機能」 『神戸女子大学論集』55(1)号 pp.1-8 神戸女子大学
- 陳会林 (2008) 「「バ」条件文についての考察ー認知言語学の観点から」 『愛知論叢』第 84 号 pp.113-132 愛知大学大学院院生協議会
- 寺村秀夫 (1982) 『日本語シンタクスと意味 I』 くろしお出版
- 寺村秀夫 (1984) 『日本語シンタクスと意味 II』 くろしお出版
- 寺村秀夫 (1991) 『日本語シンタクスと意味 III』 くろしお出版
- 戸村佳代 (1988) 「条件を表さない「タラ」について」 『日本語教育論集』第 11 号 pp.1-14 筑波大学留学生センター
- 東京外国語大学語学研究所 (編) (1998) 『世界の言語ガイドブック 2ーアジア・アフリカ地域ー』三省堂
- 豊田豊子 (1977) 「「と」と「～とき (時)」」 『日本語教育』第 33 号 pp.90-106 日本語教育学会
- 豊田豊子 (1978) 「発見の「と」」 『日本語教育』第 36 号 pp. 日本語教育学会
- 豊田豊子 (1979) 「接続助詞「と」の用法と機能 (III) : 後件の行われる時を表す「と」」 『日本語学校論集』第 6 号 pp.92-110 東京外国語大学
- 豊田豊子 (1985) 「「と、ば、たら、なら」の用法の調査とその結果」 『日本語教育』第 56 号 pp.51-64 日本語教育学会
- 中里理子 (1997) 「順接条件を表す「には」「からには」「以上」」 『学校法人佐藤栄学園 埼玉短期大学研究紀要』第 6 号 pp.115-123 埼玉短期大学
- 中島悦子 (1990a) 「日本語と中国語の条件表現ー「と」と“一” “就”を中心に (日本語教育の

- ための対照研究<特集>」『日本語教育』第72号 pp.91-103 日本語教育学会
- 中島悦子 (1991)「日本語と中国語の条件表現：いわゆる発見の「と」等とそれに対応する中国語表現」『東海大学紀要. 留学生教育センター』第11号 pp.39-50 東海大学
- 中島悦子 (1994)「日中条件表現の対照－「と」を中心として－」『日本語学』第13-9号 pp.52-59 明治書院
- 中島悦子 (1997)「共同研究:職場における女性の話しことば その5 自然談話に現われる「と」「ば」「たら」「なら」－非条件接続用法を中心に」『ことば』第18号 pp.108-124 現代日本語研究会
- 中島悦子 (1998)「自然談話に現れる「と」「ば」「たら」「なら」－条件接続用法のあらたまり度－」『ことば』第19号 pp.15-36 現代日本語研究会
- 中島悦子 (1999)「自然談話に現れる「と」「ば」「たら」「なら」－条件接続用法を中心に－(特集 文学と言葉の間)」『言語と文芸』第116号 pp.106-131 おうふう
- 中島悦子 (2007)『条件表現の研究』 おうふう
- 中島紀子 (2005)「「モノナラ」に関する一考察」『国文学踏査』第17号 pp.196-205 大正大学国文学会
- 中右実 (1994)「日英条件表現の対照」『日本語学』第13-9号 pp.42-51 明治書院
- 中山英治 (1997)「「限り」とその周辺」『国語学会平成9年度春季大会予稿集』pp.47-54 国語学会
- 中山英治 (2004)「文脈情報の観点からみた日本語の反事実性－条件文の反事実性とモダリティの反事実性－」『人間文化学研究集録』第14号 pp.11-23 大阪府立大学大学院人間文化学研究科
- 永野賢 (1975)「「もしも私が家を建てれば...」の文法－条件表現「ば」「と」「たら」「なら」－」松村明 (編)『古典語表現代語助詞助動詞詳説』 学燈社
- 長友和彦 (1990)「「～と」条件文と「は」の談話機能について」『広島大学留学生日本語教育: Journal of Japanese Language Education, Institute for International Education, Hiroshima University』第2号 pp.35-43 広島大学留学生センター
- 中野友理 (2005)「ナラとノナラ」『北海道大学留学生センター紀要』第9号 pp.22-38 北海道大学留学生センター
- 長野ゆり (1994)「「～てみる」の用法の一断面: 命令形・条件表現をとる「～てみる」の用法について」『現代日本語研究』第1号 pp.85-94 大阪大学
- 長野ゆり (1996)「仮定を表す「～てみる」の用法について」『現代日本語研究』第3号 pp.123-130 大阪大学
- 長野ゆり (1998)「仮定を表す「～てみる」の用法について」『日本語教育』第96号 pp.143-153 日本語教育
- 仁科明 (2006)「「恒常」と「一般」: 日本語条件表現における」『国際関係・比較文化研究』第4(2)号 pp.311-323 静岡県立大学
- 西村香奈絵 (2008)「この壺を買えば、運勢が上昇する－この壺を買わなければ、運勢が上がらない?－(特集 例解 日本語の条件表現－言語に「もし」がなかったら?)」『言語』第37(10)

- 号 pp.60-67 大修館書店
- 仁田円 (2001) 「仮定的な時の副詞節について—「とき (に) は」を中心に—」『日本語・日本文化研究』第 11 号 pp.139-152 大阪外国語大学日本語講座
- 仁田円 (2004) 「条件文の周辺形式「場合 (には) と「かぎり (は) について—時間を表す文との関連を中心に」『多文化社会と留学生交流』第 8 号 pp.37-53 大阪大学留学生センター
- 仁田義雄 (1987) 「条件づけとその周辺」『日本語学』第 6-9 号 pp. 13-27 明治書房
- 仁田義雄 (1989) 「述べ立てのモダリティと人称現象」『阪大日本語研究』第 1 号 pp.31-62 大阪大学
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』 ひつじ書房
- 仁田義雄 (1995a) 「シテ節の「ハ」による取り立て」『阪大日本語研究』第 7 号 pp. 23-37 大阪大学
- 仁田義雄 (編) (1995) 『複文の研究 (上)』 くろしお出版
- 仁田義雄 (編) (1995) 『複文の研究 (下)』 くろしお出版
- 仁田義雄 (1997) 「断定をめぐって」『阪大日本語研究』第 9 号 pp.95-119 大阪大学
- 日本語教育学会 (編) (1982) 『日本語教育辞典』大修館書店
- 日本語記述文法研究会 (編) (2003) 『現代日本語文法 4 第 8 部 モダリティ』くろしお出版
- 日本語記述文法研究会 (編) (2008) 『現代日本語文法 6 第 11 部 複文』くろしお出版
- 日本語記述文法研究会 (編) (2009) 『現代日本語文法 7 第 12 部 談話 第 13 部 待遇表現』くろしお出版
- 野田尚史 (1986) 「複文における「は」と「が」の係り方」『日本語学』第 5-2 号 pp.31-43 明治書院
- 野田尚史 (1994) 「仮定条件のとりたて—「～ても」「～ては」「～だけで」などの体系—」『日本語学』第 13-9 号 pp.34-41 明治書院
- 野呂健一 (2008) 「同語反復表現「X といえば X」におけるカテゴリー化について」『日本認知言語学会論文集』第 8 号 pp.223-233 日本認知言語学会
- 沼田善子 (1986a) 「とりたて詞」奥津敬一郎・沼田善子・杉本武『いわゆる日本語助詞の研究』pp.105-225 凡人社
- 沼田善子 (1986b) 「副詞句のとりたて「と」「ば」「たら」「なら」と「も」」『都大論究』第 23 号 pp.19-32 東京都立大学国語国文学会
- 蓮沼昭子 (1985) 「「ナラ」と「トスレバ」(接続の表現<特集>)」『日本語教育』第 56 号 pp.65-78 日本語教育学会
- 蓮沼昭子 (1987) 「条件文における日常的推論—「テハ」と「バ」の選択要因をめぐって—」『日本語学』第 150 号 pp.1-14 日本語学会
- 蓮沼昭子 (2011) 「条件文と理由文の相関—「(ノ)ナラ」と「ノダカラ」を例に—」『日本語日本文学』第 21 号 pp.1-18 創価大学日本語日本文学会
- 蓮沼昭子 (2012) 「事態の既定性と「せっかく」構文」『日本語日本文学』第 22 号 pp.19-41 創価大学日本語日本文学会
- 蓮沼昭子・有田節子・前田直子 (2001) 『条件表現』くろしお出版

- 日高水穂 (2008) そこに車を止めればダメです—標準語と方言の意味のずれ (特集 例解 日本語の条件表現—言語に「もし」がなかったら?) 『言語』第 37(10)号 pp.44—51 大修館書店
- 馬場俊臣 (1997) 「条件表現形式による継起・対比・反期待用法: 「(か)と思うと・思ったら・思えば」について」『北海道教育大学紀要. 第一部. A, 人文科学編』第 47(2)号 pp.17—27 北海道教育大学
- 馬場俊臣 (1999) 「複合接続詞の体系的考察の試み: 動詞の条件表現形式による複合接続詞を対象として」『語学文学』第 37 号 pp.19—29 北海道教育大学
- 馬場俊臣 (2002) 「複合接続詞の語形と語彙的意味: 動詞の条件表現形式による複合接続詞の場合」『語学文学』第 40 号 pp.75—84 北海道教育大学
- 葉懿萱 (2004) 「「タラ」への一考察—予定的用法を中心に—」『STUDIUM』第 31 号 pp.52—63 大阪外国語大学
- 葉懿萱 (2008) 「「場合」に関する一考察: 一般条件を表す「場合」をめぐって (口頭発表・午前の部, 日本語学会 2008 年度春季大会研究発表会発表要旨)」『日本語の研究』, 第 4(4)号 pp.135
- 東森勲・吉村あき子 (2003) 『関連性理論の新展開—認知とコミュニケーション』研究社
- 藤田保幸・山崎誠 (編) (2006) 『複合辞研究の現在』和泉書院
- 藤城浩子 (2000) 「ト、バ、タラ—基本的な意味からの用法検証—」『三重大学留学生センター紀要』第 2 号 pp.25—38 三重大学留学生センター
- 藤城浩子・宗意幸子 (2000) 「(ノ) ナラの意味と特徴」『三重大学日本語学文学』第 11 号 pp.92—81 三重大学日本語学文学研究室
- 降幡正志 (1998) 『やさしいインドネシア会話』ユニコム
- 降幡正志 (2005) 『インドネシア語のしくみ』白水社
- 堀恵子 (2004a) 「バ条件文の文末制約を再考する—日本語母語話者に対する適格性判断調査から—」『言語と文明: 論集』第 2 号 pp.108—135 麗澤大学
- 堀恵子 (2007) 「日本語条件文の文末制約習得に及ぼす母語の影響—タイ語・英語・韓国語・中国語話者を対象とした文法性判断テストから—」『麗沢大学紀要』第 84 号 pp. 101—126 麗沢大学
- 前田直子 (1995) 「ト、バ、タラ、ナラ」宮島達夫・仁田義雄 (編) 『日本語類義表現の文法 (下) 複文・連文編』pp. 483—495 くろしお出版
- 前田直子 (2008) 「もっと時間があつたら、時間さえあれ—条件の「たら」と「ば」— (特集 例解 日本語の条件表現—言語に「もし」がなかったら?)」『言語』第 37(10)号 pp.28—35 大修館書店
- 前田直子 (2009) 『日本語の複文 —条件文と原因・理由文の記述的研究—』くろしお出版
- 南不二男 (1974) 「現代日本語の構造」大修館書店
- 益岡隆志 (1991) 『モダリティの文法』くろしお出版
- 益岡隆志 (1993a) 「日本語の条件表現について」益岡隆志 (編) 『日本語条件表現』pp.1—20 くろしお出版
- 益岡隆志 (1993b) 「条件表現と文の概念レベル」益岡隆志 (編) 『日本語条件表現』pp.23—40

くろしお出版

- 益岡隆志（編）（1993）『日本語の条件表現』くろしお出版
- 益岡隆志（1997）『複文』くろしお出版
- 益岡隆志（2000）「条件表現再考」『日本語文法の諸相』pp. 153-175 くろしお出版
- 益岡隆志（2002）「判断のモダリティー現実と非現実の対立（特集 モダリティ・ムード・叙法）ー」『日本語学』21(2)号 pp. 6-16 明治書院
- 益岡隆志（2006）「条件表現と事態の非現実性」『国語学研究』第45号 pp.1-12「国語学研究」刊行会
- 益岡隆志（2006）「日本語における条件形式の分化」益岡隆志（編）『条件表現の対照』pp.31-46 くろしお出版
- 益岡隆志（編）（2006）『条件表現の対照』くろしお出版
- 益岡隆志（2007）『日本語モダリティ探究』くろしお出版
- 益岡隆志・田窪行則（1992）『基礎日本語文法（改訂版）』くろしお出版
- 松木正恵（1990）「複合辞の認定基準・尺度設定の試み」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』第2号 pp. 27-52 早稲田大学
- 松木正恵（1996）「「と思うと」の連続性」『早稲田大学教育学部学術研究 国語・国文学編』第45号 pp.27-39 早稲田大学教育会
- 松木正恵（1996）「「思う」を中心とする接続形式について」『早稲田大学教育学部学術研究 国語・国文学編』第46号 pp.9-26 早稲田大学教育会
- 松木正恵（2005）「複合辞研究史(4)「後置詞」というとらえ方」『早稲田大学教育学部学術研究 国語・国文学編』第54号 pp.15-26 早稲田大学教育学部
- 三井はるみ（2009）「条件表現の地理的変異ー方言文法の体系と多様性をめぐってー」『日本語科学』第25号 pp.143-164 国書刊行会
- 宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃（2002）『新日本語文法選書 4 モダリティ』くろしお出版
- 宮島達夫（1964）「バとトとタラ」『講座現代語 6』明治書院
- 宮島達夫・仁田義雄（1995）（編）『日本語類義表現の文法（下）複文・連文編』くろしお出版
- 宮部真由美（2010）「現代日本語の条件文の分析のための一考察ー「〜と」「〜たら」「〜ば」「〜なら」を中心にー」『文学部紀要』第23(2)号 pp.99-148 文教大学
- 宮部真由美（2011）「テキストからみた「〜と」と「〜たら」の複文:すでにあるできごとを描写する用法を中心に」『文学部紀要』第25(1)号 pp. 33-64 文教大学
- 三宅知宏（2012）「日本語の「確認要求的表現」再考」『日本語文法学会第13回大会発表予稿集』pp.53-58 日本語文法学会
- 村松由起子（1992）「「と」条件表現におけるモダリティ」『雲雀野：豊橋技術科学大学人文科学系紀要』第14号 pp. 67-78 豊橋技術科学大学
- 村木新次郎（2012）『日本語の品詞体系とその周辺』ひつじ書房
- 森田良行（1967）「条件の言い方」『講座日本語教育』第3分冊 pp.27-43 早稲田大学語学教育研究所

- 森田良行 (1975) 「複文の文型練習—「たら」「て」を含む文型を中心に—」『講座日本語教育』第 11 分冊 pp.1-15 早稲田大学語学教育研究所
- 森田良行 (1988) 『日本語の類意表現』 創拓社
- 森田良行 (2002) 『日本語文法の発想』 ひつじ書房
- 森田良行 (2006) 『日本語の類義表現辞典』 東京堂出版
- 森田良行・松木正恵 (1989) 『日本語表現文法—用例中心・複合辞の意味と用法』 アルク
- ヤコブセン、M・ウィスリー (1990) 「条件文における「関連性」について」『日本語学』第 9-4 号 pp.93-108 明治書院
- 矢島正浩 (2008) 「なめたらあかん—条件表現史からみる否定的当為表現の推移— (特集 例解 日本語の条件表現—言語に「もし」がなかったら?) 」『言語』37(10)号 pp.36-43 大修館書店
- 矢島正浩 (2012) 「ナレバの使用から読み解く条件表現史」『日本語文法学会第 13 回大会発表予稿集』 pp.99-106 日本語文法学会
- 山口堯二 (1966) 「接続助詞「ば」の確定条件法」『国語国文』35(6)号 pp.505-516 中央図書出版社
- 山口堯二 (1969) 「現代語の仮定条件法 —「ば」「と」「たら」「なら」について」『月刊文法』12 月号 pp.148-156 明治書院
- 山梨正明 (1994) 「条件文の表現機能と言葉の認識」『日本語学』13-9 号 pp.4-17 明治書院
- 李仁揆 (1997) 「予定的な条件をさしだす場合における「と」「ば」「たら」の用法」『文学部紀要』第 11(1)号 pp.36-50 文教大学
- 李仁揆 (1999) 「「と」「ば」「たら」による条件句節のモダリティ」『文学部紀要』第 12-(2) 号 pp.76-92 文教大学
- 李光赫 (2005) 「条件を表わす接続助詞トにおける日中対照—時点・時段とアクチュアル・ポテンシャルを中心に—」『国語学研究』第 44 号 pp.93-105 「国語学研究」刊行会
- 李光赫 (2010) 「バ条件文の期待性と必須条件」『国語学研究』第 49 号 pp.31-43 国語学研究刊行会
- 李光赫 (2011) 「反事実仮定文における日中対照」『国語学研究』第 50 号 pp.86-96 「国語学研究」刊行会
- 李光赫 (2011) 「期待性から見る日中条件表現の対照：中国語の"p,才 q"との対照を中心に」『言語科学論集』第 15 号 pp.61-74 東北大学大学院文学研究科言語科学専攻
- 劉培榮 (2004) 「日本語の条件表現について—品詞別からの考察—」『東アジア日本語教育・日本文化研究』第 7 号 pp.383-396 東アジア日本語教育・日本文化研究学会
- 劉培榮 (2005) 「日本語の順接条件表現と中国語の「就」について」『東アジア日本語教育・日本文化研究』第 8 号 pp.315-323 東アジア日本語教育・日本文化研究学会
- 劉向東 (1996) 「「わけた」文に関する一考察」『日本語教育』88 号 pp.48-60 日本語教育学会 凡人者
- ワッタナチョンコン サワリ (1984) 「日本語の条件表現：その意味・用法」『言語学論叢』第 3 号 pp.46-62 (筑波大学)
- ワッタナチョンコン サワリ (1999) 日本語とタイ語の条件表現のモダリティ：認知的モダリテ

イ『NUCB journal of language culture and communication』第1(2) pp.43-62 (名古屋商科大学)

Gaitan Mary Ann (2007) 「フィリピン語の Kapag と Kung の条件表現」 『えくす・おりえんて』第14号 pp.378-381 大阪外国語大学言語社会学会

Alfonso, Anthony (1966) *Japanese Language Patterns: A Structural Approach*, vol.2, Tokyo: Sophia University Press.

Alwi, Hasan. Dardjowidjojo, Suejono. Lipoliwa, Hans. Moelono, Anton (2003) *Tata Bahasa Baku Bahasa Indonesia*, Balai Pustaka Jakarta.

Badudu, J.S. (1987) *Pelik – Pelik Bahasa Indonesia*, Pustaka Prima, Bandung.

Chaer, Abdul (2006) *Tata Bahasa Praktis Bahasa Indonesia*, Rineka Cipta, Jakarta.

Fokker, A.A. (1972) *Sintaksis Indonesia*, Pradnya Paramita, Jakarta.

Keraf, Gorys (1991) *Tata Bahasa Rujukan Bahasa Indonesia*, Gramedia, Jakarta

Kridalaksana, Harimurti (1999) *Tata Wacana Deskriptif Bahasa Indonesia*, Fakultas Sastra Universitas Indonesia, Jakarta.

Kridalaksana, Harimurti (2005) *Kelas Kata Dalam Bahasa Indonesia*, Gramedia, Jakarta

Muslich, Masnur (2010) *Garis-Garis Besar Tata Bahasa Baku Bahasa Indonesia*, Refika Aditama, Bandung

Ramelan M. (1981) *Sintaksis*, CV. Karyono – Yogyakarta

Sneddon, James Neil (2010) *Indonesian A Comprehensive Grammar*, Routledge New York.

【用例出典】

I. 聞蔵Ⅱのビジュアル：朝日新聞記事データベース『朝日新聞』『アエラ』『週刊朝日』

II. 小説

- 井上靖 『風林火山』新潮社（2006年 八十七刷）
井上靖 『あした来る人』新潮社（1977年）
大江健三郎 『ゆるやかに絆』講談社（1999年）
大江健三郎 『恢復する家族』講談社（1998年）
大江健三郎 『「自分の木」の下で』朝日新聞社（2005年）
大江健三郎 『水死』講談社（2009年）
川端康成 『伊豆の踊子』新潮社（2000年 百二十五刷）
川端康成 『雪国』新潮社（2002 百二十二刷）
黒柳徹子 『窓ぎわのトットちゃん』講談社文庫（1984年）
島田洋七 『佐賀のがばいばあちゃん』徳間書店（2006年）
田中寛 『母といた夏』アルマット（2012年）
谷崎純一郎 『刺青・秘密』新潮社（2000年 六十四刷）
谷崎純一郎 『春琴称』新潮社（1999年 九十七刷）
夏目漱石 『坊ちゃん』角川文庫（1987年 五十一版）
夏目漱石 『こころ』角川文庫（1994年 百七十一版）
向田邦子 『隣の女』文藝春秋（1984年 第四刷）
松本清張 『点と線』新潮文庫（1995年 八十一刷）
松本清張 『紅い白描』中公文庫（1985年）
松本清張 『死の枝』新潮社（2010年 五十四刷）
松本清張 『鬼畜』双葉社文庫（2008年）
松本清張 『けものみち（上）』新潮社（1964年）
松本清張 『けものみち（下）』新潮社（1964年）
三島由紀夫 『金閣寺』新潮社（2003年 百三十刷）
村上春樹 『ノルウェイの森（上）』講談社（2009年 第二十九刷）
村上春樹 『ノルウェイの森（下）』講談社（2009年 第二十九刷）
吉川英治 『新・水滸伝（一）』講談社（1995年 第十四刷）
吉川英治 『新・水滸伝（二）』講談社（1995年 第十三刷）
吉川英治 『上杉謙信』講談社（1991年 第四刷）

III. インドネシア語に翻訳された日本の小説

- Diah Faoziah & Fatmawati Djafri（翻訳者）（2010）『FURIN KAZAN』, Kansha Books
Indah.S.Pratidina（翻訳者）（2011）『Nenek Hebat dari Saga』, Kansha Books
Jonjon Johana（翻訳者）（2012）『BOTCHAN』, Kansha Books

Jonjon Johana (翻訳者) (2009) 『Norwegian Wood』, Kepustakaan Populer Gramedia
Ribeka Ota (翻訳者) (2012) 『UESUGI KENSHIN』, Kansha Books

IV. その他

新書・文庫

中島博行 『いじめゼロ!』 朝日新聞出版 (2009)

佐藤富雄 『ぜったい幸せになれる話し方の秘密』 朝日新聞出版 (2008)

藤川太 『サラリーマンは2度倒産する』 朝日新聞出版 (2007)

櫻井よしこ 『日本の危機』 新潮社 (1998)

教科書

鈴木忍・川瀬生郎 (1993) 『日本語初歩』 国際交流基金 日本語国際センター

海外技術者研修協会 (編) (1994) 『新日本語の基礎 I』 スリーエネットワーク

スリーエネットワーク (編) (2009) 『みんなの日本語中級 I』 スリーエネットワーク

V. ウェブサイト

【www.kompas.com】

【www.republika.co.id】

【www.mediaindonesia.com】

【www.tempo.com】

【日本語条件文研究文献目録】

日本語の条件文に関する先行研究は多い。そのため、日本語の条件文に関する先行研究の文献目録を作成することは重要である。有田節子は『日本語条件表現』において 1897 年から 1993 年までの日本語の条件文に関する研究文献目録を作成した。それ以降の日本語の条件文に関する研究文献目録は見当たらない。従って、ここでは有田節子の文献目録に続く、1993 年から 2013 年までの日本語の条件文に関する先行研究の文献目録を作成した。

日本語条件文研究文献目録の資料は主に CiNii【国立情報学研究所】や国立国会図書館データベース、全国の日本語に関する学会・研究会のデータ（【日本語文法学会】・【日本語教育学会】・【日本語学会】等）、様々な条件文に関する書籍、研究雑誌などから収集したものである。この日本語条件文研究文献目録では 1993 年から 2013 年までの日本語の典型的な条件形式の「ト」・「タラ」・「レバ」・「ナラ」、及び条件文の周辺形式、条件文の対照研究に関する研究を収集した。記載事項は、執筆者名、発表年、論文名または書名、その他の書誌的情報（雑誌名および巻号、出版社名、発行団体名、頁番号等）という順に並べた。また、各論文は調査名の 50 音順及び発表年順に配列した。

〈1993〉

- 有田節子 (1993a) 「日本語の条件文と知識」 益岡隆志 (編) 『日本語の条件表現』 pp.41-71 くろしお出版
- 有田節子 (1993b) 「日本語条件文研究の変遷」 益岡隆志 (編) 『日本語の条件表現』 pp.225-278 くろしお出版
- 井島正博 (1993) 「条件文の多層的分析」 『成蹊大学一般研究報告』 第 26 巻 pp.91-145
- 今仁生美 (1993) 「否定量化文を前件にもつ条件文について」 益岡隆志 (編) 『日本語の条件表現』, pp.203-222 くろしお出版
- 尾野治彦 (1993) 「日本語の条件文について：－「たら」「ば」「なら」「と」をめぐって－(2)」 『北海道武蔵女子短期大学紀要』 第 25 号 pp.1-40 北海道武蔵女子短期大学
- 尾野治彦 (1993) 「"If 節における will" 再考：日本語の条件文と関連して」 『函館英文学』 第 32 号 pp.95-108 北海道教育大学
- 坂原茂 (1993) 「条件文の語用論」 益岡隆志 (編) 『日本語の条件表現』 pp.185-202 くろしお出版
- 塩入すみ (1993) 「「テハ」条件文の制約について」 『阪大日本語研究』 第 5 号 pp.67-81 大阪大学文学部日本学科 (言語系)
- 鈴木義和 (1993a) 「ナラ条件文の用法：聞き手との関係を中心に」 『園田語文』 第 7 号, pp.1-13 園田学園女子大学
- 鈴木義和 (1993b) 「ナラ条件文の意味」 益岡隆志 (編) 『日本語の条件表現』 pp.131-148 くろしお出版
- 鈴木義和 (1993) 「テハ条件文について」 『親和國文』 第 28 号 pp.61-79 親和女子大学

- 高山善行 (1993) 「モダリティとモード—古代語における仮定条件文の帰結表現をめぐって—」
『日本語学』 12号 pp.84-96 明治書院
- 田窪行則 (1993) 「談話管理理論から見た日本語の反事実的条件文」 益岡隆志 (編) 『日本語の条件表現』 pp.169-184 くろしお出版
- 坪本篤朗 (1993) 「条件と時の連続性—時系列と背景化の諸相—」 益岡隆志 (編) 『日本語の条件表現』 pp.99-130 くろしお出版
- 中垣啓 (1993) 「真偽判断課題を通してみた条件文解釈の発達」 『国立教育研究所研究集録』 26号 pp.35-51 学術雑誌目次速報データベース由来
- 中垣啓 (1993) 「人は論理的に推論しているか?—条件文推理の場合 (推論—「黄昏の領域」の定式化<特集>)」 数理科学 31(8)号 p.36-41 サイエンス社
- 丹羽哲也 (1993) 「仮定条件文と主題、対比」 『国語国文』 第 62-10号 pp.19-33 中央図書出版
- 蓮沼昭子 (1993) 「「たら」と「と」の事実的用法をめぐって」 益岡隆志 (編) 『日本語の条件表現』 pp.73-97 くろしお出版
- 益岡隆志 (1993a) 「日本語の条件表現について」 益岡隆志 (編) 『日本語条件表現』 pp.1-20 くろしお出版
- 益岡隆志 (1993b) 「条件表現と文の概念レベル」 益岡隆志 (編) 『日本語条件表現』 pp.23-40 くろしお出版
- 益岡隆志 (編) (1993) 『日本語の条件表現』 くろしお出版
- 前田直子 (1993) 「逆接条件文『テモ』をめぐって」 益岡隆志 (編) 『日本語の条件表現』 pp.149-167 くろしお出版
- 南不二男 (1993) 『現代日本語文法の輪郭』 大修館書店
- 山崎英一 (1993) 「理論からみた条件文の下位タイプ」 『IBU 西天王寺国際仏教大学短期大学部紀要』 第 33号 pp.14-22 西天王寺国際仏教大学短期大学
- 吉本啓 (1993) 「条件文の会話の含意」 『KANSAI LINGUISTIC SOCIETY』 第 13号 pp.23-33 関西言語学会

〈1994〉

- 今尾ゆき子 (1994) 「が/ケレド/ノニ/クセニ/テモ—談話語用論からの考察—」 『日本語学』 Vol 13-8月号 pp.92-103 明治書院
- 金子尚一 (1994) 「条件形—テハ—ではとその用法をめぐって」 『国文学解釈と鑑賞』 第 59巻 1号 pp.54-69 至文堂
- 金沢裕之 (1994) 「明治期大阪語の逆接条件表現」 『岡山大学文学部紀要』 21号 pp.157-174 岡山大学文学
- 江田すみれ (1994) 「複合辞による条件表現—「ば」「とすれば」—」 『日本語教育』 第 83号 pp.85-95 日本語教育学会
- 小林賢次 (1994) 「条件表現の変遷—仮定表現形式の地理的分布とのかかわり—」 『日本語学』 Vol 13-8月号 pp.26-33 明治書院

- 佐々木昭則 (1994) 「関連性の理論と条件文の論理：意味論的観点から」『科学基礎論研究』第 83 号 pp.27-32 科学基礎論学会
- 鈴木義和 (1994) 「条件表現各論ーバト/タラ/ナラー」『日本語学』第 12 巻-9 号 pp.81-91 明治書院
- 田中寛 (1994) 「条件文と基本文型」『日本語学』Vol 13-8 月号 pp.60-73 明治書院
- 中右実 (1994) 「日英条件表現の対照」『日本語学』Vol 13-8 月号 pp.42-51 明治書院
- 中島悦子 (1994) 「日中条件表現の対照ー「と」を中心としてー」『日本語学』第 13-9 号 pp.52-59 明治書院
- 長野ゆり (1994) 「「～てみる」の用法の一断面：命令形・条件表現をとる「～てみる」の用法について」『現代日本語研究』第 1 号 pp.85-94 大阪大学
- 野田尚史 (1994) 「仮定条件のとりたてー「～ても」「～ては」「～だけで」などの体系ー」『日本語学』Vol 13-8 月号 pp.34-41 明治書院
- 前田直子 (1994) 「テモ/タッテ/トコロデ/トコロガ」『日本語学』Vol 13-8 月号 pp.104-113 明治書院
- 森辰則・龍野弘幸・中川裕志 (1994) マニュアル文における条件表現の語用論『情報処理学会研究報告. 自然言語処理研究会報告』第 94(77)号 pp. 65-72 一般社団法人情報処理学会
- 山口暁二 (1994) 「条件表現の起源」『日本語学』Vol 13-8 月号 pp.18-25 明治書院
- 山梨正明 (1994) 「条件文の表現機能と言葉の認識」『日本語学』Vol 13-8 月号 pp.4-17 明治書院

〈1995〉

- 有田節子・田窪行則 (1995) 「日本語の提題形式の機能について」『人間科学』創刊号 p.43-63 九州大学文学部
- 金恩希 (1995) 「確定条件を表す「と」と「たら」」『ニダバ』第 24 号 pp.143-150 西日本言語学会
- 喜田浩平 (1995) 「条件文とディスクール」『仏文研究 (26)』pp.1-16 京都大学フランス語学フランス文学研究会
- 白川博之 (1995) 「タラ形・レバ形で言いさす文」『広島大学教育学科紀要』第 5 号 pp.33-41 広島大学
- 喜田浩平 (1995) 「条件文とディスクール」『仏文研究』第 26 号 pp.1-16 京都大学フランス語学フランス文学研究会
- 高梨信乃 (1995a) 「非節的な X ナラについて」仁田義雄 (編)『複文の研究 (上)』 pp.167-187 くろしお出版
- 高梨信乃 (1995b) 「条件接続形式による評価的複合表現：スルトイイ,スレバイイ,シタライイ」『阪大日本語研究』第 7 号 pp.39-54 大阪大学
- 仁田義雄 (1995a) 「シテ節の「ハ」による取り立て」『阪大日本語研究』第 7 号 pp.23-37 大阪大学
- 仁田義雄 (1995b) 「シテ形接続をめぐって」仁田義雄 (編)『複文の研究 (上)』 pp.87-126,

くろしお出版

仁田義雄（編）（1995）『複文の研究（上）』 くろしお出版

仁田義雄（編）（1995）『複文の研究（下）』 くろしお出版

前田直子（1995）「ト、バ、タラ、ナラ」宮島達夫・仁田義雄（編）『日本語類義表現の文法（下）
複文・連文編』 pp.483-495 くろしお出版

森辰則・龍野弘幸・中川裕志（1995）「日本語マニュアル文における条件表現「と」「れば」「たら」「なら」から導かれる制約」自然言語処理 = Journal of natural language processing 2(4)
号 pp.3-18 言語処理学会

松木正恵（1995）「複合助詞の特性」『月刊言語』24-11 pp.78-85 大修館書店

油谷幸利（1995）「仮定の〈ナラ〉と伝聞・様態の〈ナラ〉」『愛知教育大学研究報告』（人文科学
編）44号 pp.185-195 愛知教育大学

〈1996〉

有田節子（1996）「ハの domain 設定機能とテハ構文の二つの解釈」上田功他（編）『言語研究の
領域 小泉保博士古希記年論文集』 pp.21-34 大学書林

大塚望（1996）「日本語条件文の意味論的研究」日本語日本文学 6号 pp.65 創価大学

大野裕（1996）「日本語の反事実仮定条件文と時制解釈」『関西外国語大学留学生別科日本語教育
論集』6号 p.15-28 関西外国語大学

奥村彰悟（1996）「江戸語における「ないければ」：洒落本における打消の助動詞を用いた条件
表現」『筑波日本語研究』1号 p.84-94 筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科日本
語学研究室

小林賢次（1996）『日本語の条件表現史の研究』ひつじ書房

杉本和之（1996）「「そういえば」意味と機能」『愛媛国文と教育』第29号 pp.1-10, 愛媛大学

高梨信乃（1996）「条件接続形式を用いた<勧め>表現：シタライイ、シタラ、シタラドウ」『現
代日本語研究』第3号 pp.1-15 大阪大学

谷口秀治（1996）「反事実仮定を表す日本語表現について」『広島大学留学生センター紀要』第6号,
pp.43-48 広島大学留学生センター

坪根由香里（1996）「終助詞・接続助詞としての「もの」の意味—「もの」「ものなら」「ものの
「ものを」」『日本語教育』第91号 pp.37-47 日本語教育学会 凡人者

長野ゆり（1996）「仮定を表す「～てみる」の用法について」『現代日本語研究』第3号 pp.123
-130 大阪大学

松尾衛・龍野弘幸・森辰則・中川裕志（1996）「条件表現の語用論的性質によるゼロ主語同定」
言語処理学会年次大会発表論文集=Proceedings of the annual meeting of the Association
for Natural Language Processing 2号 pp.317-320

増倉洋子（1996）「〈研究ノート〉「ものなら」について考える」『長崎大学外国人留学生指導セン
ター紀要』第4号 pp.119-136 長崎大学

松木正恵（1996a）「「と思うと」の連続性」『早稲田大学教育学部学術研究 国語・国文学編』
第45号 pp.27-39 早稲田大学教育会

- 松木正恵 (1996b) 「「思う」を中心とする接続形式について」『早稲田大学教育学部学術研究 国語・国文学編』第 46 号 pp.9-26 早稲田大学教育会
- 李康民 (1996) 「「捷解新語」の仮定条件表現—原刊本と改修本を中心に—」『国語国文』65(5)号 pp.542-558 中央図書出版社
- 王 玲静 (1996) 「条件文をつくる接続助詞の用法と相互関係について」『岡工業高等専門学校研究紀要』31 号 pp.72-81 鶴岡工業高等専門学校
- 金恩希 (1996) 『条件文の日・朝対照研究』(博士論文) 広島大学

〈1997〉

- 秋葉研介 (1997) 「条件文の論理：真理関数説について」『文学部論叢』54 号 pp.42-58 熊本大学
- 安善柱 (1997) 「逆接条件文に関する一考察」『筑波応用言語学研究』4 号 pp.55-68 筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科応用言語学コース
- 奥村彰悟 (1997a) 「「ないければ」から「なければ」へ：一九世紀における打消しの助動詞「ない」の仮定形」『日本語と日本文学』25 号 pp.35-45 筑波大学
- 奥村彰悟 (1997b) 「明治期における「んければ」」『筑波日本語研究』2 号 pp.19-32 筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科日本語学研究室
- 大鹿薫久 (1997) 「小林賢次著「日本語条件表現史の研究」」『国語学』191 号 pp.28-34 国語学会
- 大橋浩 (1997) 「条件節と理由節の交替をめぐる」『産業医科大学雑誌』第 19(2)号 pp.185-192 産業医科大学学会
- 金静蘭 (1997) 「「すると」「すれば」による条件文の用法」『研究会報告』18 号 pp.27-36 (日本語文法研究会)
- 吉良文孝 (1997) 「モダリティと条件文および理由文の交替について」『英文学論叢』45 号 pp.33-50 日本大学英文学会
- 久保るみ (1997) 「「以上」と「からには」について」『日本語・日本文化研究』第 7 号 pp.53-64 大阪大学日本語日本文化研究センター
- 申忠均 (1997) 「朝鮮資料における条件表現の一特性—朝鮮語対訳との関係から—」『語文研究』83 号 pp.1-11 九州大学国語国文学会
- 田中寛 (1997) 「テハ条件文の構造と談話的な機能」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』第 9 号 pp.69-98 早稲田大学
- 津田克巳 (1997) 「現代ヨーロッパ語における非現実条件文—主要 5 カ国語の比較—」『日本文理大学紀要』25(2)号 pp.116-126 日本文理大学
- 中島悦子 (1997) 「共同研究：職場における女性の話しことば その 5 自然談話に現われる「と」「ば」「たら」「なら」—非条件接続用法を中心に—」『ことば』第 18 号 pp.108-124 現代日本語研究会
- 中山英治 (1997) 「「限り」とその周辺」『国語学会平成 9 年度春季大会予稿集』pp.47-54 国語学会

- 仁田義雄 (1997) 「断定をめぐって」『阪大日本語研究』9号 pp.95-119 大阪大学
- 浜崎なおみ (1997) 「バ条件文における後件の制約 —タラ条件文との比較を中心に—」『日本語教育学会 1997年春季大会予稿集』 pp.93-98 日本語教育学会
- 馬場俊臣 (1997) 「条件表現形式による継起・対比・反期待用法：「(か)と思うと、思ったら、思えば」について」『北海道教育大学紀要. 第一部. A人文科学編』第47(2)号 pp.17-27 北海道教育大学
- 益岡隆志 (1997) 『複文』くろしお出版
- 増田玲一郎 (1997) 「条件文の意味」『哲学論叢』24号 pp.100-112 哲学論叢刊行会
- 山崎康弘 (1997) 「『おもろさうし』の条件表現：日本古語の用法と比較しながら」『日本文学誌要』55号 pp.2-12 法政大学
- 山崎英一 (1997) 「認知意味論と認知語用論との接点—条件文構文のネットワークを例に—」『IBU 四天王寺国際仏教大学紀要 文学部・短期大学部』30号・38号 pp.187-205 四天王寺国際仏教大学
- 吉良文孝 (1997) 「モダリティと条件文および理由文の交替について」『英文学論叢』45号 pp.33-50 日本大学英文学会
- 森辰則・龍野弘幸・中川裕志 (1997) 「条件表現による日本語マニュアル文のゼロ主語同定」『情報処理学会論文誌』38(4)号 pp.737-745 一般社団法人情報処理学会
- 渡辺やす子 (1997) 「意味の大小関係についての考察:II」『純心人文研究』3号 pp.37-50 長崎純心大学・長崎純心大学短期大学部
- 李仁揆 (1997) 「予定的な条件をさしだす場合における「と」「ば」「たら」の用法」『文学部紀要』第11(1)号 pp.36-50 文教大学

〈1998〉

- 赤塚紀子・坪元篤郎 (1998) 『モダリティと発話行為』中右実 (編) 研究社
- 赤羽根義章 (1998) 「ソウスルナラ、ソレナラ、ダッタナラ、ナラ」『宇都宮大学教育学部紀要 人文学科論集』第31号 pp.1-12 宇都宮大学
- 小柳かおる (1998) 「条件文習得におけるインストラクションの効果」『第二言語としての日本語の習得研究』2号 pp.1-26 凡人社
- 北条淳子 (1998) 「「モノ」のモーダル性：日本語教育の立場から」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』第11号 pp.59-75 早稲田大学
- 江田すみれ (1998) 「複合辞による条件表現「たら」と「としたら」」『杏林大学外国語学部紀要』第10号 pp.85-97 杏林大学外国語学部
- 江田すみれ (1998) 「条件を表す複合辞「とすると」「とすれば」「としたら」の共通性と相違点について」『日本語教育』第99号 pp.24-35 日本語教育学会
- 津田克巳 (1998) 「日本語における非現実条件文—現代ヨーロッパ語と比較して—」『日本文理大学紀要』26(1)号 pp.110-120 日本文理大学
- ソルヴァン, ハリー (1998) 「ノルウェー語から見た日本語の条件表現—日本語を学習しようとするノルウェー人を対象に—」『Nidaba』28号 pp.108-117 西日本言語研究会

- 田中寛 (1998) 「「テモ」の周辺：「テデモ」をはじめとして」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』10号 pp.41-62 早稲田大学
- 津田克巳 (1998) 「日本語における非現実条件文ー現代ヨーロッパ語と比較してー」『日本文理大学紀要』26(1)号 pp.110-120 日本文理大学
- 中垣啓 (1998a) 「条件文解釈における否定の効果」『国立教育研究所研究集録』第36号 pp.13-33 学術雑誌目次速報データベース由来
- 中垣啓 (1998b) 「条件3段論法における否定の効果」『国立教育研究所研究集録』第37号 pp.51-72 学術雑誌目次速報データベース由来
- 中島悦子 (1998) 「自然談話に現れる「と」「ば」「たら」「なら」ー条件接続用法のあらたまり度ー」『ことば』第19号 pp.15-36 現代日本語研究会
- 長野ゆり (1998) 「仮定を表す「～てみろ」の用法について」『日本語教育』第96号 pp.143-153 日本語教育
- 西元朋子 (1998) 「「と・ば・たら・なら」を含む条件文の文法性ー日本語学習者の判断についての調査ー」『福岡YWCA日本語教育論文集』第8号 pp.51-72 福岡YWCA
- 服部郁子・中川正宣 (1998) 「規則に対する主観的確信度による条件文の“意味内容”の分類」『日本認知科学大会発表論文集=Annual meeting of the Japanese Cognitive Science Society』15号 pp.180-181
- 船戸幸喜 (1998) 「C.S.パスにおける様相の思想と論理ー条件文の取り扱いを中心に」『日本デュイ学会紀要』第39号 pp.162-167 日本デュイ学会
- 山崎英一 (1998) 「条件文研究補足」『IBU 四天王寺国際仏教大学紀要 文学部・短期大学部』39号 pp.465-481 四天王寺国際仏教大学
- 安田眞由美 (1998) 「日本語の反事実的条件文と接続形式」『神戸市外国語大学研究科論集』第1号 pp.33-49 神戸市外国語大学大学院外国語学研究科
- 山下豊 (1998) 「「ニーバルンゲンの歌」における条件文の「型」について：中世高地ドイツ語における条件文の文型」『成城文藝』164号 pp.160-144 成城大学
- 渡辺やす子 (1998) 「意味の大小関係についての考察：III」『純心人文研究』4号 pp.1-23 長崎純心大学・長崎純心大学短期大学部
- 李恩周 (1998) 『「捷解新語」に見られる条件表現による日・韓両言語の対照研究』(博士論文) 岡山大学
- 李仁揆 (1998) 「「すると」「すれば」「したら」による条件文の用法ー予定的な条件をさしだすものを中心にー」『立正大学国語国文』第35号 pp.1-8 立正大学

〈1999〉

- 有田節子 (1999a) 「プロトタイプから見た日本語の条件文」『言語研究』115号 pp.77-108 日本言語学会
- 有田節子 (1999b) 「テハ構文の二つの解釈について」『国語学』199集 pp.41-56
- 大橋浩 (1999) 「日英語の結論を表す条件文について」稲田俊明他(編)『言語研究の潮流』pp.67-81 開拓社

- 喜田浩平 (1999) 「条件文の意味と使用」『仏文研究』第 30 号 pp.1-18 京都大学フランス語学フランス文学研究会
- 近藤智子 (1999) 「アラビア語の条件文における時制を表す動詞複合形について」『言語研究』115 号 pp.109-140 学術雑誌目次速報データベース由来
- 小林賢次 (1999) 「完了性仮定と非完了性仮定の分類について—補説・大蔵虎明本狂言の「タラバ」—」『人文学報』第 301 号 pp.1-14 東京都立大学人文学部
- 名嶋義直 (1999) 「体言に接続するナラの類型について」『ことばの科学』第 14 号 pp.255-274 名古屋大学言語文化部言語文化研究会
- 中垣啓 (1999) 「条件 4 枚カード問題における否定の効果」『国立教育研究所研究集録』第 38 号 pp.31-50 学術雑誌目次速報データベース由来
- 中島悦子 (1999) 「自然談話に現れる「と」「ば」「たら」「なら」—条件接続用法を中心に— (特集 文学と言葉の間)」『言語と文芸』第 116 号 pp.106-131 おうふう
- 仁田義雄 (1999) 「モダリティを求めて (特集 モダリティ論—心的態度の言語学)」『言語』第 28(6) 号 pp.34-44 大修館書店
- 浜崎なおみ (1999) 「「ば」条件文の制約に対して文脈が与える影響」『計量国語学』第 22(1) 号 pp.18-26 計量国語学会
- 李仁揆 (1999) 「「と」「ば」「たら」による条件句節のモダリティ」『文学部紀要』第 12(2) 号 pp.76-92 文教大学
- 安善柱 (1999) 『現代日本語の条件表現の論理構造』(博士論文) 筑波大学
- 申忠均 (1999) 『朝鮮資料における日本語条件表現の研究:「捷解新語」と「隣語大方」を中心に』(博士論文)
- ワッタナチョンコン サワリ (1999) 日本語とタイ語の条件表現のモダリティ: 認知的モダリティ『NUCB journal of language culture and communication』第 1(2)号 pp.43-62 名古屋商科大学

〈2000〉

- 伊豆山敦子 (2000) 「琉球・八重山(石垣宮良)方言の条件表現」『國語學』51(2)号 pp.169-170 日本語学会
- 川崎清 (2000) 「直説法反事実条件文」について『文京女子大学研究紀要』第 2(1)号 pp.141-163 文京女子大学総合研究所
- 金水敏 (2000) 「時の表現」金水敏・工藤真由美・沼田善子 (著)『日本語の文法 2 時・不定と取立て』 pp.2-39 岩波書店.
- 北条淳子 (2000) 「日本語教育のための～タラと～トの機能分類」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』13 号 pp.51-65 早稲田大学
- ジョンソン由紀 (2000) 「条件文とモダリティー「ば」文の機能と意志表現の再考察—」『世界の日本語教育』10 号 pp.165-189 国際交流基金日本語国際センター
- 田中寛 (2000) 「ト節条件文の機能的分析—説明表示文を手がかりに—」『講座日本語教育』第 36 号 pp.86-110 早稲田大学日本語研究教育センター

- 中島功滋・中川正宣 (2000) 「条件文に基づく論理的矛盾の解消過程」『日本認知科学会大会発表論文集 = Annual meeting of the Japanese Cognitive Science Society』 17号 pp.110-111 日本認知科学会大会
- 名嶋義直 (2000) 「条件表現に関する日韓対照一考察」『小出記念日本語教育研究会論文集』 第8号 pp.69-81 小出記念日本語教育研究会
- 名嶋義直 (2000) 「ノナラ・ナラに関する一考察」『言葉と文化 (創刊号)』 pp.143-162 名古屋大学大学院国際言語文化研究科日本語文化専攻
- 中山英治 (2000) 「仮定的な事態をさしだす「～とする」とその周辺」『人間文化学研究集録』 10号 pp.21-32 大阪府立大学大学院 人間文化学研究科・総合科学研究科
- 永田良太 (2000) 「複文発話の構文的特徴と聞き手の言語的反応との関わりーケド,タラ,カラを中心にー」『日本語科学』 25号 pp.5-22 国書刊行会
- 服部雅史 (2000) 「問題解決としての論理的推論：条件文の方向性に関する実験的検討」『立命館教育科学研究』 16号 pp.21-32 立命館大学
- 藤城浩子 (2000) 「ト、バ、タラ--基本的な意味からの用法検証」『三重大学留学生センター-紀要』 2号 pp.25-38 三重大学留学生センター
- 藤城浩子・宗意幸子 (2000) 「(ノ) ナラの意味と特徴」『三重大学日本語学文学』 第11号 pp.92-81, 三重大学日本語学文学研究室
- 安善柱 (2000) 『現代日本語の条件表現の論理構造』 (博士論文) 筑波大学
- 林煌 (2000) 『条件表現の日中対照研究：翻訳の実際から』 (博士論文) 大阪大学
- Nearcharoensuk Suneerat (2000) 「タイ語の条件表現と日本語の条件表現」『人間文化論叢』 3号 pp.227-235 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科

〈2001〉

- 有田節子 (2001) 「条件文研究の最近の動向」『大阪樟蔭女子大学日本語研究センター報告』 9号 pp.57-84 大阪樟蔭女子大学日本語研究センター
- 伊豆山敦子 (2001) 「琉球・八重山(石垣宮良(みやら))方言条件表現とアスペクト・モダリティー的側面」『マテシス・ウニウエルサリス』 2-2号 pp.1-26 獨協大学外国語学部言語文化学科
- 井筒美津子 (2001) 「条件文：因果性と譲歩性の接点」『旭川英語英文学研究』 10号 pp.39-52 北海道教育大学
- 江原由美子 (2001) 「接続助詞ド・ドモの機能」『國語學』 52-1号 pp.91-92 日本語学会
- 尾上圭介 (2001) 『文法と意味 I』 くろしお出版
- 小川泰生 (2001) 「中国語と日本語の接続表現--条件表現を表す「たら」」『中国学研究論集』 8号 pp.112-97 広島中国学学会
- 川端芳子 (2001) 「条件表現を用いた「といえば／という」と」『立教大学日本語研究』 第8号
- 北澤尚 (2001) 「条件表現形式「限り」の文法記述」『京学芸大学紀要 第2部門 人文科学』 52号 pp.37-45 東京学芸大学
- 小林典子 (2001) 「条件文と述語のコントロール性」『文藝言語研究. 言語篇』 39号 pp.61

- 国立国語研究所 (2001) 『現代語複合辞用例集』 国立国語研究所
- 永田里美 (2001) 「中古和文系資料における副詞「モシ」」 『筑波日本語研究』 6号 pp.103－116 筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科日本語学研究室
- 田中寛 (2001) 「ナラ節条件文における発話意図－前提情報と事態認識－」 『言語教育研究論叢』 18号 pp.307－326 大東文化大学語学教育研究所
- 藤枝善之 (2001) 「'distancing' と条件文'Distancing' and conditional sentences」 『研究論叢』 57号 pp.13－34 京都外国語大学
- 仁田円 (2001) 「仮定的な時の副詞節について－「とき(に)は」を中心に－」 『日本語・日本文化研究』 11号 pp.139－152 大阪外国語大学日本語講座
- 服部雅史・中川正則 (2001) 「条件文推論の学習過程：論理的推論学習支援システムに向けての実験的研究」 『日本教育工学雑誌』, 25(1)号 pp.1－12 日本教育工学会
- 堀内夕子 (2001) 「誘導推論と条件文」 『Kwansai review』 19号 pp.115－127 関西英語英米学会
- 益岡隆志 (2001) 「説明・判断のモダリティ」 『神戸外大論叢』 52(4)号 pp.1－25 神戸市外国語大学
- 松木正恵 (2001) 「引用と話法に関する覚書」 『早稲田大学大学院文学研究科紀要』 3分冊 47 pp.65－76 早稲田大学大学院文学研究科
- 森口明美 (2001) 「古典アラブ文学における言語現象の把握－条件文に関する記述からの一考察」 『関西アラブ・イスラム研究』 1号 pp.115－130 関西アラブ研究会
- 森口明美 (2001) 「古典アラビア語における条件文の通時的変化に関する試論」 『日本中東学会年報』 16号 pp.155－174 日本中東学会
- 村越律子 (2001) 「条件文における to の機能について」 『ロシア語ロシア文学研究』 33号 pp.33－40 日本ロシア文学会
- 吉良文孝 (2001) 「条件文におけるエピステミック WILL の生起条件」 『研究紀要』 61号 pp.77－90 日本大学文理学部人文科学研究科
- 林煌 (2001) 「中国語条件表現における助動詞「會」の役割－日本語から中国語に翻訳する際の問題点から－」 『大阪大学言語文化学』 10号 pp.89－102 大阪大学言語文化学会
- 朴素瑩 (2001) 「日本語学習者における条件表現の学習実態：韓国人学習者を中心に」 『国語の研究』 27号 pp.1－10 大分大学
- Neancharoensuk Suneerat (2001) 「OPI データにおける「条件表現」の習得研究：中国語、韓国語、英語母語話者の自然発話から」 『日本語教育』 111号 pp.26－35 凡人社
- Neancharoensuk Suneerat (2001) 「タイ語母語話者による条件表現の縦断研究：全体的な分析」 『言語文化と日本語教育』 22号 pp.38－49 お茶の水女子大学日本言語文化学会

〈2002〉

- 江口正 (2002) 「「AはB次第だ」の解釈について－値の間の相関関係－」 『福岡大学日本語日本文学』 12号 pp.72－82 福岡大学日本語日本文学会

- 江原由美子 (2002) 「トモによる逆説条件表現」 『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』 14-1号 pp.39-54 岡山大学大学院文化科学研究科
- 川端芳子 (2002) 「表現形式と表現意図の対応—シタホウガイイとスレバイイを比較して—」 『新潟産業大学人文学部紀要』 13号 pp.1-16 新潟産業大学附属研究所
- 小林賢次 (2002) 「順接の接続助詞「ト」再考—狂言台本にみる近代語条件表現の流れ(近代語)—」 『国語と国文学』 79(11)号 pp.107-119 至文堂
- 櫻井真美 (2002) 「山形市方言の条件表現形式「ドギ」」 『言語科学論集』 6号 pp.73-83 東北大学
- 澤田治美 (2002) 「時制と「仮定法」は別物:仮定的条件文を中心として (特集 英文法徹底研究 時制の捉え方・教え方)」 『英語教育』 第51(7)号 pp.24-27 大修館書店
- 長田博泰 (2002) 「社会情報の語用論的分析:判決文における逆接/譲歩・条件文の分析」 『社会情報』 11-2号 pp.41-52 札幌学院大学
- 服部雅史 (2002) 「条件文推論における方向性」 『立命館人間科学研究』 3号 pp.1-13 立命館大学
- 馬場俊臣 (2002) 「複合接続詞の語形と語彙的意味:動詞の条件表現形式による複合接続詞の場合」 『語学文学』 40号 pp.75-84 北海道教育大学
- 堀恵子 (2002a) 「コーパスから得た日本語条件文の用法と, その習得過程」 『2002年度日本語教育学会春季大会予稿集』 pp.137-142 日本語教育学会
- 堀恵子 (2002b) 「中国母語話者を対象とする日本語条件文の習得研究」 『東アジア日本語教育国際シンポジウム』 東アジア日本語教育国際シンポジウム
- 堀内夕子 (2002a) 「自然条件文の正否の判断」 『神学と人文:大阪基督教学院・大阪基督教短期大学研究論集』 42号 pp.151-161 大阪キリスト教短期大学
- 堀内夕子 (2002b) 「日本語における条件文と譲歩文の曖昧性」 『Kwansai review』 21号 pp.183-194 関西英語英米文学会
- 前田直子 (2002) 「複文の種類と日本語教育」 上田博人 (編) 『シリーズ語学科学5 日本語学と言語学教育』 pp.249-272 東京大学出版会
- 益岡隆志 (2002) 「判断のモダリティー-現実と非現実の対立(特集 モダリティー・ムード・叙法)—」 『日本語学』 21(2)号 pp.6-16 明治書院
- 増倉洋子 (2002) 「論説文体における「～ば」の記述的研究--論説文体における「～ば」の分類の試み」 『ポリグロシア』 6号 pp.47-54 立命館アジア太平洋大学言語教育センター
- 森田良行 (2002) 『日本語文法の発想』 ひつじ書房
- 森口明美 (2002) 『コーランのアラビア語における条件文構造の分析:古典アラビア語成立過程の解明に向けて』 (博士論文) 大阪外国語大学
- 矢島正浩 (2002) 「形容詞・打消の助動詞を受ける条件句:近世中期のあり方をめぐって (岡本勝教授退官記念号)」 『国語国文学報』 60号 pp.92-106 愛知教育大学
- 山下豊 (2002) 「疑問文と条件文と非現実比較文の関係について」 『成城文芸』 179号 pp.102-89 大学文芸学部研究室
- 吉良文孝 (2002) 「語法研究 条件文における Will の生起条件」 『英語青年』 147-11号 pp.712

ー713 研究社出版

スニーラット ニャンジャローン スック (2002) 『日本語条件表現の習得に関する研究』(博士論文) お茶の水女子大学

〈2003〉

有田節子(2003)「書評論文 Barbara Dancygier Conditionals and Prediction:Time, Knowledge, and Causation in Conditional Constructions」『言語研究』124号 pp.155-174 日本語学会

井筒美津子(2003a)「後置譲歩節を含む文の意味について」『旭川英語英文学研究』12号 pp.39-54 旭川英語英文学会

井島正博(2003b)「期待と対照の文法から見た条件文」『言語』32(3)号 pp.26-32 大修館書店

江副美智子(2003a)「日本語の条件表現の使い分け」『日本認知言語学会論文集』3号 pp.127-137 日本認知言語学会

江副美智子(2003b)「A Comparison of English and Japanese Conditions」『北海道英語英文学』第48号 pp.65-76 日本英文学会北海道支部

尾西拓一郎(2003)「方言における「コソ～已然形」係り結び」『國語學』54-4号 pp.31-43 日本語学会

川口義一(2003)「「文脈化」による応用日本語研究—文法項目の提出順再考—」『早稲田日本語研究』11号 pp.57-63 早稲田大学日本語学会

川島信恵(2003a)「条件文の機能的意味とその要因に関する覚え書」『日本語・日本文化研究』13号 pp.51-61 大阪外国語大学日本語講座

川島信恵(2003b)「否定形をもつモダリティ形式と命題の評価性—希望表現の否定「タクナイ」を例に—」『日本語教育』118号 pp.57-66 日本語教育会

金三順(2003a)「順接仮定条件表現における史的考察(1)—完了性仮定条件を中心に—」『専修国文』73号 pp.39-64 (専修大学日本語日本文学会)

金三順(2003b)「「捷解新語」諸本における順接仮定条件表現の様相—「ならば」と「たらば」をめぐって—」『文研論集』41号 pp.128-113 専修大学大学院学友会

郡司隆男(2003)「日常的推論の理論と言語形式: 量化表現、条件文、モーダル表現を中心として」文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書 神戸松蔭女子学院大学

栗山暢(2003)「思考の方法: 条件文推論を認知科学的観点から概観する」『言語文化論究』第18号 pp.13-26 九州大学

沢田治美(2003)「仮定的条件文における法助動詞の多義性」『市河賞 36年の軌跡』pp.72-80 語学教育研究所 開拓社

櫻井真美(2003)「山形市方言順接条件表現形式「ド」の用法」『言語科学論集』7号 pp.71-82 東北大学

白愛仙(2003)「文法形式の意味を決定する要因—接続助詞「と」をめぐって—」『大東文化大学外国語学研究』4号 pp.134-150 大東文化大学大学院外国語学研究科

- 高梨信乃 (2003) 「遠そうで近い条件と理由、条件と主題 (特集 つなぐ言葉—接続関係の言語学)」
『言語』 32(3)号 pp.47-53 大修館書店
- 高橋太郎 (2003) 『動詞九章』 ひつじ書房
- 高橋美奈子 (2003) 「「なら」による主題提示についての一考察」『日本語日本文化論叢』 2号
pp.50-44 四天王寺国際仏教大学
- 高橋潔 (2003) 「英語条件文の分類—Dancygier(1998)を中心として(1)」『宮城教育大学外国語
研究論集』 3号 pp.57-70 宮城教育大学英語教育講座
- 中山英治 (2003) 「現代日本語における非現実的な意味領域：ナイ限り、タリ、タトエバを対象
にして」『無差』 10号 pp.63-74 京都外国語大学
- 仁科明 (2003) 「なら：全体像の把握のころみ」『国際関係・比較文化研究』 1(2)号 pp.219
-233 静岡県立大学
- 仁田円 (2003) 「条件形式化する原因・理由形式についての記述的考察」『大阪産業大学論集 人
文学編』 109号 pp.45-58 大阪産業大学学会
- 日本語記述文法研究会 (編) (2003) 『現代日本語文法 4 第8部 モダリティ』 くろしお出版
- 藤枝善之 (2003) 「映画で教える特殊な時制用法：if 節中の will の論理を求めて」『映画英語教
育研究：紀要』 8号 pp.31-42 映画英語教育学会
- 福嶋健伸 (2003) 「中世末期日本語の～テアルの条件表現—～テアレバは状態表現として解釈で
きるか」『筑波日本語研究』 8号 pp.105-122 筑波大学大学院博士課程人文社会科学研究
科日本語学研究室
- 堀恵子 (2003a) 「韓国語母語話者を対象とする日本語条件の習得研究」『言語と文明』 1号 pp.53
-82 麗澤大学
- 堀恵子 (2003b) 「バ条件文の文末制約再考」2003年度日本語教育学会春季大会予稿集』 pp.55
-60 日本語教育学会
- 堀恵子 (2003c) 「コーパスにおける条件表現の用いられ方」『2003年度日本語教育学会秋季大会
予稿集』 pp.89-94 日本語教育学会
- 水谷信子 (2003) 「学習者の作文の添削に見る日本語母語話者の文の傾向—条件、接続、呼応な
どを中心に」『明海日本語』 8号 pp.1-10 明海大学日本語学会
- 矢島正浩 (2003) 「条件表現史研究が抱える問題」『国語語彙史の研究』 22号 pp.151-170 国
語語彙史研究会 和泉書院
- 和佐敦子 (2003) 「条件文における es que の意味機能」『Hispanica』 47号 pp.25-36 日本イ
スパニヤ学会
- Norris Robert W (2003a) 「How Do We Overcome the Difficulties of Teaching Conditionals ?」
『福岡国際大学紀要』 9号 pp.39-50 福岡国際大学・福岡女子短期大学
- Norris Robert W (2003b) 「Practical Lesson Plans for Teaching "If" Conditionals」『福岡国際
大学紀要』 10号 pp.33-40 福岡国際大学・福岡女子短期大学
- Solvang Harry (2003) 「条件文の使い分けに関する調査を中心に」『日本語研究センター報告』
11号 pp.36-41 大阪樟蔭女子大学日本語研究センター

〈2004〉

- 有田節子 (2004) 『完全時制節と日本語条件文』 (博士論文) 京都大学
- 有川貫太郎 (2004) 「古典ギリシャ語における条件文の用法について」 『言語文化論集』 25-2号 pp.3-21 名古屋大学
- 金宣伶 (2004) 「韓国語母語話者の日本語の条件表現「と・ば・たら・なら」の習得過程」 『国文目白』 43号 pp.11-14 日本女子大学
- 澤田治美 (2004) 「假定法の意味論:法助動詞と仮想世界」 『英語語法文法研究』 第11号 pp.17-30 英語語法文法学会
- 白愛仙 (2004) 「否定的条件表現の意味・機能—「すると」「しないと」を中心に—」 『日本文学論集』 28号 pp.84-72 大東文化大学大学院日本文学専攻院生会.
- 下地早智子 (2004) 「中国語の条件表現」 『神戸外大論叢』 55-1号 pp.53-69 神戸市外国語大学
- 田中寛 (2004) 『日本語複文表現の研究』 白帝社
- 中山英治 (2004) 「文脈情報の観点からみた日本語の反事実性-条件文の反事実性とモダリティの反事実性」 『人間文化学研究集録』 14号 pp.11-23 大阪府立大学大学院人間文化学研究科
- 仁田円 (2004) 「条件文の周辺形式「場合 (には) と「かぎり (は) について—時間を表す文との関連を中心に」 『多文化社会と留学生交流』 8号 pp.37-53 大阪大学留学生センター
- 葉懿萱 (2004) 「「タラ」への一考察—肯定的用法を中心に—」 『STUDIUM』 第31号 pp.52-63 大阪外国語大学
- 堀恵子 (2004a) 「バ条件文の文末制約を再考する—日本語母語話者に対する適格性判断調査から—」 『言語と文明: 論集』 第2号 pp.108-135 麗澤大学
- 堀恵子 (2004b) 「4種類のコーパスにおける日本語条件表現の用いられかた—高等教育機関での日本語教育をめざして—」 『麗澤大学紀要』 第78号 pp.31-59 麗澤大学
- 前田直子 (2004) 『日本語諸方言の条件表現に関する対照研究』 pp.1-164 文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書 学習院大学
- 松井理直 (2004) 「計算論的関連性理論に基づく反事実条件文の解釈」 『Theoretical and applied linguistics at Kobe Shoin: トークス』 7号 pp.83-101 神戸松蔭女子学院大学
- 矢島正浩 (2004a) 「条件表現の変化を促したもの—已然形+バの位置づけに着目して—」 『国語学研究』 43号 pp.127-114 「国語学研究」刊行会
- 矢島正浩 (2004b) 「条件表現における未然形+バの衰退—近世期上方資料の使用状況から—」 『国語国文学報』 62号 pp.90-74 愛知教育大学国語国文学研究室
- 金宣伶 (2004) 「韓国語母語話者の日本語の条件表現「と・ば・たら・なら」の習得過程」 『国文目白』 pp.11-24 日本女子大学
- 劉培榮 (2004) 「日本語の条件表現について—品詞別からの考察—」 『東アジア日本語教育・日本文化研究』 7号 pp.383-396 東アジア日本語教育・日本文化研究学会
- 劉培榮 (2004) 「日本語の順接条件表現と中国語の「就」について」 『東アジア日本語教育・日本文化研究』 8号 pp.315-323 東アジア日本語教育・日本文化研究学会

Solvang Harry (2004) 「幼児の日本語獲得過程に見られる条件表現の特徴：発話機能を中心に」
『大阪樟蔭女子大学日本語研究センター報告』12号 pp.1-15 大阪樟蔭女子大学

〈2005〉

江口正 (2005) 「多値条件に対する帰結の諸相」『福岡大学日本語日本文学』15号 pp.136-126
福岡大学日本語日本文学会

池上素子 (2005) 「原因を表す「によって/により」—学術論文コーパスにおける用いられ方—」
『日本語教育』127号 pp.21-30 日本語教育学会

大野剛・キンベリー・ジョーンズ (2005) 「文法規則の使用と形式の選択の実際：会話における
『条件節』の観察から」南雅彦 (編) 『言語学と日本語教育 4』 pp.73-85 くろしお出版

川口仁・長瀬 雅之 (2005) 「単純な知識表現の組合せによる複雑な条件表現の試み」『人工知能
基本問題研究会』59号 pp.37-42 人工知能学会

小林賢次 (2005) 「条件表現史にみる文法化の過程(<特集>日本語における文法化・機能語化)」
『日本語の研究』第1(3)号 pp.171-182 日本語学会

江田すみれ (2005) 「主題「なら」の表現する内容について」『日本女子大学紀要』54号 pp.1
-11 日本女子大学

ソルヴァン, ハリー・前田直子 (2005) 「「と」「ば」「たら」「なら」再考」『日本語教育』第125
号、pp.28-38, 凡人社

高橋太郎 (2005) (編) 『日本語の文法』ひつじ書房

高橋潔 (2005) 「英語条件文の分類—Dancygier(1998)を中心として(2)」『宮城教育大学外国語
研究論集』4号 pp.5-15 宮城教育大学英語教育講座

田中寛 (2005) 「条件文と条件表現の体系的研究：序章」『大東文化大学紀要 人文科学』43号
pp.277-304 大東文化大学

千種眞一 (2005) 「アルメニア語・ゴート語における条件文の統辞法」『東北大学言語学論集』
14号 pp.3-34 東北大学言語学研究会

中島紀子 (2005) 「「モノナラ」に関する一考察」『国文学踏査』17号 pp.196-205 大正大学
国文学会.

中野友理 (2005) 「ナラとノナラ」『北海道大学留学生センター紀要』9号 pp.22-38 北海道
大学留学生センター.

堀恵子 (2005) 『日本語条件表現の習得における普遍的側面と母語の影響：コーパス調査からの
用法分類に基づいて』(博士論文) 麗澤大学

堀恵子 (2005a) 「日本語条件表現の習得過程—中級学習者に対する縦断的インタビューから—」
『日本語教育方法研究会誌』Vol.12 no.1 pp.36-37 日本教育方法研究会

堀恵子 (2005b) 「日本語条件文のプロトタイプの意味・用法と拡張—コーパス調査と言語学的有
標性の2つの観点から—」『日本語教育』126号 pp.124-133 日本語教育学会

堀恵子 (2005c) 「日本語条件表現が表す発話意図—教室指導における場面提示を目指して—」
『2005年度日本語教育学会秋季大会予稿集』 pp.229-234 日本語教育学会

松井理直 (2005) 「計算論的関連性理論における日本語条件文の解釈」『Theoretical and applied

- linguistics at Kobe Shoin : トークス』8号 pp.53-81 神戸松蔭女子学院大学
- 松木正恵 (2005) 「複合辞研究史(4)「後置詞」というとらえ方」『早稲田大学教育学部学術研究 国語・国文学編』54号 pp.15-26 早稲田大学教育学部
- 矢島正浩 (2005a) 『近代関西言語における条件表現の変遷原理に関する研究』文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書 愛知教育大学
- 矢島正浩 (2005b) 「条件表現の史的研究における「恒常性」」『日本近代語研究 4』近代語研究会 ひつじ書房
- 李光赫 (2005) 「条件を表わす接続助詞トにおける日中対照—時点・時段とアクチュアル・ポテンシャルを中心に—」『国語学研究』44号 pp.93-105 「国語学研究」刊行会
- 李貞愛 (2005) 「中国語における否定の一形式：条件文の否定的解釈」『山梨英和大学紀要』4号 pp.89-104 山梨英和大学
- 劉培榮 (2005) 「日本語の順接条件表現と中国語の「就」について」『東アジア日本語教育・日本文化研究』8号 pp.315-323 東アジア日本語教育・日本文化研究学会

〈2006〉

- 揚妻祐樹 (2006) 「条件表現から見た「語り口」の問題—三遊亭円朝の人情話速記本を資料として—」『藤女子大学国文学雑誌』74号 pp.1-28 藤女子大学国語国文学会
- 有田節子 (2006a) 「条件表現研究の導入」益岡隆志 (編) 『条件表現の対照』 pp.3-28 くろしお出版
- 有田節子 (2006b) 「時制節性と日英語の条件文」益岡隆志 (編) 『条件表現の対照』 pp.127-150 くろしお出版
- 井上和子 (2006) 「日本語の条件節と主文のモーダリティ」『Scientific approaches to language』5号 pp.9-28 神田外語大学
- 伊藤沙智子 (2006) 「評論データにおける接続助詞トの用法」『学習院大学人文科学論集』15号 pp.71-92 学習院大学
- 今尾ゆき子 (2006) 「バ条件文の事実的用法」『福井大学留学生センター紀要』1号 pp.1-14 福井大学
- 犬飼隆 (2006) 「黄葉片々 木簡にあらわれた已然形単独の条件表現」『萬葉』196号 pp.52-55 萬葉学会
- 岡野ひさの (2006) 「テモの他者と条件文」『福岡大学日本語日本文学』16号 pp.248-238 福岡大学日本語日本文学会
- コルクサ アリ アイジャン・加藤重広 (2006) 「ねじれた条件節を持つ条件文の分析」『日本語用論学会大会研究発表論文集』2号 pp.49-56 日本語用論学会
- 酒井智宏 (2006a) 「マッチングと条件文・譲歩文の伝達情報」『フランス語フランス文学研究』88号 pp.178 日本フランス語フランス文学会
- 酒井智宏 (2006b) 「条件文の論証価値について：言語内論証理論批判」『明星大学研究紀要. 日本文化学部・言語文化学科』14号 pp.142-154 明星大学
- 田中寛 (2006) 「レバ条件文における文脈的機能：理論関係と説末・文末表現に注目して」『言語

- 教育研究論叢』23号 pp.167-190 大東文化大学語学教育研究所
- 田中寛 (2006a) 「タイ語条件表現の研究：条件節と時間節における文の叙述」『大東文化大学紀要. 人文科学』44号 pp.203-247 大東文化大学
- 田中寛 (2006b) 「タイ語の条件表現をめぐってー日本語とタイ語の対照研究ー」益岡隆志 (編) 『条件表現の対照』 pp.99-126 くろしお出版
- 田中美和子 (2006) 「条件文の意味論」『言外と言内の交流分野：小泉保博士傘寿記念論文集』上田功・野田尚史 (編) pp.365-374 大学書林
- 田窪行則 (2006) 『日本語条件文とモダリティ』(博士論文) 京都大学
- 寺島佳子 (2006) 「学習者コーパスに観察される条件表現 ト・バ・タラ・ナラの使用と習得の関係」『日本語教育と異文化理解』5号 pp.17-25 愛知教育大学国際教育学会
- 中島功滋・中川正宣 (2006) 「条件文に対する主観確率判断過程のロジスティック回帰モデル：最尤法による意味的相互作用の分類」『認知科学=Cognitive studies : bulletin of the Japanese Cognitive Science Society』13-1号 pp.101-118 日本認知科学会
- 仁科明 (2006) 「「恒常」と「一般」：日本語条件表現における」『国際関係・比較文化研究』4(2)号 pp.311-323 静岡県立大学
- 藤田保幸 (2006) 「複合辞研究の展開と問題点」藤田保幸・山崎誠 (編) 『複合辞研究の現在』 pp.3-19 和泉書院
- 藤田保幸・山崎誠 (編) (2006) 『複合辞研究の現在』 和泉書院
- 益岡隆志 (2006) 「条件表現と事態の非現実性」『国語学研究』45号 pp.1-12 「国語学研究」刊行会
- 益岡隆志 (2006) 「日本語における条件形式の分化」益岡隆志 (編) 『条件表現の対照』 pp.31-46 くろしお出版
- 益岡隆志 (編) (2006) 『条件表現の対照』 くろしお出版
- 森田良行 (2006) 『日本語の類義表現辞典』 東京堂出版
- 矢島正浩 (2006) 「近代関西語の順接仮定表現ーナラからタラへの交代をめぐってー」『日本語科学』19号 pp.77-97 国書刊行会
- 吉田和史 (2006) 「条件文における言語の経済性」『事態と言語形式』筑波大学現代言語学研究会 (編) pp.257-282 三修社
- 李光赫 (2006) 「条件文の誘導推論をめぐる日中対照：十分条件と必要条件を中心に (口頭発表・午後の部, 日本語学会 2005 年度秋季大会研究発表会発表要旨)」『日本語の研究』2(2)号 pp.175-176 日本語学会
- Alpysbayeva Damira (2006) 「カザフ語母語話者に対する条件表現の効果的な提示の仕方ー「と・ば・たら」を中心にー」『日本言語文化研究会論集』2号 pp.221-248 日本言語文化研究会

〈2007〉

- 有田節子 (2007) 『日本語条件文と時制節性』 くろしお出版
- 泉原省二 (2007) 『日本語類義表現使い分け辞典』 研究社

- 伊藤さとみ (2007) 「中国語における条件文：「如果」と「無論」の比較分析」『日本東洋文化論集』13号 pp.31-57 琉球大学法文学部
- 井上和子 (2007) 「日本語の主文のモダリティと条件節」『Scientific approaches to language』6号 pp.39-73 神田外語大学
- 川口正通 (2007) 「siによって表される譲歩条件文-aunque 譲歩文との対比から」『Hispanica』51号 pp.39-59 日本イスパニヤ学会
- 佐野まさき (2007) 「とりたて詞の認可と最小性条件」『日本語の主文現象：統語構造とモダリティ』長谷川信子 (編) ひつじ書房
- 下地早智子 (2007) 「中国語の条件文における副詞"就才"の役割」『佐藤進教授還暦記念中国語学論集』 pp.235-245 佐藤進教授還暦記念中国語学論集刊行会 (編)
- 江田すみれ (2007) 「「てみる」を含む条件の用法について：特に「てみると」を中心に」『国文目白』46号 pp.1-12 日本女子大学
- 中川サワリ (2007) 『条件表現と条件文の論理構造：日本語とタイ語の対照研究』(博士論文) 名古屋大学
- 中島悦子 (2007) 『条件表現の研究』 おうふう
- 堀恵子 (2007) 「日本語条件文の文末制約習得に及ぼす母語の影響-タイ語・英語・韓国語・中国語話者を対象とした文法性判断テストから-」『麗沢大学紀要』84号 pp.101-126 麗沢大学
- 宮内佐夜香 (2007) 「江戸語・明治期東京語における接続助詞ケレド類の特徴と変化：ガと対比して」『日本語の研究』3-4号 pp.1-16 日本語学会
- 矢島正浩 (2007) 「近世中期以降上方語・関西語における当為表現の推移-条件表現史との関係から」『国語国文』76-4号 pp.40-58 中央図書出版社
- 安志英 (2007) 「狂言における逆接条件表現に関する一考察：男女の位相を中心に」『立教大学日本文学』99号 pp.75-86 立教大学
- 李光赫 (2007) 『条件表現における日中対照研究』(博士論文) 東北大学
- 李光赫 (2007) 「条件文の誘導推論をめぐる日中対照-前提条件と必須条件の視点から」『国語学研究』46号 pp.100-111 「国語学研究」刊行会
- 郭毓芳 (2007) 「台湾人日本語学習者における日本語の条件文「ト・バ・タラ・ナラ」の習得について-後件制約の使用状況から-」『大阪大学言語文化学』16号 pp.53-66 大阪大学言語文化学会
- 葉懿萱 (2007) 「「トキニハ」に関する一考察-「トキニ」との置き換えを通して-」『日本語文法』7-2号 pp.188-204 日本語文法学会
- Duo RongNa (2007) 「中国語の条件文について」『外国語学会誌』37号 pp.109-130 大東文化大学外国語学会
- Gaitan Mary Ann (2007) 「フィリピン語のKapag と Kung の条件表現」『えくす・おりえんて』14号 pp.378-381 大阪外国語大学言語社会学会
- Gaitan Mary Ann (2007) 「フィリピンの日本語学習者における条件表現習得-学習者の「タラ」と「バ」条件表現の選択傾向-」『日本語・日本文化研究』17号 pp.57-66 大阪外国語

大学日本語講座

Patricia M. Clancy (2007) 「Deontic Conditionals and Desirability: Structure and Socialization in Child-Directed Speech」 「拘束義務」条件文と「望ましき」—大人が子供に使う言葉の構造と社会化— 『言語学の諸相: 赤塚紀子教授記念論文集』 pp.3-18 久野すすむ・牧野成一・スーザン G. ストラウス (編) くろしお出版

〈2008〉

有田節子 (2008) 「あなたがそう言うからなら別れることにするわ —理由も条件も同じコインの裏表— (特集 例解 日本語の条件表現—言語に「もし」がなかったら?)」 『言語』 37(10)号 pp.76-83 大修館書店

梶原直樹・梶原和子 (2008) 「条件文の素材は論理的思考を促進するか(教授・学習)」 『日本教育心理学会総会発表論文集』 50号 pp.584 日本教育心理学会

岩男考哲 (2008) 「最近の若者ときたら...—話者の思考と属性叙述 (特集 例解 日本語の条件表現—言語に「もし」がなかったら?)」 『言語』 37(10)号 pp.52-59 大修館書店

大関浩美 (2008) 「習者は形式と意味機能をいかに結びつけていくか—初級学習者の条件表現の習得プロセスに関する事例研究—」 『第二言語としての日本語の習得研究』 11号 pp.122-140 凡人社

コルクサ アリ アイジャン (2008) 「反事実条件文で見られる「状態性述語」と「タ」」 口頭発表 日本語学会 2007 年度秋季大会研究発表会 『日本語の研究』 4(2)号 pp.111-112 日本語学会

コルクサ アリ アイジャン (2008) 「条件文の帰結節に現れる認識のモダリティ」 『日本語用論学会大会研究発表論文集』 4号 pp.39-45 日本語用論学会

酒井智宏 (2008) 「マッチングと条件文・譲歩文の伝達情報」 『教養論叢』 129号 pp.123-149 慶應義塾大学法学研究会

佐野裕子 (2008) 「「場合」に関する考察—接続助辞用法を中心に—」 『日本語文法』 8巻2号 pp. 日本語文法学会

田中寛 (2008) 「みだりに車外に出ると危険です—「ト」の事象性にみる結果思考と公共意識— (特集 例解 日本語の条件表現—言語に「もし」がなかったら?) —」 『言語』 37(10)号 pp.68-75 大修館書店

陳会林 (2008) 「「バ」条件文についての考察—認知言語学の観点から」 『愛知論叢』 84号 pp.113-132 愛知大学大学院院生協議会

中道圭人 (2008) 「幼児の条件推論に及ぼす義務および許可条件文の影響」 『常葉学園大学研究紀要 教育学部』 28号 pp.171-181 常葉学園大学

西村香奈絵 (2008) 「この壺を買えば、運勢が上昇する—この壺を買わなければ、運勢が上がらない?— (特集 例解 日本語の条件表現—言語に「もし」がなかったら?) —」 『言語』 37(10)号 pp.60-67 大修館書店

陳訪澤・徐淑丹 (2008) 「日本語ナラ条件節におけるモダリティの形式と機能」 『神戸女子大学論集』 55(1) pp.1-8 (神戸女子大学)

- 日高水穂 (2008) そこに車を止めればダメです—標準語と方言の意味のずれ (特集 例解 日本語の条件表現—言語に「もし」がなかったら?) 『言語』第 37(10)号 pp.44—51 大修館書店
- 日本語記述文法研究会 (編) (2008) 『現代日本語文法 6 第 11 部 複文』くろしお出版
- 野呂健一 (2008) 「同語反復表現「X といえば X」におけるカテゴリー化について」『日本認知言語学会論文集』8 号 pp.223—233 日本認知言語学会.
- 日高水穂 (2008) そこに車を止めればダメです—標準語と方言の意味のずれ (特集 例解 日本語の条件表現—言語に「もし」がなかったら?) 『言語』37(10)号 pp.44—51 大修館書店
- 葉懿萱 (2008) 「「場合」に関する一考察：一般条件を表す「場合」をめぐる (口頭発表・午前の部 日本語学会 2008 年度春季大会研究発表会発表要旨)」『日本語の研究』4(4)号 pp.135 日本語学会
- 藤枝善之 (2008) 「法助動詞 will と条件節について」『SELL : studies in English linguistics & literature』25 号 pp.49—54 京都外国語大学
- 前田直子 (2008) 「もっと時間があつたら、時間さえあれば—条件の「たら」と「ば」— (特集 例解 日本語の条件表現—言語に「もし」がなかったら?)」『言語』37(10)号 pp.28—35 大修館書店
- 松崎舞子 (2008) 「条件表現の用法—使用実態の実証的検証—」『東京外国語大学日本研究教育年報』12 号 pp.85—99 東京外国語大学日本課程
- 益岡隆志 (編) (2008) 『叙述類型論』くろしお出版
- 宮内佐夜香 (2008) 『逆接条件表現の史的研究：江戸語・東京語を中心に』(博士論文) 東京都立大学
- 松木正恵 (2008) 「複合辞研究史(7)「複合辞」の体系化をめざして—認定基準の設定と複合辞—」『早稲田大学教育学部学術研究 国語・国文学編』57 号 pp. 1—12 早稲田大学教育会
- 矢島正浩 (2008) 「なめたらあかん—条件表現史からみる否定的当為表現の推移— (特集 例解 日本語の条件表現—言語に「もし」がなかったら?)」『言語』第 37(10)号 pp. 36—43 大修館書店
- Kolukisa Ali Aycan (2008) 「条件文の従属格」『北海道大学大学院文学研究科研究論集』8 号 pp.229—236 北海道大学大学院文学研究科
- Kolukisa All Aycan (2008) 「条件文の帰結節に現れる認識のモダリティ」『日本語用論学会大会研究発表論文集』4 号 p.39—45 日本語用論学会

〈2009〉

- 有田節子 (2009) 「書評 中島悦子著『条件表現の研究』」『日本語の研究/日本語学会』5 (2) 号 pp.53—60 日本語学会
- 井黒玲 (2009) 「日本語の条件表現「タラ」と「バ」の使い分けの一考察」『富山大学国語教育』34 号 pp.26—19 富山大学国語教育学会
- 岩男考哲 (2009) 「「ときたら」文をめぐる—有標の提題文が意味すること—」『日本語文法』第 9(2)号 pp.105—121 日本語文法学会 くろしお出版

- 金慶恵 (2009) 『日本語と韓国語の条件表現の対照研究』(博士論文) 首都大学東京
- 康 雯琪 (2009) 『日本語の順接仮定条件表現の研究: 「モシ」文・「～バ」節を中心に』(博士論文) 岡山大学
- コルクサ アリ アイジャン (2009) 『条件文とモダリティに関する研究: 日本語の条件表現とモダリティの相互関係の分析』(博士論文) 北海道大学
- 梶原直樹・梶原和子 (2009) 「条件文推理における具体例の功罪: わかりやすさと正しさとの乖離」 『日本教育心理学会総会発表論文集』 51号 pp.256 日本教育心理学会
- 韓先熙 (2009) 「一般的、事実的な条件表現の「と、たら、ば」の習得について」 『文彩』 第5号 pp.93-88 熊本県立大学文学部
- 清水由貴子 (2009) 「反復の意味を表す「V1 テハ V2」文の分析—形式的側面を中心に—」 9巻1号 『日本語文法』
- 鈴木義和 (2009) 「条件文とは何か」 『紀要』 36号 pp.69-94 神戸大学
- 長友俊一郎 (2009) 「モダリティと条件構文 (ワークショップ 多様な構文環境に現れたモダリティの解釈をめぐって)」 『日本語用論学会大会発表論文集』 5号 pp.205-208 日本語用論学会事務局
- 日本語記述文法研究会 (編) (2009) 『現代日本語文法 7 第12部 談話 第13部 待遇表現』 くろしお出版
- 古屋憲章 (2009) 「日本語教育のための文脈記述の可能性—条件表現「と」が用いられる文脈を例として—」 『ニダバ』 38号 pp.118-127 西日本言語学会
- 堀尾香代子 (2009) 「古代語における疑問条件表現の変遷—ヤ・カの消長との関連から—」 解釈 55-11・12号 pp.17-25 解釈学会
- 前田直子 (2009) 『日本語の複文 —条件文と原因・理由文の記述的研究—』 くろしお出版
- 益岡隆志 (2009) 「連体節表現の構文と意味 (日本語文法記述の挑戦—寺村秀夫の方法と展開—)」 『言語』 38(1)号 pp.18-25 大修館書店
- 松木正恵 (2009) 「複合辞研究史(8)「複合辞性」の再検討と複合辞の位置づけ」 『早稲田大学教育学部学術研究 国語・国文学編』 58号 pp.1-10 早稲田大学教育会
- 三井はるみ (2009) 「条件表現の地理的変異—方言文法の体系と多様性をめぐって—」 『日本語科学』 25号 pp.143-164 国書刊行会
- 葉懿萱 (2009) 『日本語の条件表現と時間表現』(博士論文) 大阪大学

〈2010〉

- 小竹直子 (2010) 「条件文の帰結部分における形容詞終止形と形容詞+ナルの交替」 『広島大学大学院教育学研究科紀要. 第二部, 文化教育開発関連領域』 59号 pp.249-258 広島大学大学院教育学研究科
- コルクサ アリ アイジャン (2010) 「モダリティと条件文」 『国語国文研究』 138号 pp.68-52 北海道大学国語国文学会
- 鈴木義和・孫哲 (2010) 「日本語と韓国語の条件文の対照研究」 『国文論叢』 43号 pp.31-52 神戸大学文学部国語国文学

- 田中寛 (2010)『複合辞からみた日本語文法の研究』 ひつじ書房
- 田中寛 (2010a)「「いう」と「おもう」の言語学：複合辞を用いた日本語の主体・主観表現」『立命館言語文化研究』 22 (2)号 pp.145-179 立命館大学
- 田中寛 (2010b)「日本語文法における複合辞研究－発話行為と文型の多面的な研究をめざして」『指向』 7号 pp.3-11 大東文化大学大学院 外国語研究科 日本言語文化学専攻
- 中村幸弘 (2010)「接続助詞を伴わない已然形の確定条件表現について」『国学院大学栃木短期大学紀要』 45号 pp.1-22 国学院大学栃木短期大学
- 矢島正浩 (2010)「上方・大阪語における接続詞的用法ソレナラ類の推移」『日本語の研究』 6-4号 pp.16-31 日本語学会
- 張春艶 (2010)「現代日本語の反事実的条件文を再考する：用例の中国語訳から見る」『日本語の研究』 6(4)号 日本語学会
- 崔延朱 (2010)「日本語の条件表現の習得研究－L1 幼児の縦断的発話データの分析から－」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部 文化教育開発関連領域』 59号 pp.259-268 広島大学大学院教育学研究科
- Elsherbini Maher (2010)「日本語の条件表現における使用できない「～れば」とアスペクト」『ニダバ』 39号 pp.88-96 西日本言語学会

〈2011〉

- アリ アルタディ (2011a)「日本語の条件文の分類と用法について－「と」と「たら」の分類と用法を中心－」『外国語学会誌』 No.40 pp.251-266 大東文化大学外国語学会
- アリ アルタディ (2011b)「日本語の「ナラ」条件文の分類と用法についての一考察」『外国語学研究』 12号 pp.157-168 大東文化大学大学院外国語学研究科
- アリ アルタディ (2011c)「日本語条件文の分類からみたインドネシア語の条件文の用法について」『語学教育研究論叢』 28号 pp.345-366 大東文化大学語学教育研究所
- 有田節子 (2011)「書評論文 前田直子著『日本語の複文：条件文と原因・理由文の記述的研究』」『日本語文法』 11-2号 pp.128-136 日本語文法学会
- 小西いづみ (2011)「複合辞『という』と『といえ』と『といったら』の用法の異同に関する計量的考察」『日本語コーパス』 pp.41-48 日本語コーパス予稿集
- 志澤剛 (2011)「N ナラ N 条件形式の意味・機能と認可条件」『日本語文法』 11(2)号 p.77-93 日本語文法学会
- 斉藤信浩 (2011)『韓国語および中国語を母語とする日本語学習者の論理文習得のメカニズムに関する研究：理由文と条件文の習得を中心に』(博士論文) 名古屋大学
- 田中寛 (2011a)「複合辞としてのナラ条件文の特殊用法について－提題と確認の交差すること－」『大東文化大学紀要 人文科学』 49号 pp.337-363 大東文化大学
- 田中寛 (2011b)「副詞・副詞(句)相当成分に付く「は」の諸相一文の制約とモーダルな関係」『言語教育研究論叢』 28号 pp.273-285 大東文化大学語学教育研究所
- 玉木晋太 (2011)「接続詞「と」と二重目的語構文について」『自然言語への理論的アプローチ』 pp.50-59 大阪大学大学院言語文化研究科 大阪大学大学院

- 中俣尚紀 (2011) 「条件を表す「なら」に前接する語彙—例文づくりのために—」『2011 年秋季日本語教育学会予稿集』 pp.131-134 日本語教育学会
- 張春艷 (2011) 「反事実的条件文におけるバ・ト・タラ・ナラの使用現状調査：日本語母語話者の適格性判断調査に基づく(ブース発表,日本語学会 2011 年度春季大会研究発表会発表要旨)『日本語の研究』 7(4)号 pp.195-196 日本語学会
- 中川サワリ (2011) 「生活コミュニケーション学の応用 条件表現と条件文」『生活コミュニケーション学とは何か』川又俊則・久保さつき(編)あるむ出版
- 中俣尚己 (2011) 「条件表現と評価的意味—「なら」と「と」に見られるプラス・マイナスの偏り」『日本語学会 2011 年度秋季大会研究発表会発表予稿集』 pp.115-122 日本語学会
- 中俣尚己 (2011) 「条件を表す「なら」に前接する語彙—例文作りのために—」『口頭発表,日本語教育学会 2011 年度秋季大会研究発表予稿集』 pp.131-134 日本語教育学会
- 蓮沼昭子 (2011) 「条件文と理由文の相関—「(ノ)ナラ」と「ノダカラ」を例に」『日本語日本文学』 21 号 pp.1-18 創価大学日本語日本文学会
- 彦坂佳宣 (2011) 「条件表現からみた近世期日本語の景観」『近世語研究のパースペクティブ：言語文化をどう捉えるか』金澤裕之・矢島正浩(編)笠間書院
- 三藤博 (2011) 「条件文のカテゴリー区分について」『自然言語への理論的アプローチ』 pp.70-79 大阪大学大学院言語文化研究科 大阪大学大学院
- 宮部真由美 (2011) 「テキストからみた「〜と」と「〜たら」の複文：すでにあるできごとを描写する用法を中心に」『文学部紀要』 25(1)号 pp.33-64 文教大学
- 李光赫 (2011a) 「反事実仮定文における日中対照」『国語学研究』 50 号 pp.86-96 「国語学研究」刊行会
- 李光赫 (2011b) 「期待性から見る日中条件表現の対照：中国語の「p,才 q」との対照を中心に」『言語科学論集』 15 号 pp.61-74 東北大学大学院文学研究科言語科学専攻
- 李光赫 (2011c) 「ト形式の時間的限定性における日中対照—中国語の「(一)P,就 Q」との対照を中心に」『日中言語対照研究論集』 13 号 pp. 89-100 日中対照言語学会
- 李光赫 (2011) 『日中対照から見る条件表現の諸相』風詠社
- Ikhtiar W. Tiwuk (2011) 「日本語の接続助詞「と」：インドネシア語との対照とテーマ・レマの考察」『日本語用論学会大会発表論文集』 7 号 p.9-16 日本語用論学会
- Tsulbaatar Onon (2011) 「特定課題研究報告 発見と協働を取り入れた翻訳授業の試み—「と」「ば」「たら」の使い分けをめぐる—」『日本言語文化研究会論集』 7 号 p.59-84 日本言語文化研究会

〈2012〉

- アリ アルタディ (2012a) 「日本語の条件文とその問題点について」『外国語学会誌』 p.231-249 大東文化大学外国語学会
- アリ アルタディ (2012b) 「日本語のト条件文の用法と主節のモダリティについて」『外国語学研究』 13 号 p.199-210 大東文化大学大学院外国語学研究科
- 有田節子 (2012) 「書評論文」前田直子著『日本語の複文：条件文と原因・理由文の記述的研究

- 究』『日本語文法』 11(2) p.128-136 日本語文法学会
- 有田節子 (2012) 「複文研究の一視点：時制とモダリティの接点としての既定性 (特集 複文研究の一視点：時間と様相の相互作用)」『日本語文法』12(2)号 p.43-64 日本語文法学会 くろしお出版
- 有田節子・江口正 (2012) 「佐賀方言と城島方言における条件節と時制の機能について」『日本方言研究会研究発表会発表原稿集』日本方言研究会研究発表会発表原稿集 95号 p.9-16 日本方言研究会
- 岩男考哲 (2012) 「「と言う」の条件形を用いた文の広がり」『日本語文法』 12(2)号 p.179-195 日本語文法学会 くろしお出版
- 斉藤信浩・玉岡賀津夫・母育新 (2012) 「中国語母語話者と韓国語母語話者は条件文「ト」をどのように理解しているか」『九州大学留学生センター紀要』 20号 p.1-9 九州大学留学生センター
- 下地早智子 (2012) 「中国語の条件表現」『神戸外大論叢 = Journal of foreign studie』55 (1)号 p.53-69 神戸市外国語大学研究会
- 鈴木泰 (2012) 「日本語史における条件=時間=理由関係の表現方法とムード・テンスの変化 (特集 複文研究の一視点：時間と様相の相互作用)」『日本語文法』12(2)号 p.3-23 日本語文法学会. くろしお出版.
- 竹田晃子 (2012) 「山形県米沢市方言・山形市方言における条件表現の研究」『大正大学研究紀要. 仏教学部・人間学部・文学部・表現学部』 97号 p.126-119 大正大学
- 奈良夕里枝 (2012) 「日本語の条件表現における後件のモダリティー制約」『フェリス女学院大学文学部紀要』 47号 p.129-138 フェリス女学院大学
- 迫野虔徳 (2012) 『方言史と日本語史』清文堂出版
- 蓮沼昭子 (2012) 「事態の既定性と「せっかく」構文」『日本語日本文学』 22号 p.19-41 創価大学日本語日本文学会
- 朴天弘 (2012) 「条件文と非条件文における「ハズ」の反事実的な意味の一考察：「スル+はずだった」を中心に」『言語情報科学』 10号 p.55-71 東京大学大学院総合文化研究科言語情報科学専攻
- 細川雄一郎 (2012) 「反事実条件文推論の動態論理による形式化」『科学哲学』45(1)号 p.17-33 日本科学哲学会
- 梅田泰 (2012) 「条件文の解釈—条件文の特徴と関連性理論から—」『常葉学園大学研究紀要 外国語学部』28号 p.43-53 常葉学園大学
- 水谷信子 (2012) 「日英語の談話の展開の分析—条件表現を中心に—」『明海大学大学院応用言語学研究科紀要』 14号 p.75-87 明海大学大学院応用言語学研究科
- 松井理直 (2012) 「認知的関連性における条件文の計算過程」『神戸松蔭女子学院大学研究紀要. 文学部篇』1号 p.11-24 神戸松蔭女子学院大学
- 村木新次郎 (2012) 『日本語の品詞体系とその周辺』 ひつじ書房
- 矢島正浩 (2012) 「条件表現史上における原因理由文の変化の意味」『国語国文学報』 70号 p.36-11 愛知教育大学国語国文学研究室

- 矢島正浩 (2012) 『上方・大阪語における条件表現の史的研究』 (博士論文) 東北大学
- ユニアルシー (2012) 「日本語条件表現における読点の打ち方 —文学作品を例として—」 『日本語文化研究会論集』 8号 p.57-71 日本語文化研究会
- 李光赫・張建偉 (2012) 「日本語の必須条件形式について：中国語との相違を手がかりに」 『文芸研究』 174号 p.51-42 日本文芸研究会
- 崔延朱 (2012) 『第二言語としての日本語の条件表現の習得に関する研究：形式と意味に着目して』 広島大学

〈2013〉

- アリ アルタディ (2013) 「条件文の周辺の「限り」形式の用法と主節モダリティについて」 『指向』 10号 pp.100-113 大東文化大学大学院 外国語学研究科 日本語文化学専攻誌
- 井元秀剛 (2013) 「ト条件文のスペース構成と意味」 『時空と認知の言語学 2』 pp.3-12 大阪大学大学院言語文化研究科 大阪大学大学院
- 井上和子 (2013) 「日本語の条件節と主文のモダリティ」 『Scientific approaches to language』 第5号 pp.9-28 神田外語大学言語科学研究センター
- 井上和子 (2013) 「日本語の主文のモダリティと条件節」 『Scientific approaches to language』 第6号 pp.39-78 神田外語大学言語科学研究センター
- 田中寛 (2013) 「複合辞からみた条件表現の周辺—「(ない) 限り」「だけで」「次第で」などに関して—」 『外国語学会誌』 No.42 pp.147-164 大東文化大学外国語学会
- 中俣尚己 (2013) 「日本語教育における例文づくりのためのコーパス研究 —条件の「なら」を例として—」 『京都教育大学国文学会誌』 40号 京都教育大学国文学科
- 星川道人 (2013) 「条件つき意図と行為者性」 『哲学・科学史論叢』 15号 pp.59-83 東京大学教養学部哲学・科学史部会
- 松井理直 (2013) 「論理的推論における既定情報と関連性の影響」 『Theoretical and applied linguistics at Kobe Shoin : トークス』 16号 pp.63-97 神戸松蔭女子学院大学
- 矢島正浩 (2013) 『上方・大阪語における条件表現の史的展開 = The History of the Changes in the Use of Conditional Sentences in the Kamigata/Osaka Dialect』 笠間書院
- 劉曉華 (2013) 「言語空間モデルの視点から見た日本語の条件文—「ば」「たら」「と」の三形式を中心に—」 『北九州市立大学国際論集 = CIEE journal, the University of Kitakyushu』 11号 pp.13-37 北九州市立大学国際教育交流センター
- Kojima Yasuhiro (2013) 「Relative Time Reference in a Conditional Construction in Georgian」 『東京大学言語学論集』 33号 pp.139-153 東京大学大学院人文社会系研究科・文学部言語学研究室
- Kumakiri Taku (2013) 「Epistemic Modality and Conditional Sentence : On the Presentative Particle of an Arabic Dialect of Tunis (Tunisia)」 『東京大学言語学論集』 33号 pp.155-173 東京大学大学院人文社会系研究科・文学部言語学研究室
- Dang Thi Hong Ngoc (2013) 「ベトナム語における機能辞 cu' の特徴と条件表現の関連性」 『神戸市外国語大学研究科論集』 pp.107-124 神戸市外国語大学

【既発表論文と各章の関係】

本研究の出発点となったのは、2008年に拓殖大学大学院言語教育研究科日本語教育専攻に提出した修士論文『日本語とインドネシア語の条件表現について—日本語の条件文とインドネシア語の条件文の用法について—』である。その後、本研究の一部になった既発表論文と各章の関係を以下に示す。

第1章

1. 「日本語の条件文とその問題点について」『外国語学会誌』第41号（2012）大東文化大学外国語学会

第2章

1. 「日本語の「タラ」条件文の分類と用法についての一考察」『指向』第8号（2011）大東文化大学大学院外国語学研究科 日本言語文化学専攻
2. 「日本語の「ナラ」条件文の分類と用法についての一考察」『外国語学研究』第12号（2011）大東文化大学大学院外国語学研究科
3. 「日本語の「ト」条件文の用法と主節のモダリティについて」『外国語学研究』第13号（2012）大東文化大学大学院外国語学研究科

第3章

1. 「条件文の周辺の「限り」形式の用法と主節のモダリティについて」『指向』第10号（2013）大東文化大学大学院外国語学研究科 日本言語文化学専攻
2. 「条件文の周辺形式「次第」の用法と主節のモダリティについて」『JURNAL NIHONGO ジャーナル日本語』Vol.5 No.1（2013）インドネシア日本語教育学会（ASPBJI）
3. 「条件文の周辺形式「テハ」の用法と主節のモダリティについて」『JURNAL NIHONGO ジャーナル日本語』Vol.5 No.2（2014）インドネシア日本語教育学会（ASPBJI）
4. 「条件文の周辺形式「場合」の用法と主節のモダリティについて」『語学教育研究論叢』第31号（2014）大東文化大学語学教育研究所

第4章

1. 「日本語の条件文の分類からみたインドネシア語の条件文の用法について」『語学教育研究論叢』第28号（2011）大東文化大学語学教育研究所

謝辞

本論文の執筆に関して、指導教授である田中寛先生から多くの貴重なご意見や適切なご指導をいただいた。第4章のインドネシア語に関する部分は獨協大学外国語学部講師長南一豪先生から多くの貴重なご意見をいただいた。また、大東文化大学大学院外国語学研究科講師である青木淳子先生、そして大東文化大学大学院アジア地域研究科在籍の高田遼平さんには日本語をチェックしていただき、様々な貴重なご意見もいただいた。記して深く感謝を申し上げます。

最後に、日本での研究生生活を遠くインドネシアで暖かく見守ってくれた両親 H.Sutarto と Hj.Sudjiani、義理の親 Ir. H.Suprat と Hj.Jumarni、そして、妻 Ratna Juwita Supratiwi に感謝します。